日野市議会会議録

平成８年 第１回定例会

第１号～第14号

３月５日 開会

４月３日 閉会

日 野 市 議 会

日野市立図書館 ☎81-7354
1959147

平成８年　第１回定例会日程

３月　５日	（火曜日）	会議録署名議員の指名、会期の決定、日野市議会常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の委員の選任について、日野市議会平成８年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任について、議案上程
３月　６日	（水曜日）	日野市議会常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の委員の選任について、日野市議会平成８年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任について
３月　７日	（木曜日）	日野市議会常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の委員の選任について、日野市議会平成８年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任について
３月　８日	（金曜日）	日野市議会常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の委員の選任について、日野市議会平成８年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任について
３月　９日	（土曜日）	日野市議会常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の委員の選任について、日野市議会平成８年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任について、議長辞職について、日野市議会議長選挙について

1959147

３月１１日	（月曜日）	日野市議会常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の委員の選任について、日野市議会平成８年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任について、副議長辞職について、日野市議会副議長選挙について
３月１２日	（火曜日）	日野市議会常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の委員の選任について、日野市議会平成８年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任について、東京都11市競輪事業組合議会議員の選挙について、東京都４市競艇事業組合議会議員の選挙について、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙について、南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙について、南多摩斎場組合議会議員の選挙について、南多摩農業共済事務組合議会議員の選挙について、日野市農業委員会委員の推薦について、日野市消防委員会委員（議会選出）の選任について
３月１３日	（水曜日）	会期の延長、所信表明、行政報告、諸般の報告、議案上程、請願上程
３月２７日	（水曜日）	議案審査報告、議案上程
３月２８日	（木曜日）	一般質問
３月２９日	（金曜日）	一般質問
４月　１日	（月曜日）	一般質問、議案上程
４月　２日	（火曜日）	一般質問
４月　３日	（水曜日）	一般質問、議案上程

平成８年
第１回定例会

日野市議会会議録目次

○３月５日　　火曜日（第１日）

出　席　議　員 …… 1
欠　席　議　員 …… 1
出　席　説　明　員 …… 2
議　事　日　程 …… 2
開　　会 …… 5
会議録署名議員の指名 …… 5
会　期　の　決　定 …… 5
（議案上程）
議員提出議案第１号　住宅金融専門会社の不良債権処理問題に関する意見書 …… 6
延　　会 …… 7

○３月６日　　水曜日（第２日）

出　席　議　員 …… 9
欠　席　議　員 …… 9
出　席　説　明　員 …… 10
議　事　日　程 …… 10
開　　議 …… 13
延　　会 …… 13

○３月７日　　木曜日（第３日）

出　席　議　員 …… 15
欠　席　議　員 …… 15
出　席　説　明　員 …… 16
議　事　日　程 …… 16
開　　議 …… 19
延　　会 …… 19

○3月8日　　金曜日（第4日）
出　席　議　員 …… 21
欠　席　議　員 …… 21
出　席　説　明　員 …… 22
議　事　日　程 …… 22
開　　議 …… 25
延　　会 …… 26

○3月9日　　土曜日（第5日）
出　席　議　員 …… 27
欠　席　議　員 …… 27
出　席　説　明　員 …… 28
議　事　日　程 …… 28
開　　議 …… 31
議長辞職について …… 31
（選　挙）
日野市議会議長選挙について …… 32
延　　会 …… 35

○3月11日　　月曜日（第6日）
出　席　議　員 …… 37
欠　席　議　員 …… 37
出　席　説　明　員 …… 38
議　事　日　程 …… 38
開　　議 …… 41
副議長辞職について …… 41
（選　挙）
日野市議会副議長選挙について …… 42
延　　会 …… 45

○3月12日　　火曜日（第7日）

出　席　議　員 …… 47
欠　席　議　員 …… 47
出　席　説　明　員 …… 48
議　事　日　程 …… 48
開　　議 …… 51
（設置・選任）
日野市議会常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の委員の選任について …… 51
日野市議会平成８年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会
の設置及び委員の選任について …… 51
（選挙・選任・推薦）
東京都11市競輪事業組合議会議員の選挙について …… 52
東京都４市競艇事業組合議会議員の選挙について …… 53
東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙について …… 53
南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙について …… 54
南多摩斎場組合議会議員の選挙について …… 55
南多摩農業共済事務組合議会議員の選挙について …… 55
日野市農業委員会委員の推薦について …… 56
日野市消防委員会委員（議会選出）の選任について …… 57
散　　会 …… 59

○３月13日　　水曜日（第８日）
出　席　議　員 …… 61
欠　席　議　員 …… 61
出　席　説　明　員 …… 62
議　事　日　程 …… 62
開　　議 …… 67
会　期　の　延　長 …… 67
所　信　表　明 …… 67
諸　般　の　報　告 …… 115
（議案上程）
議　案　第　１　号　　平成７年度日野市土地区画整理事業特別会計補正

予算（第３号）の専決処分の報告承認について …… 115
議案第２号　日野市行政手続条例の制定について …… 117
議案第３号　日野市議会等の調査及び公聴会に出頭した者の費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について …… 128
議案第４号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 128
議案第５号　日野市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 128
議案第６号　日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の制定について …… 130
議案第７号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について …… 133
議案第８号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 133
議案第９号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 133
議案第10号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 133
議案第11号　平成７年度日野市一般会計補正予算（第３号） …… 135
議案第12号　平成７年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第３号） …… 142
議案第13号　平成７年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第４号） …… 143
議案第14号　平成７年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第３号） …… 146
議案第15号　平成７年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第４号） …… 148
議案第16号　平成７年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第２号） …… 149
議案第17号　平成７年度日野市老人保健特別会計補正予算

(第１号) …… 150
議案第18号　平成７年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第１号） …… 152
議案第19号　平成８年度日野市一般会計予算 …… 153
議案第20号　平成８年度日野市国民健康保険特別会計予算 …… 162
議案第21号　平成８年度日野市土地区画整理事業特別会計予算 …… 162
議案第22号　平成８年度日野市下水道事業特別会計予算 …… 162
議案第23号　平成８年度日野市立総合病院事業会計予算 …… 162
議案第24号　平成８年度日野市受託水道事業特別会計予算 …… 162
議案第25号　平成８年度日野市老人保健特別会計予算 …… 162
議案第26号　平成８年度日野市老人入院共済事業特別会計予算 …… 162
議案第27号　日野市組織条例の一部を改正する条例の制定について …… 170
議案第28号　日野市普通河川等管理条例の制定について …… 176
議案第29号　日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定について …… 178
議案第30号　日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について …… 179
（報　告）
報告第第1号　議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について …… 181
（請願上程）
請願第７－33号　立日橋・甲州街道間の「通り抜け車両」対策に関する請願 …… 182
請願第８－３号　日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場に関するデータ開示と同処分場の実態調査と抜本的対策を講ずることを求める陳情 …… 182
請願第８－４号　高齢者理美容券の所得制限導入に反対し、現制度のいっそうの充実を求める請願 ……182
請願第８－５号　日野市学童クラブの土曜日合同育成に対して人員、あるいは予算措置を求めることに関する陳情 …… 182

請　願　第８－６号　公営住宅の拡充と住宅政策に関する意見書提出を求める請願 …… 182
請　願　第８－７号　日野保健所跡を保健福祉総合センターとして整備促進等に関する請願 …… 182
請　願　第８－８号　国民の願いに応える公的介護保障の確立を国に要望することを求める請願 …… 183
散　　会 …… 183

○３月27日　　水曜日（第９日）
出　席　議　員 …… 185
欠　席　議　員 …… 185
出　席　説　明　員 …… 186
議　事　日　程 …… 186
開　　議 …… 191
（議案審査報告）　（総務委員会）
議　案　第　２　号　日野市行政手続条例の制定について …… 191
議　案　第　３　号　日野市議会等の調査及び公聴会に出頭した者の費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について …… 191
議　案　第　４　号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 191
議　案　第　５　号　日野市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 191
議　案　第　６　号　日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の制定について …… 193
議　案　第　27　号　日野市組織条例の一部を改正する条例の制定について …… 193
（厚生委員会）
議　案　第　７　号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について …… 194
議　案　第　８　号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一

部を改正する条例の制定について …… 194
議案第9号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 194
議案第10号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 194
議案第29号　日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定について …… 196
議案第30号　日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について …… 196
（建設委員会）
議案第28号　日野市普通河川等管理条例の制定について …… 197
（一般会計予算特別委員会）
議案第19号　平成8年度日野市一般会計予算 …… 198
（特別会計予算特別委員会）
議案第20号　平成8年度日野市国民健康保険特別会計予算 …… 223
議案第21号　平成8年度日野市土地区画整理事業特別会計予算 …… 223
議案第22号　平成8年度日野市下水道事業特別会計予算 …… 223
議案第23号　平成8年度日野市立総合病院事業会計予算 …… 223
議案第24号　平成8年度日野市受託水道事業特別会計予算 …… 223
議案第25号　平成8年度日野市老人保健特別会計予算 …… 223
議案第26号　平成8年度日野市老人入院共済事業特別会計予算 …… 223
（取り下げ）
紹介議員の取り下げの件 …… 227
（請願審査報告）　（総務委員会）
請願　第8－6号　公営住宅の拡充と住宅政策に関する意見書提出を求める請願 ……227
請願　第8－7号　日野保健所跡を保健福祉総合センターとして整備促進等に関する請願 …… 227
（厚生委員会）
請願　第7－20号　国民の願いにこたえる公的介護保障の確立を国に要望するよう求める陳情 …… 229

請 願　第８－８号　国民の願いに応える公的介護保障の確立を国に要望することを求める請願 …… 229
（建設委員会）
請 願　第７－33号　立日橋・甲州街道間の「通り抜け車両」対策に関する請願 …… 231
（文教委員会）
（継続審査）
請 願　第７－24号　公民館の早期建設と適正配置に関する請願 …… 231
（厚生委員会）
請 願　第７－28号　日野市内に社会福祉法人運営による知的障害者の生活施設を早期に実現させる請願 …… 232
請 願　第８－３号　日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場に関するデータ開示と同処分場の実態調査と抜本的対策を講ずることを求める陳情 …… 232
請 願　第８－４号　高齢者理美容券の所得制限導入に反対し、現制度のいっそうの充実を求める請願 …… 232
請 願　第８－５号　日野市学童クラブの土曜日合同育成に対して人員、あるいは予算措置を求めることに関する陳情 …… 232
（建設委員会）
請 願　第６－47号　豊田南地区の区画整理に伴うまちづくりに関する請願 …… 232
請 願　第６－57号　減歩の諸点について見直して下さいの陳情 …… 232
請 願　第６－58号　住居移転補償費は曳家補償を主とせず再築工法補償を主とするようにして下さいの陳情 …… 232
請 願　第６－59号　３・３・２道路幅を他地区並に28ｍとし保留地を確保してつけ換地に充当してくださいの陳情 …… 232
請 願　第６－64号　清水ビル建設に伴う環境保全に関する請願 …… 232
請 願　第７－11号　多摩平団地の建て替えに伴い住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願 …… 232
（継続審査議決）
議会運営委員会の継続審査議決に関する件 …… 233
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 233

スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 233
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 234
市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 234
（議案上程）
議員提出議案第２号　公営住宅の拡充と住宅政策に関する意見書 …… 234
議員提出議案第３号　国民の願いに応える公的介護保障の確立を要望する意見書 …… 234
議員提出議案第４号　日野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について …… 235
議員提出議案第５号　地方分権の実現を求める意見書 …… 235
散　　会 …… 236

○３月28日　　木曜日（第10日）
出　席　議　員 …… 237
欠　席　議　員 …… 237
出　席　説　明　員 …… 238
議　事　日　程 …… 238
開　　議 …… 239
（一般質問）
夏井明男議員
１．高齢化社会への対応 …… 239
２．市職員の服装への１提案 …… 252
宮沢清子議員
１．日野保健所跡を保健福祉総合センターとして開設を …… 257
２．仕事と家庭の両立のためにファミリー・サポート・センター事業の設立を …… 267
３．「ジェンダー・フリーな教育」について問う（21世紀をすてきに生きる女性と男性になるために） …… 270
４．「市民の声」を大切に……地域からの要望について …… 276
小山良悟議員
１．なぜ実践できないのか日野市の行政改革 …… 279

中谷好幸議員
1．請願採択を踏まえ、落川地域からミニバスの運行を …… 289
2．阪神淡路大震災から１年、教訓をどう生かすのか …… 296
散　　会 …… 311

○３月29日　　金曜日（第11日）
出　席　議　員 …… 313
欠　席　議　員 …… 313
出　席　説　明　員 …… 314
議　事　日　程 …… 314
開　　議 …… 315
（一般質問）
森田美津雄議員
1．「定住外国人」の参政権、とりわけ「地方参政権」についての見解とその実施に向けた取組についての決意を問う …… 315
橋本文子議員
1．痴呆性高齢者に対する福祉行政はどうあるべきか。今後の方針及び施策について問う …… 335
2．重度身体障害者の通所施設「かざぐるま」が、約束どおり公立化できなかった理由について …… 343
3．市立の斎場を作って庶民のくらしを守れ …… 346
4．多摩平団地の建て替えについて住民と市長との約束を確認する …… 350
板垣正男議員
1．市立総合病院建設基本計画ができたことをふまえ、その計画促進について …… 354
2．日野市の下水道普及率61％（'94年度）と今後の事業展開について …… 363
佐瀬昭二郎議員
1．ふたたび教科書採択をめぐる諸問題について …… 367
2．当面する高齢者福祉の課題について …… 379
散　　会 …… 392

○4月1日　　月曜日（第12日）
出　席　議　員 …… 393
欠　席　議　員 …… 393
出　席　説　明　員 …… 394
議　事　日　程 …… 394
開　　議 …… 395
（一般質問）
米沢照男議員
1．公営住宅法の改悪について …… 395
2．下水道事業進捗に伴う遊休地の活用について …… 400
3．震災時に備え旧専用水道の深井戸を活用できないか …… 404
4．多摩動物公園の南平門開設について …… 408
5．南部地域の病院建設について …… 411
渡邉馨鴻議員
1．公共下水道100％はいつになるのか、計画を明示せよ …… 414
2．高齢者世帯（含　独居世帯）の支援の現状について問う …… 421
3．学校施設の「汚い」「暗い」「臭い」「危険」所謂「４Ｋ」の改善の見通しはどうなったか
また第１、第３、第５土曜日の市職員の配備はどのようになっているのか …… 427
奥住日出男議員
1．行政水準向上のために徹底した行革を！ …… 433
鈴木美奈子議員
1．乳幼児医療費助成（１歳、２歳）の所得制限を撤廃せよ …… 446
2．「住専処理」に国民の税金をつぎこむ政府に対し、反対する声が大きいが、憲法、地方自治を守る市長の見解を問う …… 446
菅原直志議員
1．日野市は「ごみ緊急事態宣言」をせよ！ …… 446
2．ネットワークの活用で市民サービスの充実を！ …… 460
（議案上程）
議案第34号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定につ

いて …… 469
散　　会 …… 471

○4月2日　　火曜日（第13日）
出　席　議　員 …… 473
欠　席　議　員 …… 473
出　席　説　明　員 …… 474
議　事　日　程 …… 474
開　　議 …… 475
（一般質問）
沢田研二議員
1．地域コミニュティの核である「学校」の諸問題について問う …… 475
2．旭が丘地域への駐在所もしくは交番設置について、その後の進展状況を問う …… 495
佐藤洋二議員
1．西豊田駅誘致事業は一意専心の取組を …… 498
2．日野市は岩手県沢内村の福祉を学べ！
敬老見舞品等の全廃で思うこと …… 513
3．定住外国人への参政権付与について再度問う …… 519
執印真智子議員
1．余裕教室を子ども達のために有効利用せよ …… 522
2．就学時健康診断のあり方を問う …… 528
3．環境行政をどう進めるのか …… 539
竹ノ上武俊議員
1．市財政の将来展望について問う
――政府に自治体財源確立をせまれ
市民が主人公の効率的行財政を …… 549
2．多摩動物園通りの桜並木の今後について …… 565
散　　会 …… 569

○4月3日　　水曜日（第14日）

出　席　議　員 …… 571
欠　席　議　員 …… 571
出　席　説　明　員 …… 572
議　事　日　程 …… 572
開　　議 …… 575
（一般質問）
吉冨正敏議員
1．福祉・保健・医療の総合的な運営について問う …… 575
2．東豊田地区センターの整備について問う …… 582
3．多摩平団地の建て替え事業計画について問う …… 584
天野輝男議員
1．学校教育につき問う …… 591
2．地区センターにつき問う …… 606
3．道路整備につき問う
市道・都道・国道 …… 609
土方尚功議員
1．日野市の産業振興の方策を問う …… 611
田原　茂議員
1．放置自転車対策――条例改正のその後の経過と駐輪場増設の見通し
について問う …… 612
2．日野市として高齢者向けリハビリ事業の整備充実について問う …… 620
（議案上程）
議案第31号　日野市助役の選任について …… 635
議案第32号　日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
…… 635
議案第33号　日野市監査委員の選任について …… 636
議員提出議案第6号　横田基地をはじめとする米軍基地の撤去・返還を
求める意見書 …… 637
閉　　会 …… 637

3月5日　火曜日　（第1日）

平成8年
第1回定例会

日野市議会会議録　（第1号）

3月5日　火曜日　（第1日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	旗野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬　隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
助役	坂口泰雄君	収入役	落合豊君
企画財政部長	野中勝美君	総務部長	大崎茂男君
市民部長	宮本寿君	生活文化部長	小野宗市君
環境部長	中里正市君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	友野豊三郎君	福祉部長	小俣雅義君
水道部長	土方重男君	病院事務長	高野英男君
教育長	園田匠君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	小澤春童君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	加藤侃一郎君	副主幹	濃沼哲夫君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　田中住枝君

議事日程

平成8年3月5日（火）
午前10時開会

日程第1　会議録署名議員の指名
日程第2　会期の決定
（設置・選任）
日程第3　日野市議会常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の委員の選任について
日程第4　日野市議会平成8年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任について

（議案上程）

追加日程第１　議員提出議案第１号　住宅金融専門会社の不良債権処理問題に関する意見書

本日の会議に付した事件

日程第１から第２及び追加日程第１まで

午前10時21分　開会

○議長（福島盛之助君）　　これより平成８年第１回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

理事者から発言をしたい旨の申し入れがありましたので、これを許します。助役。

○助役（前田雅夫君）　　去る２月６日付で人事発令がございました。説明員等の変更がございましたので、御紹介を申し上げたいと存じます。

まず、市民部長でございますが、宮本寿。環境部長に、中里正市。建設部長でございますが、友野豊三郎。福祉部長、小俣雅義。社会教育部長、小沢春童。議会事務局長でございますが、加藤侃一郎。

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（福島盛之助君）　　これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により議長において

19番　板　垣　正　男　君

20番　鈴　木　美奈子　君

を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長　登壇〕

○議会運営委員長（天野輝男君）　　議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る２月29日、午後２時より議会運営委員会を開催いたしました。そして、今定例会の運営につきまして審議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日より３月29日までの25日間と決定しました。

なお、理事者より追加議案の予定がされているということでありますので、申し添えておきます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　　お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　　御異議ないものと認めます。よって、会期は本日から３月29日まで期日25日間と決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前10時24分　休憩

午後４時53分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議員提出議案第１号、住宅金融専門会社の不良債権処理問題に関する意見書の件につき、小山良悟君外４名より提出がありましたので、議員提出議案第１号を日程に追加し、先議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第１号、住宅金融専門会社の不良債権処理問題に関する意見書を日程に追加し、先議することに決しました。

議員提出議案第１号、住宅金融専門会社の不良債権処理問題に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　住宅金融専門会社の不良債権処理問題に関する意見書であります。

案文につきましては、お手元に配付しました要旨のとおりでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第１号、住宅金融専門会社の不良債権処理問題に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会す

ることに決しました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて延会いたします。

午後４時56分　延会

3月6日　水曜日　（第2日）

平成8年
第1回定例会

日野市議会会議録　（第2号）

3月6日　水曜日　（第2日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	箙野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬　隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
助役	坂口泰雄君	収入役	落合豊君
企画財政部長	野中勝美君	総務部長	大崎茂男君
市民部長	宮本寿君	生活文化部長	小野宗市君
環境部長	中里正市君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	友野豊三郎君	福祉部長	小俣雅義君
水道部長	土方重男君	病院事務長	高野英男君
教育長	園田匠君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	小澤春童君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	加藤侃一郎君	副主幹	濃沼哲夫君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　樋園裕子君

議事日程

平成8年3月6日（水）
午前10時開議

（設置・選任）

日程第1　日野市議会常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の委員の選任について

日程第2　日野市議会平成8年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任について

本日の会議に付した事件

なし

午前10時19分　開議

○議長（福島盛之助君）　おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午前10時20分　休憩

午後４時42分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて延会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後４時43分　延会

3月7日　木曜日　（第3日）

平成8年
第1回定例会

日野市議会会議録　（第3号）

3月7日　木曜日　（第3日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	簾野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬　隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
助役	坂口泰雄君	収入役	落合豊君
企画財政部長	野中勝美君	総務部長	大崎茂男君
市民部長	宮本寿君	生活文化部長	小野宗市君
環境部長	中里正市君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	友野豊三郎君	福祉部長	小俣雅義君
水道部長	土方重男君	病院事務長	高野英男君
教育長	園田匠君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	小澤春童君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	加藤侃一郎君	副主幹	濃沼哲夫君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　田中住枝君

議事日程

平成8年3月7日（木）
午前10時開議

（設置・選任）

日程第1　日野市議会常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の委員の選任について

日程第2　日野市議会平成8年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任について

本日の会議に付した事件

なし

午前10時14分　開議

○議長（福島盛之助君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前10時15分　休憩

午後４時46分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて延会いたします。

午後４時47分　延会

3月8日　金曜日　（第4日）

平成8年
第1回定例会

日野市議会会議録　（第4号）

3月8日　金曜日　（第4日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	旗野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬　隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
助役	坂口泰雄君	収入役	落合豊君
企画財政部長	野中勝美君	総務部長	大崎茂男君
市民部長	宮本寿君	生活文化部長	小野宗市君
環境部長	中里正市君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	友野豊三郎君	福祉部長	小俣雅義君
水道部長	土方重男君	病院事務長	高野英男君
教育長	園田匠君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	小澤春童君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	加藤侃一郎君	副主幹	濃沼哲夫君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　川久保友子君

議事日程

平成8年3月8日（金）
午前10時開議

（設置・選任）

日程第1　日野市議会常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の委員の選任について

日程第2　日野市議会平成8年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任について

本日の会議に付した事件

なし

午前10時20分　開議

○議長（福島盛之助君）　おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前10時21分　休憩

午後４時49分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時50分　休憩

午後11時55分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。３月９日は休会の日でありますが、議事の都合により特に会議を開くことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって３月９日は特に会議を開くことに決しました。

お諮りいたします。３月９日の会議は、議事の都合により特に午前零時に繰り上げて開くことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって３月９日の開議時間は午

前零時に繰り上げることに決定いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

明日の本会議は午前零時より開議いたします。

本日はこれにて延会いたします。

午後11時57分　延会

3月9日　土曜日　（第5日）

平成8年
第1回定例会

日野市議会会議録　（第5号）

3月9日　土曜日　（第5日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	簇野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬　隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
助役	坂口泰雄君	収入役	落合豊君
企画財政部長	野中勝美君	総務部長	大崎茂男君
市民部長	宮本寿君	生活文化部長	小野宗市君
環境部長	中里正市君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	友野豊三郎君	福祉部長	小俣雅義君
水道部長	土方重男君	病院事務長	高野英男君
教育長	園田匠君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	小澤春童君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	加藤侃一郎君	副主幹	濃沼哲夫君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　川久保友子君

議事日程

平成8年3月9日（土）
午前0時開議

（設置・選任）

日程第1　日野市議会常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の委員の選任について

日程第2　日野市議会平成8年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任について

追加日程第1　議長辞職について

（選挙）

追加日程第２　日野市議会議長選挙について

本日の会議に付した事件

　追加日程第１から第２まで

午前０時00分　開議

○議長（福島盛之助君）　おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前零時01分　休憩

午前１時41分　再開

○副議長（宮沢清子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議長福島盛之助さんから、議長の辞職願いが提出されました。この際、議長辞職の件を日程に追加し、先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君）　御異議ないものと認めます。よって、この際、本件を日程に追加し、先議することに決しました。

議長辞職の件を議題といたします。

本件については、福島盛之助さんの一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により退席していただきます。

福島盛之助さんの退席を求めます。

〔25番議員　退席〕

○副議長（宮沢清子君）　お諮りいたします。福島盛之助さんの議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君）　御異議ないものと認めます。よって福島盛之助さんの議長辞職の件は許可することに決定いたしました。

福島盛之助さんの除斥を解きます。

〔25番議員　着席〕

○副議長（宮沢清子君）　ここで、前議長の福島盛之助さんのごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔25番議員　登壇〕

○25番（福島盛之助君）　それでは、議長退任に当たりまして一言お礼の言葉を申し述べさせていただきます。

去る平成６年第１回定例会におきまして、第17代目の議長に指名をいただいて以来、今日まで皆様方の格別なる御支援、御協力をいただき、スムーズな議会運営が行えましたことを、まことに感謝にたえない次第でございます。また図らずも東京都市議会議長会及び三多摩上下水道及び道路促進協議会の会長という名誉ある任を務めさせていただきましたことは、まことに光栄と感じております。

今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願いをいたしまして、退任のごあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

○副議長（宮沢清子君）　２年間、本当に御苦労さまでした。

お諮りいたします。この際、日野市議会議長選挙の件を日程に追加し、先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君）　御異議ないものと認めます。よって、本件を日程に追加し、先議することに決しました。

日野市議会議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については投票によることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君）　御異議ないものと認めます。よって選挙は投票によって執行いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（宮沢清子君）　ただいまの出席議員は30名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第２項の規定により、立会人に吉冨正敏さんと森田美津雄さんを指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君）　御異議ないものと認めます。よって立会人に吉冨正敏さんと森田美津雄さんを指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（宮沢清子君）　　投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君）　　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（宮沢清子君）　　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

○副主幹（濃沼哲夫君）　　それでは、ただいまより点呼をいたします。

1番　江口　和雄議員〔投票〕	2番　佐藤　洋二議員〔投票〕
3番　菅原　直志議員〔投票〕	4番　渡邉　馨鴻議員〔投票〕
5番　吉冨　正敏議員〔投票〕	6番　小島　　久議員〔投票〕
7番　小川　友一議員〔投票〕	8番　森田美津雄議員〔投票〕
9番　佐瀬昭二郎議員〔投票〕	10番　中谷　好幸議員〔投票〕
11番　沢田　研二議員〔投票〕	12番　田原　　茂議員〔投票〕
14番　執印真智子議員〔投票〕	15番　土方　尚功議員〔投票〕
16番　天野　輝男議員〔投票〕	17番　奥住日出男議員〔投票〕
18番　橋本　文子議員〔投票〕	19番　板垣　正男議員〔投票〕
20番　鈴木美奈子議員〔投票〕	21番　内田　　勲議員〔投票〕
22番　馬場　繁夫議員〔投票〕	23番　夏井　明男議員〔投票〕
24番　黒川　重憲議員〔投票〕	25番　福島盛之助議員〔投票〕
26番　箕野　行雄議員〔投票〕	27番　小山　良悟議員〔投票〕
28番　一ノ瀬　隆議員〔投票〕	29番　竹ノ上武俊議員〔投票〕
30番　米沢　照男議員〔投票〕	13番　宮沢　清子議員〔投票〕

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君）　　投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（宮沢清子君）　　これより開票を行います。

吉冨正敏さん、森田美津雄さん、立ち会いをお願いいたします。

〔開　票〕

○副議長（宮沢清子君）　　選挙の結果を事務局長をして報告いたさせます。

○議会事務局長（加藤侃一郎君）　　選挙の結果を御報告申し上げます。

投票総数　　30票

有効投票　　25票

無効投票　　5票でございます。

有効投票中

土方　尚功議員　25票

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　　以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は7票であります。よって土方尚功さんが議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました土方尚功さんに、本席より会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

これをもって議長を交代いたします。御協力ありがとうございました。

土方尚功さん、議長席にお着き願います。（拍手）

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（土方尚功君）　　本日の市議会議長選挙において、第18代議長の要職につくことになりました土方尚功でございます。まことに身に余る光栄であり、また責任の重さを一層痛感いたしておる次第であります。

微力な私ではございますが、本市の発展に誠心誠意努力する覚悟でおりますので、今後とも皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いいたしまして、就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　　御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は3月11日の日程といたします。

次回本会議は３月11日、月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて延会いたします。

午前２時03分　延会

3月11日　月曜日　（第6日）

平成8年
第1回定例会

日野市議会会議録　（第6号）

3月11日　月曜日　（第6日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	簾野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬　隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
助役	坂口泰雄君	収入役	落合豊君
企画財政部長	野中勝美君	総務部長	大崎茂男君
市民部長	宮本寿君	生活文化部長	小野宗市君
環境部長	中里正市君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	友野豊三郎君	福祉部長	小俣雅義君
水道部長	土方重男君	病院事務長	高野英男君
教育長	園田匠君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	小澤春童君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	加藤侃一郎君	副主幹	濃沼哲夫君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成8年3月11日（月）
午前10時開議

（設置・選任）

日程第1　日野市議会常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の委員の選任について

日程第2　日野市議会平成8年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任について

追加日程第1　副議長辞職について

（選挙）

追加日程第２　日野市議会副議長選挙について

本日の会議に付した事件

追加日程第１から第２まで

午前10時19分　開議

○議長（土方尚功君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前10時20分　休憩

午後４時28分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。副議長宮沢清子君から、副議長の辞職願いが提出されました。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よってこの際、本件を日程に追加し、先議することに決しました。

副議長辞職の件を議題といたします。

本件については、宮沢清子君の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により退席していただきます。

宮沢清子君の退席を求めます。

〔13番議員　退席〕

○議長（土方尚功君）　お諮りいたします。宮沢清子君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって宮沢清子君の副議長辞職の件は、許可することに決定いたしました。

宮沢清子君の除斥を解きます。

〔13番議員　着席〕

ここで、前副議長の宮沢清子君のごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔13番議員　登壇〕

○13番（宮沢清子君）　副議長退任に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様の御推挙をいただき、副議長の要職について以来、２年間、無事に職務を全うすることができました。これもひとえに議員各位を初め、理事者の皆様のお力添えのたまものと心から感謝申し上げます。これからも市政発展のために、誠心誠意努力をしてまいる所存です。御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、退任のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（土方尚功君）　２年間、本当に御苦労さまでした。

お諮りいたします。この際、日野市議会副議長選挙の件を日程に追加し、先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し、先議することに決しました。

日野市議会副議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票によることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって選挙は投票によって執行いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（土方尚功君）　ただいまの出席議員は30名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第２項の規定により、立会人に吉冨正敏君と森田美津雄君を指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって立会人に吉冨正敏君と森田美津雄君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（土方尚功君）　投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（土方尚功君）　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

○議会事務局副主幹（濃沼哲夫君）　それではただいまより点呼いたします。

1番　江口　和雄議員〔投票〕	2番　佐藤　洋二議員〔投票〕
3番　菅原　直志議員〔投票〕	4番　渡邉　馨鴻議員〔投票〕
5番　吉冨　正敏議員〔投票〕	6番　小島　　久議員〔投票〕
7番　小川　友一議員〔投票〕	8番　森田美津雄議員〔投票〕
9番　佐瀬昭二郎議員〔投票〕	10番　中谷　好幸議員〔投票〕
11番　沢田　研二議員〔投票〕	12番　田原　　茂議員〔投票〕
13番　宮沢　清子議員〔投票〕	14番　執印真智子議員〔投票〕
16番　天野　輝男議員〔投票〕	17番　奥住日出男議員〔投票〕
18番　橋本　文子議員〔投票〕	19番　板垣　正男議員〔投票〕
20番　鈴木美奈子議員〔投票〕	21番　内田　　勲議員〔投票〕
22番　馬場　繁夫議員〔投票〕	23番　夏井　明男議員〔投票〕
24番　黒川　重憲議員〔投票〕	25番　福島盛之助議員〔投票〕
26番　箙野　行雄議員〔投票〕	27番　小山　良悟議員〔投票〕
28番　一ノ瀬　隆議員〔投票〕	29番　竹ノ上武俊議員〔投票〕
30番　米沢　照男議員〔投票〕	15番　土方　尚功議員〔投票〕

以上です。

○議長（土方尚功君）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（土方尚功君）　これより開票を行います。

吉冨正敏君、森田美津雄君、立ち会いをお願いいたします。

〔開　票〕

○議長（土方尚功君）　　選挙の結果を、事務局長をして報告いたさせます。

○議会事務局長（加藤侃一郎君）　　選挙の結果を御報告申し上げます。

投票総数　　30票

有効投票　　26票

無効投票　　4票でございます。

有効投票中

鈴木美奈子議員　25票

橋本文子君議員　1票でございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　　以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は7票であります。よって鈴木美奈子君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました鈴木美奈子君に、本席より会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長の就任のあいさつをお願いいたします。

〔副議長　登壇〕

○副議長（鈴木美奈子君）　　ただいま皆様方のお力によりまして、副議長を務めさせていただくことになりました鈴木美奈子でございます。

憲法を市政に生かすこの自治体において、大変責任のある役職だと思いますが、土方議長を補佐いたしまして、議会の民主的な運営、そしてまた公正な、そしてまた充実した議会運営を図ってまいりたいと存じます。

今後とも皆様方のお力添えをお願い申し上げまして、簡単でございますが、就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（土方尚功君）　　お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　　御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

午後４時47分　延会

3月12日　火曜日　（第７日）

平成８年
第１回定例会

日野市議会会議録　（第７号）

3月12日　火曜日　（第７日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	箕野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬　隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
助役	坂口泰雄君	収入役	落合豊君
企画財政部長	野中勝美君	総務部長	大崎茂男君
市民部長	宮本寿君	生活文化部長	小野宗市君
環境部長	中里正市君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	友野豊三郎君	福祉部長	小俣雅義君
水道部長	土方重男君	病院事務長	高野英男君
教育長	園田匠君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	小澤春童君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	加藤侃一郎君	副主幹	濃沼哲夫君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　山川芳子君

議事日程

平成8年3月12日（火）
午前10時開議

（設置・選任）

日程第1　日野市議会常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の委員の選任について

日程第2　日野市議会平成8年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任について

（選挙・選任・推薦）

追加日程第1　東京都11市競輪事業組合議会議員の選挙について

追加日程第２　東京都４市競艇事業組合議会議員の選挙について
追加日程第３　東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙について
追加日程第４　南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙について
追加日程第５　南多摩斎場組合議会議員の選挙について
追加日程第６　南多摩農業共済事務組合議会議員の選挙について
追加日程第７　日野市農業委員会委員の推薦について
追加日程第８　日野市消防委員会委員（議会選出）の選任について

本日の会議に付した事件
　日程第１から第２及び追加日程第１から第８まで

午前10時８分　開議

○議長（土方尚功君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前10時９分　休憩

午後２時16分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより日程第１、日野市議会常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の委員の選任の件を議題といたします。

委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって日野市議会常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより日程第２、日野市議会平成８年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任の件を議題といたします。

特別委員会の設置及び委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって日野市議会平成８年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時18分　休憩

午後４時15分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、東京都11市競輪事業組合議会議員の選挙、東京都４市競艇事業組合議会議員の選挙、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙、南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙、南多摩斎場組合議会議員の選挙、南多摩農業共済事務組合議会議員の選挙、日野市農業委員会委員の推薦、日野市消防委員会……（「日程がないよ」「追加議案の」「一度も来てない議案も」と呼ぶ者あり）少々お待ちください。

議会事務局副主幹。

○議会事務局副主幹（濃沼哲夫君）　今、議長が発言されました８件につきましては追加日程ということになっておりますので、日程の方については配付はしておりません。

以上です。（「議運のメンバーからちゃんと聞かなきゃだめだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（土方尚功君）　今、議長としてのお諮りをする途中でありますので、もとへ戻させていただきます。

日野市消防委員会委員（議会選出）の選任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって本８件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

これより東京都11市競輪事業組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名すること

に決しました。

東京都11市競輪事業組合議会議員に黒川重憲君、小山良悟君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました黒川重憲君、小山良悟君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました黒川重憲君、小山良悟君が東京都11市競輪事業組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました黒川重憲君、小山良悟君に本席より会議規則第32条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

これより、東京都４市競艇事業組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

東京都４市競艇事業組合議会議員に黒川重憲君、小山良悟君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました黒川重憲君、小山良悟君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました黒川重憲君、小山良悟君が東京都４市競艇事業組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました黒川重憲君、小山良悟君に本席より会議規則第32条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

これより東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により

指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員に内田勲君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました内田勲君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました内田勲君が東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました内田勲君に、本席より会議規則第32条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

これより南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

南多摩東部共立病院組合議会議員に江口和雄君、田原茂君、奥住日出男君、竹ノ上武俊君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました江口和雄君、田原茂君、

奥住日出男君、竹ノ上武俊君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました江口和雄君、田原茂君、奥住日出男君、竹ノ上武俊君が南多摩東部共立病院組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました江口和雄君、田原茂君、奥住日出男君、竹ノ上武俊君に、本席より会議規則第32条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

これより南多摩斎場組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

南多摩斎場組合議会議員に宮沢清子君、福島盛之助君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました宮沢清子君、福島盛之助君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました宮沢清子君、福島盛之助が南多摩斎場組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました宮沢清子君、福島盛之助君に、本席より会議規則第32条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

これより南多摩農業共済組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によ

ることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

南多摩農業共済事務組合議会議員に天野輝男君、夏井明男君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました天野輝男君、夏井明男君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました天野輝男君、夏井明男君が南多摩農業共済事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました天野輝男君、夏井明男君に、本席より会議規則第32条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

これより日野市農業委員会委員の推薦の件を議題といたします。

お諮りいたします。推薦の方法については指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって推薦の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

日野市農業委員会委員に沢田研二君、馬場繁夫君、簾野行雄君を指名いたします。

本件については、ただいま指名いたしました諸君の一身上に関する事件であると認められるので、地方自治法第117条の規定により、それぞれ退席していただきます。

まず、沢田研二君の退席を求めます。

〔11番議員　退席〕

○議長（土方尚功君）　お諮りいたします。沢田研二君を日野市農業委員会委員に推薦

することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって沢田研二君を推薦することに決しました。

沢田研二君の除斥を解きます。

〔11番議員　着席〕

○議長（土方尚功君）　次に、馬場繁夫君の退席を求めます。

〔22番議員　退席〕

○議長（土方尚功君）　お諮りいたします。馬場繁夫君を日野市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって馬場繁夫君を推薦することに決しました。

馬場繁夫君の除斥を解きます。

〔22番議員　着席〕

○議長（土方尚功君）　次に、箕野行雄君の退席を求めます。

〔26番議員　退席〕

○議長（土方尚功君）　お諮りいたします。箕野行雄君を日野市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって箕野行雄君を推薦することに決しました。

箕野行雄君の除斥を解きます。

〔26番議員　着席〕

○議長（土方尚功君）　これより日野市消防委員会委員（議会選出）の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。選任の方法については指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって選任の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

日野市消防委員会委員に江口和雄君、小島久君、中谷好幸君、宮沢清子君、福島盛之助君を指名いたします。

本件については、ただいま指名いたしました諸君の一身上に関する事件であると認められるので、地方自治法第117条の規定により、それぞれ退席していただきます。

まず、江口和雄君の退席を求めます。

〔１番議員　退席〕

○議長（土方尚功君）　お諮りいたします。江口和雄君を日野市消防委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって江口和雄君を選任することに決しました。

江口和雄君の除斥を解きます。

〔１番議員　着席〕

○議長（土方尚功君）　次に、小島久君の退席を求めます。

〔６番議員　退席〕

○議長（土方尚功君）　お諮りいたします。小島久君を日野市消防委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって小島久君を選任することに決しました。

小島久君の除斥を解きます。

〔６番議員　着席〕

○議長（土方尚功君）　次に、中谷好幸君の退席を求めます。

〔10番議員　退席〕

○議長（土方尚功君）　お諮りいたします。中谷好幸君を日野市消防委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって中谷好幸君を選任することに決しました。

中谷好幸君の除斥を解きます。

〔10番議員　着席〕

○議長（土方尚功君）　次に、宮沢清子君の退席を求めます。

〔13番議員　退席〕

○議長（土方尚功君）　お諮りいたします。宮沢清子君を日野市消防委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって宮沢清子君を選任することに決しました。

宮沢清子君の除斥を解きます。

〔13番議員　着席〕

○議長（土方尚功君）　次に、福島盛之助君の退席を求めます。

〔25番議員　退席〕

○議長（土方尚功君）　お諮りいたします。福島盛之助君を日野市消防委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって福島盛之助君を選任することに決しました。

福島盛之助君の除斥を解きます。

〔25番議員　着席〕

○議長（土方尚功君）　本日の日程はすべて終わりました。

あすの本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時35分　散会

3月13日　水曜日　（第8日）

平成8年
第1回定例会

日野市議会会議録　（第8号）

3月13日　水曜日　（第8日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	旗野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬　隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
助役	坂口泰雄君	収入役	落合豊君
企画財政部長	野中勝美君	総務部長	大崎茂男君
市民部長	宮本寿君	生活文化部長	小野宗市君
環境部長	中里正市君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	友野豊三郎君	福祉部長	小俣雅義君
水道部長	土方重男君	病院事務長	高野英男君
教育長	園田匠君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	小澤春童君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	加藤侃一郎君	副主幹	濃沼哲夫君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　保木シゲル君

議事日程

平成8年3月13日（水）
午前10時開議

日程第　1　所信表明
日程第　2　行政報告
日程第　3　諸般の報告
（議案上程）
日程第　4　議案　第1号　平成7年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告承認について
日程第　5　議案　第2号　日野市行政手続条例の制定について

日程第 6	議案 第 3 号	日野市議会等の調査及び公聴会に出頭した者の費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案 第 4 号	日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案 第 5 号	日野市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案 第 6 号	日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の制定について
日程第 10	議案 第 7 号	日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案 第 8 号	日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12	議案 第 9 号	日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 13	議案 第 10 号	日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 14	議案 第 11 号	平成７年度日野市一般会計補正予算（第３号）
日程第 15	議案 第 12 号	平成７年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第 16	議案 第 13 号	平成７年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第４号）
日程第 17	議案 第 14 号	平成７年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第 18	議案 第 15 号	平成７年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第４号）
日程第 19	議案 第 16 号	平成７年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第２号）
日程第 20	議案 第 17 号	平成７年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）
日程第 21	議案 第 18 号	平成７年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予

			算（第１号）
日程第 22	議案	第 19 号	平成８年度日野市一般会計予算
日程第 23	議案	第 20 号	平成８年度日野市国民健康保険特別会計予算
日程第 24	議案	第 21 号	平成８年度日野市土地区画整理事業特別会計予算
日程第 25	議案	第 22 号	平成８年度日野市下水道事業特別会計予算
日程第 26	議案	第 23 号	平成８年度日野市立総合病院事業会計予算
日程第 27	議案	第 24 号	平成８年度日野市受託水道事業特別会計予算
日程第 28	議案	第 25 号	平成８年度日野市老人保健特別会計予算
日程第 29	議案	第 26 号	平成８年度日野市老人入院共済事業特別会計予算
日程第 30	議案	第 27 号	日野市組織条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 31	議案	第 28 号	日野市普通河川等管理条例の制定について
日程第 32	議案	第 29 号	日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 33	議案	第 30 号	日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について
（報　告）			
日程第 34	報告	第 1 号	議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について
（請願上程）			
日程第 35	請願	第７－33号	立日橋・甲州街道間の「通り抜け車両」対策に関する請願
日程第 36	請願	第８－３号	日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場に関するデータ開示と同処分場の実態調査と抜本的対策を講ずることを求める陳情
日程第 37	請願	第８－４号	高齢者理美容券の所得制限導入に反対し、現制度のいっそうの充実を求める請願
日程第 38	請願	第８－５号	日野市学童クラブの土曜日合同育成に対して人員、あるいは予算措置を求めることに関する陳情
日程第 39	請願	第８－６号	公営住宅の拡充と住宅政策に関する意見書提出を求める請願

日程第　40　請 願　　第８－７号　　日野保健所跡を保健福祉総合センターとして整備促進等に関する請願

日程第　41　請 願　　第８－８号　　国民の願いに応える公的介護保障の確立を国に要望することを求める請願

追加日程第１　　会期の延長

本日の会議に付した事件

日程第１から第41及び追加日程第１まで

午前10時14分　開議

○議長（土方尚功君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し、先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し、先議することに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長　登壇〕

○議会運営委員長（奥住日出男君）　議会運営委員会の御報告をさせていただきます。

昨日、役員改選後の議会運営委員会が新議長のもとに開催をされました。委員長に私、奥住日出男、副委員長に米沢照男議員が選出をされました。公正かつ効率的な議会運営を心がけてまいりたいと存じておりますので、どうぞ今後とも議員各位のお力添えをよろしくお願いを申し上げます。

それでは、委員会の報告をさせていただきます。

会期の件につきまして、当初、25日間の会期を５日間延長し、４月３日までの30日間と決定いたしました。

なお、追加議案が予定をされていることも申し添えておきます。

なお日程、内容等につきましてはお手元に配付いたしました資料を御参照願います。

以上、御確認いただきまして、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　お諮りいたします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり、会期を４月３日まで５日間延長することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、会期は４月３日まで５日間延長することに決しました。

これより日程第１、所信表明を行います。

理事者から所信表明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　所信表明を行います。

平成８年、1996年の日野市議会第１回定例会に当たり、市政に臨む所信と新年度予算の概要について申し述べ、議員各位と市民皆さんに一層の御理解と御協力をお願いする次第であります。

＜市政に取り組む基本市政＞

私は、日野市長に就任以来「人間尊重の行政」を基本理念として、「憲法を市政に生かし、市民のいのちとくらしを守る」こと、「緑と清流を取りもどし、健康で文化的な生活環境をつくる」ことを市政運営の基本姿勢とし、日野市基本構想に掲げる目指す都市像「緑と文化の市民都市」の建設に専心努力してまいりました。

今年、市制施行33年を迎えます。

地理的な自然環境と歴史的な文化環境に基礎づけられた諸条件の上に、市民皆さんの衆知と努力の集積により、今日の市勢状況に到達し得ていることに深い感銘を覚えるところであります。

市政運営を市民参加と情報公開につとめ、市民自治の機能とともに明るい市政を発展させることが地方自治の本旨と理解するところであります。

私自身も自律自戒につとめ、親切・清潔・能率の市政展開につとめてまいります。

＜市政に対する基本認識＞

昨年、我が国は戦後50年の意義深い年を迎えましたが、戦争と平和の問題を反省し、友好による国際平和こそ、我が国民の生存する唯一の道であることを学びました。

国内では、日本国憲法の理念にある基本的人権や民主主義の理解を進めるとともに、なお望ましい地方自治の進歩についてその認識を広くする必要があると考えます。

昨年10月１日の国勢調査では、人口16万6,429人を記録しましたが、ここ10年間人口推移は殆ど増減のない状況であります。

都市基盤整備事業は、各地区に道路、上下水道、公園緑地、水路等の都市計画事業を営々と施行し、現在も大きく進行中であります。

今後は、市政に適切な住宅政策を加えて緩やかな人口増をはかり、産業振興をすすめて地域社会の活性化と、都市機能の充実に努力する考えであります。

＜当面する主要な行政課題＞

次に列挙する主要な行政課題について、事業遂行への積極的な推進をはかってまいります。

１．建築指導行政の開始、２．施行中の各土地区画整理事業の遂行、３．公共下水道事業の普及と遂行、４．市立病院建替事業の展開、５．福祉保健センターの将来像と保

健、医療行政の展望、6．安全・防災行政の実践、7．ゴミ減量とリサイクル行政の展開、8．公団住宅多摩平団地建替事業の推進、9．文化・スポーツ振興協会の発足、10. 校区コミュニティ協議会の構成と機能化、11. 西豊田駅誘致事業に新たな構想、12. 多摩川苑祉ゾーンの事業化、13. 南部地域病院用地の確保、14. 環境保全と生態系に関する調査、15. モノレール建設事業への協力、16. 旭が丘に駐在所の誘致、17. 日野市福祉事業団の役割充実、18. 地域ボランティア活動の推進、19. 市行財政改革推進本部の実践活動、20. 能率改善、リストラ、組織改正、定数管理の実施等であります。

＜平成８年度の主要事業と予算について＞

平成８年度の国の一般会計予算額は、75兆1,049億円で、前年度に比べ４兆1,178億円、5.8%の増となっております。

長引く景気低迷の影響を受けて、税収入は51兆3,450億円、前年度に比べ4.4%の減となり、その税収不足を補填するため、国債21兆290億円を発行して、景気回復を目指す予算となっております。

所得税・住民税の減税は、平成７年度と同規模となっており、住民税減税に伴う減収額１兆6,425億円については、減税補填債を認める内容であります。

平成８年度の東京都の一般会計予算額は、６兆8,650億円で、前年度に比べ1,050億円、1.5%の減となり、２年ぶりのマイナス予算であります。都税総額は、４兆413億円で、前年度比2.8%の減となり、財政調整基金1,559億円を取り崩す厳しい財政状況であります。

政府の発表では、一部の業界に景気回復のきざしが出てきたとされていますが、早期の景気回復はなお期待困難であります。

本市の当面する平成８年度予算編成は、例年以上に厳しいもので、一般会計の総額は、451億1,200万円で、前年度比７億300万円、1.6%増であります。市税収入は290億6,600万円で、前年度比6.9%、18億7,300万円の増を見込みました。

一部大手企業の業績の伸びにより、法人市民税が35.4%、７億4,200万円の増となった反面、利子割交付金は、前年度に比べ38.4%、４億1,900万円の減となるなど景気低迷の影響が強く表れております。国の所得税減税は前年に引き続き実施されることとなり、本市市民税の減収額は22億2,000万円と見積もられ、その全額が減税補填債で手当てされることになりました。

厳しい財政環境にある中で、行政水準を維持するため所要財源の確保に努め、財政調整基金の活用をはかるとともに、目的に沿い公共施設建設基金から所要額を繰り入れる

こととといたしました。

また、住民負担の公平をはかるため、下水道使用料、道路、公園使用料、廃棄物処理手数料について改定をお願いすることといたしました。

歳出予算についても、経常経費の厳しい節減をはかり、事務事業の見直しを行うとともに、財源を重点的、効率的に配分し都市基盤の整備と市民生活の安定に寄与してまいります。

七つの特別会計の総額は325億7,700万円で、前年度比4.0%の増となっております。

次に、平成８年度の主要事業について申し述べます。

１．健康・福祉

中央福祉センター、中央公民館に車イス用階段昇降機を設置いたします。精神薄弱者の施策には、グループホーム第三こばと寮の建設をいたします。高齢化社会に対応するため、特に痴呆性高齢者の実態調査を実施いたします。保育施設では、保育園の１歳児室にエアコンを設置します。市立病院建設事業を促進するために、前年に引き続き基本設計、実施設計に取り組みます。

２．教育・文化

第六小学校、第八小学校の校舎の大規模改造にあわせ耐震補強工事を行うほか、第七小学校校舎の耐震補強設計、第三、第四小学校、平山中学校の校舎外壁改修、三沢中学校食堂の空調設備整備等を行います。小学校に在籍する聴覚障害や言語障害の児童に対し、第二小学校内に通級難聴学級を開設いたします。

市民プール内に幼児用プールを増設いたします。中央公民館で、公民館30周年の歩みを刊行することといたしました。

３．安全・快適

土地区画整理事業は、６地区の市施行事業を進めるとともに、多摩都市モノレール関連の整備を促進いたします。組合施行の事業に対する助成指導については、10組合事業に行うとともに日野駅周辺地区、百草園駅周辺地区、南新井地区に地区計画を策定いたします。百草、倉沢地区の緑を保存するために、百草地区緑のまちづくり計画の調査を行います。

公共下水道事業では、浅川処理区を中心に管渠の整備をさらに進めるとともに供用地区の切り替えを促進いたします。

緑と清流事業では、新井用水水辺整備事業を進めるとともに、浅川計画の現状について再調査を行う計画です。緑地整備事業では、平山緑地、日野緑地、三沢地区の緑地の

保全に努めます。

市営住宅建替事業は、第一東光寺団地に取りかかるため、道路設計、測量を実施し、平成９年から平成10年に向けての建設準備を進めます。また借上公共賃貸住宅については、新たに１棟分の整備助成を行います。

ごみ減量事業では、さらにリサイクル事業の拡充をはかってまいります。

防災対策では、耐震貯水槽の設置と備蓄品の充実をはかり、自主防災組織等のため校区コミュニティ協議会の促進をはかります。

４．産業振興

可能な農業振興とともに、市民農園事業の振興をはかります。

商業振興では、商工会館建設用地の貸与とともに建設資金補助を行い、商工会館建設への支援をします。商工金融対策についても、融資斡旋の利用増に対応するため、予算の増額をはかりました。

５．市民自治

本市市政の基本となる第３次基本構想及び基本計画書の作成に取り組みます。

地区センター整備については、（仮称）四谷地区センター、（仮称）南平台地区センターを建設するとともに、（仮称）東豊田地区センターの用地・建物を買収することといたしました。

市内在住外国人のための市民読本外国語版（中国語、スペイン語、韓国語）を作成し、市民生活上の利便をはかります。

新しいメディア時代の情報を確保するため、日野ケーブルテレビに出資することといたしました。

以上のことを申し上げて、議員各位と市民の皆さんの一そうのご理解をいただき、年度事業が達成されますことを願い、平成８年度に臨む所信表明といたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。江口和雄君。

○１番（江口和雄君）　それでは、大きく項目としては１点についてお伺いしたいと思います。

行財政改革の問題でございますけれども、この所信表明、市長の方から今お伺いいたしまして、昨年度の所信表明でも触れられておりましたけれども、この組み立て方として、当面する行政課題と、それと単年度ごとの当年度の業務目標といいますか、事業計画がそういう組み立て方でできているわけでございますけれども、行財政改革につきましては毎年のように市長の方は触れられておるわけでございますけれども、年度の事業

として見たときには、ほとんどそういうものが示されてきてないというところについて大変寂しさを覚えるわけなんでございます。

特に当年度事業のことを言いますと、すべてが新たな財源を使ったり、あるいは人をふやしたり、あるいはという、そういうふうなプラスの要因で、業務として見たときにプラスの要因であるわけでございますけれども、一方、行財政改革というのであるならば何らかの形で、どういったところに具体的に見直しをして、そういうことをしていくのかというについての決意が全く示されていない。こういった点について、大変不満に思うわけでございます。

今回のこの所信表明を見させていただきましても、言葉としては、一番最初の基本姿勢としては最後の行に「親切、清潔、能率の市政展開に努める」と、こういった表現もしてございますし、当面する主要な行政課題につきましても行財政改革推進本部の実践活動、さらには「能率、改善、リストラ、組織改正、定数管理の実施」と、こういったことが書かれているわけでありますけれども、昨年度の年間の事業計画にも入っていませんし、今年度もそういったことが触れられてない。こういった点については、実際には行財政推進本部をつくり、あるいは行財政調査会というものも委員会として置いたというふうには伺っておりますけれども、目に見える形でそういうものが表現されてこないということについては、大変寂しさを覚えるわけであります。

今の世の中の状況につきまして市長の方で触れられております基本認識、あるいは国全体の動向というものについては全く異論がないわけでございますけれども、主として当面のということよりも早くやらなければいけない行財政改革についての項目がほとんど見られないというのが大変寂しい。

近隣の市町村の比較で言うのはどうかと思いますけれども、やはり、そこには市民にとって目に見える、日野市としてはこういったところを少しスリム化するとか、あるいは見直しをするというものが、目に見える形で表明されないというのは大変寂しい気もするもんですから、そこら辺につきまして、もう少しつけ加えるところがあれば、この場でお伺いをしたいというふうに思います。細かいことにつきましては、予算委員会において行いたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ことし、特に当面する主要な事業という中に、今申し上げましたとおり市行財政改革推進本部を設けて、その実践活動に取り組むということと、そのまた内容として具体的に言えば、この組織改正、それから定数管理を行って、ある程

度のリストラだと言われる状況に取り組もうという内容の今審議をお願いをしております。

能率改善は常時当たり前なことでありますが、とりわけ、なかなか行政の非能率ということを脱却できない面もないわけではありませんので、一層その行政機能の確立にあわせ、職員自身の事務に対する能率改善に取り組んでいこう、こういう考えでございます。

なかなか、具体的に目に見えないというふうな御指摘もございますが、ことしは、ひとつ目に見える形でお示しできるというふうに、またしなければならないと考えておりますので、御指導とともにまた受け取っていただきたい、そのような姿勢を受け取っていただきたい、このように考えております。

○議長（土方尚功君）　　江口和雄君。

○１番（江口和雄君）　　ありがとうございました。

目に見える形でこうしたいということでありますから、それ以上はいいかと思いますが、３ページ、４ページに20項目にわたって各項目を列挙して、市長の方で当面の行政課題を掲げているわけでございますけれども、この中で具体化して、今年度事業の中の、いわゆる７ページ以降の中に掲げているのは、大きな項目で言うと、この20項目のうち六つか七つの項目が具体化されているような感じなんです。それ以外の残りの十幾つかは今年度の事業の中には、具体的には触れられていないような気もするんですよね。そういった点で見ますと昨年との比較においてもそういうことが言えますし、ただ、ここに羅列して書いてあるだけなんじゃないかなということを、大変失礼な言い方ですけれども、してしまうわけなんですよね。

今、市長の口から、新たな形で目に見えるものをしていきたいというお話がございましたので、それらについては、しっかりと見つめていきたいというふうに思いますし、細かな点につきましては予算委員会で聞きたいと思います。

ぜひ行財政改革につきまして、日野市が今、人口が十六万数千でもうとまったままになっているということを、こういった中で、人口増があり得ない中で当然収入等につきましても伸びが期待できないわけでございますから、やはり新しい事業がふえればふえるほど、そういった点につきましての行財政改革を具体的にやっていかなければ、いずれ財政的にも破綻してしまうということは目に見えているわけでございますし、ぜひ今後、積極的に、今市長のお言葉を信じながら見守っていきたいと思いますので、より具体的なものをお願いしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　　菅原直志君。

○3番（菅原直志君）　　私は2点ありますので、お伺いしたいと思います。

まず1点目、4ページの19番、市行財政改革推進本部の実践活動、今、江口議員の方からも質問ありましたけれども、その点について。二つ目、9ページのケーブルテレビの件、この2点です。

まず行財政改革の件なんですけれども、この行財政改革の大綱案、昨年の11月に出されたもの、これを一通り読ませていただきまして、担当の方と質問形式でいろいろお伺いしました。改めて、ここで、この行財政改革の大綱案を中心としたポイント、何がポイントなのか、どれをどういう項目について改革していきたいのか、簡単で結構ですので大まかなところをお話しいただければなと思います。

○議長（土方尚功君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　　行財政改革につきましては、現在調査会の方に大綱の案を示して御審議をいただいているところでございます。ポイントとなる点がどういうことかということでございますけれども、庁内の本部で検討した大綱の案、これが具体的には現在調査会の方で検討されておりますので、その結果、大綱は決定しようと思っておりますが、現在、そのポイントといいますか、幾つかの点で項目立てをしまして案を設定しております。

一つには、行財政にかかわる、要するに事務事業を総体的に点検をしていくというふうな観点のものから、わかりやすい行政運営を目指すような観点から組織のあり方等についても検討していこう。

それから、これは行政組織、あるいは実際の窓口業務とか、そうした中での市民サービスへの親切で清潔な市民サービスを目指すという観点、それから能率的な公共施設の管理運営というふうな分野でございます。

それから、財政運営にかかわりましては健全な財政の確立を目指すということで、弾力的な財政運営という観点からの検討、これは事務事業の経費節減等、そうした観点からの検討ということでございますが、そういった点。それから補助金等の整理、合理化、それから財源の確保の問題、それから受益者負担の適正化の問題、財政面ではこうした問題を挙げております。

それから、効率的な執行体制という点では定員管理の適正化、人事、給与制度の改善、それから行政能率向上の人材育成、こうした項目立てをしまして、取り組みを進めているところでございます。

○議長（土方尚功君）　　菅原直志君。

○3番（菅原直志君）　　具体的にできれば、ここと、ここと、ここなんだというものがあってもいいのかなと思いながら聞いていたんですけれども、こういう行財政改革をしましょうというときに、やっぱり、それぞれポイント、今回の目玉商品はこれですよという形でお話しできるぐらいあってもいいのかなと思うんですね。

確かに今回の行財政改革大綱案というのは、非常に具体的なところまで言及されている点も認められますので、それはそれでわかります。しかし、大きく改革になるであろうと思われるところについては、いま一つ具体例が挙がってこない。具体的に挙がっている面というのは、そのぐらいはあるだろうと文章を見てわかる程度のものでしかなかったというところで、なかなか消化しにくいところがあるんですね。例えば「補助金を見直します」であるとか、そういうところについては何が問題であったのかというところまで、多分審議されているんでしょうけれども、今年度中には、そういうところも明らかになっていただきたいなと思います。

また、この中で気になっている点などが、ランニングコストを考えましょう、ただし、それは「新規事業についてはランニングコストを考えていきましょう」という文章があるんですね。しかし、今まで行政全体がやっていることはたくさんあるわけですよね、事業として。それらの既存のもののランニングコストも一緒に見直していかなければいけないであろう。その点について質問をしたときも、新規事業についてのランニングコストだという答弁でしかなかったわけです。

もう一度ここで、それだけお伺いしたいので、今までの既存事業のランニングコスト、これはリストラとか、そういう言葉、またはスクラップアンドビルドとか、そういう言葉だとぼやけてしまいますので、既存のものについて、どのように考えていくのか、それだけ確認をさせていただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　　事業のランニングコストについての検討を「既存事業についてはしないというふうに話をした」というふうにおっしゃられましたけれども、既存事業についてのランニングコストの検討をしないということは、あり得ないと思います。これは当然、既存事業についてもそういったことは見直しをしていこうということを申し上げておるつもりでございますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

「新規事業」というふうに特に言葉として出てまいりましたのは、特に新しい事業を

始める際には後年度の負担、それを十分に検討し、特にランニングコスト、経常的な、施設等を建設した際のコストとか、一定の制度を設けた場合に経常化をしてくる経費、そうしたものについて、その事業を設置したり建物を設置したりする初期にかかる経費だけでなく、その後の経費についても十分検討をしていこうということを申し上げたところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　菅原直志君。

○3番（菅原直志君）　別に新規事業だけに限っている、ランニングコストの計算ですね、既存事業についてはやらないというふうに、はっきりと明言いただいたわけではなかったので、そこはちょっと担当の方のお立場もあるでしょうから、そこまでは私は聞いていませんので、それだけ御理解いただきたいと思います。

これ、行財政改革大綱案の2ページにしっかり書いているんですよね、「新規事業はランニングコストや後年度負担を考慮し、サンセット方式を採用」、こうなると、やっぱり新規事業についてはというふうなとられ方もあるわけです。既存のものはスクラップアンドビルドする。いま一つわかりにくい内容なので、このあたりもしっかりと精査していただきたいというふうに思います。

もう一つ、ケーブルテレビの件なんですけれども、私は、このケーブルテレビに非常に期待しておりますので、そういう観点から御質問したいと思います。

このケーブルテレビのどこに私が期待をしているかというと、やはりコミュニティチャンネルと言われております9チャンネルでございます。この9チャンネルをどのようにして日野市として活用していきたいのか、そこについて御質問いたします。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　「日野ケーブルテレビ会社」という民間の情報メディアの組織が日野市にできております。この7月から事業開始をするということであります。日野市には昨年度の時点から、いろいろな指導・協力の要請と、いろんな形の協力体制が求められておりますので、できるだけ公的に可能な協力はしてさしあげたい、このように考えております。

また、このように施策を歓迎される市民がいらっしゃることは大変励みのつくことだと思っております。今回は公費で、余り高額ではありませんけれども、若干の出資をする、そのうちに人的な連絡もつけていきたい、こんなふうに考えております。今回の予算を認めていただいた後には積極的なアプローチをしていきたい、こう考えております。

○議長（土方尚功君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　私、質問したのが、この９チャンネルのコミュニティチャンネルに対して、どのような期待を持って出資するのか、またはケーブルテレビ全体に対して、どのような期待をするのかという問いでしたので、もう一度、その点についてお答えいただければなと思います。

また、もう一つ、今ちょっと聞いた中で人的な連絡も図るという言葉がありまして、そこもちょっとお伺いしたいと思います。

その２点、お願いします。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　技術的なことは余り詳しくは存じませんが、要するに新しいマスメディア方式の一環として、地域でこのような事業が生まれるということでありますし、また市民にも、より正確な情報の利益がある、このように判断をいたしております。

人的と申しますのは、いろいろな連絡が必要だろうと思っておりますので、そのような見解で臨みたいと、こう思っております。

○議長（土方尚功君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　結局、出資をするわけですから、それなりの日野市の行政としてのメリットというものがあると思うんです。ここに期待をするのだということがあると思うんです。この行政報告の中で書かれているのが「新しいメディア時代の情報を確保するため」というふうに書かれているんですが、どういうところに情報の確保ということを考えているのか、また、こういうケーブルテレビをつくるときは近隣の市町、または市町村ですよね、そういうところでも実際になされておりますけれども、行政のたくさん連絡したいこと、そういうことをどんどん、どんどんケーブルテレビの中に流していくという作業もされていいと思うんです。そういう連絡、または災害時の緊急連絡のためのケーブルテレビのあり方であるとか、そういうところに対しての期待、そういう言葉をお伺いしたいんですよ。ですから、そういうところをお伺いしていますから、はっきりとお答え願いたいということです。

それと、もう一つ、質問するとまた出てくるんですけれども、利益を期待しているというお話、そしてまた聞くところによると５年後に利益が出るような試算があるというんですが、それの根拠があるかどうか、それだけをお伺いしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　ＣＡＴＶの出資の関係でございますけれども、まず、

いわゆるコミュニティチャンネル、これにつきましての行政の立場としては、今御質問の中にございましたとおり最も注目をしているのは当然でございます。これはＣＡＴＶの日野ケーブルテレビジョンが独自に番組内容を作成するチャンネルでございますので、この中ではＣＡＴＶ会社自体が提供するといいますか、放出する番組になるわけですけれども、当然、日野市のこの地域に適したといいますか、それに合った番組内容になるということ。

それから、当然行政側としましては広報の媒体として注目をいたしておるところでございます。ＣＡＴＶ会社自身もそうした市政にかかわる広報の機能を持った、そうした番組の政策にも取り組んでいきたいというふうに申しておりますし、また、それらについて連絡協議会等の設置もしていきたいというふうに話し合いをしておるところでございます。

それから、これは今度は放送全体のＣＡＴＶ会社自身の、コミュニティチャンネルにかかわらず番組審議会というふうなものが会社の中に設置をされるわけですけれども、その中に、市の方からもそのメンバーに入っていただきたいという申し入れも受けておりますので、そうした関係でもＣＡＴＶの事業全体について市側の意見も申し上げられる機会ができるというふうに考えております。

それから、その他、今後そのコミュニティチャンネルそのものの利用につきましては、会社側の方も発展的にいろんな計画も持っているようでございますので、さらに普及が進めば広報の媒体として、さらに利用の方法を市側としても会社側に求めたりしていきたいというふうに思っておりますけれども、当面としては一般のテレビの番組として広報番組を提供してもらう、そういうふうな考えでおります。

○議長（土方尚功君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　広報媒体としての活用を期待しているというお話ですので、それは私も大変いいことだと思います。となると、審議会または連絡協議会云々のお話もございましたので、そういう中で日野市がやはり、ああいう大きな広報媒体、ケーブルテレビというものに対して、どれだけアプローチしていくのか、そしてまた、ケーブルテレビをどのようにつくっていくのか、これは日野市のかかわれる範囲というものがあるかもしれませんけれども、そのあたりは協力関係でやっていくべきなんだろうなというふうに思います。

最後に先ほど質問したことで一つだけお答えされてないものがありますので確認したいんですが、利益の件です。そうなってくると、また後年度ですね、増資ということも

考えられるかと思うんですけれども、そのあたりについて考え方だけお願いします。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　ＣＡＴＶの経営につきましては、私どもは現在のところ会社側からの説明を受けるという形で内容を理解しているところでございますけれども、やはり加入者の数によって収入が決まってまいりますので、一定の年数がたちませんと加入者から支払われる料金が経営上、十分に賄える金額にならないということだと思います。数年後に採算のめどが立つということにつきましては、加入者の増を見込んでの計算ということだと思います。

したがいまして、市側として根拠といいますか、そういうものをこちらで積算したというものではございません。あくまでも会社側の中で設定されている内容を説明を受けて、概ね計画として考えられるものだろうということで了解をしているところでございます。

それから、増資云々という話もございましたけれども、ＣＡＴＶ事業に対する自治省等の見解は、地元のＣＡＴＶに対して地方公共団体がかかわっていくということについては、基本的にそのＣＡＴＶそのものが総合的な情報通信基盤の施設として、大容量の放送ができるとか、また総方向性を持った媒体であるとか、そうした点から各種の行政サービスに直接住民にその機能を提供する可能性も非常に高いということから、コミュニティの形成や地域文化等の振興を図るために地方公共団体がＣＡＴＶ事業を実施、ないしはその促進を図ることには意義があるというふうに考え、こうした会社への出資についても自治体としては取り組むべきであるというふうな、自治大臣官房総務審議官通知というのがございますけれども、そうした通知も出ているところでございまして、ただ、その中でも、いわゆる民間の企業に公共部門も参加する、いわゆる第三セクター的というふうに言っていいと思いますが、そうしたものに対する出資については、出資はやっぱりしていくべきだけれども、できるだけ少ない金額といいますか、そういう金額でやるようにというふうな方針も出ております。

そうした中で、今回は2,000万円ということで、パーセンテージにしましては1.33％ということになりますか、その程度の範囲というふうにとどめているところでございます。増収云々につきましては、今後どういう状況になるかわかりませんから何とも申し上げられませんが、現状では、そうした基本的な方向に沿って2,000万円の金額を設定をしているということでございます。

○議長（土方尚功君）　菅原直志君。

○3番（菅原直志君）　この問題については、私の方でもいろいろとお伺いしたいということがあるんですけれども、この程度にとどめたいと思います。

最後に、この都市型のケーブルテレビというものと、または地方というか、ケーブルテレビは全く特性が違っているということだと聞いております。都市型のケーブルテレビの加入率は大体3割というふうに聞いております。

日野市内3割の加入率という中で、1カ月3,000円云々の聴取料というんですか、会費というか、そういうものを集めて、じゃあ一体どれだけ経営が賄えるのかな、この3割というラインを超えて、4割、5割というふうに加入者をふやしていくような方向に日野市もどんどん、どんどんかかわっていくことが増収をする大きな目玉になるかな、その目的の目玉になるかなというふうに考えているんです。そのためにもこのケーブルテレビに対して、日野市がどれだけ、こんなことをしたい、こういうふうな事業をどんどん、どんどんケーブルテレビの中で紹介していきたい、そういう具体的な思いというか、事業計画とまでいくと固くなるので、思いぐらいでとどめてもいいんでしょうけれども、そういうものをぜひ、この場で聞きたかったということです。

以上で終わります。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　私は幾つかあるんですけれども、1点だけに絞ってお尋ねをいたします。

まず、昨年9月1日の広報で「まちをつくる市長室から」ということで、「地方自治は民主主義の学校、秋の行事から」という市長の文が広報に載せられております。この時点で初めて「地域防災計画の見直しのほか、災害時の避難所に指定する学校を中心とした学校区コミュニティ協議会の活動を思い立ちました」、このようなさわりが載っております。

次いで、10月1日の広報で「校区コミュニティ協議会の推進を」ということで、かなり具体的に運営準則等も設け地域の住民に問いかけたということでございます。その後の経過をお伺いしたいわけでありますけれども、市内には252自治会がある、このように伺っております。校区は小学校区単位でございますので、20校ということになるわけであります。

したがいまして、市長が申される校区コミュニティ協議会というのは、20協議会が設置される、このように判断をしております。しかも、この校区協議会の主となるものは四つだと明言をされております。その一つは、文化・スポーツ・レクリエーションに関

する行事、ごみ減量に関する行事、自主防災、地区育成会、この四つが柱になっているというふうに伺っております。そこで10月１日以降、この校区の協議会ということで説明会が恐らくなされ今日まで来ておると思いますけれども、20校区すべてにわたって説明会が完了したのかどうか、１点。

それから、その説明会を行った際、対象の方々は恐らく自治会長が対象の人員だと思いますけれども、どのくらいの方々が御出席になったのか、いわゆる出席率、そのことをお伺いしておきます。

○議長（土方尚功君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　10月１日号の広報でもちまして校区コミュニティ協議会と、今お話に出ました、それに基づきます準則であります。これの準則に従いまして11月から本年の２月にかけまして、20地区すべて説明会、打ち合わせ会であります。これを終了した状況にございます。説明会、これは自治会長さん、役員さん、こうした方に御出席を願う、文書を発送をいたしまして集まっていただいたわけでございます。

今、市内に252の自治会がある。この方々の出席を願ったわけでございますけれど、出席率としましては５割弱、自治会の数で申し上げますけれども、５割弱でございます。説明会の中では、常々申し上げましたように四つの行事といいますか、事業といいますか、こうしたものについて協議会を設けていただいて対応をしていただきたいんだと、こういう趣旨でございます。

内容につきましては、大方の中ではあるべき姿だという御理解をいただいている状況でございます。いろいろな御意見は出てはおりますけれども、そうした中で、今後とも新しい年度を迎えた中で、また役員さんも新たになっている、こういうふうに思っております。促進に向けて対応をしていきたい、こういうことであります。以上です。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　大体、概要はわかったんですけれども、いわゆる出席率が50％弱だと、こういうことなんですけれども、各学校区ごとの出席率は恐らく、いい出席率が過半数以上のところと、以下のところとあると思うんです。したがって、この件については予算委員会までに資料を提出していただきたいと思います。

さらに市長にお伺いいたします。市長の「まちをつくる市長室から」の校区コミュニティ協議会の推進、非常にいいことだろうと思うんですけれども、四つを一遍にこの校区協議会の方で審議をして、やれというのは、ちょっといかがなものかなと、こういうふうに感じておるわけです。

それはなぜかといいますと、一自治会単位で自治会長さんは、ほとんどの地域で交代制なんですね、引き続いて自治会長を行っているというのは少ないんですよ。つまり、今、生活文化部長がお話になったように、昨年の11月からことしの２月にかけて説明会をしましたけれども、実際に運営するのは、もう４月から新しい自治会長さんになってしまうわけですよ、つまりその運営が非常に難しいわけです。しかも項目は４項目もある。その辺が私は運営していく上で大変難しいというふうに思っています。

したがって、何か一つ、この件だけは、いろいろあるでしょうけれども、目玉として解決してほしい、こういうようなことをぜひ、ひとつ、これからの運営の中で配慮していただきたいなと、こういうふうに思います。

これは要望で回答は要りません。また予算委員会の中で、さらにお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　それでは、市長にお伺いをいたします。

市長の任期の最終年次の所信表明ということであります。その最終年次の所信表明にしては、非常に内容に乏しく具体性に欠けているように感じました。一、二点にしぼって確認をさせていただきたいと思います。

市長が再選をされた平成５年度の「予算編成方針と事業について」ということで内容を確認をしました。そして、市議会の改選期でありました平成６年度の市長の所信表明も確認をしてみたところでありますけれども、特に基盤整備の件に関してお伺いをさせていただきたいと思います。

一つは土地区画整理事業、そしてもう１点は下水道の普及率を100％にするということと、もう１点は南部に診療施設をつくるというふうな形の中で市長は、もう５年６年次にそのことを所信表明の中にうたっていたんです。今回の所信表明の中では、これから南部病院の用地を確保するんだというふうな形で述べられているわけであります。

特に公共下水道の普及率を100％を目指すということは、平成６年度の市議会の改選時においては、市長の与党であります共産党は、市民に1998年、平成10年度に普及率を100％にするということで、森田市長は顔写真を載せて市民に審判を仰いだわけですね。にもかかわらず、今回の特別会計の債務負担行為を見ても平成10年度で、まだこれから先に支出がされるような形がとられているわけですね。

その辺で南部病院の診療施設をこれからどう――もう年次がないわけですけれども、どこまで市長はやっておきたいというふうに思っていらっしゃるのか、公共下水道に関

してはどういうふうな計画、財政計画を含めた中で、どういうふうにお考えなのか、まず市長の方からお答えをいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この任期の終わりだということは、私もよく承知しております。ただし、次の任期もまだ私がやるか、だれがおやりになるか、これはちょっと時間を要することだろうと思います。したがいまして、特に区切り目という意識は、あるいは持ち得ていなかったかもしれません。営々としてやっているということは、もうはっきり申し上げておるわけでございます。100％を期して最大の努力を図っていくという考え方に微動だもするものはありません。年次を限るということは、なかなか難しいわけでありますが、必ず普及率100％の時期をなるべく早く確保したいというふうに考えております。

それから、南部地域病院のことであります。これまでの経過の中で、南部に医療施設が希薄であるという現実の状況もございますので、一時は病院の建て替えのこととあわせて配慮したことがあります。そして、区画整理事業の中で約6,000平米程度の用地を確保し得ておるわけでありますが、地元の意向がありまして、全農との用地を交換することによって、ほとんどの事務と申しましょうか、手順は終えております。そして数年前に、二、三年前だと思っております。当時の全農の責任者の方に、私が出向いてお願いをして、交換については確約をいただいております。むしろ近ごろは、向こうから事務を急いでくれと、こういう状況でございますので、今年度内に形としてはほぼ整うだろうと思っております。いわゆる全農の、高幡にあります全農の土地と交換をすることによって確保することは、もう明確であります。

したがいまして、医師会に対していろいろと今、御協議を申し出ております。まず医師会の御意見を最優先をして地域に安心のできる、そういう日野市の医療体制の一環を担う、そういう場所を設けるということでありまして、これは公設公営では考えていないわけでありまして、医師会に申し出ておりますのは、用地は提供いたしますから、どのような方法で医療施設を整えることが可能であるか、そのことについて今かなり内容のある協議をしておる、こういう状況でございます。

いろいろな可能性があろうと思っておりますが、一つ一つ追及をしながら一番市民皆さんにも安心をし、また行政としても期待をするに足るものをつくっていきたい、このように考えております。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○7番（小川友一君）　今、市長の方から、いわゆる事業を進める中での財政計画の見直しについての回答がなかったわけでありますけれども、企画財政部長にお伺いします。

「土地区画整理事業を進めます、公共下水道を100％にするようにこれから努力してまいります」と、こうおっしゃっているわけですけれども、財源の件で土地区画整理事業の債務負担行為、翌年度以降にどのくらいの支出が予定されているのかということで見てみました。平成13年度までに997億、一応1,000億円ですね、1,000億円、保留地処分金等の財源補填はなされることも承知はしているところでありますけれども、その辺の財源の確保が大丈夫なのかどうか、財政計画を見直すことを考えているのかどうかが1点。

それと、同じく公共下水道の件でありますけれども、債務負担行為を106億円を限度額で組んでいるわけでありますけれども、市長がおっしゃった平成10年度までに公共下水道を100％にするということで見てみたんですけれども、平成10年度までに60億円を予定しているということで債務負担行為がなされているわけであります。概ね、これは24億一般財源から支出をするというふうに――国とか都の支出金もあることもわかりますよ、しかし、こういうふうに一般財源から充当することが可能なのかどうか。現在、要するにこれの公債費の償還金は、元利合計で大体年次でもって18億円ぐらいを償還しているわけでありますね。それと同時に、こういうふうなものがピークになってくればこれの倍以上、36億から40億ぐらいの元利償還をしなくてはいけない状況ですね。

それと同時に、面的整備は進んでいるけれども、幹線整備はどんどん遅れているわけでしょう。それで、これの償還は、基本的には使用料をここに充てるという目的で当初財政計画を立てられたと思うんですね。面的整備は進んでも幹線が整備をされていなければ、要するにその使用料、手数料も入ってこないわけですね。

どういうふうな財源補填をしていくのか、どういうふうな形で一般財源を圧迫していくのかどうか、平成6年度末の投資的経費だってもう66億きりないわけでしょう、年度末で。6年度の年度末で……。ここでまた20億していく、一般会計からの繰出金がどんどん、どんどんしていけば、何も事業ができなくなってしまうと思うんですよね。その辺で財政当局は、どう考えているのか……。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　下水道事業と区画整理事業に関しましては、一般会計からの繰り出しという形での経費があるわけですけれども、この経費につきましては、ここ数年間、概ねの数字で下水道について30億前後、それから区画整理事業に対して15

億前後という数字になっているところでございます。それぞれ、これらの事業につきましては、市にとって重点的な都市基盤の整備の事業ということで、重点的に取り組んでおりますので、可能な限り財政全体の中でこれらに対する財源の確保は図っていくつもりではございます。ただ全体の財政状況から考えますと大変厳しい状況であるというのは、ただいま御質問の中でも御指摘されたとおりでございます。

財政当局といいますか、財政側としましては、やはり可能な限りこうした事業に対する費用は繰り出しという形で、出ていくものについては所要の額は確保していくわけですけれども、平準化をした形で執行がされるということが望ましいというふうに考えているところでございます。

区画整理事業につきましては、債務負担行為等に計上されております経費は、これは事業費全体といいますか、契約にかかわる経費全体が計上されておりまして、一部財源も入れてございますが、この中で実際には、都の方の補助等の金が執行の段階では交付されるという部分もございますので、そうした財源も実際には、執行の際には充当できるというふうに考えております。

それから下水道事業につきましては、確かに今後は使用料収入といいますか、それによりまして公債費の償還費等も可能な限り賄っていかなければならない。ただ一定の割合につきましては一般会計の負担というふうに考えておりますので、これらについては確保していかなければならないというふうに考えております。

そうした意味で、事業の進行についてできるだけ負担が平準化できるように、事業計画を立てる側としましてもそうした取り組みをお願いしているところでございます。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○7番（小川友一君）　市長、聞くだけで結構ですけれども、先ほど、まだわからないとおっしゃっていたんで、次に出るのは勝手ですから結構なんですけれども、要するに市民に年次を追って、ここまでにこういうふうなものを100％にしますとか、そういうふうに具体性のないことは文字にしてはいけないと思うんですね、絶対それは市民をだますことになると思うんですよ。もう20年もやっている市長が「平成10年に公共下水道を100％にする」、これは市民の人もできるのかと思ってしまう。しかし、裏づけが全然ないわけで、そういうふうなことは文言に入れないでいただきたい。そういうふうなものが出されるときは、市長の自分の顔写真を出さないでいただきたい、これは要望しておきます。

それから、予算審議に当たって確認と資料請求をしておきます。

平成５年度にも出されていたようでありますけれども、今回また主要な行政課題ということで「文化・スポーツ振興協会」の発足ということで予算が300万計上されているところでありますけれども、予算審議に当たって、この会を設立するに当たって趣意書というか、趣意書みたいなものがあるのかどうか。それと、この会の会則とか規約みたいなものがあると思うんですね、当然、予算計上してきているわけですからね、そういうふうなものがあるのかどうか。それであれば、要するに予算審議の場に資料を出していただきたい、これが１点であります。

それから、もう１点は、６ページに「行政水準を維持するため所要財源の確保に努め財政調整基金の活用を図る」、それで「とともに目的に沿い公共施設建設基金から所要額を繰り入れることといたしました」、こういうふうに書いてあるんです。どの程度、要するに基金を取り崩したのかなということで予算を見てみました。15億取り崩すということで、財調の方から８億、公共施設建設基金が７億ということで15億取り崩して基金から繰り入れるというふうなことがあるわけですけれども、一番下段、環境緑化基金繰入金ということで出ているわけですけれども、前年度まで4,000万円を繰り入れたわけですけれども、本年度はゼロになっているわけですね。それで説明欄を見てみましたら「廃目」ということになっているんです。一般的にこの廃目になっているということは、一般財源の中で十分やっていける、今まで。なぜ今まで4,000万円を取り崩して、基金から取り崩した中で、一般財源の中で充当していたのかどうか、ことしは充当する気はないのかどうか。これは科目存置か何かで置いてあればできると思いますけれど、廃目ということになりますと、基金を今まで取り崩していたのはむだなことをしていたのかなということを感じたわけですけれども、その辺、どういうふうなことなのか、どういうふうに事業を展開していこうとしているのか、その２点をお願いします。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問、前段の庁内文化・スポーツ振興協会、このように申し上げましたが、趣意書も、必要な定款、あるいは規則等もかなり精密なものを用意をして、今回は説明が行き詰まるというようなことは絶対にございませんので、ぜひ、ひとつ御理解をお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　緑化基金の繰り入れについての御質問でございます。この件につきましては、実は後ほどの一般会計予算の提案の際の説明で御説明をし、おわびを申し上げようというふうに思っているところでございますけれども、この4,000

万円の環境緑化基金の繰り入れは、環境緑化協会に対する補助金の事業、補助をする事業に充当をすることで、これまで繰り入れをし、充当をしてまいったところでございます。この方針につきまして今回変更をしたわけではございませんが、まことに申しわけございませんけれども、財源充当を誤りまして今回計上が漏れてしまったところでございます。この場で深くおわびをいたしますけれども、したがいまして、財源等に余裕があって、そのために取り崩しをやめたとか、方針の変更があったためにということではございません。

まことに恐縮でございますけれども、できるだけ早い補正の機会に基金等の繰り入れをし、従来どおりの財源充当をさせていただきたいというふうに思っておりますので、おわびとともにお願いを申し上げる次第でございます。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○7番（小川友一君）　前段の市長の自信たっぷりのお話でしたけれども、予算審議の場でゆっくりやりますので楽しみにしていてください。市長もゆっくりと、私もゆっくりとやりますので……。

後段の、基金の財源充当ですけれども、今説明をいただきました。ただ、この予算書を見た限りでは、そんなに豊かなのかなというふうに感じられるような予算ですよね、これは。間違いということで、後ほど補正等で是正をしていくということでありますから、指摘だけにとどめておきます。今後こういうふうなことはないように、予算を見た限りではそういうふうに感じたところです。以上で終わります。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　何点かお伺いしたいと思います。

個々の細かい内容につきましては、これから十分、時間をかけて予算委員会の中で話し合われると思いますので、この所信表明そのもののとらえ方といいましょうか、そんな観点から何点かお伺いしたいと思います。

最初に具体的な質問に入る前に、先ほど小川議員の方からも指摘があったことと関連をするので事前に伺っておきたいのですが、この所信表明をまとめられる時期といいましょうか、そのころ市長の健康状態が何か思わしくなかったようなことがあったのかどうか。

それから、この所信表明をまとめられるのは、もちろん市長自身の所信表明ですから市長の考えに基づいたものであるとは思いますが、実際に取りまとめをされるのはどなたなのか、まず具体的な質問に入る前にその2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　所信表明という表現で議会の冒頭に発言をさせていただく形式は、私の任期中、後半程度の期間だったと、このように記憶しております。

本来、政府でありますとか、あるいは東京都のような大きな組織、いろんな分担の仕方があるだろうと思っておりますけれども、今まで私は建前として、前段の基本姿勢とか基本認識とかいう部分は、また当面の主要な課題、私自身が記載することにいたしております。

それから、後段の具体的な今年度の、ごく短く表現をした予算と事業の状況ということにつきましては、財政当局に原稿を書いてもらうということにいたしておりまして、なるべく短い表現の中で誠意を込めて御理解をいただく記載をするというのが建前でございまして、上っていないものもあるわけでございますが、それには考えてないということではございません。いろいろな御指導もいただきながら、努めて市政全体が当面の事業を克服しながら進行させていくというふうに考えております。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　先ほど小川議員からも指摘があったんですが、この所信表明をいただいたときに最初に感じたことは、非常に簡略化されているなと……。何年か私もさかのぼって比較をしてみたんですが、今回、若干、枠組みといいましょうか、構成のまとめ方を変えておりますね。基本認識という部分を加えて、そして当面する主要な行政課題というような形で、これを箇条書きにした。これは、これそのものは非常にわかりやすくていいんですが、しかし、今、市長が言われたように短くまとめるという、わかりやすくするということの意味かと思うんですが、これそのものは非常に結構なことだと思うんですが、それにしても余りにも簡単過ぎるんじゃないのかなと、場合によっては――それこそ健康状態のことは触れられませんでしたけれども、何か思わしくないことでもあって手抜きでもされたのかなと、そんなことを勘ぐりたくなるほど本当に簡略化されているんですね。

確かに短くするのは結構なんですが、今のような御時世であれば、むしろいつもよりは、もっと、もっと補足的に説明を加えなければならん部分がたくさんあるんではないのかなと思うんですが、先ほどの答弁いただいた短く簡略的にまとめるということとの兼ね合いでは、その辺は、もしこの所信表明の中で文字にあらわさないのであれば、例えば補足で、きょう壇上で、特にこういう部分、ああいう部分もあるんだけれどもというようなことの補足があってもいいぐらいの感じがしたんですが、その点はいかがでしょ

うか。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　不十分というふうには思ってはいませんでしたけれども、できるだけ簡素で、しかも内容を込めて、また真心を込めてというつもりで表現をさせていただきました。これから御批判にまた応える立場で、いろいろ反省や検討をさせていただきたい。そして一番大切なのは市民から信頼をしていただける、そういう市政そのものであるというふうに要約をしたいと考えております。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　20項目の箇条書きにして主要課題というのを取り上げております。最初の基本姿勢なども従来から比べると――単純にその字数だけで充実しているとかしてないとかいうことは言い切れないんですが、これも今までの６割程度の文字数でしかあらわしてない。

それから基本認識についても従来と違う形でまとめたのは結構なんですが、これも、この文章そのものを見ましても、人口についてはほとんど増減がないとか、都市基盤整備事業については現在も大きく進行中であるとか、今後はさらに充実をしていきたいとか、これが基本認識として表現される内容だとすれば手抜きどころか、むしろその認識が不足しているのかなというぐらいに非常に残念に思った次第なんです。

特に今、財政問題が非常に厳しい状況は日野市だけではなくて、国も東京都もすべての地方自治体がみんなそうだと思うんです。そういうようなことがあれば、やはりこの基本認識のところに、その後にある主要課題20項目の中の、特に重点的な部分というのは、これはページを何ページか割いてでも詳しく述べる。そして、それを議会なり市民に訴えるとか、そういうことが必要ではないかと思うんです。

東京都の青島知事が、つい最近の東京都の広報で予算特集版を出しております。あの知事、いろいろ言われておりますが、かなり現状認識が不足している知事だと思うんですが、その知事でさえも、この財政のことについては、表明している部分の大半をこの財政問題の立て直しだとか、現状の厳しさを訴えて、これは多分、都民に対してもこういう現状なんでということを訴えているんだろうと思うんですが、その青島知事でさえこういう表現をしているんですから、20数年、行政をあずかっている森田市長がこういう表現でわかりやすく簡潔に、そして、なおかつ不十分とは思ってないというような答弁が出てくるのは、非常に残念でならないわけです。

若干、内容的に触れているなと思われるのは、せいぜい６ページに少し触れられてお

りますが、これだって本当に認識をちゃんとしているのかなというような基金の取り崩しの問題だとか、あるいは手数料を改定しますとか、こんなのも全く行政改革と関係ない話ですよ。これで急場をしのぐ、その努力をしていますと言っているんであれば、もっとおかしな話じゃないかなというふうに思うんです。

もう一つ伺いたいんですが、主要な行政課題として20項目上げておられるんですが、この順番というのは何か意味があるんですか。それとあわせまして、この中で特に今現在、市長が重要だと思われるものがあれば、項目だけで結構ですが、その辺についても前段の問題提起とあわせて御答弁いただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　当面する主要な行政課題、項目だけ上げて簡潔過ぎる、姿勢が出ていないという御指摘を伺っております。この中で今の御質問に最も該当させる、また相当の決意でおります課題は、19番の行財政改革推進本部を設けております。庁内でやる気を出してほしいということを最も強調して取り組んでおるということが一つございます。

そして、その具体的な内容が、20項目めの特に定数管理に重点を置きたい、こう考えております。従来の惰性がありまして、多少まだ改正を要すべきところが少なくないと思っておりますので、そのつもりで取り組む決意でございます。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　項目でいきますと１番から20番の中の、要するに19番と20番が最も重要であるということの今御答弁だったというふうに思います。

私もこれを見て、ほかにも主要課題と思われるものの抜けているものがありますが、それは別にしまして、この中で、あるいはこれになくてもこの19番、20番というのは、やっぱり最も大事な部分だろうというように思います。

ですから、むしろこの部分は別枠にしてでも設けてもいい項目であるし、また当然それが大事だというふうに言われるのであれば、先ほどの話に戻りますけれども、基本認識の中にその考え方の一端でも特に設けて、これについては非常な決意で臨まなければならないんだというようなことの認識を示してもいいと思うんですよ。それがなくて、しかも20項目羅列した中の一番最後に二つ並べるというのは、どういうつもりでこの順番を決められたのかな、そして、この内容を見ましても例えば福祉だとか教育だとか、何か固めて表現されているのであれば、その順番に沿っているのかなというふうに思うんですが、そういうわけでもなさそうですし、非常にこの短い、薄い表明書ですけれど

も、ちょっと理解に苦しむような部分があらゆるところにあるんですね。

これは、やっぱり、ぜひ、その辺の決意があるのであれば、それなりの決意を示していただきたいなというふうに思います。

それと、もう１点、この所信表明の扱いは、当然、議会に対しての配付をされるわけですが、職員に対してはどの範囲まで、これが活用されているのか、その辺について、ちょっとお伺いしたいんですが……。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　議会の都度、数日前に庁議を行います。庁議に資料として幹部職員には手渡しをしてあります。幹部職員は、おのおののセンスの中で決定させるということは当然なことであります。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　庁議の中で配付をされる。幹部職員には配っている。その幹部職員というのは、部長クラス以上という御理解でよろしいんでしょうか。課長クラスとか、あるいは係長クラスとか、そういったところには配られていないのかどうか。

それから労働組合の幹部などには、その辺の趣旨説明みたいなことは慣行としてやられているのかどうか、そのことも再度確認したいと思います。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　この所信表明の印刷物は、管理職までででございます。課長クラスでございます。

それから、後段の御質問の労働組合の方には、一応、市の管理職に配ったというようなことの中で情報としては伝わっているというふうに理解しております。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　後段の方なんですが、組合の幹部の人には情報として伝わっているという意味は、同じものが配付をされているという理解でよろしいんですか。それとも口頭で必要な部分を伝えているということなんでしょうか。その辺をちょっと、もう１回、確認します。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　口頭ではございませんが、庁内に流したといいますか、配付した資料として、やはり伝わっているというふうに理解してください。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　今、日本中といってもいいと思うんですが、大変厳しい状況の

中でやりくりしておりますよね。まして、この役所のようなところでは、当然、組合の方の幹部も現状がどうなっていて、世の中がどうなっていてというようなことの認識を十二分に持った中で協議をしていかないと、やっぱり、その配ったことを知っているぐらいじゃ知っていることになりませんよ、これ。根本的に何か違うような気がするんですね。それに対して全く違う認識を示しているのか、あるいは、やっぱりこの現実を理解して、そしてそれなりの交渉といいましょうか、話し合いをするのか、それによって全然話の進みぐあいが違うんじゃないでしょうか。

そういう基本的なことができてないと、日野市だけじゃないかもしれませんが、なかなか現状から脱皮していけないんじゃないかなというふうに思います。

それから、課長以上に配付をされているということなんですが、やはり、もしそういうことであれば、私はもっと下まで下ろしてもいいような気がするんですがね。そうであればあるほど、この程度の内容で配られてしまったんでは、悪いんですが、ああ、この程度でいいのかというような、逆な受けとめられをしないかというようなことで心配になったもので、あえて、こんな質問をさせてもらったんですが、やっぱり、もっと、もっと現状認識をされて、そしてその厳しさというものを十分職員にも訴える。当然職員に、あるいは議会に訴えれば、それは市民に対して現実を訴えることですから、やっぱり苦しいときは苦しいなりに、我慢をするところは我慢をする。そしてまた、次のためのステップの要求をする。何かこういうやりとりがないと、何か肝心な部分はベールに包んだ形にしておいて、そして結果だけ見て黒字だ、黒字だ、何ら日野は困っていることはないんだというような、そんな一方の宣伝材料に使われているような、そういう部分もありますので、具体的な個々の問題については、これからの予算委員会の中で討議されると思いますので、ぜひ今後のこういうまとめについては、そういう部分を十分認識していただきたいということを申し上げておきます。

以上です。

○議長（土方尚功君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時52分　休憩

午後１時９分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

所信表明に対する質疑を続けます。天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　所信表明につき、私の日ごろ考えていることを率直に申し上げて、そして、その対応をしていただけるところはしていただきたいという形の中から質問させていただきます。

先ほど説明の中にあったように平成８年度の一般会計予算、この伸びが去年の予算委員会では６億1,000万という数字でありましたけれども、今年度は７億3,000万、1.6%増であるという形の中で、そんな中で一番伸びたのは法人税なわけですね、これは７億4,000万円、そしてその組み立ての中でこの予算を編成するという形になりますと、私、大変、日ごろ感じておることは、この２番目の施行中の土地区画整理事業の遂行という中で、この区画整理事業というものをさかのぼってみますと、万願寺区画整理事業が、要するに昭和40年、事業申請を出しました。そして事業認可を受けたのが昭和56年なんですね。本来ですと事業申請を出しますと、やはり１年半ぐらいで事業認可というのは下りるものなんですね。そして16年間もたって申請を出して、そして現在、実際問題として万願寺の区画整理事業の中の事業費を開発公社で受け持っておるわけです。そういう状況の中で、昭和56年度から、いまだにこの問題を一つの区切りとしてつかないというところに、私は問題があるということを感じたわけです。

そして、この区画整理事業が現在７カ所、行われておるわけです。そして西平山の区画整理事業も多分４年前ごろだったと思います。平成２年ごろだったと思います。事業認可を取ったのは……。そして、今年の予算を見たら、もうほんのわずかしかついていないわけですね。こういう事業方法は私ないと思うんです。要するに事業認可を受けたら、年次的に予算が計上されなきゃならない。このところを事業の進め方にも多少私は問題があるんじゃないかなということを感じていることが１点。

そして先ほど市長の方から、一番初めに何をやらなければいけないか、沢田議員の質問の中で行革と、19と20の部分を取り組みたい、この事実を私どもは指摘したかったわけであります。そして、これらの事業を進めるに当たっては、そこそこ、この西平山の区画整理事業についても問題があると思うんです。問題があるということは、要するにあそこへは国道が入るわけです。国道が来るわけです。この国道をいかに進めるかによって予算がついてくると思うんですよね。そのあたりを、今、７カ所の市の施行の区画整理をやっているから手が回らないのかどうかわからないけれども、やはり事業認可を取った以上、何で具体的に進めて、年次計画でこの事業を進めていかないのかということを、まず、これは市長に聞く以外ないもんですから、市長の考え方をまず教えていただきた

い。

そして西平山の駅について「西豊田駅誘致事業の新たな構想」ということを市長から聞いたわけですが、幾ら駅をつくりたいと言っても、そして地権者の皆さんが負担をするということになったら、とても私はできないと思うんです、この事業は……。だから私が先ほど言っているようにこの事業は、西豊田の駅を進めるということは、立川・高尾間のまず複々線を仕掛けなければ、そして複々線を仕掛けることによって用地を確保したり、そういう中で予算を組んでおくという形であるならば、これは可能な部分も出てくると思うんです。

そして、こういう構想を持っておるわけですから、この構想を市長はどういう形で進めていく意思があるのか、そのあたりを教えていただきたいと思います。

南部の医療病院についても言おうと思いましたら説明がありましたので、こういう事実、現実かどうか、特に私が指摘しておきたいことは、市長は医師会の方に頼んだという形ですよね、この医師会というのは割と結束力というか、反対者がいるとなかなか進まないと思うんです。勢力的なものがあるようですが、そういう中で、あそこに森久保先生のところで医療の診療所を幾つか科目を持ってやっていますから、総合病院的な役割を果たしている部分がありますから、あそこの協力を呼びかけても協力を断られているわけですから、あそこの意思決定というものは大きく左右してくると思うんです。

そして日野市で医師会に、あそこに南部の病院をどうしてもやってほしい、土地を提供しますと言っても森久保先生の意向が左右しますから、森久保先生の考え方なしでは私はできないと、このように思うんです。そのあたりをぜひ教えてください。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問いただきました「当面する主要な行政課題」の中の第2項に掲げております「施行中の各土地区画整理事業の遂行」ということは、当然のことであります。

区画整理事業は、非常に大きな市民並びに地権者の方々の御理解の協力が大切でありますし、また、その行政としての進め方におきましても権利を預かる関係のことでありますし、相当な時間を要するということは、やむを得ない事業内容であります。

万願寺区画整理事業、初期の区画整理事業、既に完了したものは別にいたしまして、だんだん順序を経て事業化を行い、時の情勢に沿って必要な事務の手順と、それから工事の手順、こういうことが進行するわけでありますが、ここのところ、つまり平成3年あたりを中心といたしまして、いわゆるバブル現象というものが崩壊をしてまいりまし

た。その現象がはっきりしてきた、そのバブルのまた最たるものは土地の異常高騰でありまして、その異常高騰が、いっとき非常に低迷状況にあったというふうな経過がありました。ここ三、四年、経過いたしまして、やや、また底をついたといいましょうか、ある程度の見通しが生まれてきた。

御承知のとおり土地区画整理事業は、いわゆる公共減歩、保留地減歩、その合算によって個人の所有をされている土地を20とか30%供出をしていただいて、それによって公共的な道路、公園の用地に充てる。また一方に保留地を処分して事業の財政の経費に充てる。もちろん全部ではありませんが、必要な財源であります。

したがいまして、土地価格の変動ということで、いわゆる資金計画、このことはかなり影響を受けておるということは、もう否めない事実でありまして、万願寺区画整理事業は、御承知のとおり主要な街区、それから換地の仕事はほぼ集約の段階にあるわけでありますが、保留地がなかなか処分しにくい。土地を処分した財源が確保困難ということで、多少、年限が延びざるを得ない、こういう状況であります。

西平山は、換地に先立ってバブルを受けたような格好になっておりますが、西平山並びに東町等は、若干の事業計画そのものの区画街路や換地基準につきまして見直しを行って、事業として遂行できる、そういう見直しに変更しつつ進めていこう、こういうことであります。

日野市は、市民の方の理解と経験が深いものですから区画整理事業、市施行は御承知のとおり７事業、そして組合施行がこの間、一事業ふえましたので13事業にっておる。大変土地利用の面で大きな事業の経過が進みつつあるわけであります。その中ではありますけれども、特に地権者の方々が不安を持たれるとか、不信を持たれるとかいうことは全くないと言っていいのではないかと思って、大変ありがたく思っておるわけであります。責任を持って、それぞれの事業の遂行に当たるということは、もう言うまでもございません。なるべく早いに越したことはありませんが、時間的にある程度の延長もやむを得ないかもしれませんが、一定のバランスを持って立派に将来に向かっての、市街地形成はもちろんでありますし、権利関係、また市民御自身の日常生活の関係にも十分こたえられる事業として完成をさせるということに何ら変動はございません。

それから、もう一つの御心配だと言っていただいております南部地域病院の用地の確保ということでございまして、これも先ほどお答えをしておりますとおり、若干の時間は必要としたわけでありますけれども、相手方の全農の理解と、それから事業計画もいよいよ向こうにしても進むそうでありますから、信頼関係の中で交換の事務を完成させ

ていく。言葉の上では、約束の上では全くできる状況になっております。今年度ないし来年度の半ばまでには、事務的にも完成させたいものだと取り組んでおるところであります。

その後の利用方法ということで御心配をいただくわけでありますが、今期の、いわゆる病床確保ということは、市立病院で300床の建て替えを行うということ。それから全体的な日野の医療需要といいましょうか、あるいは病床に限りましても、まだ相当数欲しいということは変わりがございませんので、市民側の需要としては依然として必要だというふうに考えますし、それに応じて医師会当局、また医療の社会に十分問いかけて一定の事業として、また施設として確保できるというふうに思っておりますし、またそのように積極的に取り組んでまいる決意でございます。

以上です。

○議長（土方尚功君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　市長の言っていることは大体わかるわけですけれども、確かに万願寺の区画整理事業が始まって、もう56年に始まっているわけですから20年も経過しているわけですね。そして計画、事業申請を出してから、もう35年も過ぎておるという現実の中で、本来ですと、この区画整理事業というものは――私どもはこのあたりをよく聞かせていただいておりますが、普通は大体、市の施行でやる場合には10年を目安に完了しておるわけですね、ひとつの目安が10年ですよ。そして、確かにこの事業申請を受けて認可を受けていても事業に着手しない部分が多分あったんだろうと、このように思うわけです。その着手しなかった部分が16年も実際過ぎてしまったわけですから、確かに農家の人は忍耐強いですよね、バブルがはじけてしまったから少々遅れているのは仕方がないだろうと、こういう状況でいるかもわかりません。

しかしながら、私たちのように少しでも知識のある人は、これはやり方がおかしいと言わざるを得ないわけです。先ほど市長が言っているように、この万願寺の区画整理事業の、何で清算金を払えって一区切りがつかないかと言ったら、保留地の処分ができないためにできないわけでしょう、こういう形の事業というのは私はないと思うんです。少なくとも、これをまた地権者の方に負担してもらうということはできないから、この部分については少なくとも日野市で一部を負担するとしても、この保留地の処分というのはしっかりと区切りをつけて、そして清算金を払って一区切りをつけてやるということが、私は市民本位の政治じゃないかなということを感じておるわけです。そのあたりをどのような考え方を持っているか。

私、調べてみまして、開発公社で今、日野市の財源で遅れて持っているところの総額は大体300億円に近いんです。296億、こういう状況の中でこの部分については、当然利息分は払っていくわけです。要するに296億円有余のものが投資されておるわけです。そして、その部分の利息だって払っていっているわけですから、こういうものを考えたら、やはり私は、この万願寺の区画整理事業の保留地の部分については少し金額をまけたとしても、利息分を払っている部分をそこに繰り入れたとしても、やはり清算をすべきであるということを感じておるわけです。そのあたり、今後どのような形をとるかは知りませんが、ぜひ、そういう形で一つ一つ区切りをつけていったときに、やはりこの日野区画整理事業に対しても職員もそこに集中できるわけですよ。今のように７カ所もあれば、一つこっちの方で、要するに街路樹の変更とかそういうことになれば、そういうものをやっていれば当然そんなものは遅くなって当たり前なわけですよ、事業は。そういう中から一つ一つ区切りをつけていただきたいと思うんです。このあたり、いかがでしょう。

それと、先ほど組合施行の区画整理が13カ所行われているということも十分知っておるわけです。そして組合施行の区画整理事業、いい面もあるけれども、確かに農家の人と信頼関係ができて事業が進んでいるということは言えるでしょう。しかしながら、細かい区画整理事業になっている組合施行なわけですね、そして現在のように土地が底値というか、そして日野市の中ではたくさんあいているところもできておる、高幡とかあの区画整理事業が終わって、あのあたりも貸家住宅がたくさん実際できてきておりますよね、そしてあれもこれもが貸家住宅をつくっていっても、やはり日野市の中では需要が余ってきてしまうときが必ず私は来ると思うわけです。そういう中から、やはり組合施行の区画整理が終わったらいいといっても、皆さんが要するに土地を提供して区画整理が終わるわけですから、その終わった時点で、やはり農家をやるよりも利潤が上がるようなことを考えてあげなければならないと思うわけです。

そういう中で私は、区画整理事業というのは一つ一つ区切りをつけていくべきだと、このように思うんですが、このあたり、市長いかがですか。

そして先ほど、確かに日野市の中のベッド数が足りないのはだれでも知っているわけです。そして私が、この全農の跡地に南部の病院をつくるということになりますと森久保先生のところの同意が必要ですよと、こう言ったわけです。そうしたら、そのことには触れませんでしたね。だから一応土地だけは確保するんだ、土地だけを確保するのは結構ですけれども、この土地を、要するに高幡区画整理事業の中の土地をそこに交換す

るわけですから、その目的が生きなければ私はならないと思うわけです。それが全農との、要するに交換して確保して、そして森久保先生のところでやってくれというのが一番いいわけですね。多分病院をやって苦労するよりも、今は十分儲かっているわけですから、そんな余計なことはしないと思うんです。

そのあたりも、この全農の土地を南部の医療病院に充てる、それは結構です。そして今、日野市内の医師会の方にお願いしておる、それも結構です。そして私は、森久保先生に市長がお願いしてくれと市川さんに言っていたのを聞いております。そして市川さんが言ったら「とんでもない」ということを実際聞いているわけです。そういう中で、あえて何でここの南部の医療病院に全農の跡地を、まだこだわって南部の病院をつくる計画なのか、そのあたり、もう少し納得のいくように説明していただけませんか。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、まず万願寺の区画整理の話が今ございました。これは都市計画決定をされたのが確かに40年でございます。これは都市計画決定した後に、この地域の中に処理場の用地ということがございました。この処理場用地をあそこの地域の中に確保するについて、周辺の地主さん方とお話し合いをしてきたわけでございます。

それで、その中で区画整理を先か、それから下水の処理場の用地が先か、こういう話になりまして、それで最終的に話がついたのが区画整理を先行させて、それで処理場をその残った部分に区域から除外する、こういう話になったわけでございます。

そういう関係で都市計画決定から事業認可までの期間が十数年かかったと、こういうことで御理解を賜りたいと思います。

それから保留地の処分のことでございますけれども、確かに現時点では、万願寺は資金的なものは市の繰入金、それから国、都の補助金、こういうものは、ほぼ市の繰入金につきましてはもう終わっております。したがいまして、事業費として出ているのは保留地処分金だけでございます。この保留地処分が、なかなか今こういう御時世でございますので処分ができないということも一つにはございますし、また街路関係の事業でございますけれども、80％以上、現実には終わっているわけでございます。残っているのが移転関係が残っている。あとは部分的に残っているわけでございます。これらをできるだけ保留地の処分を計画どおり進めて、早く事業執行していくよう我々も今努力をしている最中でございます。そういうことでございます。

それから、万願寺の公社用地のお話がございました。これは公社用地につきましては

区画整理事業でございますので、換地が決まり、その換地が使用収益をかけますと、その土地を自由に使ってくださいよと、こういう状況になるわけです。そこで万願寺につきましては、公社用地につきましては学校予定地、こういうところに、もう既に換地をいたしておりますので、その土地利用が決まればおのずとそういう手当てがされていくということでございます。区画整理事業の市の開発公社用地につきましては、区画整理事業の進捗、こういうものとは直接関係がないというふうに御理解をいただきたいと思います。

それから、各地区ごとに順次区切りをつけてということでございますけれども、これは理想ではあろうかと思いますけれども、現状からいきますと、やはりある一定の予算の中で全地域ができるだけ効率の上がるような方法の進め方をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　もう一つの御質問、つまり全農との土地の交換を行って、いわゆる南部地域の医療施設に使う用地の確保のことでありまして、確保のことにつきましては既にお答えをしたとおりであります。

それから今進みつつある、いわゆる利用計画につきまして医師会と協議をしているというふうに申し上げております。もう一つ、森久保家は近い場所で長年にわたって医院として地域の信頼を得ておいでになった、いわゆる医療機関でございますから、最も尊重しなければなりません。医師会との協議の中でそのことも含めて話を進めておるということでございます。なお、森久保家には先代、つまり森久保敏治さんが御存命中に私も出向いてごあいさつをし、「これからのお力添え、御協力をお願いをします」というふうに申し上げて、原則的には御理解をいただけたろう、こう思っております。

以上です。

○議長（土方尚功君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　万願寺の区画整理につきましては都市整備部長の方から、要するに保留地を処分したら清算できるというお話だったと思うんです。ならば、どっちみちこれは開発公社の方にも利息分は出しておるわけです。長期借入金が大体235億円ぐらいあるわけですから、こういう中からこれに対するところの、要するに利息分はこっちへ繰り入れておるという事実があるわけです。そして、今説明があったところの、要するにこの書類の開発公社の資産運用を見ますと、万願寺の区画整理事業の中の都市計画道路が入っておる。だからそれが学校用地とか、そういうものになっておるというこ

とは、わかったわけです。そのような形の中で、それはそういう形で残しておくということがいいのか悪いのかわからないけれども、やはり、それはこの都市計画道路として買った代替地の部分については、こういう形の中で学校用地にいたしますというものにまとめておけば、当然、私はこの万願寺の区画整理事業は一区切りをつけて清算金を払って、その部分については、ほとんどもう何軒か移転する場所があるんでしょうか。それでも、ことしのうちには全部解決つくような話でありましたから、私はこの部分については一日も早く、幾ら農家の人が気がよくて、そして御理解があるとしても一区切りの区切りをつけるのが市側の態度じゃないかなと、このように思うんです。

そして、この区画整理事業というものは年次的に日野市の一般財源を圧迫してくるわけですよ、実際事業がふえれば、そこに一般会計の財源を繰り入れなければならない。そして事業費をふやしながら東京都や国や、そういうところの予算も繰り入れて、そして解決していくということが理想なわけですから、そういう面で一つ一つ区切りをつけていくところはつけていかなければならんじゃないかなということを言っておるわけです。そういう答えが返ってこないというのが私は大変不満なんです。

そして、先ほど言ったように西平山の区画整理事業、ここだって一番問題になっているのは国道ですから、国道をどう解決するかというのが一番大きな問題でしょう。これだって４年も５年も前から私たちに言われていて、そして日野市の方で動かないから私たちの方で要請して、建設省の方の担当官に行って話をしてみたら、日野市の方では、このことについては触れてないから、ぜひこの担当官をよこしてください、それで私たちに一緒に来てくれという話になっていたわけです。そして、その工事の手法が、いわゆる堀割工法だから、そこにふたをかけない、トンネルにしてほしい、そのことだって十分話においてくれるような口ぶりだったんです、その当時は。だから、いつまでたってもそういう話は進まないし、そして予算を見れば1,000万ちょこちょこぐらいしかついてないです。１億円もついてないですから、こんなことで４年も５年もほったらかしにしておいて、これで区画整理事業を進めるなんて、とんでもない話じゃないかと私は思っているわけです。去年は２億円導入したが、ことしは7,900万円ですよ。

こういう中で事業が実際進むのかどうか、このあたりを、地権者の皆さんが理解があるといっても、やはり議会というものはそういうところじゃないと私は思うんです。この予算を有効に使うためには、やはりもう一つ一つ区切りをつけながら、そして次の段階に発展していかなければならないということが言えるんじゃないかと思うんです。そのためには一つ筋があるものを通せば、そうしたらそれに付随したものがやがて私は受

けられると、このように思うんです。そのあたり、いかがですか。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず西平山のお話が出ましたけれども、確かに今年度は、対前年比で非常に予算的には縮小されております。これは区画整理事業の場合は大きな波がございます。まず、換地作業というのが一つございます。これは事業認可を取りまして、大体二、三年かけて換地を定めていく。このための、要するに内容、外へは出ない、要するにうちの中でやる作業、内容と言っておりますけれども、こういう作業が今西平山で行われている事業でございます。

それで換地の状況が今遅れているのは、その換地を定めるもととなる、要するに基準地積と言うんですけれども、これを定めるに当たりまして各権利者からのいろいろの立ち合い、要望、こういう件数が非常に多かった。こういう作業の関係が現在行われている。そういう関係で事業費が下がってきておる。換地作業が本格的にまだ進んで――作業としては進んでいるんですけれども、外業の立ち合い関係、そういうものが非常に多かった。こういうのが遅れている原因の一つでもあるわけです。

ただ当初から、西平山につきましては換地の発表を９年という形で、目標という形で進めておりますので、それには十分あうような形の計画を進めておるということでございます。そういうことで御理解を賜りたいと思います。

それと国の補助金のことでございますけれども、以前にも御説明したと思いますけれども、西平山の東京・八王子線、バイパスですね、これにつきましては、まだ国の方がルート承認された路線ではございません。したがいまして、予算的には都の補助金という形になっておろうかと思います。これからルート承認された時点で初めて国の補助金に切りかわってくる。それまでの間は都の方でそれを面倒を見てもらっているということでございます。

いずれにせよ、先ほども議員さんが各地区ごとに１カ所集中して仕上げてと、こういうことでございますけれども、やはり、まちづくりというのは、ある一定の面的な整備を急ぐ地域、これも必要でございます。ただし、それとあわせてある一定の都市施設、線的なものもやはり考えていかなければ、まちづくりとしては、どうしても効率のいいまちづくりはできていかないというふうにも考えておりますので、そういう意味でその事業の効率化を図る上で、全体を見ながら、今後積極的に進めていきたい、こういうふうに考えております。御理解を賜りたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この機会にひとつ、さきの議会で御提案のありました、いわゆる日野バイパス区域の中の区画整理を施行しない、つまり直接買収を予定する地域につきまして、市の公社で用地の先買いをしておくべきではないか、することが促進に値するのではないかという御提案がありまして、私も同感というふうにお答えをいたしました。暮れだったと思いますけれども、総武国道事務所所長にお会いいたしまして、そのような意思のあることをお伝えをしましたところ、ぜひ頼むということでありましたので、そういう形で日野市の土地開発公社で、将来、国道になる予定地をなるべく国にかわって買収事務を進めたい、このように考えております。その際、一番大切な、日野市は損をしない形で必ず引き取ってくださいとお答えをしたこともつけ加えておきます。以上です。

○議長（土方尚功君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　都市整備部長の言っていることはわかるんです。わかるということは、市の施行の区画整理事業の初認可を受けるときには、少なくとも120ヘクタールとか、そういう面積が出てくる。そうしたら、その中にある程度のものは、だから我々が言っているように、長期計画の中で日野市の中の施設はどういうものを必要としておるのか、これを配分していかなければしようがないわけです。そういうものを１回盛り込んで、そして、しっかり計画を、よし、じゃあこれは10年か20年で、こういう形で予算を引っ張ってきて、こういう形をつくろうというものを打ち出していかなければならない。それがないから、継ぎはぎみたいな形で物をやっているから実際遅れちゃっておるわけでしょう。そういう計画的に事業を進めてないというところに一番原因があるわけじゃないでしょうか。

だから、そういう中で私は少なくともこの区画整理事業を事業申請して事業認可を受ける段階においては、中の施設にじゃあこういうものをつくります、東京都の国の方、じゃあ予算をここにどれだけ導入していただけますかという話も煮詰めてないから、なかなか前へ進んでいかない。

そして、この国道の平山のバイパスの話の様子だと東京都の段階だというわけですね。東京都の段階であるということは、日野市だけじゃない各市町村にまたがって、要するに国道となる用地の買収がすべて終わってないから、とりあえず東京都の方で買っておきましょうという形で進んでおると思うんです。そういう中では、少なくとも日野市の国道部分については、要するに堀割工法とか、そういうものについて、やはり東京都と最終的に協議をしても間に合わないときが来ると思うんです。だから、少なくともそう

いうものは国でやる事業ですから、国の事業としてつなげていかなければならないんじゃないですか。そういうのが私はすごく不安なわけです。そして、市長が先ほど言った国道の区画整理の進まないところの事業については先買いをして用地の確保をして、そして代替地で与える、これは賢明な方法だと思いますね。

そういう中で私は、この区画整理事業というものは30年間からかかってしまうわけですから、地域の皆さんが協力してよかったと言えるところの、そういう区画整理にしなければならないのではないかということを強く感じておるわけです。

そして先ほど市長は――小川友一議員が下水道のことを言っておりました。そして私は、この道路についてたびたび言っております。実際この浅川処理区の、要するに浅川幹線に付随したところの事業計画は認可されてないでしょう。ということは、この浅川中央幹線の本管が通るという見通しが立てば、私は初認可になるんじゃないかと思うんです。しかしながらそういうものがなくて事業申請を出したからといっても、そんなにすんなり応じないのは当たり前じゃないですか。私、３年か４年前だったと思いますけれども、どうなんだと言ったら、出しておりますということを聞いたけれども、実際、事業認可が受けられてないじゃないですか。それで何ゆえ、この1998年に100％ということを言えるのかということを私は言いたいです。

そして、実際できないものはできない。そして努力目標、これは結構です。そういう努力目標だけでは納得しないでしょう。何年も何年もこういう形でだましているような形では、私はいけないと、このように思うわけです。

そういう中でもう一度聞きますけれども、この浅川処理場に関するところの事業認可は受けられておるわけですか。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　この浅川中央幹線でございますけれども、これは現時点では認可は取っております。取っておりますけれども、万願寺の区域から豊田までの、具体的には東豊田の区画整理の区域、この区間の道路の現在築造の予定がはっきり立っておりません。これは、今までの話の中では国の直轄買収区間、こういうふうな形で話を進めておるわけですけれども、先ほども申し上げましたとおり、国はまだ路線の着工の意思決定はされていないわけです。そういうことで、その見通しが今のところ、なかなか立たない、こういうことで、新年度予算の中でも今度御説明申し上げたいと思いますけれども、この区間を豊田の方はどんどん事業が進んでおります。西平山もこれから区画整理の事業が進んでくるわけですけれども、それにできるだけ早く管を接続してい

きたいということで、この事業計画の万願寺から豊田までの区間ですね、この事業計画の変更の手続きも来年度はしていきたい。現道を生かした形で接続を考えていく。そういう計画を持って８年度は対応していきたい、こういう考え方でございます。

○議長（土方尚功君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　それは前から聞いているんです。その現道を利用してつけるという形で、それはうまくつながれば、いいかわからないけれども、やはり用地費として、要するに国道の用地としてあけなきゃならない部分ですから、そこにつなげていくということが私は一番正しい方法じゃないかと思うんです。少々曲がりくねってもつながって、それで流れればそれでいいのかという状態になった場合に、この部分については余計に予算もかかることであると、このように思うわけです。そして、この部分のどういう形かでいろいろ検討していただきながら、やはり用地をあけることができるならば、やはりそれに沿って話を進めていくべきではないか、１年や２年じゃ、この用地はあかないということであるならば、これもやむを得ない部分がありますけれども、やはり両方こういう形で、いつも毎回言っていたわけですね、側道という形の中でそれを誘致してつなげるということは、市長からも何年も前から聞いているわけです。そして何年も前から言っても全然変わらないということは、大して努力をしてないんだなということを感じるわけです。

そういう面で、この事業認可を取っておるけれども、要するにつながらない部分については、それなりに対応するとともに、やはり本来でしたらその国道の中にいけさせてもらってつなげることが一番ベターなわけですから、そういう形でやる方法がよろしいんじゃないかなということを強く感じております。そういう面でぜひ、そういうような形で努力していただきたい。

そして平山の国道の件ですが、今、東京都で買い上げをしてもらっておるという形ですが、やはり東京都と協議をしながら、要するに工事の方法が問題になっているわけでしょう。そういうところまで恐らく東京都と国とがかかわってくる段階において、意見交換がスムーズにいってない場合には、もっといろいろと問題が出てくるものと思うわけです。そして、この日野市の全域がつながるならば、この都道が国道に格上げになるのかどうか、このあたりは私はわかりませんけれども、やはり東京都の段階というものがあるわけですよね。国道を買うには東京都が何メーター以上買ったら、次は国道の方で対応しましょうという形のものがあるわけです。

そういう中で、日野市においては積極的にこの国道用地について、これを買い増しが

できるような努力をしてあげるということが、日野市民にとってもよりよい方法ではないかということを感じておりますので、このあたりもよろしくお願いをいたします。

そして、この下水道100％は結構だけれども、これらの問題を組み立てるに当たりましては、どうしてもやらなければならない事業があるわけですよね。それが19、20の問題であり、この経常経費が93％いっていたなんて自治体は恐らくないんじゃないか、日本全国で……。大体80％が黄色、要するに注意信号が発進しているわけです。そして現在バブルがはじけてしまった時点にあっては、そういう市町村もあるかもしれない。しかしながら、そういうある種、当然こんなに区画整理事業を７カ所もやっているところはありませんよ。せいぜい、やったって一つか二つぐらいしか手がけることができないんです。そういう中で日野市においては、実際これだけの事業をするだけの、要するに財源があるわけですから、これをやっぱり有効に使ってあげようということが一番私は適切な方法であると、このように思うわけです。

そして、市長が先ほどいみじくも言ったところの、やはり市の行財政推進本部の実践ということを掲げておるわけですから、これらの問題を――市長は元気そうでまた頑張りそうなことを言っておるけれども、頑張るのは結構だけれども、市長が１人でこれを解決してやっていこうとしても、なかなか難しい部分があるから、市長のもとに助役が２人いるわけですから、市長が１人のどなたかにこの問題を、何しろ１年以内にやるようにというか、そういう形でフルに活動できるような方法をとっていただきたいと思うわけです。

そして、この区画整理事業についても日野市の中の財源があるわけですから、それを財源を補うためには、まず日野市の基本財政を確保するとともに、やはり国や東京都の方に要請に行きながら、日野市の中の区画整理事業にどういうものを持ってくることができるかというものを検討していただきながら、そして市民が利用するにふさわしい、最も必要な施設を持ってくる計画を立てるということも必要じゃないか、このように思うわけです。

そういう面で、ぜひ私は、この２人の助役に骨を折っていただいて、そして日野市の事業を具体的にもっと進めていただけることを期待しまして、このようなことを要請しております。

○議長（土方尚功君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　１点だけ質問させていただきます。

当面する主要な行政課題についてですけれども、この中で「日野市福祉事業団の役割

充実」という項目がございます。これについて考え方をお聞かせいただきたい。

この件につきましては、従来から多くの議員も指摘をしておりますし、昨年の予算委員会の中でも効率のよい老人ケアの統合とか、あるいは９月の一般質問の中でも多摩川苑の福祉ゾーン、この進捗状況の中でも見解を聞いたわけでございますけれども、それらを踏まえて、この役割充実というのはどういうことになるのか、具体的に改善点があるのかどうか、その辺をお聞きしたい。

と申しますのは、市長が所信表明の中で述べておりますように、財源が確保できなければ行政水準の維持は不可能であるという、こういうことですね。こういうことの裏づけとして何らかの改善があるのではないか、このように、この項を読んで期待をしている１人でございますけれども、具体的な内容について御見解を伺いたい。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　当面する課題の中に、御指摘の17番の「福祉事業団の役割充実」ということを提起いたしております。福祉事業団は、御承知のとおり日野市福祉行政の補完手段として、いろいろな役割に当たってまいっております。かなりの規模にもなっているわけでありますが、特に給食事業、毎日給食事業といっていいかもしれません。それから在宅ケアに対しますヘルパーの派遣事業、相当評価をされる仕組みの仕事に相当量を今取り組んでおります。

ただ、その中で、もっと経費節減に努力をして、例えば昼食では、御承知のとおり原材料が800カロリー、１食分400円という単価になっております。それに調理費、それに宅配費というのが加わります。宅配費が非常に経費を食う要素になって、この事業をむしろ圧迫をしている。一例でございますけれども、この経費をゼロにすれば、またこの事業の数を拡大することができる。極端に言えばそういうことになるわけでありますので、ボランティアの能力などもひとつ御協力いただいて、なるべくこの費用を少なくしたい。それによって需要に対するお答えをしていきたいと考えております。

今、極端な言い方をしますと、材料費に対しまして公費は、本来は調理費と宅配費ということで済むわけでありますし、調理費と宅配費を圧縮することができれば倍の数をサービスをすることができる。こういうことにまでなってくるわけでありますので、それらに対しまして、もっと工夫をして、なるべく安価にそれらの経費が実施できるような、そういうことを考えておるということであります。

もう一つは、多摩川苑福祉ゾーンの事業におきましても今の職員のやり方では、なかなか将来に量的な発展が難しいということを感じますので、民設、民営というような言

い方を先般は申し上げておるわけであります。この事業がだんだん具体化してまいる可能性が進んでまいっております。こういう形で日野市福祉事業団と民間の施設とも協力をしながら、また競争をしていく、こういう仕組みこそ将来に仕事を大きく伸ばす必要な要件ではなかろうか、こんなふうに考えておりますのを指摘をして掲げた次第であります。

○議長（土方尚功君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　今、市長が御答弁された給食事業等々の改善もわかるんですけれども、私がお聞きしたいのは事業団の役割ということですね、この役割というのは、かなり幅があるんですよ。我々が期待しているのは少なくとも、例えば老人ケア事業、大きく分けて三つの機関がそれぞれに対応されておる。この辺を一本化して、窓口を一本化して改善できないのかという指摘も、過去してまいりました。現在、臨時職員も含めて今百五十数名いらっしゃるわけですね、住人が。しかも、そのうちの６割近いのが人件費ということで、こういうことで果たして今後、厳しい財政事情の中で事業が推進していけるのかどうか、こういう懸念もあるわけです。

したがって、ここで市長が言われる事業団の役割充実というのは、そういった給食事業もさることながら、全体として将来このように持っていきたいんだ、事業そのものをこう持っていきたい、あるいはこうしたいというような、何かお考えがあるのかなということで質問しているわけですけれども、給食事業の調理費とか宅配費とか、そんな小さいことじゃなくて、もう少し高齢化社会に向けて日野市としての大きな役割を事業団がやられるのであればよろしいんでしょうけれども、少なくとも小さいものを含め――小さいというと語弊がありますけれども、いろいろなケア事業を含めますと五つも六つもできておる。しかも、それがみんな料金が違う。加えて、あっちから、こっちから、日野の方にも用地を確保したいとか、確保したから事業をしたい、これを認めてくれというのが福祉部の方にかなり来ているというふうにも聞いております。

したがいまして、今やっている事業団の役割、これの充実ということは、今市長の申されたその程度の、これは大変失礼な言い方かもしれませんけれども、その程度のお考えなのか、あるいは、もっと、もっと大きな将来展望なのか、お聞きしたかったんですけれども、その程度のことなんですか。もう少し大きな役割充実というお考えはお持ちでないのかどうか、もう一度お聞かせください。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ありがたい御指摘だと承りました。今、お言葉の中に福祉法

人が、土地が買ったとか買えるとかいう状況があれば、大変いい条件だというふうにも思いますので、それらの情報があれば、ぜひ、ひとつあっせんしていただきたい、こう思います。

それから一般といたしまして、将来の給食の仕事、在宅ケアの仕事、この全国を指導するような、また全国に普及すべき大きな仕事の一つの原理というようなことを実施している、こういうことでございます。多少、認識の差があるかもしれませんが、何かいいことがあったら、何でもひとつ御指導いただきますようにお願いを申し上げておる次第であります。

○議長（土方尚功君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　最後にします。

いろいろと提言があったら下さいと、これもわかるんですけれども、少なくとも今の福祉事業ということを考えますと、大変、難しい時代に入ってきたなということがわかると思うんですね。ですから、担当部署として将来計画も含めて今こういう状況なんだ、例えば福祉部では、こういう老人ケア事業も大変お困りのようです。できれば一本化したいというようなこともあるし、さらには民間の方から二、三、そういう用地を確保したけれども、福祉事業をやりたい、市長の判こをいただきたい。ところが、今、市の方では、そういう考えはないんだ、財政も厳しいし、そういうことは今考えてないというような答弁が返ってきているという、これは民間の方からの話ですけれども。

ですから、今市長が言ったように、そういうお話があれば、どんどん下さいと言っても、相談を持ってきても「いや、それは受け入れられないよ」というようなのが私の聞く限りでは、それが実情ではないのかなと、こんなふうに私は理解をしているんです。ですから、今市長がそのように申されるのであれば、今後、私も情報を担当部とよく折衝しながら前向きに取り組んでいただくように、市長もそういう御答弁をされておりますので、そのように進めていきたい、こんなふうに考えております。

終わります。

○議長（土方尚功君）　内田　勲君。

○21番（内田　勲君）　１点、お伺いいたします。

先ほど来、いろいろお話の出ておりますように、20項目の中に私当然入ってくるかなと思っていたんですが、休日歯科診療の開設の件が載ってないんですけれども、この点、どうなったんでしょう。

○議長（土方尚功君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗一君）　　5番の「福祉保健センターの将来像と保健、医療行政の展望」、この中に入っておるというふうに理解をしております。

○議長（土方尚功君）　　内田　勲君。

○21番（内田　勲君）　　昨年の12月の議会のときに補正予算でもって、この休日歯科診療を開設できないのかという質問に対して、平成8年度の予算になってしまう、平成8年度の下期には開設したい、しかもそれは生活・保健センターにという話でしたよね、その話がどうして、この5番になるんですか。

○議長（土方尚功君）　　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗一君）　　休日歯科応急診療所につきまして、保健・センターということで先方の方とも、とりあえず合意をいたしました。その後、地域保健法の施行、これは平成9年の4月1日でありますけれども、それにあわせまして保健所の再編整備計画というものが具体化されたという中で、日野の保健所の利用の具体的な利用、これに向けて、その中で保健所がらみの取得でありますけれども、この中で考えたい、こういうことで先方の方にも御理解を願ったところでございます。

したがって、今後、保健所の利用計画につきましては、具体的にどういうような機能を持たせたようにするんだということをこれから協議するわけですけれども、この中に休日歯科診療所、これを取り入れたいという考えでございます。

○議長（土方尚功君）　　内田　勲君。

○21番（内田　勲君）　　市長にお尋ねしますけれども、今の答弁に特に補足することはございませんか。

○議長（土方尚功君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　説明の仕方を角度を違えて申し上げたいと思います。

生活文化部長のお答えしたとおりなんですが、歯科医師会とも十分御協議をし、御理解をいただいて、新しい構想の中に実施していくということになりました。という背景が、保健所が御承知のとおり日野市が経営する医療行政の拠点になってまいります。したがいまして、医師会も歯科医師会も薬剤師会も、いろいろ今御意見をいただいておるわけでありまして、医療行政が非常に何と申しましょうか、連携なり連絡の整った形で実施できる、こういう見通しであります。

つまり事務所と、それから、それぞれの診療行為の仕事の、あるいは予防衛生活動を1カ所でやっていただくという考え方でありまして、医師会におきましても歯科医師会におきましても大変乗り気になっていただいておりますので、内田さんには早くそのこ

とを情報として説明をしておくべきだったと思っておりますけれども、１年、つまり事業が延びると思いますけれども、より成果の高い形で実施できる、こういう判断でおりますので、大変恐縮でございますが、そのように御理解をお願いしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　内田　勲君。

○21番（内田　勲君）　森田さんね、ちょっと話がおかしいんじゃないですか。12月の議会に生活・保健センターでやりますと、この議場で言っているわけでしょう。それをやめましたと言わなければ、ほかへつくるわけにいかないでしょう、二つつくるんですか。今の話だと、やっぱりやめるというようなことを言っていましたけれども、私は、この日野の総合センター的に医療行政を進めていくのは、これは結構だと思うんですよ、ただ、話の持って行き方としておかしいでしょう。12月議会でこれを約束しているわけですから、きちっと、それをやめましたということがなければ……。それで、この後にこのような状況が変わってきたんで、そっちへ移したいと、そういう話が今一度もないでしょう。

私どもは市民クラブとしても予算の説明を受けても、そのときも全然ないんですよ、話が……。ですから、予算説明を受けた時点では生活・保健センターの中につくると思っていたんですよね。ところが３月議会に来て、これが入ってないんですよ、何か手順がおかしいでしょう。当然12月議会のときに言ったことが変わっているのであれば、予算説明のときに出てこなければおかしいでしょう。部長、いかがですか。部長の方、まずそこを訂正してください、きちっと。

○議長（土方尚功君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗一君）　この件につきましては保健所がらみでありますけれども、この保健所の再編整備計画、これに則ってどのように動くかということについては、各市とも同じような対応をしておりました。特に日野保健所につきましても同様で、要するに（「そんなことはいいんだ、変えたことについて説明してくれ」と呼ぶ者あり）利用方であります。したがって、日野の保健所が日野の方で使う、取得する、こういう具体化であります。それが年をあけて具体化したということでございます。そうした大きな事情の変更、これがあった中での対応でございました。そうしたことで先方の方にもその旨お話しして、こうした事情があるという（「先方という言い方じゃだめ」と呼ぶ者あり）八南歯科医師会でございます――の方によく御理解をいただくということで、私も何度も足を運びまして御理解を得て、それならということで合意に達しております。こういうような事情でございます。御理解願いたいと思います。

○議長（土方尚功君）　　内田　勲君。

○21番（内田　勲君）　　計画が変更したことについて、それを直接私は言っているんじゃないんですよ。変更するには、それなりの手順があったでしょうということを問題にしているわけです。

私は、市民の方には12月議会、あるいはその前の一般質問の経過から踏まえて、平成８年度の下期から休日歯科診療が開設します、こういう約束を市長からとりましたと報告しているんですよ。それで今度、こういうのが出てきてしまいますと、その話、どこへ行ってしまったの、となるでしょう。今度ここに書いてある、５番に書いてあるようなことで、この福祉保健センターの中でやりますと言っても、またこれも、そろそろできるころに、またどこか話が変わるかもしれないでしょう、そういうことをしていいのであれば……。

だから約束したことが変わる場合には、きちっとそれを報告しなきゃおかしいでしょうと言っているんです、私は。確かに平成８年度の下期の開設が１年遅れても、今の計画がこういう計画でやられるのであれば、１年後にまた金をかけてそっちへ移転することもないんで、最初はそういうふうに変えるのはいいと思うんですよ。だけれども、ここで約束しているわけでしょう、何でその話を全然、非公式でも何でも私ども会派なり私なりに来ないんですか、話が……。落ちているでしょう、その部分が。それを言っているんです。その歯科医師会と話がついたとかついてないとか、それはまだこれからの話でしょう。

○議長（土方尚功君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　その点、大変申しわけございませんでした。そういう計画でございますので、二重投資にならないためという言い方をしてはいけないと思いますけれども、１年、事業の延長をさせていただいたということでございます。御連絡を申し上げなかったことは大変申しわけなく思っておりますが、今、質問に答えて、ひとつ御理解をお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　　内田　勲君。

○21番（内田　勲君）　　そうしますと今回の平成８年度の予算の中にも、その予算が入ってないということですね。その件は予算の審議の中でやりますけれども、それだけ、ちょっと確認しておきます。

○議長（土方尚功君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　予算に入っておりません。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（土方尚功君）　　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　　自主防災の取り組みについて質問させていただきます。

所信表明で「自主防災組織等のため校区コミュニティ協議会の促進を図りました」というふうにうたってありますが、今、校区コミュニティ協議会の運営準則の中に第３条の事業のところで「自主防災に関すること」というふうにうたってあるんですが、この校区コミュニティを通じての自主防災組織の編成というのが、どういう形で展開するのか、その手順とか、そういったものが見えてこないというんですか、その辺のところについて、どういう手順で取り組み、どういう展開をするのか、その構想、考え方を示していただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　地域防災計画の中に、自主防災という計画を持つことも要件づけられております。そして、阪神大地震のいろいろな教訓を考えて推理してみますと、学校に必然的に避難場所を求めるということは、もう当たり前のことというふうに報道されたようであります。そして、一つの避難所に終結をする範囲、これを我々は一つの校区というふうに、校区の範囲に匹敵するというふうに考えるべきではなかろうか。

日野市の今日までの都市化の経過を見ますと、かつては農村部落を中心とするコミュニティはあったわけでありますが、なかなか新住民のコミュニティ意識というのは必ずしも育ってまいっておりません。そこで、この災害の教訓もあわせて、いわゆる日常的に地域の住民の皆さんが顔つなぎができている、そのことが一番の信頼関係といいましょうか、もとになるのではなかろうか。そして顔つなぎがあるということが、コミュニティ意識があるということが、これから、すべての地域社会に大切な要件だったというふうに言えるんではなかろうかと思っております。

したがいまして、これを機会に、必ずしも校区ということに限るわけではありませんが、ある校区を範囲として、いわゆるその範囲の既存の自治会が共同の話し合いの場、つまりコミュニティ協議会のようなものを持っていただいて、そして、その中で掲げております、今まで各自治体に１世帯300円の事務経費を助成しておりますので、それらを一番の財源として自治会館のまたおつき合いをしていただくのが適当ではないだろうか、こういう考えに立ちまして、学校と相談したわけではありませんが、やっぱり校区というコミュニティの一つの単位を考える。災害時には、指定をしております指定防災終結所として使っていただくということになるわけであります。

ふだんから子供の単位において、あるいは青少年、お年寄りも結構だと思っておりま

すけれども、そういう形で一つの学校を中心にした、お互いのコミュニティ、そういう共同意識を時間をかけてでも育てていくのが、これからのまちづくりの一つの方向ではないだろうか。ソフトのまちづくりの方向になり得るんではなかろうか。そのために、また共同の事業として、今まで地域連合自治会というのが存在する場所では運動会を催しておられます。それからレクリエーション、何か子供行事、こういうことがあってよろしいと思いますし、そのこと自体が日常の面識なり、おつき合いの中で、災害時には避難行動として有益な条件になるんではなかろうか、こういうふうに思い立っておりまして、昨年の何月ごろでしょうか、広報に3回ばかりお願い、それから促進というような形で提案をしております。

ことしの、いわゆる説明会という言い方が適当であるかどうか、私は「打ち合わせ会」という名前で自治会長さん方、役員の方に、ひとつ集まっていただく機会を持つ。この点、趣旨をお伝えをして、ひとつ、そのような取り組みを進めていただく。こんなふうに期待を申し上げて一応の説明会が終わったという段階でございます。

ことしは、具体的にそういう会議の持てる、そういう機会に会議費といえば大げさですけれども、若干のお茶代でもということで、一校区に10万円ほどの会議費を予算化させていただいております。そして市側にも、つまり行政側にも何かそれを支援をする、推進の機関というのも大げさですが、そういうものを設けて、そして具体的に行事をひとつ事務上の手伝いもして、退任職員でもうまく役割を果たしてもらう、このようなことを目指しておる次第でありまして、そういう形の中で自主防災組織というと、ちょっと堅苦しいわけでありますけれども、そういう基盤があってこそ成り立つことではなかろうかと、こんなふうに考え、ぜひ、ひとつ市民皆さんにも御理解いただいて、まちづくりの一環としてソフトなおつき合いの場をつくっていただく、こういうことをお願いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（土方尚功君）　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　出席率が4割ちょっとということで、今の話を伺って、まさに自治体が笛吹けども自治会が踊らずというか、そういう図式でありまして、今市側の考えているそういうことと、現実の各自治会のあり方というんですか、現状と余りにも乖離している。そこで、この市民生活にとって大変重要なテーマである防災でありますので、ぜひ考え方を私は変えていただきたいということを、あえて申し上げたいというふうに思うんです。

校区単位でコミュニケーションを図るというふうなことでの目的でありますけれども、最小単位の自治会ですら、なかなかコミュニケーションも図れない昨今の事情でありますし、現実に自主防災組織の――私も今自治会長をやっていて、間もなく交代しますけれども、この１年間、自主防災組織の編成について自治会で取り組んでまいりましたが、非常に難しいといいますか、まだ結成もできない状態でいるわけです。

私は、順序として最小の地域の単位である自治会単位で、まず自主防災組織の育成に取り組んで、その自治会の中に自主防災組織が編成されたら一定の数がそろったところで、それを統括する意味での校区単位でのまた取り組み方ということであれば手順として理解できるんですが、基本となる自治会の体制が全然ないのに校区コミュニティだけが先走っても、全く内容のない組織になるというふうに思っているわけであります。現実に自治会長として自主防災組織に取り組んだ体験から言わせていただければ、自主防災組織の編成を促進するためには、もちろん住民サイドの自主的な努力も必要でありますが、市側の方からも、呼び水というふうな形での支援もお願いしたいというふうに思うわけであります。

この校区のコミュニティ単位での取り組みよりも、各自治会に対してこの自主防災組織の、組織のあり方というんですか、編成、こういう組織がいいんではなかろうかとか、あるいは防災備品ですね、防災に関する器具とか備品の、こういうふうなものをそろえた方がいいんではないかとか、あるいはそういった備品に対して、市側が何がしかの援助をいたしますとか、そういう自主防災組織の編成に対して呼び水になるような手順を組んでいただいた方が効果的であり、堅実だと思うんです。そういったことを組み立てた上で校区コミュニティという構想が出てくるのであれば、これは素直に理解もできるし、出席率も高くなると思うんですね。そういうものが、現実に足元の自治会単位で全く自主防災組織が編成されてないという現状の中で構想だけが先走りしても、それについていけないというか、現実に出席する方が少ないわけでありますので、これを何回積み重ねていっても私は失敗するだろうというふうに思いますので、極めて大事な行政課題でありますので、市側の防災に対する取り組みを一層の充実をお願いするとともに、自治会に対する自主防災組織の呼び水という形での対応をぜひ考えていただきたい。このことを要望しておきたいと思うんです。

今の私の考えは、それなりに受けとめていただけるかどうか、その回答だけしてください。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　　当然な御意見だというふうに伺っております。

いろいろ工夫をしながら目指す一つの行動できる機能ということで検討させていただきたい、こんなふうに思いますので、また御指導もよくお願いと申し上げておきます。

○議長（土方尚功君）　　これをもって所信表明を終わります。

次に日程第２、行政報告を行います。

行政報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、報告は省略いたします。

これをもって行政報告を終わります。

次に日程第３、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

これより議案第１号、平成７年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　議案第１号、平成７年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）の専決処分の報告承認について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成７年度日野市の土地区画整理事業特別会計の補正予算第３号で、地方自治法第179条第１項の規程に基づき、平成８年２月８日付けで専決処分したものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ１億1,550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を45億1,060万5,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　　それでは議案第１号、平成７年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第３号につきまして御説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ１億1,550万円の追加補正するものでございます。

それでは、事項別明細書に基づきまして御説明申し上げます。

６ページ、７ページをお開き願いたいと思います。今回の補正でございますけれども、

国の第２次補正がございまして、ここに記載しております事業が増額となっております。この事業を執行する上での補正でございます。

まず豊田でございます。豊田、それから60まちづくり推進事業ということで、記載のとおり補助金の増額があったものでございます。それから都補助金でございます。これは国の裏負担分ということでございます。

次に８ページ、９ページでございます。一般会計繰入金、これはこの事業を実施する上で各事業間の進捗を見ながら組みかえをさせていただいたものでございます。

次に10、11ページでございます。歳出でございます。

まず一般管理費でございますけれども、一般管理費につきましては区画整理助成経費、組合に対するものでございます。東光寺上第２、それから百草園北、それから新町土地区画整理、これが今回補助金の対象となったものでございます。この事業執行とあわせまして全体の見直しをさせていただいたものでございます。それから豊田南区画整理でございますけれども、国庫補助金の増額がございましたので、13節．区画整理業務の委託料、これは新都市建設公社に委託をするものでございますけれども、その分、増額をさせていただくものでございます。

それから西平山でございますけれども、西平山につきましては現在換地の作業を行っている最中でございます。その執行状況を見ながら、ここで減額をさせていただいたものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議案第１号、平成７年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）の専決処分の報告承認の件は原案のとおり承認されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時45分　休憩

午後３時20分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第２号、日野市行政手続条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第２号、日野市行政手続条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定め行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するため、日野市行政手続条例を制定するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　それでは議案第２号、日野市行政手続条例の制定について御説明申し上げます。

この条例は、行政運営の公平さや透明性を確保し、市民サービスの向上を図るため行政手続きについて制定するものであります。既に施行されております行政手続法の適用外となっております地方公共団体が独自に定める条例や規則に基づく処分、行政指導及び届け出について共通する事項を行政手続法の趣旨を踏まえて定めるものでございまして、条例は全体で６章36条からなるもので、審査基準のほか申請から処分までの処理期間について定めているのが特色であります。

それでは、恐縮でございますが、議案第２号の１ページをお開き願います。主な内容を順を追って御説明申し上げます。

第１条は目的の規定でございます。行政運営における公正化、透明さを、また市民の権利や利益保護の手続きを指針としております。第２条では、定義規定によって適用範囲を明確にしております。

それから５ページでございますが、第２章は、申請に対する処分に関してのものであります。第５条は許認可の手続きを定めており、審査基準などを具体的に設定し公表することを義務づけております。第６条は、申請の迅速な処理を行うため申請に対する処分を行うまでの期間を定めておりまして、第７条は、申請に対する審査開始の義務を定めております。

６ページの第８条でございますが、拒否をする処分を受けた申請者に対する事後の対応に配慮して、原則としてその理由を示すことを義務づけております。

７ページの第３章は、不利益処分に関するものでございます。第12条は、条例の定めに従ってどのような場合にどのような種類や程度の利益処分がされることになるのか、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めることになっております。第13条は、不利益処分をしようとする場合には聴聞手続きか弁明手続きのいずれかの手続きをとらなければならないと規定しております。

15条から26条までは、不利益処分を行う場合の聴聞の一連の手続きを規定しております。

少し飛びますが、15ページでございますが、27条から29条は、不利益処分を行う場合における弁明の機会を与えることをうたっております。

16ページの第４章は、行政指導に関するものでございます。

30条は行政指導の一般原則で、行政指導のあるべき姿を明らかにしております。31条は、申請の取り下げや内容の変更を求める行政指導は、相手方の任意の協力を前提にしており、申請書の権利侵害とならないよう留意すべきことを想定しております。32条は許認可等の権限の行使の対象となるものに対し、その相手方の判断の任意性を損なわないよう特に慎重に行うよう規定しております。33条は、行政指導を行う場合、趣旨や内容と責任者を明らかにし、口頭で行った場合、相手方から書面の交付の求めがあったときは書面で行うことを規定しております。34条は、行政指導を行う場合、あらかじめ指導の指針を一般に周知し、これに基づいて行政指導を行うこととしております。第35条は届け出の扱いについて規定し、36条は規則への委任を定めております。

最後に18ページの付則でございますが、この条例の施行日は交付の日から１年を超えない範囲内で、規則で別に定めることとしております。

以上で、行政手続条例の説明を終わらせていただきます。

なお参考資料といたしまして、、行政手続条例の概要と、それから国が制定いたしました行政手続法について配付させていただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　条例案について、幾つか質問したいと思います。

93年に制定された行政手続法については、時代の流れに沿ったものとして十分理解をしているつもりなんですけれども、これを条例化するに当たってはいろいろ留意しなきゃいけない点があると思っています。それに関連して質問したいと思うんです。

まず、この条例というのは、かなり行政一般、全般にかかわるものだと思うんですけれども、この処分、行政指導、届け出に関する行政手続きを定めるわけですけれども、これは日野市にいろんなものがあると思うんですけれども、何項目ぐらい、どういうものがあるのかということを例示していただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　御質問にありましたこの該当する項目でございますけれども、申請に対する処分、これにつきましては211件、それから不利益処分につきましては143件、それから行政指導につきましては29件、届け出につきましては118件、合計で501件と該当いたします。

○議長（土方尚功君）　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　501項目に及ぶさまざまな行政手続きについて適用されるということなんですが、この条例をつくることによって、もう一度、既存の要綱だとか条例、規則等々について見直しをしなければいけないという項目があると思うんですが、そういうふうな件数はどのくらいあるのか、聞きたいと思います。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　現在、行政手続法、法の方の事務処理はやってございますが、市独自の手続条例に該当する501件でございますけれども、これの内容につきましては、まだ個々には詰めてございません。そういう個々に詰める必要がございますので、この条例の施行は１年を一応範囲として、その間にいろいろな条件を整備をして施行をしたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（土方尚功君）　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　行政全般について見直すような問題を含む条例を、その具体的

な検討を踏まえないで提出されたということについては、非常に遺憾に思います。幾つか私は問題だと思う点について、もう少し具体的に質問したいというふうに思うんです。

行政の透明化だとか公正さを図るためにいろいろな手続きの基準を定めるというのは当然なことですけれども、なぜ当然かといえば、このこと自身、行政の権力的な側面というのをチェックするという民主的な意義があると思うんですけれども、地方自治体の行政の中には、行政指導といっても、すべて権力行政――でない部分というのがあると思うんです。それは住民自治の立場で、話し合いと合意によって物事を進めようというような営みというのが長く続けられてきた、そういう歴史があると思うんです。それさえも否定してしまうというようなことにならなければいいかなということを私は心配しているわけです。

ちょっと具体的な例示をしたいんですが、例えば、まちづくり指導要綱に基づいて行政指導が行われているわけですけれども、このまちづくり指導要綱は20条で、事前協議の申請提出の前に住民への周知徹底をうたっております。２項では、周辺住民の同意届けを提出することを求めているわけですね。このことを根拠にして、市では事前協議に入る前に、さまざまな紛争の話し合いによる解決というのを求めてきたというふうに思うんです。

ところが、この条例案の７条では「行政庁は申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない」ということで、まず話し合いをやってくださいという行政からのお願い、これが根拠を失ってしまうということになるんではないかというふうに思うんですけれども、そのことについて、どういうふうに考えられるか、ちょっと聞きたいんです。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　御質問にございましたように、この条例は市民に行政運営をわかりやすくさせるといいますか、手続きが公正で明快であるというような趣旨で設定するものでございます。御質問の中にありましたほかの規則、要綱等でこの条例に抵触するといいますか、あわない点があろうかと思います。御質問の具体例もそうかと思います。

しかし、この手続条例は、その趣旨があくまでも透明性、具体性をうたいました一般共通事項といいますか、総論的な条例でございます。したがって、この親の条例に基づいて、それぞれの手続きをとる方法等が規定されるのが通例でございます。本来的にはいろんな市の条例、規則等をチェックして条例をつくるというようなことも必要かとも

思いますけれども、あくまでもこの条例の趣旨を第一にとりまして、今回、上程させていただくことにいたしたわけでございます。

なお、まちづくりの指導要綱というのは、やはり行政指導の一つでございます。その行政指導のあり方につきまして、行政手続法では、行政手続きというのは初めて法令用語として明快にしたわけでございます。その行政手続きは今後尊重されなければならないと思いますが、それぞれの市にある条例、規則についても、その趣旨に沿ったように改めていかなければならないと思っております。

ただ、これまでの歴史的なものがあったり、あるいは指導をする相手方の任意に基づくものがあれば、これはまた強制する行政指導ではございませんので、それは生きてこようと思っております。

○議長（土方尚功君）　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　私、地方自治体において行政が、法律はもちろん前提とするわけですけれども、そのもとで話し合いだとか住民の合意で進めていくという、その指標そのものが十分透明であるし、オープンでやられるわけですから、問題のないものだと思っているんです。今のお話でありますと、さっき言いました事前でお話し合いを進めるという要綱を見直しをしなければいけないというふうにおっしゃったわけですか。そういうふうな大事な、これまで積み上げてきたものは守るという立場でおっしゃったのか、もう一度そこを確認したいのですが……。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　一般論といたしまして、市が持っておりますいろいろな条例、規則、要綱等については、この基本となる手続条例の趣旨に沿ったように改めるところは改めていかなければならないというのが原則だと思います。

ただ先ほど御答弁申し上げましたように、それぞれの規則、あるいは要綱について、それなりの歴史もありますし、また行政指導という中で相手方と積み上げてきたもの、あるいは相手方の任意性によるものについては、それを維持できるように努めていきたいというふうに思っております。

○議長（土方尚功君）　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　一般論としてのお話で、私、具体的に要綱について聞いたわけですけれども、十分検討しないで条例が先に出されてきたということだけは、はっきりしたと思うんです。

もう一つ例を挙げますと、例えば、事前協議制というのがまちづくり指導要綱の中心

になっているわけですよね。これは法令でいろいろな手続きをやる前に事前協議をやるということなわけでしょう。これが中心的な中身なわけですよね。ところが今度の条例を読むと、これは11条になるんですか、他の行政省庁が申請者から出された関連する申請が審査中であることをもって、審査または判断をことさら遅延させるようなことをさせてはならないというような条例があるわけです。

そうすると事前協議は成り立たなくなるんですよね、事前協議制そのものは。これがそのまま、この条文が適用されると……。法令の手続きと要綱に基づく手続きというのを同時に出したら、これはもう事前じゃないんです。同時協議なんですよね、そういうことになりますよね。要綱そのものの根本にかかわるような問題について、かかわるような条文があるんですよね。

ですから私は、この問題、ほかにもたくさんあると思うんです。いろいろな条例があって、これまでやってきたことをこの条例によって見直さなくてはいけない。いい方向に見直すということはいいことなんですけれども、積み上げられたものが、市民的につくられてきたものが掘り崩される可能性があるんですね。そこら辺のところは本当に慎重にやらなくてはいけないというふうに思っています。

行政手続法、法律そのものの中に地方自治体の行政については、わざわざ「除外する」と書いてあるわけですね、それは地方自治体の自主的な努力で決めてくださいということなわけですから、私は日野市でつくられてきた行政のあり方、そういうものの検討の上に自主的な手続条例を定めるべきだと思うんです。そういう点で言うと、まるきり引き写しというか、日野市の独自なものは何もないんじゃないかと思うんですが、どうなんでしょうか。何か独自なところというのはあるんでしょうか。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　行政手続法の第38条に地方自治体の方もこの法律の趣旨に沿って規程をつくるよう、努力規程がございます。そういう中で、地方自治体は幾つか先進市といいますか、実態がもう既につくってございます。東京都を初め各県、あるいは三多摩の自治体でも既に行政手続条例を制定しているところはございます。そういうようなところの中に独自性、あるいは法律と大体同じというようなことも多々ある。二つに分かれる点もあるわけですけれども、一般的に法の趣旨をそのまま使っている手続条例が多いわけでございます。

したがって、私の方もそれに沿いまして一般の原則論というようなことで策定いたしましたので、日野市の独自性という特に特異なところは設けてございません。

○議長（土方尚功君）　　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　　委員会に付託された条例ですので、余りくどくど言いませんが、二つほど申し上げたいと思うんです。

行政手続法で透明化、公正化を図ろうということで、いろんな手続きが定められている、基準が定められているのは、行政全般の中でほんの一部なんです。条例で言えば、処分、行政指導、届け出。私は行政全般について透明化、公正化を図らなければいけないという問題というのは、このほかにたくさんあると思うんです。本当の意味で言えばまだまだ、まちづくりの問題、環境を守る問題についても本当に住民にとって公正で民主的にやられているかどうか、手続きは本当に透明かというようなことについては、いろいろ問題があるわけですよね。いろんな紛争が起こるということ自身も、ほとんど住民には、開発の立場に立った法律体系というのは整備されていますけれども、我々住民の側から見ると、今度、環境基本条例が一つ出ましたけれども、まだまだ不整備な状況なんですね。

そういう中で、規制を緩和するという側面だけ手続きで通すようなことになれば、極めて逆行性になる。とりわけ自治体では、そういう問題というのはたくさんあると思うんです。そこら辺のところを十分考えていただきたいと思います。

それから、繰り返しになりますけれども、行政指導というのは、地方自治体の行政指導というのは必ず権力行政ではない、やっぱり住民の話し合いと合意という、このことを大事にした行政というのは、これはやっぱり守らなければいけないと思うんです。そういうふうな点は、ぜひ委員会の審査の中ではっきりさせていただきたいという要望をして、質問を終わります。

○議長（土方尚功君）　　小島　久君。

○6番（小島　久君）　　私は確認をしておきたいと思います。

提案理由は、いわゆる条例規則を根拠とするところの処分、届け出、あるいは行政指導、この件について手続条例を制定するのだと、こういうことでございます。

まず、各条に「行政庁」という言葉がたくさん出てまいります。市の、いわゆる条例として認めるについては行政庁という言葉が果たしていいのかどうか、かなり広範ですよね、ですから、ほかに適当な文言がないのかどうか、この点は1点、お伺いしておきたいと思います。

2点目は、いわゆる定義の中の第2項のところに、4ページ目の中段ぐらいでございますけれども、「前項の規定にかかわらず同項第2号に掲げる用語の意義は第32条にお

いて同号中――文言云々」とございますけれども、この項は配付された、いわゆる参考資料の国にある、いわゆる行政手続法の条文の中にも出てこないんですね、何ゆえ日野市の条例の中にその項目を入れなければならないのか、その２点、確認しておきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　御質問にありました第２条の定義、この第１項第２号に「処分」という定義がございます。その中身から「行政庁」という言葉が、その後各ページに出てまいります。行政庁という言葉は、たしかその規定がここではうたってございませんので、範囲が広いというふうな御指摘でございます。この条例、あるいは法律の中では、ここで言う行政庁は処分、権限を有するものということの解釈でございますが、これはあくまでも解釈でありまして、この条例の中にそういうことを明記する方が親切だというような考えもありました。しかし、一般に行政庁というのは行政が主体となった意思決定機関というようなことで、法令用語では出ております。

したがいまして、ここでこの行政庁を細かく砕きますと、市で言います市長、あるいは教育委員会、農業委員会等の行政機関、あるいは場合によっては処分をすることが議会で、もし市議会でもあれば市議会も処分の案件によっては行政庁になります。一般的にはなりませんけれども、物によっては市議会も行政庁ということになるというふうに思います。したがって、この行政庁を市長、教育委員会、選挙管理委員会とか、そういうふうにずっと羅列する方法もございましたけれども、まとめて行政庁というふうに私どもは行いました。

これは、先ほど中谷議員さんの御質問にもありましたように、一つの国の法律、あるいは東京都や他市町村の条例等で準則として使っておる言葉ということで使わせていただきました。よろしく御理解いただきたいと思います。

それから第２条第２項でございます。４ページ。この規定については国の法律ではございません。たしか、この部分ははずれております。これを設けた理由でございますけれども、これにつきましては、なかなか難しいんですけれども、ここでは32条と31条の用語の読みかえ規定をうたっておるところでございます。「条例等に基づく行政庁」とあるのは、「行政庁」と読みかえているのは、これは32条に「条例等に基づく行政庁」とあるわけではなくて、あくまでもこの２条の中にある「条例等に基づく行政庁」でございます。したがいまして、32条、31条につきましては、あくまでも処分とか申請について、定義では「条例等に基づく」というふうに規定してございますが、31、32条に

つきましては条例等ではなくて法令だとか、そういうようなものも含んで行政指導をするというような言葉に置きかえてございます。つまり行政指導につきましては、条例規則だけではなくて、もっと幅広く法令についても行政指導があるというようなことで、大変わかりにくいんですが、これも一つの法文のつくり方の中で策定させていただきました。以上でございます。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　説明を聞いても、まだわからいんです。私、総務委員ですから指摘だけして、この質問を終わります。

○議長（土方尚功君）　簱野行雄君。

○26番（簱野行雄君）　行政手続法ができました。それに基づいて行政運営の公正の確保と透明性の向上を図る、こういう趣旨で行政手続条例をつくるということは、これは当然な結構な話なんですが、さっきの中谷議員の質問と重複する点もあるんですが、該当する手続きが五百幾つかあるという総務部長の説明であったけれども、幾つかでも直さなければならないという、早速直さなければならない点もあるんではないか、これは施行後でもいいといえばいいんですが、そういうのが幾つかあるかとも思われる。それを具体的に、こういうものはこの条例に基づいて直さなければならないんだということがあったなら、幾つか教えてもらえればと思います。

いま一つは、さきの中谷議員の質問に出てきた、まちづくり指導要綱との関連ですが、これは前に私、本会議だか、あるいは建設委員会だか記憶が定かではないが、発言したことがあるんですが、16ページの第4章「行政指導」という項目がありますね、その中で指導要綱についても言えることですが、31条に「申請の取り下げ又は内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げることをしてはならない」、こういう条文です。ということは、まちづくり指導要綱は要綱ですから、条例と違って法的根拠がないわけですね。これは今までですが、行政指導をしたんだけれども、私はそういうことは納得できませんと言われればそれまでで、指導要綱を矯正することは確かにできないのはできないはずですね。

ただし、今までよく建設委員会で、マンションができると必ず住民との紛争が出てきて、請願が出てきて非常に迷惑といえば迷惑な点もあったわけですが、この指導要綱によると、さっき中谷議員も触れましたけれども、周辺住民との同意が必要だとか、いろいろなことが書いてありますね、事前協議申請書の提出に当たっては周辺住民の同意書

を添付してくれとか、こういうような要綱に規定があるわけです。これとどう整合するのか。

殊に今度、建築確認事務を来年から市でやることになりますね、そうすると同じ市の機関でありながら、一方では建築確認事務、これは建築基準法に従って法令に則ってきちんとやらなければならないわけですから、確認を下ろさなければならないような、これは主に高層建築について言うんですが、ケースにも指導要綱においては、今までですよ、どうもそれは困る、周辺住民の同意を得てくれということで、これはなかなか建物を建てられなかったというケースが今までも幾らもあるわけですよね。その辺との整合性をこれからどうするかということですね。これは、ほぼ中谷議員の質問と同じですが、それについて答弁をまずお願いします。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　御質問の１点目に見直しの規則等があったらということでございます。どんなものということはございませんけれども、見直しをする必要があるものはございます。それから、要綱の中にもまちづくり要綱もございますれば、福祉施設整備要綱、そういうふうなものもございます。これにつきましては、行政の指導ということで相手方の了解のもとに従っていただくというか、やっていただいているわけでございます。

そのような中で今回の手続条例ができますとどうなるかということの中では、あくまでもこの条例の方は、行政指導というのは紳士的にお互いにやっていくというのが本来でございます。これまでのまちづくり指導要綱も今回の行政指導という言葉の範囲で本来あったと思います。ただ、遠いとか、あるいは協力金というのもあるわけでございますが、これについても先ほど中谷議員さんの御質問にもございましたように、相手方の任意といいますか、同意を得られるというような中で、今後これまでの要綱や規則を存続していくように努めていきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　簱野行雄君。

○26番（簱野行雄君）　事実上、今までこの指導要綱というものがありまして、高層建築とか、あるいはほかのことについても申請をしてもなかなか協議が整わない。一方では建築確認はクリアしているという問題が多々あったわけですね。これが周辺住民についても考慮しなければならないという面もありますが、ややもすると、中にはオーバーじゃないかなというようなケースも見受けられたわけです。

ただ、今回もはっきり条例で、さっき申し上げたように31条にうたってある以上、こ

れを「こういうことを書いてあるじゃない」と言われると、指導要綱は全然役に立たなくなってくる。もちろん法優先、条例優先で、要綱よりも優先するわけですから、これは法治国家ですから当然の話ですが、その辺の整合性をどうするか、さっきも言ったように、まして確認業務を今度やることになるわけですから、その辺との整合性ですね、市長、これ、どう思われますか、今後どうするつもりだか……。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　自治体として憲法に基づく民主的な行政の執行能力を持つ、法整備ということもある意味では大切だというふうに思うわけであります。法律が定まり、また地方自治体として、その法律の趣旨を特に公平性でありますとか、透明性でありますということにつきましては、言うまでもなく原則的にそうなければならない、こう言うべきだと思っております。今まで行政執行という、あるいは行政措置ということで保育の措置決定、あるいは区画整理事業の換地指定、それらが主要な行政処分という領域であったと思っております。

開発指導要綱は、これは指導ということでもありますし、合意をいただくという内容でありますので、その合意がまた市民の利益のために、時々申し上げた言葉でありますが、特定少数、また一方に不特定多数という関係の意見不一致があるという際は、地方自治体として、なるべく特定少数の側に不特定多数の利益に当たる内容を理解をしていただく。これの間に立って調整といいましょうか、調停と言っていいと思います。調停の仕事を行ってきたという基準でありますので、これまた大切にいたしたいと、こう思っております。

いろいろな経験をしながら、将来の与かり方についても十分注意を払わなければならない条例の制定ではございますけれども、一般論として、より透明性、あるいは公正性の高い自治体行政を執行するためには必要な条例として、この際、建築確認行政のこともあわせて制定をしておきたい、こういう考えであります。

○議長（土方尚功君）　簱野行雄君。

○26番（簱野行雄君）　わかったような、わからないような答弁なんですけれども、よく市長は「憲法を市政に生かす」、こういうことを基本方針にしているはずですよね、憲法を市政に生かすということは、どういうことかというと、日本は法治国家ですから法律を守らなければならない、これは最優先すべきだと思うんです。ただし、今まで「まちづくり指導要綱」は乱開発防止に役立ったという面も確かにあるはずですが、それは理解できるんですが、ただ、度を越えて、いま一方では何事も選挙によって、市長

もそうですが、議員もそうですが、大勢の方へ顔を向けるという傾向が多いわけですよね、それは政治家の心理としてやむを得ない面もあるんですが、そういうことでなくて、まず法律に則って、ひとつ行政を執行してもらいたい。このことをぜひやってもらいたい。要望しておきます。

まだ言いたいことはあるんですが、これだけにしておきます。

○議長（土方尚功君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第２号、日野市行政手続条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第３号、日野市議会等の調査及び公聴会に出頭した者の費用弁償条例の一部を改正する条例の制定、議案第４号、日野市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第５号、日野市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役　登壇〕

○助役（前田雅夫君）　大変恐縮でございますが、市長にかわりまして議案上程を申し上げます。

議案第３号、日野市議会等の調査及び公聴会に出頭した者の費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、建築基準法の規定により設置される、日野市建築審査会に出頭した者にかかる費用弁償の規定を新設するため、日野市議会等の調査及び公聴会に出頭した者の費用弁償条例の一部を改正するものであります。

議案第４号、日野市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市特別職の職員のうち教育委員会委員、選挙管理委員会委員などの非

常勤のものの報酬額を改定するため、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第５号、日野市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、失職の例外の規定を改めるため、日野市職員の分限に関する条例の一部を改正するものであります。

以上３議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　それでは議案第３号、日野市議会等の調査及び公聴会に出頭した者の費用弁償条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

改正点につきましては先ほどの提案理由にもございましたように、本年４月１日から建築基準行政事務の移管に伴いまして、建築基準法の規定により建築審査会が行う審査において関係人が出頭した際の費用弁償を規定するため改正するものでございます。

それでは新旧対照表によって御説明いたしますので、４ページ、５ページをお開き願います。

第２条は、参考人の範囲を規定している条文ですが、その第７号の次に第８号として先ほど申し上げましたように「建築基準法第94条第３項の規定により、建築審査会の求めに応じ出頭した者」と新たに追加規定するものでございます。

なお付則で、施行日は平成８年４月１日としてございます。

次に議案第４号、日野市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

本議案につきましては、昨年の12月市議会におきまして、市長等の特別職、また市議会議員さんの報酬、給与の改定等をお願いいたしまして可決いただいた経過がございます。今回は特別職のうち非常勤の方々の報酬を改定させていただくものでございます。議案書の２ページから５ページは別表になっておりまして、報酬額は改定をお願いする額でございます。６ページ以降は新旧対照表でございます。これらの改定につきましては、近隣各市の状況、職責の実態、さきに改定されました特別職のアップ率を勘案いたしまして、報酬額を決定させていただきました。

なお、新たに環境審議会委員、建築審査会委員及び建築紛争調停委員会委員の報酬額を加えております。

付則でございますが、施行日は平成８年４月１日でございます。

続きまして議案第５号、日野市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

それでは新旧対照表によって御説明申し上げますので、恐れ入りますが、４ページ、５ページをお開き願います。

第７条は、職員の失職の例外を規定したものであります。これは地方公務員法第28条第４項で、「職員は第16条各号の１に該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う」と規定していることを受けまして、本条例第７条に失職の特例規定を定めたものでございます。

具体的な例で申し上げますと、公務上または通勤途上に交通事故を起こし、その過失責任を問われ執行猶予のついた禁錮刑が確定した場合、当然、必要に応じて懲戒処分を行うわけですが、その事情によっては当該職員を失職させないことができるように規定したものであります。このたび改正する点は、失職例外規定の中で「公務上又は通勤途上」と限定されているものを取りはずし、交通事故などの例のように公務上、あるいは公務外の区別なく日常生活によって引き起こされたものについても適用できるよう、東京都並びに各市の同様の規定にあわせるものでございます。

なお施行日は、平成８年４月１日としてございます。

以上３議案につきまして御説明させていただきました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第３号、日野市議会等の調査及び公聴会に出頭した者の費用弁償条例の一部を改正する条例の制定、議案第４号、日野市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第５号、日野市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第６号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の制定の件

を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役　登壇〕

○助役（前田雅夫君）　議案第６号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、職員の勤務時間、休日、休暇等の制度を再編整理するとともに、新たに休日代休制度、骨髄移植休暇制度を設けるため、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例を全部改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　それでは議案第６号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

改正点につきましては、先ほど提案理由にもございましたように国家公務員に適用される一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が、平成６年９月１日に施行されたことに伴いまして、労働基準法の適用にも配慮し、職員の勤務時間、休日、休暇等の制度を再編整理するとともに、新たに休日代休制度、骨髄移植休暇制度を設けるため条例の全部改正をお願いするものであります。

お手元に議案第６号の参考資料として、本条例の新旧対照表を配付させていただいておりますので、これにより主要な改正点について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料の２ページ、３ページをお開き願います。

まず第３条は、正規の勤務時間の割振りですが、この割振りについては、これまで月曜日から金曜日までの５日間において割り振ることだけを規定していたものを、改正条例では労働基準法の一日の法定労働時間どおり一日８時間の割振りを明文規定いたしております。次に第４条は、週休日を規定したものですが、この週休日は現行条例の勤務を要しない日の概念に相当するものであります。

４ページ、５ページをお開き願います。

第６条でございますが、休憩時間を規定したものです。休憩時間については労働基準法の規定により、実労働時間の総計に対応してその勤務時間の途中に置く必要がありますので、これに適用するよう条文を規定しております。次に第８条ですが、時間外勤務等を規定したものですが、現行条例の中で欠落していた当直勤務を正規の勤務時間以外

の時間における勤務として規定しております。

次に６ページ、７ページをお開き願います。

第10条は、休日の代休制度を規定したもので、休日、つまり祝日法による休日及び年末年始の休日に勤務した場合、他の勤務日の正規の勤務時間を勤務免除にすることを規定しております。

８ページ、９ページをお開き願います。13条ですが、骨髄移植休暇を規定しております。この特別休暇は新たに設けた休暇制度で、白血病などの血液難病の有効な治療法である骨髄移植のため、職員が骨髄液の提供希望者となり、必要な検査入院等を行う場合に必要と認める期間を特別休暇として付与することを規定したものでございます。

次に付則でございますが、恐れ入りますが、議案書の８ページ、９ページになりますが、付則第１条は施行日を定めたもので、施行を平成８年４月１日といたしております。次に付則の第２条は経過措置を定めたもので、現行条例において指定された勤務時間の割振り、週休日及び承認された休暇等について新条例に適用させるため、その読みかえ規定を定めたものであります。

次に10ページ、11ページをお開き願います。第３条から第５条につきましては、勤務時間条例の改正に伴いまして、これに関連する条例を改正するため規定したものであります。

再三、恐れ入りますが、再び参考資料の方に戻らせていただきたいと思います。

参考資料の14ページ、15ページをお開き願います。

まず、日野市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の改正でございます。この条例は、地方公務員法の規定に基づき、職員が給与を受けながら職員団体のために業務を行い、または活動をすることができる場合を定めた条例でございます。このたび勤務時間条例の全部改正により休日の代休制度が設けられたことに伴いまして、職員が給与を受けながら職員団体のための業務及び活動をすることができる場合として新たに代休日を加える必要があったため、条例を改正するものでございます。

次に16ページ、17ページをお開き願います。

日野市職員の育児休業等に関する条例の改正でございます。勤務時間条例の全部改正によりまして、この育児休業条例中に規定されています勤務時間条例の条例番号及び条文の移行等が必要なため、条例を改正するものでございます。

次に18ページ、19ページでございます。

日野市一般職の職員の給与に関する条例の改正でございます。第２条、第６条第３項、

第12条、第18条につきましては文言及び条文の整理を行ったもので、内容の変更等はございません。

まず第５条の２項は、給料の支給日を規定したものでございますが、その支給日につきましては同様の規定を規則で規定するため、規則委任を定めたものでございます。

次に第11条でございますが、この条文は時間外勤務手当の支給について規定したものでございます。週休日の振り替えにつきましては、できる限り同一週において振り替えることを原則とするわけですが、公務の運営上の必要性から、やむを得ず同一週を越える期間において週休日を振り替えた結果、１週間の法定労働時間を超えた時間に対しては、労働基準法、所定の時間外勤務手当を支給する必要が生じます。そのため第11条第２項として、新たに時間外勤務手当として100分の25を支給する措置を規定するものであります。

以上、主要な改正点について御説明させていただきました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第６号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第７号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第８号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第９号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役　登壇〕

○助役（前田雅夫君）　議案第７号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市立梅が丘地区センターの新設に伴い、日野市立地区センター条例の一部を改正するものであります。

議案第８号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、東京都医療費助成実施要綱の一部改正に伴い、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正するものであります。

議案第９号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、東京都老人福祉手当に関する条例の改正に伴い、老人福祉手当の支給額を改めるため、日野市老人福祉手当条例の一部を改正するものであります。

議案第10号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、東京都児童育成手当に関する条例の改正に伴い、児童育成手当の支給額を改めるため、日野市児童育成手当条例の一部を改正するものであります。

以上４議案の詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗一君）　議案第７号の日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明をいたします。

２ページに記載されておりますとおり59番目の地区センターとなりますが、日野市立梅が丘地区センターを日野市三沢三丁目35番地の２に新設をいたしまして、平成８年の４月１日の開館とするものであります。

施設等の概要につきましては、敷地面積は183.38平方メートルでございます。施設規模は延床面積38.5平方メートル、集会室は和室でございます。23.6平方メートル、男女別の洋式トイレとなっております。冷暖房完備、公共下水道完備の施設であります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　議案第８号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は東京都の特殊疾病にかかる医療費助成の範囲の拡大に伴って、一部改正をするものでございます。改正点は別表の区分４の項、支給対象欄中、先天性血液凝固因子欠乏症の次に「網膜色素変性症」を加えるものでございます。適用は平成８年４月１日でございます。なお、発生率は4,000人に１人程度と言われ、当市にはまだ該当者はございません。新旧対照表は、ページ４から７ページに記載のとおりでございます。

次に議案第９号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例でございます。

２ページをお開きいただきたいと存じます。本条例による手当は、障害が著しい65歳以上の老人で介護を必要とする人に支給する東京都の制度でございます。新旧対照表、４ページ、５ページをお開きいただきたいと存じます。第３条中の５万3,000円を５万5,000円に、４万3,500円を４万5,000円に、２万9,000円を３万円に改めるものでございます。施行は、平成８年４月１日でございます。

次に議案第10号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

２ページをお開きいただきたいと存じます。

本条例は、ひとり親家庭などで18歳、年度末前の児童を養育している場合と、児童が障害、20歳未満である場合に支給する東京都の制度によるものであります。新旧対照表４ページ、５ページをお開きいただきたいと存じます。第５条の表中、１万3,000円を１万3,500円に、１万5,000円を１万5,500円に改めるものでございます。

施行は平成８年４月１日であります。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本４件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第７号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第８号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第９号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第11号、平成７年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件を議題とい

たします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役　登壇〕

○助役（前田雅夫君）　議案第11号、平成７年度日野市一般会計補正予算（第３号）の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成７年度日野市の一般会計の補正予算第３号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ５億2,641万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を465億2,161万7,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　それでは議案第11号、平成７年度日野市一般会計補正予算第３号について御説明申し上げます。

第１条でございますが、ただいま提案理由の中で申し上げましたとおり、歳入歳出それぞれ５億2,641万7,000円を追加するものでございます。第２条、繰越明許費でございます。これにつきましては、第２表の繰越明許費におきまして設定をいたしておりますので、第２表のところで説明を申し上げます。第３条は地方債の補正でございます。第３表によるものでございます。

それでは２ページ、３ページをお開きいただきたいと思います。

第１表、歳入歳出予算の補正額でございます。今回の補正は年度末を迎えまして、歳入歳出予算額の確定、または最終執行見込み額等による補正でございます。主要な内容につきましては、事項別明細書により御説明を申し上げます。

それでは恐れ入ります。６ページをお開きいただきたいと思います。

第２表、繰越明許費についてでございますが、農業費の事業でございます。新井用水樋門撤去委託につきましては、農業用河川工作物応急対策事業といたしまして東京都の補助を受けて行っているものでございます。この工事は建設省に委託をし、行っているものでございますが、交通上の対策、あるいは治水の面から工事の方法、工法の変更を行うこととなり、年度内の完成が見込めないこととなりました。このため工事費4,000万円のうち６割分を繰り越すことといたしましたので、あらかじめ繰越明許費として議決いただくものでございます。

次は７ページ、第３表、地方債の補正でございます。

地方債の補正につきましては３点ございます。第１点目、緑地用地取得につきましては、起債額の内示によります確定額にあわせたものでございます。それから、次の都市計画道路３・４・１４号線の関係、それから駒形公園築堤護岸工事の関係でございますが、先に駒形公園築堤護岸の方から説明させていただきます。

この工事は駒形公園の整備に伴いまして、浅川の堤防を国との協定に基づき工事をいたすものでございます。この工事につきましては完成物が国に帰属する事業であるということで、今回予定をしておりました東京都の振興基金の充当が適切でないという判断がございましたので、これにつきましては申請を取りやめをいたしました。ただ財源確保のため、より適切な事業であります３・４・１４号線の用地取得につき同額の申請をいたしまして認められたものでございます。それに伴いまして補正をいたすものでございます。

それでは、事項別説明に入らせていただきます。

恐れ入ります。12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございますが、５款．市税でございます。市税につきましては特に法人割につきまして、10目の法人割でございますが、市内主要企業の業績を反映をいたしまして、３億4,800万円余りの増を見込むものでございます。

次に10項の固定資産税でございます。固定資産税につきましては説明欄の土地、建物というふうにございます。土地につきましては、７年度税制改正による負担率調整の変更がございましたために減額となるものでございます。家屋につきましては課税対象の家屋増ということで、１億4,700万円の増を見込むものでございます。

次に25項、特別土地保有税でございますが、保有分につきましては当初２件予定をしておりましたのが12件、それから取得分につきましては、当初は計上を見込んでおりませんでしたが、２件ということで計上を見込むものでございます。

次に14ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。

都市計画税でございますが、固定資産税とほぼ同様の理由により土地、家屋について減と増が見込まれるものでございます。

それでは16ページ、17ページをお開きいただきたいと思います。

使用料、手数料でございますが、土木手数料につきましては条例の改正に伴いまして10月１日から施行したものによりまして、増になったものでございます。

それから18ページ、19ページでございますが、それぞれ事業の進行に伴いまして、負担金、補助金等、実績による増減をいたしたものでございます。

それから24ページでございます。都支出金につきましても、それぞれ実績による増減をいたしているところでございますので、よろしくお願いいたします。

それから34ページでございます。財産収入につきましては財産運用収入、利子及び配当金でございますが、それぞれ基金の利子の積み立てをいたすものでございますが、当初計上の際には平均2.3%の利率ということで計上いたしましたが、現在、約0.5%という率になっております。こうした変化の中で大幅な減額をさせていただいております。

それから次、38ページ、諸収入につきましても預金利子については同様、金利の低下による減でございます。雑入につきましては過年度の返還金等、例年どおりの処理をさせていただいております。

それから40ページ、市債につきましては第3表で説明を申し上げたとおりでございますので、省略をさせていただきます。

42ページからは歳出でございます。

議会費については、特に御説明を申し上げるところはございません。

それから44ページ、総務費でございますが、総務管理費、一般管理費の増額補正の主要なものは説明欄の1の特別職職員人件費の中の職員手当等でございますが、定年退職者以外の退職者に対応するための退職手当の2億円余りの補正をさせていただくための増でございます。

次に48ページに移らせていただきます。48ページの総務費、総務管理費の財産管理費でございますが、その中の基金積立金でございます。基金積立金につきましては、一番上の公共施設建設基金につきましては、寄附金を財源といたしまして1億5,300万円余り、それから一般財源を財源としました6億6,000万円ほどの額を積み立てているものでございます。

それから幾つか飛びまして、緑化基金についても寄附金を積み立てるものでございます。それから財政調整基金につきましては今回の補正の中での収支の剰余金額、余裕財源を8年度以降の財政調整のために積み立てているものでございます。

それから62ページ、民生費に飛ばさせていただきます。

老人福祉施設費でございますが、この説明欄3の多摩川苑福祉ゾーン事業経費の中で用地借上費の減額をいたしておりますが、従来、借り上げをいたしておりました用地の一部を地主の利用に基づきまして返還をして面積が減少したために減額するものでございます。

それから、次、73ページ、衛生費でございます。保健衛生費の中の中ほどの環境衛生

費の説明欄の４番目の南多摩斎場組合経費でございますが、減額になっておりますが、これは南多摩斎場組合での増改築の経費の各市の負担金が減額になったものに伴いまして減額するものでございます。

それから74ページ、衛生費でございますが、清掃総務費の説明欄で中ほどになりますが、５番目、資源回収事業経費につきましては増額補正をいたしておりますが、回収業の増に伴いまして所用の額を補正をさせていただくものでございます。

それから、次に商工費の82ページでございますが、商工費につきましては、商工振興費の中で商店街振興組合等設立補助金が減額になっておりますが、予定をしておりました商店街において設立に至らなかったためでございます。

それから84ページ、土木費でございますが、それぞれ事業を執行し、差金等を生じたものを減額調整をさせていただくものでございます。

それから90ページの土木費のうち、都市計画費の25. 下水道費でございますが、１億5,800万円余りの減額をさせていただいておりますが、これは下水道事業特別会計の繰出金でございます。これにつきましては、下水道事業の方で水道管等の移設補償費、あるいは公債費、償還利子の減等に伴います事業費の減がございましたので、繰出金を減額させていただいたものでございます。

それから教育費の中でございますけれども、100ページをお開きいただきたいと思います。100ページの最下欄になりますが、幼稚園費の15目、幼稚園建設費のところで第六幼稚園造成及び用地買収委託料800万円余りが減額補正をさせていただいておりますが、これにつきましては第六幼稚園の造成につきまして、建設当時、日本住宅公団との協定に基づき、この事務を公団の方にお願いをした経費の償還をいたしていたものでございますけれども、既に平成６年度中に完了いたしておりましたのを誤っておりましたので減額をさせていただいているものでございます。申しわけありませんが、よろしくお願いいたします。

それから最後の110ページ、公債費についてでございます。公債費につきましては元金分につきまして、土木債償還元金につきまして300万円の減額をさせていただいておりますが、これは平成４年度債、長沼橋のかけかえにかかわる起債をいたしたものでございますが、据え置き期間の設定を２年として計上いたしておりましたが、実際には３年の据え置き期間で対応できたということで、この７年度の経費については不用になったものを減額をさせていただくものでございます。

それから利子でございますけれども、利子につきましては、それぞれ土木費、公営住

宅、消防、教育、それぞれ減額をさせていただいておりますが、平成６年度債におきまして、金利を当初５％で見込んだところでございますが、実際の借り入れで3.6％から4.65％という間にそれぞれ入りまして、不用額が生じたものでございます。それから、減税補てん債の償還利子につきまして、１億1,200万円余りの減額をいたしておりますが、これにつきましては６年度債についての金利の低下分、それから７年度債につきましては借り入れ時期を可能な限り、資金繰りがつく限り行いたいということで、この３月11日に借り入れをいたすことになりましたが、国の方の貸付開始が６月ということで決定をいたしましたけれども、ここまで借り入れを延ばして来れましたので、利子について大幅に減額が可能となったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。小川友一君。

○７番（小川友一君）　１点だけ確認をさせていただきます。

45ページ、職員手当等ということで、職員の退職手当金がこの時期に２億もあるということで、ちょっと不思議に思ったわけでありますけれども、今の説明ですと定年退職者以外の希望退職者に対応するための補正だということですけれども、この希望退職者は何名ぐらいいらっしゃるのか、まず御説明いただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　13名というふうに聞いております。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　そうしますと、当初この内訳を見ますと、当初９億1,700万、定年退職者か希望退職者を含んだ中で予定していたわけですけれども、この２億はすべて希望退職者に支給するための補正であるというふうなことで間違いないのかどうか再確認をします。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　総務費の退職手当でございますけれども、この補正予算の説明書の最終ページの方に給与費明細書がございます。この中で112ページ、113ページでございますが、職員手当の内訳というのがございます。この職員手当の内訳の中で退職手当として113ページの方に２億720万ということで、これが含まれておることでございます。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　私は、それはもう見たんです。退職手当で11億2,000、総額、

補正後ですね。補正前では９億1,700万強を計上したんですね、当初で。

私が今質問したのは、その２億720万円は、要するに希望退職者に支給するために補正をしたのかということを聞いているんです。総額……。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　当初予算では定年退職者をそっくり見たわけですが、これにつきましては、それ以外の退職ということで希望退職ということでございます。

○議長（土方尚功君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議案第11号、平成７年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時54分　休憩

午後５時25分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第12号、平成７年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役　登壇〕

○助役（前田雅夫君）　議案第12号、平成７年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成７年度、日野市の国民健康保険特別会計の補正予算第３号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ１億6,131万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を61億3,301万4,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（宮本　寿君）　議案第12号、平成７年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第３号を御説明申し上げます。

７ページをお開き願います。事項別明細書により説明させていただきます。

歳入歳出とも１億6,131万6,000円を追加するものであります。追加となる主な理由は、被保険者数の増と受診率の上昇によるものであります。

８、９ページをお開き願います。まず歳入でございます。

国民健康保険税でございますが、一般被保険者の滞納繰越分が、景気低迷等によりまして徴収率が落ちたために減額になっております。国保税全体としましては、退職被保険者分の増加がございましたので増額補正をさせていただくものであります。

次に10、11ページをお開き願います。国庫支出金でございますが、事務費分が制度改正によりまして、ほとんど一般財源化されたために大きく減額となっております。

12、13ページをお開き願います。療養給付費交付金でございますが、これは退職被保険者分について基金より交付されるものでございます。給付額支出の減額に伴うものでございます。

次に14、15ページをお開き願います。下段の繰入金でございますが、繰越金が予定より多かったために減額となっております。

次に16、17ページをお開き願います。上段の繰越金でございますが、額の確定によるものでございます。

18、19ページをお開き願います。歳出でございますが、総務費は各項目とも不用額の

減額でございます。

20、21ページをお開き願います。保険給付費でございます。上段の療養諸費につきましては、被保険者数の増と風邪の流行等によりまして、一般被保険者の療養給付費がかなり大幅に増額となっております。下段の高額療養費でございますが、高額療養費につきましては、食事療養費が標準額分を患者本人が負担する制度になりましたので、そのことによります減額でございます。

24、25ページをお開き願います。老人保健拠出金でございます。年々被保険者の高齢者率が上がってまいりまして、対象者数の増等による増額でございます。

26、27ページをお開き願います。共同事業拠出金は額の確定によるものでございます。

28、29ページをお開き願います。下段の予備費でございますが、一定額を年度末の療養給付費支出のために備えておいておくようにと行政指導がございまして、予備費に補正をさせていただくものでございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議案第12号、平成７年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第13号、平成７年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第４号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役　登壇〕

○助役（前田雅夫君）　議案第13号、平成７年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第４号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成７年度、日野市の土地区画整理事業特別会計の補正予算第４号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ3,792,万1,000,円を減額し、歳入歳出予算の総額を44億7,268万4,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは議案第13号、平成７年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第４号につきまして御説明申し上げます。

まず第１号として、歳入歳出それぞれ3,792万1,000円の減額でございます。２条といたしまして繰越明許、これは後ほど第２表で御説明申し上げます。それから３条といたしまして債務負担行為の補正でございます。後ほど第３表で御説明申し上げます。

それでは、事項別明細書によりまして御説明申し上げます。

38ページ、39ページをお開き願いたいと思います。国庫補助金でございますけれども、これは対象事業の確定に伴うものでございます。ただ、この中で街区高度利用土地区画整理事業、これは新しい補助金でここで確定したものでございます。内容としては商業実態の調査をするものでございます。

次に、40、41ページでございます。都補助金で、都支出金のうち都負担金、モノレール事業の負担金、これは昨年の９月議会で補正をお願いをしたものでございますけれども、一部執行ができないということで減額するものでございます。都補助金につきましては、対象事業の確定に伴うものでございます。

続きまして、42、43ページ、一般会計の繰入金、これは繰越金、それから補助金等の中で調整をさせていただいたものでございます。

次に44、45ページでございます。諸収入のうち保留地処分金、昨年、保留地を48区画公募いたしました。このうち処分できたのが18区画ということで減額をさせていただくものでございます。

次に歳出、46、47ページをお開き願いたいと思います。一般管理費、それから万願寺区画整理費につきましては執行見込みの残でございます。執行見込みに伴うものでございます。

次に48、49ページでございます。高幡土地区画整理費でございますけれども、13節の

区画整理事業業務委託料、これが増額になっておりますけれども、これは建物１棟分が増額になったものでございます。それから豊田南土地区画整理費でございます。同じく13節、区画整理事業業務委託料でございますが、建物６棟が増額になったものでございます。

次に50、51ページでございます。万願寺第２区画整理費でございますけれども、13節.区画整理事業業務委託料、これは減額になっておりますけれども、先ほども説明しましたモノレール事業による建物の一部を翌年度へ繰り越したためのものでございます。それから東町につきましては、同じく13節の委託料でございますけれども、仮換地の指定の大部分が翌年度以降になったということで減額をさせていただくものでございます。

西平山でございますけれども、西平山につきましては事業の執行残でございます。

33ページに戻っていただきたいと思います。

第２表の繰越明許費でございます。これは国の第２次補正によりまして、補助金が増額になった部分の一部を繰り越すものでございます。区画整理管理費、それから豊田南区画整理費ということで、豊田南につきましては工事延長が178メートル、施行するものでございます。これは管渠でございます。

次に34ページをお開き願いたいと思います。債務負担行為の補正でございます。豊田南土地区画整理事業に伴う都市計画道路築造、これは配水工事でございますけれども、これも延長で85メートルでございます。今年度、年度内に工事を発注するものでございます。

次に万願寺土地区画整理事業に伴う業務委託、それから万願寺土地区画整理水道施設整備事業、この２項につきましては万願寺の事業計画の変更を今行っています。これによりまして事業年度が延びますので、これの事業計画と期間をあわせるものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議案第13号、平成７年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第４号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第14号、平成７年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役　登壇〕

○助役（前田雅夫君）　議案第14号、平成７年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第３号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成７年度、日野市の下水道事業特別会計の補正予算第３号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ２億1,426万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を84億9,317万2,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　議案第14号、平成７年度日野市下水道事業特別会計補正予算第３号につきまして御説明を申し上げます。

第１号でございます。歳入歳出それぞれ２億1,426万3,000円を減額させていただくものでございます。それから２条として繰越明許費、これは後ほど第２表で御説明申し上げます。地方債の補正、これも後ほど第３表に基づいて御説明申し上げます。

それでは64ページ、65ページをお開き願いたいと思います。国庫補助金、都補助金でございますが、これは対象事業の確定に伴う補正でございます。

続きまして66、67ページでございます。これは繰入金でございますけれども、対象事業の確定に伴いまして調整をさせていただくものでございます。

68、69ページ、これも対象事業の確定に伴う補正でございます。

続きまして歳出、70、71ページでございます。下水道費でございますけれども、５項の管理費のうち総務費、それから維持費につきましては契約差金等でございます。それ

から10項の建設費のうち５項、公共下水道費でございますけれども、これは減額になっております。これは当初予定をいたしました水道管の移設が不用になったということで減額をさせていただくものでございます。それから下水道費でございます。流域下水道費、これは東京都へ負担をするものでございます。都の金額が確定をしたことによる減額補正でございます。

次に公債費でございます。公債費につきましては、利子が当初予定より下がったということで下がったものでございます。

59ページをお開き願いたいと思います。繰越明許費でございます。これは浅川処理区管渠埋設委託料ということで、東京都新都市建設公社に委託をするものでございます。

次に第３表の地方債の補正でございます。これは対象事業の確定に伴いまして、限度額の補正をするものでございます。内容といたしましては記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　簡単にやります。

この不用になった、58ページの減額になった部分について工事をやらないで済むようになったのかどうか、そして後日また、この部分の工事をやらなきゃいけないのかどうか、このあたり１点だけ教えてください。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　この減額になったという、70、71ページの不用額ということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）これは水道の移設でございますけれども、予算を組む当初におきましては全体の事業の約20％、総事業費の20％、こういうふうな形で、ある程度抑えているわけです。ところが、実際そういうことが一つと下水管の水深をすることによって移設が一部分、要らなくなった、不用になった、こういうことで減額補正をさせていただくものでございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（土方尚功君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたしま

す。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議案第14号、平成７年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第３号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号、平成７年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第４号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役　登壇〕

○助役（前田雅夫君）　議案第15号、平成７年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第４号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成７年度日野市立総合病院事業会計の補正予算第４号であります。補正額は、棚卸資産の購入限度額を11億582万1,000円とするものであります。

詳細につきましては病院事務長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（高野英男君）　それでは議案第15号、平成７年度日野市立総合病院事業会計補正予算第４号につきまして説明をさせていただきます。

第１条は省略させていただきます。

第２条、棚卸資産購入限度額でございますけれども、4,100万円の増額をお願いをいたしまして、11億582万1,000円とさせていただくものでございます。

それでは実施計画により詳細を御説明を申し上げます。82、83ページをお開きいただきたいと思います。

外来患者増等によりまして薬品費に不足を生ずる恐れがございますので、薬品費4,500万円の増額補正をお願いするものでございます。財源といたしましては、同じく材料費の中の給食材料費を400万円ほど減額させていただきました。さらに目３の経費の中から、賃借料、委託料等契約差金等から、それぞれ減額をさせていただき財源に充てるものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結

いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議案第15号、平成７年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第４号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第16号、平成７年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役　登壇〕

○助役（前田雅夫君）　議案第16号、平成７年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第２号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成７年度日野市の受託水道事業特別会計の補正予算第２号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ１億7,347万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を23億7,148万9,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。水道部長。

○水道部長（土方重男君）　議案第16号、平成７年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第２号につきまして説明させていただきます。

１条につきまして、ただいま御提案申し上げましたとおり１億7,347万7,000を減額いたすものでございます。

それでは事項別明細書で説明させていただきます。まず90ページ、91ページをお開き願いたいと思います。

歳入につきましては都支出金の減額、総額でございます。

続きまして次ページ、92、93ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。５目の浄水費でございます。11節の動力費でございますが、今冬渇水状態でございますので、地下水をフル活動いたしておりまして、動力費の不足を生ずるものでございます。

続きまして、10目の配水費につきましては工事請負費でございますが、減額でございますが、他の事業の関連でございます。次年度に繰り越すとございますので、これも減額でございます。給水費につきましては契約差金でございます。

続きまして、94、95ページをお開きいただきたいと思います。10項の建設改良費でございますが、同じく15節、工事請負費でございますが、これにつきましても他工事との競合等によりましての減額でございます。その他、契約差金でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議案第16号、平成７年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第２号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第17号、平成７年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役　登壇〕

○助役（前田雅夫君）　議案第17号、平成７年度日野市老人保健特別会計補正予算（第

1号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成７年度日野市の老人保健特別会計補正予算第１号であります。補正額は歳入歳出それぞれ３億8,361万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を72億6,984万2,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　議案第17号、平成７年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

今回の補正内容は、歳出の医療諸費の追加補正と、それに伴う歳入の交付金、負担金及び諸収入を計上するものでございます。

事項別明細書104ページ、105ページをお開きいただきたいと存じます。

５款．支払基金交付金、10款．国庫支出金、15款．都支出金、20款．繰入金、これらは、いずれも医療給付費と医療費支給費に対するもので、支払基金、国、都及び市のそれぞれの負担割合に基づいて補正するものでございます。

次に110ページ、111ページ、歳出でございます。

歳出、医療諸費のうち10目、医療費支給費が大幅に減額補正になっておりますが、これは、つき添い看護料等の減少に伴うものでございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議案第17号、平成７年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第18号、平成７年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役　登壇〕

○助役（前田雅夫君）　議案第18号、平成７年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第１号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成７年度日野市の老人入院共済事業特別会計の補正予算第１号であります。補正額は歳入歳出それぞれ877万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,534万7,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　議案第18号、平成７年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、繰越金の計上と実績に伴う減額補正をお願いするものでございます。

事項別明細書、120ページ、121ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入でありますが、会費の減は、会員数が予定より下回ったものでございます。10款の繰入金、一般会計からの繰入金は、繰越金の増額と事業費の減額との関係で900万余りの減額を補正するものでございます。

次に124、125ページ、歳出でございます。このうち共済見舞金の大幅な減は、当初の見込み分に対して285名分の減を見込んだものでございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議案第18号、平成７年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号、平成８年度日野市一般会計予算の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第19号、平成８年度日野市一般会計予算について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成８年度日野市の一般会計の予算であります。

歳入歳出予算の総額は、451億1,200万円であります。前年度に比較して７億300万円、1.6%の増となっております。歳入は、市税が64.4%を占め、次いで都支出金、市債、国庫支出金等で構成されております。

一方、歳出を見ますと民生費が29.6%、土木費が19.2%、教育費が14.3%、総務費が11.7%の順となっております。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　歳入歳出全般及び第２表債務負担行為、第３表地方債の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　議案第19号、平成８年度日野市一般会計予算について御説明を申し上げます。

第１条につきましては、ただいま提案理由の中で申し述べましたとおり451億1,200万円でございます。第２条の債務負担行為、第３条の地方債でございますが、それぞれ第２表、第３表のとおりでございます。４条、５条につきましては例年どおりでございます。

それでは６ページをお開きいただきたいと思います。

第２表債務負担行為でございます。これにつきましては例年どおり、日野市土地開発公社の先行用地取得及び債務保証についての債務負担行為でございます。

それから７ページ、第３表地方債でございます。都市計画道路３・４・14号線の用地取得以下８件につきまして、それぞれの事業について記載するものでございます。

なお、最下欄につきましては住民税等の減税補てん債でございます。

それでは12ページ以降、事項別明細について御説明申し上げます。

なお市長の所信表明の中でも予算については触れられておりますので、できるだけ簡単にさせていただきたいと思います。

歳入でございますが、市税でございます。市民税の個人につきましては7.2％の増、それから法人につきましては、35.4％の増を見込ませていただいているところでございます。

次に18ページをお開きいただきたいと思います。18ページの下欄の利子割交付金でございますが、現在の極めて低い金利を反映をいたしまして、４億1,900万円、前年比減となっております。

次に26、27ページをお開きいただきたいと思います。使用料及び手数料でございますが、この最下欄の方の二つ、農業使用料につきましては、市民農園使用料につきまして条例化に伴い計上をしているものでございます。次の土木使用料につきましても、道路使用料、公園使用料ともに使用料の改定に伴い増額となっております。

それから次のページ、30、31、衛生手数料の中の上から二つ目になりますが、清掃手数料につきましても条例改正に伴い増額計上しているところでございます。

それから、このページの最下欄の二つでございますが、建築指導手数料、建築指導証明手数料につきましては、建築指導業務の開始に伴いまして新年度から計上しているものでございます。

次に少し飛びまして、42ページ、43ページ、都支出金の関係でございますが、このページの下の方の10項、都補助金でございます。総務費都補助金の減額がございます。２億2,000万ほどの減額になっておりますが、これにつきましては市町村調整交付金、市町村振興交付金につきまして、それぞれ東京都の予算計上に伴います原資の減額等を受けまして計上額を減額をいたしております。

それから、次に52、53ページをお開きいただきたいと思います。

都補助金のうち25目、土木費都補助金でございますが、この説明欄の最下欄、建築基準行政事務交付金でございます。これも事務の開始に伴いまして、建築基準行政事務交付金として交付されるものでございますが、事務移管後１年度目、２年度目につきましては所用の経費、人件費と物件費等でございますが、それの３分の２、３年度、４年度

につきましては２分の１、５年度については３分の１、それぞれ補助されることとなっております。６年度以降は、交付はありません。

次に、58ページ、59ページをお開きいただきたいと思います。財産収入の財産運用収入、10目の利子及び配当金でございますが、この計上額につきましても大幅に前年比減額になっておりますけれども、金利の低下を受けておりまして、８年度につきましては平均0.5％を想定をし、計上をいたしておるところでございます。

次に62ページ、63ページをお開きいただきたいと思います。

繰入金でございます。10項の基金繰入金でございます。財政調整基金につきましては８億円、公共施設建設基金につきましては７億円の繰り入れをさせていただいております。次の環境緑化基金の繰入金につきましては、先ほど所信表明の御質問の中でもお答えをさせていただきましたとおりの措置をとらせていただきます。まことに申しわけございませんでした。今後、このようなことのないよう十分注意してまいるつもりでございますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

それでは70ページ、71ページでございます。市債でございますが、市債につきましては第３表で御説明させていただいたとおりでございますので、省略をさせていただきます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきまして、次に歳出に入らせていただきます。

72ページでございます。議会費につきましては特に申し上げることはございません。

次、90ページ、91ページをお開きいただきたいと思います。総務費の総務管理費、企画調整費の欄でございますが、中ほどから少し下、３番目の事業でございますが、日野市駅改良対策事務経費としまして、駅乗降客流動実態調査のための経費を計上してございます。続きます４番目、５番目の事業につきましては、環境基本条例の施行に伴う事務に必要な経費として計上したものでございます。

次に108、109ページをお開きいただきたいと思います。選挙費でございますが、下の２欄、上から15目、市長選挙費と35目の農業委員会選挙費につきまして、選挙日程にあわせ所用の経費を計上しているものでございます。

次に126ページ、127ページに移らせていただきますが、民生費の社会福祉費の老人福祉費でございますが、第５番の事業、施設入所経費の中の20節のところで、特別養護老人ホーム委託措置費が増額になっておりますが、八王子市内の施設に20人分のベッドを確保するための経費を計上いたしておるものでございます。

それから130ページ、131ページをお開きいただきたいと思います。

社会福祉費の同じく老人福祉費でございますが、この説明欄の老人福祉施設費の直前の16番の事業、痴呆性高齢者グループホーム事業経費でございますが、この事業につきましては新規事業として計上しているものでございます。

それから、次に150ページ、151ページをお開きいただきたいと思います。

児童福祉費の10目、児童措置費の中で説明欄の１番目の民間保育所措置経費でございますが、20節の最下欄の市単独加算分というものがございます。これにつきましては、運営費につきまして月1,250円を1,300円に、一般事業費について1,450円を1,500円にそれぞれ単価を改定をしているものでございます。

それから186ページ、187ページをお開きいただきたいと思います。

農業費の農業振興費でございます。これの説明欄の一番下、６番目の事業でございます。農業振興計画策定事業経費として計上してございます。今後10年間の農業振興計画についての策定の事務を行うものでございます。

続きまして次のページ、188ページの畜産費でございますが、畜産費の説明の欄、２番目、畜産生産環境保全事業経費でございますが、これにつきましては東京都の補助を受けて、養鶏等の事業に対する補助金を執行するものでございます。

次に196ページ、197ページをお開きいただきたいと思います。土木費でございますが、土木費の土木管理費の10目、建築指導費でございますが、これにつきましては、目を新設をいたしまして事業を行うものでございます。それぞれ所用の経費を計上させていただいております。

それから少し飛びますが、232ページ、233ページをお開きいただきたいと思います。教育費でございますが、教育総務費、17目の教育研究諸費でございますが、この目につきましては従来の教育指導費から分離をし、目を新設したものでございます。

次に262ページ、263ページをお開きいただきたいと思います。社会教育費、社会教育総務費の説明欄の最下欄にあります９番目の事業、仮称文化・スポーツ振興協会経費でございます。これは新規事業で、仮称文化・スポーツ振興協会への補助金を計上しているものでございます。

少し飛びまして、288ページ、289ページ、公債費でございます。公債費につきましては元金につきまして185件の償還経費、それぞれ、各総務債以下所用の経費を計上させていただいております。利子につきましても同様に所用の経費を163件について計上をさせていただいております。

次、290ページ、諸支出金でございます。普通財産取得費は、土地取得費として消防

会館建設用地の取得費を計上させていただいております。続きまして10目の土地開発公社関係の経費でございますが、利子に対する補助を行っているものでございますが、金利の低下によりまして、前年比３億1,800万円余りの減となっております。次ページ以降に付属資料がついております。内容につきましては説明を省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。小川友一君。

○７番（小川友一君）　簡単に、委員会審議に先立ちまして資料請求をさせていただきます。

まず１点目は、91ページの行財政調査会のメンバーは、どのようなメンバーになっていらっしゃるのか、それと、その中に学識経験者が入っていらっしゃるのかどうか、もし学識経験者が入っていらっしゃるようであれば、予算委員会までにそのメンバーがどのようなメンバーなのか、資料を出していただきたいと同時に、学識経験者の場合は、要するに現在の日野市の行財政を調査していただくわけでありますから、どのような経歴をお持ちの方がメンバーに入っているのか、簡単な経歴でも結構ですから、経歴書を添えて資料を出していただきたい。これが１点であります。

もう１点は、さきの市長の所信表明の際に私の質疑応答の中で、市長の答弁の中にちょっと理解のできない部分がありました。それは議会事務局にお伺いをさせていただきたいんですが、委員会審議の前に私の文化・スポーツ振興協会に対する質疑応答の議事録を出していただけるかどうか、２点、確認をさせていただきます。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　行財政調査会の委員にかかわる資料については提出をさせていただきます。

○議長（土方尚功君）　議会事務局長。

○議会事務局長（加藤侃一郎君）　提出できるように努力をさせていただきます。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　今の企画財政部長のお答えですと、メンバーは出します、要するに学識経験者が入っていらっしゃるのかどうか、その学識経験者の経歴も添えて出していただけるのかどうか再確認をします。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　学識経験者は入っております。名簿につきましては現

在の職につきまして肩書を添えた名簿といたしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　　箙野行雄君。

○26番（箙野行雄君）　　今回、私は特別会計の方に回りましたので、一つだけわからない点がありますので質問させていただきます。

実は平山の駅前、駅前に駅前会館をつくろうということになっておりまして、平成6年、7年にかけて遺跡調査をやりました。8年度は、たしか年次計画で実施設計というスケジュールになっているわけですが、この予算書を繰り返し見たんですが、どこにもそれが出てこないんですね、その辺、どうなっているか、ひとつ答弁願います。

○議長（土方尚功君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　　平山駅前の公共施設建設につきましては、かねてより懇談会等の検討をいただき、その答申の後、設計まで行いました。基本設計、実施設計まで行ったところでございますけれども、大変財政状況が厳しい中で、この建設経費について、なかなか計上に至らない状況でございます。

今後、可能な限り、財政の許す範囲で計画を進めていきたいというふうに思っております。現在、基本計画等に伴う実施計画等の検討もいたしておりますので、財政的な状況を十分勘案し、できるだけ早く実現をしたいというふうに思っておりますけれども、平成8年度の予算の中では、申しわけございませんけれども、計上に至らなかったということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　いわゆる平山、京王線平山駅前の図書館並びに児童館、また、もう一方側の地区センターのある広場が存在しております。あの広場につきまして、その連続した地域で今組合施行で地元の熱意によって区画整理事業が予定をされ、近く認可を得られる、こういう一方の大きな課題が進みつつございます。

私は、ひとつ駅前広場という形で、その区画整理事業に連檐させるのが地域の将来の発展のために適当ではないだろうかというようなことを考えておりまして、今、担当者にそのことの、あわせて行政内部の調査をひとつ指示をいたしておりますので、今御指摘の事業計画とともに、あわせてひとつ旧平山地域一帯の要請に応え得る、そういう環境整備をすべきではなかろうか、このようなことをあわせて思い立っておるという状況でございます。

十分整合性をとりまして、事業の促進に極力努力をしてまいりますので、しばらく時間をひとつお貸し願えれば幸いと、こう考えております。

○議長（土方尚功君）　　箕野行雄君。

○26番（箕野行雄君）　　最初、企画財政部長の答弁がありましたね、財政事情が苦しいから財政的に可能な限り、当初計画に沿って早くやりますという、たしか部長の答弁だったと思います。今、市長は区画整理関連で、いまちょっと練り直す必要があるんではないかという御答弁だったと思いますが、その辺、食い違いますが、どっちが本当なんですか。

○議長（土方尚功君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　従来の流れは、まさに企画財政部長のお答えしたとおりでございます。やっぱり、あの地域に連檐した形で、地元の将来発展のための区画整理事業が事業認可を得るための努力をしておりますので、せっかくの機会でございますので駅前広場のことをあわせて、今申し上げましたような事業につきましても、ひとつ位置を決定して、なるべく統一をした形の、また京王にも将来像に対する一つの地域の計画を持っていただきたい、このように考えております。

○議長（土方尚功君）　　箕野行雄君。

○26番（箕野行雄君）　　これについては、もう大分５年も前になるわけですが、平山駅前公共施設懇談会というのがありまして、９回も会合を重ねて市長に答申しているわけです。それがさっき言われたとおり今の図書館のところへ地上２階、地下１階で、約1500平米程度のものを複合文化施設をつくってもらいたい、こういう答申であったはずです。そのことについて、いまひとつ、はっきりおっしゃっていただきたいんですけれども、その当初計画に沿ってやっていただけるのか、あるいはそれを考え直すのか、どっちなんですか。

○議長（土方尚功君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　当初計画を実現するために、つまり駅前広場という考え方で地区センター並びに図書館用地のことをあわせる考え方で、少し大型のものにつくったらいかがだろうかという考え方を持っておるということであります。これは京王にもぜひ参加をしていただくように要請をしたい。このことも手を打ったということではありませんが、お呼びかけはしておるというところでございます。

○議長（土方尚功君）　　箕野行雄君。

○26番（箕野行雄君）　　くどいようですが、当初計画どおりにするのか、いま少し計画を練り直すのか、そこをはっきりお答え願いたいんですが……。

○議長（土方尚功君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　練り直すという方で御理解をお願いしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　箙野行雄君。

○26番（箙野行雄君）　この件については１年前の、去年の３月議会で私も一般質問で取り上げましたし、米沢議員も取り上げているわけです。そして、そのことについて市長は、こういう答弁をされているわけですよ。「本来もっと地元に対して、きちんとした説明をし、了解をいただくという手順が必要だったわけでございますけれども、私自身の少々の認識不足もあったと思っておりますし、改めて内部的な協議もしなければならないと思っております。」こういう答弁をしているわけです。これは議事録にちゃんと載っているわけですけれども。

ところが、ちょっとおかしいなと思って担当部課長にも聞いたし、担当助役にも聞きました。またひとつ市長にもお話を伺ったわけですが、全然その辺の協議をした形跡もないんですね、部課長も現段階どこまで話が進んでいるか、助役ももちろんですけれども、全然そういう認識がないということは、全然協議なんかしてないんですね、このことについて……。そう言われても仕方がないと思います。どうでしょうか。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　大変、まだ地元に対する協議の段階にまで到達し得ておりませんが、せっかく区画整理の計画が始まっておりますので、その事業の地域の中にあわせて、つまり――と申しますのは、一たん今までの計画どおりに図書館を改築してしまいますと地域が、なんといいますか、現状で確定してしまいます。せっかく区画整理事業が進みつつあるわけでありますので、駅前広場を区画整理事業の範囲に含めて、そうして、その位置を今申し上げましたような、今までの計画の図書館規模はもちろんでありますし、地区センターもあわせて一つの建物に設計できるということをぜひ検討してみたいと思っておりますので、なるべく時間をかけない形で地元にも御意見を申し上げ、いろいろな御意見を聴しなから積極的に取り組んでまいりたいと思います。

地元で、駅前広場を現状でいいという、そういう意見がもし強ければ、そのことも大切にしなければなりませんけれども、せっかくの相接続する場所で区画整理が行われておるという現状がございますので、何かあわせて、もっと将来に対する発展的な考え方を取り入れるということではいかがなものだろうか、こう考えておるということを申し上げた次第であります。

早速ひとつ、何らかの対応ができるように進めてまいります。

○議長（土方尚功君）　箙野行雄君。

○26番（簱野行雄君）　すみませんね、時間をかけて……。今、市長の説明のあった例の区画整理の話ですね、これが、今現状を申し上げますと、あの駅前ロータリーを入れるか入れないかで紛糾しているわけです。京王では、どうしても入れませんと、こういうことになっているわけです。今、率直に言って、あの辺を区画整理の区域に含めるか含めないかについては何とも言えない段階なんです。海のものとも山のものとも言えないという段階です。それを前提に今までの計画を考え直すんだということは、いささか私は不満です。どうでしょうか。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　短い期間に京王の対応を今私が申し上げたような趣旨に参加をしていただくといいましょうか、おいでいただけますように積極的に努力をし、結論を得たい、こう考えておりますので、せっかくの機会でございますので、ひとつ、ぜひ前向きな取り組みに御理解をお願い申し上げたいと思っております。

○議長（土方尚功君）　簱野行雄君。

○26番（簱野行雄君）　立ち話で米沢議員とも、「どうもおかしいんじゃないか、実施設計ぐらい年次計画に沿って、補正でも要求したらどうか」という話も廊下でしたわけです。それは正論だと思うんですよ。ただ、それができないとなると、これは私は公約違反と言わざるを得ないと思います。

それで協議という言葉はありません、これは全く何もないと断言してもいいと思います。いまひとつ、地元に対してきちんとした説明をすべきだと思うと、こう市長は１年前の一般質問では答弁しているわけです。ひとつ広報がありますね、よく、何か「市長室から」というような欄もあるようですが、都合のいいことばかり書かないで、ひとつ「市長室から」でもいいですから、地元に対して納得のいく説明、財政難でどうも皆さんの御期待に沿えない、この事業を延期するなら、延期せざるを得ないですというぐらいな、きちんとした説明をしてもらいたいと思います。どうでしょうか。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　まことにごもっともな……。なるべく早く地元に御相談をするということでお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　私の名前が出ましたので一言意見を述べておきたいと思いますが、過去の議会での市長の答弁、これは平成５年の第３回の一般質問でのやりとりの中

ですけれども、私は、このように質問したわけです。「来年度以降――来年度以降というのは６年度以降ですね、本当に目の見える形で取り組みを展開していただきたい」と、こういうことを申し上げたわけです。これに対して市長は、いろいろ言いましたけれども、結論的には「地元のコミュニティ施設としての要望を満たし、また一方に設計もほぼ完成したという状況でございますので、新たに具体化について内部検討を試み、何らかの予算化を図りたい」、つまり６年度予算化をこのときには答弁をしているわけです。今のやりとりの中でも、その後の財政需要の問題、あるいは遺跡調査の問題、それから工事期間中の図書館の一時移設の問題等々あって、その後、具体化が足踏み状態になっていたという状況です。

ですから、過去の議会でのきちんとした答弁からいえば、もっと具体化が早くなければいけないと思うんですね。たまたま今回、私は予算委員会、特別の方へまいりましたので、一般会計の予算委員会の中でも同僚議員を通じて、この点、もうちょっとはっきりさせたいと思いますので、ちょっと一言、意見を述べておきます。

○議長（土方尚功君）　これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第19号、平成８年度日野市一般会計予算の件は、一般会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め、一般会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第20号、平成８年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第21号、平成８年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第22号、平成８年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第23号、平成８年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第24号、平成８年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第25号、平成８年度日野市老人保健特別会計予算、議案第26号、平成８年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役　登壇〕

○助役（前田雅夫君）　議案第20号、平成８年度日野市国民健康保険特別会計予算について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成８年度日野市の国民健康保険特別会計の予算であります。歳入歳出予算の総額は、63億3,376万7,000円であります。前年度に比較して３億6,340万4,000円、6.1%の増となっております。

議案第21号、平成８年度日野市土地区画整理事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成８年度日野市の土地区画整理事業特別会計の予算であります。歳入歳出予算の総額は、32億8,823万7,000円であります。前年度に比較して、２億9,410万6,000円、8.2%の減となっております。

議案第22号、平成８年度日野市下水道事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成８年度日野市の下水道事業特別会計の予算であります。歳入歳出予算の総額は84億円であります。前年度に比較して、４億3,198万7,000円、5.4%の増となっております。

議案第23号、平成８年度日野市立総合病院事業会計予算について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成８年度日野市立総合病院事業会計の予算であります。

収益的収支及び資本的収支の予定額は、44億2,366万3,000円であります。前年度に比較して１億4,620万5,000円、3.4%の増となっております。

議案第24号、平成８年度日野市受託水道事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成８年度日野市の受託水道事業特別会計の予算であります。歳入歳出予算の総額は26億1,132万8,000円であります。前年度に比較して、2,162万8,000円、0.8%の増となっております。

議案第25号、平成８年度日野市老人保健特別会計予算について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成８年度日野市の老人保健特別会計の予算であります。歳入歳出予算の総額は、74億6,551万6,000円であります。前年度に比較して５億7,929万1,000円、8.4%の増となっております。

議案第26号、平成８年度日野市老人入院共済事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成８年度日野市の老人入院共済事業特別会計の予算であります。歳入歳

出予算の総額は、5,462万3,000円であります。前年度に比較して49万7,000円、0.9％の増となっております。

以上７議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（宮本　寿君）　議案第20号、平成８年度日野市国民健康保険特別会計予算を御説明申し上げます。

５ページをお開き願います。平成８年度の国保加入者は２万1,500世帯、３万9,800人、前年比５％の増を見込みました。

事項別明細書の内容に入らせていただきます。

歳入歳出総額は、63億3,376万7,000円、前年比で6.1％の増となっております。歳入総額に対する財源構成で申しますと、国保税が約３分の１でございます。国及び都の支出金がやはり約３分の１でございます。社会保険基金からの交付金、それから市の繰入金、これがやはり３分の１で、前年とほぼ同様の構成比となっております。

下段の歳出欄をごらん願います。歳出総額に占める割合で申し上げますと、保険給付費が72％、老人保健拠出金が25％、これら被保険者の病気、けが治療に直接かかわる経費が98％で、やはりこれも前年と同様の比率でございます。

６、７ページをごらん願います。国民健康保険税でございます。加入者増と所得の伸びによる増額を見込みました。

８ページ、９ページをお開き願います。国庫支出金につきましては、前年実績に基づき計上いたしました。

次に10、11ページをお開き願います。上段の療養給付費交付金、それから下段の都支出金、前年度の実績による計上でございます。

次に12、13ページをお開き願います。共同事業交付金でございますが、これは80万円を超える高額医療費の支出に対し、都下40市町村で行う共同事業で、前年実績に基づいて計上いたしました。下段の繰入金でございますが、国保事業維持のため不足分を補てんしてもらうものであります。あと歳入につきましては前年と大きな変化はございませんので、省略させていただきます。

18、19ページで歳出に入らせていただきます。

総務費でございますが、国保事業にかかる事務経費を計上いたしました。保険証の更新年度に当たっておりますので、その関係の事務費が増額になっております。

次に22、23ページをお開き願います。保険給付費のうち療養諸費、これは被保険者の増分を見込んでございます。それから、ずっと下の方へまいりまして高額療養費でございますが、６万3,000円の額を超える療養費が対象となっております。実績により計上いたしました。

24、25ページをお開き願います。ずっと下の結核、精神医療給付金でございますが、平成７年度の法改正によりまして、公費負担優先から保険税優先となりましたので、予算項目を新設いたしたものでございます。

次に26、27ページをお開き願います。老人保健拠出金でございます。老人保健加入者は、前年より10％多い8,700人を見込みました。

そのほかの歳出項目につきましては前年実績によるものでございますので、省略させていただきたいと思います。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは議案第21号、平成８年度日野市土地区画整理事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

事項別明細書のうち、42、43ページをお開き願いたいと思います。国庫補助金でございます。国庫補助金、対前年でマイナス26％ということになっております。これは、こととしは補助金が対前年比で対象事業に対して0.8、８割ということになっておりますので、こういう数字になっておるものでございます。

次の44、45ページでございますけれども、都補助金につきまして増額になっております。これは万願寺地区の中のモノレール路線の箇所がございます。これの関係で増額になっておるということでございます。

続きまして、その他でございますけれども、48、49ページをお開き願いたいと思います。保留地処分金でございます。今年度は10区画、2,415平方メートルを処分する予定になっておるものでございます。

次に歳出でございます。50、51ページでございます。一般管理費につきましては区画整理事業を執行する上での経費でございます。特にございません。

52、53ページの中で、区画整理助成経費、これが最下段に平山地区区画整理事業助成金、これが5.7ヘクタールございます。今年度の８年度、認可になる予定のものでございます。

次に万願寺でございます。万願寺につきましては、事業費ベースで執行率が85.2％ということになっております。主な事業といたしましてはモノレール路線、都市計画道路

3・4・8号線でございます。160メートル施行する。それから建物の移転が10棟を予定しておるものでございます。

次に54、55ページでございます。高幡区画整理でございます。事業費ベースで46.1%の執行ということでございます。主な事業概要として13節の委託料、建物6棟を移転をするというのが主な事業でございます。次に豊田南土地区画整理事業でございます。事業費ベースで12.6%の執行ということでございます。主な事業でございますけれども、建物を21棟でございます。

次に56、57ページ、万願寺第二でございますけれども、事業費ベースでまだ3.8%ということで、これは主な事業といたしましてはモノレール関連の建物8棟を移転をするという内容でございます。

次に東町でございます。58、59ページ、ここにつきましてもモノレール関係で、13棟の移転が主な事業の概要ということでございます。西平山につきましては、9年度仮換地発表をということで、それにかかわる作業の費用でございます。

以上でございます。

続きまして、議案第22号、平成8年度日野市下水道事業特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。

82、83ページでございますが、これは国庫補助金、工事に対する補助金でございます。ちなみに国庫の方が5.8%、東京都が12%の対前年比で増ということになっているものでございます。

次に86ページ、87ページでございます。最下欄の雑入でございます。これは還付金、消費税の還付金でございます。

続きまして歳出でございます。90、91ページでございます。この総務費につきましては人件費、それから料金徴収等でございます。特に前年と変わっておりません。

それから92、93ページでございますが、維持費、これは下水道施設の維持管理の費用でございます。特に前年と変わっておりません。

公共下水道費でございます。このうち管渠建設事業費ということで、実施設計委託料というのがございます。これが浅川中央幹線の今度変更する地域の実施計画、それから最下段の方に認可変更というのが、これを実施設計と同時に変更していきたいということでございます。それから管渠の委託料、公社委託料でございますけれども、これは管を1万4,666メートル布設をするものでございます。それから工事費の方は、同じく1万1,277メートル施行するものでございます。

以上で歳出の方は終わらせていただきまして、80ページに戻っていただきまして、第２表地方債でございますけれども、これは公共下水道管渠埋設、それから流域下水道建設負担金につきまして、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めたものでございます。以上でございます。

○議長（土方尚功君）　病院事務長。

○病院事務長（高野英男君）　それでは議案第23号、平成８年度日野市立総合病院事業会計予算につきまして御説明をさせていただきます。

第１条総則は省略させていただきます。

第２条、業務の予定量でございますけれども、一日平均患者数、入院におきましては130人、前年と同じでございます。それから外来につきましては、一日当たり762人、前年に比べまして一日当たり62人の増を見込みました。これによりまして、括弧に年間患者数を割り出しております。

３条、収益的収入及び支出でございますけれども、42億5,358万2,000円でございまして、前年に比較いたしますと１億8,278万2,000円、4.5％の増、収入、支出ともそのようになっております。

第４条、資本的収入及び支出でございますけれども、収入におきましては一般会計からの出資金、2,361万8,000円を得ております。前年はなかったところでございます。それから資本的支出でございますけれども、１億7,008万1,000円でございまして、前年に比べ17％の減ということになっております。資本的収入が資本的支出に対し不足する額、１億4,646万1,000円でございますが、そのうち8,578万円につきましては、損益勘定内部留保資金で補てんをさせていただき、6,068万1,000円につきましては建設改良積立金により、それぞれ補てんをさせていただくものでございます。

第５条は、債務負担行為の関係でございます。市立病院の建設に伴う運営システム、詳細策定業務委託を予定しておりました。平成８年、９年の期間でございますが、限度額を2,701万9,000円の債務負担をお願いするものでございます。

第６条は記載のとおりでございます。

それから、第７条は他会計からの補助金の関係でございますけれども、平成８年度は出資金を含めまして８億2,650万円、前年に比べまして355万4,000円の増ということでございます。８条が棚卸資産の購入限度額でございます。

次に、実施計画によりまして詳細を御説明させていただきます。

116ページ、117ページでございますが、まず医業収益でございますが、全体で前年に

比較しまして4.5%の増ということになっております。平成８年度は医療報酬の改定の年に当たります。診療報酬が約3.8%引き上げ、それから薬価が8.6%の引き下げ、検査が2.25%の引き下げというように今報道されております。そこで平均２%のアップを見込み、予算を計上させていただいております。

それから医業外収益の関係でございますけれども、他会計の補助金につきましては、前年に比べまして２億5,874万5,000円の減ということになってございます。

それから、３の都補助金でございますが、市町村公立病院運営費補助金でございまして、一ベッド当たり５万円の増を見込んでおります。

次に118ページ、119ページでございますが、負担金につきましては54.9%の増となっております。いずれにいたしましても一般会計からの持ち出し分、補助金並びに負担金でございますが、これにつきましては前年に比較しまして2,006万4,000円、2.4%の減ということになってございます。

次に支出でございますが、120、121ページでございます。まず給与費につきましては3.5%の増でございまして、医業収益に対しまして給与比率でございますが、77.7%ということになってございます。特に特出することは、退職金が前年に比べて増となっております。

２目の材料費でございますが、前年に比べて5.8%の増、医業収益に対する材料費比率でございますが、33.3%でございます。

次の122、123ページをお開きいただきたいと思います。次、経費の関係でございますが、前年に比較して8.3%の増ということになっておりますが、医業収益に対する経費比率でございます。17.2%ということでございます。

124、125ページに行きまして、特に賃借料等が増になってございます。

以上が収益的収入、支出の関係でございます。

次に128ページ、129ページをお開きいただきたいと思います。資本的収入及び支出でございます。収入につきましては、冒頭申し上げましたように一般会計からの出資をいただいております。

支出でございますが、病院建替準備室の職員２名分の給与を今年より建設改良費に計上をいたしております。この中では委託料でございますが、債務負担でお願いしてございます病院建設設計業務委託のうちの８年度分を開くものでございまして、4,385万円となっております。

それから新たに今後設計を進めていく中で、運営システムの策定業務委託をするため

の1,150万、それから病院を多摩平四丁目３番地に建設計画を進めておりますが、公園との間にございます日野市道幹線２－４７号線、できることであれば、これを病院敷地とさせていただきたいということから測量費500万円を計上しているわけでございます。

３の有形固定資産等については前年と同額でございます。

以上簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。そのあと関係書状を添付してございますので、よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（土方尚功君）　水道部長。

○水道部長（土方重男君）　議案第24号、平成８年度日野市受託水道事業特別会計予算につきまして説明させていただきます。

事項別明細書で説明させていただきます。

154ページ、155ページをお開きいただきたいと思います。都支出金につきましては前年にほぼ同額でございます。諸収入の５目の下水道徴収事務委託金につきましては、減額でございます。これにつきましては量水器の償却費等の減額でございます。

歳出につきましては次のページでございますが、156ページ、157ページでございます。浄水費につきましては増額でございますが、これは工事費に伴います増額でございます。

配水費につきまして、次のページの158、159ページでございますが、中段７行目でございますが、「モンバー」という表示をしておりますが、これが印刷ミスでございます。「モロバー」でございます。お許しいただきたいと思います。本節につきましては減額でございますが、工事の縮小でございます。給水費につきましても同様、配水費を伴いましての工事の減額でございます。受託事業費につきましては前年と同様でございますので、割愛させていただきます。業務費につきましても前年と同様でございます。建設改良費につきましては増額でございますが、これにつきましては工事費の増でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　議案第25号、平成８年度日野市老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

本予算の総額は74億6,551万6,000円で、老人医療の受給者は１万1,800人を想定し前年度よりも600人増を見込んでおります。

178、179ページをお開きいただきたいと思います。歳入の５款、支払基金交付金以下は、歳出の医療諸費に対する老健法に基づく負担割合ごとに計上したものでございます。

説明欄記載のとおりでございます。

ページ、186、187をお開きいただきたいと思います。歳出の５款、医療諸費のうち10目、医療費支給品の大幅な減は、これも前年度より制度改正に基づいて、基準看護によるつき添い看護料、その他の減を見込んだものでございます。

次に議案第26号、平成８年度日野市老人入院共済事業特別会計予算について御説明申し上げます。

本予算の総額は、5,462万3,000円で、会員数は600人増の１万1,700人を見込んでおります。

ページ、196、197をお開きいただきたいと存じます。歳入の会費でありますが、会員は１万1,700人分を見込んだものでございます。

10款以下は、特に説明することはございません。歳出の事業費でありますが、そのうちの５目、共済見舞金でありますが、前年度より60人増の2,020人分を計上いたしました。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本７件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第20号、平成８年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第21号、平成８年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第22号、平成８年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第23号、平成８年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第24号、平成８年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第25号、平成８年度日野市老人保健特別会計予算、議案第26号、平成８年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の件は、特別会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め、特別会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第27号、日野市組織条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役　登壇〕

○助役（前田雅夫君）　議案第27号、日野市組織条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、水道部を改組して上下水道部を新設するとともに、総務部等の事務分掌の一部を変更するため、日野市組織条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　議案第27号、日野市組織条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の組織改正につきましては、２点の点で行っております。新年度から建築指導事務が東京都から正式に移管されることとなり、４月から業務を開始することとなっております。都市整備部の業務範囲が拡大することに対応するため、同部内の下水道部門を水道部と統合し、上下水道部とすることといたします。さらに総務部の分掌となっております公害及び防災に関することのうち、公害に関する事務を分離し、環境部の分掌とすることとし、それぞれの体制の充実を目指すことといたしております。

議案の２ページ、３ページをごらんいただきたいと思います。それぞれ「水道部」を「上下水道部」に改め、それぞれ総務部と環境部についての事務分掌について整理をいたすものでございます。それから本条例の改正により、組織規則についても改正をいたすことといたしております。参考資料としまして、議案第27号関係がございます新旧対照表のあります８ページ、９ページをごらんいただきたいと思います。

ただいま条例の方の改正にかかわる部分につきましては御説明申し上げましたが、この際、それぞれ部内の組織について、一部規則をもって改正を予定しておりますので、簡単にその点を御説明をさせていただきます。

総務部内の「用地課」につきましては、これを廃止をいたしまして、管財課に「用地係」を設置し、ここに事務を移します。それから生活文化部につきましては、「産業経済課」の名称を「産業振興課」に変更をいたします。それから、ただいま条例の方で説明をさせていただきました関係でございますが、総務部の公害防災課の防災の分掌につきまして担当いたします「安全防災課」を設置いたしまして、環境部内に「公害対策課」を設置いたします。それから都市整備部につきましては、下水道普及課、下水道計画課につきましてはここで削除をいたしまして、建築指導準備室につきましては「建築指導

課」と名称を改め、四つの係を新たに設置をいたすものであります。

10ページ、11ページをごらんいただきたいと思います。

「水道部」を改めまして「上下水道部」でございますが、上下水道部内に下水道普及課、下水道計画課、水道部門の水道業務課、水道工務課を設置をいたします。以下、分掌事務につきましては、それぞれこの改正に伴いまして所用の改正をいたすものでございますので、説明は省略をさせていただきます。なお、一部に法改正等に伴いまして、今回の組織の改正と直接関係ない項目でございますが、一部、分掌事務の表現等を改めている部分がございますので、よろしくお願いいたします。

それから、この際、教育委員会におきましても社会教育部につき組織の改正を行っておりますので、この点につきましては教育委員会の方から参考までに御説明をさせていただきます。

○議長（土方尚功君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　まことに申しわけございませんが、発言をお許しいただきまして説明をさせていただきたいと思います。

教育委員会の組織の一部改正につきましては、議会に御報告させていただきたいと願っておりました。

まことに恐れ入りますが、今の参考資料の後ろの方にとじ込みをさせていただいております。組織の改正に伴う教育委員会事務局庶務規則の一部の改正を資料としてお手元にお届けさせておりますが、新旧対照表をごらんいただければありがたいと思いますが、「社会教育部」を「生涯学習部」と改めます。そして社会教育課を「生涯学習課」とし、社会教育係を「生涯学習係」とする。それから体育課を「スポーツ振興課」とし、体育係を「スポーツ振興係」、こういうぐあいに改めさせていただくというものでございます。これは人々の余暇時間の増加傾向や教育委員会のいろいろな学習の多様化に教育委員会としても積極的に対応していきたいという姿勢で改正をいたしたものでございます。

御理解を賜りますよう御報告申し上げます。よろしくお願いをいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　この組織改正につきまして、環境に関することという事務分掌がどこにもないんですね、これは平成６年の９月に一般質問しましたときに、「組織を見直すことが必ず時期的にも出てこようかとも思いますので、そういうようなときには十分検討してみたいと思います」ということで、当時の企画財政部長、大崎さんがお答えになっておりますが、これはどのようになったのか。それから、この参考資料の方

で見ますと「公害対策課」というふうになっておりますけれども、いまどき「公害対策課」というのは、いかにも古臭いという感じがいたします。ここで通りました日野市の基本構想、それから環境基本条例、それらに、このような組織で本当に対応できるのかどうかということをお尋ねをいたしたいと思います。

それから予算書で見ますと、環境基本計画が企画課の予算に入っておりますので、そこが担当するのかというふうに思いますけれども、整合性をどのように考えていくのか、以上、お答えをよろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　環境を担当する部分についての分掌の記載がないという点、それから「公害対策課」等の点でございますけれども、このたび環境基本条例が制定をされまして、この事務につきましては予算書の中にも記載しておりますように環境行政ですね、環境行政につきましては新しい業務といいますか、これまで各種の行政の中でこれに関する事業は取り組まれてはおりますけれども、この条例に基づく事務として取り組むのは新たな展開だというふうに考えております。

そこで、分掌につきましては新たな事務でございますので、体制を整えるまでの間、企画部門で準備をし、体制を整えていきたいというふうに考えておりまして、このような措置をいたしております。

「公害対策課」の名称につきましては、「環境」というふうな名称を用いた組織も考えられるわけでございますけれども、今回につきましては、ただいま申し上げましたとおり環境基本条例の施行事務を軌道に乗せるまでの間、企画の方で調整をさせていただくということで、当面、公害対策課につきましては従来の名称に沿った形の組織とさせていただいたところでございます。今後、環境基本条例の事務の施行につきまして体制を整える中で、さらに組織についても、分掌についても検討を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（土方尚功君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　今お答えをいただいたわけですけれども、これまで環境基本条例に対しての担当課というのは、公害防災課の公害係が担当してきたわけですよね。ここでそれが企画に移るということなんですけれども、その公害係が担当してきたその情報と知識を生かしていくべきだというふうに思うんですけれども、それが企画に変わるということは、また新たな職員が新たな勉強をして取り組んでいくわけですから、それが悪いとは言いませんけれども、非常に非効率であるというふうに私は感じておりま

す。

先ほど、所信表明の中でも能率改善を進めていくというお話があったわけですけれども、なぜ、そんな形をしなければいけないのかということが全く理解ができないわけです。私、一般質問の中で「環境課というふうに名前を変えて、公害防災課の防災係がやっていた仕事をそのまま移すというようなことはしないでください」というふうな発言もしておりますけれども、しかし、このままでは公害の部分は、そのままクリーンセンターに移るんでしょうか、それで企画は企画でやっていく、市民が直接請求しましたときの環境に対するその施策を一本化してほしいということについては、全く対応できないというふうに思うんです。その効率が大変悪いという部分について、一本化できないのではないかというところについて、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御承知のとおり既存の条例として40年代当時に制定いたしてあります。環境の保全に関する条例、それから「草刈り条例」とよく称しております条例があります。この条例の２条例をよく読んでみますと、公害という言葉がはっきりと用いられておりますし、公害という方が、今のところ環境行政には明確な定義があって取り組みいいという事情があります。それから環境基本条例で、その条例制定になっておりますこの環境という大きな課題でありますが、まさに行政全般にもかかわる趣旨でございますので、当分の間、企画当局において所管をする、こういう体制を今の組織改正の中で実施する考えであります。

環境につきましては、今まで企画担当でも環境行政の調査について、特に委員会を制定をして、学識経験の方にもかかわっていただいておる、こういう状況があります。基本条例につきましては、これからの大きな課題でありますので、微動することのなく取り組んでいくという考え方であります。余計なことを言うまでもないことですが、一つの部をつくるぐらいの意気込みで取り組むべきテーマでもございますので、そのような将来展望も考えるべきではなかろうか、このように考えております。

○議長（土方尚功君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　今、市長の方から、公害という言葉の方がわかりやすいというようなお話があったんですが、それはいつも聞いているんですけれども、部長さんなんかも平成３年の３月の総務委員会の中では、こんなふうに答えていらっしゃるんですよね。これは環境部長の山口部長です。「通常ごみ問題イコール環境問題というような単純な発想ではなくて、やはり環境問題ということになりますと公害防止条例、その上

を行きます環境問題は、海の問題、それから大地の問題、大気の問題、大変大きく広がるわけでございますが……」というふうにおっしゃっております。

それから、あんまり長くならないようにしますけれども、平成７年度作文集「みどりのまち」、財団法人日野市環境緑化協会が出しているものですけれども、小学校６年生の子供が書いた作文が載っておりますけれども、環境問題について日野第八小学校の高橋君という子ですけれども、「現在、地球の緑は減りつつあります。破壊されていく地球の緑をみんなで守るためにはどうすればいいかを考えていくために書きました。」一つ目はごみ問題について触れています。二つ目は「森が消えることです」というふうに言っています。そして、この中で熱帯雨林について考え方を述べています。最後の方には「しかも一度熱帯雨林が消えると地球上の酸素が少なくなります。酸素が少なくならないようにするためには世界中の人たちに熱帯雨林の大切さを呼びかけたいです。三つ目はオゾン層がフロンガスで壊されることです。」――途中省略しますけれども、「フロンガスはエアコンなどに含まれているので、使う量を減らしたり、フロンガスを使っていないエアコンなどを使えばいいと思います。ほかにも環境問題はたくさんあると思うので、今後の問題として緑を大切にしていきます。」というふうに締めくくっているんですが、小学生はちゃんと環境問題というのを、こういうふうに自分の暮らしの中の皮膚感覚として、とらえているんですよね。

ですから、今、市長が御説明になったことというのは、私は大変納得がいかないわけです。もしかしたら、今、公害というものの方が小学生、中学生にとってはわかりにくいかもしれないという時代にまで来ているんではないかというふうに思うんです。そのことをもう一度認識をしていただきたいというふうに思います。

これにつきましては、委員会の方で今後審議がされると思いますので、十分審議をしていただきたいというふうに思いますけれども、先ほど環境審議会ですか、その話も市長からされましたけれども、メンバーを見ても、ちょっと今の環境問題に対応できるのかなというような感じを持つ方もいらっしゃるなというふうに感じましたので、それもあわせて伝えておきたいというふうに思います。

それから、これまで公害係が担当してきて、それを企画がまた一からやるという効率の悪さというのをぜひ委員会でも十分審議をしていただいて、この環境基本条例、それから日野市の基本構想に対応できるようなものを、ぜひ議会としてもつくっていくべきではないかというふうに感じておりますので、その意見を申し上げて、終わります。

○議長（土方尚功君）　　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第27号、日野市組織条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第28号、日野市普通河川等管理条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第28号、日野市普通河川等管理条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市内の普通河川等の管理と利用について必要な事項を定め、生活環境の保全と公共の福祉の増進を図るため、日野市普通河川等管理条例を制定するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君）　議案第28号、日野市普通河川等管理条例の制定について説明いたします。

本条例は、地方自治法第17条第１項の規定を受けて制定するものであります。市内における普通河川等の維持、補修等に関する機能管理と、許認可に関する行政管理事務を一元化をし、普通河川等の正常な管理と適正を利用が行われることを目的に制定するものでございます。

第１点目は管理者の責務でございます。普通河川等を常に良好な状態に維持し、生活環境の保全の適正な利用が図られるように維持し管理するとともに、占用許可条件を把握するために占用台帳の整備をすることを定めています。条例の第３条、それから第18条関連でございます。

第２点目は禁止行為でございます。普通河川等、許可を受けずに損傷したり、土砂、その他廃棄物等の投棄を禁止することを定めています。条例の第４条でございます。

３点目は占用等の許可でございます。普通河川等を占用する場合には、市長の許可または承認を受けることを定めるとともに、許可及び承認の期間についても定めておりま

す。条例の第５条、６条関係でございます。

４点目は占用の義務についてでございます。占用等にかかわる工作物その他を常に良好な維持管理をすること。それから占用料の納付について定め、また許可を受ける事項の地位承継、権利譲渡の届け出及び許認可期間の終了、または終了し用途廃止したときの原状復帰について定めております。条例の第８条、第９条、13条から14条、16条の関係でございます。

付則でございますが、この条例の施行は平成８年10月１日と定めてございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　　これより質疑に入ります。小島　久君。

○６番（小島　久君）　　２点ほど、質問させてください。簡単にやります。

かつて用水組合が日野市に存在しているわけでございますけれども、この条例が設置されますと用水組合の同意は必要なくなるというふうに解釈していいのか、あるいはそういうことが用水組合ともお話が完了しているのかどうか、それが１点目です。

それから２点目は、今度占用料が、かつては東京都だったわけですけれども、今度この条例ができますと、日野市がこの占用料を徴収できる。それは、この７ページに書いてあるわけですけれども、単価が31円と65円とそれぞれ分けてある。私は、橋であろうがガス管であろうが電力管であろうが、やっぱり占用するものは同じというふうに解釈しているわけです。なぜ単価を変えるのかということです。

それから占用の関係等承認、占用する場合に許可と承認という、いわゆる第５条で分けているんですけれども、占用料は平米当たり通常の場合だと65円支払いなさい、占用でなくて許可でなくて放流の承認ですね、放流の承認の場合にはこの占用料を徴収しなくていいのかどうかですね、条文には書いてあるけれども、放流承認の占用料というんですか、そういうものが規定として書いてないんですけれども、その辺、無料でいいのかどうか、どう考えているのかお答えいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　　建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君）　　ただいまの件についてお答えいたします。

用水組合との関連でございますけれども、今条例の占用料の徴収につきましては、現在は東京都が行っているところでございます。したがいまして、占用物件の占用とは本条例の制定に基づきまして、地方自治法第23条第１項及び第２項の規定によりまして、都より日野市に収入が入ってくるものでございます。

なお、組合との関連でございますけれども、同意等につきましては今後組合と十分協

議していきたいと思っております。

それから、２点目の単価の件でございますけれども、65円ということで定めておりますのと、31円があるということでございますけれども、31円につきましては、埋設管等の関連で31円ということで定めております。これは東京都の現在の単価に準拠したものでございます。

それから、もう１点、その承認と占用の関係でございますけれども、例えば放流の承認等につきましては別表の７ページのその他の中の平米当たり65円を適用していく、このように考えております。

○議長（土方尚功君）　　小島　久君。

○６番（小島　久君）　　長くなるといけませんので建設委員会の方にお願いしておきたいと思います。

私は、やっぱり放流のものについては、平米単位で占用料を取るということはおかしいと思うんですね。放流の場合は、要するに横断で出てくるわけですから、横断からエルボかなんか使って下ろすわけですから、１カ所当たり幾ら、放流については……。管径なんかはそんなに変動はないわけでありますから、そういうような形の方が私はいいんではないか、これだけ指摘しておきます。

それから用水組合との云々の件につきましては、ぜひ、ひとつ建設委員会の方で明らかにしていただきたいと思います。それから、さらに無断占用ですね、要するに無断でかかっているところがかなりあると思うんです。例えば橋なんかですね、そういうような場合には、やはり罰則規定を設けるのが至当なのかな、いわゆるやった方が得だという、そういうことはやっぱり見逃してはいけないということでございますので、その辺もひとつ委員会で十分審議していただきたいと思います。

要望して終わります。

○議長（土方尚功君）　　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第28号、日野市普通河川等管理条例の制定の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第29号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定の件を議題

といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役　登壇〕

○助役（前田雅夫君）　議案第29号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、理容・美容券交付要件に新たに所得制限基準を設けるため、日野市高齢者福祉条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　議案第29号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例の第３条で１号から６号までの事業が定められております。このうちの３号に高齢者の保健衛生の向上のために理容・美容券の発行が定められているわけでございます。改正の趣旨は、その理美容券の交付に一定の所得制限を設けることにございます。

新旧対照表、４ページ、５ページを御参照いただきたいと思います。第６条では所得制限に伴う手続き関係で、規則に委任することを定めております。所得制限は年189万3,000円以下で、公的年金に換算した場合の年収は概ね352万4,000円となります。

施行は、平成９年４月１日からとするものであります。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第29号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第30号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役　登壇〕

○助役（前田雅夫君）　議案第30号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、使用料の適正化を図るため、日野市立総合病院使用条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては病院事務長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（高野英男君）　それでは、議案第30号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

２ページでございますが、第２条、使用料、手数料中、３点の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては新旧対照表で御説明申し上げます。４ページ、５ページをお開きいただきたいと思います。

まず第１点は、通常の診療料は保険による場合には点10円でございますけれども、自費分につきましては従来50％増、点15円で計算をさせていただいておりました。この自費分のうち、自動車損害賠償保険法の適用となる交通事故につきましては100％増、点20円で計算をさせていただくというものでございます。

２点目でございます。（３）分べん介助料でございますが、日野市内居住者、日野市外居住者、それぞれ１万円アップをさせていただきまして、日野市内居住者につきましては１胎５万5,000円、市外居住者につきましては６万5,000円にさせていただくものでございます。

それから、（４）乳幼児健康相談料でございますが、1,700円ちょうだいしておりますが、これを１回当たり初診料相当額というふうに変更させていただくものでございます。以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第30号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより報告第１号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役　登壇〕

○助役（前田雅夫君）　報告第１号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について。

本報告は、市の義務に属する交通事故にかかわる相手方との和解の締結及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第１項の規定に基づき専決処分したものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　報告第１号でございます。議会の指定議決に基づき専決処分いたしました事項について御報告申し上げます。

２件ございます。恐れ入りますが、２ページをお開き願いたいと思います。

まず１件目は、日野市東豊田四丁目21番地先交差点上の市の義務に属する事故にかかわる和解の締結及び損害賠償の額の決定についてでございます。

事故名は、日野市東豊田四丁目21番地先交差点上の事故でございます。和解の相手方は、八王子市長沼町1,202番地、上遠野定一様でございます。

事故の発生状況でございますが、平成７年10月16日午前10時30分ごろ、日野市環境緑化協会職員が日野市東豊田四丁目21番にある菊畑での作業終了後、交差点の先にある市営苗圃に戻るため、市の庁用車で交差点に差しかかった際、電柱・街路樹による死角のため相手車両の発見が遅れ、相手車両の側面に衝突し、損傷をさせたものでございます。損害賠償額は、55万5,712円で和解が成立いたしましたので、平成７年12月25日に専決処分させていただいたものでございます。

次に、３ページの２件目でございますが、日野市東豊田一丁目６番地先路上の市の義務に属する事故にかかわる和解の締結及び損害賠償の額の決定についてでございます。

事故名は、日野市東豊田一丁目６番地先路上の事故でございます。和解の相手方は、日野市東豊田一丁目２番地の65、外山和樹君の親権者、外山公一様でございます。

事故の発生状況でございますが、平成７年６月19日午後１時50分ごろ、議会事務局職員が公文書を送付するため日野郵便局に行き、その後、行政視察記録写真等の受領にカメラ店に行くため庁用車で都道159号線を走行中、対向車の直後を児童が飛び出して来たため、急ブレーキをかけたが間に合わず児童と接触し、左橈骨骨折等により全治２カ月の負傷をさせたものでございます。損害賠償額は、54万4,304円で和解が成立いたしましたので、平成８年１月９日に専決処分させていただいたものでございます。

以上２件、よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって報告第１号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を終わります。

これより請願第７－33号、立日橋・甲州街道間の「通り抜け車両」対策に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第７－33号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第８－３号、日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場に関するデータ開示と同処分場の実態調査と抜本的対策を講ずることを求める陳情、請願第８－４号、高齢者理美容券の所得制限導入に反対し、現制度の一層の充実を求める請願、請願第８－５号、日野市学童クラブの土曜日合同育成に対して人員、あるいは予算措置を求めることに関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第８－３号、請願第８－４号、請願第８－５号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第８－６号、公営住宅の拡充と住宅政策に関する意見書提出を求める請願、請願第８－７号、日野保健所跡を保健福祉総合センターとして整備促進等に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第８－６号、請願第８－７号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定

により、議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第８－８号、国民の願いに応える公的介護保障の確立を国に要望することを求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第８－８号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

本日の日程は、すべて終わりました。

明日から始まります常任・特別委員会は、お手元に配付しました日程表のとおりです。

委員の皆様には日程表に基づき御参集願います。

次回本会議は、３月27日、水曜日午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後７時51分　散会

3月27日　水曜日　（第９日）

平成８年
第１回定例会　**日野市議会会議録　（第９号）**

3月27日　水曜日　（第９日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	簇野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬　隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
助役	坂口泰雄君	収入役	落合豊君
企画財政部長	野中勝美君	総務部長	大崎茂男君
市民部長	宮本寿君	生活文化部長	小野宗市君
環境部長	中里正市君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	友野豊三郎君	福祉部長	小俣雅義君
水道部長	土方重男君	病院事務長	高野英男君
教育長	園田匠君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	小澤春童君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	加藤侃一郎君	副主幹	濃沼哲夫君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　佐伯実和子君

議事日程

平成8年3月27日（水）
午前10時開議

（議案審査報告）　（総務委員会）

日程第1　議案第2号　日野市行政手続条例の制定について

日程第2　議案第3号　日野市議会等の調査及び公聴会に出頭した者の費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3　議案第4号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4	議案 第 5 号	日野市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案 第 6 号	日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の制定について
日程第 6	議案 第 27 号	日野市組織条例の一部を改正する条例の制定について （厚生委員会）
日程第 7	議案 第 7 号	日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案 第 8 号	日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案 第 9 号	日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10	議案 第 10 号	日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案 第 29 号	日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12	議案 第 30 号	日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について （建設委員会）
日程第 13	議案 第 28 号	日野市普通河川等管理条例の制定について （一般会計予算特別委員会）
日程第 14	議案 第 19 号	平成８年度日野市一般会計予算 （特別会計予算特別委員会）
日程第 15	議案 第 20 号	平成８年度日野市国民健康保険特別会計予算
日程第 16	議案 第 21 号	平成８年度日野市土地区画整理事業特別会計予算
日程第 17	議案 第 22 号	平成８年度日野市下水道事業特別会計予算
日程第 18	議案 第 23 号	平成８年度日野市立総合病院事業会計予算
日程第 19	議案 第 24 号	平成８年度日野市受託水道事業特別会計予算
日程第 20	議案 第 25 号	平成８年度日野市老人保健特別会計予算
日程第 21	議案 第 26 号	平成８年度日野市老人入院共済事業特別会計予算

（取り下げ）

日程第　22　紹介議員の取り下げの件

（請願審査報告）　　（総務委員会）

日程第　23　請 願　第８－６号　公営住宅の拡充と住宅政策に関する意見書提出を求める請願

日程第　24　請 願　第８－７号　日野保健所跡を保健福祉総合センターとして整備促進等に関する請願

（厚生委員会）

日程第　25　請 願　第７－20号　国民の願いにこたえる公的介護保障の確立を国に要望するよう求める陳情

日程第　26　請 願　第８－８号　国民の願いに応える公的介護保障の確立を国に要望することを求める請願

（建設委員会）

日程第　27　請 願　第７－33号　立日橋・甲州街道間の「通り抜け車両」対策に関する請願

（継続審査）　　（文教委員会）

日程第　28　請 願　第７－24号　公民館の早期建設と適正配置に関する請願

（厚生委員会）

日程第　29　請 願　第７－28号　日野市内に社会福祉法人運営による知的障害者の生活施設を早期に実現させる請願

日程第　30　請 願　第８－３号　日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場に関するデータ開示と同処分場の実態調査と抜本的対策を講ずることを求める陳情

日程第　31　請 願　第８－４号　高齢者理美容券の所得制限導入に反対し、現制度のいっそうの充実を求める請願

日程第　32　請 願　第８－５号　日野市学童クラブの土曜日合同育成に対して人員、あるいは予算措置を求めることに関する陳情

（建設委員会）

日程第　33　請 願　第６－47号　豊田南地区の区画整理に伴うまちづくりに関する請願

日程第　34　請 願　第６－57号　減歩の諸点について見直して下さいの陳情

日程第　35　請 願　第６－58号　住居移転補償費は曳家補償を主とせず再築工法補償を主とするようにして下さいの陳情

日程第　36　請 願　第６－59号　３・３・２道路幅を他地区並に28ｍとし保留地を確保してつけ換地に充当してくださいの陳情

日程第　37　請 願　第６－64号　清水ビル建設に伴う環境保全に関する請願

日程第　38　請 願　第７－11号　多摩平団地の建て替えに伴い住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願

（継続審査議決）

日程第　39　議会運営委員会の継続審査議決に関する件

日程第　40　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　41　スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　42　交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　43　市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（議案上程）

日程第　44　議員提出議案第２号　公営住宅の拡充と住宅政策に関する意見書

日程第　45　議員提出議案第３号　国民の願いに応える公的介護保障の確立を要望する意見書

日程第　46　議員提出議案第４号　日野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　47　議員提出議案第５号　地方分権の実現を求める意見書

本日の会議に付した事件

日程第１から第47まで

午後３時36分　開議

○議長（土方尚功君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより議案第２号、日野市行政手続条例の制定の件を議題といたします。

委員長の審査報告は、これを省略いたします。本件については総務委員長から、目下、委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第３号、日野市議会等の調査及び公聴会に出頭した者の費用弁償条例の一部を改正する条例の制定、議案第４号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第５号、日野市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（森田美津雄君）　３月14日に開催されました総務委員会では、議案審査に入る前に、委員長、副委員長の選出が行われました。委員長には、私、森田美津雄が、副委員長には小島久委員が選出されましたことを最初に御報告申し上げます。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま議題となりました議案第３号、４号、５号につきまして、総務委員会における審査の経過、並びにその結果を御報告申し上げます。

まず、議案第３号、日野市議会等の調査及び公聴会に出頭した者の費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

この条例は、地方自治法第207条の規定に基づき、調査、その他に出頭した者、及び

公聴会に参加した参考人等に支給する費用弁償について定めるものであり、その参考人等の範囲に「建築基準法第94条第３項の規定により、建築審査会の求めに応じ、出頭した者」を追加するものであります。

本委員会としましては、慎重審議の結果、全会一致、可決すべきものと決しました。

次に、議案第４号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

この条例は、非常勤の特別職職員の報酬等の改正と環境審議会委員、建築審査会委員、建築紛争調停委員の報酬額を新たに加えるものです。主な質疑としましては、なぜ農業委員と土地区画整理評価委員の報酬だけが据え置かれたのか、この改正による経費は年間どの程度アップするのかなどの質疑がありました。

これに対する答弁では、農業委員と土地区画整理評価委員の報酬据え置きについて、27市のうち、一部の市で日野市よりも高額のところもあるけれども、各市の状況と職責の実態などから総合的に判断したものであること。また、経費のアップについては、年536万9,700円との答弁がありました。

意見としましては、農業委員と土地区画整理評価委員の報酬だけが据え置かれるのはいかがなものか、少額でもアップすべきではないかなどの意見がございました。

本委員会としては、慎重審議の結果、全会一致、可決すべきものと決しました。

次に、議案第５号、日野市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

この条例は、日野市職員の失職の例外規定から、「公務上又は通勤途上」の文言を削除するものです。

本委員会としましては、慎重審議の結果、全会一致、可決すべきものと決しました。

以上３件、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第３号、日野市議会

等の調査及び公聴会に出頭した者の費用弁償条例の一部を改正する条例の制定、議案第４号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第５号、日野市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第６号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（森田美津雄君）　議案第６号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の制定につきまして、総務委員会の審査経過、並びにその結果を御報告申し上げます。

この条例は、国家公務員に適用される一般職職員の勤務時間及び休暇等に関する法律が施行されたこと、また労働基準法の適用にも配慮し、制度を再編・整備するとともに、休日・代休制度、骨髄移植休暇制度を新たに設けるために、条例の全部改正をするものであります。

本委員会としましては、慎重審議の結果、全会一致、可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第６号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第27号、日野市組織条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（森田美津雄君）　議案第27号、日野市組織条例の一部を改正する条例の

制定につきまして、総務委員会の審査経過、並びにその結果を御報告申し上げます。

この条例は、上下水道部の新設、総務部安全防災課、環境部公害対策課、都市整備部建築指導課の設置等を主な内容とするものです。

主な質疑としましては、庁内での検討内容について、環境基本条例を含む環境関係の担当部署について、下水道の２課が都市整備部にあることのデメリットについてなどの質疑がありました。

これに対する答弁は、今回の改正事項に加えて地域保健業務への対応等が検討されたこと。また、環境関係の業務は、当面、企画課が中心となって対応するが、近い将来、専門の部署を設けたい。そして建築指導課を都市整備部に加えると、部としてのスパンを超えてしまうので、今回のとおりの改正としたなどの答弁がございました。

本委員会としましては、慎重審議の結果、全会一致、可決すべきものと決しました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第27号、日野市組織条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第７号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第８号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第９号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（板垣正男君）　厚生委員会の審査経過、並びに結果について御報告いた

します。

厚生委員会は、まず最初に委員長に、私、板垣正男、副委員長に橋本文子委員を選出いたしました。今後よろしくお願いしたいと思います。

議案第７号につきましては、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

日野市三沢三丁目35番地の２に梅が丘地区センターを新築したものに伴い、条例につけ加えるものであります。地区センターといたしましては59番目に当たるものでございます。和室１室、冷暖房、トイレ洋式等の設備のある地区センターでございます。

慎重審査の結果、全会一致、可決すべきものと決しました。

議案第８号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、いわゆる難病指定の追加であります。網膜色素変性症という病名でございますが、57番目に追加するというものであります。約4,000人に１人の割合で発病するということが言われているそうでありますが、まだ日野市内には該当する人はいないということでございます。東京都の指定に伴い条例を改正するというものでございます。

慎重審査の結果、全会一致、可決すべきものと決しました。

議案第９号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

この条例は、介護を必要とする人への手当てを東京都の制度の改正に伴い、単価の引き上げに伴う条例の改正であります。３段階に内容が分かれておりますけれど、70歳以上の者に支給する手当て、70歳未満の者に支給する手当て、そして所得税法に基づく、いわゆる所得制限にかかわる手当て、それぞれ引き上げるものでございます。単価は５万3,000円を５万5,000円に、４万3,500円を４万5,000円に、２万9,000円を３万円に引き上げるというものでございます。

慎重審査の結果、全会一致、可決すべきものと決しました。

議案第10号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

この内容も都の制度によるものでございまして、いずれも単価のアップに伴う条例改正でございます。ひとり親家庭の18歳、年度前の児童、障害を持つ児童にそれぞれ支給されるものでございます。１万3,000円が１万3,500円、１万5,000円が１万5,500円、それぞれ引き上げるものでございます。

慎重審査の結果、全会一致、可決すべきものと決しました。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本４件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本４件について採決いたします。本４件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第７号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第８号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第９号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第29号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

委員長の審査報告は、これを省略いたします。本件については厚生委員長から、目下、委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第30号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（板垣正男君）　議案第30号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定についての審査の経過、並びに結果についての御報告をいたします。

この改正内容は、いわゆる料金の改定に伴うものでございまして、分娩料の引き上げ、乳幼児健康相談料の引き上げ、そして自動車損害賠償補償法に基づく事故の際の治療点数、１点を、15円を20円に引き上げるというものでございます。これらに伴います増収額は合計して960万円ということの説明がございました。

慎重審査の結果、全会一致、可決すべきものと決しました。ろしく御審議いただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第30号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第28号、日野市普通河川等管理条例の制定の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（小川友一君）　建設委員会に付託されました議案第28号、日野市普通河川等管理条例の制定について御報告をさせていただきます。

審議冒頭、建設部長より申し出があり、昨日の本会議において、同議案上程の際、小島議員よりの質疑の中で、雑排水等の放流承認についても占用料を徴収する旨の答弁をしたことについて、徴収をしない旨の訂正がありました。本委員会としては了解をし、引き続き同条例の審議に入り、用水組合への対応と、昔から無料として使用してきた既存施設に対しては、民主的に十分な配慮をしていただく旨の意見があり、全会一致、原案可決するべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決でありま

す。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第28号、日野市普通河川等管理条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号、平成８年度日野市一般会計予算の件を議題といたします。

一般会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔一般会計予算特別委員長　登壇〕

○一般会計予算特別委員長（田原　茂君）　平成８年度一般会計予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

議案審議に入る前に、委員長、副委員長の選出が行われ、委員長には、私、田原茂と、副委員長には小島久委員が選任されました。

一般会計予算特別委員会の日程は、３月18日、19日、21日、そして本日と４日間開催され、平成８年度予算に対し延べ57人の委員から152件の質疑や行政への提言、指摘が活発に行われました。

平成８年度一般会計予算の原案は、歳入歳出予算はおのおの451億1,200万円であり、前年度対比約1.6％の増額予算であります。

審議の順序は、歳入全般の審議、そして歳出を議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費、諸支出金、また予備費の順に審議をいたしました。

主な質疑の内容は次のようなものがありました。

１番としては歳入全般でございますけれども、財産運用について、特別交付税について、市町村振興交付金、市町村調整交付金について、住民税等減税補てん債について、高速道固定資産税の課税問題について、保健衛生費補助金について。

次に、議会費、総務費でございます。市民会館自主事業について、市民読本について、環境基本計画策定における市民参加について、日野市行財政調査会について、財政の効率的運用について、市内連絡バス運用について、日野駅改良対策の今後の見通しについて、都立美術館誘致の進捗状況について。

次に、民生費についてでございます。高齢者実態調査業務委託料の具体的内容について、高齢者在宅サービスセンター経費の浅川苑と栄町サービスセンターの業務委託内容の違いについて、地区センター整備経費について、多摩川苑福祉ゾーン事業の今後の具体的な事務について、校区コミュニティ協議会促進事業の今後の具体的な進め方につい

て、夏冬期見舞品、敬老見舞品等のカットについての保健福祉計画の見直しの前に、このような見直しをした理由は何か、女性行動計画推進事業の具体的な事業内容と推進委員の男女の比率について、温水プール運営委託の事業内容について、特別養護老人ホーム委託措置費について、公立保育園の延長保育の考え方について。

次に、衛生費、労働費、農業費、商工費、土木費、消防費についてでございます。公害対策経費の環境講演会について、まちづくり計画経費の豊田駅北口周辺整備基本計画について、救急医療対策経費で休日歯科診療の予算が計上されていない理由について、フロンガス分解委託業者と分解方法について、(仮称) 日野台三丁目広場整備工事の工事内容と信号機の設置について、商工会館建設費補助金における国・都の補助金支出について、放置自転車対策の効果について、東京都が建設した旧消防署長公舎をなぜ日野市が解体工事をしなければならないのか、大坂上都営住宅の建て替えに伴う在宅サービスセンター建設の協議内容について、不要となった浄化槽を雨水の貯水に使用するための補助制度について。

次に、教育費、公債費、諸支出金、予備費についてでございます。中学校教科書採択の委託料について、難聴学級開設における経費について、私立幼稚園児保護者補助金について、家庭教育学級の内容について、文化スポーツ振興協会の内容について、スポーツ・レクリエーション・フェスティバルの目的及び委託の内容について、子供議会のあり方について、生活科特別教材用備品の内容について。

以上のような質疑があり、その後、総括質疑を行い、この中で、日野市環境行政調査会について、社会教育センター・福祉フォーラムの補助金算出理由について、再雇用制度について、日野市行財政調査会について、減税による財政への影響について、学校図書館の果たす役割について、家庭教育学級要領の見直しについて等の総括質疑がなされました。

その後、意見表明になるわけでございますが、慣例により各会派代表等により本会議で行うということで確認をいたしました。

なお、採決については3月27日の午前9時45分に行うことになりました。

そして本日、委員会を開会し、休憩後、修正案の提出がございました。修正案の説明といたしましては、(仮称) 文化スポーツ振興協会経費300万円については、予備費に組みかえるというものでございます。

提案理由といたしましては、1、地方教育行政上、越権する疑いがある。2、設立趣意書の中で、内部の即応団体として、一部支えているようであるが、既存の文化・スポー

ッ団体への補助金制度との整合性はできているのか。市長が理事長になるのは兼職規定に触れる恐れがある等々の理由から是正を求めるというものでございました。

その後、採決に入り、議案第19号、平成８年度一般会計予算の修正案を賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、審査報告といたします。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　菅原です。２点ございます。

１点目は、ケーブルテレビへの出資金についてです。この件について質問があった旨、今、お話がなかったわけですが、あったのかどうか質問いたします。

２点目は、文化スポーツ振興協会について、これは細かく申し上げますと、協会のこの設立の目的が団体の育成であるというのが１点。もう１点は、資料の方を見ますと、情報を提供していきましょうということがございますけれども、この２番目の情報の提供についての質疑等ございましたかどうか、確認したいと思います。

○議長（土方尚功君）　一般会計予算特別委員長。

○一般会計予算特別委員長（田原　茂君）　まず１点目のケーブルテレビについてでございますが、これについての質疑はございませんでした。

２番目の文化スポーツ振興協会についてでございますが、議論はかなり出されておりました。けれども、菅原議員の聞かんとするところの情報の提供についての議論というのはなされなかったというふうに思います。

○議長（土方尚功君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　この、でしたら、２点についてもう少し詳しくお伺いしたいと思うんですが。このケーブルテレビの出資の意義ですね、どのようなところに意義を考えていらっしゃるのか。そしてまた、多分コミュニティチャンネルとなる９チャンネルをかなり活用したいという思いだとは思いますけれども、その構想ですね、日野市が行政として出資するために、それなりの思いがあると思います。それがこの７月に開局されるコミュニティチャンネルへの事業にかかわっていくと思いますので、そのあたりを詳しくお伺いしたい、これが１点目。

２点目は、将来的に、これ黒字転換ができるかどうか、現状はなかなかわからないとは思いますけれども、累積の赤字がずっとたまっていったときに、増資の考えはあるのかどうか、そのあたりについてお伺いしたいと思います。これが２点目です。

また文化スポーツ振興協会についてなんですが、今回の議論の中には、この情報につ

いてのお話は余り聞かれなかったと思います。そのようなお答えもいただいたので、ここで聞いておく必要があるだろうと思います。

例えば私も市民の一人としてさまざまな施設を借りたいと思ったときに、予約状況であるとか、どこに何があるのかとか、全くこれ白紙の状態からスタートしなければいけないということで、これらを包括して市民に情報を提供していくのが、これ情報の提供なのかなという思いはあるんです。ただ、そこについて、改めてここでどういう事業内容で情報の提供という言葉を使われたのか、お伺いしたいと思いますので、その点についてもお答えいただければと思います。

○議長（土方尚功君）　ただいまの答弁については理事者側から求めますので、お願いします。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　ケーブルテレビの関係につきましてお答え申し上げます。

ケーブルテレビの出資につきましては、ただいま御質問の中にもございましたとおり、ことしの７月から開局をされるということで、このＣＡＴＶの各チャンネルのうちに、いわゆるコミュニティチャンネルというものがございます。これは日野ケーブルテレビジョンの会社の独自のチャンネルということになるわけでございますけれども、最も市民に親しまれるような内容の構成になるだろうというふうに思っているところでございます。

このチャンネルにつきまして、私どもの行政といたしましては、広報の媒体として注目をしているところでございます。確かに新たなメディアということで、広報上の機能として、今後、普及が進めば非常に有効な機関だろうということで考えておりまして、そういう意味からもＣＡＴＶに対する事業を行政としてもかかわりを持っていきたいということで出資をさせていただくものでございます。

この事業内容につきましては、この御予算をお認めいただいた上でＣＡＴＶの会社とも広報関係の番組についての協議会等を持ちまして具体的な内容は詰めていきたい。それから会社側の事業計画の発展に伴って、そうした内容も充実していけるだろうというふうに思っているところでございます。

それから会社の経営の関係の黒字に転換するのはいつかというふうな問題もあるわけですけれども、現時点におきましては、ケーブルテレビの会社側の方からの説明を概略を受けておりまして、私どもとしましては、この出資に際しては、その内容について一応の了解をし、出資をしていきたいというふうに決めたところでございます。

実際に加入者の数とか、そうしたものに影響を受けて経営状態は変化をしていくというふうに思いますけれども、会社側の説明では、単年度の収支で言えば、５年目には単年度の収支は黒字になっていくというふうな概略の説明を受けているところでございます。

それから赤字等の累積があった場合の増資というふうな御質問がございましたけれども、そうしたことについては特段、現在の時点で検討もしておりませんし、会社側の経営の今後の内容を説明を受けた範囲では、そうしたことを今の時点で検討をするという状況にはございません。

○議長（土方尚功君）　社会教育部長。

○社会教育部長（小澤春童君）　３点目の情報分野についての質問にお答えいたします。大きくは５点ございます。

１点目は学習活動への援助ということで、いわゆる生涯学習相談窓口を設置しまして、文化、スポーツ、レクリエーション等に関する情報を広く市民に提供し、相談に応じるというような内容のものでございます。

２番目には自主サークル活動の情報提供とＰＲでございます。これらの内容につきましては、現在、サークル・団体名簿等を発行しておりますけれども、それらを幅広く、包括的に情報を収集して提供したいという内容のものでございます。

３点目は、いわゆる講座、イベント等の情報の提供でございます。現在、生活課等でレクリエーションのイベントカレンダー等が発行されておりますけれども、これらをさらに、これらと整合性を図りながら、さらに充実、発展させていきたいという内容のものでございます。

４点目としましては人材登録制度の開始ということをうたっております。市内に在住、在勤、あるいは在学する人材を広く活用するための登録制度を開始していきたいという内容でございます。

それから５点目としましては、指導者、協力者の紹介ということで、いわゆる人材登録制度を活用して、指導者、あるいは協力者等についての求めに応じての紹介というような事業を一応想定いたしております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　１点目のケーブルテレビの件なんですけれども、広報上の機能として有効だというお言葉をいただき、やはりそのとおりだと思いますので、日野市の

方もどんどんケーブルテレビと共同関係の中で広報活動に役立てていただければなと思います。

ただ、経営面でいくと、都市型のケーブルテレビは、やはり30％の加入率がなければ単年度の黒字ができないという話は実際に聞いております。今、加入者をどんどんどんどん募っておりますけれども、果たしてどうなのかという問題もやはり出てくると思うんですね。そうなったときに切り札は、加入者をふやすための切り札は何かというとコミュニティチャンネルだと思います。日野市の情報はこのチャンネルで入れられると、ぜひこういうものに入りたい、または自分たちが団体として頑張っている姿をコミュニティチャンネルでぜひ放送してほしいとか、そういうことが日野市の文化とかスポーツとか、または市民活動であるとかボランティアであるとか、そういうものの発展に必ずや寄与すると思うんです。そういうあり方が今のコミュニティチャンネルに求められるのではないかというふうに思います。

２点目なんですけれども、文化スポーツ振興協会の今のお話は、もう資料をいただいておりますので、了解するところです。ただ、今年度の予算が300万円、そのうち35万円の予算の内訳しか聞いておりません。35万円でこれだけのことをすぐにできるというふうにはなかなか思えない、こう思います。

また、この今までのやり方、それはそれで結構だと思います。しかし、今、市民が求めているのは、それをもっとレベルアップしたというか、また違う観点からの情報の提供のあり方というのが今の市民には求められていると思うんです。24時間対応するような情報の提供のあり方、例えば今、日野市内にはコンビニエンスストアがあるわけですよね。たくさんあります。その中にはＦＡＸがほとんどのコンビニエンスストアでついております。ここでその情報を取り入れられるようになれば、これは市民サービスとして非常に有効な手段だと思うんです。

今、施設の状況、または予約の状況は、それぞれの所管する担当部署に電話しなければわからない。そして１対１の電話の応対なので、聞き漏らしや、または聞き違いが生まれる、こういうのが実は現実だと思うんです。

情報提供というのは本をつくって、それを図書館だとか関連する部署に置けば、それで完了というわけではないと思うんです。積極的に市民の近いところに情報を置いていく、持っていく、そういうことがこれからの行政に求められる姿であると、そのように考えます。

今のこの情報分野という事業概要案ですか、この資料をいただきましたけれど、これ

では私は足りないと思います。もっともっと大きな幅の広い、そして積極的な行政の対応を求めたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（土方尚功君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。江口和雄君。

〔１番議員　登壇〕

○１番（江口和雄君）　それでは、市民クラブを代表いたしまして、平成８年度の日野市一般会計予算案に対しましての意見を述べさせていただきます。

平成８年度一般会計予算は、歳入歳出総額451億1,200万円、対前年度比1.6％増の内容となっておりますが、大変厳しい経済環境の中、財政当局の予算編成作業は大変苦慮されたのではないかと推察されるところであります。

市民クラブといたしましては、歳入の64％をも占める市税の適正な支出を中心といたしまして、歳入歳出全般にわたって慎重な審議をしてまいりました。今、国内では、住宅金融専門会社の不良債権処理問題が国民の大きな怒りを買い、このことが政治、経済に大きな影響を与えております。日野市議会におきましても、全会一致で意見書を提出したことは御案内のとおりでございます。

このような背景の中、日野市が抱えております当面の行政課題といたしましては、市長の所信表明にも述べられていますが、大変多くの課題が山積いたしております。しかしながら、多くを触れることは必要ありませんが、現在の社会、経済情勢を見たとき、これらの課題の実行に当たっては、何を最優先すべきか、あるいは何を最重点とすべきかなどの検討は、庁内論議は当然のことでございますが、広く市民の声をも取り入れながらの組み立てが大切だと思うものでございます。

今年度は森田市長６期目の任期を終える年でもあります。先ほども触れましたが、所信表明では多くの課題を述べられていますが、その中には既に事業に着手しているもの、あるいは緊急を要するもの、当分実現が難しいと思われるものなどなど、一定の判断をしていかなければならないものがあるのではないかと思います。項目を羅列することによって、市民の皆様に多くの期待感を持たせるような手法はそろそろ改めるべきではないかと思います。

市民クラブといたしましては、森田市政につきましては是々非々の対応をしてきておりますが、21世紀を目前にして、これからの日野市政に求められるものは、広範な市民要望に耳を傾けながらも、行財政改革を思い切って進めることだと思います。

このような視点から、予算特別委員会に臨んでまいりましたが、以下３点に絞りまして御意見を申し上げさせていただきます。

まず第１点目は、日野市の財政基盤を見たとき、依然として厳しさに大きな変化のない中で、市債総額は590億円となっております。いかにして歳入増を図るかが重要であるということは改めて言うまでもありませんが、既に設置がなされて活動を始めている日野市行財政調査会の役割は大変大きなものがあります。予算審議を通じて、これら調査会のメンバー、及びそこで検討がなされている日野市行財政改革大綱案が、委員の指摘により参考資料として示されましたが、このような内容は求められなくても議会に明らかにされなければ、とても市民参加などの実現は遠い先の話と言わざるを得ません。このことの指摘は別といたしましても、もはや行財政改革は大胆に進めていかなければならないときです。行革大綱の予算反映を積極的に行うよう要望をしておきます。

第２点目は、民生費の大幅な伸びに関してであります。歳出全体の３割を占める民生費は、超高齢化社会の中で福祉に関する費用の増大に伴い、その傾向はますます強まっていくことは想像にかたくありません。介護の問題、ホームヘルパーの問題、特養老人ホームの問題などなど、これらについては個人や家庭の中での対応には一定の限界があり、公的な施策がますます求められてまいります。このような中では、今までの事業の思い切った見直しが必要であります。今回、敬老見舞品や夏冬期見舞品の廃止なども出されておりますが、理美容券の所得制限導入なども含め、一定の評価はできるものであります。

一方、同じ民生費の中でコミュニティ費に関してであります。中学校区を単位としてのコミュニティ協議会の設置については、明らかに市長と関係部局とのずれがあると指摘せざるを得ません。自治会を中心として検討を進めているところもありますが、ほとんどの自治会が頭を痛めているのではないかと思います。予算の執行も危惧されますが、地域の実態というものをしっかりと見ていただきたいと思います。また、何事についても、ぜひ市民と同じ目の高さで物事を見ていただきたいということを申し添えたいと思います。

最後になりますが、「文化スポーツ振興協会」の設立に関しての問題であります。その目的とするところは異議をとなえるものではありません。むしろ一刻も早く設立をするべきだというのが市民クラブとしての基本スタンスであります。しかしながら、今回提案をされている内容を委員会審議を通じて精査をしてみたとき、その要綱や規程の内容について、本来の目的にそぐわない部分が見受けられるのはまことに残念であります。

予算委員会の中では修正をする旨の答弁がなされましたが、文化、スポーツという分野の中にまで政治的意図が含まれているような疑義が持たれることは厳に慎まなければならないと思うからであります。

以上３点の意見を申し上げまして、修正案賛成、原案反対の立場を表明し、市民クラブとしての意見とさせていただきます。（拍手）

○議長（土方尚功君）　佐瀬昭二郎君。

〔９番議員　登壇〕

○９番（佐瀬昭二郎君）　護憲市民会議を代表して、1996年度一般会計予算案に対し、修正案に反対、原案に賛成の立場から意見を申し述べます。

まず、最初に国庫支出金の削減、所得税減税に伴う減収など、政府の無責任な財政運営によって、日野市を初め自治体財政が大きな打撃を受けていることに触れなければなりません。

生活保護費負担金、児童保護費負担金など11種類の国庫支出金の削減の額は、96年度で７億1,400万円強が見込まれています。1985年度から96年度までの削減の累積額は、実に67億8,000万強に上るわけであります。消費税導入に伴うマイナスの影響額も、来年度５億5,800万円が見込まれております。所得税減税に伴う市民税の落ち込みは来年度で22億2,000万円、94年度から３年間の累積は67億9,000万円であります。国庫支出金の一般財源化に伴う影響額についてはまだ数値が示されていませんが、昨年度並みだとすれば、この分が１億3,000万円程度。96年度における影響額総額は36億にも上ることが見込まれるわけであります。

厳しい財政事情のもとで、日野市でも他の自治体と同様、経常経費の削減に努めています。来年度は１億8,000万に上る経費節減が見込まれているわけですが、それだけでは済まず、福祉サービスの一部をカットするという事態にまで立ち至っております。このまま事態を放置すれば、環境を重視し、教育と福祉に力を注いできた森田市政の枠組みそのものが揺さぶられかねない事態だと言っても言い過ぎではありません。市民の生活を守り、良好な環境を創造するまちづくりの施策を堅実に展開していくためには、政府が有無を言わせず、もともと自治体のものである財源を奪い取るような国家財政と自治体財政とのあり方を根本的に転換しなければなりません。このことこそが、今、日野市でも検討されている行財政改革の最大のテーマだと言うべきです。

さて、来年度の予算ですが、厳しい財政事情のもとでも、さまざまな積極的な施策が盛り込まれています。教育・文化の分野では、初歩的な予算措置だとは言え、難聴学級

開設の経費が計上されています。聞こえと言葉、両方の機能を備えた通級学級が初めて開設されることになったことを評価するとともに、一日も早く十分な設備の整った空間となるよう、関係部局の努力に期待するものです。

また、文化スポーツ振興協会ですが、計画書を読ませていただきました。この種の組織をつくる場合、注意すべきは、市民の文化活動、スポーツ活動の自主性をあくまでも尊重するという原則を貫くということですが、計画は協会の機能、財政的支援、情報、人材の提供、紹介にとどめており、この原則が貫かれておると評価いたします。

また、市の各部局が積極的に取り組んできている。市民向けの講座、イベント、レクリエーション企画などについて情報を集中し、それを市民に提供するシステムが初めてつくられることになるわけで、この点についても高く評価するものであります。今後、市民参加を一層拡大し、積極的な事業展開が行われることを期待するものです。

環境の分野では、３カ所の緑地取得の経費が計上されております。それとともに百草地域の環境保全を目指す、「百草地区みどりのまちづくり計画」策定の経費が計上されていることを高く評価するものです。ごみリサイクルの分野でも、新たにペットボトルの回収を始めるとともに、ステーションの増設が計画されています。また市民の高い関心を呼んでいる防災の分野については、小学校の耐震補強工事を２校で実施、耐震型防火水槽４基の設置などの経費が計上されていますが、それと並んで自主防災を視野においた校区コミュニティ協議会にかかわる経費が計上されています。一口に校区といっても、それぞれが固有の歴史を持ち、例えば高齢化の程度の違い、地域の形状の違いなど、特有の個性を持っています。行政がみずからつくった準則にこだわっていて、事柄がうまく前に進むとは思えません。それぞれの地域の実情を踏まえた自治会側の自主的な取り組みを尊重する。行政としては、あくまでも丁寧な情報の提供と財政的支援に努める。このような関係を大切にした取り組みを期待するものです。

最後に、医療、福祉の分野ですが、予算全体の伸び８％に対し、民生費の伸びは30％となっており、社会の高齢化に対応して、福祉を一層充実しようとする意欲を受けとめることができます。特に期待したいのは高齢者実態調査で、これはことしと来年行われる「保健福祉計画」見直しのための調査だということですが、だれもが必要なサービスを必要なときに受けることができるという理念を、財政的裏づけを持って現実のものにするためにも、生活実態の正確な把握が欠かせない条件であることは言うまでもありません。堅実かつ意欲的な取り組みを期待するものです。

ところで、前段でも触れましたが、敬老祝品と夏冬期見舞品の経費が全額カットされ

たことについても一言申し上げなければなりません。福祉などのサービス提供に重大な変更を加えるときは、そのことによってどのような影響が生ずることになるかについて、サービスを受けている人々の生活実態を正確に把握する必要がありますし、また、市民に対する丁寧な事前の説明と市民的合意を取りつける努力が行政に求められていると思います。残念ながら、今回の措置はそのような条件を欠いたまま行われたと言わざるを得ません。今後、二度とこのようなことが起こらないよう強く要望するものです。

以上、意見を申し上げ、96年度一般会計予算に対する討論といたします。(拍手)

○議長(土方尚功君)　夏井明男君。

〔23番議員　登壇〕

○23番(夏井明男君)　それでは、公明を代表しまして平成８年度の日野市一般会計予算案に対し、原案賛成の立場で意見を述べさせていただきます。(「頑張れ」と呼ぶ者あり)頑張ります。

日野市の施政方針にもありましたが、一般会計総額451億1,200万という予算計上でありますが、かなり厳しい財政のやりくりをしての計上であるというふうな話になっております。具体的にその中の地方債の残額につきましても、先ほど江口議員から大きな数字が出されておりましたけれども、今回も歳入の中に32億の市債を見込んだ形をとっております。また繰入金のやりくりにつきましても、かろうじて3.4％という数字の中でやりくりが見られるわけですが、その中で財政調整基金の繰り入れが８億、公共施設建設基金繰入金が７億ということであります。この公共施設建設基金の繰り入れにつきましての内容を、７億でございますけれども、見ますと、その中の６億が土木費、さらにその６億の中でも下水道へ５億ということで、非常にやりくりの状態が、苦心が出ているわけですけれども。その中で見ますと、一般会計からの、いわゆる特別会計の繰り入れということで、市長の施政方針の中にもありましたけれども、いわゆる重大政策にお金をつぎ込んでいるという話でありますが、それは具体的に申し上げれば、やはり下水道事業であり、土地区画整理事業のことだというふうになると思います。

一般会計から33億3,000万、その中で先ほど申し上げた基金からの５億の繰り入れを含んでいるわけであります。さらに土地区画整理事業、これにつきましても資金計画に沿う形でやはり14億9,000万円というものを繰り入れをしております。市長も、この都市基盤整備については着々と大きく進んでいるということでお話をされているわけですが、実際は違う様相も一つ指摘される点であります。

具体的に申し上げますと、市は資金計画では約10億の土地区画整理に充てるというこ

とでやってきたわけですけれども、本年度のこの土地区画整理における国の補助金、都の補助金を見ますと、国は当初５億というところは２億4,000万という形になっておりますし、東京都でも前年度の４億7,000万から３億5,000万ということで、いわゆる予算の投入が少ないという状況が出ております。これは、要するに区画整理事業に大きな影響を与えずにはおかない一つの大きな事例であります。

それだけではなくて、経常収支比率についても、過去の予算委員会で大きく問題になりました。いわゆる減税補填債を一般財源等に加えた経常収支比率ということで見ましても、最近のデータの中でも85.7％という経常収支比率でございます。毎年この経常収支比率が上がっているということは、いわゆる逆の面で言えば投資的経費の新規事業等に投入できる費用がないということで、いわゆる予算の弾力的な運用が硬直化しているということを物語っているというふうに思われます。

さらに人件費の経常収支比率を見ますと、やはり毎年上がっている状況でございまして、平成７年度の決算ではさらにその数字は上がると思いますが、新しいごく最近の話でも、40.3％の人件費の経常収支比率ということも指摘をされているところであります。

特に日野市は、私も指摘をさせていただきましたが、自主的に65歳定年制ということは実質的に動き始めています。そういう角度から見ましても、この再任制度、再雇用制度ということが市長の恣意を排していく人事であれば、この制度は育っていくわけでありますが、市長の人事における恣意的な介入が強い色彩ということで、いわゆる内部の職員の方から疑念を持たれる、疑われる運用であれば、この制度は衰退をしていく、こういう危険性を私も指摘をさせていただきましたが。この65歳の実際の定年制を、数字を具体的に追いましても、やはりこの人件費の経常収支比率は上がっていく要因というふうに指摘ができると思います。

さらに今回、民設民営ということで、多摩川苑についての、いわゆる福祉ゾーンについての予算が公設公営ということでないわけでありますが、かろうじて土地の賃料等についての指摘もあったわけですけれども、このいわゆる多摩川苑福祉ゾーンの事業化につきましては、いわゆる特養ホームを100床の規模でつくるという計画がこれから日野市の補助も受けて実業化にたどるわけでありますが。なぜ、この多摩川福祉苑の特養が民設民営なのか。ところが、浅川苑は、これは公設公営であります。なぜ公設公営から、いわゆる民設民営に移っていったのかということについての説明というものが具体的に議会でなされたこともありません。まさにこの点が大きな問題であります。

浅川苑の具体的な機能も具体的に承知をしておりますが、この財政的な負担というも

のは当初から大きい負担になってくるだろうということも見込まれた経緯がございますが、これについての反省の上に立って、民設民営という事業の展開だろうというふうに理解をしておりますが、その辺についての含んだ御報告も受けておりません。

今回、先ほど佐瀬議員の方から指摘がありましたけれども、いわゆる経常経費の削減、一覧というものを出させていただきました。その中で具体的に見てまいりますと、この経常経費の削減の中身を見ますと民生費が削られているわけであります。それから、やはり民生費の清掃・警備委託料というのが削られているわけであります。そのほかといたしまして食糧費、時間外手当、旅費、需用費等々が削られているということで、合計１億ですね。要するに民生費の項目については1,900万、約2,000万削られております。それから清掃・警備委託料につきましては2,800万、その他については１億7,000万、こういうふうな形になっております。

先ほど議論がありましたが、いわゆるこういうふうな問題について議論するのは行財政改革の推進母体ではないかというふうに思うわけです。恐らく市長部局の方でも、これを削るについては、また復活させるというふうな考えは持っておらないというふうに思います。

１点、この中でやはり指摘したいのは、母子施設入所者に対しての夏冬期見舞品についても削減されております。いわゆる、これもどうかという議論があるところでありますが、生活保護費の中の法外援護居宅の夏冬期見舞品についても削られております。いわゆる夏冬期見舞品については全部削るという形をとっていて、中身について、どういうふうなものでてき上がってきたということについての議論がさっぱり見えないわけであります。こういうふうな状況から見ますと、かなり唐突にこれが上がってきているんではないかというふうに私どもから見える状況がございます。

このような状況は、地区センターの増設計画についても言えるわけでありますが、実際、日野市は地区センターの展開をかなり他市と違いまして多く展開をしておりますけれども、その辺につきましても、現在大きな運営上の課題を抱えております。それについての深刻な反省があれば、これからの地区センターはどういうものでなければならないかということが非常に言えるわけですが、旧来の手法のままに地区センターの設置を認めていくという手法しか見られません。こういう点もやはり議論していただくのが、いわゆる行財政改革推進会議の役割だと思いますが、その中を案として見させていただいても、その辺の踏み込みが私は足りないというふうに思っております。

最後になりますが、いわゆる文化スポーツ振興協会への300万の予算の計上の問題で

あります。修正につきまして具体的な指摘がございます。市長は、その予算委員会の審議の真っ最中の中で、修正に応じても構わないというぐらいに不備な点が具体的にございます。大きな制度としてこれから育てていくということであれば、その土台になる疑念、疑いというものを払拭する義務が私はあるというふうに思っております。

行政組織内における任意団体の問題、それから地方自治法との市長の兼務の抵触の問題、それから既存の市民団体、各種運動団体との調整の問題、さまざまこれは具体的な形として校区のコミュニティ協議会でも問題になったように、地域にどれだけ根差すかということは、私は重要な点であると思います。

事務局の方では昨年の９月以来、作業をしているというお話でありましたが、市長はそうでないだろうと、それはもう２年も３年も前からやっているだろうということですが、そこに図らずも出ているように、これは具体的な団体としてまだまだ煮詰める問題が相当あるだろうというふうに理解をいたしております。

そういう点で、予算委員会における厳しい各委員の意見を取り入れて、より具体的な制度の中身を改良して、修正案にあるように、将来、補正予算で９月以降にまた出されるような形というふうにもおっしゃっていただいているわけですが、その前に具体的な全員が納得ができるような形の組織運営の対応を整えていただきたいということを申し述べまして意見といたします。

○議長（土方尚功君）　　渡邉馨鴻君。

〔４番議員　登壇〕

○４番（渡邉馨鴻君）　　私、渡邉馨鴻は無会派でございますが、平成８年度一般会計予算案に、原案反対、修正案賛成の立場で意見を申し述べたいと思います。持ち時間３分ですので、要点のみで勘弁してください。

本予算案の審議に参加して、関係者が厳しい財政事情の中での編成、御苦労のほどはよくわかり、深く敬意を表したいと思います。特に将来の日野市を担う子供たちのために、また地域コミュニティの核となる学校の耐震補強工事に着手されたこと、下水道工事が人口比65％に達したこと、その他、難聴児学級の新設、都市整備予算、また幼児教育などなど、高く評価する点がたくさんございます。

しかし、財政再建策の具体的な見通しが不透明なこと、数少ない文化施設である学校活用に対する予算措置が極めて不十分であること、そして最も厳しく指摘しておきたいのは本修正にかかわる問題であります。区内はもちろん、27市でも、そのほとんどで文化スポーツ振興財団なるものが組織されております。とうに組織され、着実な活動を続

けています。私は小手先、子供だまし的な振興会をつくるのではなく、既に歴史と活動を積み上げている文化協会や体育協会の皆さんのお力添えを願って、他市並みの振興財団を設立し、東京都最低の文化・スポーツ行政を何とか改善していただきたい。財団の設立は多くの市民の心身の豊かさと健康を取り戻す必須条件になるとかたく信じます。私は一時しのぎの振興会ではなく、全議員、全市民が納得できる本格的、本質に迫る財団の設立を強く求め、原案反対、修正案賛成の意見とします。

以上。

○議長（土方尚功君）　お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決しました。

中谷好幸君。

〔10番議員　登壇〕

○10番（中谷好幸君）　日本共産党を代表して、一般会計予算案について、原案賛成、修正案反対の立場で意見を申し上げます。

91年から始まるバブル崩壊不況は回復のきざしを見せていません。国、地方の財政危機は深刻です。96年度の国債残高は241兆円、96年度政府予算案の公債依存度は28％になります。一方、地方債の残高も106兆円、地方財政計画に占める地方債依存度は15.2％になりました。ＥＵ諸国は経済・通貨統合の条件として、累積の債務残高を上限でＧＤＰ60％と定めておりますけれども、日本は既に88.9％、国際的にも突出した異常ぶりであります。まさに時限爆弾を抱えた状態、これは昨年12月の政府の財政制度審議会の報告の言葉であります。

連立内閣は、昨年末、財政危機宣言を出しました。しかし、対応策は全くの従来型であります。史上最高の赤字国債を発行する一方、大銀行救済の住専処理に6,850億円の予算を投入、９兆7,000億円余の公共事業、また総額25兆円を超える中期防に基づく４兆8,455億円の史上最大の軍事予算を組んでいます。さらに連立与党の３党政策合意は630兆円の公共投資基本計画を前倒しし、直接の移転費用だけで14兆円にも上る首都機能移転の促進をうたっています。これでは時限爆弾をますます大きくするばかりであります。

連立与党も新進党も、この財政の危機的事態を消費税の大増税、リストラの名による

福祉サービスの切り捨て、自治体財政へのしわ寄せよって乗り切ろうとしています。しかし、こうした国民収奪が冷え込んでいる景気を一層悪化させ、経済危機をさらに深刻にすることは明らかであります。

今、日本社会は大きな曲がり角を迎えています。沖縄県民は戦後50年間もの米軍基地押しつけに反対する島ぐるみの戦いに立ち上がり、日本政府のアメリカ追従を鋭く告発しています。国民は護送船団方式と言われる大企業優遇の政治、大蔵省は銀行の守り手、建設省はゼネコンの味方、厚生省は国民の命より製薬会社の利益が大事、この政治の転換を求めています。日本共産党は一貫して日米安保優先の政治の転換、大企業優先の政治の転換を掲げてまいりました。これこそ、今、国民が切に求めている新しい政治の方向ではないでしょうか。

こうした中で、日野市の96年度予算案が組まれました。歳入歳出は総額451億1,200万円、前年比７億300万円、率で1.6%の増です。歳入では、法人市民税など一定の税収増が見込めるものの、超低金利の影響で利子割交付金や基金からの利子収入が大幅に減額、さらに都の諸支出金も大幅に削減されました。また特別減税の影響は22億円の減収と深刻であります。厳しい財政状況のもとで、減収補てん債を含め32億円の市債の発行、15億円の基金の取り崩し、手数料、使用料の見直し、経常経費の節減などによって財源の確保が行われております。

一方、歳出では民生費の伸びが8.9%、額で10億9,397万円の伸び。予算全体に占める民生費の構成割合も前年の27.6%から29.6%へ大きくなっています。予算全体の伸びが額で７億円という中で、民生費だけで11億円近い伸びとなっているわけですから、厳しい財政状況のもとでも福祉優先の予算編成が行われたことを示しています。

また、平山、日野、三沢など緑地用地取得だけで７億5,897億円が計上されていることに象徴されるように、環境にも配慮された予算編成となっています。このような予算を全体として、福祉、教育、暮らし、環境優先になっていることを評価した上で、幾つかの施策についても触れておきたいと思います。

福祉、健康の施策では知的障害者の緊急一時保護や自立のためのグループホームが第３番目の施策として開設されました。八王子の民間特養ホームに新たに20の入所ベッドを確保するとともに、痴呆老人のグループホームを１ベッドで試行することになりました。大変評価できますが、現在、特養老人ホームの入所待機者は130人にも及びます。多摩川苑特養ホームの早期建設を要望します。

高齢者実態調査が保健福祉計画見直しの作業の一環として行われます。また、引き続

き市立総合病院建て替えのための設計が進められます。いずれも21世紀の日野市の健康、医療、福祉の事業展開の根幹にかかわる重要な事業であり、市民生活の実態を反映した科学的な仕事としていただきたいと思います。

教育、文化では、八小、六小で大規模改造とあわせて初めて耐震補強工事が行われます。難聴学級が開設されることになったことは画期的なことでございます。文化スポーツ振興協会の設立は、地域の文化・スポーツ活動の振興のために、総合的な情報の提供、市民の自由な発想や自主的な企画への援助、学習システムの整備などを掲げるもので、市民から歓迎されることは間違いありません。市民活動の自主性の尊重の立場を堅持し、運営への市民参加を図るなど、施策の一層の発展を望みます。

まちづくりの面では、区画整理、下水道など、都市基盤整備を積極的に進めるとともに、新しい事業として日野本町、百草園駅周辺、南新井で地区計画策定調査が行われることに注目いたします。新たな開発、あるいは乱開発の防止でなくて、既にスプロール化が進んだ地域をどのようにするのかについては、これまでなおざりにされてきた傾向があります。これを全国的にも先例の少ない地区計画によってアプローチしようというものでありますが、法整備も不十分で、困難も多いと思いますけれども、住民合意を何よりも大事にして成功させていただきたいと思います。また、事業促進のために補助制度なども整えていただきたいと要望します。さらに、緑地の保全を求める市民の運動や地権者の要望にこたえた「百草地区みどりのまちづくり計画」についても大いに期待いたします。

日の出町の処分場の地下水汚染は一部データの開示によって、組合自身も否定できなくなりました。ところが、その原因を一切究明することなく、同じ型の第２処分場建設が強行されようとしていることは重大で許されることではありません。建設強行の前に事実が解明されるよう強く要望いたします。

産業振興では、商工会館の用地購入及び建設補助が計上されました。日野市の事業所の99％が30人未満の中小企業であります。長期不況が地域経済の主役とも言える中小企業を直撃しております。森田市長から中小企業振興に本格的に取り組むべく時期と答弁がありましたけれども、職員体制も含めて取り組みの抜本的な強化を求めます。

市民自治の問題では、学校区コミュニティが議論となりました。学校などの小さな地域を単位として住民自治の仕組みをつくることは、防災だけでなく、市民生活のさまざまな面で重要であります。学校の開放の促進、学校を単位とする施策の配置計画、学校単位の職員の配置など、コミュニティ育成の環境整備を一層進めるように求めたいと思

います。また実施設計まで進んでいる平山、栄町などのコミュニティ施設の計画についても促進を要望いたします。

最後に行財政改革について日本共産党の考えを述べます。まず敬老記念品や施設入所者への夏冬期見舞品が廃止されたことについてであります。一律の品物の支給が個々の要望に沿うものになっていないなどの廃止の理由の説明がありました。しかし、はたして実態を十分に調査し、内部での十分な検討の上で廃止になったものなのかどうか、疑問に思いました。一般論として一つのサービスが時間の経過とともに実態に合わなくなることはあり得ることですけれども、廃止の前にサービスの内容を改善することなども可能であります。ぜひこれにかわる、より適切なサービスを検討していただきたいと思います。

また、下水道料改定に際し、減免措置の拡大について検討を約束させていただきましたけれども、早急に実施されるよう重ねて要望いたします。

80年代半ばより、国が地方に押しつけてきた地方行革や今日の地方自治体のリストラの本質は、日米軍事同盟に基づく国際貢献国家づくり、より一層の大企業奉仕の政治の実現に、地方行政まで従わせ、奉仕させることを目的にしています。福祉、住民サービスの切り捨て、地方自治の破壊がその本質であります。行革の名のもとに行われた国庫補助金のカットは、日野市だけでも11年間で68億円の影響を与えています。近年、進められている地方分権の名による権限の委譲も財源なき委譲で、実際には国の責任放棄となっています。特別減税に伴う減収が３年間で、日野市だけでも67億円にもなるのに何の補てんもない。まさに地方自治の破壊そのものであります。日本共産党は、こうした国の政治に追従する行革やリストラには反対であります。

自治体の行財政改革の基準は、憲法や地方自治法の精神にあると考えます。そのような観点から、日野市行財政改革大綱についても意見を述べておきたいと思います。

第１に、これだけ地方自治や分権が問題にされ、国と地方の行政のあり方が問われているのに、この大綱には自治の言葉も、分権の言葉を見当たりません。森田市長が固定資産税の高速道路への課税を提起し、その道理ある主張が世論を動かしていますが、改革や自治を実現するのは世論の力、住民の運動です。私どもが国の補助金カットの実態など、市民にもっと知らせるべきだと強調するのもこのためであります。

真の地方自治、地方分権を確立するためには、今日の地方行財政制度のどこに、どんな問題があり、どのような改革が必要とされているのか、このことを市民に明らかにすることこそ、行革の第一歩と言えるのではないでしょうか。

第2に、阪神大震災でも行政のあり方として、住民参加やコミュニティが大きくクローズアップされました。日野市は歴史的に図書館活動や地区センターなど、コミュニティの重視の行政を展開してきた伝統があります。率先して住民参加要綱もつくりました。今、住民参加やコミュニティの発展が新たな行政改革の課題となっているのに、大綱にはそのことが一言も触れられていないのは残念であります。

第3に、日野市の行政理念は憲法を市政に生かすであります。行政の中心に人権や福祉を守り抜くことを置かなければなりません。ところが、大綱案では経費負担や効率化のみの側面から各種の福祉サービスや公共料金のあり方を論じるのが特徴となっています。経費節減や行政の効率化も重要な行財政改革の課題でありますが、これだけの視点からのみ行財政のあり方を論ずるなら、主観的にはともかく客観的には国の押しつけの自治体リストラへの追従そのものになるのではないでしょうか。このことをつけ加え、96年度一般会計予算案、原案賛成の意見とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長(土方尚功君)　執印真智子君。

〔14番議員　登壇〕

○14番(執印真智子君)　1996年度予算に対し、修正案賛成の立場で5点意見を述べさせていただきます。

1点目、環境基本計画の策定につきましては、市民参加を大切に進めてください。これまでの審議会や策定委員会のやり方に固執することなく人選をし、ゼロベースからの市民参加を実践してください。そのためには今回の組織改正では不備が多過ぎます。予算委員会3日間のやりとりで市長にも十分認識いただけたと思いますので、一日も早く組織を整えてください。子供たちが希望ある21世紀を迎えるために、今、私たち大人の決断と努力が必要とされています。環境基本条例を基本構想と同等に位置づけて、環境施策を進めてください。

2点目、高齢者実態調査は市民の協力を求めながら、保健福祉計画のローリングに十分に対応できる調査にしてください。高齢者記念品は節目の年に差し上げるよう検討してください。

3点目、男女平等推進委員会は男性の委員も入れ、男性の意識改革をどう行うかも考慮に入れた進め方をしてください。

4点目、就学時健康診断に子供の手伝いをさせることはやめてください。今年度、手伝いをさせる学校が6校減ったことは担当者の御努力と評価します。ことしはゼロにし

てください。

5点目、子供たちに子供の人権を教える際には、保護される主体でなく、権利を行使する主体としての子供の権利であることを明確に教えるとともに、学校現場で子供の権利を十分に保障してください。いじめ110番には教育経験者でない人も配置し、子供がアプローチしやすいように工夫をしてください。

修正につきましては、今あるほかの組織との整合性がいま一つ明確でないこと。まず環境整備にお金をかけるべきではないかと感じますので、修正案に賛成をいたします。環境保全に関するさまざまな事業は評価をいたしますので、それらに市民参加ができることを改めて要望をし、生活者ネットワークの意見を終わります。

○議長（土方尚功君）　小島久君。

〔6番議員　登壇〕

○6番（小島　久君）　議案第19号、平成8年度一般会計予算案に対し、民主クラブを代表して、原案反対、修正案に賛成の立場で意見を申し上げます。

21世紀を間近に控え、我が国では高齢化、国際化、情報化、環境問題等、多くの課題に直面しております。このような社会環境の変化の中で、市民ニーズも多様化されてきております。それと並行して、行政需要は質、量ともにますます増大してきております。また長引く景気不況、あるいは低金利、円レートの不安定など、一層不透明な状況にございます。

日野市は、昭和48年から23年間、森田市長のもとで「憲法を市政に生かそう」、「緑と清流を取り戻そう」――鈴木さん、拍手しないの。（笑声）――を政治スローガンに市政を担当してきたことは御承知のとおりであります。

しかし、長期政権のため、現在に至っては職員の提言、議会の指摘にも余り――余りですからね、これは――耳を傾けず、独断専行の感があると言わざるを得ません。

以下、歳入歳出について款ごとに幾つかの指摘を行いたいと思います。

まず、平成8年度一般会計の総額は、歳入歳出とも451億1,200万円であります。歳入の内訳は、市税290億6,618万2,000円。国、都の支出金60億3,801万8,000円、繰入金15億2,564万2,000円、市債32億6,130万円、その他52億2,085万8,000円、このような内訳になっております。

8年度の歳入の特色は、市税の伸びが昨年の当初予算と比較して7％増加していることであります。二つ目は利子割交付金が金利の低下によりまして38％もダウンしているということであります。また、基金の繰入金につきましては33％を減額いたしまして、

15億円としたことでございます。さらに住民税等の減税補てん債を昨年当初予算から7.5%、つまり22億2,000万円としたこと等が歳入の特色として挙げられます。

そこで、歳入全般にわたる意見といたしましては、住民税等減税補てん債については、地方交付税の交付団体、あるいは不交付団体の区別なく、中央政府で統一に扱ってもらうよう努力する必要がございます。また基金の設立については、公共施設建設基金、職員退職手当基金、財政調整基金、環境緑化基金、４基金で平成２年度末で144億4,800万円あったものが、平成８年度の当初で42億2,600万円の残ということになっております。したがって、この５年間の間に、何と102億円超の基金を取り崩すという苦しい財政運営を行っているのは御承知のとおりであります。安易に基金を取り崩すことなく、今後の財政運営に期待するものであります。

また、市長は、高速道路の敷地に対し、固定資産税の課税を行うとのプレス発表を行いました。結果、高速道路の通過の各地方自治体に大きな影響を及ぼしましたが、ぜひひとつアドバルーンだけでなく、着実に実行することが大切であります。今後の市長の努力に期待するものであります。

次に債務負担について意見を申し上げます。

民主クラブの調査によりますと、財政諸表２表、公有財産の取得については、昭和49年から平成７年度までの22年の長きにわたり、公共事業推進のため土地開発公社で143件、面積にして11万8,000平方メートルの土地を取得しております。取得価格は約252億円であります。購入した土地を平成７年度の公示価格評価額で評価いたしますと、それを処分予定価格として換算いたしますと、220億円というふうに推定されます。したがって、含み損は現時点で32億円あるという計算になります。これは昭和49年から平成７年度までの金利約44億円を計算に入れておりません。いかにバブルがはじけたとは言え、重大な財政運営のミスがあったと言っても過言ではありません。指摘をしておきたいと思います。

次に歳出全般について、経常経費の削減について意見を申し上げます。

一般会計の経常経費の削減につきましては、食糧費、時間外手当、旅費、需用費等１億6,861万6,000円、民生費の敬老見舞品、施設入所者等夏冬期見舞品1,968万1,000円、老人福祉費、浅川苑及び栄町サービスセンターの清掃及び警備委託料2,802万4,000円などの削減をいたしましたと述べております。しかし、浅川苑や栄町サービスセンターの清掃並びに警備は、全額削減すべき性格のものではありません。規模の縮小を検討して実施すべきもので、全額カットしたことは、現に平成７年度以前から今まで行ってきた

清掃及び警備は必要なかったのかと言わざるを得ません。

次に総務費関連で３点指摘をしておきます。

まず１点目は再雇用の問題であります。平成４年４月１日制定された日野市再雇用職員の任用、勤務条件等に関する要綱がございまして、平成８年３月21日まで、予算委員会の中で53人の職員が生き生きと働いているという御報告を受けました。間もなく本年度を終わるわけでありますけれども、この３月に新たに34人の退職者が生まれるということであります。うち31人の職員が再雇用を希望しているというふうに伺っております。

市長は、再雇用については責任がないなどと無責任な発言をしております。私は、要綱の運用次第では、改善のできることであります。運用次第と思っております。また、一方においては商工会に行政経験者として職員を出向させ、再雇用に手をかすような行政も行っております。つまり、市長の言う、言動、言うことと行っていることが矛盾することと言わざるを得ません。指摘をしておきます。

次に２点目は行財政調査会の件であります。昨年６月に日野市行財政改革推進本部を庁内に発足いたしました。昨年11月に大綱の原案が発表されました。これを受けまして、日野市行財政調査会は延べ８回の審議を重ねて、平成８年度に審議が継続する、このような予算が計上されております。

我が民主クラブは、市理事者とこの件については、行政改革については全く同意見であります。市民要望に的確に対応するため、あるいは健全な行財政の確立を目指すため、効率的な執行体制を図ることなど、行財政調査会の委員にゆだねることになるわけです。ですから、どのような方に委員を依頼したか、大変興味深く見守ったわけであります。我が会派、小川友一議員から資料請求を行ったところ、３回にも及ぶ差しかえで、やっと資料が整うという、まことにずさんな対応であったと言わざるを得ません。

平成８年度に向けて社会や時代のニーズに即した市政運営が行えるよう、最小の経費で最大の効果を上げるための行財政調査会の答申に期待し、成果を見守っていきたいと思うわけであります。

３点目であります。環境行政調査会の件であります。平成７年度に発足した環境行政調査会委員、これは平成７年度の当初予算を見ますと８人という委員になっております。しかし、先般、予算特別委員会で資料をいただいたメンバーを見ますと10人となっております。これは人数の違いは、いずれ決算の場で明らかにしたいと思います。また、環境行政調査会の審議内容については幾つかの柱がうたわれております。今後の行政の進み方、組織のあり方、主要な環境行政の施策、これらが柱になっているというふうに伺っ

ております。また環境基本計画の策定委託料1,100万円が具体化の方向に予算計上されておるわけでありますけれども、いかんせん、主管課の所在が明確でなく、昨年は公害防災課に予算を計上し、今年度は企画財政部に計上するなど、常に一貫性に乏しいと言わざるを得ません。

次に民生費関連で３点指摘しておきます。

まず１点目は多摩川苑福祉ゾーンの件であります。社会福祉法人による施設建設が待たれるところでありますが、本年度、土地借上料として1,781万9,000円もの費用が計上されております。地主が、かつて無料提供してもよいと言っているにもかかわらず、現時点で事業が具体化していない今日、土地使用料を支出することはまことに効率的運用を行っていないと言わざるを得ないわけであります。また、本来、使用収益を上げられる状況に至った時点で、土地使用料を支出するのが社会通念でもあることを申し添えておきます。

２点目は地区センター建設の件であります。地区センターに関する従来の考え方は、土地購入に関しては寄付または借地をしていただいて、建物については市が施行するという方針でありました。平成８年度の当初予算では、東豊田、南平台、それぞれの土地は市が買収し、地区センターを建設するという方向転換を図ったものであります。このことは、上田地区センターにも十分適用されるはずであります。にもかかわらず上田地区センターは堀之内自治会館と合併して建設するという方針は説得力のない行政と言わざるを得ません。

第３点目、校区コミュニティの件であります。昨年９月１日、広報で市長は、災害時の避難所に指定してある学校を中心に校区コミュニティ協議会の活動を思い立ちました、このように述べております。次いで10月１日の広報で、運用準則を掲げ、協議会は四つの事業を行うこととしました。一つは文化・スポーツ・レクリエーションに関する行事、ごみ減量、資源リサイクルに関する行事、自主防災に関すること、地区育成会に参加であります。これにより校区説明会を昨年11月９日から今年の２月21日まで、延べ20回にわたり説明を行いました。しかも、一応の理解を得た、このように予算委員会に報告をされました。

しかし、市長、内容を精査してみますと、校区対象自治会数は市内に252あるわけであります。これに対しまして出席した自治会数は約半分にも満たない113自治会であります。民主クラブといたしましては、四つの事業のうち、何か一つに絞る。例えば自主防災のみに絞れないか、再三主張したにもかかわらず、耳を傾けることはありませんで

した。しかも、驚くべきことに、平成８年度の200万円の予算は今年度１回限りで終わりとのことであります。自主防災に関することは校区単位に各自治会で、例えば初期消火班とか、避難誘導班とか、あるいは救出救助班とか、そういう組織をつくっていただいて、非常時のときに活動できる体制を指導するのが本当の目的であると考えるわけであります。しかるに、今回、市より提案しております校区コミュニティ協議会は、単なる意識高揚を図って終わりにしようしているにすぎません。とても自主防災組織をつくるような指導を行っているとは思えないわけであります。指摘をしておきます。

次に消防費関係で１点指摘しておきます。

旧消防署長公舎解体工事、本年度210万円の予算が計上されております。これは本来は補償料として計上するのが筋であります。消防署長公舎は元来、都の財産であります。したがって、都の財産でありますから、都に解体補償料を支払って、都が取り壊すのが筋であります。また解体時期を見ても、なぜ今年度でやらなければいけないのか。新しく消防署が完成した時点で、現在ある消防署と署長公舎を同時に解体すれば、効率的運用、そのように判断いたします。市長は、やむを得ない措置だ、反省している、予算委員会でこのように述べております。なぜこの時期に解体しなければならないのか、疑問を感ずる次第であります。

次に教育費関連で１点指摘しておきます。

文化スポーツ振興協会補助金300万円の計上であります。文化スポーツ振興協会、この補助金は、いわゆる社会教育法第５条１項にいう事業である、このように伺っております。この設立趣意書を拝見いたしますと、市長は、生涯学習、スポーツ活動を振興するための方策、あるいはこれまでの教育、福祉、生活という既成の枠を越えて、新たな学習への意欲を喚起するための総合的かつ包括的な情報を提供することだとおっしゃっておられます。また、市民の自由な発想や自主的な企画を育成し、その実現に向けて援助する体制や制度を整えることも重要です、このように述べていらっしゃいます。

提出されました文化スポーツ振興協会の規約によりますと、役員、つまり理事長は市長ということになっております。我が民主クラブの小川友一議員から、理事長と市長は、つまり地方自治法第142条によるところの兼職の禁止条項に該当いたします、このように指摘をいたしました。さらにまた、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条にある、教育委員会に対する行政の不当介入であること、このことも指摘いたしました。さらに現予算が可決された後の配分は一体だれがチェックするんですか。議会人がチェックする機能が働かないことも指摘をいたしました。その指摘に対し、市長は、公明公正

を保つため、理事長は助役にゆだねる、このようにおっしゃいました。長い間、文化スポーツ振興協会のあり方を検討し、議会に提出した資料を、いともその指摘によって簡単に撤回するなど、市長の行政手腕を疑いたくなるわけであります。

次に既存の団体に対する補助金との整合性についてであります。まず体育協会等の補助金であります。これは従来から162万8,000円支出されております。本年度もそのように計上されております。また文化協会に対する補助金12万円、文化団体の補助金66万円、これらが予算計上されております。体育協会は、御存じのように、陸上競技協会ほか20団体で成り立っております。文化協会は秋の文化祭事業、市の主催する講演会等、こういうところに協力するというようなところで、また独自の規約を持って21団体が加盟しているということであります。また文化団体の補助金については、１団体３万円の補助を行って、これも22団体加盟していることは御承知のとおりであります。

したがって、この既存の団体に、さらに今回提案された、いわゆる新たな構想として文化スポーツ振興協会が加わりますと、窓口が三つも四つにもなるという、まことにわかりにくい行政をするということになるわけであります。したがって、私は、いま一度それらの問題を合理的に整理する必要があると、このように思うわけであります。

民主クラブといたしましては、これら問題が解決するまで、冒頭に申し上げましたように、原案反対、一部修正に賛成の立場で意見を申し上げた次第でございます。ありがとうございました。

○議長（土方尚功君）　これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は修正可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（土方尚功君）　挙手多数であります。よって、議案第19号、平成８年度日野市一般会計予算は修正可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後５時30分　休憩

午後６時２分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第20号、平成８年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第21号、平成８年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第22号、平成８年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第23号、平成８年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第24号、平成８年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第25号、平成８年度日野市老人保健特別会計予算、議案第26号、平成８年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

特別会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計予算特別委員長　登壇〕

○特別会計予算特別委員長（天野輝男君）　特別会計予算特別委員会の報告を申し上げます。

平成８年度特別会計予算特別委員会に付託されました７議案について、審査報告を申し上げます。

議案に入る前に、委員長、副委員長の選出が行われ、委員長には、私、天野輝男、副委員長には米沢照男委員が選任されました。

特別会計予算特別委員会は、３月22日に開催され、七つの特別会計に対し、延べ18人の委員から28件の質疑や行政への意見、提言、指摘が行われました。

審査の結果は、７議案とも原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、各議案の審査を順次報告申し上げます。

議案第20号、平成８年度日野市国民健康保険特別会計予算の審査報告と結果を申し上げます。

主な質疑としては、国民健康保険未加入者への対応について、滞納繰越における滞納の主な理由について、健康普及事業の今後の見通しについてであります。

特に意見はなく、採決の結果、議案第20号、平成８年度日野市国民健康保険特別会計予算は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号、平成８年度日野市土地区画整理事業特別会計予算の審査報告と結果を申し上げます。

主な質疑としては、国庫補助金の減収による各事業への影響について、モノレール事業負担金について、地価の下がったところの事業計画の変更の必要性についてであります。

意見としては、まちづくりは住民が行うものであるとの意見が出されました。

採決の結果、議案第21号、平成８年度日野市土地区画整理事業特別会計予算は全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号、平成８年度日野市下水道事業特別会計予算の審査報告を申し上げます。

主な質疑としては、下水道使用料の減免措置について、下水道切り替え工事における個人の費用負担について、浅川処理場を利用したスポーツ施設等の事業計画の進みぐあいについてであります。

特に意見はなく、採決の結果、議案第22号、平成８年度日野市下水道事業特別会計予算は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第23号、平成８年度日野市立総合病院事業会計予算の審査報告と結果を申し上げます。

主な質疑としては、病院建て替えの今後のスケジュールについて、実施設計の業者選定方法について、病院建設、基本計画の議会側への説明について、ミドリ十字からの薬品購入実績について等であります。

意見としては、経費節減に努め、計画性を持って議会側への説明をしながら、病院建設を進めることとの意見が出されました。

採決の結果、議案第23号、平成８年度日野市立総合病院事業会計予算は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第24号、平成８年度日野市受託水道事業特別会計予算の審査報告と結果を申し上げます。

特段、質疑意見もなく、採決の結果、議案第24号、平成８年度日野市受託水道事業特別会計予算は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号、平成８年度日野市老人保健特別会計予算の審査報告と結果を申し上げます。

質疑意見もなく、採決の結果、議案第25号、平成８年度日野市老人保健特別会計予算は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号、平成８年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の審査報告と結果を申し上げます。

主な質疑としては、見舞い額の内訳についてであります。

特に意見はなく、採決の結果、議案第26号、平成８年度日野市老人入院共済事業特別

会計予算は全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が平成８年度特別会計予算特別委員会の審査報告であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。小島久君。

○６番（小島　久君）　１点だけ確認させてください。

区画整理関連で、いわゆる七生支所ですね、七生支所から多摩動物公園まで、これはモノレール関係ということで、桜の木が急遽、伐採されているというようなことが住民並びに新聞報道でも明らかになっております。工事の時期の関係でやむを得ず伐採ないし移植するということでございましたけれども、移植する場所は市の公園になるんでしょうかね、そういうところに移植になるんでしょうか、また協議があったんでしょうか、その件だけ確認させてください。

○議長（土方尚功君）　委員長。

○特別会計予算特別委員長（天野輝男君）　その部分については、委員会では特別その審議はありませんので、都市計画部長の方からお話していただきます。（「計画部長なんていないよ」と呼ぶ者あり）都市整備部長、お願いいたします。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　桜の木でございますけれども、全体でたしか227本、あの地区に現在あるわけです。このうち、この移植に当たりまして、都から照会がございました。それで市といたしまして、市の公園の中にできるだけ植える、最大限植えようということで、市で受けたのが25本、25本でございます。それから、この日野市の近くの施設ですね、市内にある施設、処理場の用地とか、それから程久保の廃河川の利用計画、整備計画がございます。これは東京都でございます。ここへ何本ですか、６本ですか。全体で市内に受けたのが五十数本というふうに思っております。

それで、残りの部分につきましては、一部は千代田区の公園の中に入れると。それと、その他の残りの部分につきましては東京都の、要するにモノレール建設事務所の方で仮植して植えると、そういう状況でございます。（「伐採ではなくて移植だ」と呼ぶ者あり）全部移植です。

○議長（土方尚功君）　小島久君。

○６番（小島　久君）　これ委員長さんにお伺いするのは大変失礼な話で。さらに、じゃ伺います。

227本ですか、全部移植したというお話なんですけれども、新聞報道によりますと30

本だけ移植をしたと、あとは伐採と、たしかそのように私、記憶しているんですよ。私の間違いなら、それはそれで結構なんですがね。ただ、私はやっぱり時期がね、もうあと幾日もないんですよ、咲くまで。恐らく工事は平成７年度の工事じゃないと思うんですよ。東京都がモノレールの工事を行うにしても。恐らく８年度の工事だと思うんですよ。きょう27日でしょう。27日から平成７年度の工事なんていうことはあり得ないでしょう。７年度工事なんですか。その辺どうですか。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　東京都の方で私の方へ説明に来ているのは、桜の木は花を咲く前に移植をする、これが一番理想な木の、時期としては一番いいと、こういうことでございます。そこで、今年度、７年度工事で移植関係をすべて終わらせたいということで、もう既に移植そのものは大分もう終わっているんじゃなかろうかというふうに思っています。

それで、日野市の受けております、この木の一部分、仮植をまだしているわけですけれども、本植、全部、本植というんですか、規定の場所へ植えかえるのが、26日から行うと、こういうふうに聞いております。万願寺、それから南平、この地区に植えると、こういうことに聞いております。

それと、これはあくまでも７年度工事と、この移植は７年度工事で全部終わらすと。それで工事の方は８年度から地下埋設関係の移植関係を早急にやっていきたいと。それから、それと並行してモノレールの工事をやっていきたいと、こういう計画になっておるというふうに説明を受けております。

○議長（土方尚功君）　小島久君。

○６番（小島　久君）　長くなりますから最後にしたいと思いますけれども、市長ね、市長、今、都市整備部長がおっしゃいますことには、桜の移植は７年度の工事だと。道路工事は８年度からだと、地下埋から先行して、恐らく橋脚に移っていくんでしょう、順序はね。やっぱり私はね、かつて第一小学校の周辺の区画整理事業をしたときに、桜の木にかかったわけですよ。桜が咲いてから枝を詰めて移植しても、今、七小で立派に咲いているんですよ。それは口実であって、やっぱりあれだけの桜ですから、しばらくの間、花を咲かせて、それからでも十分対応できたと思うんですけれども、市長、見解、どうですか。最後にいたしますけれども。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　都道ですし、それからモノレール事業という、ある程度期限

を限られた事業の中で、桜がどうなっていくだろうかということを我々は強い関心を持って都当局に情報を伺っておりました。できれば日野市内にある程度受け入れる場所があれば受け入れたいというふうに考えておりました。

時期としては極めて開花を前にしての移植ですから、市民の関心もまた高い中でありますので、なるべく仮植ということは含めても、伐採という、つまり木をなくさないと、植えかえてもらうということで期待をしておりましたが、そのとおりに行われたということで安堵したと、こういう状況でありまして、御指摘の心配をしたと、あるいはなるべく移植でそれぞれの樹木が今後にも生存することを期待をしたという立場では御指摘のとおりでありますので、まずこれからの仮植の状況にあるものが、植えられることを期待をしておるという状況であります。(「結構です」と呼ぶ者あり)

○議長(土方尚功君)　これをもって質疑を終結いたします。

本7件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本7件について採決いたします。本7件に対する委員長報告は原案可決であります。本7件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土方尚功君)　御異議ないものと認めます。よって、議案第20号、平成8年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第21号、平成8年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第22号、平成8年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第23号、平成8年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第24号、平成8年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第25号、平成8年度日野市老人保健特別会計予算、議案第26号、平成8年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

これより日程第22、紹介議員の取り下げの件を議題といたします。

請願第8－6号、公営住宅の拡充と住宅政策に関する意見書提出を求める請願については森田美津雄君より、請願第6－47号、豊田南地区の区画整理に伴うまちづくりに関する請願については小川友一君より、紹介議員の取り下げ願いが提出されております。これは担当常任委員会委員長にそれぞれが就任したためであります。慣例により、申し出のとおり、紹介議員を取り下げることといたします。

これより請願第8－6号、公営住宅の拡充と住宅政策に関する意見書提出を求める請願、請願第8－7号、日野保健所跡を保健福祉総合センターとして整備促進等に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（森田美津雄君）　請願第８－６号、及び請願第８－７号について、総務委員会の審査報告をいたします。

初めに請願第８－６号、公営住宅の拡充と住宅政策に関する意見書提出を求める請願について、総務委員会の審査経過、並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願は、1996年３月13日の定例会におきまして本委員会に付託されたものでありまして、請願者は、日野市公共住宅自治会協議会会長、宮井慎一様ほか６名の方から署名をいただいております。

請願の内容は、昨年６月、住宅宅地審議会が建設大臣に提出した「21世紀に向けた住宅宅地政策の基本的体系について」の答申は、公共住宅政策の後退、つまり低家賃で安定した公共住宅への入居という多くの市民要望にこたえるものではなく、市民が安心して住み続けられる住宅の確保をすることこそ、21世紀の住宅政策をリードする理念とされる必要があるので、政府が答申を見直し、市民が安心して住み続けることのできる安くて良質な公共賃貸住宅の供給を拡充することなど、５項目を要望する政府への意見書の提出を日野市議会に求めるものであります。

主な質疑としては、多摩平公団住宅の建て替えや入居資格への影響、市営住宅への家賃へのはね返りなどが出されました。

これに対して執行部からは、いずれも少なからず影響があるであろうとの回答がありました。

総務委員会としましては、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

次に、請願第８－７号、日野保健所跡を保健福祉総合センターとして整備促進等に関する請願について、総務委員会の審査経過、並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願は、1996年３月13日の定例会におきまして本委員会に付託されたものであります。

請願者は、日野市南平２丁目７番地の22、内匠照良様ほか1,055名の方から署名をいただいております。

請願の内容は、日野保健所が廃止され、（仮称）多摩保健所に統合された後も、市民

サービスが低下することがないよう、保健・医療・福祉を連携させた保健福祉総合センターの開設や、医師の常駐化、健康課の福祉部統合などを求めるものであります。

主な質疑としましては、請願者の要望内容と市の考えは一致しているのか、来年４月までに市民サービスが低下しないよう準備が整うのか、組織改正は考えているのかなどが出されました。

これに対して執行部からは、東京都と十分な協議をしながら対応を図りたい。健康課を福祉部へ統合する組織改正は企画課で協議していく旨の回答がありました。

総務委員会としましては、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は採択であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、請願第８－６号、公営住宅の拡充と住宅政策に関する意見書提出を求める請願、請願第８－７号、日野保健所跡を保健福祉総合センターとして整備促進等に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第７－20号、国民の願いにこたえる公的介護保障の確立を国に要望するよう求める陳情、請願第８－８号、国民の願いに応える公的介護保障の確立を国に要望することを求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（板垣正男君）　御報告いたします。

請願第７－20号は、昨年、第４回定例市議会に提出され、委員会に付託されたものでございます。国民の願いにこたえる公的介護保障の確立を国に要望するよう求める陳情

で、日野市日野台五丁目21番地の12、西條淑子さんが提出されたものであります。

請願第８－８号、今議会に提出され、付託されたものでございます。国民の願いに応える公的介護保障の確立を国に要望することを求める請願、日野市東豊田二丁目33番地の10、東京土建一般労働組合日野支部内、日野社会保障推進協議会準備会、土方茂さんほか260名の方の請願でございます。

この請願内容は、同趣旨の内容でございまして、厚生省が平成９年度をめどに介護保障制度を導入すべく、今期の通常国会に法案を提出する準備を進めていると伝えられております。この介護保障制度の内容は、日本の福祉制度の基本であった措置制度を廃止し、保険制度に大きく転換するものであるということや。現行社会保障、福祉制度との関連と、整理が明確にされていないということ。介護保険の実施主体と責任範囲を明示されていないこと。サービスの内容と利用者負担が不鮮明であることなどが指摘されております。日本の社会保障制度の基本にかかわる非常に大きな課題でもございますだけに、通常国会での審議を考えるとき、国民的な合意を得るだけの十分な時間がとれないのではないかと危惧されているわけでございます。

そこで、請願は、次の３点について国に意見書を上げてほしいというものでございます。一つは、現在、検討されている介護保険については、性急な制度化はやめ、国民の要望が集約される国民的な論議、地方自治体の意見を十分踏まえた検討を行うこと。二つ目は、国の責任を中心とした公的介護保障制度を確立すること。３点目に、高齢者保健福祉計画、新ゴールドプラン達成に必要な財政措置を講じるというものでございます。

慎重審査の結果、全会一致、採択すべきものと決しました。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は採択であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、請願第７－20号、国民の願いにこたえる公的介護保障の確立を国に要望するよう求める陳情、請願第８－８号、国民の願いに応える公的介護保障の確立を国に要望することを求める請願の件は委員長

報告のとおり採択と決しました。

これより請願第７－33号、立日橋・甲州街道間の「通り抜け車両」対策に関する請願の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（小川友一君）　建設委員会に付託されました請願第７－33号、立日橋・甲州街道間の「通り抜け車両」対策に関する請願について報告させていただきます。

本請願は、甲州街道渋滞を避けるため、立日橋より仲田公園手前を通り、通称四ツ谷道を通り抜ける車両に対する対策を求めるものであります。

慎重審査の結果、全会一致、採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、請願第７－33号、立日橋・甲州街道間の「通り抜け車両」対策に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第７－24号、公民館の早期建設と適正配置に関する請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告は、これを省略いたします。本件については文教委員長から、目下、委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、文教委員長の申し出のと

おり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願７－28号、日野市内に社会福祉法人運営による知的障害者の生活施設を早期に実現させる請願、請願第８－３号、日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場に関するデータ開示と同処分場の実態調査と抜本的対策を講ずることを求める陳情、請願第８－４号、高齢者理美容券の所得制限導入に反対し、現制度のいっそうの充実を求める請願、請願第８－５号、日野市学童クラブの土曜日合同育成に対して人員、あるいは予算措置を求めることに関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告は、これを省略いたします。本４件については厚生委員長から、目下、委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第６－47号、豊田南地区の区画整理に伴うまちづくりに関する請願、請願第６－57号、減歩の諸点について見直して下さいの陳情、請願第６－58号、住居移転補償費は曳家補償を主とせず再築工法補償を主とするようにして下さいの陳情、請願第６－59号、３・３・２道路幅を他地区並に28ｍとし保留地を確保してつけ換地に充当してくださいの陳情、請願第６－64号、清水ビル建設に伴う環境保全に関する請願、請願第７－11号、多摩平団地の建て替えに伴い住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告は、これを省略いたします。本６件については建設委員長から、目下、委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされ

たいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第39、議会運営委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。議会運営委員長より、議会の効率的な運営等に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第40、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より、下水道に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第41、スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・文化施設対策特別委員長より、スポーツ・文化施設に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、

閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第42、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より、交通に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第43、市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市立病院等対策特別委員長より、市立病院等に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議員提出議案第２号、公営住宅の拡充と住宅政策に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○８番（森田美津雄君）　議員提出議案第２号、公営住宅の拡充と住宅政策に関する意見書でございます。

案文についてはお手元に配付したとおりであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　質疑討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第２号、公営住宅の拡充と住宅政策に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第３号、国民の願いに応える公的介護保障の確立を要望する意

見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明をもとめます。

○19番（板垣正男君）　議員提出議案第３号、国民の願いに応える公的介護保障の確立を要望する意見書であります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　質疑討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第３号、国民の願いに応える公的介護保障の確立を要望する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第４号、日野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○27番（小山良悟君）　議員提出議案第４号、日野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

案文につきましてはお手元に配付した要旨のとおりでございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　質疑討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第４号、日野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第５号、地方分権の実現を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○27番（小山良悟君）　議員提出議案第５号、地方分権の実現を求める意見書。

案文につきましてはお手元に配付した要旨のとおりでございますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　質疑討論を省略し、ただちに本件について採決いたします。本

件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第５号、地方分権の実現を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

あすの本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後６時45分　散会

3月28日　木曜日　（第10日）

平成８年
第１回定例会

日野市議会会議録　（第10号）

3月28日　木曜日　（第10日）

出席議員　（29名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	25番	福島盛之助君
26番	簾野行雄君	27番	小山良悟君
28番	一ノ瀬　隆君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（１名）

24番　黒川重憲君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
助役	坂口泰雄君	収入役	落合豊君
企画財政部長	野中勝美君	総務部長	大崎茂男君
市民部長	宮本寿君	生活文化部長	小野宗市君
環境部長	中里正市君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	友野豊三郎君	福祉部長	小俣雅義君
水道部長	土方重男君	病院事務長	高野英男君
教育長	園田匠君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	小澤春童君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	加藤侃一郎君	副主幹	濃沼哲夫君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　山川芳子君

議事日程

平成8年3月28日（木）
午前10時開議

日程第　1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時５分　開議

○議長（土方尚功君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員26名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問１の１、高齢化社会への対応の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔23番議員　登壇〕

○23番（夏井明男君）　それでは、高齢化社会への対応ということで質問をさせていただきますが、実は前回12月の一般質問で同じ表題で質問をさせていただきました。後で議事録を読み返してみたんですが、やはり私が意図していたことをもう少し詳しくお話をしていただきたかったなということが残っておりますので、その辺で質問させていただきます。

今回も一般質問で多くの議員の方から、いわゆる高齢化社会への対応を踏まえたさまざまな角度から一般質問がなされるわけですが、やはり多くの悩みを持っておられる市民層の方が多いということで、私もこの問題をとらえております。私は、かなり市の担当の方とお話をさせていただいて、私の受けている市民相談というのは、非常に深刻度の高い人の相談なのかなというふうに理解したところです。

一つは、痴呆性の症状のある方の相談であったということと、それから一般病院、いわゆる老人病院ではなくて一般病院に入っていての苦労話といいますか、そういう相談が多かったわけですが、実際、日野市で展開している高齢化社会への福祉制度、現状はどういうふうな状況にあるのか。三多摩のほかの市と比べてどういうふうなところに違いがあるのかないのか。特にテレビ、新聞等でも、いわゆる介護保険の導入ということも含めて、いろいろな実態の報道があるわけですけども、またテレビでもそれを踏まえた新しい制度の紹介等も含めて、報道もなされております。そういうことで、再度この問題を取り上げさせていただきました。前回、若干すれ違い等がございましたので、その辺よくすり合わせをさせていただいたつもりですが、それを踏まえてお答えをしていただきたいと思います。

一つは、いわゆるこの悩みが一番凝縮しているのが、特別養護老人ホームへの待機者の中に凝縮しているだろうということが１点であります。この待機の状態にいる中で、日野市も在宅福祉への展開がなされているわけですが、どの程度までそれがカバーされているのか。いわゆる施設内に入らなくても在宅で十分賄えるだけの対応の展開がなされているのか。かなり犠牲的な強いられた形でなされているのか、その辺の現状を具体

的にデータを踏まえてお話をしていただきたいというふうに思うのが１点であります。

第２点目は、その中で施設内といっても、いわゆる老人病院に入っている方も多いというふうに過去のお話で聞いていますが、やはり特養と違いまして、かなり財政的な負担を多く強いられているという状況も私も聞いています。私が当初聞いたときには、１カ月十四、五万という話で進んでいましたけども、最近では、１カ月20万から30万近くまでに上るような金額になっているような状況も具体的に聞いています。そういう中で、お年寄りを抱えた家族がどういうふうな状況にあるのかということも、市の方も具体的に把握していると思いますので、その辺のお話もしていただきたい。

さらに、今回20床の特養のベッド数を確保しての展開というお話がなされていますが、市の職員の方も、お年寄りに対する対策として施設確保に走り回っているという現状の話も伺っております。前回、部長のお話でも、そのような中でお年寄りを抱えている家庭の崩壊ということも、市の職員の方も現実に直面をして悩んだ形で対応を迫られているという話も伺っています。具体的な例で結構ですが、どういうふうな一つの展開として、ケースワーカーが悩んでいる実態があるのか。一つの典型的な例として御紹介をしていただければありがたいというふうに思います。

とかく一般質問ですと、抽象的なことで終わってしまいますが、やはりこの問題は個々の具体的なケースの厚みというものが相当あるというふうに見ております。市の職員の担当の方の方が、私どもよりも日々それにぶつかって解決に奔走しているわけですので、その辺の体験の厚みというものを理解する意味でも御紹介いただきたいというふうに思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　御質問にお答えいたします。

まず第１点、在宅福祉制度の現状ということでございます。高齢者の入浴サービスを初め、在宅サービスについては徐々に充実を図ってまいっているわけでございます。例えば、高齢者の入浴サービス等については、本人や家族からの申請に応じて、必要な場合には、特に待機することなく要求にこたえるように努力しております。現在の利用者数は、施設入浴者が148人、巡回入浴が21名、合計169名となっております。特養ホーム待機者が130名でありますが、このうち、入院施設入所者を除く在宅での待機者は47名でございます。入浴サービスを利用している高齢者は、このうち９名。この内訳は夫

婦だけの世帯が３件、家族同居世帯、これが６件ということになっております。

さらに詳しく見ますと、夫婦だけの世帯が11件あるわけですが、このうち、全介護、介助が必要な人が４件、そのうち３人が入浴サービスを利用しているということで、残り１件は妻あるいは夫などの介助で入浴をしているか、また入浴を何らかの理由で希望していない方と考えられます。また、家族同居世帯は30件、そのうち全介助が必要な方は13名。入浴サービスを利用している方が６名。残り７名が家族等の介助で入浴するか、または何らかの理由で希望されないケースと考えられております。

入浴サービスについては、必要な方に対応するよう努力しておりますので、これらの方も希望があれば、月２回でありますが入浴可能という状況になっております。

次に質問２についてでございます。老人病院とか老健施設等の費用負担の御質問でございます。特養ホームの待機者の調査では、現在入院中の方は59名。老人保健施設等への入所者が24名おります。入院中の方は、ほとんどが老人病院へ入院しているものと考えられますが、中には、老人病院にあきがないために一般病院に入院されている方もいるようでございます。入院中の費用については、医療費は一般的には老人医療制度、これは例の㊀㊁とあるわけですが、が適用されますので、本人の一部負担は１日700円、老福食代１日600円、合計1,300円の30日分ということで、３万9,000円が基本的な金額、いわゆる法定費用となっております。しかし、おむつを利用すればそれなりの費用、また場合によっては差額ベッド代も必要で、これらの保険適用外の費用は病院によって異なり、正確な把握は困難ですが、おおむね１カ月10万円から15万円程度のようでございます。新聞報道なんかによりますと「老人介護は金次第」などという見出しで、いわゆるやみ負担というケースも中にはありまして、実態は必ずしも把握し切れておりませんが、相当の費用負担が考えられております。老人保健施設の場合は、通常１カ月７万円前後かかります。施設によって大きな差はありませんが、ここでも病状によってはおむつ代とかあるいは特別室を利用すると、その分費用がかさむことになります。一方、これらの高齢者は寝たきりやそれに近い状態が６カ月以上続きますと、福祉手当、月額５万3,000円ほかが支給され、費用負担の軽減には、かなり役立っているものと思われます。

次に、高齢者への対応、これをケースワークの仕事でございますが、具体的な例を示せとのお話でございます。ほんの一つの事例を例にのせてみますが、老人福祉課で今取り扱っている高齢者の対応ということですけども、月平均で130人、160件の相談がございます。その内容は、老人ホームへの入所、施設の利用、経済的な問題、ヘルパー派遣

等々多岐にわたります。そこで、その中の一例ということで、決して例外的な事例ではないということを前提に、具体的な対応を若干時間をいただいて御説明させていただきたいと思います。

事の発端は平成７年、昨年の10月27日、保険年金課の窓口に過去10年来、保険税を払わないというような言葉をどなりながら来られている男性がおられました。以前の本人の状況等をよくわかっている保険年金課の職員から、地区担当のケースワーカーに連絡があって、明らかに以前の本人の状況と比較してちょっとおかしいという判断が保険年金課の職員にあったようでございます。地区担当のケースワーカーが早速面接をしたところ、本人は相当記憶が混乱して、同じことを繰り返しすぐ泣いてしまうとか、いわゆる感情失禁と呼ばれている状況がございました。痴呆状態は中程度と判断されておりました。

ケースワーカーは相談を受け、家庭状況を確認のため訪問するわけでございますが、平成７年11月15日、初回訪問したところ、室内はごみと食べ物、新聞で床はほとんど見えない状態。また、尿失禁のため、室内は尿のにおいが充満しておりました。本人は何も感じていない様子であったわけです。室内の片づけをしないとヘルパー派遣もできないということで、本人の承諾を得なければなりません。そのために、まず信頼関係づくりからということで、痴呆症状があるということで、精神疾患の場合は所管は保健所ですから、連絡を取り合って保健所の保健婦と同行訪問の打ち合わせをしたわけでございます。

11月20日に保健所保健婦と訪問しましたが、事前の連絡をしたにもかかわらず本人は不在、電話連絡しますと買い物に行っていたというようなことで、何か電話口では、平成２年に離婚した妻の話を繰り返ししていたそうであります。保健婦が桜が丘記念病院の医師の訪問診療を依頼して、病院の方に予約を入れております。

11月29日には、老人福祉課職員が３人と訪問して、部屋を片づける承諾を得るために本人を説得したが、要領を得られないということで、その後何回か訪問したり電話をかけたり１日数回連絡を試みてみたわけでしたが応答がなく、心配なので夜間訪問して外からの室内灯の点灯の状況なんかを確認しましたが、近所の情報等も集めてみたりしましたけれども、３日目の12月７日、どうしても心配ということで、警察あるいは公団事務所に連絡、これは某公団ですけれども、所員と連絡をとって隣室のベランダ伝いに室内に入ったところ、本人が６畳間にうつ伏せ状態で倒れていたということで、声をかけると返事があったということで、救急車で市立病院に急ぎ緊急入院をさせたわけでござ

います。

病院入院中は毎日面会に行き、本人は食事以外全介助で歩行できなくなっておりましたが、話はできたということで、ごみの中に倒れていたことを説明し、本人も部屋を片づけることを承諾いたしました。また、近県に住む実兄と近くに住む離婚した妻の兄に入院の件で連絡し、実兄からは協力するむねの返事がありましたが、離婚した妻子からはかかわりを拒否されたということでございます。

12月も押し迫った13日、35年ぶりの再会となる実兄が面会に参りました。市立病院の主治医から病状の説明を受けましたが、35年間音信不通だった兄に面会をお願いするとともに、本人宅を見せ大掃除の立ち会いについて了解を得たわけでございます。

12月19日にお兄さんの立ち会いのもとで、老人福祉課職員８名が、ほぼ１日がかりで大掃除を決行いたしました。ごみや可燃物がバッカー車２台分、不燃物が300キロありました。立ち会ってくれたお兄さんは、こんなところでよく生きていたなという感想を漏らしていたそうでございます。

入院していた本人は、２週間ほどすると歩行もかなり自立しほぼ半介助状態になり、市立病院からは退院の話が出されました。まだ足のもつれがあるということで、ひとり暮らしの生活は困難と判断して、リハビリのためのショートステイ25日を本人に進め、26日より日の出ホームに入所手続をケースワーカーはとっております。

26日に、市のヘルパーとケースワーカーが車で移送し、お兄さん立ち会いのもとで日の出ホームに入所いたしました。お兄さんには今後の生活とか特養ホームの説明をして、年が明けて１月８日、お兄さんが来庁して、特別養護老人ホームへの入所措置の申請をされ、10日ほど後に入所判定委員会で特養ホームへの入所措置は妥当と判定されました。

１月22日、食事、排泄は自立し、歩行もかなりしっかりしてきたということで、日の出ホームを退所して車で移送して市立病院で受診させて、今後の自宅での生活に体を慣らせるために、お兄さんのお宅で１週間ほど面倒を見てもらって、その間、ケースワーカー、ホームヘルパー等でレンタルベッドの手配だとか、室内の清掃等、在宅準備に当たったわけでございます。

１月29日、お兄さんが本人宅に連れて帰り在宅生活を始めました。ケースワーカーはほぼ毎日訪問、ヘルパーも毎日入り、不足している生活用品をそろえました。本人の痴呆症は薬のコントロールができず、過食傾向がひどいため常に注意が必要だったようです。

２月７日には、ヘルパーが訪問するとベッドで失禁しており、おむつを準備、在宅開

始時よりも反応や生活動作が鈍く落ちてきたように感じたそうです。

２月11日には午前中に、この日、日曜日でしたが、市のヘルパーが本人宅に電話すると、介助紹介所派遣のヘルパーが出て、本人が動けなくなっているということで、市のヘルパーも緊急出動して病院に入院させました。病院では、一時的に全介助状態でしたが徐々に回復して、検査の結果、特に心配される状況でないということで、老人保健施設を当たってみましたけれども、うまくいかず、結局、再度日の出ホームのショートステイをお願いすることにいたしました。

２月23日、病的にほぼ軽快したものの、金銭とか薬の管理、食事、入浴の対応、失禁対策等のことで、一人で在宅生活をすることは困難と判断し、特別養護老人ホームへの入所を緊急依頼いたしました。

たまたま運よく３月13日、特別養護老人ホームへの入所ができる運びとなったものでございます。この一連の一つのケースでございます。

今、お話がありましたように病気とか家庭崩壊あるいは孤独、医療機関、保健所、いろんな機関との連携、いろんな手段を駆使しながら懸命の対応が現場では行われていること、その一端を御理解いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　ありがとうございました。

私も今、部長の方から具体的な紹介をしていただきましたことについて、私の相談を受けているケースでは、大体この辺の位置なんだなというものがわかったわけですが、非常に多くの市の職員、ヘルパーさん、それから病院の先生等にこの一人の人の対応をするのにどれほどかかっているかということの厚みを実感しているわけですけども、最後に部長の方から運よくというお話があったわけですが、まさにこれは運よくということになってしまうわけです。この運よくなったかならないかというのは、まさに制度が貧弱であるということを意味する以外の何物でもないわけですね。これは、運が悪ければ、この方はまたずっとこのままの状態でいくわけですけども、こういうふうな実態を何本もケースで抱えておられる、先ほどのお話ですと、これはいわゆる特異なケースではなくて、むしろ標準的なケースというお話で冒頭、部長からお話がありましたけども、私もそうだろうというふうに思います。

この取り巻く家庭の中では、要するに就職の失業という場面は出てこないわけですが、私のかかわっているものでは、いわゆる老人病院にしましても一般病院にしましても、

特に一般病院の場合は３カ月以降になると非常に厳しいという現状がありまして、どうしてもそこに入院しづらいという状況があります。職員の人から出ていってもらいたいということで、前にもお話をさせていただきましたが、要するに家族が病院に２週間置きぐらいに看護婦さんがわりと言ってはおかしいんですが、行ってそれを補強しながら、何とか病院の了解を得てやってきているという現状がありました。その方は、昼と夜の仕事を変えまして、それでやってきているという対応があったわけです。

それから、先ほどおむつ、差額ベッドということで、大体10万から15万ぐらいというお話なんですが、その中で、寝たきりについての手当が３万5,000円ということで若干助かるわけですが、これは、ほかのいろいろな費用を含めますと、もっと膨れ上がってくる実態を私はつかんでおられると思うんですね。そうすると、やはり実質的には20万から25万ぐらいの趨勢だろうというふうに理解をしております。これをいつまでも個人のレベルの中で、努力の中で解消させておくというのは、これはまさに残酷な話だというふうに思います。こういうふうな状態というのは、余り最近の実例の中では多くなかった現象ですけれども、実際にこれが多く出てきております。ほとんど家庭の崩壊につながるような危険性を帯びざるを得ない。各家庭の中で、これを家庭の介護力の中で維持しようといっても、これは到底無理な話だと思います。

これがそのもとにあって、市の方もホームヘルパーさんへの制度の充実ですとか、お医者さんの自宅への訪問ですとか看護婦さんの訪問ですとかということで、展開をし始めてきていますけども、まだまだ実情は離れている状況があるというふうに思います。

その一つの例が、これは今度の予算でも上がりましたけども、いわゆる高齢者の方に対する実態調査、特に痴呆性の方についての実態調査ということをして、むしろ市の方でまだ発見できていないといいますか、まだ実情を把握していないお年寄りが多い。それを把握して、これから対応していきたいというお話もあるわけなんですけども、私は実はそれは随分遅いなというふうに思っています。それで、どの辺まで実情が把握できるのか、その辺の問題もこれからの作業ではないかというふうに見ているところです。

そこで、１点関連がありますので、いわゆるその実態調査についての問題点を一つ指摘しておきたいのは、今、お年寄りが日野市内に住所を持っていて生活をされていない方も多いわけです。それから、日野市に住所を持っているけれども、市外へ居所を構えている方もいらっしゃる。いわゆる現実に生活をしている場面と、いろいろな制度が適用される基準になっている住所との乖離が、生活の実態が複雑になってきますと、それだけ離れてきている実態があるわけです。市の方の担当の方も、その辺はつかんでいる

というふうに思うんですが、むしろ私はその辺のところまで手を伸ばさないと、実情としては全部把握し切れない部分があるというふうに思っています。これは、福祉部の方になるのか市民部の方になるのかわかりませんけれども、現実はそういうふうな実際が展開されていますから、そこまで把握をしていただきたい。特に先ほど申し上げたとおり、さまざまな制度が展開する場合に、人が決まるのは結局住所地を中心にしていろいろな制度が展開しますから、現住所を、要するに現在その人が住んでいる居所で決めるのかいわゆる住民票を置くところの住所で置くのかによって大分違ってくる。福祉の制度というのは、やはり現実にその人がそこに住んでいる、そこを基準にしてやりませんと、私は悲劇が生まれてくる。むしろ制度としての適用漏れが随分出てくるというふうに認識をしているわけですが、その辺どういうふうに考えておられるか、答弁のできる範囲でお答えできればしていただきたいというふうに思います。これ１点であります。

それから、その延長線でなんですが、この間、私は極端に、要するに在宅にいらっしゃる方、例えば先ほど入浴サービスのお話をしていただきました。私も各在宅サービスの中で、例えば入浴サービスについて、特養ホームの待機待ちの方にどういうふうに展開しているか、一つの例として示していただきたいという角度から、部長に今、御答弁いただいたわけですけども、例えばその中で、在宅生活の中のお年寄り御夫婦でいらっしゃる。一部介助の方がその中で７名いらっしゃる。全部の介助が必要な方が４名いらっしゃる。その中で、３名の方については入浴サービスが行われていますというお話がありました。あと１名の方については何らかの理由でないというお話なんですが、私は先ほどの方の具体的な事例をお聞きしていますと、このお一人の方がなぜ入浴サービスを受けられないのかというところの実態も、よく把握をされているんだろうというふうに善意に理解をするところです。

こういうふうな実態の中で、特に入浴サービスについても漏れがないように、それを希望する方には最低限１カ月、２回の入浴サービスというものはこれからも展開をしていきたいというお話がありましたけれども、ぜひやっていただきたいということです。

それで、あと特に施設内に入った場合と、いわゆる家での状況とでかなりいろんな制度の差が出てきているわけですけれども、これをどこまで埋めるのかということが、非常にこれからの課題である。しかし、施設内から入っている人が在宅へ戻るケースというのはまだ１件もありませんというお話なんですね。かなり家庭の介護力も回復をする家庭もありますし、衰退する家庭もある。実際に施設内に入っている方と在宅にいる方とのどちらに、その対応にあった施策を展開するかということになれば、流動性があっ

て、弾力性があっていいというふうに、私は理解をしています。ですから、そこの中でより特養ホームでの施設の対応がふさわしい方には、またよりデイケアを受けていられないけども、デイケアにふさわしい方がいれば、よりふさわしい方にそれを制度として適用していくのが当たり前だろう。それ以前の方は少し遠慮していただくというふうに制度を展開していきませんと、私は制度の既得権のものになってしまう。このいわゆる既得権ということが、国の政治でも非常に問題になっているわけですが、別の意味で、いわゆる福祉の制度は相互の助け合いの制度ですから、より困っている方には譲るというのが、私はいわゆる利用者側としても同じような精神でなければ、私はこの制度は健全に育っていかないというふうに見ていますが、それを考えますと、一回特養に入っても、また自宅へ戻っていただくという、そういう制度の仕組みに実質上変えていきませんと、私はいけないというふうに理解をしています。その辺、どういうふうに考えられるか、実務の方では、非常にそれは難しい話だというお話がありますが、制度を一回適用する場合に、そもそも制度というのはこういうものですということをお話をされていくことが、これから特に大事ではないかと思いますが、その辺、どういうふうに考えるか、市長からお話を受けたいというふうに思います。

それから、既得権、言葉は非常に厳しい話になりますが、既得権というぜいたくな権利ではないというふうに、私も理解をしていますけども、そういう意味ではこの言葉は不正確になるんですが、善意で理解していただきたいんですが、要するに、既にある方よりももっと厳しい方にその権利を、状態を譲り渡すぐらいの流動性、弾力性を持つべきだと。その一つとして、例えば入浴サービスについて、１カ月２回という方と１週間に２回という方では、もうかなりこれは差があります。現実に、もう少し例えば入浴サービスについて、多く適用を受けたいという方がいらっしゃるわけですが、そういう方に多くするために、例えば施設内に入っていられる方の週２回を、これを削って回してもいいんではないか、そのぐらいに思っていますが、その辺、どういうふうにお考えなさるか、お話を受けたいと思います。

それから、これは一地方自治体では非常に無理ですよというお話になるのかもしれませんが、希望を含めて申し上げたいんですが、いわゆる医療外についての費用をすごく取られますね。今10万というお話がありましたけど、低目ですが、10万から15万。その主なものがおむつ代、差額ベッド代、あとテレビ代とかいろんな項目がつくようですけども、電気冷蔵庫代ですね、いろいろつくわけなんですが、例えばおむつにしても、これは病院に入っている話ですので、おむつの貸与とかそれについて市の制度があるわ

けですが、その制度がありながら、こちらで適用できない。そこら辺、少し工夫をされてもいいんではないかというふうに私は思うとこなんですが、どういうふうにお考えになるか、その辺のお話を承りたいというふうに思います。

以上です。

○議長（土方尚功君）　答弁を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　まず生活の場の把握ということが、まず第１点ございます。確かに、現在、待機者を中心として130名の生活の実態については、個々の申請なり相談の段階でケースワーカーが相当詳しく把握しております。先ほどの入浴を受けないケースの理由も、恐らく把握していると思いますが、今、手元にその理由についての説明をできる資料を持っておりませんので、この点については御勘弁いただきたいと思います。

それから、個人のレベルでの対応が不可能。全く現在の状況、先ほどお話をいたしましたけれども、明らかに家庭崩壊でなくても、家庭レベルでの介護力にはおのずから限界がございます。そこで、社会の責任において、これを何とかしていこうというのが、今の一つの流れにはなっておりますが、現実の対応力、行政としての対応力も、必ずしもまだ十分とは言えない状況でございます。

それから、住所の把握の仕方については、これはやはりすべてこのいろんな金銭的な手当にしても制度にしても、住所要件というのがまず第１にまいります。現住所と実際の住民登録の住所とが一致していれば問題ないわけですけれども、それ以外の場合は、その事実把握がどのようにされるかということが問題になると思います。そのあたりは、お話のように、やはり現実に住んでいるところで行うべきという御意見には、理解ができるところでございます。これは、制度上の問題も若干あろうかと思いますが、今後、検討させていただきたいと思っております。

それから、在宅の場合と、施設入居のケースとのいろんな弾力的な対応の必要性、具体的には特養ホームが適当なケースとかデイケアの場合はどうかとか、いろんな柔軟な対応が必要だろうというのはおっしゃるとおりだと思いますが、現実の問題としては、この制度としては卒業制度というのがございます。本人の痴呆の程度がある程度快方に向かってくるとか、あるいは家庭の介護力が回復したとかという、そういうケースには措置している方を家庭に戻すという形がとれるわけですが、今、若干制度的な面ではグループホームという形で、新たに今年度予算で300万で１床確保しておりますが、ある程度集団生活訓練で失われようとする機能を何とか維持しようという制度、その中でみ

ずからの能力が回復するという、わずかな可能性を求めてそういう制度はございますが、現実には、痴呆というものはもとに戻らないというのが、ほとんど現実の問題としてございます。家庭の介護力の回復といっても、これはなかなかやはり同じような難しさがあろうかと思います。

施設内の入浴サービスの差についての弾力的な形で、ある程度サービスの差を埋める策も必要であろうという御意見ですが、これは参考にさせていただいて、今後検討する必要があるんじゃないかなと思います。制度的にできるのかできないのか、ちょっと今の段階で判断はできませんが、検討させていただきたいと思います。

それから、医療外の費用についての考え方は、厚生省も1992年に治療行為に密接に関連したサービス、あるいは物の費用の徴収、雑貨などのあいまいな名目の徴収は認めないという通知を出して、保険給付と二重取りになる人件費などの患者の負担を禁じております。現実問題としては、なかなか通知のとおりには運んでいない、経営上の問題とかいろんな問題が絡んでくると思いますが、やはり厚生省通知のとおり運用されることを願うばかりでございます。

以上です。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　最後の方の厚生省の通達を守るよう願うばかりだということなんですけどもね、ひとつ願うばかりという気持ちもわかるんですが、おむつの制度の展開にしても、在宅でやっている場合はそれが適用を受けるわけですから、病院の中に入っても適用を受けても何らおかしくないわけで、その辺、制度の問題があるのかもしれませんけども、それほど越えられない問題ではないだろうというふうに思いますので、先ほど研究課題とさせていただきたいということで、ぜひ研究をしていただきたいと思います。

それで、提案なんですが、私も介護支援センターということのセンターを３カ所ほど見させていただいたんですが、新聞報道、テレビ報道でも、この介護支援センターについての有効性をＰＲしている場面が多いわけなんです。24時間体制的な体制を組んで巡回をしていく形をとっているわけですが、委託の形の方式ですけども、市の方もこの制度の全国的なとこの展開を見て、もう既に研究をされていて、日野市ではどのようにしたらいいかということもるる調べられている段階だと思うんです。今、正式な市の態度は、いわゆる多摩川苑福祉ゾーンのところに、これから建築をして建物をつくって云々ということで、３年後ぐらいに、この介護支援センターを併設して展開をするというお

話になっているんですけども、私は遅いんではないかと。どうせ、要するにこれからつくろうということになっているんであれば、その需要があるわけですから、お金もそんなにかからないというふうに見ています。市の方では、どのぐらいお金がかかると見ているのか、その辺も含めて、この制度を私はもう１年でも早く展開した方がいいのではないかというふうな立場なんですが、どういうふうにお考えになっているのかお聞きをしたい。

それと、市の方でも先ほど具体的な事例を紹介していただきましたが、あそこまでの具体的な事例の中で、具体的にこういうところが抜けているとか、こういう制度があったならばもう少しいいとかということは、私は現場の知恵としてお持ちだろうというふうに思うんです。それが、市の庁内の世論になるかどうかは別にしても、ここでぜひ市の研究の深さを紹介をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　介護支援センターの見通しの件でございます。

介護支援センターについては、国のゴールドプランで計画をされて整備目標が決められております。このころから全国で取り組まれ始めておりますが、都下27市では、ここ一、二年で設置され始めたところでございます。介護支援センターの機能というのは、高齢者の総合相談、要介護高齢者の生活状況の把握、保健・福祉各組織への連絡調整、保健・福祉等の広報、啓発活動、これらの機能が主で、イメージとすれば、現在、各窓口で行われているケースワーカーの業務を一部組織したというようなことを、イメージとして持っていただければよろしいかと思います。また、地域の高齢者やその家族が身近なところで24時間相談ができる施設という位置づけでございますので、市内には１カ所では余り意味がなく、また複数の設置というのが基本的な考え方となっております。他市の例では、特別養護老人ホームに併設され、社会福祉法人に委託しているところが多いわけです。一部には、医療法人に委託しているところもございます。日野市の保健・福祉計画では、３施設というんでしょうか、を目標に整備目標を立てております。経費面であるとか効率的な運営を考えると、やはり特養ホームとかあるいはショートステイを実施しているサービスセンターへの併設が、24時間対応ということであれば現実的かと思います。つまり、５時以降の相談は、特養職員の対応が可能であるからでございます。

日野市の施設を見ますと、事務所の確保だとか物理的な問題もございますけれども、

ホームヘルプ活動との連携だとか緊急対応、これら、今後具体的に研究を続けて、なるべく早い時期に実現していきたいと準備を進めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　部長、あともう一つこれもちょっとお話をしておきましたので、ぜひお答え願いたいんですが、遠慮しないでお答え願いたいんですけども、市の方で、先ほどのいろいろな苦労の展開がありますね。そこで、現場の知恵がありますね。この制度をもう少し導入して、ちょっと変えてみればこれだけ助かるし、市の対応もよくなるということの知恵があると思う。ですから、その知恵の何点かをぜひここで紹介をしていただきたいというふうに思うんですけど、その予算要求とかなんとかと別にしまして、市の方もこれだけ苦労してやっていますよ、ここまでの深みのあるものなんですよということをぜひ紹介していただきたいということで、何点か私は提案があると思うんですけども、その辺どうでしょうか。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　何点かの提案ということよりも、私どもが施策、立案を検討する段階では、やはり他市の設置状況に学ぶということが、まず先例に学ぶということが、一番の具体的な対応の一つかと思います。もちろん、日野市にはいろんな施設、他市と異なる施設の配置もございます。したがいまして、いろんな施設あるいは地域としての介護力ということで、いろんな民間の住民の方の協力、もちろんプライバシーの問題だとかいろんなものがございますけれども、何らかの形で市の職員との連携という形の中でできないかどうか、そのあたりを具体的に研究を詰めているところでございます。

以上です。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　何か打ち合わせとちょっと違う感じなんですけどね。

先例として他市の状況を学ぶ。それはそうだと思うんですね。そういう例を一般質問等でも予算、随分紹介されていますからね。私が先ほどお聞きしたのは、要するに日野市でもオリジナルな展開があってやっているわけですからね。ですから、その中で出てきた知恵があるだろうということで、知恵はありますと。確かに何点か提案がありますということで、そういうふうな提案がありますと、私どもも市の方は、単なる職業としてケースワーカーの方々がいるのではなくて、やはり一定の使命を持っていい仕事をし

たい、いい活動をしたいという凝縮されたものが、そこに私はあらわれてくるというふうに見ていますから、それでお聞きをしているわけです。市長にそれを予算要求しろとかなんとかということのいい場面だから、ぜひこの機会を使ってやれというふうな意味で話しているわけじゃありませんので、その辺、ぜひ理解をしていただきたいというふうに思います。ぜひいつかの機会に、きちっとしたまとまったものをつくっておやりいただきたいと思います。

先ほど、この介護支援センターについては、やはり必要性を認める。いつの時期というふうに明示はないけれども、なるべく早い時期に、これを導入していきたいというお話があったように思います。私は、いろいろな市の制度も展開し始めていますが、やはりこの制度は日野市にとっても必要ではないかというふうに思いますので、そのことを最後に希望しまして、この質問を終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって１の１、高齢化社会への対応の質問を終わります。

１の２、市職員の服装への１提案の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○23番（夏井明男君）　実は、この質問を取り上げるきっかけになりましたのは、ことし八王子で市長選がございまして現職の波多野市長が再選を果たしたわけですけども、南多摩斎場組合の会合のときに、波多野市長、それから町田の市長、多摩の市長等々で控室で会議があるまで待っていたわけですが、その雑談の中でいつもと八王子の市長が違うスタイルでいるもんですから、町田の市長が「八王子の市長さん、きょうは何ですか」、こういう話なんですね。多摩市の市長さんも「きょうは、どっかこれから行くんですか」という話で、そうしましたら、八王子の市長が恥ずかしそうな顔をしまして、「実は、八王子で今度カジュアルデーというのが始まりまして、きょうはその第１回目なんです」という話がありまして、しばしその話が話題になったわけです。

八王子市が先鞭を切ったわけじゃなくて、他市に学んだということでお話がそこであったわけですが、それで、その話が皆さんからいろいろ出ました。「やってみてどうですか」「非常にいいもんです。要するに違った発想も出ます。やはり若い職員の方の意見も聞くもんですね」と、こういうことを八王子の市長が言ってまして、ほかの２市の市長が非常に興味深そうに、その話を聞いていたのが印象的だったわけですが、その発想はどこにあるかということで、一つ八王子の市長がおっしゃっていましたのは、新しい感覚、新しい思考が、外形的なところを変えることからによっても出てくるんではないかということが一つと、あと若い方が次の日、そのまま余暇を楽しむことができるようなスタイルでも構わない服装ができるので、という話もあったわけですけれども。

後半の部分についてはどうかにしても、いずれ返すかは別にしましても、あともう一つありましたのは、ネームプレートですね、これはつけていらっしゃる。市長、そのネームプレートはどうなんですかという話が、すかさず多摩市の市長さんからだったと思いますが、あったわけですが、これはつけています。ネームプレートはきちっともうつけていただいてやるようにしています。今、一番困っているのは、いわゆる中年層の人たちが一体、おれは何を着ていったらいいんだと、みんな戸惑っているというのがある。これが一つ言われていました。逆に着ていく服がないという現象があるということで。

あともう一つは、八王子市は織物業、要するにネクタイの業種ですから、カジュアルデーになりますとノーネクタイなものですから、八王子市の地元の織物組合から、非常に困ると、それは。ネクタイが売れなくなってしまう、こういう苦情が来ていますということは八王子の市長からあったわけなんですけども、しかし、私は全国的な展開で見ると、これはこれから趨勢として定着をしていく制度に入っていくんではないかというふうに思っていますので、そういう立場から、日野市の今、研究している過程でも結構ですので、お話をしていただきたいと思います。

特に制服の問題は、目的、手段等でかなり違いがありますから、一概に制服が悪いとかいいとかということは言えないというふうに思います。これは私の判断ですが、看護婦さんが看護婦さんのスタイルでなかったらどうなのかというと、やはり私はちょっと抵抗がありますけども。それから、警察官の方も服装がかなりスマートになってきましたけれども、どうしても制服であった方が目的にかなうし、仕事の内容からいっても大事なことであるということも、制度としてあるわけですが、それでは、いわゆる地方公共団体の公共機関が、それに当てはめた場合はどうかということを見ますと、やはり私は制服的な発想ではなくて、カジュアル的な発想の方が、これからはよろしいのではないかというふうに思っています。ただ、職員の匿名制の問題は、これは別でして、やはり情報公開の流れもあるとおり、各職員の方は、やはりネームプレートをつけていただくということは、やはり原則だろうと。電話の応対でも何々課の何々ですというふうに、名前をおっしゃるのも、これも最低限必要だろう、責任の所在として、それは必要だろうと思いますが、いわゆる事服装の点については、発想の転換があってもよろしいんじゃないかというふうに思うわけですけども、その辺どういうふうにお考えになるか。県によっては非常に、これも情報として市の方でもおつかみだと思いますけど、非常に県でもどちらかというと、厳かなといいますか、いう県で静岡県あたりですね、それから岐阜県あたりでも、このあたりのカジュアルデーというのは、採用に向けての検討も聞い

ているわけですけど、その辺、市長及び職員課の方ではどういうふうに総務部の方では、どういうふうにお考えになっているのかお話を承りたいと思います。

以上です。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　職員の服装の問題でございます。

お話にございました八王子市の例が一つあったわけでございますが、現在、やはり自由な発想といいますか、創造力を培うためには、服装も一つの要件かというような認識ではおります。しかし、現在、私ども職員の人事管理といいますか、の担当部門あるいは職員間の中では、まだ八王子市のようなカジュアルというようなことの話題は乏しいわけでございます。したがいまして、まだ、その方向づけはしてございませんけれども、八王子市の一つ例を参考に、またその成果といいますか、効果も見守りまして検討したいと思っております。お話にありました全国的なもの、あるいは他市の例でございますが、まだそう多くはカジュアルを実施していないというような実態でございます。都下では八王子市が金曜日に行っているというようなことでございます。

私どもとして、八王子市の状況を若干聞きましたところ、3カ月間のテスト期間でやってみるというようなことで、これは若い人からカジュアルな服装の希望が多いことと、また、管理職の方からはそれによって、職員の発想の転換ができれば結構だというような両方の意見が一致したことで行われたというふうに聞いております。これに対します職員のこれまでの反響といいますか、状況も若干聞いておりますけれども、若い人は歓迎をしているということでございます。それで、どちらかというと、若い人はポロシャツ、セーター、Gパンというスタイルだそうでございます。それから、中年職員になりますと、やはりポロシャツ、セーターというものは着ておりますけれども、大体がネクタイを着用している。それから、管理職になりますと、大体今までどおりの服装というようなことのようでございます。また、金曜日だけというようなこともございまして、そのカジュアルデーをなかなかまだ意識づけられずに、今カジュアルデーとしては金曜日ですけれども、金曜日にも従前の服装で出てきている職員もかなりいるというような状況のようです。

それから、市民の反応といたしましては、特にカジュアル的な服装を歓迎するわけではないけれども、違和感は感じないというような意見、あるいは今後の服装の乱れを心配するとかいう意見があったり、あるいは服装で人を評価してはいけないけれども、信

用が薄れてくるのではないかというような市民の声もあるそうでございます。

御質問にもありました制服の問題がございます。制服の目的、意義があるわけでございますが、私どもも制服というのが大体が仕事着といいすか、作業着を主体に決めておりますけれども、一般行政職につきましては作業着でもあり、また一つの市の看板としてそれを着て、またそのサービスの責任を持つというような自覚を高めるためにも、制服を採用しているわけでございますけれども、逆にお役所的、かた苦しい、旧態依然としているというような見方から、カジュアルというような服装も出てくるわけでございます。

また、職員にアンケート的に服装についての、また意見を聞きまして、今後、八王子市の結果も参考にして、今後の検討課題としてみたいというふうに思っております。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　多角的に御丁寧に御答弁いただきまして、ありがとうございました。

私は一番考えておかなければいけないのは、市民の方がどういうふうにそれを見るかということだと思います。今のお話ですと、違和感はないというお話もありましたし、逆に仕事の内容は大丈夫かなということとか、それから、服装の乱れを心配するという、乱れというのは礼儀ありけじめというところに入ってくるんでしょうけれども、そういうふうなことの心配のお話だったと思います。一つ一つのマイナス面といいますか、心配される点は私は十分理由があることだというふうに思っております。私も過去に、中学校の入学式のときの先生の服装についてお話をさせていただいたぐらいですから、やはり礼儀といいますかけじめといいますか、そういうものは、やはり必要だろうというふうに思います。

あともう一つ、市の方では制服を採用しているわけですが、それによって自覚を持つ、いわゆる仕事についてのこれからやっていくという一つの何というんですかね、けじめ的なそういうものでもあるというお話も、私は重要な話だろうというふうに思っております。ただ、これは私はたかが服装の件なんですが、かなりこれをまともに議論し始ますと、底知れないほどの議論になってくる可能性があるというふうに思っていますので、やればやるほどわからなくなるという話だろうというふうに私は思います。ですから、八王子市が３カ月の試行でちょっとやってみるというふうな実験的なものですが、そういうものも含めて、ぜひ研究をしていただきたいというふうに思います。

特に、これは市民の方がどういうふうに受けるかということが、私は一番問題だろう

と思います。いわゆるお上という発想がありますと、どうしても市の職員の方はそういうふうに思っていらっしゃらないわけですが、やはり来る方からすると敷居が高いという実態があります。何かちょっとあったら市役所に相談しようとか、窓口に行こうというには、まだまだ距離が市民の方にはあるというふうに思います。それをどれだけ縮めていくか、市の方も易しい言葉で親しみやすいイラストを含めて、いろんな広報活動等もやっているわけですが、やはりそれがねらいなわけですけども、また、各庁舎でもカウンターを低くして、文字どおり敷居を低くしているような形の設計まで導入されて、それが好まれている状況にも入っているわけですが、どれだけ親しみが持てる、いわゆる権威的なといいますか、そういうふうな払拭したものとしていくかということが、イメージとしても、私は大事なことだし、これからの流れだというふうに思っているわけですが、そういう点から質問させていただいたわけです。

私もふだん、服装については頓着がない方ですので、無意識でいるわけですけども、八王子の市長の話をざっくばらんなところで聞いて、なるほどなという自分の限界もそこら辺にあるんだなということも感じたわけですが、これは、やはり男女平等の中の一つの提案として、男女混合名簿の提案も、私は共通性が似たところにもあるのかなというふうに見ております。私も男女混合名簿というのを提案されたときには、気がつかなかったといえばもうそれまでなんですが、言われてみればそうかなというふうに思った次第です。

同じような観点からの物の子細がこの服装については多いと思いますが、ぜひ人を服装から判断するという言葉にあるとおり、逆に権力的な発想を服装から表現していくような形も、いわゆる歴史上、その制服が悪用されたという歴史も随分あります。そういう意味からも、これはそんなに簡単な問題ではないというふうに思いますが、引き続き、市民の方の意識も研究されながら取り組んでいただければありがたいと思います。

最後に、この服装について市長の御感想を承りたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　平素余り意識しなかった領域でありまして、御発言を聞いて、なるほど社会の変化あるいは文化の移り変わりという範疇で、おのずから方向づけが生まれることだろうかなというふうに伺った次第であります。いわゆる公共的サービスに携わる、商業的サービスとはまた別の意識こそ大切だというふうに、日ごろ思うわけでありますが、これが権力的であったり、あるいは従来のいわゆるお役所であってはいけないということは、もう言うまでもないことだと思っております。

今、いわゆる部長が答えておりましたとおり、現場的、土木作業的作業服と、それから執務的作業服といいましょうか、公費で支給をするという制度があります。今のところ、真っ黒い制服を着ていますから、これはどういう雰囲気だろうか、私もいただいてはおりますけど、一度も着たことがございません。自由な服装ということは、一つの文化のまた進歩のために必要だと思いますけど、いわゆる公務の上でサービスをする役所の職員と、自治体の職員ということでありますので、礼に失しない、あるいは何かとっぴな例外的なことであってはいけない、謙虚で清潔であれば一番基準にかなうことだろうと思っております。

若い職員の意向も集約してみる必要もあると思って伺った次第でありまして、少し集中的に論議をしてみたい、このようにお伺いをした次第であります。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　今、丁寧にお話を聞いていただいた上での答弁をいただきましたが、ぜひ庁内の中堅幹部以上の方は非常に戸惑われる話だと思いますけども、ぜひ意識調査ぐらい――調査までいかないまでも、ぜひ聞いてみる作業をしていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって１の２、市職員の服装への１提案の質問を終わります。

一般質問２の１、日野保健所跡を保健福祉総合センターとしての開設をの通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

〔13番議員　登壇〕

○13番（宮沢清子君）　通告に従いまして、日野保健所跡を保健福祉総合センターとして開設をについて、一般質問させていただきます。

東京都日野保健所は、昭和44年の４月に八王子保健所の管内人口が多く、かつその庁舎が西に偏在しておりましたので、当時の日野市、多摩町、稲城町の３市町で、人口14万人を受け持つ保健所として設置されました。その後、多摩市、稲城市の市制施行に伴い、永山と稲城に保健相談所が順次開設されてきました。また、平成２年には永山保健相談所が廃止され、多摩保健所として多摩市、稲城市を所管することになりましたので、日野市一市を所管区域として今日に至っております。身近な健康相談や衛生指導の拠点として活用されてきた多摩地域の保健所と保健相談所が統廃合されます。地域保健法の制定に伴い、1997年４月から従来、都道府県が担当してきた保健業務の一部が市町村に

移管されるためですが、現在17カ所ある保健所を17カ所に統合、14カ所ある保健相談所が全廃されることになっております。

このことに伴い日野保健所も多摩保健所に統合されますことは周知のとおりでございます。地域保健サービスのうち都から市町村に移管される事務は、大きく分けると栄養改善指導と母子保健の二つであります。栄養改善面で、一般栄養指導、成人病予防や患者向けの病対栄養指導が移管されてまいります。母子保健面では、これまで母子保健手帳の交付や1歳6カ月健診だけを担当してきた市町村に、妊婦健診、母親学級、乳児健診など、約20項目が移管されるようになっておることも御存じのとおりだと思います。

東京都は94年11月、地域保健サービスのあり方についての基本方針を提示してまいりましたが、この中で、保健所、保健相談所の再編整備を地域保健サービスの実施拠点として市町村保健福祉総合センターを整備していくことを申しております。都と市町村では、地域保健対策協議会を設置して協議もしておるところでありますが、次の点について、質問をさせていただきますので、その進捗状況と日野市の御見解をお伺いしたいと思います。

第1点目の質問といたまして、日野保健所跡を保健、医療、福祉の連携した母子保健事業、高齢者相談窓口や老人保健事業、機能訓練や健康増進施設、休日準夜診療施設、医師会等の事務所などを含んだ保健福祉総合センターとして、平成9年4月より開設できるようにしていただきたいと思いますが、御所見のほどをお伺いしたいと思います。

第2点目といたしまして、都は土地建物等は評価額の70%を減額して30%相当額で譲渡されるとのことですが、どのくらいの譲渡価格になるのでしょうか。また、1年後の移管に間に合うように準備を進められていると思いますが、いつごろ譲渡を受けられるのでしょうかお伺いをいたします。

第3点目といたしまして、日野保健所の建物は現存のまま使用されるのでしょうか、改築もしくは増築等を考えていらっしゃるのでしょうか、この点についても質問をさせていただきます。

第4点目といたしまして、来年4月、保健所業務の大部分が市に移管されてきますが、移管後、現在の生活保健センターで実施している健康課の業務はどこで実施していかれるのでしょうか。保健福祉総合センターの位置づけの中で理解を示してよろしいでしょうかお伺いをいたします。

第5点目といたしまして、保健センターが移転した場合の、跡の有効利用についてどのようなお考えを持っておりますでしょうか。現在、福祉事業団、女性社会事業協会等

も使用しておりますが、健康課の跡を、もし移転された場合には、どのような形で跡利用をされていくのでしょうかお伺いをいたします。

第６点目といたしまして、行政組織の見直しについてお伺いをいたします。保健福祉総合センターとして来年４月の開設に向けて、健康課を福祉部へ統合していくことが必要ではないかということも言われている昨今でございますが、行政組織を見直されるお考えについて、どのようにお持ちでしょうかお尋ねをいたします。

第７点目といたしまして、日野保健所は所長とサービス課長の２人の医師が常勤をしておるところでございますが、センター長と嘱託医を考えていらっしゃいますか、その点についてもお答えいただければと思います。

第８点目といたしまして、難病対策及び精神保健は、保健所より定期的に派遣を図り、相談や指導が受けられるようにしていただきたいと思いますが、この点についてはいかがお考えでしょうかお伺いをいたします。

第９点目といたしまして、訪問歯科診療についてお伺いをいたします。東京都は在宅の寝たきり高齢者に対して、訪問歯科診療事業を行う区市町村を支援するための助成を行っております。私は平成２年度と平成５年度の議会におきまして質問をさせていただいているところでありますが、その後のお取り組みはいかがでございますでしょうか、この点についても教えていただきたいと思います。

第10点目といたしまして、現在、老人福祉課で行っております高齢者ホームヘルパー派遣事業を進展させ、24時間巡回型ホームヘルプサービス事業を開始していただけないでしょうか。日野市民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、だれもが必要なときに身近なところで必要とするサービスが受けられることを主眼として、在宅福祉の推進を図っていただけたらと考えておりますが、この制度を実施することによって、家族の介護の負担が軽くなるだけではなく、高齢者が自宅で生活できるため、特別養護老人ホームの入所待機者の減少にもつながると考えられますが、ぜひ国や都の補助を受けて実施していただけないでしょうかお尋ねをしたいと思います。

以上の点、ざっと申し上げましたが、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　地域保健法などの施行に伴いまして、平成９年度から母子保健法、また栄養改善法に基づきます事務事業が東京都から市に移管されることになっております。それとともに保健所の再編整備が行われまして、日野保健所は廃止対象となっております。そこで、多摩市に所在します多摩保健所が日野、多摩、稲城を管

轄する基幹保健所、こういうような位置づけであります。当然ながら、日野の保健所での東京都の現行業務というのは、平成９年３月31日まで、こういうことでございます。

そうした中で、日野保健所跡は平成９年度から市に移管される見通しであります。この価格でありますけれども、東京都の方でも、まだはっきりとしたお話というのはなされておりません。先月の２月の中で東京都と第１回の個別協議というのも持ったわけでありますけれども、これも事務の移管、そして使用方、こういうようなことを主に協議をしたわけであります。東京都では、この取得価格につきましては７割減価で移管をするんだ、こういうことであります。したがって、東京都では８月の時点で評価をいたしまして市の方にお知らせします、こんなような状況になっております。

それから、そうした中で、市といたしましては、この施設跡の利用についてでありますけれども、国また都でも提唱をしております従来の保健機能だけにとどまらない保健、医療、福祉の連携した保健福祉総合センター、これは保健、福祉にかかる総合相談窓口機能あるいはまたサービス調整等の機能を持った施設であります。こうした施設としての姿を描きながら、企画財政部を調整部門に福祉部、それと生活文化部の方の３部で検討を始めたところでございます。これが、それに対応する準備段階と申しますか、まずこの施設をどういうような使い勝手にするのかというようなことを、当然ながら、また機構、組織というものも課題とした中で、利用方を具体的に検討を始めたというところであります。

一方、移管事務を含めまして、東京都との第１回の個別協議を行ったところでございますけれど、平成９年度から東京都の保健所は御存じのとおり専門的、また広域的な技術的な機能を果たす、こういう役目を果たすことになりますけれど、当市としましては、何せ場所が多摩市の方に離れるというような不便さがございます。そうした中で、特に都の業務であります精神保健あるいは難病対策事業にサービスの低下があってはなりません。そうした中で、これらに対しましての都の方の施策としては、訪問活動の強化、こういうことを強く申しております。それと、もう一つ定期的な指導というような中では、市の施設を借りて事業をしていきたい、こういうような中でサービスの充実を図ってまいります、こういうことであります。

これらのことをあわせまして、日野保健所跡の利用につきましては、東京都の事業もあわせ考え、都との連携を図った対応も大事である、こういうふうに強く感じております。今後、施設の利用方につきましては、具体案についても地域保健協議会の方にも協議を願って整理をしていきたい、こういうような考え方を持っております。

それから、当然ながら今、保健センターを使って保健業務を行っておるわけであります。そうした中で、保健業務とまず連携を保つという中から、医療部門、これは休日準夜診療所を初めとします訪問看護ステーション、こうした医療部門も保健所跡の方に持っていくというような考え方を持っておるわけでありますけれど、残る生活保健センター、これにつきましての、当然有機的な使用というものも出てまいります。したがって、これにつきましても、これから具体的に検討を加えていきたい、こういうふうに考えております。

それから、あと医師の関係でございますけれど、現に保健所には所長と、それともう１名の医師が配置はされております。そうした中で、なくなるとその医師がどうなのか、こういうような問題もございます。これも当然ながら、都との協議事項として残っている課題であります。東京都の方では、一定の機関といいますか、場所の中で定期相談あるいは訪問活動の強化、こういうようなことを申しておりますけれども、この点につきましても、東京都とサービスの低下がないように協議をしていきたい、こういうふうに考えております。

それから、難病対策あるいは精神保健につきましては、先ほど申し上げましたとおり、サービスの低下があってはならないというような中で、十分な都との協議の中での対応を図っていきたい、こういうふうに考えております。

それから、訪問歯科診療についてであります。この実施主体というのは、これは東京都の補助事業でありますけれども、八南歯科医師会が業務の実施者という位置づけの中にあります。昨年から八王子市が初めました。この新しい年度から、多摩市がこの事業を始めるということになっておるわけですけれど、当市といたしましても、休日歯科応急診療所の開設を実施していこうというような方向づけについては整理はされているところでございます。したがって、その休日歯科応急診療所の開設にあわせて個別的な協議を、具体的な協議を進めて早い時期の中で実施をしていきたい、こんなふうに考えているところであります。

以上です。

○福祉部長（小俣雅義君）　24時間ホームヘルプサービスについてのお問い合わせでございます。

24時間型のホームヘルプサービスについては、最近新聞報道等でもされておりますし、もう既に２年ほど前から先進的な対応をされている区などもございます。24時間ホームヘルプサービスが可能ということになれば、どれほど家庭介護をされている方の負担を

軽減できるか、その大きな効果が期待できるところでございます。ホームヘルプサービスの方法については、現在、日野市で実施しているような滞在型、これは二、三時間滞在して家事の援助や介護を行っている。これは長時間滞在ということで、利用者との――対象者との信頼関係がつくりやすく、また高齢者の心配事などの精神的なケア活動に向いていると言われております。今、お話の巡回型、これは非常に機能的でサービスの内容を細分化して、１回の訪問活動時間は15分から20分程度でありますが、１日何回か活動して夜間対応もするという内容でございます。数件のかけ持ちということで、活動時間が短いという部分もございますけれども、経済的な効果が非常に高いと言われております。

23区では、比較的早く品川、板橋、荒川、これらの区が国や都の補助を受けて実施しております。27市では、まだ実績はございません。平成８年度で実施予定が、一応３市と聞いております。ただ、まだ不確定の部分もございます。補助の内容については、国の基準額、実際の経費とは若干落ちますけれども、国基準額に対して、補助率が国が２分の１、都が４分の１の補助がございます。職員は、夜間の活動時間帯は２人１組の巡回サービスという形になります。事業費用については、東京都の情報では20人から30人規模で約5,000万かかるとも言われております。各市ともこの財政負担が悩みの種となっているわけでございます。

24時間ヘルプサービスは、日野市としても利用分布、その他の調査をし、また費用負担の問題も含めて検討する問題であろうと思います。

以上です。

○議長（土方尚功君）　宮沢清子君。

○13番（宮沢清子君）　ありがとうございました。それでは、順次、さらに詰めた質疑をさせていただきたいと思います。わからない点もありまして、大変恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

平成９年の４月１日の移管を目指して、また平成８年３月31日には、完全に東京都の日野保健所が閉鎖されることは決まっておるわけでございますが、この今伺いました譲渡価格の問題とか、それから、どういう形で国や都が、また助成をしていただけるのか、その辺のことをもうちょっと詰めて伺いたいと思いますが、日野の保健所の土地の建物は、私たちは外面的なものしかうかがう余地がないんですけれども、２階建てになっておることは承知の上なんですけども、土地とか建物はどのくらいの面積があって、それから、先般の新聞にも土地の評価価格等が区市町村出ておりましたけれども、その辺の

評価額からいってどの程度の評価額になってどの程度の予算になっていくのかということは、かなり見通しをつけていらっしゃるのではないかというふうに考えるわけですけれども、先ほどのお話の中にも、平成８年の８月、ことしの８月に評価をして市にお知らせをしますということでございますけれども、この８月を過ぎてしまいますと、もう開設に向けての準備は既に行われていかなければならないという中で、並行した問題となっていくのではないかと思いますので、その点、もうちょっと具体的に評価額がどの程度になっていくのか教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。それをまず伺いたいと思います。

○議長（土方尚功君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　保健所の床面積は1,475平方メートルであります。ちなみに今、保健センターの方で使っております保健センター部門、これが100平米ばかり多い床面積になっております。それから、土地につきましては、これは2,905平方メートルでございます。東京都と第１回の協議をした中で概略の数字、これはまだ正式なものではありませんというような中では、建物の方につきましては、これは台帳価格であります。そうした中で非常に高い。そうした中で、１回の中では正式な数字というような数字を、先方の方でもまだ持っておらない。したがって、さっき申し上げましたように、８月の時点で確かな評価をいたします、こういう状況になっております。今の中では、現行の建物、これを移管して、移管後、市として使いたい、こういう考えでございます。

したがって、当然整備も必要になってくる、こういうふうにも考えております。２階建てではありますが、体の弱い方等への配慮というのがなされておらない。２階に上がるにつきましても階段一つという中で、エレベーターあるいはスロープというようなものも必要になってくる、こういうふうにも考えてはおります。そうした支援については、東京都の方も２分の１の補助をいたします、こういうようなことではあります。

それから、取得価格につきましては、先ほど言いましたように７割減価でもって５年間の中で取得という考えであります。したがって、この譲渡価格に対する、要するに取得でありますが、５年払いということも支援の一つかというふうにも考えております。

したがって、そのままの姿というわけで使うわけにはまいらないと思っております。したがって、有機的に、先ほど言いました保健福祉総合センターとしての機能を持たせた中で、具体的にこれから協議案をまとめたいというのはそこであります。したがって、おおよその取得価格というのはわかりますけれども、それは別といたしましてどのよう

に有機的に、保健センターとの関係も出てまいります。そうした中で、どう有機的に使っていくのかというのを具体的に、これから検討に入った段階であるということであります。

以上です。

○議長（土方尚功君）　宮沢清子君。

○13番（宮沢清子君）　ありがとうございました。

ただ、今の御説明で理解を示すところですけれども、企画財政の方では、この辺の予算的な処置に関しましてはある程度めどというか、一つのものを方向性というものを持っていかなければいけないんではないかというふうに思いますので、例えば、ではいつの時期の評価額になるかということであれば、そのお話があった時点から、その辺の時点から評価額等は算定をして、そして、話を進めていくのが通常の折衝じゃないかなというふうに一般的に考えるんですけれども、まだその辺がちょっと未確実な部分があると思いますが、その点は、また今後の中で十分検討していただきたいと思います。

要するに、現存する建物のところで事業を行っていくとすれば、モノレールが開通されますし、またミニバスの路線もいろいろと入ってきておりますので、交通の至便性という部分では若干クリアできるのか、まだまだ不足な部分は多少あるかもしれませんけど、クリアしていけるのかなという考えも持っておるんですが、今ある建物自体がもうかなり老朽化しているのではないかな。かなり手は入れてきておりますけれども、老朽化してきているのではないかなというのを感じますので、中でも空調の設備なんかはきちっと大丈夫なのかなとか、それから、今御答弁がありましたように生活保健センターの中は新しい建物でありますので、この時代にあったものを、かなり設備として充実をさせてきておりますけれども、エレベーターの点ですよね、今お話がありましたような、また機能回復訓練室ですか、そういったものも、今の現存する保健所建物の中でしっかりやっていけるのかなとか、あとまた栄養改善指導を行っていく中では、調理台の設備の点はいかがなものかとか、いろいろと私たちの立場からどういうふうになっているのかなということを大変考えるわけでありますけれども、その辺のことも含めまして、建物自体をそのまま評価額で買って現存のまま使用していくのかどうか、改築していくのかどうか。また増築ですね、生活保健センターよりは規模が狭いということでありますので、その辺の設備の部分で不足する部分も出てくるのではないかと思いますが、そういった点も今後の検討課題のようなことをおっしゃられておるわけですけれども、この時期に来て、ちょっとそれではという感じというか、懸念を持つわけなんですけれども、

かなり急いで進めなければ、来年の４月の開設に向けてはおくれていくのではないか、もう事業自体が二十幾つ移管、現実にされてくるという市民生活に及ぶたくさんのものが出てくるわけですから、その辺は早急に検討していただきたいと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

行政組織の見直しについても御答弁いただいて、一定の理解は示すところでありますけれども、この健康課の業務というのは約20年間ほとんどこの事務分掌の内容が変わっていないわけなんですね。この中に健康係と予防係があります。健康係は、このままそっくり健康課の業務としてやっていけるんではないかと思いますけれども、予防係の方の伝染病予防に関することとか、昆虫の駆除に関すること、狂犬病予防に関すること、予防接種に関すること、休日夜間診療に関すること、火葬場及び墓地の管理に関することと、この６点の中でも特に何点かは環境衛生事業の位置づけの中で、きちっと環境部の位置づけの中に環境行政として行っていくべきではないかなというふうに考えるわけでありますが、また、特にもう一つ公衆浴場に関することというのは、産業振興発展のために、やはりこれは産業振興課に事務を移管すべきではないかと思いますが、その点の詰めはこれからというような感触を受けるわけですけれども、どういうふうな考えをもって、この統廃合を考えているのかどうか、もう少し具体的にお願いをしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いわゆる国の法律、地域保健法の新しい施行によって、東京都の所管をしてまいりました従来の地域保健所が統廃合されて、日野市の場合は、日野保健所は廃止をされ多摩の地域に設置される。そのまた一方の処置として、いわゆる日野保健所の施設が、地元の自治体に何といいましょうか移管をされる。移管の方式は、言われておりますところの７割減価で土地建物の所有権を買える。つまり具体的にいえば、買い取り譲渡をするということが原則的に方針づけられたということでありまして、実務はこれから始まるわけであります。したがいまして、今、いろいろな構想は巡らせてはいる面はありますけど、具体的に受け取り側の立場で会議を持って、将来どうしようというふうなことは、まだいたしておりません。

したがいまして、なるべくことしの前半のあたりで一定の方向づけはしなきゃならない、こういう状況でありまして、早々と意見を込めて御質問いただくことは、大変勉強になることでありますので、結構でございますが、まだ回答する段階には到達し得ていないということをちょっと御理解をいただいておかなければならないと思います。

特に、これまで多少懸案にしております、いわゆる健康行政と福祉行政を一つの部で

行うという考え方はあり得るわけでありますけど、福祉行政というのは非常に組織としても大きいわけであります。したがって、現在の生活文化部から健康課を分けて、受け取って行政拠点にいたします現在の日野保健所の場所と建物、ここをなるべく利用したい。したがって、そこに一部ぐらいは、つまり健康福祉という新しい言葉を使って、一部ぐらいはつくりたいものだ、このようには構想はしておりますけど、まだまだ検討しなければならないことがたくさんあるわけであります。

面積、それから現在の建物の設計構造あるいは規模、我々が夢を抱くには少々やっぱり狭いな小さいなというふうに、夢がかなり小さくなっております。小さい夢であっても、将来に向かって日野市民に対するいわゆる健康行政と、また保健衛生を中心にした福祉行政をなるべく統一して行政展開をするということは、多分可能だと思っておりますので、そのような取り組みで構想の具体化を図りたい、こう思っております。

今、構想として説明できますのはその程度でございますので、御意見のあるいは御趣旨の意思は十分体しつつ、当分ひとつ時間を貸していただきたい。また、適切な時期に、議会にも常に御相談をしながら進めていきたい。市民の意識も十分反映できるようにしなければならない、このように考えておりますので、今のところは、生活文化部長では答えにくい部分を、私からお答えをさせていただきました。

以上です。

○議長（土方尚功君）　宮沢清子君。

○13番（宮沢清子君）　ありがとうございました。時間の関係もございますので、市長の答弁で前向きにぜひ検討していっていただきたいと思います。

譲渡に当たりまして、東京都の条件といたしましては、母子保健を総合福祉センターの中で行っていくということが、一つの譲渡の条件になっているようでございますので、そういったことも含めながら、早急な対応をお願いしたいと思います。請願も採択をしていただいている中でございますので、市民に見える形で早い時期にお示しをいただきたいと思います。

それから、24時間巡回型ホームヘルパーにつきましては、今の御説明で理解をするところでございますけれども、特養の待機者のことを考えますと、やはり予算措置はできるんではないかなというふうに考えるところでございますので、この点につきましても提案ということでさせていただきますので、今後十分な検討をお願いして、また、次の質問の方につなげていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから最後ですけれども、訪問歯科診療について若干、今御答弁いただきました中

で十分理解を示してまいりたいと思っておりますけれども、ぜひお願いをしたいと思っております。これは平成２年の一般質問と、それから平成５年のときに一般質問をさせていただきまして、６年ぐらい経過している中での対応でございます。休日準夜診療所のあそこの設備について、日曜、祭日、また夜ですね、ぜひ応急な処置をお願いしたいということも含めながら、訪問歯科診療制度のお願いをしたわけでございますけれども、市長の答弁の中でも、何か来年からは若干のスタートができるような見通しを持っていますというような御答弁をいただいております。そういった中で、八南歯科医師会との兼ね合いもあるということも十分理解をいたしますので、今後の保健福祉総合センターの中で対応をきちっとしていただければと思いますので、その点も含めましてお願いをしたいと思います。

きょうは４点ほど一般質問をさせていただく予定になっておりますので、この質問はこのくらいにとどめますので、今後の対応を十分お願いしておきたいと思います。

以上をもちまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土方尚功君）　これをもって２の１、日野保健所跡を保健福祉総合センターとして開設をの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時５分　休憩

午後１時15分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問２の２、仕事と家庭の両立のためにファミリー・サポート・センター事業の設立をの通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

○13番（宮沢清子君）　続きまして、仕事と家庭の両立のためにファミリー・サポート・センター事業の設立をと題しまして質問させていただきます。

女性の職場進出が進み、雇用者の約４割を女性が占めるようになりました。結婚、出産後も仕事を継続していきたいと考える女性が多くなってまいりましたことも周知のとおりであります。仕事を続けていく上で育児の負担はまだまだ大きなものがあります。平成４年の４月１日から育児休業法が施行されましたが、保育園も充実され、育児の需要も変則的で多様化してきておるところであります。既存の法制度の中では対応できな

いことも数多く生まれております。以前は、両親や親戚など、だれかの手を借りながら子育てができましたが、今は核家族化の進展に伴い、援助を受けることが困難になってきております。ファミリー・サポート・センターは仕事と家庭を両立できる環境を整えて勤労者家庭の福祉の増進を図ることを目的に、平成６年度より始まった労働省の支援事業であります。施設保育や育児休業では対応できないさまざまな保育需要に対応していくための、地域において育児の援助を受けたい人と行いたい人がグループを組織して、相互に助け合うシステムであります。ファミリー・サポート・センターを設立できないか伺います。

このファミリー・サポート・センターは建物ではなくて中身の問題であります。今、労働省が助成をしようとしているのは、人口５万人以上の市町村に対して、または民法第134条の規定により設立をされました公益法人に対して助成をされております。一市町村に１カ所設立できることになっております。また、市町村はファミリー・サポート・センターの業務を、民法第34条の規定により設立された公益法人に委託をして実施することも可能になっております。

以上のことを申し上げましたが、ぜひ働く人々が仕事と育児を両立をし、安心して働ける環境づくりを推進するために、労働省や東京都に申請をしていただき、補助金を受けて事業の促進を図っていただきたくお伺いいたしますが、よろしくお願いをいたします。

○議長（土方尚功君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。

生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　労働省の提唱いたしておりますファミリー・サポート・センターでございますけれど、これは労働者のための支援措置といたしましての仕事と家庭の両立を図る、こうしたことを目的とした事業であります。育児の援助を行いたい者、それと育児の援助を受けたい者からなる会員組織による仕組みによります育児相互援助活動であります。この制度は、ただいまお話がありましたように、平成６年度から国の方で実施されまして、全国で設置されておるファミリー・サポート・センターは、平成７年10月現在で７カ所と聞き及んでおります。その概要というのは、設置主体が区市町村、また民法34条の法人、こういうふうに限定をしております。それに従って経費負担というのを国の方でも面倒を見る、こんなような仕組みであります。この制度につきましては、東京都では平成８年度予算の中で、これは労働経済局でありますけれども、男女平等行政推進新規事業といたしまして、調査検討をする。そして、普及資料の作成

等の経費といたしまして100万円を東京都の方では予算計上しておる、こんな状況にはございます。

このファミリー・サポート・センターの仕組みは会員の相互扶助からなるものでありますけれど、当市といたしましては、男女平等行政の推進機関であります女性センターの分室としての活動団体であります日野市女性社会事業協会が、これも会員制の相互援助活動を行っている団体でありますけれど、今200名程度の会員さんがいらっしゃいます。これは、女性の積極的な社会参加を図ることから、持っている能力、また技能を相互に出し合って扶助し合おう、こういうような仕組みの中で活動を行っております。その活動内容というのは、広く家事、育児に関すること、あるいは妊産婦、老人の支援だとか、技能的能力の支援だとか、専門的知識、技能の教授、相談業務、こんなようなことをお互いに出し合って扶助していこう、こういう活動であります。この活動実態の中で、ファミリー・サポート・センターとしての機能を持って運営しておる、こういうような実態もございます。現在、活動状況を見てみますと、月平均87件ぐらいの割合で活動をなさっております。相互扶助がある。その中で、育児に関する件数というのが27件ほどございます。多くかかわっておるということであります。

そうした中で、このファミリー・サポート・センターにつきましては、現在作成をしております、作成中にあります女性行動計画の中でも、職業生活と家庭生活との両立のための環境整備というとらえ方をいたしまして、検討事業、こういうような中で位置づけております。市といたしましては、東京都の検討状況というようなものをながめながら対応していきたい、こんなふうに考えております。

以上です。

○議長（土方尚功君）　宮沢清子君。

○13番（宮沢清子君）　ありがとうございました。

部長、一つ確認をしたいんですが、私、平成８年度の東京都予算原案の概要をいただいているんですが、これは5,000万円の予算になっているんですけど、今100万円というふうに御説明いただきましたのは、１自治体に100万円の設立促進のための調査、研究というか、その費用として出るというふうに受けとめてよろしいんでしょうか。

○議長（土方尚功君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　この東京都公報にもしっかりとした数字が載っておりまして、その前に新聞折り込みの中では0.1億円、こういうような調査費ということを確認しました。先方の方に電話連絡で確認しまして、100万円の調査費とはっきりとこ

れにも載っております。そうした中で、本年度は調査、検討の要するに費用ということの100万円の計上だというふうにも聞いております。

○議長（土方尚功君）　宮沢清子君。

○13番（宮沢清子君）　ありがとうございました。わかりました。では、こちらの方はまた確認をしてまいりたいと思います。

今、全国７カ所でこの事業が行われているわけでございますけれども、大体働く「婦人の家」を持たれている自治体が積極的に推進しているようでありますが、今お答えのように、女性社会事業協会の位置づけの中で、ぜひまた詰めていただき御検討お願いしたいと思います。

少子化の一つの大きな原因というのは、育児と就労の両立が困難だということが、指摘されておるところでありますし、子供を育てやすい環境づくりが、今大きな課題になっておるところでございますし、また働いている人だけではなくて、育児疲れのお母さんたちとか、そういった方たちがまた利用されてリフレッシュしてもいいのではないかというふうにも考えておりますので、これは提案として受けとめていただき、今後の課題として御検討お願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって２の２、仕事と家庭の両立のためにファミリー・サポート・センター事業の設立をの質問を終わります。

一般質問２の３、「ジェンダー・フリーな教育」について問う（21世紀をすてきに生きる女性と男性になるために）の通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

○13番（宮沢清子君）　議長のお許しをいただきましたので、続けて質問させていただきます。

1975年、国連婦人年以来、この20年間、女性の歴史は世界女性会議を節目に大きく展開されてまいりました。昨年北京で開催されました会議は、初めてアジアで開かれ、世界中の女性が連帯する場としてＮＧＯフォーラムの参加者を含めて、約５万人の人々が集い、世界レベルで男女共同参画社会づくりに弾みをつけたことも御承知のとおりであります。21世紀を目前にして、社会のあらゆる分野に男女がともに参画し、協力をして支え合い、個性豊かに充実した人生を送れる男女共同参画型社会の実現は、重要課題と考えます。身近な地域、職場、家庭、学校等の従来の慣習、意識を見直して、地域社会からの男女共同参画が進められることが大切ではないでしょうか。

近年、豊かな男女平等社会の実現を目指して、男女平等の社会風土づくりが進められ

てまいりましたが、男女平等問題は、昨今少し違った展開を見せ始めております。これまでは、制度や待遇面での不平等の撤廃をテーマにしてきましたが、最近では、その問題の背景にある人々の心のあり方に関心が持たれるようになりました。性別に関して、人々が持っている心や文化の問題をテーマに、「ジェンダー・フリー」という言葉を使っています。すなわち「ジェンダー」とは生物学的な性差ではなく、社会的、文化的に規定された女らしさ、男らしさのことを言っております。「ジェンダー・フリー」とは、性別にこだわらず、性別にとらわれずに行動をすることです。女の子はピンク、男の子だからブルー、女性は優しく家庭的に、男性はたくましくなどと言われたことも経験として持っておるのではないでしょうか。今まで女性だからという理由で、女性が差別されたり不利な扱いを受けて、持てる力を十分に発揮できない現実もありました。このような差別は、長い歴史の中で培われてきたために、なかなか気づきにくいものでした。

アーリーホックシールドという人が書いた「セカンドシフト」という本がありますが、男性は9時から5時までの仕事を頑張れば、それで仕事から解放される。しかし、共働きの妻は5時に第1の仕事、ファーストシフトを終えてからもう一つの仕事が待っている。そのことを著者はセカンドシフトと言っています。なぜ男性だけがファーストシフトで済むのに、女性はセカンドシフトにもつかなければならないのか、このことが今日的な婦人問題のスタートではないかと思います。

また、今までの社会の男らしさ、女らしさは中身のことではなくて、形の上でのらしさをつくり出してきました。だから、女性はセカンドシフトにもついたし、男性は男らしさを保つために家事や育児には手を出さなかったのかもしれません。形の上でのらしさだったのかもしれませんが、しかし、現在では、その形の差である性別、役割分担が少なくなってきました。コマーシャルでも、エプロンをかけたり料理をつくったする男性の姿があります。以前と違って、今は中身のらしさや魅力を身につけていく時代が来ています。男女の枠づけでなく、1人1人の個性を尊重していくことが大切です。子供たちは生まれたときからずっと周囲の人たちの男らしさ、女らしさと考えている言葉遣いや振る舞いなど、さまざまな習慣を身につけて成長してきています。生物学的な性別に対して、こうした社会的、文化的につくり上げられた差別的な性別をジェンダーといいますが、ジェンダーに縛られた生き方から自由になって、性別にこだわらず、性別にとらわれずに考え行動するジェンダー・フリーこそ、これからの男女平等のあり方と言えると思います。

男女平等と思われている学校でも、まだ気づかれないところで問題があると指摘をさ

れておりますが、授業中に男子だから指名したり、学校行事の重要な役割を男子が行うなど、先生が無意識のうちに子供たちのジェンダー感に影響を与えているようなところが見受けられます。学校の男女別の名簿にも、対応関係があります。男子優先の名簿、なぜ性別によって名簿を分けなければならないのか、その必然性は何もないように思いますが、男子と女子と分けております。男子を優先にして女子を後という名簿を採用していると思いますが、日野市内の小・中学校の現状についてお伺いいたします。

また、文部省の見解についても教えていただきたいと思います。さらに教育委員会の考え方もお伺いいたします。男女平等の意識を啓発するため、教育が果たす役割は大きなものがあります。特に次代を担う人材が学ぶ学校教育の現場において、平等教育が施されることは不可欠であります。平等教育を適正に推進するために、まず指導に当たる教職員に対して、男女平等化に関する研修等を行っておりますでしょうか。教育現場の先生方のお考えはいかがでしょうか、お伺いいたします。

次に、政策形成能力を見通した男女平等の人事管理施策についてお伺いいたします。日野市の管理職は95年４月現在で141名です。うち、女性職員数は11名であります。割合は7.8％です。係長職は全職員数190名で、うち女性職員数は48名です。25.3％の割合です。1985年の第３回国連世界婦人会議で95年までに指導的地位につく女性の割合を30％までにふやしていくとなっております。審議会や専門委員会、幹部職員等への登用については2000年までに30％にすることと言われておりますが、管理職の割合が7.8％と低く、部長職は今春の退職者を除くとゼロであります。今後の積極的な登用を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうかお伺いいたします。

さらに、女性センターについてお伺いいたします。ジェンダーフリーな視点から、男女平等参画の視点から申し上げましても、女性センターの名称を愛称で呼称すべきだと考えます。広く市民から愛称の公募をされていただきたく思いますが、いかがでしょうかお伺いをいたします。

日野市女性行動計画推進委員会より、男女が支えるまちに日野市女性行動計画の提言が、昨年の７月に答申されておりますが、21世紀に向けて男女が共同して参加、参画する社会をつくるために、（仮称）男女行動計画を策定すべきだと思いますが、お考えをお伺いいたします。

日野市の政策決定への女性参画について、委員会等の女性の委員の割合は20.1％と大変低い状況であります。審議会等委員への登用の指針を策定をして、さらなる委員会への参加の促進をお願いしたいと思いますが、その御所見についてもお伺いいたします。

続いて、日野市女性議会の開催について提案をさせていただきたいと考えますが、そのお取り組みについてもお伺いをしたいと思います。ことしは婦人参政権が制定されてから50周年になります。政治の場における女性の参加、参画状況は、選挙権を行使して政治に参加するという面では、一般的に女性の投票率が男性より平均して高いことは評価できますが、意思決定、政策決定に参加するという面では、女性は男性に比べて非常におくれている状況であります。当市におきましても、30名中４名で13.3%の割合です。女性の政治意識を高めるために、また生活に身近なところで進められております地方分権が言われている今日であります。そうした中で、生活に密着をした生の声をよりよく反映されるように、女性議会の開催についても御提案をさせていただきたいと思いますが、その御所見をお伺いしたいと思います。

以上、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。

学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　学校の男女平等教育についての出席簿等の実態でございますが、現在、学校の状況ですけれども、約10人程度の先生が混合名簿や、それから並び方とか呼び方を男女一緒に混合でやっているという現状でございます。

それから、国の方の考え方、文部省の考え方でございますが、人権尊重の教育の推進ということで、東京都においても男女平等教育の推進、日野市においても男女平等教育の推進ということに目標を定めております。特に日野市では、５本の柱を設けまして教育推進の施策として、１本の中に人権尊重の教育推進、学校の教育活動全体を通してあらゆる偏見や差別をなくすということで、１人１人の児童・生徒の個性と創造性を伸ばす人権尊重の精神を培い、お互いに認め合い、支え合い、励まし合う態度をはぐくむということで、子供に対する考え方を打ち出しております。

そして、最近、今８年度においてもそうなんですが、人権尊重教育推進委員会の中で男女平等教育推進部会がありまして、ここで内容をいろいろ検討しておりますが、そういう会議を持っております。日野市の現実の問題としては、平等教育については子供への教育と教師への研修ということがございます。いじめだとかそういう問題の中にも男女のそういう中で、いじめが発生する状況が多いということで、平等教育をこれからも推し進めていく重要な課題ではないかと思っております。

そして、先生の研修ですが、今、宮沢議員さんの説明いただいた意識の問題ですが、教える先生が、意識がそういう意識になっていくということでなければ、ジェンダーと

いうか、そういうフリーになるような考え方に研修をしていくわけですけれども、これがかなり伝統や習慣だとかありますので、少し時間がかかるのではないかと思いますが、例を挙げますと、昨年、初任者研修をいたしましてジェンダー・フリーの教育を進める上での研修を実施いたしました。これはジェンダーを書かれた東京女性財団の先生をお呼びして御指導をいただきました。「男女平等教育の実践と課題」というテーマでやりました。それから、前にも議会で申し上げましたが、校長会、教頭会の研修の中で男女平等教育、それから名簿についてもあるべき形で分科会の中で討議を行ってきております。今年度においても研修等、実施をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　2点目でございます。人事管理における男女の問題でございます。

特に政策形成に関してでございますけれども、通常、日野市の業務をやっていく中では、特に男女差で異なるということは行っておりません。まず身近では、それぞれの行政部門におります職員に対し、最小の組織でございます課で課会等課の懇談会といいますか、そういうような研究会を設けております。その中でも、女子職員の自由な政策への発言を得ているところでございます。また、役所の横断的な政策課題につきましては、これはプロジェクトチームが一般的でございますが、こういうようなチームにも女性職員を参加させております。それから、また外部との政策研究にも研修として派遣しておりますし、場合によりますと、海外の研修にも女性職員を派遣しているというような実態でございます。特に政策研究に当たりましては、男女差というよりは、職員の意欲といいますか、政策に関する意欲が問題でございます。意欲を持った職員に当たらせているということで、特に女性について、その意欲があれば、できるだけ活用していきたいというふうに思っております。

御質問にございました管理職の問題ですけれども、前回の統計では7.8％というような女性の割合であったわけでございます。その後、特にプラスになったというような変化はございませんけれども、女性職員の昇任等の任用につきましては、その能力を十分判定いたしまして、また女性の職場あるいは研修等でいろいろな能力を研さんしていただきまして、そして、適材適所の配置を行っていきたいと思っております。ただ、管理職登用につきましては、一般行政職におきましては女性の数が男性より少ないということ、あるいは年代が若いということで、御質問にございましたように部長職の女性がご

ざいますが、ここで退職という中で、すぐその後というような、まだ段階には至っておりませんが、今後できるだけ登用を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（土方尚功君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　女性問題にかかわります女性行動計画に対しましてもそうでありますけれど、この女性問題につきましては、総論からいよいよと申しますか、強く各論に移った段階にあるというふうに見ております。そうした中で、この女性行動計画を作成するに当たりましても、広く市民の意見を聞きながら整理ができまして、そして、今作成中と申しますか印刷中であります。そうした行動計画につきましては、前から引き続いております行動計画、これが期限が切れたという中での、前の行動計画を引き続いた行動計画になっておりますけれど、事業名も多くなって推進に向けての計画が非常に量も、また密度も濃くなっている、こういう印象を受けております。

そうした中で、この女性行動計画の名称も「日野市男女平等社会推進プラン、男女がともに支えるまち」こういうような表題といたしました。このプランでも、まず委員会、審議会等の委員、これは男女同数の任用を目標に推進する、こういうように明確に位置づけまして、女性の積極的登用をうたっているところでもあります。

順番がちょっと狂いましたけれど、女性センターの呼称と申しますか愛称、これとまた女性議会の開催をという点についてでありますけれど、特に行動計画の中でまず示したのが、広く協議の場を設けよう、こういうような中で、日野市男女平等行政推進協議会というのを市民参加を得ましてつくっていきたい、こういうふうに予算の中でもお答えをしたところでございました。この協議会をうまくといいますか、積極的に協議の場を設けて、そして、庁内女性行政連絡会という庁内組織があります。これとの組み合わせをもって推進に努力していきたい、こんな考え方を持っております。

そうした中で、ただいまの女性センターのそうした愛称だとかいうこと、あるいはまた具体的な女性議会の開催をというものにつきましては、具体的にその機関でもって協議をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（土方尚功君）　宮沢清子君。

○13番（宮沢清子君）　どうもありがとうございました。

いろいろと幾つか問題提起をさせていただきましたので、ぜひ御検討お願いしたいと思います。

女性の管理職への登用ですけども、地方公務員法の第13条平等取り扱いの原則の中に

も男女平等の職場ということで、管理職の登用ということを言われておりますし、2000年までに30％という目標値が設定されてあるわけでございますので、その辺も考慮していただく中で、今後の取り組みに期待をしていきたいと思います。ぜひまた男女平等と考える、なぜ平等かということの中で、意識を啓発していくということが大変大切でありますし、また教育が果たしていく役割というのは大変大事なことだと思うんですね。特に生まれたときからの方がむしろ大事かなというふうに思いますし、今、出産に当たっての母子手帳、それも父子手帳も含めるとか、また母子相談も父子ともに両親の相談を進めていくというようなことまでも進められている状況でございますので、ぜひ次代を担う教育現場におきまして一層の御努力をお願いしたいと思います。

もっと詰めていきたいと思っておりますが、次の質問がありますのでこれで終わらせていただきますが、私は東京の女性財団が発行しております「ジェンダー・フリー」というこの冊子があるんですけれども、これが大変現場教育の中で参考になるのではないかと思いますので、これを事例にして質問したいと思っておりましたけれども、時間の関係で割愛をいたしますので、またこういったことも御参考の上で積極的な御検討お願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（土方尚功君）　これをもって２の３、「ジェンダー・フリーな教育」について問う（21世紀をすてきに生きる女性と男性になるために）の質問を終わります。

一般質問２の４、「市民の声」を大切に――地域からの要望についての通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

○13番（宮沢清子君）　２年ぶりの質問でございますので、通告を大変たくさん持って恐縮だなと思っておりますけれども、市民の声でございますので、ぜひお酌み取りいただきたいと思います。

「市民の声」を大切に――地域からの要望についての質問をさせていただきます。まず、高幡地区広場の安全管理についてお尋ねをしたいと思います。市民からの御要望でございますけれども、野球をあそこでやっておりますが、ボールがフェンスを越えて道路に飛んでくるようでございます。そういう中で、アパートの窓ガラスが破損をしたりとか、駐車場の車の上にボールが落ちてくるとか、歩行者の前に突然飛んできたとか、そういった驚くべき幾つかの事実が発生しておるところでございますので、安全管理ということで、あそこのフェンスの長さを延長していただきたいし、また高さを拡張していただけないかどうかということを、１点お尋ねをいたします。

２点目といたしましては、水道局の三沢配水所について、地元地域の人たちが百草台

自然公園に隣接した見晴らしのよい景観を絶賛しておりますので、自然の状況を楽しむことができるような場所として、市民の憩いの場として整備、開放できないか、お願いをしたいと思います。

3点目は、高幡台団地の外周道路に街灯の設置をお願いしたいと思います。大変、最近、挙動不審な人たちがおりまして地域が不安な状況にありますので、ぜひ明るくしていただきたいと思います。特に日野の第三中学校周辺や運動公園の近くにあります学童クラブ等もありますので、その辺等も対応をお願いしたいと思っております。日野の警察署の地域課の御協力もいただきまして、私たち地元の自治会といきたしましてはパトロールの強化とか移動交番等お願いをして安全対策等も図っておるところでございますが、ぜひ街灯の設置をお願いしたいと思います。

4点目はモノレールのことでございますが、これは提案をさせていただきたいと思っております。御承知のとおり、地域の人たちの要望といたしましては、またモノレールが完成した折には桜を植樹してほしいと言われております。春の桜、秋の紅葉と日本人の心の中に伝えられていた心を大切にしていただきたいと思います。まず魅力ある都市景観として、自然と調和した景観が保てるよう電線類を地下に埋設していただけないかと考えます。また、インターロッキング舗装で桜並木のあるきれいな歩道にしていただきたいと思います。さらには、きれいな街灯の設置をして夜桜が楽しめるようにしていただきたいと考えていますが、この点は提案とさせていただきます。

次に、鳥と緑の国際センター・ウイングが来春の完成をめどに準備が進められておるところでありますが、国際センターとして、アジアの非政府組織であるＮＧＯとの連携をとり進めているところでありますが、アジアからの研修生も受け入れることになっておりますので、日野市として、国際自然保護都市宣言をしたらどうでしょうか。私たちの住む日野市からアジアへ世界へ貢献していく市の発展のためにも、緑豊かな環境として、もう一つのシンボル施設として、地域からの国際貢献のあり方について考えてみたいと思っております。各国ＮＧＯとの交流を考えていただきたく提案いたしますので、御見解のほども伺っておきたいと思います。

残り時間12分でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　高幡の地区広場の関係でございますけれど、現在９カ所地区広場というのがございますけれど、これは広く市民の方に利用いただいております。その規模は大小で立地条件も異なってはおります。御指摘の高幡地区広場は6,432

平方メートルと非常に広い広場であります。そうした中で球技だとかあるいは特に野球は、打ったボールがどこに行くかわからない。そうした中でネットフェンスを越えるケースが生じております。そのことによりまして、近隣の方に御迷惑をかけておるということも承知しております。担当課といたしましても、使い方の注意を促す掲示をしましたり、使用者と話し合うなどの対応をしてまいりました。しかし、なかなか改善がなされない現実にあるということも承知はしております。そうした中で、ネットフェンスを高くというようなことも方法というようなこととも思ってもおります。いずれにいたしましても、近所に迷惑がかからないような使い方、この意識の改革というのが第一でありますけれど、フェンスにつきましても検討を加えまして考えてみたいという考えでおります。

以上です。

○議長（土方尚功君）　水道部長。

○水道部長（土方重男君）　三沢配水所を市民の憩いの広場にという御質問でございます。お答えさせていただきます。

御承知のとおりでございますが、当該水道施設は都有施設を市が受託管理をいたしております。もとより水道施設は市民に安全な飲料水と安定給水を確保する重要な施設でもございます。したがいまして、施設の安全な運転管理、衛生面の環境保全は必要不可欠でございます。時を同じくすると申しましょうか、時たまでございますが、昨年大きな事件が発生した経過もございます。そんな中で、水道施設に毒物の混入説が流れるなど厳重な管理体制をしくこと、つまり保安対策の強化が図られた経緯もございます。そういった中で施設の開放につきましては、今日では限られた公共施設の有効活用という中で、ますます重要な施策と受けとめているところではございます。

このことからも、三沢配水所の憩いの広場としての活用に当たっては、東京都と協議してまいりました。しかしながら、現在の三沢配水所の現施設の構造上では、極めて困難と申し上げるところでございます。しかしながら、近年は新規築造あるいは大幅な改造等の際には、十分な配慮をもとに市民への開放は行われているというような状況にもなってきているところでもございます。つきましては、当該施設の改造等の機会には、開放の門戸が開けるよう関係機関と協力してまいりたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君）　第３点目の第三中学校通学路に街路灯設置についての御

質問でございますけれども、この路線につきましては平成８年度で街路灯の新設を計画しておる中の一路線でございます。工事概要につきましては、100ワットの水銀灯約25基を東電柱に共架する予定になっております。基本的には、各電柱ごとに設置するのが理想でございますけれども、住宅都市整備公団の既存の街灯がございますので、これらと重複しない箇所に設置していきたい。また、既存のものはなるべく利用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　鳥と緑の国際センター関係の御質問でございます。野鳥をテーマにした自然保護運動の世界的な拠点を目指すということでございます。御提案の趣旨に沿う事業活動を今後、施設が整備された暁には進めていくだろうというふうに思っておりますので、行政としましてもこうしたことに協力をしながら、御提案の件についても検討してまいりたいと思います。

○議長（土方尚功君）　宮沢清子君。

○13番（宮沢清子君）　時間のない中で簡潔な御答弁をいただきまして、大変にありがとうございました。

もう少し詰めをしたいと思っておりますが、今後また窓口等にお尋ねをいたしまして御相談を申し上げて、適切な御配慮をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土方尚功君）　これをもって２の４、「市民の声」を大切に――地域からの要望についての質問を終わります。

一般質問３の１、なぜ実践できないのか日野市の行政改革の通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

〔27番議員　登壇〕

○27番（小山良悟君）　通告に従いまして質問させていただきます。

行政改革はその必要性を言われてからもう久しいわけでありますけども、なかなか成果が出ないというのが実態ではなかろうかと思います。行政にとっては永遠のテーマでございますので、常にたゆまざる改革の精神を持って取り組んでいかないと、行政改革の成果は出ないというふうに思います。とりあえず型通りの質問をさせていただきたいと思います。

日野市の行政改革でありますが、昭和60年の８月５日に、森田市長は、日野市行財政

調査会に日野市行財政調査会設置要綱第２条に基づき、行財政改革のあり方について諮問を行いました。諮問を受けた日野市の行財政調査会は昭和61年の２月27日に中間答申をし、昭和61年の４月30日に最終答申をしております。そして、昭和61年の12月19日に、日野市行財政改革推進本部が日野市行財政改革推進要綱を定め、さらに昭和62年２月に行財政改革推進本部は日野市行財政改革に関する基本方針を発表いたしました。昭和61年から62年にかけてこういう経過をたどったわけでありますが、平成７年、昨年の11月に日野市行財政改革推進本部は、日野市行財政改革大綱案をまとめ、現在、日野市行財政調査会に諮問中であります。その前に、平成７年３月１日に日野市行財政改革推進本部の設置要綱が制定されてあるわけでありますけども、昭和61年ころに、この行財政改革調査会に諮問をしていろんな取り組みをやってきて今日に至っておるわけでありますけども、昨年になって、また同じような繰り返しといいますかね、いうふうに思うんですが、この昭和61年度からの取り組みで今日までの行財政改革の成果をどのようにとらえているか、その成果をひとつお示しいただきたいというふうに思います。これが質問の第一でございます。

それから、質問の第２としては、このたび小俣福祉部長が議会事務局長から福祉部長に就任されましたので、何の例をとってもよかったんですけども、あえて福祉部長に就任のはなむけに浅川苑を例にしてちょっと質問したいというふうに思います。

浅川苑の特別養護老人ホームの部門では、職員数が都の基準で８名多い、国の基準で11名多い。なぜ浅川苑ではこのように職員が多いのか、その理由を述べていただきたい。あわせて浅川苑の現況をお知らせをいただきたいというふうに思います。

以上の二つの質問、よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。

企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　前回の60年、61年にかけての行財政改革後の成果ということでございます。御指摘にもありましたとおり、なかなか行財政改革の各項目については困難な問題もあったわけでございますけれども、この間にこの要綱に基づきまして進めてまいりました改革としましては、一つに課長補佐職以上の職務級を導入をいたしましたこと、それから、退職金の支給率を国、都並みに改正をいたしました。それから、動く窓口車というのがございましたけれども、これの廃止をいたしました。それから、湯沢会館、南平体育館及び勤労青年会館の受付事務を再雇用者により行うように切りかえをいたしました。それから、三沢及び旭が丘浄水場の管理を多摩平に一元化を図

りました。そのほかに、財務会計システムの開発を進めまして、これを稼働させることにより、伝票の廃止など事務のＯＡ化などを推進してきているところでございます。

その他に細かい点では幾つかございますが、主要なものとしましては、これらの点を進めてきたところでございます。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　浅川苑の職員数等についてでございます。

職員数につきましては、正規職員数が31名ということで、都基準を３名上回っております。このほかに非常勤職員が都基準の３名に対して８名、これを入れると、今小山議員の言われた８名という数字になります。その内容は、事務職員１人、寮母２人、これが上回っている分の内訳でございます。これは重介護の方への細かな配慮ができるように配置したものでございます。給食調理についても配食サービス等への対応ということで、若干のオーバーがございます。

運営費については、浅川苑について平成７年度ベースで予算総額は２億9,680万9,000円。このうち、一般財源からは１億6,884万7,000円で、率にして56.9％が一般財源の率ということになります。

以上です。

○議長（土方尚功君）　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　１問目の答弁でありますが、幾らかは行政改革の成果はあるようですけれども、まだまだ改革の緒についたという段階で、とてもとても市民の期待にこたえられるような改革はなされていないというふうに思います。

で、浅川苑を例にとりましたけれども、行政改革を進めるに当たって、問題点をやっぱり浮き彫りにしていかないと、なかなか成果が出ないわけでございまして、浅川苑の場合に、とにかく国の基準より職員が16名も多いという、この現状ですね。いろいろ答弁の中に重介護というか、から高齢にもなってきたとかというふうな話でありますけれども、もともとこういう特養老人ホームというのは年配の方が入所するところでございますし、そういったことを勘案しながら、国基準というものは出しているわけであります。そういう国、せめて都の基準、都の基準でも８名多いという実態でありまして、日野市がやりますと、こういう実態になるということが浮き彫りにされる一つの象徴的な現象だというふうに思うわけであります。

御存じのように、もう財政の状況が年々厳しくなってきているわけでございまして、例えば基金の取り崩しの状況を見ましても、平成元年から平成８年までの間に188億9,400

万円の取り崩しということでございまして、現在の基金残高が42億2,600万円という心細い状況になってきております。今後の財政需要は多くなる一方でございまして、高齢者が増加するということに伴う福祉サービスの増加も考えられるわけでありますが、ハードの部分でも、例えば下水道事業の事業資金並びに償還金の増大ということもあるわけでございます。下水道事業については平成８年度から平成42年度までの元利償還金の合計を申し上げますと、元金が488億円、利子が387億円、合わせて875億円という巨額の資金を必要とするわけでございます。下水道料金でこの経費を吸収できるのは、２割から３割程度というふうに見られておりますので、この下水道事業が大きな財政負担になるということは言うまでもないわけでございます。

さらに病院建設の、これの資金の負担もあるわけでございまして、総事業費が205億円ということでありますが、日野市の財政負担分は162億9,200万円、利息の方はちょっとわかりませんが、勝手に推測すれば百二、三十億円の利息になるんではなかろうか。元利合わせますと、日野市の負担分というのは280億円から90億円ぐらい、300億円近い財政への負担ということになるわけであります。

さらにクリーンセンターの焼却炉があと10年ぐらいで取りかえなきゃいけないという事態になろうかと思いますけれども、この焼却炉の費用でありますが、トン当たり6,000万円から１億円の額が必要だということでございまして、10年後のごみの総量が300トンぐらいまでふえるのではなかろうかというふうにも見ております。したがって、最低180億円から300億円という数字になるわけでありまして、補助金は３分の１しか出ないということでありますので、日野市の負担分は120億円から200億円。最大200億円と見て、これも償還の金利がかかるわけでございまして、優に300億円を超える財政負担ということになるわけで、もう本当にこの先５年後、10年後を考えますと、ひたひたとこの財政の厳しさが押し寄せてくるわけでございまして、日野市の行政、どうなるのかなという心配でいっぱいでございます。したがって、こういう状況でありますので、これまでのような行政改革の手法では間に合わない、成果が出ないということになろうかと思います。

私はこの行政改革のあり方で一番気になるのは、61年に行財政調査会が最終答申を出しましたが、そのときに職員組合の委員が独自の答申を出しました。このことが、行政改革の一番ポイントになる現象というふうに、私はとらえたわけであります。この組合の代表の委員は、この答申の中で調査会の全体審議の過程は、国の行改方針から脱皮できず、具体的施策では市民課の動く窓口、多摩平支所の廃止、民間委託の推進、学校給

食調理員のパート化、職員給与の改悪、下水道料金の値上げ、国民健康保険税の値上げ、保育園、幼稚園の保護者負担増など、勤労者市民の生活水準を切り下げ、一層臨調行革に沿った犠牲を強いるものとなっているというふうに述べているわけでありますが、基本的には、答申の内容はこういうスタンスであります。

これまで、どうしてこの行政改革の成果が出ないのか、大きな壁は何なのか、どのようにとらえているか、その点をひとつお答えをいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　61年の行財政改革の取り組みの中ででもいろいろ御指摘をいただきましたように、必ずしも十分な成果を上げ得ていないという御指摘の部分が多々あるというふうに認識をしておるところでございます。それの困難性というところにつきましては、もちろん一つ一つの問題の中には職員の処遇の問題、それから、市民サービスに対する事業の問題というふうなことで、これを廃止したり、あるいは他の方法に変えたりというためには、それなりの条件を整えるために、なかなか各関係機関あるいは関係の職員、それから、関係の市民になかなか理解が得にくいというふうな部分もあったかというふうに思います。

一方、庁内的にもさらに現在の財政状況、そうしたものを十分に認識をして体制を整えて取り組まなければ、やはり困難な問題になればなるほど、解決すべき問題は多いわけですので、そうした体制を、やはり十分に整えないまま取り組むということによって、やはり成果を上げにくい部分があったんではないかというふうに思っております。

そうした反省にも立ちまして、今回の行財政改革におきましては、大綱の案につきましても庁内での十分な認識を持つために、内部での議論を深め、その大綱の案をまずつくって調査会の方に諮問をする形で、今審議をしていただいているということで、今後も大綱をつくっただけではなく、その大綱を実現するための実施計画、そうしたものにも取り組むという形で、前回に増した成果を上げるための体制と、努力をしていきたいというふうに思って取り組んでいるところでございます。

○議長（土方尚功君）　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　今度また大綱をつくって行財政調査会に諮問をしているということですが、私から言わせれば、同じ過ちといいますかね、あえて過ちというふうに言いたいんですけども、を繰り返しているという感じがするわけであります。先ほど今の答弁の中で職員の理解も得られないというふうな話もございましたが、私は一番のポイントはそこだというふうに思っているわけですね。この行政改革の方針とかあるいは大

綱とかいろんな形で言われておるわけですけども、この内容的な――何をなすべきかという内容的なことは、例えば給与の適正化とか、あるいは人事管理の適正化とか組織の簡素化、あるいは職員定数の適正化、ＯＡ化の推進、外部委託などの推進とか事務改善とか、いろいろ内容的なことは常に同じなわけですね。やるべきことというのは、もうこれは最初から一致しているわけであります。

ですが、これの実践となるとなかなかできない。なぜできないかというと、先ほど言った職員組合の理解、職員の理解が得られないということが、一番大きなネックだというふうに私は思っているわけであります。したがって、行財政改革推進本部というものを庁内につくって、市長が本部長で部長さん方がそのメンバーとして構成されているわけでありますけども、こういった幹部職員だけで、この行政改革の検討をしておっても、文書は立派なのができるんですね。昭和61年にも立派な文書をつくり、しかも調査会に諮問して答申も得ているわけです。その答申を得たことに対する成果が出ないまま、また同じようなことで文書をつくり大綱をつくり、そして、また行財政調査会に諮問しているということで、文書をつくる、立案するのは、もう官僚の得意とするところでありますけども、実践ということになると全く評価できないわけであります。

したがって、こういう手法で今後も行政改革に取り組んでいきますといっても、見るべき成果は出ないだろうというふうに思うわけであります。議会の私どもとしても、行政改革を唱えても、ただただ無力感を感ずるだけというふうになっていくだけでありまして、市当局の行政改革に取り組む考え方を根本的に変えてもらいたい。成果を上げるために変えていただきたいというふうに思うわけであります。

まず市がやるべきことは、行財政調査会に諮問する文書をつくるということではなくて、職員組合あるいは職員の皆さんとの行政改革に対する理解を求める努力をしていただきたい、こう思うわけであります。この庁内に設置してある行財政改革推進本部のメンバーの皆さんが、組合の幹部の皆さんあるいは職場の職員の代表の皆さん、この方々との協議を積み重ねていただきたい。まずやるべきことは、それからではないかというふうに思うんですね。職員の理解を得られなければ、最初からボタンのかけ違いでスタートする形になるわけで、ボタンをかっちりと合わせてやらなきゃ成果は出ないわけでありますから、ぜひとも私はこの行政改革を真剣に取り組むということであるならば、今何が必要だということになれば、職員組合との徹底的な話し合い、これは本当に大事なことだというふうに思うんです。これについては、市長もみずから組合との皆さんともひざを交えて、熱心に行政改革のあり方について、そして、理解を求める努力をぜひやっ

ていただきたい。これをやらなければ、何回こういう文書をつくっても絵にかいたもちで、本当の成果が出てこない、このように思うわけであります。

昭和61年にも立派な行政改革の案をつくって、そして調査会に諮問出しているわけですね。で、答申を受けているわけであります。それを受けて今日まで来たけれども、成果が出なかった。その最大限の理由は何かというと、職員組合の理解が得られなかった。職員の理解が得られないということが、最大限の理由だろうというふうに思うんです。

私どもが行政改革に求めているのは、何も殊さらに行政サービスをカットしろということを求めているわけではないわけでありまして、最小の税で最大の行政効果を、サービスを発揮してもらいたいという願いがあるわけでありまして、無理、無駄、むらを省くということで申し上げているわけです。そこら辺のところから、基本的なことから、確実に実施をしていただきたいと思うわけであります。それを実施するためには、一にも二にも職員組合の理解がなければ、幾ら幹部職員があるいは市長が笛吹けども踊らずということになるわけでありまして、同じような繰り返しで、行政の飾り標語、スローガンみたいな感じで経過してしまうということになろうかと思うんです。

そういったことを、きょうは一番申し上げたかったわけで、行政改革の内容についてどうのとか、理論武装してここに登壇したわけではなくて、何といいますか、単純な素朴な疑問といいますかね、いうものをそのままぶつけさせていただいているわけであります。私の今の指摘に対して、市長はどのように受けとめられたか御答弁をいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　行政改革という仕事が、社会のあるいは社会経済の景気変動等と伴って、大きな波を打ってきた。御指摘のとおり、60年代の行政改革の必然性、それから、今バブルの破壊したと言われるこの今日の社会の改革を要する必然性、そういうことの背景の中でいろいろ教訓を得ておるわけでありまして、60年の行政改革の答申につきましては、大きな項目についてはかなり改革ができたという一面はあるわけでありますが、特に人口が急増し、サービス施設等に大きな投資が必要な時期でもありましたし、したがって、職員を非常にふやしてきた、こういう状況があります。その後、人口急増の姿が鎮静化して、そして、実質的なサービス行政もかなり進んだわけでありますが、とりわけ人口の鎮静したところで、都市基盤整備事業、すなわち今、市内で行っております大きな事業としての区画整理、またもう一方のハードな事業であります公共下水道の整備事業、これらが都市発展の順序として一応大きく進んできておる、こうい

う状況であります。また一方に、人口増が鎮静化というよりも、むしろなかなかふえない状況になった。そして、高齢化社会を迎えておる。こういう社会的な状況の中の共通する置かれておる自治体の立場だということであります。

行政改革の必要につきましては、絶えず我々も取り組みをすることはもちろん、いろいろな考え方を持つわけでありますが、御指摘のとおりにかなり同じ感じを持つわけであります。我が国の労働行政の民主化、そして、その民主化によって大きく労働者の権利が開放されたという大変な変化は歴然としたものがあるわけであります。しかしながら、いわゆる国家公務員から始まって、地方自治体の公務員、いわゆる公務員かたぎというのがなかなか基本的な行政サービスの精神に必ずしも沿い得ていないということは、これは大きく反省をしなければならないところだと思っております。国は、大きな権限にのっとって、一定の国家公務員の構造をつくっておるわけですが、地方自治体は、特に人口に大きく変化をした。したがって、全体的な行政サービスのおのずからの限度といいましょうか、整備の向上化といいましょうか、そういう点で、まだまだアンバランスが少なくないわけであります。

今日、日野市の事情といたしましては、少々職員を何といいましょうか、維持し過ぎておるということ、つまり職員が多過ぎるんじゃなかろうかということであります。それからもう一つは、幹部職員の無気力にあるんじゃなかろうかという感じがいたします。(「それは失礼だ」と呼ぶ者あり)いや、これは私の感想ですから、申し上げて差し支えないと思っております。(「そういうふうにだれがしたんだ。だれが無気力にした」と呼ぶ者あり)文言は立派な文章が書けるわけで、今言われたとおり……(「失礼だ」「がっかりした」と呼ぶ者あり)行財政改革の理念は文字としては書けるわけでありますが、なかなか実行ができない。私はよく幹部の皆さんに、各部でひとつ定数是正をやったらどうかということを指示するんですけど、ふえる方には意見はあるようでありますが、減らすということについては全く実現になったことがない。そういう事情もないわけではありません。公務員意識に徹して、いわゆるこの間も委員会で申し上げましたけど、入るを図って出るを制する。そして、最小の予算によって最大限のサービスを可能にする。これが公務員意識の一番貫くべき共通の理念でなければならない、こんなふうに思っております。民主主義はだんだんそういう方向に進んでいくと思います。(「独善主義を変えなきゃだめだ」と呼ぶ者あり)また、それでなければ、自治体の将来の大きな発展ということは、なかなか期しがたい。大きな反省のときに立っておると思っておりますので、組合員にもよく理解を求め……(「寝言を言うんじゃない」と呼ぶ者あり)従前

のまだ意識改革のできていない状況は、なるべく早く脱却をするということが大切だというふうに思っております。

今回、御指摘のとおり行財政改革推進本部の本部体制をつくっておりますし、その中で少々憎まれ口を言いながら、市民サービスにはかなり徹した具体的な目に見える形をつくりたいと申し上げておるのは、そういうところであります。御指摘の点は、かなり我々にも痛い点でありますし、その痛い点を市民の声として十分反省をし、また実現への努力を図っていく、これが私は将来の日本の文化の発展であり、また民主主義の前進であるということでなければ、海外から尊敬される独立国にはなりにくいんではなかろうか、こんなふうにも思っております。御指摘の点は、極めて含蓄に富んだ指摘でもございますし、我々は現実の問題として悩んでおる課題でもあります。努力をいたしまして成果を上げたい、このように考えております。

○議長（土方尚功君）　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　いろいろ幹部職員の無気力とかいう話も出ましたけれども、一番の問題は、やっぱりこれは市長の姿勢にあるわけですので、その点はあえて苦言を呈しておきたいと思うんですが、私が申し上げているのは、組合員が悪いとか職員が悪いという前提で物を申し上げているわけではないわけです。逆に、市長を初め幹部の皆さんが行政改革の必要性というものを理解してもらう努力が足りないということを、これを強く指摘したいわけです。行政改革の成果を上げるには、職員がその気になって意欲を持って意識を持って取り組めば、1,500人を超える職員が一丸となって、そういったような行政改革というか、行政改革なんていうと何か臨調行革とかという形でいろいろ批判もされますけども、とにかくむだなことあるいは無理なこととか、そういうふうなことを改善して貴重な税金が、本当に効果のある行政サービスとして還元できるような、そういう姿を求め追い続けるわけでありますから、何もいたずらに職員の皆さんの待遇を悪くしろとか職員の首を切れとか、そんなことを言っているわけじゃありませんので、要は、これまで進めてきた行政改革の進め方で、行政改革推進本部というのをつくったのは結構だけれども、市長の答弁によれば、無気力幹部の皆さんが顔をそろえているということになる。そういうふうな、仮に市長がそういうふうに思っていらっしゃるとすれば、なぜそういうふうな印象というか、感想を持つようになったのか、その辺の原因といいますかね、というところも突き詰める必要もあろうかと思うんです。（「聞いた方がいいよ」と呼ぶ者あり）

トータルで申し上げますと、少なくとも市長と職員との対話が不足しているというふ

うに言えるわけでございます。市長もその問題点については感じているようでありますけれども、さらに問題なのは、それをではどのようにして是正していくか、行政改革の前にみずからの姿勢、幹部職員の皆さんの姿勢というものをどのように改めていくかということが、大切なポイントになるわけでございますので、そこら辺のところに、本腰になって市長自身が情熱を持って行政改革に取り組むという、庁内の空気を変えていくということをやっていかなければ、このままの形でずるずる推移していくのではないかというふうに思うわけであります。

余り多くを語りませんけれども、職員の数もふえ過ぎたというふうな話でありますけども、先ほどの浅川苑の例でもわかるように、そういう国基準をはるかに超える職員配置を許してきた。もう民間では、国基準の職員数で経営せざるを得ないわけですね。国から補助をもらって運営していくわけでありますから、基準以外の職員を採用する余裕などはないわけでありまして、民間では立派にそういうことをこなしている。なぜ浅川苑では、そのことが見過ごされてしまうのかというところに、ひとつ福祉部長も御検討をいただきたいというふうに思いますし、各部の部長さんも、今の市長の答弁を聞いて気力を持って元気はつらつに仕事に精励しているんだと思っている人は、市長の答弁に対して腹が立つはずであります。(「総務部長に聞いてみたら」「一通り聞いてみたら」と呼ぶ者あり)一昔前の私だったら、すぐ指名して聞いたんですが、大分年をとって角が取れてきたんで、一々そういうだめ押ししなくても、もう言わんとすることは、それぞれの立場でよく感じていただいたろうというふうに思いますので、どうかひとつこの行政改革推進本部も、その業務が自分たちで意見交換するというんじゃなくて、職員の皆さん、組合員の皆さんとの対話をやるという方向転換を、とりあえずやっていただきたい。そのことを注目しながら、どの程度できるかわかりませんが、ぜひこの今の厳しい――先ほど申し上げましたように厳しい財政状況でございますので、民間も血のにじむようなリストラをやって、このバブル崩壊後の厳しい経済状況の中でしのいでいるわけでありますから、役所だけが今までのような体質で済まされるということにはなりませんので、みずから改革をやっていかないと、世論が今度は役所に対する批判のあらしが出てくるだろうというふうにも思いますので、批判のあらしが来る前に、みずからその対策をとって市民の期待にこたえられる行政改革の成果を出していただきたいということを強く要望しまして、質問を終わります。

○議長(土方尚功君)　これをもって3の1、なぜ実践できないのか日野市の行政改革の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時40分　休憩

午後３時14分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問４の１、請願採択を踏まえ、落川地域からミニバスの運行をの通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

〔10番議員　登壇〕

○10番（中谷好幸君）　請願採択を踏まえて、落川地域からミニバスの運行をについて、質問をさせていただきます。

落川、百草、三沢地域の交通不便を解消するために、ミニバスなど対策を求める請願が12月の市議会で全会一致採択されました。この請願は、落川、百草地域からミニバスを走らせる会が行ったもので、5,000名を超える地域住民が署名を連ねております。私は、２年前に市議会に送り出していただいてから、この問題について過去２回質問させていただいているわけでありますけども、そのたびに積極的な検討を約束いただいております。さらに12月の請願を経て、今回は３回目の質問になるわけですけれども、きょうはより一歩踏み込んだ御答弁を期待しているものでございます。３点について質問させていただきます。

第一に、請願採択を踏まえ、市としてどのような検討、対応がなされてきたのかということです。

二つ目に、落川地域から直ちにミニバスを運行できないかという立場で、新しい提案をしたいと思います。現行の高幡～市役所～市立病院～平山駅の路線を二つに分割して、桜が丘車庫から高幡～市役所～市立病院方面の路線と、平山駅から市立病院～市役所方面の路線の二つの路線に分割できないかということです。現路線は１路線として余りも長く、運行回数も少なくなっております。二つに分割すれば、現路線を一層充実することにもつながるのではないかと思いまして、この提案をしたいと思います。御見解を求めます。

三つ目に、ミニバス路線の考え方や運行方針などについて、市民参加で調査会などをつくって、改めて方針について検討する考えはないかということについて、以上３点に

ついて質問をさせていただきます。

○議長（土方尚功君）　中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。

企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　市内連絡バス運行補助事業につきましては、昭和61年の市内バス交通対策検討委員会というものを設けまして検討を進め、この答申に沿ってこれまでバス路線の整備をしてまいったところでございます。この間に、各地域からの要望につきましては、その都度実現の可能性を探るために、この答申内容に基づく方針との整合性、それから実際に開設した後の輸送の需要、そうしたこと、それから運行の目的、そうしたものに加え、車両制限令等によります道路幅員の問題、それから交通保安上の問題、それから停留所の設置、それから収支の予想、さらには最終的に問題となります赤字部分での補助額、こうしたものを検討を進め、それぞれバス路線の整備を進めてきたところでございまして、この結果、現在では四つの路線を運行しておりまして、総路線延長は33.7キロメートルとなっております。それから、これらの事業についての補助金につきましては、平成７年度予算で6,600万円という予算を計上し進めているところでございます。

ここで、今回の請願の路線についてでございますけれども、現在、御要望のコースについての経路の選択のための資料とするために、現在、道路幅員の確認とか交通安全上の問題の抽出などの基礎的な調査をさせていただいているところでございます。今後、この調査を進めまして、それぞれ障害になる部分、あるいは先ほど冒頭で申し上げました各事項について、順次検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、いましばらくお時間をいただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、現行の路線を分割をしての御提案でございますけれども、運行中の路線を分割するに際しましては、現在運行している路線については廃止をし分割した後にできる路線について、二つの路線として新たな新設の手続をとる必要がある。これは、認可上の手続の問題でございますが、こういう必要があるということが一つあります。この場合の新設は、通常の免許手続と同じ手続をとるところでございますけれども、路線の延長ですね、これらに変更がない場合は、再審査についてそれほど大きな問題はないのかなというふうに考えております。しかしながら、分割する場所によりましては、今度は利用者に対する利用状況といいますかね、乗り継ぎの問題とか、こうした状況も勘案をされまして、そうした問題から既存の路線の分割というのは、往々にして障害が生じやすいという問題が指摘をされているところでございます。

御質問の高幡不動駅、平山城址公園駅系統は、今後、モノレールの開設とか主要な道路の整備が進む予定のところでございまして、これらに応じた見直しをする予定をしておりますが、この２分割の問題につきましても、冒頭申し上げたような種々の問題はあるにしましても、今後とも種々の条件を調査をしながら検討は進めていきたいというふうに思っております。

それから、ミニバス路線等についての考え方、運行方針などについて、調査会をつくって検討する考えはないかということでございますが、市内バス交通対策検討委員会ということの答申に基づいた方針により、市内連絡バスの事業を進めてきまして、この中では、いわゆる不便地域を解消するということを目的とし、特に昼間――昼間という意味ですけれども、昼間の部分の比較的市内に出歩くための足、要するに交通の手段としての足という意味ですけれども、それが確保しにくい高齢者の方とか主婦の方とか、そういう方たちが市役所とか病院とか、そういった施設を利用する際に利用していただくということを目的として不便地域を解消するということで、事業を進めてきておりまして、一応、その当時の対象となっておりました主要な、いわゆる不便地域というものには一通りの路線の設定、この既存の４路線を設定をし、一定の内容は達成をしたというふうに考えているところでございます。

そうした観点から、今後はさらにこれを導入する問題、その他いろいろ御要望が出ている問題につきましては、また施策の新たな展開という観点から、いろいろ検討すべき内容があるというふうに考えておりますので、御提案のような調査会等の設置ということについても、私どもとしても、今後のこうした交通問題、バス路線に関する交通問題について、今後の方針を検討する上で、こうした調査会の設置も一つの方法だというふうに考えているものでございます。

○議長（土方尚功君）　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　全体として積極的な御答弁をいただいたと思うんですけれども、改めて再質問をさせていただきます。

落川地域からバスを通してほしいという請願なんですけれども、なかなか道路の問題等々もありまして、今調査をやっていただいているという御答弁なんですけれども、直ちに技術的にも運行するということは困難だということは十分認識しているんですけれども、例えば、桜が丘車庫から市立病院までという川崎街道を通すならば、技術的には、また手続としても可能なのではないかというようなニュアンスの御答弁をいただいたと思うんですよね。それをぜひやっていただきたいんですが、検討するという御答弁なん

ですけれども、どの程度の検討期間を想定して、この問題について取り組んでいただけるのかということについて、ひとつ質問をしたいと思います。

それから、もう一つですけれども、日野市のミニバス路線というのが61年１月の今、部長がお話しになりました市内バス交通対策検討委員会の答申に基づいて、この答申で交通不便とされた地域を解消するために取り組まれてきたということなんですけれども、それはそのとおりなんですが、ひとつ先ほど通勤対策ではなくて、生活者の視点で交通対策について洗い直して、この答申が出されたんだという説明があったんですけれども、もう一歩深めて考えていただきたいと思うんですが、この答申、コピーをとってきたんですが、どういう地域をバス交通の不便解消が望まれる地域か、不便地域かというふうにしているかといいますと、鉄道の駅から800メートル以上の距離のある地域、バスの停留所から400メートル以上の距離のある地域を交通不便地域としているんですね。この考え方というのは、今、部長も言われました市内で生活していく立場で、不便と感じている地域とはちょっとずれが生まれているんですね。というのは、今、市民が不便だと言っているのは、市役所や市立病院など、市の主な公共施設への利用を想定して、不便というふうに言っているわけです。

例えば、落川などでいえば、新宿まで駅から近いわけですから30分で行けるわけですけれども、市立病院や市役所に行こうと思うと、交通機関を乗り継いで１時間以上時間がかかる、こういう事態を解消していただきたい、こういうことを望んでいるわけです。

そういう意味で、改めてこの交通不便とは何かということについても、全市もう一度そういう視点で、ぜひ改めていただきたいなというふうに思っています。特に今、市立病院の建て替え、これが16万市民の健康づくりのパートナーとしての病院というような、そういうふうなテーマを持って、理念を持って建て替えが進められているわけですけれども、こういう点でも、こういう視点からの交通対策というのは不可欠になっていると思いますので、もう一度そういう点を調査会なりそういう機関で検討していただく、こういうことをぜひお願いしたいと思うんですが、そういう点についても見解を求めたいと思います。

○議長（土方尚功君）　答弁を求めます。

企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　検討期間について、どの程度かということでございますけれども、これだけの期間でということで、今簡単になかなか申し上げられないので、まことに申しわけないところでございますけども、これまでの四つの路線につきまして

も、私どもとしましても、それぞれの要望に沿って先ほど申し上げたような検討を進めてまいります間にいろんな問題を生じまして、それぞれの路線に応じた期間を必要とし、中には3年以上、4年以上もですかね、最初から言えばというふうな問題もあるものですから、一概にどのぐらいの期間というふうには申し上げられないわけですけれども、今検討しております道路の状況、保安上の問題等につきましては、一通りの検討を進める上においては、情報を収集しそれらの状況がこれまでの経験にあわせて、問題があるかないかということに関して言えば、そんなに長い期間を必要とする問題ではないというふうに思っております。ただ、その先になりますと、交通管理者等の調整とかいろいろ出てまいりますので、これらにつきましては、実際の道路の状況等によりまして、所要の時間というのは全く変わってくるところでございます。

そうしたことで、そういう具体的な物理的なといいますかね、道路を現実をどう通るか、そういうふうな問題の手前までの間でしたら、半年なり1年なりで一定の状況の分析はできるだろうというふうに思っております。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　ちょっと二つ目の問題で答弁を漏らしてしまいましたので、追加をさせていただきます。

御指摘の不便地域そのものについての考え方についても、再検討を必要とするだろうという御指摘でございます。その点につきまして、私もちょっと前段での今後の調査会等の検討という中で言葉が足りなかったところでございますけれども、当然、先ほど申し上げましたとおり、前回の検討委員会での主題といいますか目的というものは、駅――鉄道の駅とバスの停留所から何メートルということで、一応その目安としたということだと思うんですね。だから、鉄道の駅から考えているから通勤のことを考えていたのではないかというふうなことも、もちろんないわけではないかもしれませんけれども、やはり一応不便な地域、交通のアクセスが不便な地域という一つの目安として、かなり地図上で単純に表示をし、そのことによって出て地図上の表示されてくることと、実際の不便さというものは、そんなに乖離していたというふうには思っておりませので、そういう検討があったんだろうというふうに思っているところでございます。

そうした意味から、今後の検討課題というのは、先ほど言いましたように単なる不便地域のそういった意味の不便地域の解消ということでない部分が、施策としても考えなきゃいけないということを課題にしようということだと思いますので、不便地域の考え方そのものが、また当然まず最初に検討されるべき事項ではないかというふうには思い

ます。

○議長（土方尚功君）　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　日野市だけでできる事業で、関係機関との調整も必要な仕事ですので、一方的に期間を決めることは、確かにできませんけれども、ぜひ早く取り組んで実現をさせていただきたい。１年をたてば、大体市でやるべきようなことというのは大体めどがつくというふうなお話でしたので、ぜひ期待をしたいと思います。

最後に市長にもぜひ御答弁いただきたいと思います。落川、百草地域からミニバスを走らせる会というのは、15の自治会の会長など役員さんが名前を連ねた運動です。5,000名の署名というのは、まさに自治会ぐるみで取り組んだ署名で、自治会が横に連絡をとり合いながら、どうしたらミニバスを走らせることができるのか、今、道路はどうなっているか、技術的な問題、法的な問題はどういう問題があるのかということを、みずから学習会も行ってまちづくりについての討論も行ってきた運動です。古い地域の自治会、新しい団地の自治会、いろいろな歴史の異なる自治会がまちづくりの課題でこういうふうにつながって運動をするということは、百草、落川の、あるいは三沢の地域では初めてのことではないかとも思うんですけれども、私は、市長の唱えられるコミュニティーづくりに通じる新しい運動だというふうに考えています。ぜひこの要求を実らせたいというふうに考えているんですけれども、市長からも、ぜひ御答弁をいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　バス運行は企業の営利活動でありまして、そして、日野市の場合は、いわゆる京王バスという企業が独占免許によって、市民サービスに当たっておる。したがって、私の論理は、独占免許という姿を変えてください。競争のできる、そういう制度にしてください、これを陸運局に認めてもらうことが、一つの方策ではないだろうかと思います。もう陸運局の監督が、事故という人命にかかわる問題もあるわけでありますから、いわゆる安全には十分な配慮の必要なことは言うまでもありませんが、一つの停留所を動かすことまで口を出す、こういう制度が私は非常に競争の原理を、何といいましょうか、１社に独占させるというようなことにまでかかわっているのではないかと思っております。

営利事業ですから、本来はみずから努力をして営利に役立つ市民サービスを専門的に取り組んでいくのが、本来の原則だとは思いますが、どうしても採算がとれないということであれば、ある期間、若干の公的な助成も行って、そして運行の利便を誘導してい

くということなのですけれども、まるで逆転しておりまして、陸運局のいわゆる業者に対する指導ということで、競争の原理が私は非常に侵されているのではないか、このように思っております。

市内のタクシー業者の方は、同じ方向に向かう、いわゆる相乗り乗車、これは結構ですという御意見でしたし、それから、市内の３社ありますタクシー業の方も大変協力的で、どのようなバス運行の路線ができても、我々は異論を持ったりすることはなく、むしろ協力し合って市民サービスに、より努めたいという御意見でありますので、バス会社さんだけを相手にして交渉することも大切ですけど、いわゆる法規制をなるべく少なくする。国の行政手続法なども規制条件をなるべく少なくする、競争原理を自由にするということが、本来の原則だという一面もあると聞いておりますので、両面から、特に日野市にミニバスの運行までやってくれているという努力は、我々が唱えるこういう原理が、かなりバス会社にも反省をさせたというふうには聞いておりますけど、そういう公共輸送に対します営利業者のサービスということと、独占企業にしないということが、私はむしろ一番大切ではないだろうか、ちょっと行き過ぎているかもしれませんが、そんなことを考えております。

両面の要請に論理をつけて、市民の交通に対する要求はなるべく整えていかなければならない、こんなふうに考えております。

○議長（土方尚功君）　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　ミニバスが運行される経過の中で、タクシーの相乗りなども陸運局などに交渉するというような取り組みもあって、京王なども動き出したというような経過も聞いております。ですから、ぜひ今言われたような姿勢も追求しながら京王バスにも、ぜひ積極的に協力をしてもらう、こういうことで取り組んでいただきたいというふうに思っています。

この日野のミニバスというのは、最近新たに注目されております。こういう運行方式で武蔵野市で運行が始まったと聞いておりますし、それから、多摩市、稲城市でも市民の請願を受けて検討を始めているというふうなことも聞いています。非常に革新市政らしい先駆的施策として新たに注目を受けている、そういう施策の一つだというふうに思うんです。今、東京全体が三多摩市町村含めてですけれども、交通体系というのが、いわゆる通勤者対策中心になっていると思うんですね。労働者を職場にいかに早く大量にスムーズに送り出すのかというような観点だけで、すべての交通体系が成り立っている、こういう中で今、部長もおっしゃったように、生活する者の視点に立った交通体系とし

て、新たな注目を受けているのではないかと思うんです。

公共交通、とりわけバス路線というのは、どういう形態でやろうとも赤字だというようなことが言われています。今の流れの中で、ある面では取り残されている交通手段なわけですけれども、そういう積極的な意味に、ぜひ光を当てて積極的な事業展開を進めていただきたいということを申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

○議長（土方尚功君）　これをもって４の１、請願採択を踏まえ、落川地域からミニバスの運行をの質問を終わります。

一般質問４の２、阪神淡路大震災から１年、教訓をどう生かすのかの通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

○10番（中谷好幸君）　阪神淡路大震災から１年、教訓をどう生かすのかということについて、質問させていただきます。

まず最初に、防災対策の財源に関連して、常備消防の委託料について質問をさせていただきます。昨年のこの議会でも、常備消防の委託料について質問させていただきました。この負担が大変大きくなっているということを指摘したところであります。本当に防災対策を強化しようと考えるなら、この問題は避けられないところでありますが、都はここに来て、市町村負担をさらに重くしようという動きだと聞いています。96年度については見送りとなったようですけども、97年度より実施の方向だと聞きます。どんな見直しをねらっているのか、三多摩市町村はどの程度の負担増になるのか、三多摩市町村に働きかけ、負担の軽減、消防力の三多摩格差を求めるべきだというふうに、去年も質問したところでございますけれども、この問題について質問をしておきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　御質問は常備消防の東京都への委託料の件でございます。

御承知のように、常備消防は昭和35年から東京都へ委託してきております。御質問の委託料の件でございますけれども、この委託料の負担方式には、これまで何回かの変遷がございます。最近では、交付税の消防費の基準財政需要額をもとといたしておるわけでございますけれども、これも17年前、あるいはその後の改定等で負担の率がアップしていくというのが現状でございます。御質問にありましたように、東京都はこの委託料についての見直しについて、その申し出といいますか、まだ正式ではございませけれども、考え方を示してきておるところでございます。

と申しますのは、この三多摩の常備消防の関係では、市町村で三多摩地区消防運営協議会という団体を持っております。この団体には、首長が構成員であるものと、それから議長さんが構成員である二つの部会がございますけれども、目的は同じなわけでございます。その三多摩地区消防運営協議会で、東京都への委託料について審議を毎年しておるところでございますが、平成８年度について、東京都からの額の提示があったわけですが、これについてはこれまでどおりの負担、つまり前年度の基準財政需要額の100％というような額で示されておりますが、その提示の中で平成９年度以降からは、当該年度の100％にしてほしいというような話が出てございます。しかしながら、三多摩地区消防運営協議会では、その話は、特に具体的とかあるいは当面するというようなことでなかったものですから、議論というものはしていないというふうに聞いておるところでございます。

それで、もし仮に東京都が考えております当該年度100％負担というふうになりますと、どのぐらいのアップになるかと申しますと、それぞれの年の基準財政需要額の算定によって違いますけれども、これを日野市の平成８年度ベースで見た場合は、約2,900万余りの増額が見込まれるわけです。これは三多摩地域で消防を委託している全体からすれば、かなりの額になるのではないかと思います。

ただ、一方で東京都はその基準財政需要額以上の負担をしているというのが、いつも東京都の言い分でございまして、ですから、100％負担になっても、まだそれ以上東京都は費用負担しているので理解していただきたいというのが相手側の申し出でございますが、また９年度以降については、消防の運営協議会の中で東京都に強く反対といいますか、を申し述べるつもりでおります。

○議長（土方尚功君）　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　ここに東京都の受託消防の市町村負担金の推移といういただいた表があるんですけれども、これを見ますと、いわゆる負担率、実際にかかった額の市町村はどれだけ負担しているのかということについて見ますと、平成７年度で71.3％という数字が三多摩市町村平均で出ています。ですから、東京都はそれ以上負担しているんだというような理屈になると思うんですが、しかし、美濃部革新都政時代、この負担率が50％まで下げられたという実績があるわけですね。負担方式が変えられて70％台の市町村負担になっているという、そういう事態にあると思うんです。これを前年度の基準財政需要額から当年度のものにするということで、さらに負担を重くしようとしているわけですから、大変重大だと思うんです。

日野市の96年度の予算で常備消防の委託費は消防費全体の88％、18億3,125万円を占めているわけであります。96年度の消防費の伸びは7,550万円になるわけですけれども、消防団や防災など非常備消防に回る部分というのは613万円の伸びに過ぎないんですね。ほとんどが日野市でやっている消防団だとか、非常備消防、防災対策については伸びがない。ほとんど東京都に吸い上げられているという実態であります。昨年の質問のときに、市長は人件費分ぐらいが市町村の負担というような話になっていたはずだというふうなお話をされましたけれども、今、日野の消防署の職員というのは180人ですから、これだと１人1,000万円以上になるわけですね。人件費よりはるかに高い負担をしているわけであります。

確かに消防組織法では消防は市町村の責任ということになっているんですが、18条の２項では都道府県の事務として、市町村の消防が十分に行われるよう消防施設の強化、拡充の指導及び助成に関する事項というのを挙げて、市町村の消防に対する指導、援助をやらなくちゃいけないということも決められていて、美濃部都政というのは、そういう意味で半分を負担していこうという立場をとったわけですね。また、常備消防の委託料というのは、今、総務部長からもお話がありましたように、一方的に東京都が決めるものではなくて、これは委託料は合意によって決めることになっているわけです。そういう点で、ぜひ市長に対しても、東京都に対してこういうふうな市町村の実態について、強く訴えていただいて、来年度負担をふやすというようなことがないように、ぜひ働きかけていただきたいというふうに思いますが、市長の見解もお聞きしておきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　かつてこの委託消防のいわゆる単位自治体側の負担ということにつきましては、かなり政治的な配慮があったというふうに理解をしております。つまり三多摩格差という言い方があって、いわゆる都県行政と、それから、一般の県の市町村行政、これはまさに親子関係のようなぐあいで、かなり県行政から補いがある。東京都では、特別都政のために、いわゆる一般的な県行政はないに等しいというふうにとられていた時代もあったわけでありまして、その当時の慣例が、御指摘の今、50％：50％の負担割合であった。それがだんだん変化をして、基準財政需要額、これの計算の額を各自治体はそれぞれ持てということに、大きく変化してまいりました。それが現状であるということでして、論理としては一応成り立ってはいるわけですが、いわゆる政治的配慮ということで、まだまだ多摩地域側の気持ちにはこたえていない、こういうこと

が現実の問題としてあるわけでありまして、そこで、三多摩消防協議会、つまり議会選出の委員さんで構成をする協議会、それから、行政実務で構成をいたします市長による構成の協議会、この２本立てでその調整を図ってきているということは、一応経過として現実にあるわけであります。理事会あるいは協議会を１年に一、二回持たれることは事実でありますし、既にもうすっかり計算をされて各市の配分割り当てまで文字になって示されてくるような手順になっておりますから、どういう主張の機会があるだろうかというふうに、今考えているわけであります。ひとつ議会側からも意見を出していただきまして、両々相まって日野市の主張とするということが、私は自治体として、またあってしかるべきだと思いますので、ひとつそのあたりもよろしく御配慮お願いしたい、このことを直観をした次第でございます。

○議長（土方尚功君）　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　今、三多摩格差のお話も出たんですけれども、人口10万あたりを消防ポンプ車を見ると、23区では10万当たり4.5台、三多摩は3.5台、消防職員は23区で154人、三多摩で108人、常備消防の負担はふえるけれども、今も三多摩格差は厳然としてある状況です。市議会としても頑張るというお話です。私たちの新しい議長も決まりましたので、議長を先頭に市議会としても頑張りたいというふうに思っています。

先に質問を進めさせていただきます。二つ目の質問です。市長は、阪神大震災の教訓を生かし、幾つかの重要な対応をされています。学校を避難所として位置づけて、食糧や資材の備蓄を強化をする方向を指示されましたし、学校に井戸を掘るというようなことも実施に移されています。小学校区ごとのコミュニティーを強化するということも提起されまして、今度の予算委員会などでも議論となったところでございます。

私は学校を防災拠点として位置づける、そして、学校区ごとのコミュニティーを強化するという方向について賛成するものでございます。既に予算委員会でも討論のあったテーマでございますけれども、この学校を単位とするコミュニティーの強化ということと、それから、自主防災組織の育成ということについて幾つか提言を行いながら質問をしていきたいと思います。

提言に入る前に幾つかの基本的な質問をさせていただきます。一つは、小学校区ごとのコミュニティー協議会の開催状況、自治会ではどんな受けとめ方があったのかについては既に予算委員会でも報告があったし、資料もいただきました。集まった自治会が少なかったのではないかというふうな意見も出たんですが、私は職員の皆さんがよく努力をされ、よくこれだけ集まったとむしろ思いました。この成果の上に、今年度はどのよ

うに事業展開をされようと考えているのか。コミュニティー協議会費補助などの関係で、簡単で結構ですので、説明をしていただきたいと思います。

二つ目に、小学校区ごとに配置された防災備蓄倉庫の実態、その他の機材、食糧などの備蓄の状況について。

三つ目に、毎年学校で防災訓練が行われています。私どもの子供の通う第八小学校では、親も参加した引き取り訓練というのが行われているんですけれども、この引き取り訓練というのは何を想定した、どのような目的を持った訓練なのかということについて説明をしていただきたいと思います。

四つ目は、今年度の予算で八小、六小で大規模改修にあわせて耐震補強工事が初めて行われます。昨年の大震災直後に目視調査も行われておりますけれども、教育委員会では大規模改修工事にのらない旧基準で建築された校舎の耐震補強をどのように考え、どのように対応しようと考えているのか、以上４点について、最初に説明をお願いしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　答弁を求めます。

市長。

○市長（森田喜美男君）　今回の予算審議等を経て、委員会その他でいろいろな提言もいただいたというふうに思っております。つまり、まだ取り組みが必ずしも要を得ていないので、多少時間がかかるのではないかという感じがするわけでありますが、ひとつ行政の中に推進本部のような拠点を設けて一定の指導を、あるいは指導というよりもお手伝いをする、そういうことを考えたらどうだろうかというふうに思っております。

学校警備に有人とか無人とかいう形で警備の仕組みがあるわけでありますが、これはむしろ有人警備の形をとって、学校に常時人がいらっしゃる。したがって、夜間であろうがいつであろうが、災害時には応急的な対応ができる。そういうことを学校の責任ではなくて、コミュニティーの責任で、ひとつ行える仕組みはないだろうかというようなことを考えております。多少工夫を必要としますので、それらのことを十分内部的に討議をして、実務的な展開を図っていきたい、このようにその点については多少意識をしていることをお答えしておきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　２点目の備蓄倉庫の実態といいますか、整備状況でございますけれども、小学校20校にコンテナ式の備蓄庫を用意してあるわけでございますが、これまでは、その中身といたしましては食糧品を初め飲料水あるいは毛布、タオルなど

の15品目を備蓄しておりました。阪神淡路の震災の教訓も得まして、予算の許す範囲で、平成７年度にこれにかなりの品目をプラスさせていただきました。内容といたしましては、紙おむつとか生理用ナプキンあるいは防水シート、難燃カーペット、それからバール、あるいは大きなハンマー、それから非常用のラジオなど21品目を追加してございます。これで十分足りるというわけではございませんが、食糧品については現在６万1,600食を用意してございますが、この内容についても、乾パンが必ずしも適当でないというようなことから、ほかの食糧に切りかえたり年度計画を持って、これをふやしていく予定でございます。

そうなりますと、コンテナの収容能力が十分でなくなることも出てきますので、現在の設置場所以外にも備蓄倉庫を考えていくということでございます。

○議長（土方尚功君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　３番と４番ですけれども、３番の９月１日の小学校の防災訓練の件ですが、大規模地震の発生と、それから、警戒宣言が発せられた場合に、児童・生徒を安全かつ速やかに保護者に引き渡すという目的で実施されております。これは、位置づけなんですが、日常的な避難訓練は、学習指導要領特別活動編の健康、安全、体育的行事という指導内容でやっております。

それで、学校の実施状況ですが、小学校20校全校引き渡しをしております。９月１日、13校。９月２日、３校。９月14日、１校。もっと早い時点で６月２日で１校、６月17日、２校と、小学校20校です。中学校では９月１日に７校、２日に１校ということで、引き渡しは２校だけが訓練をしております。小学校は全部で中学校は２校でございます。

内容でございますけれども、内容は、ちょっと小学校の例をとってみますと、全児童の保護者にカードを当初に配ります。そして、学校だより等でいついつ訓練を行うということをお知らせいたしまして、当日、全職員の協力によって一斉に電話をして、避難所――あらかじめ指定した避難所、校庭ですけれども、そこへ準備をして子供たちを保護者にそこに連れに来ていただくということでございます。この場合、学校長と教頭が本部になって、全教職員を協力させて、担任がそれぞれ電話をして、要するに保護者を待つということで、これが終了するまでに大体30分以内ぐらいに全体が終わります。それから、名簿をチェックして本人かどうかをしっかり確認をして訓練を終わるというのが、大体の概要でございます。現状はこういう形でやっております。

それから、４番目の今年度の予算で大規模の改修ということなんですか、六小と八小で大規模にあわせて耐震の補強をする、そういう計画で予算計上をさせていただきまし

た。その次の年は七小の外壁というような形で計画になっておりますが、去年は目視によって修繕等で危険な場所を、学校の管理者に見ていただいて修理をいたしました。これは１回でなく、常に見回っていただくということで、教頭会、校長会にお話をして、今やっているところでございます。

今後の問題ということなんですが、できれば一遍にやるということもしたいところですが、諸般の事情でできるだけ早くやりたいと思っておりますが、とりあえず20年を経過した学校から順番をつけながら、できるだけ早い時期に行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　予算委員会の中で校区コミュニティー協議会打ち合わせにおいて、どんな意見が出されたのか。とりわけ問題点について出された意見、資料をいただきました。これを見ますと、こういうことが最大公約数として言えるんではないかと思います。校区コミュニティーというのは大事なことだとはわかるけれども、自治会でさえ、役員選出が困難な状況がある。役員が高齢化している。役員は１年交代で継続性は持てない。こういう自治会の実態を踏まえて、これを小学校区まで広げて新たな仕事をやるというのは、大変課題が多き過ぎるんではないか、こんな声が出ているわけです。今日の自治会のコミュニティーの現状を率直に私は告白したものだと思うんですが、私のこれから提案させていただくことは、こういうふうな現状から出発して、どういうふうにしてコミュニティーを育て上げるのか、どのようにしたら震災などに対して十分機能できる学校コミュニティーを育てることができるのかということです。そういう立場から幾つか提案をして見解を求めたいと思います。

１点は、コミュニティーが成り立つためには、住民がコミュニティーを必要と思う関係が日常的につくられる必要があると思います。学校を中心にコミュニティーをつくろうというなら、学校が地域に開放されたコミュニティーのセンターとしての役割を日常的に果たしていなければならないというふうに思うんです。しかし、今、現状は学校に顔を出すというのはせいぜいＰＴＡの関係者ぐらいではないかというふうに思うんですね。この学校を地域に開放されたものにするために、今、試験的にいろいろな学校開放事業が行われようとしているわけですけれども、まだ端緒的であります。私は、やっぱりすべての学校について、この開放策を積極的に進めるということが、コミュニティー強化の上で非常に重要だということを思いますので、そのことについて１点質問したい

と思います。

二つ目に大規模改修や耐震補強、一刻も早くやっていただきたいんですけれども、学校コミュニティーセンターと位置づけるなら、ぜひ大規模改修などにあわせて、学校のコミュニティー室あるいは今、高い塀が建てられたままになっていますけれども、こういうふうな塀を取り払って校庭を開放するとか、あるいは体育館など学校利用者の利便を図るために外にトイレをつくるとか、そういうふうな施設を整えていくということ、地域の人にとって学校が親しみを持てるような施設になっていくということが、大事ではないかというふうに思います。大規模改修や耐震補強というのは、文部省から出ている補助金の範囲内でやられる事業だと思う。そういうふうな困難があるとは思うわけですけれども、こういう点で、積極的に検討する必要があるんではないかと思いますが、そのことについても質問をしたいと思います。

三つ目に、コミュニティーを育て上げる上で、防災情報の公開と市民が学ぶ場を提供するということが不可欠ではないかと思います。昨年、消防委員会で危険なブロック塀や万年塀の調査をいたしました。通学路の調査でしたけれども、危険なものがたくさんあるということを、私は改めて知ったわけです。市民は情報を知らされずに、危険と隣合わせの生活をしています。市は情報を集めて公開し、市民がみずから考え、みずから対応できるように、情報を提供する必要があるというふうに強く思いました。さらに、市民が情報を受けとめて対応する力をつけるということが必要だ、学ぶ場を保障する必要があるというふうに思います。今予算委員会でも、学校を生涯教育の場として位置づけるという議論がいろいろ出されましたけれども、公民館の出前事業なども試行的に行われているという説明もあったわけですけれども、こういうふうな方式を活用して、防災講座やあるいは防災学校を学校単位で開いていったらいいのではないか、そういう中で、コミュニティーのリーダーとなる人、自主防災組織のリーダーとなるような人も系統的に育てられていくのではないかというふうに思うわけでございます。

以上、三つの点について、コミュニティーを育てる上で、ぜひ学校開放を促進してほしい。学校を本当に地域に親しみの持てるような施設に、大規模改修などとあわせて整備をやっていくべきではないかということ。そして、そういうふうな施設を使って防災学校やあるいは防災講座をやっていく、そういうふうな努力をしていただけないかという質問でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　学校の立場から、学校を中心としたコミュニティーを

つくろうというならばということでお答えしたいと思いますが、学校は今のところ、義務教育の場ですので、義務教育は十分にやらなきゃいけないという問題がありますが、緊急のときに地域の人が、要するにコミュニティーセンターの役割を果たしながら、防災のときにそこが使えるようにするということ、そのことはいいことだと思います。そういう中で、今学校開放をやっていますが、モデル的に何校か学校開放へ持っていっておりますけれども、こういう小学校地域をコミュニティーということにするとすれば、全面的な開放をしていかなければいけないのではないかと思います。今、子供たちが減っている中で、学校の利用が結構ふえておりますけれども、そういう中で、積極的にそういうところに協力をしてまいりたいというふうに思っております。ここは災害がポイントだと思いますので、災害が起こったときに学校へ集まって避難をする場合、そのことでございますけれども、地域の人が日ごろ自分が避難する場所を確認をするためにも、開放ということで、そういう場所を認識しておくということが必要だと思いますので、そういう意味では学校の開放を進めながら、グラウンドとかそういうのを開放しておりますけれども、そういうことを進めていったらいいんじゃないかというふうに思います。

それから、２番目の学校コミュニティーの核と位置づけるならばということで、大規模改造にあわせて施設面でも検討する問題があるということでございますが、大規模のときにそういう開放できるようなものを、現在はできる限りそういう工事の対象面積の中で、余裕教室が見込まれる場合は、地域開放を念頭に置いた改造を実施しております。それから、最近では、実施したところは三小、滝合小で、また高幡台小学校の屋内運動場改造では、校庭の開放のために外のトイレを設置し、災害に対する学校の大規模改造についての御指摘で、デイホーム等の高齢者福祉の対応は、制度等の整合性がありますけれども、こういうことも、将来は考えていくような形で開放ができるのではないかというふうに考えております。現在、やっているところはトイレ程度でございますけれども、それを拡大してやることは可能ではないかと思います。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、学校教育部長の方で我々の一番気をつけなきゃならないところがあるだろうと思っております。と申しますのは、学校コミュニティーという言い方をしていましたけど、我々が言うのは学区コミュニティーであって、学校に防災行政を持ち込むなんていうことを考えたら、これは絶対に成功しないと思います。学区という範囲で、つまり子供たちが行く学校なんですから、学区ということは範囲としてコ

ミュニティーとして成り立つわけであります。そして、また自治会はたまたま任意につくられておる組織でありますから、その学校に便利のいい自治会、また不便な自治会、区域を分けた方がいい自治会も当然あるわけでありますから、ですから、一番自治会側は都合のいい学区を使ってもらえばいいという考えで望むべきだろうと思っております。学校を特定して、それが通学区の範囲だというのでは、ちょっと自治会としてはコミュニティーの形成には適不適があるだろう、こんなふうに思います。ですから、自治会側に任意に一定のコミュニティーに相当すべきものはみずから線引きをしていただく。

それから、学校に絶対に負担を負わせない。災害時には、これは自然発生的に災害避難所になるわけでありますけど、日常の学校行政で開放はしていただくのは大切なことですが、災害時のことまでお願いをするということになると、もう全く学校からは逃げられてしまうといいますかね、反対をされてしまうだろうと思います。たまたま学校という自治体の財産としては、一番大きい避難所にまた水や部屋があって、避難所に一時使わせてもらえるという利点があるわけでありますから、そういう意味での理解をいただくということであって、たまたままたそれが阪神の場合を見ますと、自発的に避難者が学校等に集まってみえるものですから、おのずから行政の担当者になっていただいたというのが、現実の姿だというふうに見るべきだと思います。

したがいまして、普段から校長が責任を持たれるとか先生方に一定の責任を持ってもらうというようなことでは、教育行政とはなかなかマッチできない。したがって、コミュニティー側が学校に対して、ひとついざという際には避難箇所として機能させていただきます、そういう立場で望むべきだろうと思います。

どなたかの質問に、学校がコミュニティーの核であるというふうに書いてありましたが、私は学校を核にするんではなくて、校区を核にするんだというふうに考えないと、実現性は弱くなってしまう、こう思っております。

そういうことも含めていろいろな発想をお互いに意見をまとめていただくのが、私はいわゆる校区コミュニティーの自治会にお願いをする、そういう論理だというふうに考えております。（「金は出しても口は出さない」と呼ぶ者あり）

○議長（土方尚功君）　社会教育部長。

○社会教育部長（小沢春童君）　御指摘の３番目でございます。

防災に関して市民が学ぶ場の提供をということで、公民館の出前事業としてという提言がございました。現在、公民館では移動公民館を含めまして年間、多くの講座を実施しておりますが、御指摘の防災関連の講座については、今御提案では学校区ごとにと言

われましたけれども、中央での一連の講座の中で、これから企画実施に向けて検討をさせていただきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　校区コミュニティーについて市長から説明がありました。私も学校がコミュニティーの場になるというようなことは考えておりません。住民の顔が見えるような範囲で、小さなコミュニティーをつくるということが今大事になっているわけですが、しかし、現状は自治会さえも維持できないような状況がある中で、どういうふうにして地域のつながりをつくっていくのか、そういう中で、例えば学校の開放だとかあるいは公民館事業だとか、そういうふうなソフトな援助が今重要になっているのではないか、そういう中でつながりをつくっていくということが重要なのではないかということを質問しているつもりなんです。

特に先ほど施設のことをお話ししましたけれども、今の開放事業というのは、まさに学校の中に空き教室を廊下をずっと通って、奥の方にある教室を使うというような仕組みになっているわけです。が、職員室や子供たちの教室とは隔絶したような、そういうふうな外からは入れるけれども、学校の授業だとか、あるいは学校の仕事に支障がないような、そういうふうな施設をつくっていかないと、実質的に学校開放も進んでいかないんではないか、そういう点で、施設の改善も求めたところですので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

阪神淡路大震災でコミュニティーというのが非常に注目されました。それを、最初に市長が目をつけられたことは、まさに卓見だというふうに思うんです。ただ、それを育てるのは、本当に住民自身がコミュニティーを必要だと思わなければならないわけですから、上からお願いするだけではなくて、ぜひそういうふうな情報の提供や回りから環境を整えるというところに、ぜひ力を入れていただきたいということが質問の趣旨ですので、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

その上で、私は自主防災組織についても質問をしたいと思います。震災時に同時多発の火災に対して、消防署は対応できません。日野消防署の署長さんに聞いたら、大体初期消火で対応できるのは三、四カ所だと。それ以上になると、もうできないというふうにも説明されました。消防団でも対応できなくなります。ですから、自主防災組織が必要になるわけです。阪神淡路大震災で150万都市の神戸と対比されたのが、淡路島の北淡町というところです。ここは、人口１万1,300人の町ですけれども、全半壊合わせて

2,268戸、死者39人。これは神戸市よりももっと大きな被害を受けているわけです。しかし、全焼の戸数を人口比で見ると、人口１万人当たり、神戸が82軒全焼したのに対して、北淡町は0.88軒と、90分の１でおさまったというんですね。その背景として、この町に565人の消防団がいた。これを日野市で人口比ですると、この規模の消防団をつくろうと思うと8,000人になるわけですね。ですから、8,000人の消防団をつくるということは無理なわけですから、やはり自主防災組織はつくる必要があるというふうに思うんです。

幾つか質問をしたいと思うんですけれども、ちょっと時間がなくなってきましたので、絞って質問をしたいと思います。市役所やあるいは出先ですね、七生支所、多摩平支所、生活保健センターだとか、学校だとか、公的な施設、職員が配置されているところがあると思うんですが、ここに防災組織というのは一応つくられていると思うんです。緊急の場合、震災などが起こったときに、私はそういうときにはその防災組織は、その学校だとか職場を守るということだけではなくて、地域の初期消火や救援活動にも参加できるような組織として、ふだんから強化をしておく必要があるのではないかというふうに思います。学校の例えば教員や職員が子供たちを守るということだけでなく、消防団や地域の住民とともに初期消火に駆けつける、そのことが避難所となっている学校を守ることにもつながるわけで、そういう積極的な役割を果たすことができるんではないかと思うんですが、そういう点について、一つ質問をしたいと思います。

それから、地域の自主防災組織を考える上で、昼間はお年寄りと婦人ですから、そういう学校だとか若い人たちいるところが重要になる。夜になると、やっぱり地域で公的な施設は無人になるわけですから、地域で守らなければならなくなるわけで、地域の防災組織が必要だと思うんですね。

私の三沢下自治会というんですが、上、中、下と３自治会連合で毎年防災訓練を行っています。数百人出てきて、この間、小川さんにもあいさつしていただきました。消防後援会というのをつくって、消防団と消防署の指導を受けてやられているわけですね。本当に初歩的なものだと思うんですが、私は先進的な例ではないかと思うんですが、こういう訓練ですね、ぜひ学校区ごとでやっていくということをやる必要があるんではないかというふうに思うんです。その際、職場だとか地域の先生方、または職員の皆さんも積極的な役割を果たしていただく。そして、そういう訓練の中で訓練を受けた人を養成をしていくということが大事じゃないかということですね。そういうことを一つ提案をして御意見を伺いたいと思うんです。

三つ目ですけれども、東京都の防災拠点として学校を位置づけて備蓄などをやろうというふうにしているんですけれども、これの機材をどういうふうに管理するのかということ。先ほど職員を配置したらどうかというお話があって、大変結構だと思うんですけれども、この問題ですね、私は例えば可搬式ポンプというのがありますけれども、あれ買ったらいいというものではなくて、メンテナンスをやらなくちゃいけないし使い方を知らないといけないわけですよね。そういうふうな備蓄倉庫をぜひ地域に開放して、だれでも使えるようにする。そして、そういうふうな学校単位の訓練の中でも、その備蓄倉庫のものを使った、点検をしたメンテナンスを兼ねたような、そういうことをやっていくということが大事だと思いますし、そういうふうな住民の力の高まりとともに、今言った可搬式ポンプだとか発電機だとか、照明装置だとか、そういうものをつくっていく、そういうことが大事になっているのではないかというふうに思います。

最初に引き取り訓練のことを言いましたけど、引き取り訓練というのは余り意味がないと思うんですね。あれ、何か地震があるときに予知が必ずあるみたいに親は思ってしまって、地震が起こったときに、学校へみんな飛び出したりしたら本当は大変なことで、実は地震が起こったときは、自分の持ち場で救援や初期消火に努めるということを第一にして、子供のことは学校に任せる、こういうことを徹底するというのがむしろあれだと思うんですが、それはともかくとして、そういうふうな自主防災訓練組織をつくっていくということが大事だと思いますけれども、このことについて意見を求めたいと思います。

○議長（土方尚功君）　答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　御質問の市役所とか学校その他の公共施設の中に、自衛消防組織があるわけでございますけれども、この働きの件での御質問でございます。

現在、それぞれの公共施設で一定の規模を持つところにつきましては、自衛消防組織を設けてございます。この自衛消防組織につきましては、消防法でも規定されておりますし、また常備消防を委託しております東京都の消防署の方でも、この自衛消防組織について、いろいろ指導、育成をしていただいているところでございます。活動の内容は、主にその施設の中での防災ということが主でございますけれども、御質問にありましたように、近隣の防災についてもできるだけ出ていくべきだというふうには思っております。ただ、それぞれの自衛消防組織は、避難がまず第一、それから消火、救助というようなことでございます。そういうようなことを行っておりますが、特に消火につきまし

ては、それぞれの施設は、現在は消火栓等その建物の中に設備ができておりまして、お話の可搬式ポンプというようなものがなくて、近隣まではポンプを持っていくということはできませんので、一般的には消防団等の力を借りるのが現実的ではないかと思います。また、もっと多発的になりますと、これはそれぞれの公共施設におります職員は、今度は災害対策本部の仕事の方に向くわけでございます。その中で、それの中間でございます近隣の多発のようなことでなく、たまたま近隣にあるような災害につきましては、できるだけお助けといいますか、援助、消火あるいは救助等について努めていきたいというふうに思っております。そのように、またそれぞれの自衛消防組織は訓練といいますか、消防署からも指導されているところでございます。

それから、地域防災です。自主防災組織の訓練等でございます。この訓練につきましては、御質問にございましたように、コミュニティーといいますか、ただ自治会だけでなく近隣のそれぞれの団体、学校あるいはそのほかの公共施設、または企業の組織などの連携を得て防災訓練をするべきではないかというふうに思っております。

それから、自主防災の中での活用での備蓄倉庫、それから、消火器具等でございますけれども、自主防災組織がかなり充実いたしますと、その自主防災組織自身に備蓄庫を置き、また備品を備えるようになろうかと思います。そして、その自主防災組織で自主的に年に何回というような訓練を行うようにしていきたいわけでございます。そんな中では、その訓練に可搬式ポンプだとか、あるいは発電機、照明器具等の使い方等も、その訓練の中でやっていくというようなことになろうかと思います。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　私の自主防災組織について中心的に訴えたいということは、一つは自主防災組織は必要だということなんですね。コミュニティーを強化するということ、育成するということを前提基礎の上に、自主防災組織をつらない限り消防署だとか消防団というのは、同時多発の火災、大きな規模の震災には対応できないんだということが、そこに基本があるんだということを一つ。それから、どうしたらつくるのかということなんですが、冒頭、今自治会の実態どうなのかということを申し上げました。この自治会に自主防災組織もかぶせるというようなことになれば、もちろんそれに対応できる力を持っているわけですけれども、いろいろな自治会のレベルがあると思うので、ぜひ学校区を中心にして――校区を中心にして、そして、職員や教員も含めて防災訓練には参加をして、そして、地域の防災組織づくりの、やっぱり率先して公務員として役

割を果たさなければいけないということを、特に訴えたいわけです。

今の自衛防災組織というのは、屋内の消火栓を前提にというのは、やっぱりその職場を守るということを前提につくられた組織だと思うんですね。地域の防災組織として成長する、そういうふうな位置づけで、ぜひ頑張っていただきたいというふうに思っています。

時間がありません。通告に、災害弱者への対応についても通告をしておりますので、質問をさせていただきたいと思います。

一つは、日ごろから障害者や寝たきり老人の実態を把握しておくということ、速やかに震災時に対応しておくということが、対応できる体制をつくるということが重要ではないかということなんですね。神戸の地震で神戸の福祉事務所が障害者の安否の確認をすべてとり終えたのは、地震が終わってから２カ月後だったというふうな話があるわけですね。その間、障害者の皆さんは健常者でも耐えられないような避難所の中で生活しなければならなかった。たくさんの人が震災後、避難所の中で亡くなっていってしまっている、そういう実態があります。そういうふうな教訓を踏まえて、震災時、すぐに安否が確認できるような対応をとっておく必要がある。そのことについて、どういうふうな対応をとろうとしているのかということについて、１点質問したいと思います。

それから二つ目に、神戸の地震で一番切実だったのは、その避難所ですね。まちの中に福祉の施設、特養ホームだとか、サービスセンターだとかそういうふうな施設があれば、本当にそういうときに対応できる。特養ホームというのがどんなに役に立ったのかということ、まちの中につくることがどんなによかったのかということを切実に、神戸の皆さんは訴えられています。

緊急時には速やかに市内の入所施設、例えば既存の施設としても、例えば日野療護園だとか七生福祉園だとかいう都の施設、日野でいえば特養ホームやサービスセンターなどがあるわけですけれども、そういうふうな施設と緊急時、連携できるような仕組みをつくる必要があると思うけれども、そういう点でどうなのかという点。

それから、三つ目にそういうふうな点も踏まえて、ぜひ防災時の弱者、災害弱者独自の対応策、これを検討しておく必要があると思いますけれども、その点について質問をしておきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　残り３分強であります。端的な答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　高齢者や弱者対策でございます。それぞれ災害が発生した

場合、学校については児童・生徒の対策とかそれぞれの施設、あるいは管理している中で対策を立てなければならないかと思っております。その中で、私どもの防災計画の中では、やはり高齢者等の弱者対策のため、災害対策本部には弱者対策班をつくる予定でございます。内容といたしましては、やはりその組織の中では、これまで行政の中で携わっております福祉部が中心となって、この扱いを検討しておるところでございます。特に弱者の把握、これは常時変わっておりますので、やはり通常の行政資料の中で活用していかなければならないというようなことから、弱者対策班は福祉部が中心になろうかと思います。

また、避難所につきましても、福祉施設ですか、老人ホームなどを使っていく考えでおります。

それからまた、医療とかいろんな緊急連絡等につきましても、阪神淡路の例を十分参考にいたしまして検討したいと思います。

○議長（土方尚功君）　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　ありがとうございました。

先ほど安否の確認に何カ月もかかったという話なんですが、福祉の職員、何やってたのかということも報告されているんですが、死体処理をやっていたというんですね、社会福祉事務所の職員は。東灘区の福祉事務所では、毎日棺おけづくりをやった。3,000人の人が亡くなったわけですからね。

で、日野市の防災計画を見たら、やっぱり福祉事務所の職員というのは、仕事というのは防災時には死体処理と、それから障害者や高齢者の避難になっているんですね。絶対できないと思うんです。ぜひ弱者に焦点を合わせた緊急時対策も、この際、改めて検討していただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（土方尚功君）　これをもって４の２、阪神淡路大震災から１年、教訓をどう生かすのかの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時44分　散会

3月29日　金曜日　（第11日）

平成８年
第１回定例会

日野市議会会議録　（第11号）

3月29日　金曜日　（第11日）

出席議員　（29名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
16番	天野輝男君	17番	奥住日出男君
18番	橋本文子君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	内田　勲君
22番	馬場繁夫君	23番	夏井明男君
24番	黒川重憲君	25番	福島盛之助君
26番	簇野行雄君	27番	小山良悟君
28番	一ノ瀬　隆君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（１名）

15番　土方尚功君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
助役	坂口泰雄君	収入役	落合豊君
企画財政部長	野中勝美君	総務部長	大崎茂男君
市民部長	宮本寿君	生活文化部長	小野宗市君
環境部長	中里正市君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	友野豊三郎君	福祉部長	小俣雅義君
水道部長	土方重男君	病院事務長	高野英男君
教育長	園田匠君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	小澤春童君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	加藤侃一郎君	副主幹	濃沼哲夫君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成8年3月29日（金）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時４分　開議

○副議長（鈴木美奈子君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第１、一般質問を行います。一般質問５の１、「定住外国人」の参政権、とりわけ「地方参政権」についての見解とその実施に向けた取組についての決意を問うの通告質問者、森田美津雄さんの質問を許します。

〔８番議員　登壇〕

○８番（森田美津雄君）　鈴木副議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今日、世界の各国は、相互に依存関係を深めながら、さらに国家の枠組みを超えた、人類普遍の理念を追求するというような地球時代を迎えようとしております。いろんな場面で国際化は、外からも、内からも質の高いものが問われています。この地球時代を迎えた世界に共通する理念は、人権と平和という、まさに日本国憲法の理念そのものであり、これを実現する哲学が、ともに生きるという共生であることも、次第に共通の認識になりつつある、というふうに思うわけであります。この共生の哲学こそ、人権と平和を実現する最も大きな重要な核となり、国際社会はもとより、あらゆる段階での行政においても、内なる国際化の不可欠の柱になるものであります。

近年、日本社会に定住または永住する外国人、とりわけその大きな部分を占める韓国・朝鮮人によって、地方参政権を求める運動が展開されております。約10年前、1987年、全国的にも例のない中で、森田市長は、市民運動である「日野外国籍住民の市民権を考える会」の要請に真正面からこたえられる形で、外国籍住民の参政権の実現を求める要望を、「外国人登録法等抜本改正に関する要望」の中で明示をされ、国に提出されました。この画期的な提言に呼応するように、その後、全国の自治体決議となって、燎原の火のごとく波及し、今や1,000を超える自治体が、同様の決議をし、政府に迫っているところであります。記憶に新しいところで、日野市議会でも、昨年の９月議会で、「定住外国人への地方参政権を求める意見書」を全会一致で採択し、国へ提出したところでもあります。また、昨年の２月28日には、最高裁でもこれに関して、司法判断が下されました。

地域社会の住民として、納税などの義務を負担し、地域社会の発展に、日本国民と同

じく寄与している外国住民を、とりわけ住民参加による住民自治を本旨とする地方自治への参加から排除する積極的、合理的な理由がない限り、自治体への政治参加を求めるのは極めて自然なことと言えるだろう、というふうに思うわけであります。

また、外国人住民の政治参加を求める運動は、ひとり当該外国人の人権または社会参加の問題にとどまらず、人権と民主主義、そして平和を掲げる憲法のもとで、日本の政治、とりわけ民主主義と基本的人権が問い直されるというような問題であり、一方で、日本の社会の国際化と、日本の国際的地位と役割が問われる中で、旧来の日本の排他的とも言える、そういう民族主義と、アジアへのべっ視を正当化してきた考え方が、言ってみれば根底から問われる問題だというふうにも思うわけであります。言いかえますと、外国人住民に政治参加の権利を認めることは、国籍だけによって、人権及び住民としての権利を振り分け、住民共同体であるはずの地方自治体の構成員からも排除してきた従来の論理が、国際化の波が日本を日を追うごとに高まっている中で、外国人住民の存在と、社会的役割を無視して維持できるのか、また、地方自治の本旨の再検証が求められる問題でもあると思います。

このように、外国人住民の政治参加を認めるか否かという問題は、日本社会の体質と地方自治の根本が問われる、そういう意味で、大変重要な問題であります。

今回の一般質問のテーマ「「定住外国人」の参政権、とりわけ「地方参政権」についての見解とその実施に向けた取組についての決意」についても、以上のような観点、あるいは問題意識に立って、行政に共生社会の実現へ向け、共通の認識のもとに、各施策の総点検と、いまだ足りていない施策への取り組みを願い、提案を含め、質問をさせていただくものであります。

くどくなりますが、日本で生まれ育った在日韓国人二世たちが、日本での選挙権を求めた裁判で、最高裁は、先ほど述べましたように、昨年の２月28日ですけれども、「憲法は、国内永住者など、自治体と密接な関係を持つ外国人に、法律で地方選挙の選挙権を与えることを禁じていない」という初めての憲法判断を、小法廷ではありますけれども、５人の裁判官全員の一致で下しました。この中で大切なのは、「憲法が定めた基本的人権の保障は、日本国民だけが対象と解釈されるものを除いては、在留外国人にもひとしく及ぶ」と指摘している点であります。

さらに、憲法第93条の規定について、「住民の日常生活に密接に関連する公共の事務は、その地方の住民の意思に基づいて、地方自治体が処理するという形態を、憲法上の制度として保障する趣旨で設けられた」と述べ、こうした地方自治のあるべき姿からす

れば、「永住しているなどの地方自治体と特に密接な関係がある在日外国人の場合には、その意思を地方行政に反映させるために、法律によって、市長や議員の選挙権を与えることは憲法上禁止されていない」という初めての判断を下した点であります。つまり、この最高裁の判決は、住民による地方自治の理念を酌み取るとともに、地域社会の重要な構成員である定住外国人に選挙権を与えることは、憲法上禁止されていないとして、参政権への道を大きく開いたことにあります。

在日韓国人、朝鮮人など旧植民地出身者は、数世代にわたって日本に定住し、地域社会で生活をしております。戦後処理の歴史をきちんと清算するどころか、勝手に、時には日本人としたり、あるいは外国人としたことも、きちんと反省しなくてはならないわけでありますし、さきにも述べましたように、憲法第30条に根拠を有する納税の義務についても、国民とひとしく市民の義務として果たしている定住外国人に対して、住民自治への参加、これを認められていないというのは、極めて不当である、というふうに私は思うわけであります。１人の人間が政治に参加して、自分の運命は自分で決めるという自覚が保障されていなければ、人格が認められたとは言えない、というふうに思うのであります。

その意味で、参政権は、極めて人権問題であるということが最も基本にあって、また、定住外国人に対する差別を解消し、自治への参加の権利を保障することは、日本社会に多様性をもたらすこと、つまり民主主義にとってもいいことだというふうに高く評価しなければならない、というふうに思うわけであります。いかに社会に貢献できるかが問われるときであります。さきの判決を見るだけでも、この問題に関しては、ボールは既に、司法から政治部門に投げ返されたと言える、というふうに評価できると思います。

加えて、せんだって、衆議院と参議院の両議員に対するアンケート調査の結果が発表されました。約90％の議員が「地方参政権」を、さらにその中の56％の議員が「被選挙権についても認めるべきだ」という意見を表明しているという報道もなされております。もう少し丁寧に申し上げますと、昨年の９月に、在日韓国青年商工人連合会が、定住外国人への地方参政権付与について、日本の衆参両院の国会議員749人全員を対象にしたアンケート調査の結果を、ことしの１月16日に発表いたしました。この中で「地方参政権を認めてもよい」とした議員は、全体の89.0％を占めたということであります。さらに細かく申し上げますと、衆議院では89.2％、参議院では88.6％、両院で89.0％になるということであります。さらに「現在は認められないが、将来はよい」これが5.8％、つまり消極的肯定派を含めると、参政権認定回答は、実に94.8％になるという発表

であります。

日本が多民族、多文化を肯定し、先進国にふさわしい対応を示すときであります。定住外国人が社会で生き生きと生きる、そういう共生を今こそしっかり求めていく。時既に遅しという段階を迎えているんではないか、というふうに思うわけであります。今や、国籍の違う者同士が隣り合わせに生活することが、ごく普通になり、法律の上でも国籍のハードルはなるべく低くしていこうというのが世界の流れになっています。既に国籍のあるなしで、法律上の権利に差を設けるには、納得させるだけの理由が必要とされる時代に入ったと考える次第であります。

市長は、３月定例会を前にした記者会見で、この問題にも触れられたということであります。改めて以上のような見解に対する市長の所見をまずお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（鈴木美奈子君）　森田美津雄さんの質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　私どものごく普通な常識感覚といたしまして、同じ地域社会に居住をしながら、入国の条件、あるいは国籍条項が違うために、差別をして、一番基本的な地方参政権すらまだ処理されていない。平和憲法を象徴しております日本国民の理念として、何か忘れて置かれてある、というふうに思うわけであります。その論旨は別にいたしましても、具体的に裁判所の判断も明確になされた時期でありますから、急いで法整備を行い、地方自治体で同じ地域社会の中で住まいをしております外国籍の方々にも選挙権を行使できるようにしてさしあげるということはまた、個々の自治体としての特別な認識でなければならない、このように思っているわけでありまして、もう論理は超えて、現実の問題として一日も早く、先ほども申し上げましたように、国の法整備を行って、そのことを可能とする地方自治体へのまた活動を可能にしてほしい、こいうことが日ごろ我々の考えておるごく単純明快な論理であります。まさに御指摘のとおりだというふうに思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　森田美津雄さん。

○８番（森田美津雄君）　ありがとうございました。

一日も早い法整備を行って、この選挙権を実現したい、というようなことだと思うんですけれども、この問題というのは、相当根が深いといいますか、法整備としては改正しなくてはいけないのは、一つは地方自治法であり、住民基本台帳法、さらには公職選挙法と。多分、それを受けて、条例あるいは規則の改正というのが自治体ではあるんだと思うんですけれども、この国籍というものと、それから憲法が言っているところの国

民主権の主権というものとは、どうも同義に使われてきた。重ね合わせますと、ほとんど重なるような使い方で使われてきているという点が、私は大変問題だろうという気がするんです。

少し判例や学説も調べてみたんですけれども、旧来の学説というのは、なぜ外国人に参政権が認められないのかということに関しては、国民主権、この原理からいって、憲法第15条の国民に外国人は入らないんだ、というふうな言い方をしているんです。ところが、憲法を英訳したものを見てみますと、10条の国民については、これは「ジャパニーズ」というのを使っているんですけれども、そのほかの国民については、どこを調べても「ピープル」というふうにしているんですね。これが世界に紹介された日本の憲法の具体的な文言であるわけです。

しかし、日本のこれまでの学説とか、あるいはそれを受けた政治的な判断、これは順序が逆かもしれませんけれども、そういうところでは、この憲法が持っている、その国民主権の国民というものを、逆に国籍法の言うところの国民ということから制約をさせたような形になっている。つまり上位法と下位法の関係でいえば、下位法で上位法の範囲を限定してしまっているというような非常に矛盾したことが起こっているんじゃないかというふうに私は思うんです。で、これは、法律というのは、憲法解釈をしながら実定法をつくっていく、あるいは手続法をつくっていくわけですけれども、憲法解釈上の、客観的に定まっているというか、もちろん、時代を受けながら、その内容は少しずつ変容されるわけですけれども、国民の概念の範囲を限定するということを下位法でやってしまっているという結果だと思うんですね。ずうっとこれがひっかかって、国籍があるかないかと。あるかないかで言えば、これはもう明らかなわけです。外国籍か、帰化しなければ、日本国籍ということはないわけですから。しかし、憲法の第３章に言う人権については、これはどの学者も、ほとんどその人権保障については、特別な場合を除いて分ける必要はない、というふうなところに解釈することは到達しているんですね。政治の世界でも、そのことは常識だというふうに言われておりますし、行政の世界でもそうだというふうに言われているんです。やっぱり、私はここで、自治体としても、国民主権の国民と、それから国籍条項等で言う国民と、その輪郭をはっきりさせて、どこで重なり、どこで分けなきゃいけないかということをきっちりと研究しておく必要があるんじゃないかというふうに思うんです。

結論から申し上げますと、私は憲法上の国民の国民という範囲を全面的にカバーしていない国籍法が、やはりしっかりと指摘されていかなきゃならないというふうに思いま

す。住民基本台帳法も、やはりそうだというふうに思うんです。

ちょっと細かいことになるんですけれども、市の住民意識調査ですか、その住民意識調査で対象となっている市民という中に、この外国籍住民が一体入っているのかどうか。それからさらに、ちょっと前に、市の人口をカウントしているときに、この外国籍住民はカウントされているかどうか。少し細かいことですけれども、教えていただけますか。

○副議長（鈴木美奈子君）　答弁お願いいたします。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　これまで行った市民意識調査の中では、外国人は対象になっていなかったというふうに記憶をしております。人口等の把握につきましては、それぞれ外国人につきましては、外国人登録人口という形で把握をしております。

○副議長（鈴木美奈子君）　森田美津雄さん。

○８番（森田美津雄君）　ありがとうございます。

この住民意識調査について発想されるときに、多分、住民基本台帳が、これが下敷きになって出されているんじゃないかと思うんです。やっぱりこれは、後で触れようと思っていたんですけれども、まちの中でできることですから、早速改めていくということは可能かなというふうに思います。

それから人口については、これは定住外国人、あるいは永住外国人についてカウントされているというふうなことだと。多分、広報の左上に書いてあるものですね。世帯数がどうなっているかというのが多少気になりますけれども、これは、まあいいというふうに思います。

結局、戻りますと、この住民基本台帳法が、一つは手かせ足かせになって、国籍法とダブって定住外国人が、地域社会あるいは国政上、その対象、あるいは主体というふうな取り扱いがされていないということの、言ってみればブレーキになっているんじゃないかなというふうに思うんです。ですから、ここをしっかりと考え方を変えていくこと、そして憲法上の国民というのが、これが英訳されているように、「ピープル」というふうに訳されているような、市民としてしっかりと認識されるということがやっぱり大事ではないかな、というふうに思います。

今の時代というのは本当に、容易な移動とか、あるいは通信という点でも、情報が世界を駆けめぐっているという中であるわけですから、定住場所イコール国籍ということは、なかなか成り立たない。それはもう、ちょっとやっぱり古いわけですね。移動がないときには、定住しているところが国籍だという一つの物差しというのは当たったと思うんですけれども、どんどん動く時代になっていますから、定住者イコール国籍者イコー

ル国民だというふうな等式は、私は成り立っていかないんじゃないかというふうに思うんです。

だから、結論的に申し上げますと、少なくとも参政権については、国籍基準ではなくて、定住基準によっていくということをみんなが確認しておく必要があるんじゃないかと思います。憲法が採用している民主主義という意味でも、そういうふうに解さないと、本来的な機能というのは果たせないんじゃないかなというふうに思うんです。で、それを一番、そういうふうに解することを妨げているのは、実は市長の所見を伺いながら、考えてもいたんですけれども、国でも地方自治体でも、細部にわたって市民として、国民として一緒に生きているんだということを、なかなか我々がすとんといろんな制度に落とせないでいるのは、やはり差別、言葉としてはきついですけれども、差別ということを意識のどこか、潜在意識にまで落ちているかもしれませんけれども、これをしようがないというか、是とするというか、そういうことが底流にあるんじゃないかというふうに思うんです。だから、世界から突きつけられている人権ということからすれば、頭の中では、その妨げになることについてはハードルが低くなっているんですけれども、最も高いハードルというのは、結局、意識の点にあるんじゃないかなということが、私は、ずっとこう、いろいろ考えても、そこにひっかかっていくんですね。

せんだって、助役をお訪ねして、同じようなことについてお話させていただいたんですけれども、この点について、助役のお考えを少しお聞かせいただければなというふうに思うんです。

○副議長（鈴木美奈子君）　助役。

○助役（坂口泰雄君）　今、いろいろ御披瀝ございました永住外国人の問題でございます。昨年の２月ですか、最高裁小法廷での一応の判断が示されております。居住する区域の地方公共団体と特に密接な関係を持つに至った永住者等外国人については、地方議員の選挙権を与えることを憲法は許容している、というような一連の判断が示されております。また、平成５年、あるいは平成６年の大阪地裁、福井地裁、こういうところでも、同趣旨の判決がありまして、特に地方議会におきましては、定住外国人に対する参政権要望決議、これが非常に著しい動きが出ております。昨年の４月現在で、約400議会から同趣旨の要望決議がなされているところでございます。この判決の衝撃を受けまして、国政レベルでも本格的な検討に入りまして、定住外国人の参政権問題は、一気に現実化の方向にきているんではないかというふうに考えております。

ただ、今お話のように、現行の公職選挙法、あるいは地方自治法では、外国人に対し

て、国政選挙、地方選挙を問わず、一切の選挙権、被選挙権を認めていませんので、これらの法律の整備が今後の大きな課題となっていくんではないかというふうに思っております。

また、このような選挙権、被選挙権を国民に限るのは、これは日本、そして世界のこれは常識でございました。しかし、国際的な人の移動といいますか、交流の活性化に伴いまして、非常に外国人も増加してきております。これらの定着とともに、ヨーロッパの方では、一部の国では、地方参政権については、もう既に認めている国も出てきております。したがいまして、日本におきましても、従来の国民、国家というような概念も、これから大きく揺れ動いていくんではないかというふうに思っております。一民族、一国民、一国家というような概念が、それぞれ変わっていくんではないかというふうにも考えているところでございます。

いずれにいたしましても、私ども、地方自治体にとりましては、外国人住民を地域社会にともに発展させていくための主体と位置づけることが重要ではないかと思います。そのためには、外国人には独自の文化、習慣等あることをよく理解し、それをお互いに認め合うことが不可欠ではないかというふうにも考えております。また、これら外国人の問題は、好むと好まざるとにかかわらず、基本的には地方自治体の問題とさせられるようになってまいっております。また、自治体は、国に比べまして、さまざまな試み、こういうものが行いやすい立場にあるわけでございます。そういう意味からも、真の国際化は、今申し上げましたように、地方から始まるといっても過言ではないと思っております。

また、先ほど御指摘ありましたように、我々は外国人も住民というような意識は持っておるわけでございますけれども、自治体の人口をあらわす場合には、外人の人口は含まない人口を使っている。また、住民意識調査をする場合には、機械的といいますか、住民基本台帳から無作為に選んでいるというのが実態でございます。これからは独自のアイデアに基づきまして、積極的な施策の展開によりまして、外国人を住民として認識を高めていくということが、これから我々に課せられた課題ではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　森田美津雄さん。

○8番（森田美津雄君）　どうもありがとうございました。

真の国際化は地方からというお話で、全く同感なんです。少しお聞きしたかったのは、

意識といいますか、そういうところについて、多分お考えをお持ちだと思ったものですから、またお聞きする機会があるかと思うんですけれども、私は、山口県の下関というところで生まれて育ったんですけれども、そこは地理的な条件もあるということで、韓国の方、そして朝鮮の方、そして歴史的に部落という、ある地域を居住地とされる方たち、それが混在して生活をするというまちなんです。40年くらい私は、ずっと心の中にもやもやとしてあったのは、我々が小学校に入学したときに、クラスには何人もの韓国・朝鮮の方が一緒にクラスメイトとしているわけですけれども、だれも民族名を使っていないんですね。親友で中野君とか、金田さんとかいたわけですけれども、しかし、民族名は名乗っておられない。俗名みたいな形で生活しておられる。そうすると、その当時はそんなことは思わないんですが、その１点をとっても、民族としての独自性というんですか、よくわからない言葉でアイデンティティーなんていう言葉を見たりするんですけれども、日本的に言えば独自性という、もうちょっと深い意味があるのかもしれませんが、そういうことを言ってみれば、小さいころから捨ててというんですか、持たないことによって、共存するというようなことをさせられている。一方、部落の方たちは、ある地域から全然出ない。小学校の先生も非常に困っておられるというのは、今にすればわかるんですけれども、どう対応していいかわからないんだと思うんですね。結局、一つは、一緒に遊ぶなというような、非常に消極的なことを言われた記憶があるんですけれども、しかしまあ、仲よしですから、そしてわんぱくだから遊ぶんですけれども、いつも何かもやもやしたものが押しつけられているという感じを持っていました。で、よくよく考えると、やっぱりそういう時代から下手をすれば、それが違うというふうに、自分のどこかで反論をできない限りは、どこかで持ち続けるんではないかな、というふうなことを感じていたわけです。

しかし、市長や助役のお話を聞いていましても、そういうことがちゃんと克服されていかなきゃいけない、というふうに私も思うわけであります。ここは国会じゃないですから、地方議会であるわけですから、とりわけ93条の２項の、地方自治体の市長、首長とかあるいは議員の選挙というのは、住民が直接これを選挙するという、これはやっぱり非常に大切な規定ではないかなというふうに思うんです。この地域住民の共同体において、共同生活上の利害関係については、ともに負っているわけですね。だから、ここに言う住民というのは、公職選挙法、あるいは地方自治法に言うような、限定された国民とは違うんですね。私はだから、これは居住者だというふうに置きかえて十分だと思うんです。判例の中でも、それははっきり言っていないんですけれど、そういうところ

は大切な点ではないかというふうに思います。

あともう一つは、先ほど納税のことについて言いましたけれども、憲法第30条が、国民は納税の義務を負う、という国民に、言ってみれば、御都合的に外国人を入れて解釈していると。税法上もそういう取り扱いをしていると思うんです。税法上は、居住者というようなまた言葉を使っていると思いますけれども、一方ではそれを外していくということは、やっぱりどうしても克服しておかなきゃいけない。つまり、制度をつくる政治の責任だろうというふうに思うんです。だからそこは、本当に我々も心してかかっていかなきゃならないなというふうに思います。

そこで、これらの制度自体は、先ほど申しましたように、地方自治法や住民基本台帳法、あるいは公職選挙法が改正されなくてはならないわけですけれども、改正の日をなるべく近づけるという必要があると思いますけれども、そのことを念頭に置きながら、さらにその前に、改正されて、制度ができる前にもできること、これはどうしてもやっておかなくちゃいけないなというふうに思うわけであります。したがって、これから少し具体的に、市としても手がかけられるようなことについて質問してみたいというふうに思います。少し具体的な提言をしながら、見解を伺ってまいります。

まず、民族や文化の違いを認め合って、定住外国人が、先ほど申しました、民族の独自性を保持しながら生きていける地域社会をつくるということのために、私は市としても、基本的な理念とか、あるいは今後の方向性や課題というものについて、しっかりと検討しておくことが急務だろうという気がします。その際に、何か起こったら、その場で、言葉は悪いですが、場当たり的に取り組むということであったり、あるいは時代のかけ声に惑わされるということではなくて、一つは、外国人市民の参加と自治ということ、それから二つには、外国人市民のニーズに対応した行政サービスに対して、きちんと対応していくということ、それから、先ほど助役のお話にもありましたけれども、人権を尊重した多文化の共生のまちづくり、この三つぐらいの項目で市が指針を策定するというようなことが必要なんではないかというふうに思うんです。この点、いかがでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　市の行政おきましても、基本構想、従来の基本計画等でも、市政を取り巻く社会経済的な条件の大きな一つの問題として、この国際化の問題から発する行政課題があるということは、これまでも示してきているところでございます。そうした中で、一通りの基本的な考え方というものは示してまいってきているとこ

ろでございますけれども、さらにそうした国際化といいますか、こうした問題が進行してまいりまして、具体的な問題も生じてきているという状況の中にあります。そうした意味では、さらにそうした基本構想、基本計画等の中の方向を、もう少し具体的な方向に詰めていくということは必要ではないかというふうに思っております。この場でも、庁内的には、過去にこうした問題に事務的に当面対応する項目はどういうことかということで、検討し、その成果を予算化をしながら進めてきているものもございます。さらに検討を進めたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　森田美津雄さん。

○8番（森田美津雄君）　ありがとうございました。

ひとつ全庁的に、早速検討していただいて、ぜひ日野から、そういう一つの大きな指針が全国に発信されるというような時を一日も早く迎えていただきたいなというふうに願っております。

それから、さらに具体的にですけれども、これはほかの国でも、あるいはほかの日本の自治体でも検討されているかと思うんですけれども、定住外国人の意見を市政に反映させるために、審議会への登用といいますか、参加、これも検討されていいんではないかなというふうな点が一つ。

それからもう一つ、新聞報道等でも御承知かと思いますけれども、川崎市が、ドイツのどこかの州の取り組みを多分下敷きにしたということで、スタートさせようとしている、外国人の市民代表を集めて、定住外国人の地方参政権にかわる市政参加の仕組みとしての外国人市民代表者会議、これは市長が出られて、そしていろいろその場で、まあ市長だけではなくて、行政の方も出られて、意見を聞き、そしてまた議会に持ち込むというようなシステムかと思うんですけれども、試行期間も終わって、いよいよ実際にスタートという段階を迎えているというふうに聞いております。あるいは、これは最近のニュースだと思うんですけれども、兵庫県の伊丹市で検討されているような市政懇話会――市政懇談会ではなく、市政懇話会というような、そういう検討も、これは参考に値するんではないかなというふうに思います。なるべく地域にともに住まう定住外国人の方たちの日常的な要求を市政に反映させていくということで、いずれも取り組まれているわけですけれども、日野市でも、市民運動で「日野外国籍住民の市民権を考える会」というのが提案をされているような、外国籍住民会議とでもいうような、こうしたものが検討できるんではないかなというふうに思うんです。

以上、2点についてお答えをいただきたいというふうに思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　先ほどお答えをいたしました基本的な施策の方針といいますか、そうしたものの検討の中には、今御提案のような、具体的な他の都市等で取り組まれている問題も参考にといいますか、そういう事例もあるということは、私ども、既に承知はしておりますけれども、そうした問題も含んで検討がされていくことだろうというふうに思っております。いずれにしましても、外国人ということにつきまして、これまでもいろいろお話もありましたとおり、基本的な人権といいますか、外国人と日本国民である市民と、要するに人権という問題、そういうことについて何ら差別をすべき問題ではないということについては、そのとおりだというふうに考えておりますし、そうしたことを基本に考えていくべきだろうというふうに思っております。憲法の前文等にも、「人類普遍の原理」という言葉もあるわけですけれども、そうした観点から基本的なものはとらえていくべきだというふうには考えております。

○副議長（鈴木美奈子君）　森田美津雄さん。

○８番（森田美津雄君）　ありがとうございます。

既に予算要求あるいは予算委員会の場で、こういうことというのは、実は要求をきちんとすべきかなというふうに思ってきたところですけれども、いろいろと調べてみますと、アイデアとして、なかなかいいものを含んでいるなというふうに私は思うわけです。とりわけ川崎市が４月１日からスタートさせようとしている、この外国人市民代表者会議というのは、なかなか研究も下準備もされた上でのスタートということで、中身があろうかなというふうに思うんです。市長、こういう外国人住民の参政権が認められるまでの具体的な意見表明が出せる場づくりといいますか、こういうことに関しては、市長、いかがでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市の行政として、いわゆる今論議されております、外国籍住民に対する具体的な施策でありますとか、あるいは文化行政等につきまして、多少今、国際交流協会のような別の団体にお願いをして、ごく初歩的なことを始めておるという状況であります。人権を差別なく尊重するということは言うまでもないことであります。まだ市の行政能力として、どの程度のことが可能であるかというおのずからの限界もあるわけでありまして、私はむしろ、余りにも幼稚であったかもしれませんが、選挙管理委員会事務局に、選挙権を持たれる日本人と同等の資格の方は、人名簿に載せて、選挙に応じてもらったらどうか、というような幼稚な発想を持ったわけでありますが、それ

にはある程度法整備が必要である。何よりもやっぱり法整備を国自身が忘れていらっしゃることですから、日野市議会からでもひとつ大きく提起をしていただいて、早く法整備に踏み切っていただく。自治体日野市らしい一つの活動ではないかと、こんなふうに思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　森田美津雄さん。

○8番（森田美津雄君）　この代表者会議みたいなものというよりは、もっと進んで、これは幼稚だということをおっしゃいましたけれど、そうではなくて、非常に高い見識だろうという気がするんです。むしろ法整備がそれに追いついてこなかったということで、大変なことだろうという気がするんです。ぜひ市長のお考えになっているようなことを一日も早く実現するということは、これは世界の市民が望んでいることでありますし、我々も望むところですから、現実化させていただきたいなというふうに思うところであります。

それでは関連してお伺いしたいんですけれども、最近、またこれは新聞紙上をにぎわしているというんですか、いろいろと問題を投げかけてくれているんですが、一般事務職の採用試験における受験資格から国籍条項を撤廃するということを検討する自治体が出てきております。これについては、私はよく知らなかったんですけれども、森田市長は既に先年、全国の自治体に先駆けて、職員の公募に際しては、国籍条項を設けない旨を表明されているんですね。多分、そのとき自治省がどうだったかということは、私、自治省の見解を知らないんですけれども、今回、例えば高知県や、あるいは福岡、あるいは川崎で、同じようなことが試みられているんですけれども、これに対しては、自治省はえらいけんまくで対決姿勢を示しているというんですね。これは報道されております。しかし、高知県では、ぜひ実現したいということ、それから福岡でも、高知県のこの判断を受けて、ぜひ国籍条項の撤廃を、この国際化の中で実現していこう、というふうに知事が表明されております。また川崎でも、年内には実現させたいというふうなことであります。

しかし、これに対する自治省の見解を前提にしますと、市長が既に表明された、これはもう画期的なことというふうに言えるわけですし、時代と憲法の要請というものをきちんと見きわめられた、先見性の高いものだというふうに評価できると思うんです。ただ、もし誤っていれば訂正していただきたいんですけれども、実際には、まだ市の職員に外国籍住民が在籍しているという話を聞いていないんですけれども、これは正しいんでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　御質問にありましたとおり、日野市では特に職員採用につきまして、国籍条件をつけてはございません。したがって、外国籍であっても、市職員になり得るわけでございますけれども、現在のところ、市の職員としての実績といたしましては、特に公募とかということではございませんが、市立病院の医師は、外国籍の方が数人、これまで採用されております。

○副議長（鈴木美奈子君）　森田美津雄さん。

○8番（森田美津雄君）　ありがとうございました。

市立病院の医師に何名かいらっしゃるということで、それを考えれば、聞いていなくちゃいけないことなのかなという気がいたしました。私の推測なんですけれども、多分、これまでの全国的な常識からしまして、公務員については国籍要件というのがあるんだということが、これはかなり知れ渡っているというんですか、受験される方については、多分、そういうことがあろうということが前提になっているのかなという気がするんですね。とすれば、広報等での募集に際して、きちんと国籍要件がないんだということを明示することが、そう難しくないと思うんですけれども、必要ではないかなというふうに思うんです。これはどうでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一時期、いわゆる自治体職員に国籍要項をかけるなといいますか、あるいは存在すれば、外せという運動があった時期があります。そのときに、ごく当たり前の対応といたしまして、日野市には国籍条項を定めた職員の採用は今まで考えたこともないので、制度がないんですから、受けることも可能であります。また、外すべき制度も存在しません。自由に振る舞ってください、ということでお答えをしてありますので、そのとおりでよろしいんではないかと思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　森田美津雄さん。

○8番（森田美津雄君）　大変結構なことだろうという気がするんです。市長の常識というのは、時代や憲法をきちんとわきまえた深い理解のもとの常識ですからいいんですが、なかなかそれが全国的な常識になっているかというと、なっていないというのが、これまたもう一方、率直にあるわけでして、それを考えますと、争うことではないんですけれども、この募集に関しては、一言広報に明示されるということはやっていただいていいかなというふうな気がします。これは少し調べてみましたら、小金井の広報をたまたま私、見たんですけれども、ほかの市でもそうかもしれませんけれども、国籍を問

わないというようなことが、これは全国の常識に対してちゃんとこたえたということになるんだと思うんですけれども、明示してありました。これはひとつ、親切だということで取り入れてもいいかなというふうな気がしますので、御検討を願えればというふうに思います。

それから、福祉の分野なんですけれども、これが一番、定住外国人にとっては、大変な分野だなという気がしています。日野市では、法律に基づいて、あるいは法律のカバーしていないところにまで行政の運用を駆使して、日本人と同等なサービスを具体化しようというようなことがたくさん見受けられるように思います。福祉部長にまず、その項目だけでも、ざっとすぐにおわかりになるものがあれば、お答えいただいて、その後、年金等の受給について、一体、定住外国人の方たちがどうなっているのか。特に1982年の国民年金法の改正のときに、このはざまに置かれた方たちというのがどうなっているのか。国民年金ですから、まず市民部長にお答えいただいた上での方がいいんでしょうか、その後、福祉の分野で部長にもお答えいただきたいなというふうに思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　市民部長。

○市民部長（宮本　寿君）　ただいまの件につきましてお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、昭和34年に国民年金法が施行された時点では、「日本国籍のある者」という限定がございました。昭和57年に、難民条約の批准に伴いまして、この国籍要件が撤廃され、定住外国人の方々も、国民年金の対象として加入することができる、というふうになったわけでございます。それで、そうした中で、いろいろな不都合の点があったことは確かでございます。特例措置をいろいろ要求をされるというような形のものがあったわけでございますけれども、年金の制度の中では、社会保険方式をとっている制度として、逆に日本人との均衡を欠くというような点も懸念されまして、特例を認めてきていないのが現状でございます。しかしながら、市としましては、こういった問題点につきまして、国民年金制度が基本的には国の制度であって、また、さりながら、問題点としては、全国的に問題であるという認識から、全国都市国民年金協議会を通じまして、国に救済を陳情してきているところであります。また、こういう陳情活動とはまた別なことといたしまして、年金制度の上ではなしに、福祉面からの措置がとれないかという考え方もあるかというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　福祉の分野についての考え方ということについては、国際

的にも、先ほどのお話の中にもございましたように、社会保障の権利というものは人種とか国籍、あるいは宗教、性別、年齢、職業、そういうものについての差別は基本的にはない、ということが福祉の基本的な精神であろうかと思います。ただ、一つの制度としては、福祉に関連するものとしては、生活保護行政においては、生活保護法が国民という、先ほども国民の定義についての国籍法の制約の問題を述べられましたけれども、そういう言葉を使っていることが基本にございまして、日本国民という意味に一つ定義づけているわけです。外国人差別という面で、特に深刻であり、いろんな歴史的な、あるいは戦争の問題とも絡んだ中での日本の責任という立場から、在日韓国人、朝鮮人に至るまでの外国人の権利としては、生活保護を受ける一つの権利としては、認められていない。それは行政上で保障しているに過ぎない。権利ではないんだ、ということが生活保護法の一つの運用となっております。

ただ、福祉の方で取り扱っております、例えば身体障害者、あるいは精神薄弱者、いろんなサービス、手当がございます。それは基本には、愛の手帳であるとか、身障者の手帳であるとか、これを所持すれば、各種サービス手当が受けられる仕組みになっております。この手当、手帳については、外国人登録者を除外しているわけではございませんので、この手当、手帳所持者という面では、すべてのサービスを受ける権利があるということになろうかと思います。また、児童関係については、基本になる法律は児童福祉法ですから、これは基本的には、あらゆる児童・子供ということが根底にありますので、国籍いかんを問わず、各種のサービスは受けられるという仕組みです。同じように、老人福祉についても、同様でございます。したがいまして、外国人登録という要件は必要であるものの、生保は別としても、すべてのサービスは受けられるということになります。

また、平成８年度では、いわゆる住所不定、低所得者の緊急避難のための、現在の法制度で救えない部分の要介護者に対する法外援護事業として103万8,000円ほどの予算ではありますけれども、緊急避難のためにこれは、国籍を問わず、住所不定者、低所得者、その他いろんな緊急避難的な要素があれば、援助できる仕組みをつくっております。これは、今後発展させていく必要があろうかと思います。

それから先ほどの、障害者福祉年金であるとか、あるいは高齢者福祉年金、あるいは母子福祉年金、いわゆる今言われた年金法の改正に伴っての、救済できない部分についての対策を福祉でできないかというお話でございます。基本的に実務レベルで考えますと、国の制度の欠落――欠落と言っては何ですけれども、制度として救えない部分を、

即地方の単位の自治体がそれをカバーするというのは、なかなか踏み込めないことが実態だと思います。やはりこれには都道府県レベル、より広域性がございますから、都道府県レベルの何らかの誘導策があれば、それに乗って市としての役割なり上乗せなり、そういう形での仕組みが、より行政間のバランスもとれるということも考えれば、単独にこれに踏み出すということは、まだ所管部とすれば、判断はつきかねます。

○副議長（鈴木美奈子君）　森田美津雄さん。

○８番（森田美津雄君）　どうも丁寧にありがとうございました。

２点あったと思うんですけれども、前の部分はちょっと置いておきまして、この無年金者の救済についてというところで、これはおっしゃいましたように、1982年の国民年金法の改正で、国籍条項が撤廃されたわけです。形式的には、年金支給の道が定住外国人にも開かれたということなんですけれども、しかし、経過措置がとられなかったために、その当時60を超えていた高齢者と、それから二十歳以上の障害者が、保険料が未納付だと。それは未納付のはずなんですけれどね。それまで認めてなかったわけですから、未納付は当たり前なんですけれども、未納付ということを理由にして、年金法の対象から除外されたんですね。で、その受給資格がないままに現在に至っているということなんです、もともと。

少し詳しく申し上げますと、例えば当時35歳を超えた外国人は、単純に計算しまして、60歳までに25年間の保険料支払い期間を満たさないわけです。だから加入できない。それから1986年にカラ期間というのが導入されて、これらの人も加入できるようになったというわけですけれども、当時既に60を超えた外国人は加入できない。日本人にはどうだったかというと、これは救済措置をとったんですね。そこでも差別的なといいますか、酷な扱いがなされているわけですけれども、あるいはその後も、日本人であれば制度の、その発足当時もそうですが、沖縄返還時についても、年齢的な問題で加入できなかった人というのは、本人が保険料を支払っていなくても、国庫から支給される老齢福祉年金というのがあって、支払われているんです。ことしのこの４月からですけれども、中国からの帰国者にも制度が適用されるということですけれども、結局、残った人たちがいるわけですね。で、福祉部長がおっしゃるのは、これを年金の制度ではカバーできないので、福祉的な観点から、市ではなかなかだけれども、都道府県という単位で、少し広域的に救済できないのか、というようなことに話は詰まると思うんです。

日野市議会で調べましたら、平成６年に陳情が出ていまして、定住外国人への無年金者に対する適用拡大を求める陳情と。これは決議されているんですけれども、私はぜひ、

今の福祉部長のお話からしても大切な点だと思うので、確かに国の制度がないところをどうカバーしていくかということですけれども、国ももちろん、これは絶対にやらなきゃいけない。こういう谷間はいっぱいできていると思うので、そこは制度をつくっていかなきゃいけないと思うんですが、都にもぜひ働きかけていただきたいなというふうに思います。これは滋賀県とか、あるいは大阪市等も、この救済措置についてはやっているようです。それから、調べましたら、1995年10月13日現在という資料が出たんですが、全国では相当たくさんのところがやっています。先ほどの下関もこれに山口県では一つだけ入っているようですけれども、月額2万円ということで出しているということであります。ぜひ、何らかの要請をやっていただきたいなというふうに思うわけです。

最後になるんですけれども、先ほど来のお話からしましても、私自身考えたことからしましても、なかなか高いハードルというのが、私たちのむしろ心の中にある共生を妨げる意識といいますか、こういうところにあるのかなという気がしてならないんですけれども、それは絶対に克服しなきゃいけないというふうに思うんですが、そういう変革なくして、差別からの脱却というのはなかなか難しいことじゃないかなというふうに思います。そうした意味で、ちょうど我々が小さいころに、教育の場で受けたといいますか、先生自体も、大変迷っておられたと思うんですけれども、しかし、その場で聞いた話というのは、ずうっと心の中にひっかかっているということは、私だけではないと思うんです。何が本当に怖いのかということに対しても、あれが怖い、これが怖いという話というのはいっぱいありますけれども、言うことを聞かないから、怖いと言っておけば、やらないだろう、というようなことも、ささいなことではいいかと思うんですけれども、しかし、お互いの本当に人間としての許し合い、共生し合うということを前提にすると、絶対に許されてはならないような話もあろうかと思うんです。そういう中でやっぱり、教育というのが、いろんな教育を含みますけれども、これが最も大切になるんじゃないかな、その果たす役割というのはかなり大きいんじゃないかなという気がするんです。学校を含めた教育のあらゆる機会に、違いを認め合っていく。で、人権を尊重するということ。さらにその違いの中で、民族の独自性といいますか、これを保持できるような教育、つまり、一番最初のところでお話をしたかったんですが、例えば、日本人になればいろんなものをクリアできるじゃないか、だから帰化すればいいじゃないかという話があるんですね。しかしこれは、この民族の独自性ということを長く誇りに思い、心に思っている人からしますと、やっぱりそう簡単には言えないなという気がするんです。だから、その違いは違いとして認め合いながら、いろんな多様な民族性を持った、

あるいは多様な文化が共存していくという社会を丁寧につくっていくという話だと思うんですね。そういうことからすれば、地域社会での多文化の共生の生涯学習活動といいますか、あるいは文化活動の推進とか、あるいは市民運動の支援というものが、これから特に必要ではないかなという気がするんです。

含めて、教育長、どのようにそういう点をお考えなのか、もしお考えがあれば、お聞かせ願いたいなというふうに思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　私たちは、この世に生をうけて生きているわけですが、お互いが一人の人間として尊重されるということが大前提だと思います。したがいまして、その考えに立ちますと、差別のない人間社会というのを築いていく努力というのは、絶えず続けていかなきゃいけないという考えを持っております。これは教育においてもおんなじでございます。ところが、残念ながら、現実にはいろいろな人々の生活の面、または人間関係の中で、差別を感じたり、またはみずからは気づかなくても、差別をしていたり、というような事象は、新聞等でも指摘されるように、枚挙にいとまがございません。したがいまして、こういうようなことを考えていくときに、やはり差別の一つの根源は、一人ひとりの心の中、意識の中にあるというようなこともあるんではないかと、私は感じているわけです。

今、議員さんのお言葉にもありましたように、小さいときに、あの子とは遊ぶなとか、またはその子供の住んでいる地域のことについて、周りの大人がとやかく言うというようなこと、そういったようなことは、差別の意識を増長していくということになるわけですね。そういった意味からしましても、この差別の問題、学校教育でいいますと、まず教師自身が、この差別の問題は、みずから克服していかなければいけない課題だという認識を持っていくことだと思う。人ごとではなくて、自分の問題としていく。それとあわせて、いわゆる意識の問題であるので、教育の果たす役割は非常に重要であるという認識を持って、日々の子供の教育に当たっていく、こういうことが一番肝要かと思います。

また、先ほども申しましたように、学校だけではこれがなかなか克服できない。といいますのは、子供が生活しているのは家庭であり、地域であり、またそのほかのいろいろなところもあるかもしれませんけれども、そういった中のすべての生活の場面で、そういったものを払拭していく教育といいますか、そういうものがなければいけないということで、家庭で果たす役割というのも大きいと思います。生まれてきた赤子は、差別

意識なんか持っていないわけでございますから、だんだん成長する過程の中で、そういう意識が芽生えてくるということですから、家庭での教育、また地域での教育というものも重要だと思っております。

そういった中で、学校では、じゃあ、これだけ国際社会と言われる現状の中で、どういうふうに取り組んでいるか、こう申しますと、私どもの教育委員会でも、いわゆる国際社会に生きる力を育てていこう、こういう考えを持っております。国際社会に生きる力というのは、自分の生活している自国の文化というものを大事にするとともに、外国のそれぞれ違った文化、いわゆる異文化といいましょうか、違った文化、違いを認め、すばらしさを認め、そしてお互いに理解をし合っていくということが大事でございます。私ども日野市の教育委員会の教育目標の一つに、「国際社会に生きる能力と態度をはぐくむ」という項目を設けております。その具体的なものは、「地域に住む外国の人々とともに生き、国際社会で活動できる態度の育成に努めよ」ということを一つの目標にして、学校と協力しながら、日々努力をしているということでございます。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　森田美津雄さん。

○８番（森田美津雄君）　どうもありがとうございました。

ぜひ、頑張っていただきたいというふうに思うわけであります。もし、市長に御意見があれば、お伺いしたいと思いますが。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　特に意見ということではありませんが、日野市の住民として住民登録をしてもらうということが、すべて市民権の根拠になるだろうと思います。それから、滞在者あるいは旅行者は、緊急的なことについては、もちろん対応も最大限に行わなければならない一面はあると思いますが、定住をしていらっしゃる方はなるべく住民登録をしていただくと。恐らくまた、その住民登録に、入国関係の記録でありますとか、いわゆる戸籍上の記録が必要だということで阻んでいるということがあるかもしれません。日野市の条例の範囲で、なるべく可能ならしめるということについて、ひとつ検討を努力してみたいと思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　森田美津雄さん。

○８番（森田美津雄君）　ありがとうございました。

これまで述べたこと、そしてお聞きできたこと、また将来にわたって、改善や創設されるべき制度が、やはり何といっても、定住外国人の参政権を保障し、行使される中で、

一つひとつ推し進められなければならないというふうに思うわけであります。行政も議会も、あるいは外国人を含めた市民の総力を結集して、共生社会の実現のために、しっかりとした声を日野のまちから発信し続けましょう、ということをお訴えして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（鈴木美奈子君）　これもって５の１、「定住外国人」の参政権、とりわけ「地方参政権」についての見解とその実施に向けた取組についての決意を問うの質問を終わります。

一般質問６の１、痴呆性高齢者に対する福祉行政はどうあるべきか。今後の方針及び施策について問うの通告質問者、橋本文子さんの質問を許します。

〔18番議員　登壇〕

○18番（橋本文子君）　それでは一般質問に入りたいと思います。

浅川苑には50名の高齢者が入居しています。このうち、26名が痴呆性だと聞きました。待機中の高齢者も大変多く、最近の入所者は、ほとんど痴呆で占められるようになりました。この分でいくと、今後、浅川苑で暮らす高齢者はすべて、痴呆性という事態になりかねないことが予測できます。ちなみに浅川苑に入りたいとおっしゃっている待機者130名のうち、痴呆性と言われている市民の方は85名です。つまり３分の２が痴呆の方だということです。

昨日の夏井議員の御質問の中でのやりとりでも、この痴呆の問題については、大変深刻な、ショックを受けられた方が多いのではないでしょうか。夜、頻繁に大声を出す。ベッドに縛りつけなければ、真夜中に外に出たがる。部屋を間違えて、他人のベッドに潜り込もうとして大騒ぎになる。浅川苑でそうだと決めつけているわけではありませんが、他の施設の話では、痴呆性高齢者の場合では、日常茶飯事、決して特殊な例ではないということですから、内容的には、浅川苑もそう変わらないと思います。

また、栄町サービスセンターでのデイホーム事業は、浅川苑のデイホームと同様、水曜日のみ週１で痴呆性高齢者の日になっています。定員10名のところ、現状では７名しかお受けできておりません。職員のローテーションをつくることが大変で、処遇の確立に時間がかかってしまい、定員どおり受け入れにくいという状況があるのだそうです。他方、介護を主として担ってきた家族も、女性の社会参加によって、大きく変化してきました。しかも、介護者自身も高齢化した上に、介護の期間も長期化するなど、介護問題は極めて深刻です。家族の負担が余りにも重過ぎて、介護放棄や老人虐待のケースも報告されています。

来年度の予算では、痴呆性高齢者グループホーム事業計画として300万円が確保されました。たかだか１ベッドですが、一歩前進だと思います。また、高齢者実態調査業務委託料として600万円の計上が見られます。これについても、多くの議員の皆様が、大変評価をしておられますが、これではせいぜい往復はがきでアンケートをいただく程度で、人件費まで補償がないので、担当の職員は大変でしょうけれども、頑張っていただきたいと思います。これで二歩前進だと思います。このアンケートが集約されるまでには、痴呆性高齢者に対する施策で、何が不足しているか、理解しにくいとは思いますが、とりあえず次の２点についてお伺いをいたします。

一つ、日野市における痴呆性高齢者に対する現行施策の中で、不足と思われる分野をどのように認識しておられますか。

一つ、介護に疲れた家族を、どのように救おうとしておられますか。

以上、２点お伺いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さんの質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　痴呆性高齢者に対する現行の施策の中で、不足と思われる分野ということでございます。痴呆性高齢者については、最近の老人福祉課の窓口相談や、老人ホーム等の入所申請を見てみますと、かなりの多くの方が「痴呆あり」ということになっております。市全体でも、相当増加しているということは、十分推測できるところでございます。浅川苑の入所者を見ましても、50人のうち、約半数以上が痴呆性高齢者、その他の特別養護老人ホーム待機者の中では、130人中、今、85名とおっしゃいましたが、私のデータでは、87名が痴呆性高齢者と見られております。

このような痴呆性高齢者に現在実施している施策でありますが、手当関係では、老人福祉手当、あるいは寝たきり老人看護手当、これらの手当の給付がございます。その他の在宅サービスでは、痴呆性老人デイホーム、これは浅川苑サービスセンター、栄町サービスセンター、各それぞれが週１回、それぞれ10名ということのサービスですが、もう一つ、痴呆性老人のショートステイ、いわゆる短期保護、７日以内というのと、ミドルステイがございます。これは山水園であるとか、日の出ホームであるとか、そういうところに委託をしております。ほかにも一般高齢者と同じ条件ではありますが、ホームヘルパーの派遣、あるいは日常生活用具の給付、特養ホームの入所等々でございます。また、平成８年度、今お話のように、至誠老人ホームで開始する、これはパイロット事業ですけれども、痴呆性高齢者のグループホーム、１人分のベッドを確保いたす予定でございます。これは１人分のベッドでありますが、当分の間は、二、三名程度利用ができ

るように今、協議中でございます。

しかし、痴呆性高齢者の施策については、今後取り組まねばならないことが、非常にたくさんございます。まず、痴呆性高齢者が市内にどのぐらいいて、どのような生活をしているのか。その家族はどんな介護をされているのか。これらが最も知りたいところでございます。そのための実態調査を平成８年度で行う予定になっております。また、痴呆性高齢者を抱える家族が実施している自主的なデイホームもございます。それらとも連携をとりながら、援助の方法を考えてまいりたいと考えております。

次に、質問２の方ですが、介護に疲れた家族を救えということの御質問ですが、痴呆性高齢者を介護する家族の方々は、ストレスがたまって、共倒れになるケースもあると聞いております。最近の新聞報道でも、家族のストレスから、老人虐待が発生しているという、これは今、議員さんのおっしゃるとおりです。反対に、精神的に不安定な痴呆性高齢者が家族を脅かすという逆のケースも聞いております。大変おとなしい痴呆性高齢者でも、今話していたことが記憶されずに、同じことを何回も繰り返す方がたくさんいらっしゃるようです。御家族の根気のよい対応、それから疲労等々、限界に達しているケースも多々も見受けられるわけでございます。特に昼夜逆転している老人や、徘回とか、いろんなケースの介護者は、寝不足や目が離せないといったようなことから、全くほかには何もできないという訴えが聞かれ、家族だけの介護には一つの限界があると思われます。このような状況を抱える家族には、当面、ショートステイ、ミドルステイを利用していただくとともに、ホームヘルパーの派遣、あるい介護者に休養をとっていただくよう、そのようなことを考えております。痴呆性高齢者は、一人ひとり症状の幅や重さが異なります。それだけに対応が困難でありますが、苦労されている御家族の介護負担をなるべく軽減するために、ニーズに合った施策を検討し、進めてまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　今も部長の方から、調査をして実態を知りたいと。そこの部分が一番不足している、というふうな中で、それでも、窓口に来られる家族の方々のお話で、かなり深刻に受けとめていらっしゃるということがわかりました。

ついせんだっても、元このまちで市議をなさっておられた方が、３年前に母親を亡くした。今だから言える。夜中にたたき起こされて、きょうもちをついてくれると言ったのは、あれはうそつをいたのか、とか、このテーブルに５万円入れた財布を置いといた

けれど、この家の中には泥棒がいる。ありもしないことを指摘されて、連れ合いが非常につらい思いをした。亡くなって３年たって、今だから言えるんです、というふうなことをおっしゃるのも、伺いました。

そこで、きょうここで御紹介する「ケア・センターやわらぎ」についてでございますけれども、非営利の民間福祉団体として、1987年に立川で設立されました。89年からは、訪問看護サービスの事業も開始しています。さらに91年には、「ケア・センターやわらぎ国分寺」を設立して、昨年の95年からは、痴呆性高齢者のデイサービスの事業も展開しています。

事業の概要を申し上げますと、一つ、社会福祉に関する啓発事業。一つ、研修及び人材育成。一つ、在宅福祉サービス向上のための調査研究開発事業及び情報収集、情報提供。一つ、シルバープログラムの開発。一つ、有償福祉サービス事業、このような大きく分ければ五つの分野で、大変いい仕事を展開されておりますけれども、実績、一番新しい94年度で申し上げますと、会員数581名、利用者358世帯、ケアワーカー466名、看護婦47名の構成でございます。家事援助サービス627件、在宅介護サービス、実に１万146件、在宅看護サービス750件となっています。この看護サービスができるというのは、このやわらぎのとても大きな特徴だと思っています。つまり、看護婦さんを抱えていなければ、この看護サービスというのはできないわけですから、47名の看護婦さんを抱えて行われているそうです。事務局体制といたしましては、事務局長１名、コーディネーター９名、専任看護婦１名、計11名でございます。担い手の有資格者は、介護福祉士14名、社会福祉主事14名、１級ヘルパー15名、２級・３級ヘルパー16名となっています。

大変最近では、介護・看護サービスの部門の要求がふえて、96％を占めるようになったということでございます。しかも医療、保健所、行政からの依頼が多く、医療を伴うケースがふえているということが、とても大きな特徴だということでございました。この辺の内容の重要さにつきましては、日野市の福祉事業団と比較していただいてもよくわかると思います。財源は東京都地域振興基金から1,800万円、立川市から879万円、昭島市から150万円、国立市から40万円、国分寺市社会福祉協議会から100万円、計2,969万円が実績となっております。このやわらぎでは、実は日野の市民の方もお世話になっているのでございます。この「ケア・センターやわらぎ日野」が、市役所からは目と鼻の先、神明に４月１日から開設の運びとなりました。以前、トントンの看板がかかっていたところでございます。既に内装工事も、地元の大工さんの世話で完了しています。さわやかなブルーの看板もかけられました。４月６日の土曜日２時からの開所式の御案

内を市長初め、担当の職員の皆さんにもお送りをしているということでございます。

そこで、次の質問をさせていただきたいと思います。96年4月に開設予定の痴呆性高齢者のためのデイホーム「ケア・センターやわらぎ日野」に対して、助成金を出していただきたいと思います。他市と同様、この日野市からも助成金を出していただきたい。事業の上でも、これから市との連携を持つことが非常に多くなると思っておりますので、公的介護保険との絡みも含めまして、見解を問いたいと思います。お願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　今お話のやわらぎが、4月から日野市で痴呆性高齢者を受け入れるデイホームを開設するということのお話と、また、御案内もいただいております。「ケア・センターやわらぎ」は、民間の有料在宅ケアの分野で、大変すぐれた実績を上げているのは存じ上げております。スタッフもそろっており、このような民間団体が日野市に活動の場を設けられたということは、大変喜ばしいことと思っております。非常に期待したいところでございます。日野市では、デイホームを経営されるということで、現在、市内で多くのデイホーム待機者がおりますので、これらの高齢者を吸収していただけるものと期待しております。特に痴呆性高齢者のデイホームは、利用者を初め、その家族の方々に大変歓迎されるのではないかと思っております。日野市の痴呆性高齢者のデイホームは、現在、浅川苑と栄町サービスセンターの2カ所で実施しており、今後、多摩川苑福祉ゾーン等でも計画をしているところですが、今申し上げたように、待機者が多いのが実情でございます。近年中に実施が予定されている公的介護保険などとの関連を考えますと、保険あって介護なし、という状況をつくらないためにも、市内に必要な施設を公民問わず、福祉の受け皿として整備されれば、非常によいのではないかと考えております。

日野市との連携については、日野市民、特に待機者が利用されるわけでありますので、必要な情報や業務依頼をしていくことになると思います。今後の運営状況や実績等を勘案しながら、話し合ってまいりたいと思います。いずれにしましても、日野市の実績がこれから出てくると思いますので、それらを、実績の状況を待ちながら、適切な対応や支援を考えてまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　ありがとうございました。

大変好意的な、温かい御答弁をちょうだいして、うれしく思います。保険あって介護

なしという、そういうやり方を、日野の福祉ではやりたくないと。まだまだ公的介護保険については、あちこちで論議をされて、この日野市からも、国に対して「急ぐな」というふうな内容の意見書も、厚生委員会で論議され、そしてさらには、この会議場でも、皆さんの全会一致ということで送ることができたことは、つい先日のことですから、御記憶どおりでございます。

「ケア・センターやわらぎ国分寺」のデイサービスを利用された方の例が、ここに少しございますので、その例を申し上げてみます。ある一人の方は、御家族と一緒に住んでおられますが、アルツハイマー、痴呆ということです。66歳。お連れ合いさんも、娘さんも、お孫さんも同居しておられると。やわらぎを週2回定期的に利用しておられます。いわゆる公的な場所でショートステイを受けた日は、家でまた後々家族が介護しなければならないような状況があるんだけれども、このやわらぎを利用することによって、非常に好転してきた。一つは、妻以外の介護は一切受け付けなかった、娘さんにも介護をさせなかったという実態があった中で、やわらぎを利用するようになって、素直にほかの家族の方の介護も受け入れるようになって、妻の負担が減った。で、この週2回利用されることで、妻も自由な時間が持てるようになって、精神的な解放感が非常に大きい、ということでございます。

また、MHさんという老人性痴呆の方で、89歳の女性の方の例でございますが、この方は、息子夫婦と孫と同居しておられます。やわらぎのデイサービスを週1回利用されているということですが、施設でも、やわらぎ以外の施設でショートステイを受けた後は、逆に発熱をしたり、感情面で無表情になってしまったり、というふうなことで、平常の状態に戻すために、家族がデイサービス、ショートステイを利用した後は非常に苦労していた。しかしながら、やわらぎのデイサービスを利用するようになってからは、そういうことがすっかりなくなって、よい状態が保てるようになった、というふうな報告がされています。そして、これまでは自発語が余りなかったんだけれども、やわらぎに行くようになって、自発語も多くなり、家族に対して手招きをしたり、話しかけもできるようになった、ということでございます。

また、HKさん、脳血栓性のこれは痴呆でございますが、94歳の方です。息子夫婦と同居しておられます。この方につきましても、やわらぎを利用するようになって、月2回の利用でございますけれども、とても疲れがとれるようになった、ストレスがとれるようになった、というふうな御報告でございます。他の施設のデイサービス利用の翌日は、逆に疲れをとるために、大変だったけれども、やわらぎに行くようになってからは、

まるで逆のいい方向だと。この方については、時間延長とか、宿泊ケア等も、求めに応じて実施もされているようでございます。

このやわらぎのデイホームを利用された方々からは、多くの好転したという報告がされておりまして、何より家族の方が安心できる。そして開放される。自由な時間が持てる。たまにはおしゃれをして、お使いにもいきたい。たまには昼間ぐっすりと眠りたい。そういことが保障されるようになって、その痴呆の方を含めて、家族全体の調和が保てるようになったということで、大変喜ばれているそうでございます。

先日、中央福祉センターにお訪ねしたとき、こういう資料が、多くの資料をかけている中にあったわけですが、「痴呆老人の理解と介護」というところで、慶応義塾大学医学部精神神経科の先生のようですが、古い茶と書いて何とお読みするんでしょうか、古茶大樹先生でしょうか、ちょっと本当の読み方はかわりません。この方の書かれている資料の中で、こんなふうな内容がありました。「1988年、東京都の調査では、65歳以上の在宅老人の男性3.9%、女性5.1%、平均4.0%に痴呆が認められました。痴呆の有病率は、加齢とともに増加し、60から65歳までででは、100人中１人ですが、85歳以上では、約５人に１人が痴呆老人であると言われています。これは入院中または老人ホームに入所しているお年寄りは含まれていません。ですから、実数はこれよりもずっと多いものだと言えるでしょう」と、頻度という項目の中で書かれています。

さらに、痴呆とはどんな病気でしょうか。痴呆と老人ボケとは、どう違うのでしょうか、という記事がございます。「老人ボケは、痴呆よりはなじみ深く便利な言葉ですが、これは医学的根拠のない言葉です。ここには生理的な自然の老化現象による物忘れから、病的な状態である痴呆まで、さまざまな状態が含まれており、使う人によって意図するところが異なり、不正確で誤解を招きやすい表現です」。痴呆というのを病気だというふうにこの方は定義づけされておられます。

そのあたりの医学的なことにつきましては、私は詳しいことはわかりませんが、いずれにしましても、特養ホーム待機者の130人中、痴呆の方が87名もおられるというふうな福祉部長の御答弁でございました。そしてさらには、福祉部長の御答弁の中で、今後できるやわらぎに対して、大変期待をしたい。そして、今待機しておられる方々を吸収していただけるものと信じている。公民を問わず、そういういい施設ができることについては、大変喜ばしいことだから、業務提携なども考えながら、実績を見た上で、私の求める助成金ということにも、大変関心を持って、その辺も考えているというふうな御答弁でしたが、市長にそのあたり、簡単で結構でございますが、御答弁をちょうだいし

たいと思います。お願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　高齢化社会という現象の中で、いろいろの福祉体系は、やや系列的に整いつつあるわけでありますが、痴呆という現象に対して、なかなか対応が確立しがたい、こう考えております。幸いに今の発言で、デイホームとしてのやわらぎというグループといいましょうか、日野市にも拠点を開いていただくということでありますので、大いに関心を持たせていただきますとともに、いろいろ我々も勉強させていただく、そして日野市行政の中に一定の方向性づけをしていきたい、そのきっかけになっていただけるんではなかろうかと、こう思っておりますので、御指摘のとおり、福祉部長のお答えをしたとおりの認識に立って、努めてまいりたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　どうもありがとうございました。

市長からも、福祉部長と同じように、大変いい御答弁をちょうだいいたしました。このやわらぎを中心になって育ててきた方は、実は日野市民の方でございます。石川治江さんという方で、もう日野市に在住されて十数年たとうかと思います。最初に立川につくられたという理由は、もともと立川に住んでおられたからということで、日野市民でございますから、この日野市の中でしっかりと根をおろして、行政とも提携をしながら、本当にいい福祉行政の片腕として担っていきたいということでございますので、本当によろしくお願いいたします。

そして、ぜひお願いしたいのは、開所式、４月６日の午後２時、市長初め、多くの皆さん、そしてここにいらっしゃる議員の皆さんにも、ぜひ顔を出していただければ、というお話でございましたので、よろしくということをお願いいたしまして、この質問に対しては終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって６の１、痴呆性高齢者に対する福祉行政はどうあるべきか。今後の方針及び施策について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木美奈子君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時00分　休憩

午後１時６分　再開

○副議長（鈴木美奈子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問６の２、重度身体障害者の通所施設「かざぐるま」が、約束どおり公立化できなかった理由についての通告質問者、橋本文子さんの質問を許します。

○18番（橋本文子君）　傍聴の皆さん、御苦労さまでございます。

二番手の質問は、重度の身体障害者の通所施設についてでございます。この問題につきましては、私は、一昨年の第２、第３、第４回の各定例会で、立て続けに一般質問を行ってきた経緯がございます。ちなみに９月のときには、「重度の障害児の通所施設につきましては、日野市保健福祉計画の中にも重点事業に位置づけまして、重度の障害者が地域で生きがいを持って生活できる施設計画をするということになっております」と、福祉部長からの御答弁がありました。さらには、市長から、「重度障害児の、特に御提案のような場合には、一番制度としておくれている福祉の大切な領域である、こう受けとめております」。中略いたしまして、「担当者もお答えしておりますとおり、だんだんとある程度の方向づけが進みつつあるということでありますので、これから具体化しなきゃならないという判断のもとで、政策化をしていくというふうに考えております」との御答弁がありました。また、このときの厚生委員会でも、当該の請願を受けて、熱心な論議が行われる中、担当課長からは、「重度の身体障害者の通所施設については、つくる方向にある」との御答弁もあって、全会一致採択され、議会の最終日にも、全会一致採択が行われました。

そこで、1996年度からは、かざぐるまを公営しますという理事者側のお話を信じて、お母さんたちはひたすら、今議会の予算に期待をかけてこられました。にもかかわらず、期待に反して、出された予算案には、公営化のかけらも見られません。予算の中では、かざぐるまについて800万強のものが御配慮されていて、この点については大変感謝をするところでございますが、なぜ約束どおりかざぐるまを公立にすることができなかったのか、お尋ねいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さんの質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　重度心身障害者かざぐるまの家は、現在12名、成人が７名、児童が５名、通所しております。必要経費は、市や都の補助金のほか、親たちの福祉基金でもって運営しているところでございます。しかし、親たちの福祉基金が、平成７年度をもってほぼなくなってくるということから、数年前から、公営化について種々の御相談がありました。この相談の中で、特に幾つか理由があるわけですけれども、職員の身分の安定、福利厚生制度、その他の体制の整備、これがなければ、いわゆる安定的な

雇用が図れない。したがって、熟練、なれた人が定着できないという要素も非常に多くあったわけでございます。そのようなことから、当面、市として、現実の問題としてできるものとして、このあたりに標準を当てて対応を図ってまいったわけでございます。心身障害者、その家族の生活については、もちろん、ここで申し上げるまでもなく、大変な思いをしながらやってこられているということは十分思いますし、将来に対する不安もよく承知しているわけでございます。

ただ、親たちの持っている基金がなくなる。これで後の組織が維持できない。職員の体制、あるいは熟練した方たちの雇用の安定も図らなきゃならない。そういうようなことから、平成８年度では、ほぼこの基金取り崩しに相当する、若干プラスした形のものを市が肩がわりする形で対応をしたわけでございます。現実的な対応とすれば、最善の方法ではなかろうかなあ、と思っているところでございます。公営化については、まだ実現の運びにはなっておりません。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　職員の問題とか、職員の熟練度ですか、その辺の問題、雇用の安定等についておっしゃいますが、公営にすれば、その辺は逆に、そういう方々をお呼びして、担っていただくというふうに多分なるんだろうと思うんですよね。８年度については、1996年については、そういうことで、予算にも入っていないということで、これは今、仕方ないと思いますが、将来に向けては、部長、いかがですか。

○副議長（鈴木美奈子君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　今お答えできる範疇とすれば、まだ困難ではなかろうかなあと思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　困難というふうなお答えです。その困難を乗り越えて福祉の問題というのは、個々に解決できないという方々が、要求をされ、そしていろんなことをまた制度としてもつくって、それに対応していくというのが福祉ですから、困難ということではなくて、ぜひ将来に向けては、何とか考えましょう、という御答弁がいただきたいと思いますが、市長、いかがですか。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　重度肢体障害の方々で、自発的に日野台でかざぐるまの家という、集まって共同生活をしておられる施設があります。その当時の状況から私はおつ

き合いをしているわけでありまして、場所の多少スペースを広げるとか、また環境も改善するとか、そういうことの要件を含めて、今の所在地、平山橋に近い、たまたま日野市が所有をしている用地を提供しまして、建物をつくられ、今日、継続をしておるわけであります。確かに日常、介護をしておいでになる血縁関係の家族の方々、それから若干の公的支援を受けられて、職員にその介護の仕事に携わってもらっておられる、こういう状況はよく承知をしております。そしてまた、家族の方々も高齢化され、将来に対する不安があるというお立場も、もちろん理解はしなければなりません。

ただ、自治体行政の立場で、できるだけ国の制度、あるいは公的な対応の明確化されない今の事業の間では、一番いい方法は、福祉法人のいわゆる法人格を持ってもらう。そのことに対して、土地の提供その他、できるだけ援助をいたしますから、法人格をとる運動を、努力をしてくださいということは、どの障害者グループにもお願いをしている状況であります。御質問の、日野市が公営化をするという約束をした経過はございませんし、それから、できるだけのことは、もちろんしなきゃなりませんので、法人化に対するこれからの援助もしていきたい、こういう考えは持っております。いわゆる公設公営ということではないわけではありますが、福祉事業団の経営ということにもちょっと無理だろうと。今、いろいろ同情の立場を保ちながら、方策をまだ考えておるというところであります。ぜひ、法人化の獲得によって、関係者の方々が安心をされ、また該当者が、日常生活になるべく支障のない、そういう状態をつくり出すということは極めて重要なことでありますので、これからも努力を申し上げるということを、今、福祉部長がお答えをした内容であるというふうに思っております。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　多分、去年おととしと、厚生委員会に所属しておられた方々には、今の御答弁では、うーんと首をかしげていらっしゃるんじゃないかと思いますが、まあ、そこのところは置きます。今の市長のお話の中で、ちゃんとした法人格を連れてくれば、土地は提供しましょうという、そこのところ１点だけ、再度確認させてください。それでよろしいんですね。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　現在、既に使っておられる場所があります。これは市の土地ですから、市はそれに協力をするということは可能であります。また、別の土地をいろいろなグループの、なるべく法人格という形で経営をしていただくためには、土地の協

力もしてあげなければ、土地をみずから求めてということは大変困難でありますから、すべてそのように考えております。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　厚生委員会でずうっと２年間お聞きしてきた内容とは、かなり違うんですけれども、今の市長の、法人格が来れば、土地は大変でしょうから、提供しましょう、とおっしゃるところだけを確認したということで、この質問は終わります。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって６の２、重度身体障害者の通所施設「かざぐるま」が、約束どおり公立化できなかった理由についての質問を終わります。

一般質問６の３、市立の斎場を作って庶民のくらしを守れの通告質問者、橋本文子さんの質問を許します。

○18番（橋本文子君）　それでは３番目の質問に入ります。

第一生命のシンクタンク「ライフデザイン研究所」が、男女800人を対象に昨年９月、葬式に関する意識調査を実施しました。回答数は、800人中765人という好成績の中、最も希望の高かったものは、「自治体による格安な葬儀会館の設置」と「自治体による死後手続の代行」が、ともに７割を超える結果だったそうです。これは「格安な公営葬儀会館を希望する声が７割を超す」というタイトルで、ことしの２月10日、朝日新聞の記事に載ったものでございます。

ちなみに私の周りにいる知人に、今、自治体に一番何を望みますか、と聞きますと、「やわらぎができて、痴呆のお年寄りが何とかなりそうだから、この後お願いしたいことは、市立病院の建て替えと、葬儀が安くできる会館を」という答えが返ってきます。そこで、昨年の１月１日から12月31日までの日野市民の死亡数を尋ねてみました。市民課です。出てきた数字は754名。また健康課で、市営火葬場火葬実績を聞きましたところ、昨年度は622人ということでございました。ついでに今回聞いて初めて知り、驚いたのは、南多摩斎場を使う人が本当に少なくて、年間通して６件程度なのです。そこで斎場を、いわゆるお葬式をする場所ですね。それを持っている、まずお隣の八王子の市民課で聞きました。斎場が二つあります。大きい方で市民が使うときは５万円、小さい方が４万円です。市民以外のときはもう少し高くなりますけれども、日野の民間のそれを聞きますと、大きい方が45万円、小さい方でも30万円ということですから、随分数字が違うなと思いました。立川にもお聞きしました。福祉助成課が担当していて、市民は４万円でございます。また、間もなくでき上がるという府中市にも、企画課が担当しておりましたので、伺いましたところ、式場棟に３カ所あって、大きいところで140人用

ですが、10万円、中くらいの90人用が２部屋で、ともに５万円ずつということです。さらに、待合棟５室にロビーもあり、法要棟までついています。法要棟は、１階が洋間、２階が和室ということで、49日の法要とか、一周忌にも使えるというものです。また、料理店も併設されていて、駐車場は地下79台、地上21台、合わせて100台が置けるというものでございます。これほどまでのものはともかくとして、せめて安い料金で使用できる市営の斎場ができないものか。市民の願いは切実なのです。

昨年12月11日、吉冨議員が一般質問の中で、とてもいいことをおっしゃってくださっています。例えば、こうなんですね。「ぜひ、汚水処理場の跡地をむだにしないように検討していただければと思います。火葬場は嫌がっていますけれど、葬祭場は嫌がってはいないようですから、その辺は有効利用ということで、汚水処理場の方は考えてもらえればと思います」。まあ、長い質問の中でこういうくだりがございました。これはそのままコピーしたものですから、間違いないはずです。あの地域で保育園をなさっておられる吉冨議員、そしてお母様もその近所に住んでおられるというふうなことで、私もこういうお言葉をお聞きして、大変意を強くしたわけですけれども、あそこの汚水処理場の跡地を何とか市営の葬儀場をつくる、斎場をつくるということにならないかどうか、お尋ねいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さんの質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　斎場の必要性ということにつきましては、今御紹介があったとおり、住宅事情、あるいは生活様式の変化、こうしたことから、自宅での葬儀というのがなかなか大変だと、こういうような事情の中から発生をしているというふうに考えます。そうしたことから、自宅以外での葬儀を望む人も確かにふえております。中でも、利用料金の低廉な公営斎場、これを望む声が多くあることも認識しております。市内には現在、斎場が６カ所ほどございます。また、多摩地域につきましては公営斎場というのが５カ所ほどございます。今、御紹介がありました府中市を入れますと、６カ所ということになります。また、中でも、当市も構成員となっております南多摩斎場でありますけれど、本年の11月末には、また新しい斎場もでき上がりまして、都合二つの斎場というような機能に生まれ変わります。

当市の利用状況を見ましても、平成４年度から６年度にかけましての年平均の利用件数というのは、御紹介がありましたように、７件ほどであります。全体の利用件数は224件程度であります。それは、場所的に遠いというような敬遠があるということだろう

というふうに考えております。身近な地区センターを一方、斎場にというような声もございます。こうした施設というのは、総論賛成、各論になりますと、非常に難しくなるというような施設だというようなことでもあります。使用料の低廉な公営斎場の必要性というのは強く感じております。課題として強く受けとめるべきものというふうに考えております。

2番目の、多摩平下水道処理場跡にどうかと、こういうようなことでございました。御存じのとおり、斎場というのは集会施設としまして、建築基準法上の中でも、第一種住居専用地域では不可能というような施設でもあります。当該地区につきましては、用途地域の変更も予定されておるようでもあります。また、地区計画も導入されているというような状況にございます。そうした状況につきましては、都市整備部長の方にお願いを申し上げたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　今、前段の部分がお話がございましたとおり、この地区は、現状では第一種住居専用地域ということになっております。したがって、これは当然、建物、斎場は許可になりません。ただ、この見直しの中で、第二種中高層住居専用地域という形で変更することで現在進めておるわけです。ただ、この用途と連動いたしまして、地区計画をかけた。この地区計画の中では、この地区には、こういうふうな集会所等は許可にならないと、こういうことになっております。したがいまして、斎場は今の計画の中では不可能だということでございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　用途地域を変更しても不可能なんですか。再度お尋ねします。

○副議長（鈴木美奈子君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　用途地域と同時に、地区計画を網をかぶせて、さらにその地域を制限をいたしております。この制限の中で許可にならないと、こういうことでございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　その制限を不可能とおっしゃいますが、制限を何とか解く方法はないんですか。都市整備部長のお知恵で何とかならないんですか。

○副議長（鈴木美奈子君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　これは都市計画法上の決定でございますので、それなりの手続を、法的な手続をしていけば、これは変更ということは可能でございます。た

だ、期間的に相当の縦覧、そういう手続関係のものが出てくる。地域のまたある程度の合意も必要でございます。そういう条件が整えば、変更ができないということではございません。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　全く不可能ではないということが今、お聞きできました。となると、まず私はやっぱり、区画整理でも何でもそうだと思うんですが、１軒１軒地域をお訪ねして、本当に住民の希望は強いわけですから、最初にきちっとボタンをかけ違えないようにやっていただく方法で、ぜひこの場所に斎場をつくっていただきたいと思うんですが、少しはそういうお気持ちをお持ちでしょうか。どうでしょう。どちらかお答えできる方で。

○副議長（鈴木美奈子君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　ただいま都市整備部長がお答えになりましたように、当該地区につきましては、地区計画上無理であると、こういうようなことでありますので、法的な位置づけのものであります。したがって、そういうふうに理解せざるを得ないというふうに考えます。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　不可能ではないということですから、その可能な道を、時間はかかってもいいんじゃないですか。その方向さえ示されて、そしていずれつくりましょう、そのために第一歩を踏み出しましょう、ぐらいのお答えがいただきたいと思うんですが、市長、いかがですか。簡単で結構です。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市として、ぜひ欲しい施設の一つだというふうには認識しております。当面、民営施設もかなりできておりますし、それから南多摩という地域の関係で、斎場組合がございます。そこに参加することによって、一応の活路は開いてあるということでしょうか。ただ、他市にある共同施設ですから、なるべく日野市内にも本体があって、そしてその補助手段として、近隣市も共同で設置をしてあるという状態が望ましいことですから、将来もあらゆる形で具体化できる方策を検討していくということは、当然でなければならないと思っております。私もなおそれに加えて、市民墓地という、そういった狭い施策は今現実にあるわけですが、これもいろいろな工夫をして、市内に求められなければ、市外にでも確保をするというような意気込みで、その需用にもこたえていかなければならないだろうというふうに思っております。

先ほどお答えは一応しておりましたけれど、確かに日野市の都市計画として、現在の火葬場は、これは本当に、当時、一番何といいますか、幼稚といいますか、対応が不十分であったということになっているわけでありますので、あらゆる施設、市民社会として必要なものは、当然順序を経ながら、整備をしていく考えは持ち続けなければいけないだろうと、このように思っているところであります。今特定をしてどこどこをということは公の場で言うだけの用意はございませんが、マハヤナ協会という日野市内のお寺の団体もございますので、いろいろな形で御相談もしたりして、需用にこたえられる方策を、なるべく手順よく開いていきたい、こんなふうに考えております。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　ありがとうございました。

南多摩斎場はあるけれども、余り市民には歓迎されていないとみえて、利用数が少ない。市長も、近い市内の中に斎場をつくる必要があるということは御認識のようでございますので、どの場所と今は言うこともできないが、とおっしゃる。それもわかります。市民墓地まで、お聞きしていない墓地についてまでお答えをいただきました。これは市内じゃなくても、余り遠くないところで用意する必要があるだろう。需用にこたえていきたい、というお話でございましたので、この質問についてはこれで終わります。必ず市内につくってください。よろしくお願いします。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって６の３、市立の斎場を作って庶民のくらしを守れの質問を終わります。

一般質問６の４、多摩平団地の建て替えについて住民と市長との約束を確認するの通告質問者、橋本文子さんの質問を許します。

○18番（橋本文子君）　それでは最後の質問になります。

昨年の12月23日、多摩平団地東集会所におきまして、団地住民と市長との対話集会がありました。建て替え問題をテーマにしたもので、約200人ぐらいの住民が集まりました。参加した議員も、地元の３名の方のほか、多分、４名ほどいらして、全部で７名の議員がそこに参加していたと記憶しています。私もそこに行っておりました。この集会で住民と市長との間で交わされた約束は４項目です。この４項目は後で申し上げます。さらにことしになって２月23日、市役所で開かれた都市計画審議会の中で、住宅都市整備公団による多摩平団地の建て替え問題が議論されたそうでございます。この中で前述の、団地住民と市長が取り交わした約束を盛り込んだ住民の意見書を市が都知事あてに提出したことが明らかにされたそうです。この件については、笠原会長初め４名の役員

が都庁へ出向き、さきの意見書が都へ提出されたことを確信してきましたと、多摩平自治会のニュースで報告されています。それはここですね。報告をされています。

以上のことを申し上げ、12月23日に団地住民と市長の間で交わされた次の４項目について、多分、市長は、そのとおりとお答えくださると思いますが、もうイエスかノーで答えていだければ、私は十分でございます。その４項目を申し上げます。これも団地の会長の意見書ですか、要望書ですか、市へ出されたもので読ませていただきます。一つ、公団の建て替えを承認するには、日野市と公団との基本合意の締結が必要であり、基本合意（文書協定）に市が判を押す前に、住民の同意を得ること。一つ、市は用途地域の変更は行う。そのことによって、住民が不利益を受けないように、市は住民を守る。一つ、家賃については、公団が建て替えを指定する前に、家賃を公表してもらう。その家賃を住民が承認した後で、建て替え指定をするものとする。一つ、市長は、今後も住民集会に出席し、住民とともに建て替え問題を考えていく。なお、市長は適切な家賃として、収入の20％ぐらいを考えているということをおっしゃっておられるそうです。

以上、４項目が交わされたということで、こういう通知が出ています。そのほかにも、朝日新聞とか、これは２月29日ですか、あるいは２月24日ですか、あるいは２月18日、２月21日、いろいろと記事になる中で、今団地の皆さんが一番心配しておられるのは、この４項目。多分、森田市長ですから、これまで一人も泣かさない、というふうなことでやってこられた、それを守ってくださるだろうと、きょうは皆さん首を長くして、そのことを確認するのを見届けたいということで傍聴にも来てくださっています。ですから、この４項目は間違いなく、市長は守っていただけるんでしょうね。大変失礼な言い方かもしれませんが、イエスかノーでお答えをいただければ、私は、もうそれ以上申し上げることはございません。もしノーだったら、何かまた言うかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さんの質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　傍聴にたくさんおいでになった理由がわかりました。市民の皆さんと信頼関係に立つということは、当然なことでありますし、多摩平の公団住宅建て替えにつきましても、余り進捗はいたしておりませんが、言うべきことは公団に言ってある、というふうに思っております。そこで、市長の信頼度を高めるという意味かもしれませんが、確認をしたいというような発想には私は応じなきゃならない考え方は持っておりません。団地の出身の議員さんもたくさんおいでになります。今までいろいろな機会に、いろいろな話をしながら、一応の信頼はしていただいておるということであり

ます。市長が言ったことは原則として、信頼をしていただくということが、私は当然だと思っていますから、改めて確認というような形で問われるという立場にはない、ということだけ申し上げておきます。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　西経堂団地、ここでは、家賃が19万8,000円。それは、用途が変わった土地を倍に評価して、さらにそれを時価に換算して、家賃に４倍も５倍も上乗せして設定していくということが実際に起きていて、そういう高家賃が実際行われているんです。

また、つい最近、ＮＨＫのニュースを見ておりましたら、神奈川県のあるまち、厚木だったと思いますが、ちょっと今、記憶が定かではないんですが、１カ月ぐらい前だと思います。そこでは14万の家賃が設定されました。募集をしたら、随分、とりあえずは入ってこられたんですね。高いなと思いつつも、当たるかどうかわからないということで応募したら、当たってしまった。とりあず当たったから入りました。しかし、家賃を払っていくうちに、２カ月、３カ月たったら、自分には無理っていうことがわかる住民が大半で、２割を残して、８割が空き家になりました。新しい団地です。そこで、住都公団は一計を、策を講じまして、11万の家賃に値下げしました。さあ、出ていった人は、14万と11万、まあ３万ぐらいの差で、まだ高いと思うけれど、14万よりはましだから、戻ってきたいと思う一方、もう引っ越しをするために相当お金を使った。もう戻れない。じゃあ、２割で頑張って残った人は、11万になるかといったら、ならないんです。14万。11万の家賃になったにもかかわらず、残っている人は14万で払っていきなさい。そういう矛盾したことがあちこちで起こっているんです。

ですから、今多摩平団地で一番心配しておられるのは、そこの家賃が、本当にどういう家賃が設定されるかということなんです。そういう土地を現在の土地の値段に換算して、それを家賃にかぶせていくというやり方は、とても私は許せないなというふうに思います。ですから、そのことが、住み続けられるか、出ていかなきゃいけないかという大きなネックになるわけですから、確認をするなんていう、される立場にはないと市長、おっしゃいました。でも、この四つは間違いなくやってくださる、やりましょう、とお答えいただけませんか。お願いします。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私どもの考えは、行政は住民に信頼をされてこそ成り立つというふうに思っております。そのような姿勢で公団にも臨むわけでありますし、一番基

本的なことは、市民である、特に弱い立場にある方が泣かれるような事態を絶対につくりません、ということも当然だと思っております。日野市のまちづくりの一環といたしまして、地元のいい緑の環境もできるだけ残すとか、そういうことにつきましては、基本的に了解をするという回答は、公団側から得ております。これからの進捗に応じまして、確かな判断を持つことはもちろんでありますから、一つひとつを正確に、市民を守るという原則と、環境を守り、また市の発展に寄与するということを原則として取り組んでいきたい、このように思っておりますので、そのようにひとつ、ぜひ信頼をしていただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　２月29日、朝日新聞の朝刊です。「公団団地建て替え、私も言いたい」への投稿として、２人の方の意見が載せられています。実際には大変な数が投稿されたそうですが、この日の朝刊では、２人の方の意見が載りました。

一つは、15万円の年金、家賃で消える。４月から年金生活に入りますが、15万円ほどの年金で15万円の家賃だったら一体どうなるのでしょうか。私の住む団地には60歳以上の人が半分入居していますが、団地の若い人だって、給料の平均は20万から25万円ぐらいではないでしょうか。公団がもくろむ建て替えには全く納得できません。

それからもう１人の方、苗木植えても、木陰なくなる。私の住む多摩平団地は樹木が多く、日野市のオアシスと呼ばれ、市民の憩いの場になっています。公団はこの樹木を切り払い、更地にして建て替えを行う予定です。苗木を植えますが、人間に憩いを与えてくれるのは樹木が枝を伸ばし、木陰をつくってくれるからです。この緑で覆われている状態こそ重要で、豊かな緑をなくすことには反対です。

この２人の方の御意見、大きく団地に住む皆さんのこれは集約された御意見だろうと私は感じて、読ませていただきました。ですから、一つは、大きくは家賃の問題、今、市長も、緑のことに触れてくださいましたけれども、木陰がなくなってはオアシスがなくなるというふうな団地住民のその大きな願いは、この４項目のお約束の中の４番目、市長は、今後も住民集会に出席し、住民とともに建て替え問題を考えていく。「住民とともに」というところを省いてしまっては、市民参加も何もなくなってしまいます。私たちのまちには、他市から大変いい要綱だと言われている市民参加の要綱が、市長の肝いりでつくられました。多くの市からそのことはうらやましがられて、たくさんの問い合わせがある中で、日野市はいいですね、住民と一緒にまちづくりを考えてくれるから。そういう革新市政こそ本当の革新市政ではないですか、という声があちこちから、私の

ような、団地に住んでいない人間にまで声が他市から入ってきます。この４項目目、住民とともに建て替え問題を考えていく。手間暇かけるのが民主主義です。手間暇かけて、住民の声を十分聞く。そしてその声をもとに、一緒に考えていく。そしてその中では当然、家賃のこともテーマに大きくなってくるわけですから、この四つの項目、残念なのは、守りますという、お約束しますというお声が聞けなかったのが本当に残念なんですが、多分、傍聴していらっしゃる方は、イエスかノーで答えてほしいというふうに思って、いらしているというふうに私は理解しているんです、市長。ですから、守ります、とおっしゃっていただけませんか。これまでの23年間やってきた日野市の、これは本当に集大成になろうかと思いますが。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これまで私は、市民を裏切ったということはないつもりですから、そういう範囲でひとつ信頼をしていただいて、これからのまた新しいおつき合いをさせていただきたい、こんなふうに思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　市民を裏切ったことがないと、これからも裏切らないというお約束をしてくださいました。裏切らないというお約束はつまり、この四つの項目を守ってくださるというふうに私は今、お聞きしました。ということで、またこれから住民の皆さんは大いに市長と語る場を設けていただければと思います。そして市長も、どんどんそこに足を向けていただいて、住民の皆さんの忌憚のない声を聞きながら、本当にいいまちづくりを、この団地からつくっていっていただきたい、というふうに、私はこの場をおかりいたしまして、大きくお願いをしておきたいと思います。きょうは60人ぐらいいらしたんでしょうか。何人ぐらいでしょうか。たくさんの方たちが、目と耳と肌できょうの市長の、住民を裏切らないというそれを感じていただけたと思いますので、私もこの辺で、この質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって６の４、多摩平団地の建て替えについて住民と市長との約束を確認するの質問を終わります。

一般質問７の１、市立総合病院建設基本計画ができたことをふまえ、その計画促進についての通告質問者、板垣正男さんの質問を許します。

〔19番議員　登壇〕

○19番（板垣正男君）　日野市立総合病院建設基本計画が昨年10月にでき上がりました。計画書については、我々議会、その他関係者にも配られ、今、この計画書をめぐって、

さまざま議論が行われているところであります。三十数年の歴史を踏まえまして、市立総合病院の建て替え事業がようやく具体化しようとしているわけであります。現在地の多摩平に位置しておりますこの市立総合病院、市民の大部分が一度は市立総合病院にお世話になるという経験をされているものと判断されます。この市立総合病院の建て替えは、従前より市政の大きな課題の一つとして取り組まれてまいりました。森田喜美男市長のもとで、さまざまな角度から論議が行われ、検討が行われてまいってきたことは御承知のとおりであります。また議会も、この問題をめぐってのあらゆる角度から論議が行われてまいってきたことも御承知のとおりであります。そして、現在の162床が、一般病棟300床にふえるということを初めといたしまして、病院規模はほぼ2倍になるという基本計画がまとめられたわけであります。この間の市長初め、関係職員の皆さん、あるいは市民の皆さん、その努力に心から敬意を表しておきたいと思います。

新しい病院はどんな病院になるのでありましょうか。この基本計画書によりますと、役割と位置づけ、基本理念など、これまでにない包括的な医療・保健・福祉を概観した市立総合病院の姿を明らかにしているわけであります。すなわち市立総合病院の役割と位置づけの中で、「医学的・社会的・経済的に、適正な包括医療を地域に供給し」と、こう述べておりまして、市民生活に必要なあらゆる分野の中心的な役割を、しかも全体に及ぼす役割を果たそうということではないかと思います。基本理念といたしましては、市民の健康づくりのパートナーとしての役割を果たすという病院のイメージであります。親しみと安らぎの病院。三つ目は、安全な環境の病院ということをうたっているわけであります。現在地から右前方にあります市立のたまだいら保育園、幼稚園、消防署、多摩平支所の位置に移転計画、建設されるものであります。この市立総合病院も、一般病床162から300、2倍の規模になるわけでありますが、診療科目も、現在の11科目から16科目の診療にふえまして、市民の病気や、健康などに対応する体制の強化を図るものであります。現在も市立病院に対する評判は、大変信頼の高い病院として評価されていると思います。それがさらに五つの診療科目がふえまして、あらゆる角度からの病気や保健に対応しようというものであります。細かい内容は、基本計画書に述べてあるとおりでありますけれど、この計画を進める上で、既に年次的な計画と日程が明らかにされてございます。私は、この計画に沿って事業が進むことを何よりも願っている者でございますし、また多くの市民の皆さんも、そのことを願っている声を聞いているものであります。

そこで、私が今回取り上げました質問の項目に、このような立派な基本計画ができた

ものを、どう市民全体で意見を集約して具体的な建設事業を進めるかということではないかと思いました。そして、基本計画書はまだ市民の一部にしか渡っていないということを考え合わせるならば、広く市民の皆さんにこの市立総合病院の基本計画を示して、市民的な論議や要望を集約する努力がこれからあるのではないかと思います。

そこで、市長に質問を行ってまいりたいと思います。それは、市の広報を通じて、この基本計画書を市民の皆さんに明らかにするということではないかと思います。先ごろ行われました予算特別委員会でも私はこのことを質問いたしまして、担当部長は、広報に掲載したい、と答弁がございました。市民全体を網羅する市側の説明・報告は、広報が最も有効な手段になっているわけでありますから、広報に特集を組んで内容を明らかにし、わかりやすく解説を行って、この基本計画書を市民に御報告することが大切だと考えるわけであります。そのことをまず１点、伺いたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　板垣正男さんの質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　市立病院の建設にかかる基本計画の経過につきましては、今御質問の中でお話を伺ったとおりでございますけれども、この内容につきまして、予算委員会でもお答えしましたように、私どもとしましても、多くの市民の方に御理解をいいただき、事業の進捗を図っていきたいというふうに思っているところでございますので、事業の進展に合わせて、この基本計画を初めとして、設計段階の情報を広報等に掲載をし、市民に御理解をいただくと同時に、御意見・御要望等もその中で伺っていきたいというふうに思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　板垣正男さん。

○19番（板垣正男君）　基本的な考えが今、示されました。広報に載せて、全市民に情報を提供するということでございます。いつごろ行うかという答弁がありませんでしたが、これは後ほどまた答弁の中につけ加えていただきたいと思います。

基本計画によりますと、医療の内容が大きく拡大されるというものもございます。例えば一、二御紹介いたしますと、地域医療機関等との連絡調整機能を持つ部門を設けるとか、あるいは在宅医療などの支援を行うとか、さらには、先ほど御紹介いたしましたように、五つの診療科目をふやしまして、医療体制、診療体制を強化するということでございます。そして何よりも全体の市立病院のイメージが、緑の中の市立病院というイメージをつくり上げているということであります。多摩平第一公園のすぐ隣に位置する場所に建てられるわけでありますから、環境的にも極めて良好な位置に建設されるとい

うことが言えると思うわけであります。こうした内容を詳しく市民にお知らせする。そしてまた、市民からも御意見を吸収して、全市民的な納得の得るような総合病院にすることが必要だと思います。ところで、総額百四、五十億円もかかりますこの市立総合病院の建設に、どのような推進体制をつくっていくかということも、私は大事な点だと思います。

そこで、質問の２点目に、庁内にチームをつくって、推進体制をとってはいかがかという点であります。御承知のように、移転先は現在、保育園、幼稚園、そして多摩平支所、消防署がございます。これをスムーズに移転をさせるという作業もまた、大きな課題であります。場所とか、あるいは財政とかということだけではなくて、それに関係する住民や関係市民にどう理解を得るかという作業も、これは民主的な手続をやる上で、どうしても必要なことではないかと思うわけであります。現在、企画財政部に担当者がおります。市立病院を足場にいたしまして、この作業を行っておりますけれど、どうしてもこれからの作業の日程などを考える上で、推進体制を確立して、庁内挙げての取り組みを行っていかなければならないと思います。関連する福祉や都市計画や、あるいは市立病院、そして多摩平支所に働く職員等々、各部局に横断的に関係するわけでありますから、それらの関係部課からの選抜された職員によって推進チームをつくって事業を進めるということが必要ではないかと思います。質問の２点目に、そのことを伺いたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　病院の建設事業につきましては、大変市にとりましても、何十年に一遍あるかないかという大きな事業でございます。これまでも基本計画を詰める段階でも、当然のこととして庁内の関係各部署と調整をとるための会議を持ちまして、助役を筆頭としまして、所要の調整を進め、基本計画を詰めてきたところでございます。今後、設計段階、建設段階、さらに事業は拡大してまいりますし、今御質問の中にございましたような多くの作業をこなしていかなければならないという状況に入ってまいります。そうした意味で、御指摘のような庁内の体制はもちろんのこと、それからそれぞれ今回は病院の建設とあわせて、保育園、幼稚園等のかねて建て替えを計画していた事業も並行して進めるということになっておりますので、そうしたそれぞれの施設の関係部署におきましても、当然のそうした施設の計画を専門の立場で検討していただき、計画を詰めていく。同時に、これを並行して作業を進めなければならないということになりますので、全体の庁内の調整をとりながら、それからもちろん、御指摘にも

ありました、関係の市民の方々、周辺の住民の方々、それぞれ事業の進捗に合わせて、しかるべき時期に説明すべきことを説明して進めていくということで調整をとってまいる所存でございますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　板垣正男さん。

○19番（板垣正男君）　関係部局の調整をとりながら事業を進めるという説明でございました。従来もこうした対応をされてきたものと思います。企画財政部長を中心といたしまして、関係部局の職員によって調整会議が持たれるなど、行われてきたものと思います。私は、それでも今後は、そういう体制のもとでも恐らく事業は進むだろうとは思いますけれど、しかし、一層その事業を確実に日程どおり進めるためには、横断的なチームをつくった方がいいのではないかと提案を申し上げているわけでございます。例えば、そのチームの責任者に市長でもよろしいですし、助役が就任いたしまして、庁内全体を挙げての推進を図るということが必要ではないかと思います。この点は市長に伺いたいと思います。なお、広報のこともございますので、市長の考えをあわせてお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　なるべく市民の皆さんに情報を提供し、いろいろな意見交換をしながら事業を進めていくということは、基本姿勢として重要なことだと考えております。その方式を具体化して、実施を進める考えであります。それから、庁内チームをつくって、組織横断的な調整を図りながら仕事を進めていけばいいという御指摘は、もう当然のことでございますし、既にある程度、そういう形で進んできておるわけであります。これは今後の進捗に伴って、一番いい方法を内部的にも、あるいは外部的にも組織を意識しながら進めていきたい、こう考えております。

○副議長（鈴木美奈子君）　板垣正男さん。

○19番（板垣正男君）　さて、私がこれまで申し上げましたように、移転を行う保育園や、あるいは幼稚園、支所等の関係する市民、職員はもちろんでありますけれど、どうこれから説明の機会を持つかということであります。私は先ほど、広報でお知らせするのは早い方がいいのではないかと申し上げました。あわせて、関係市民や関係各位への説明は同時に行わなければいけないのではないかと思います。既に基本計画書が発表されて、移転の予定やその日程なども明らかにされているわけでありますから、説明がもうあってもいいのではないかと思うくらいであります。そして、広報で発表されるということになるならば、肝心の移転に該当する市民が何も知らないということであっては

またまずいわけでありますから、広報で発表すると同時ぐらいには、必ず関係市民への説明と、その合意を得るということが必要ではないかと思うわけであります。その関係する市民への説明という時期は、一体いつごろを考えているのか、この点を伺いたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　事業の進捗に応じまして、病院の建設だけでなく、先ほどから申し上げておりますとおり、予定地にございます施設についても、これは本来ですと、病院の建設計画とは別に、従来から老朽化をしている施設ということで、かねて建て替えをしなければならないということとして課題となっていたものでございますけれども、今回、病院の建て替え計画と時期が重なりつつ、しかも用地の利用等について、両方の施設の建て替えが同時に行われるということになったわけでございまして、それぞれの施設につきましては、仮の施設を置いて、最終的には幼稚園、保育園等については、現在の病院が移転をした跡地に建設をすることを基本として進めていくということになっております。その間、基本計画等の中で一定の日程を設定し、基本的な計画の内容として検討をし、公表をさせていただいているところでございます。

これにつきましては、今後、広報等に、少なくとも基本計画の中で詰められております病院建設計画についての基本的な部分については、できるだけ早い機会に広報で掲載をし、市民の方にお知らせをしていきたいというふうに思っております。それぞれ後の事業の進捗につきましては、日程の中で仮移転、それから本移転というふうな手順になりますので、それぞれの保育園、幼稚園の関係者、それから周辺の病院の建設そのものにつきましては、周辺の住民の方々、この事業の進捗に合わせて、適切な時期に設定をしていきたいと思っております。現在の時点で、何年の何月何日というふうな設定はできておりませんけれども、これらのそれぞれの工事、あるいは事業に支障のない時点で御理解いただけるように、今後、詳細な日程を詰めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　板垣正男さん。

○19番（板垣正男君）　ただいま答弁は、それぞれの事業の進捗状況に合わせて説明の機会を持ちたいということではないかと思います。多摩平第一幼稚園は、平成10年度から事業が始まる。たまだいら保育園は、９年度中から事業が始まる、こういうことに日程的にはなっておりますね。消防署の出張所は、これは８年度当初から事業に取りかかるという日程にございます。それぞれの日程に合わせて直前になって説明を行うという

ことではなくて、一括されてこのように事業計画が示されているわけでありますから、私は早目に関係者には説明の機会を持った方がいいのではないかと思います。十分関係者も気持ちの上での準備もできるわけでありますし、将来的な構想に沿った移転先での新しい施設のもとでの働く場所、あるいは関係する市民の理解を得ることができるものと私は思うわけでございます。そして、この基本計画は今、多摩平の支所がどのような形になるのかということについては、触れられておりません。なお、今後検討を続けるということになっているわけでありますから、この支所の今後の対策についての検討を進めていただいて、まとまり次第、関係市民への説明を行うことが必要だと思うわけであります。そのことを考えただけに、私は早目に説明の機会を持つことが大切だと強調しておきたいと思います。

次に、一、二の点で、病院施設のことで伺っておきたいと思います。私も以前にこの一般質問の場で、市立総合病院の建て替えにあわせまして、病院内の患者用図書館の設置を検討するよう要望いたしておりました。当時の砂川教育次長は、市立総合病院の建て替え時点で検討を行いたい、と答弁を行っております。私も、その答弁に期待を寄せまして、今日まで基本計画ができることを大変楽しみにしてまいったわけでございます。この基本計画書のいろんなところを探したのでありますけれど、図書館のスペースが確保されていないというのに、どうもそういうことになっているということに思い当たりまして、再度この場で質問を行うものであります。

建物全体のスペースからきます制約がさまざまあるだろうということは想定されます。ですから、希望するものがすべて、この新しい市立総合病院に含まれるというのは、恐らくできないでありましょう。最低欠かすことのできない施設のスペースを十分とって、それから施設内のスペースに余裕のあるところから付随的なものを取り入れていくということにならざるを得ないだろうと思います。図書館は御承知のように、図書を供給する側から見れば、どんな場所にいても、図書を見る権利がある市民に対して、図書を供給するんだという考えがあります。日野の図書館もそういう考えで市民の皆さんに図書を供給しております。病院という社会から隔離された場所でも、日野は患者に図書を供給するんだと、このことを私は強調したわけであります。

歴史的に見ますと、ギリシャの時代から、病院には図書館があったそうであります。欧米の病院は、図書館の設置は当然のこととして設置されているそうであります。患者が図書に触れる際のさまざまな消毒や、あるいは焼却等、対策も確立されているようであります。日本の国内の病院などを見てまいりましても、図書館が設置されているとこ

ろはあります。この三多摩でも、武蔵野の日赤病院で図書館が設置され、患者に図書を供給しております。こういうことなどを紹介しながら、何とか図書館のスペースを確保できないものかと考えていたわけでございますが、基本計画にのらなかったのは、その必要性を認めなかったのか、それとも、必要性は認めたものの、やむにやまれずスペースを確保することはできなかったということなのか、この点を伺いたいと思います。

もう一つは、医療のソーシャルワーカーの配置がうたわれてございます。これは医療社会事業運営システムの中でもうたわれているわけでございますが、これも私がかつて質問を行った項目の一つでもございました。しかし、質問があるなしにかかわらず、総合病院、300床からある大きな病院に、医療のソーシャルワーカーの配置は、これはもう必要であります。今特に病気そのものよりも、退院した後の生活や、福祉との関連、あるいは地域での生活を行っていく上でのさまざまなケアが必要な時代でもあるわけでございますだけに、この医療ワーカーの配置は、新しい病院になったときだけではなくて、現在も必要なのではないでしょうか。人的な配置ですから、即刻必要で、体制がとれるならば、配置できると思うわけでございます。2002年の開設に合わせることなく、早くこの医療ワーカーの配置を検討されてもいいのではないかと思いますので、関係部署において答弁をいただきたいと思います。

以上、２点お願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　図書館を新しく建設予定の病院の中にという御要望につきましては、これまで基本計画を検討する段階、それ以前から、そうした要望もあり、私どもも、可能ならば、そういうことは考えていきたいということで、進めてきたところでございます。今回の基本計画の中で御指摘のとおり、図書館の配置については、そういう形になっておりません。このことにつきましては、今御質問の中にもございましたとおり、図書館の利用をできるだけそうした局面でも市立の図書館の図書が見れるという体制をとっていくべきだということについては、そのとおりだろうというふうに考えるところでございますけれども、今回、病院の建設用地の中で、まず最優先で考えなければならないのが、これはもう申すまでもなく、病院としての機能、病院に必要な、現在の病院に必ずしも十分ではない施設、患者さんのためのいろいろ附属をする施設、それから利用者のための施設というものを優先して考えていきますと、現在の基本計画の中でも、それらについてもまだ必ずしも十分な配置が確保できないような状況の中で、最善を尽くして基本計画を立ててきたという状況でございまして、大変残念ではござい

ますけれども、なかなか図書館のスペースまでは確保ができなかったというところでございます。もちろん、病院には図書館があるべきだという、そうした趨勢はあるかとは思いますけれども、この施設の中に図書館そのもののスペースをとるというのは、大変困難だ。残念なことですけれども、非常に困難だというふうに判断をしております。ただ、今後、今社会教育センターの中に図書館はございますけれども、図書の利用そのもののシステムといいますか、そうしたことについては、担当の図書館とも今後いろいろそうした方法については詰めることはできるだろうというふうには思われますけれども、現時点におきましては、今後、設計等を具体的に進めますので、違った局面もあるかもしれませんけれども、現時点ではなかなかスペース的に、残念ですけれども、困難であったということでございます。

それから、現在の病院体制等につきましては、事務長の方からお答えできればと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　病院事務長。

○病院事務長（高野英男君）　2点目の、ソーシャルワーカー等の配置を現段階でもできないかという御質問でございますが、確かに大変必要な役目だということは認識をいたしております。現時点では、例えばそれらの業務は維持係が、退院後の人員等の指導もいたしておりますし、また、看護部門で退院後のケアについて兼務といいましょうか、専門ではございませんけれども、指導し対応しているのが現状でございます。いずれにいたしましても今、人件費比率が高い高いというお話をいただいている段階でございますので、全体の人員配置等も考慮して、削減できるところは削減し、必要な部署については確保していくと。このような形のものをいろんな部署でとっていきたい、このように思っております。よろしくお願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　板垣正男さん。

○19番（板垣正男君）　図書館のスペースがなかなかとりにくいという説明でございました。私は一縷の望みを託して質問を行ったわけでありますが、その望みも消え去ろうかというような答弁ではなかったかと思うんですが、しかし、私は、100％消えたとは思いませんでした。まだまだ望みが出てきたかなという気分もまた一方に生じてまいりまして、ぜひとも、今後も検討を行っていただきたいと思います。

敷地面積が、敷地内の道路を病院用地に含めるということになりますと、若干広がりますね。ということと、これからいよいよ実施設計というところに入っていくわけですから、かなりになるか、あるいは若干程度になりますか、現在の基本計画の手直しがあ

るかと思います。そして、市民の皆さんの強い要望であるということならば、やはりそれなりのスペースをとるということが必要かと思います。例えば50平米あれば十分な面積なんですね。50平米とれなければ、例えば40平米にするとか、あるいは30平米程度にするとかということも、これは可能なものなんです。それから、独立したスペースをとるということだけではなくて、何かほかの用途と兼用してそのスペースを一画とるということなども必要な一つの考え方ではないかと思いますので、この質問を機会に、もう一度検討をお願いしておきたいと思います。

私は、まだまだ希望を持てると思っております。図書は、単に時間をつぶすための読み物というものではないわけでありますから、病気によっては、図書から得る精神的なさまざまな作用によって、その治癒を早めるという、そういう療法もあると言われているわけでございます。医学的な面からも、この図書館の設置ということについては追求していただきたい、と要望しておきたいと思います。

ソーシャルワーカーの配置についてでありますけれど、これは現在の職員の総定数の中で市立病院にも配置できないかということを、私は申し上げたつもりでございます。人件費割合が高い云々ということがあるかもしれませんけれど、定数をふやすのではなくて、定数内でその配置も可能ではないかということで要望申し上げているわけでございますだけに、ぜひとも検討を今後も重ねていただきたいと思います。

細かい具体的な点などは、今後、市民の皆さんにも広報を通じて内容が明らかになるわけでありますから、大いにまたそこは論議を呼ぶことでもあるでしょうし、さまざまな要望・意見も寄せられるかと思います。それらをしっかり受けとめて、最大限集約を行って、その意見を生かすようにしていただきたいと思います。企画財政部長が答弁でも申しておりますように、この市立総合病院の建設事業は、何十年に一回という大事業であります。それだけに市民全体の合意を得るような努力を行って建設を進められるよう強く要望いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって７の１、市立総合病院建設基本計画ができたことをふまえ、その計画促進についての質問を終わります。

一般質問７の２、日野市の下水道普及率61％（'94年度）と今後の事業展開についての通告質問者、板垣正男さんの質問を許します。

○19番（板垣正男君）　下水道も相当の勢いで普及率が高まってまいりました。昨年度は61％になりまして、今年度３月31日末で、65％まで下水道普及を見るまでに至ったわけであります。既に下水道利用を行っている地域や家庭は、でき上がって、ようやく近

代的な生活を行えると実感されている方もおられるでしょうし、まだまだこの先数年はかかるなと思える地域の人は、その普及を待ち望んでいることは言うまでもありません。私が住んでおります地域のことだけを申し上げて、下水道の問題を質問するわけじゃございませんが、ことしの今議会の下水道対策特別委員会で担当部より配付されました平成８年度の事業の進捗図を見てまいりますと、今年度も相当の勢いで普及の事業が行われるということを理解できたわけであります。しかし、じゃあ、この先、どのぐらいの期間で80％台、90％台の下水道普及を見ることができるのだろうかということもまた、強い関心のもとにあるわけでございまして、今後約５年間でほぼ100％に近いところまで持っていけるという説明もございました。区画整理区域内は、その事業の進捗に合わせて下水道も敷設されるということになりますので、区画整理事業に合わせた普及率になっていくかと思います。

そこで、私は、下水道の今後５カ年計画によります普及の面的な地域と申しましょうか、その事業計画はどの程度まで年次を追って進んでいくのかということを質問したいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　板垣正男さんの質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　この年次を追ってということでございますけれども、下水道の場合は、非常に面積的に、しかも実施設計をしながら前段へ進んでいくと、こういうふうな状況を今とっておるわけでございます。したがいまして、今議員さんの御指摘のように、一応他の事業と絡むもの、これは別。区画整理、それから道路の買収事業、こういうところは別といたしまして、一応12年を目途に進めているということでございます。そこで、今残っているのが大部分、浅川処理区でございます。それで、浅川処理区のうちでさらに残っている部分は、大部分が浅川左岸ということになっておるわけです。それで、現在残っている区域が、おおよそでございますけれども、約800ヘクタールぐらい残っているということでございます。そこで、今まで年間の、現在の予算規模でずうっと推移したとしますと、年間で約100ヘクタール前後行っているわけです。あ、失礼しました。残っているのが800ヘクタール。そのうち区画整理事業を除いた、要するに下水単独でできる箇所が約480ヘクタールぐらい。その他は区画整理事業とか、他の事業絡みのところでございます。そうしますと、この480ヘクタールのところを今、年間大体100ヘクタール前後整備をしておりますので、これで行いますと、５年ぐらいでできると、こういう計画でございます。

そこで、各地区ごとのということでございますが、余り具体的なそういう計画は今のところ立てていないわけでございますけれども、大まかに申しますと、浅川左岸で残っているのが豊田区画整理境から下の方に、ずうっと下流の方ですね。多摩川沿いに残っているということでございます。他の日野幹線と、こういうのとの関係もございますし、栄町、それから新町地区、この地区は８年度から12年度ぐらいまでにかかるのかなというふうな状況でございます。それから、さらに国道20号線沿いでございますけれども、これにつきましては９年度ごろから着工していきたい。それから、さらに神明上、これはもう一部かかっておりますけれども、特に大坂上の地区でございます。この地区につきましては８年度から一応着工していきたいということでございます。その他万願荘の地域、この地域につきましては、今年度から一部着工しておりますので、８年度で一応完成をさせていきたいということでございます。さらに、浅川の中央幹線沿いでございますけれども、９年度から浅川中央幹線を含めて12年までの間に豊田の区画整理の区域の地区まで整備していきたい。これとあわせて吹上地区とか、こういう地区も整備していきたい、こういうふうに考えております。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　板垣正男さん。

○19番（板垣正男君）　わかりました。かなり具体的な地域が何年度ぐらいから事業が始まるということで、おおよそでありますけれど、今の説明でだんだんわかってまいりました。問題は、幹線ができなければ、なかなか利用できないということになるわけでしょう。で、面的な整備も限界があるということになるわけでありますから、幹線の工事をどう早く進めるかということにかかっているかと思います。私も、３年前に同じ下水道問題を取り上げて質問した際に、流域下水道の日野幹線の工事のことについても質問いたしました。これは東京都の責任事業でありますから、東京都がどう取り組むかということで、大変大事な事業になっているわけであります。日野幹線の利用区域もまだまだ残っているわけでありますから、一番処理場から遠い新町、栄町地域などは、さっきの説明ですと、まだ平成12年ごろまでかかるような説明ですね。５カ年計画の最終年度に当たるということになるわけで、それを早めるか早めないかは、幹線のできいかんにかかっているということだと思うんです。３年前に質問したときから今日まで、幹線の工事の延長が余り進んでいないんですね。東京都は何をやっているんだと私は言いませんけれど、やっぱり東京都にもっともっと働きかけを行って、この幹線のかかる区域というのは区画整理事業が二つもありますから、その絡みもあって困難だということに

なっているのかもしれませんが、しかし、区画整理というのは、計画そのものはもうわかっているわけですから、どういうふうにこの計画道路に沿った幹線の工事を早めるかということがポイントだと思うんです。その際に、地主への用地の借り上げ方式なども行って、先行的な事業を行いたいという考えも示されたわけでありますが、なかなか思うようにはいっていないようであります。これは東京都の熱意の入れ方というものも、私は大きなポイントにもなってくると思います。市の都市整備部下水道課もそれなりに努力を行っているんでありましょうけれど、しかし、事業主体は東京都でありますから、東京都に早くこの幹線の事業をやっていただくということをこれからも強く要望を行っていただきたいと思います。

もう既に20年以上も前になる話でありますけれど、昭島市内の流域幹線の工事を行う際、やはり区画整理事業がかかった地域で、移転が決まっていなかった地主に対して、理解を得て、そして幹線工事を先行して行ったという経験も東京都は持っているんですね。その際、地元の自治体の職員その他には、一切手を煩わせることなく、東京都の責任において事業を進めたということの話も伺っているくらいでございます。今日、東京都がそうした積極的な事業への取り組みができないはずはないと思いますので、重ねて強く要望しておきたいと思います。

さらに、浅川の幹線も、これは今度は市の主体事業でありますから、市において一層取り組みを強化していただいて、５カ年計画が達成できるように今後も力を入れていただきたいと思います。今議会、市の組織の一部改正がございました。上水道、下水道、それぞれ分かれておりました組織が、今度１本になりまして、上下水道部となりました。部といたしましては、さらに人的にも体制は強化されたと考えるわけでございます。それだけに今後の事業展開を期待しておきたいと思います。

それからもう１点伺っておきたいのは、実施事業の許認可をとらなければならないかと思うんですが、この事業というのは、毎年事業をとっているということになるんですか、それとも５カ年計画として一括して事業計画を立てて、その認可をとるんですか。この点だけ伺っておきたいと思うんです。

○副議長（鈴木美奈子君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　日野市の中のこの下水道事業の場合でございますけれども、前段でまず都市計画法の手続の決定が必要でございます。その後、下水道法に基づく手続が必要。日野市の地域におきましては、日野全域、もう既にこの手続は終わっております。ただ、問題は、浅川中央幹線、これにつきましては、現在の計画でまいり

ますと、都市計画道路３・３・２号線に入る計画になっておりますので、今この見直しを行う。このルートが変わってくれば、おのずと都市計画法、下水道法の変更の手続をとるということになるわけです。これを今の計画では８年度にこの変更の手続をとりたいと、こういう計画で進めておるところです。

○副議長（鈴木美奈子君）　板垣正男さん。

○19番（板垣正男君）　じゃあ、平成８年度で浅川幹線の一部変更の手続をとって、その後、その変更に基づいて、事業を進めるということになるというわけですね。手続上のことは、今部長の説明があった点だけで済むようでありますから、今後はいかに日野市が力を入れるかということにかかっているかと思います。現在でも下水道事業は多額の予算を計上いたしまして、最大級の事業として行っているということについては十分承知をするものであります。当初申し上げましたように、日野の下水道普及が、早いスピードで普及を高めているということも理解しているところでございます。なお一層の努力を要望いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって７の２、日野市の下水道普及率61％（'94年度）と今後の事業展開についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木美奈子君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時56分　休憩

午後３時38分　再開

○副議長（鈴木美奈子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問８の１、ふたたび教科書採択をめぐる諸問題についての通告質問者、佐瀬昭二郎さんの質問を許します。

〔９番議員　登壇〕

○９番（佐瀬昭二郎君）　それでは、通告に従いまして質問いたします。

教科書採択の問題については、昨年12月の定例会で教育長が、年明け早々、採択制度の改善のための検討委員会を、現場の代表を含めて発足させる、そう答弁されています。そのお言葉のとおり、１月16日に検討委員会が始まり、何回かの検討を経て、２月１日に答申が出されておるようであります。まず、その教科書採択制度改善への取り組みの経過、現状、見通しについて質問をいたします。

１点は、検討委員会の答申の内容です。内容に関して５点ほどあるんですが、まずは採択組織、これまでは教育委員会を含めると４層構造、非常に屋上屋を重ねるような構造になっていて、現場から離れれば離れるほど、現場の声が反映しずらいと、そういう難点があったのではないかということは私も指摘したとおりですけれども、それがどのように変えられたのか。

また、採択組織への現場の代表の参加、市民参加がどのように扱われているのか。

それから、各学校が作成する調査報告書の形式は、どのように扱われているのか。

さらに、情報の公開保存ということについて、どのような配慮がされることになっているのか。

それから、答申についているわけですが、答申の中身は、教科用図書採択要綱の案という形で出されていますが、この答申に運用メモというのがつけられております。1996年２月29日、教科書採択検討委員会作成の教科用図書採択要綱細則運用メモ。この理解の仕方ですが、検討委員会でなお合意に達しなかった点が幾つかある。しかし、４月に入りますと、中学校の教科書の採択が始まるわけですから、合意に達しなかった点をそのままにしておくと、せっかく検討して答申された要綱が生かされないということになるので、とりあえず暫定的に、合意に達してなかった点については、運用メモという形でまとめたと。ですから、引き続き検討すべき課題が残されている、というふうに理解してよろしいかどうか、その５点について、まず御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐瀬昭二郎さんの質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　教科書の採択の問題で、検討委員会の答申の内容でございます。今までは教育委員会内部で検討いたしまして、決められたことを決裁によって要領をつくってやっておりましたが、今回は、広く多くの方々の御意見を伺うということで、教科書の採択要領検討委員会というのを、今佐瀬議員さんがおっしゃられたような、そういう組織を１月16日に発足をし、それを開きました。これは２月とおっしゃっていましたが、３月１日に答申が出されました。ということで、４回の会合を開いて、そういう形で開かれました。その要綱で来年度の教科書採択を、それを答申をもとに教育委員会で決めて、採択をしてまいりたいということでございます。

それから、その組織機能ですけれども、その採択については、学校と教科委員会、それからそれぞれが学校で十分な調査研究をして、校長の名前でその採択用教科書を選ぶということになるわけですが、それをもとに教科委員会でなお専門の教科ごとに十分に

検討して調査を行うという形です。この報告書がそれぞれありますが、その調査研究の報告を受けて、教科用図書選考審議会、まあ審議会と略して言っていますけれども、その審議会でまたそこで市民を入れた中で検討して、教育委員会に答申を出す、こういうことでございます。学校から責任のある校長先生が十分に検討して、まずそこから選びますけれども、複数の採択候補の教科用図書の調査報告を教科委員会に報告いたします。そして、教科委員会は、各教科ごとに各学校代表、教諭と校長、教頭から選ばれた人ですから、中学でいきますと８校ですから、８人の校長と教頭、10人になると思います。そういうことでございますが、そこで調査研究を十分にするということになります。それから、各教科ごとに２種ずつの採択候補の教科用図書を報告をしていただいて、審議会に出していただきます。審議会は市民４名を含めた12名で構成されて、教科委員会からの報告をもとに審議をしてまいります。そういう組織で、委員の総意に基づいて、その教科用図書について答申をするということになります。

それから、市民参加でございますが、今申し上げたとおり、市民は４名。今までは１名ということでしたが、市民を４名、12名のうちの４名を市民ということでございます。

各学校から作成する調査報告書の形式でございます。形式は、ちょっと口頭で言うことになりますが、上の方に学校教科用図書と書いてありまして、何年度用というので調査報告書と書いてある。要式一覧ですが、学校長の名前で出されます。（「もとに戻ったかどうかだけで結構です」と呼ぶ者あり）評価の欄に評価を入れるような形に、全部その評価が入るような形にいたしました。

それで、公開保存でございます。教育委員会で決定した採択用教科書の一覧は、東京都に報告いたします。その後に、周知公表することを原則としているんですけれども、また、答申とか各報告書というのも、実際には東京都教育委員会に報告を行った後、必要に応じて公開するのを原則としてやるというような、そういう内容でございます。

それからあと、採択に当たって、作成した答申書及び各報告書でございますけれども、これについては、保存年限は一応５年というふうに考えております。あと、運用メモでございますけれども、教科書の採択の検討委員会で、答申の中で運用メモをいただいておりますけれども、先ほどちょっとお話がありましたけれど、この要綱のところに記入していないもの、細則以外のもので、審議会の会長・副会長、教科委員会の委員長・副委員長の選任の仕方というようなことだとか、市民４人の中身、どういうところから選ぶとか、各報告書を作成するに当たって、総意に基づくとか、こういうようなことを細かく記入しております。

それからもう一つは、合意に達しなかった問題で、十分に検討できなかった問題についての検討については、引き続き継続をするというような内容で、メモの中に残しまして、時間的な問題もございますので、そういう形でメモに残してございます。

大体以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐瀬昭二郎さん。

○9番（佐瀬昭二郎君）　答申のコピーをいただいて、私も読ませていただきました。基本的には、教科書採択などというのは、まず一番大事なのは、公正さ、現場の声が十分尊重される。それからもう一つは、透明性だと思うんです。そういうことが担保できるような方向で、かなり思い切った改革をされたというふうに私としては評価したいと思うんです。例えば、これまでは要領だったものを要綱に引き上げたということがありますね。要領の場合は、その都度採択の年につくる。昨年の場合は、4年前の資料が存在しないということになっておりまして、4年前とは違うものがつくられてしまったというところから問題が始まったわけですが、要綱になりますと、市の要綱集にも収録されて、継続的に効力を発する。正式の手続を踏まなければ、これを変えることができない。調査報告書の形式についても、これまでは要綱上の規定はなかったんですが、今回は、細則の部分で、形式1、形式2というふうに、調査報告書の形式についても位置づけがしっかりとされているということ、この点も、よい方向への改善だろうと思います。

それから、部長ははっきり言いませんでしたけれども、市民参加についても、細則の中で、「市民は「広報ひの」にて成人の日野市民を公募し抽選とする」というふうに明記されて、公募によって4名の市民を選ぶという原則がはっきり明記されている。この辺も大変積極的な位置づけだろうというふうに思います。

それから、情報の公開保存についても、原則公開だと。保存は5年保存とするということが明確にされた。これは、要綱や細則には書いていないことですけれども、そのような教育委員会の方針であるということで、この点も評価をしたいと思います。

そのような評価を踏まえて、何点か再質問をしたいと思います。1点は、採択組織への現場の教師のかかわり方がどのように保障されているのか。

それから2点目は、合意に達しなかった点については、引き続き検討するというお話でしたけれども、この運用メモの一番最後に、「教科用図書採択を公正かつ円滑に行うため、小学校教科用図書採択の前年に、つまり3年後ということになるんですか、前年に検討委員会を持ち、要綱細則に改訂すべき点があるか否かも含めて検討する」というふうになっている。検討委員会で合意されたことではあるわけですけれども、ちょっと

これではのんびりし過ぎているのではないかというのが私の率直な印象です。というのは、今現在、なお合意に達しなかった点がはっきりしているんですね。それから運用メモというものをつくって、恐らくこの答申で出されている要綱に従って、ことし４月以降、中学校の教科書採択が行われる。ですから、中学校の教科書採択は８月15日で完了するわけですから、終わったら直ちに、この新しくつくられた要綱がうまく機能するのかどうか。問題点はないのか。さらに、積み残された合意に達しなかった点についてはどうするのか。運用メモでやってみたけれども、それで今後もうまくいくのかどうか。そんなことを終わった時点で直ちに検討する必要があるのではないかと思いますが、その点についてはどのようにお考えか。ぜひ、そういう方向でやっていただきたいというふうに思いますけれども、お答えをいただきたいと思います。

それから、採択に係る文書の保存は５年保存だと。常識的な線だと思いますが、保存年限が終わった後、その文書はどのように扱われるのか。日野市の文書管理規程によりますと、日野市には市政図書室という、全国で日野にしかない行政図書室が存在する関係でしょうか、ほかのまちにはない規定があって、保存年限が終わった文書については、担当する庶務課長が、行政資料、あるいは市史編さんの資料として引き渡すことができるという規定を持っていますが、その規定を生かして、図書館に入れば、永久保存ということになっていますね。日野のまちで、それぞれの時期の先生たちがどんな知恵を働かせて、子供たちのために教科書を採択していったのかということが記録として残ることになると思うんですが、この点についてどのようなお考えをお持ちか。

以上、お答えいただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　お尋ねのことについてお答えさせていただきます。

まず第１点目でございますけれども、いわゆる学校の先生方が、教科書を十分に検討するだけの時間というようなものが保障されるのかということでございます。（「まだそのことは聞いていません。現場の教師が採択組織の中でどのようにかかわっていくことになったのかということなどです」と呼ぶ者あり）大変失礼をいたしました。それぞれの学校で検討していただきます。今度は中学校ですから、教科別になろうかと、こう思います。教科別の先生方が検討していただいて、それでその検討された結果を、やはり評価をしていただきたい、こう思っております。先生方に評価をしていただいて、そういうようなものが学校から教科委員会に上がっていく。教科委員会も、恐らくその学校の先生方の評価を参考にしながら、専門的な立場で御検討いただくと、こういうことで

すが、そしてまた、そこでさらに教科委員会としての評価をしていただく。そして、それを審議会に出していただく。で、審議会は少し高い立場からいろいろと御検討をいただいて、そして教育委員会の方へ答申をしていただく。こういうようなことで、多くの方々の御意見を聞いて、教育委員会は教科書の採択をやっていこうと、こう思っております。その過程の中で、それぞれのところで先生方の意見を十分に反映できるものだと、こう考えているわけでございます。これが第1点。

第2点目は、検討がいわゆる今度の次の小学校の前の年といいますから、10年になりますかね、では遅いんじゃないかと、こういう御意見でございます。私どもは、検討委員会で検討いただきましたこのメモを中心にして、前の年に本格的に検討委員会を組織してやろうと、こう考えております。しかし、中学校のこの採択、新しい制度で行いますから、うまく機能したのかどうなのかということは、終わった段階で、また中学校の先生方の御意見を聞いて、残していきたいと、こういうぐあいに考えておりますので、御理解を賜りたい、こう思っております。

それから、保存についてでございますが、文書の保存年限は5年としております。そして、5年たったら、これを廃棄するのかということでございますけれども、今教職員研究室というのがございますので、ここはいわゆる教育の資料を収集しております。その中で収集できるものなら、そこに保存をすることができたらということで、今後、研究室の方とも話し合いを深めていきたい、こう考えております。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐瀬昭二郎さん。

○9番（佐瀬昭二郎君）　1点だけ再質問しますが、その保存についてです。ほかの点については、そういう方向で、ぜひ現場の先生の声をしっかりと、できれば現場の先生の代表も参加するような場を設けて、ことし行われる中学校の教科書の採択がどのように行われたのかと、どういう問題点があったのかと、そんな総括をやっていただきたいというふうに、これは要望しておきますが、保存については、もしその教職員研究室の資料室はいっぱいで受けられないと、うまく整理がつかないというようなことがあった場合には、ぜひ市政図書室に一たん預けるというような措置をとっていただきたいと思いますが、その点についてだけ。

○副議長（鈴木美奈子君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　市政図書室も御存じのように、非常に狭くて、資料がいっぱいですから、そういう点も含めて検討してまいりますが、なるべくならば、教職員研究

室でずっと年度別に背表紙をつくって保存できればいいなと、こう考えておりますので、御理解を賜りたい。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐瀬昭二郎さん。

○９番（佐瀬昭二郎君）　どのような形であれ、市民に公開された場でしっかりと保存されれば、それはそれで結構なわけなので、公開のことについても含めてお願いしたいと思います。

それでは次の点ですが、先ほど教育長が答え始めた問題ですが、昨年使用された採択要領でも、「２．採択の方針。（１）各学校における調査研究が十分行われるように配慮し、その調査研究の結果を生かして採択をする」と書いてあって、この点は、要綱の案でも全く変わっていない。これは大原則だと思います。実際に教科書を使っている先生方の意見が最大限に尊重されるべきだ。また、現場における調査研究が十分に行われるようにいろいろな配慮をするんだ、ということになっていますけれども、現実には、これは教育長も十分おわかりのことと思いますが、昨年までの実情でいいますと、各学校で300冊を超える教科書を、どの教科書がいいかということを検討するのに使える日数は４日か５日、しかもその間も、さまざまな学校行事や授業が行われているわけですから、放課後二、三時間を使ってやらざるを得ないと。そういうのが実情だということはわかっているわけですが、この点で、どのようなことが当面可能であるのか、教育委員会としての考え方を聞かせていただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　お答えさせていただきます。

実は、この点は非常に苦慮しているところなんでございます。ということは、いわゆるこの検討用の見本本というのは限られた数が出ておりますので、そして私どもの方へ来る冊数も限られていると、東京都から。そういうことで、まず一つは、内部で努力できることをやろうということです。それで、来たらすぐに学校へ渡すということを大原則にし、そして学校へすぐ渡すんですが、あらかじめ早い時期に学校に、この期間に見本本を学校へ届けますということを周知しておいて、学校の中でも時間のやりくりをしていただいて、そのときはあけて待っててもらおう、こういうような学校への御協力もいただくという方法をとっております。それで、大体今計算しますと、１校に10日から２週間程度とめ置くことができるようになるんじゃないか。計算上でございますけれど、まだこれは東京都から来る問題との兼ね合いがございますが、今、それぐらいの期間を何とか確保しようと努力をしているところでございます。

それからもう一つは、東京都へ早く市教委へ届けてもらいたいということと、その部数をふやしてもらいたいということを東京都へ要望をするということで、この二つの方法を考えております。そして、その要望をした中で、何とか正規のルート以外でもそういうようなことが確保できるのかどうなのかという見解も、やはりこれは口頭で東京都の方へ少し問い合わせていかなければいけない問題だと、こういうぐあいに考えて、今のところは、いわゆる先ほど申した、一つ内部で努力できることと、東京都へそういう要望をしていくという二つのことを考えております。そういうことで、恐らくことしは、10日ぐらいは学校で期間が確保できるんじゃないか。そして中学校ですから、教科の先生はそう多くはございませんので、多いところで四、五人だと思いますので、大体それで御協力していただくようにお願いをしてまいりたい、こう考えております。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐瀬昭二郎さん。

○９番（佐瀬昭二郎君）　ちょっとびっくりしましたが、これまでの日程というのは、かなりぎりぎりで、あれ以上広げるというのはかなり難しい話なのかなと思っていたら、ちょっと揺すると、２倍から３倍の時間が生まれてしまうと。ぜひ、そういう方向でやっていただきたい。

それから、根本的な問題は、おしりが８月15日で切られちゃっているということだと思います。これは法律上の規定ですから、法律を変えなければどうしようもないわけですけれども、それこそ文部省にも協力してもらって、やっぱりおしりを少し後に延ばさせるというような措置も必要なのではないかと思います。

それから、今教育長もおっしゃっていましたけれども、別のルートで特定の教科書会社とだけつき合えば、それは問題が起こるかもしれないけれど、すべての採択に参加している教科書会社から見本本をあと２セットくださいだとかいうようなことを、決してそこで不正が生ずるというようなことにはつながらないと思いますので、ぜひそこのところは東京都の教育委員会とも詰めた議論をぜひしていただきたい。

それから、ある場合には、今コピーの技術がものすごく発達していますから、結構金がかかる話ですけれども、カラーコピーを使う。本当に現場で調査研究をするという条件を十分に整えるということに教育委員会としては、ちょっと大げさな言い方をすれば、命をかけていただきたいというふうに思います。

ただ、今のお話でも、本当に10日から２週間ということですから、10日であれば２倍、２週間であれば３倍の時間が保障されるという。で、あらかじめそのための日程を組ん

でもらうという措置をとるということですから、ぜひ、そういう方向でとりあえず進めていただきたいというふうに思います。

3点目ですが、教科書採択への市民参加、審議会へ4名の市民が参加できる。現場からも2名の教師が参加できる。市民については公募するということですが、それとは別に、教科書採択のときには必ず法定展示というのが行われて、昨年の場合は、教職員研究室ということろで、これ1セットですか、セット数は。1セット7月3日から8月15日まで展示されている。これは広く市民に公開されるべき性質のもの、つまり、市民もまた教科書採択に参加する権利を保障されているというふうに考えるべきだと思うんですが、これまではどうだったんでしょうね。やっていますよということは、どこかで公表していたんでしょうか。ぜひ、そのあたりのことは改善していただきたいと思うんです。そもそも日野の市民は、教職員研究室というのはどこにあるのかというのを、多分、ほとんどの人が知らないはずですよね。潤徳小学校の川側にあるということを知っている市民は、本当に少ないんだろうと思うんです。だから、どの場所で、いつからいつまで、ことし採択の対象になっている教科書を公開していますよということを、市の広報で市民に周知徹底させる。これはぜひやっていただきたい。

それから、そこで意欲のある市民が、その教科書を見たと。私は、この教科書のここが好きだ、いいと思った。全体として見て、社会科の教科書としてはこれが一番ふさわしいんじゃないかと思った、と、そういう意見を持った市民がいた場合、その意見を教育委員会に言うことができるシステムが今ないんだろうと思うんです。例えば、意見を書き込む用紙を会場にちゃんと置いて、その用紙を提出するシステムを、どうすればその意見が教育委員会に届くのかということがちゃんとそこに明記されているというようなことが最低必要だと思いますが、そのあたりのことについて、どのようにお考えかお答えをいただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　今、いわゆる法定展示の件についてのお尋ねでございますが、教職員研究室で期間を決めて法定展示をやっております。それの周知ということでございますけれども、今議員さんの御指摘のように、多くの方へわかっていただくというためには、学校だけということではなくて、広く市民の方ということになれば、適当な方法は広報ではないかと、こういうぐあいに考えております。

それから、ごらんになった市民の方の御意見を、ということでございますが、そこに用紙を用意しておいて、お名前を書いていただいて、御意見があれば御意見を書いてい

ただいて、それをお預かりしまして、間に合えばですけれども、期日的なこともそこに書いておかなきゃいけないと思いますが、今のところ私は、審査会の委員さんに見てもらって、高い見地からその御意見もひとつ参考にしていただくというようなことがいいんではないかと、こういうぐあいに考えております。できましたら、そういう方向で進めたいと、こういうぐあいに思っておりますが、内部の検討の中でそういう提案をしてまいりたい、こう考えております。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐瀬昭二郎さん。

○９番（佐瀬昭二郎君）　２点再質問したいんですが、昨年の場合、７月３日から８月15日、この８月15日というのはおよそ意味をなさないですよね。東京都に答申する日ですから、その日に市民が意見を言ったって、その意見が反映される保障は全くないわけです。この期間についても、法定と書いてあるから、期間が定められているのかもしれませんけれども、期間についても、市民が意見を出せば、それがちゃんと検討されるということが保障される実質的な期間を設定していただきたいというのが一つ。

もう一つは、日野に来る教科書のセット数は、小学校の場合は、５セットですね。昨年の場合は、６月23日まで各小学校を巡回しているんですね、４セットが。１セットは教育委員会に置かれているということになっている。で、７月３日からですから、各小学校の検討が終わった後に法定展示が始まるわけですから、できれば潤徳小学校の中にある教職員研究室に１セット展示するだけじゃなくて、例えば教育委員会の教科書展示室がありますよね、５階に。いろんなもの、機器が置かれていて、とても展示室には見えないところですけれども、あそこにもちゃんともう１セット置くとか、そのあたりの工夫はできると思うんですが、ただ、もちろん、教科委員会や、あるいは審議会、その一定のセット数が必要だということはもちろん一方あるでしょうけれども、１セットぐらいは回すことができるんじゃないかというような感じがするんですが、その点、２点ですが、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　非常に何というんですか、物理的に難しいものがございます。法定展示は法定展示で、法に基づいて実施しなきゃいけません。したがいまして、広報でお知らせする期間を長くしまして、御意見のある方は、審査会に間に合うまでの期間の中に御意見を賜りたいというようなことは、やはりやらなきゃいけないだろうと、こう思います。しかし、その法定で決められた日にちを勝手にずらすわけにはいきません

ので、そこまではやっておくということで御理解を賜りたい、こう思います。工夫のしようはあろうかと、こう思います。

それから、展示する冊数というか、種類といいますか、セット数といいますか、これは、ほかのところへ展示をふやせば、学校へ巡回をして回すセットが減る。片一方がふえれば、片一方が減るということですので、教職員研究室の方で御協力を賜ればと、こう思います。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐瀬昭二郎さん。

○9番（佐瀬昭二郎君）　昨年の例ですが、学校の巡回は6月23日で終わっているんです。で、法定展示は7月3日からですから、学校の時間は終わっちゃっているんですよ。だから、その4セットあるうちの1セットぐらいは、ほかの場所でできるのではないかということですが、いろいろ工夫していただきたいんです。確かに法定展示で、7月3日からというふうに決まっているかもしれませんが、例えば、ゆっくり法定展示のための準備を1週間ぐらいかけてやって、その間も見ることができるというようなことだって、やろうと思えば可能かもしれませんので、ぜひ子供たちの教育に市民の関心を広く集める一つの機会だと思いますので、せっかくの制度なんですから、積極的に活用する方法を考えていただきたいというふうに思います。教科書の採択制度改善への取り組みに関しては、質問は以上です。

もう1点、昨年行われた教科書採択について、一つ意見を申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

私、この問題を取り上げて調べ始めてからずっと疑問に思っていたことがあるわけです。昨年行われた教科書採択に先立って、各学校が調査研究の結果を記入する調査報告書の形式が変えられました。今、手元にありますが、これが5年前の例、ここに14項目、評価すべき項目が列記されていて、ここにA、B、Cを書く欄があるんですね。一番下に総合評価の欄があります。ことし出された答申に基づく要綱案では、総合評価の欄にもA、B、Cを書く欄が設けられている。だから、調査結果をはっきり評価の形で書くことができるようになっている。ある学校から、この社会科については、この教科書が総合評価のところはAだ、この教科書はBだと書いてあれば、その学校は、そのAと書いてある教科書を最も高く評価しているということが一目瞭然わかるようにさらに改善されている。この点も評価したいと思いますが、それが昨年は突然、何の断りもなく、評価を書く欄がなくなっちゃった。全くどこにもないんです。何のために調査研究する

のか全くわからない。調査研究したけれども、結果は言うなというふうに等しい改変が行われたわけです。今言いましたように、前回の採択までは、14項目のそれぞれのA、B、Cで評価する欄があって、さらに全体の一番下に評価欄がある。昨年は、それらが全部削除されてしまった。その結果を各学校が、調査研究の結果を書くことができなくなった。そして、この調査報告書の形式の改変が、昨年の採択において国語と社会の2教科について、多くの学校が推した教科書と違う教科書が採択されてしまう。全く説明のつかない不明朗な事態を引き起こす伏線になったと、私はそう理解しております。このことについては既に12月の定例会で指摘したとおりであります。

私の疑問というのは、この調査報告書の形式が変えられたという事実を、教育長を初めとする教育委員会の責任ある地位の人々は、一体知っていたのだろうかということです。というのは、5年前の採択のときには、教育長も、学校教育部長も、前指導室長も、3人とも、その職になかったんですね。違う仕事をなさっていた。そして、私が12月の定例会で質問するまで、前回の採択に関する資料、文書は存在しないことになっていた。そこで、教育長に、ことしに入ってから伺ってみました。調査報告書の形式を変えるということが、教育委員会の教育長や部長、室長が出席する会議で議題となったことがあるかどうか、そう質問しました。教育長は、ちょっと困った、というような顔をなさっていましたけれども、いずれわかることでしょうから、というふうに前置きをして、「そのことが議題になったことはありません」とお答えになりました。お聞きして、やっぱりという思いがしたわけですが、それにしても、これは、はい、そうですかと見過ごしにはできない重大な問題をはらんでいるというふうに思います。つまり、だれかが、だれかはわかりませんけれども、だれかが教育長や部長、室長に相談せずに、教育委員会の正規の会議の決定を経ずに、教育長や部長などは、前回までの経緯を知らないことをいいことに、勝手に調査報告書の形式を改ざんしてしまった。その可能性がほとんど、これは事実に近いというふうに私は確信しておりますけれども、そういうことなんだろうと思うんです。教育長たちは、昨年つくられた採択要領に多分添付されていたと思われる調査報告書を見ても、それが改ざんされたものであるということはわからないわけですね。4年前の資料はないことになっていましたから。特に説明がなければ、前回と同じだと判断することになった、そういうことだったんだろうというふうに思います。一体、だれがやったのか。こういう重大な意味を持つ事柄を、1人の判断でやってのけるというようなことは考えずらいですから、恐らく教育委員会とは別のところで相談や談合があった可能性が高い、というふうに私は見ています。一体、だれがこんなこそく

な許しがたいことをやってのけたのか、まだわかっていないわけでありますが、その責任は極めて重大であると言わざるを得ません。そのことをはっきりと申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって８の１、ふたたび教科書採択をめぐる諸問題についての質問を終わります。

一般質問８の２、当面する高齢者福祉の課題についての通告質問者、佐瀬昭二郎さんの質問を許します。

○９番（佐瀬昭二郎君）　当定例会でも、何人かの方が質問をされて、ことしと来年、日野市の保健福祉計画を見直すという話が話題になっています。私もこの問題に絡めて、福祉行政への市民参加というものをどのように考えているのかという視角から質問をしたいというふうに思いますが、まず日野市保健福祉計画の見直し作業をどのように進めるおつもりか、そのことについて３点ばかり質問したいと思います。

まず第一に、見直しのために実施される高齢者実態調査の中身について、既に何人かの方の質問で出ているわけですけれども、少し詳しく教えていただきたいというふうに思います。その中身についてですが、見直しのためのデータを得るためには、どのような調査が本来必要であるというふうにお考えか。これまでのやりとりの中で、今回の実態調査は、痴呆の高齢者を中心に調査をするということですが、その調査内容はどのようなものか。当然、寝たきりの老人、虚弱の老人、いろいろな問題を抱えたお年寄りがいるわけですし、それからある意味では、特に困っていない健康なお年寄りが一体どういう生活をなさっているのかもちゃんと調べる必要があろうかと思いますが、そのような、ことし十分に行うことができない点については、どのように今後フォローするおつもりかどうか、その点についてまずお答えいただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐瀬昭二郎さんの質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　保健福祉計画の見直しのために実施される高齢者実態調査の中身でございます。この見直し作業については、保健福祉計画の中で、中間年に行うとしたり、ちょうど平成８年度、９年度が見直しの時期となっております。したがって、高齢者福祉だけでなく、児童、障害等の福祉、あるいは保健部門もあわせて検討していくことになるわけですが、特に昨今の高齢者の急激な増加による福祉ニーズに的確に対応することが非常に重要な行政課題となっております。日野市保健福祉計画策定時にも基礎調査が行われ、それをもとに具体的な施設や、在宅ケアの施策など、必要なデータ

が出されたわけであります。当時はまだ、訪問看護ステーションとか、在宅支援センターとか、老健施設などに対する具体的なイメージもかなり薄く、現在の福祉要求にこたえ切れていない面もあるかもしれません。そこで、高齢者に重点を置き、65歳以上の高齢者の全体調査を実施して、痴呆性、あるいはひとり暮らし、寝たきり、虚弱、これらの高齢者をつかんで、その介護の状況、あるいは生活状況を把握する必要があります。平成８年度では、当面、痴呆性高齢者を中心に、できればひとり暮らし高齢者や、24時間ケアの要求などについても、把握したいと考えております。痴呆性高齢者の調査については、介護者の状況が重要なポイントとなることから、職員を初め、民生委員、あるいは痴呆性の自主グループ、在宅ケア事業のヘルパーさんなどの協力も仰ぎながら進めてまいりたいと思います。また、この平成８年度調査でカバーし切れない高齢者については、次年度以降に実施していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐瀬昭二郎さん。

○９番（佐瀬昭二郎君）　まず全体調査をして、さまざまな高齢者のあり方について、数量的に把握をする。しかし、お金がないから、財政的な理由から、1996年度については、痴呆性の高齢者について訪問して調査活動を行うということだ、というふうに理解します。ぜひ、来年以降の取り組みの中で、ほかのタイプの高齢者についても、細かい調査が行われるように仕事を進めていただきたいと思います。

それから、調査のやり方ですが、大変いいことだと思うんです。民生委員の方や、あるいは実際に日々、お年寄りの介護の仕事に参加をしている市民の人たちにもかかわってもらう。これはとても積極的な意味を持っていると思います。ぜひ、広く呼びかけて、多くの市民が、日野の高齢者はどういう生活実態にあるのかという調査活動に、いろいろとプライバシーの問題など難しい面がもちろんあるわけですけれども、そのことには十分配慮しつつ、進めていただきたいと思います。そのことが広い意味では、地域の福祉力を高めていく、そういうことにもつながると思いますので、ぜひその点は、改めてしっかり位置づけて進めていただきたいというふうに思います。

あと２点ばかりありますが、１点は、見直し作業のための検討組織はどうなのか。一つは、庁内の検討組織は、もう既に動いているというふうな話も聞いておりますけれども、どのような体制で進めようとなさっているのか。それからもう一つは、検討作業への市民参加。今、調査活動への市民参加ということが言われて、大変うれしい思いなんですが、その調査活動を踏まえた検討作業への市民参加も当然考えるべきだろうと思い

ます。この市民や専門家が参加する検討組織は、いつ発足させるのか、あるいは市民参加の形はどのようなものを考えているのか。それが１点目です。

２点目は、ことしと来年行われる見直しで、どのようなテーマや問題が主な見直しの対象になるとお考えか。そのことについては今、在宅支援センター、老健施設などに対するイメージも薄かった、というようなところでお答えになっているかと思いますが、もしつけ加えることがあれば、その点についてもお答えいただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　見直し作業のための検討組織についてでございます。検討組織については、実態調査後に決定する予定ですが、基本的には、前回との継続性を重視していく必要があります。そこで、庁内の組織も、福祉部各課からと、健康課その他関連する部署に呼びかけてまいりたいと考えております。また、専門家や市民に参加していただく検討会も、公募を中心に幅広くお願いしたいと考えております。発足時は、平成８年度の後半か、つまり実態調査なんかの進捗にもよりますけれども、平成８年度の後半か、９年度になるかと思います。

見直しの対象はまだ決めておりませんが、実態調査の結果を踏まえ、老人福祉が中心になることが十分予測されます。しかし、その他の分野についても、柔軟に対応してまいりたいと思います。特に見直しのテーマということで、いろいろ先ほどの、現実とのギャップのおそれがある事項についてはお話申し上げましたけれども、特に昨今の動きの中では、地方分権法の施行に伴っての各種の事務の移管の問題があります。これに対してどう対応するのか、あるいは第２次報告まで出ている公的介護制度に絡んだサービスのあり方であるとか、あるいは非常に活発に育ちつつある民間グループとの連携をどうするのか、あるいはいろんな情報分析の中で、新たなその他のニーズに対応するにはどうしたらいいのか、このあたりが見直しのテーマになってくるのではないかと想像します。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐瀬昭二郎さん。

○９番（佐瀬昭二郎君）　どうもありがとうございました。

介護保険の導入など、福祉の制度が激しく変わろうとしている、なかなか難しい時期。しかし、それだけにしっかりと事態を見据えて、今後の日野の、特に高齢者福祉の仕組みをどうつくるのかという、本当に大事な時期だと思いますので、しっかりと仕事を進めていただきたいと思いますが、今のお答えで、基本的な前回との継続性を重視してい

く予定ですというのは、これは市民参加の検討組織についても当てはまるというふうに受けとめてよろしいんでしょうか。もちろん、公募で幅広く、新たに関心のある市民に参加してもらう。これは、１点大事な点だと思いますが、前回、最初の保健福祉計画をつくったときにも、まちの中でさまざまに福祉の運動をして、市民がかかわっていますが、それらの人々にも引き続き中間年の再検討に参加していただいた方が、議論の継続性が担保されるという面があるので、両面を押さえる必要があると思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　参加の方式に後退があってはいけないと思いますので、踏まえて対応していきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐瀬昭二郎さん。

○９番（佐瀬昭二郎君）　前回との継続性を重視しつつも、新たに広く市民への参加を呼びかけると、そのように受けとめて、この部分はおしまいにしたいと思います。

それでは本題ですが、福祉行政への市民参加ということをどう考えるのか。私は、この質問をするために、改めて保健福祉計画を読ませていただきました。もちろん、こういう御時世ですから、市民参加ということについても、何カ所かの言及があるわけですが、どうも位置づけがまだまだ弱いのではないかという感じがします。やはりこれからの福祉というのは、本当に市民の協力、参加なしには成り立たないというのは、だれもがわかっていることですから、福祉行政の市民参加というのを一つの大きなテーマ、柱に据えて、そのことをどう位置づけるのかというような議論がぜひ必要なのではないかというふうに思うんですね。保健福祉計画は、だれもが必要なサービスを、必要なときに受けることができる、という原則を掲げています。この原則は、別の言い方をすれば、市民の多様な福祉ニーズに柔軟に対応していくということだと思いますが、昨日の夏井議員の質問に対して、具体的事例が紹介されました。まさに一人ひとりの市民の福祉サービスへのニーズが、個別的、具体的、この大変な仕事を日々、福祉部の皆さんがやっているんだなということが改めてわかりました。

で、どのようなサービスを用意すればよいかな。あるいはまた、必要な施設をどう整えていくかということをしっかりと計画化する上でも、実際に福祉サービスの提供の仕事に参加している市民の方々、それからサービスを受けている市民の方々を初め、広く市民の意思決定過程への参加が不可欠だろうというふうに思います。また、これから高齢者福祉を進めていくためには、膨大なマンパワーの確保が不可欠ですけれども、その

ためには、広範な市民の協力、参加が求められていると思います。この点については、共通の理解が形成されていると思いますけれども、まだまだ先ほども言いましたように、保健福祉計画における市民参加、意思決定過程への参加、サービス提供分野への市民参加、それをどう位置づけるのかということが定まっていないような印象を受けています。行政の努力だけでは賄い切れないから、その部分は市民の協力を当てにするという程度の認識であるというふうには思いませんけれども、改めて市民の福祉行政に参加する権利を保障するという立場で、あるいは地域の福祉力を高めていくという、そういう視点から計画を見直して、市民参加に関する施策を充実させる必要があるというふうに思います。

まず第一に、計画立案への市民参加ですが、これについては、もう既にお答えをいただきました。検討組織への市民参加だけではなく、調査活動への市民参加も考えているということで、これは一歩踏み込んだ市民参加のありようを考えていこうということで、評価をしたいと思います。

質問をしたいのは、在宅介護サービスだとか、サービス提供分野への市民参加の現状はどうなっているかということを、まずお聞きしたいんですが、福祉事業団が行っている在宅老人ケア事業への市民参加の現状はどうなっているのか。これが１点です。

それから２点目は、浅川苑サービスセンター、栄町サービスセンターへの市民参加の現状。これはボランティアの受け入れ状況と言ってもいいかもしれません。特にそのボランティアの受け入れ状況にかかわって、どのような仕事をしてもらっているのか。それから、何人ぐらいの方がボランティアとして参加をされているのか。その点についてまず伺いたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　福祉行政の市民参加についてでございます。福祉事業団の在宅介護事業への市民参加の現状については、在宅老人ケア事業そのものが、市民参加を基本としております。現在、ケア活動を提供する側、Ａ会員と呼ばれておりますが、330人、ケア活動を利用する側のお年寄りをＢ会員といいますが、これが345人となっております。Ｂ会員のお年寄りは、全員がケアを必要としているというわけではなく、福祉情報の提供を受けて、将来に備えようとしている方もおられます。実際に家事援助や介護活動を利用している方は、実際には153人ぐらいであります。また、ケア活動を提供するＡ会員も、現在、お年寄りの家庭で実際に活動している方は、全体の約半分、134人程度です。在宅老人ケア事業は、Ａ会員、Ｂ会員の考えや意見を事業に反映させる

ために、みのり会という自主的な、全くこれは自由な、フリーな組織、一応組織と言えると思いますけれども、運営組織を持っております。これは、在宅ケア事業そのものの運営に直接関与するということではありませんけれども、事業への協力とか、孤独になりがちなお年寄りのための食事会であるとか、訪問活動、広報の発行など、そのほか、福祉祭りだとか、いろんな行事への積極的な参加なども行われております。

特養ホームの浅川苑、あるいは浅川苑サービスセンター、栄町サービスセンターへの市民参加の現状については、特にボランティアの受け入れ状況ということになりますが、各施設でのボランティアの受け入れ状況は次のようになっております。特養ホーム浅川苑については、作業、これはシーツの交換だとか、つめ切り、洗濯物の整理、これらが12名おられまして、延べ468人。クラブ活動の指導補助、これは具体的には、手芸とかお茶、料理、詩吟、朗読、こんなことをされる方が50名、延べ484名。リハビリの手伝い、これは２名おられまして、延べ110人。行事へのボランティア、これは57名です。夏休み等の学生ボランティアは27名、延べ171名。合計で148名の延べ1,290人というような状況です。浅川苑サービスセンターについては、介護ボランティアが６名おりまして、延べ119人。技術ボランティア、これは先ほどと同じですけれども、手芸、民謡、大正琴、生け花、お茶、押し絵、トウ細工、習字、俳句、紙フラワー、その他ですけれども、これは技術ボランティアと呼ばれておりますけれども、12名で、延べ196名、合計で18名の延べ315人。栄町サービスセンターは、介護ボランティアはありませんが、技術ボランティアとして、これは歌、大正琴、水彩画、習字、朗読、６名で延べ181人。行事のボランティアは113人。合計で119人の294人が延べの数になります。施設のボランティアについては、積極的に受け入れております。ボランティアの要望にも極力こたえていくように努力しております。ボランティアも長くお願いしていますと、作業の要領ものみ込んで、施設としても大変ありがたいということですが、新しい希望者に対して、十分対応できないのが悩みの一つとなっております。また、介護を希望するボランティアでも、高齢者への安全面や不慮の事故、事件などの対応を考える必要もあり、また、それらを考えると、希望する業務要求にも沿えられないということもあり、これらの点で、何らかの市民合意が結べないものか、考えるところです。いずれにしても、ボランティア活動を通じて入所者の生活状況を知り、市民の豊かな発想、そして新しい提案があれば、と期待しております。これらの福祉施設が、ボランティア活動を通して、地域の福祉を考える材料となり、地域の方々との交流、災害時の対応、こんなところに生かされればと期待しているところです。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐瀬昭二郎さん。

○９番（佐瀬昭二郎君）　どうもありがとうございました。

今の御答弁の中でも、ボランティア受け入れにかかわる問題点が幾つか、答弁それ自体の中で指摘されていましたが、私の方から２点ばかり、ちょっと改善をしていただきたいと思っている点について指摘をしておきたいと思います。

一つは、全部含めると1,900名ほどのボランティアの方々が、今現在もかかわっておられると。しかし、実数で言うと、まだまだ多くはないんですね。延べ人数でいうと1,900人ですけれども。最近、浅川苑の１階の掲示板に、「ボランティアを募集しています。協力してください」という掲示が出るようになった。そんな話を聞いていますが、余り積極的に施設の方から打って出て、広報などを使って、ぜひ浅川苑のボランティアとして参加してください、栄町サービスセンターの仕事にボランティアとして参加をしてください、というような呼びかけが、まだまだ弱いんだろうと思うんです。今の御答弁にもあった、地域に支えてもらわなければ、福祉施設はこれからうまく動いていかない。地域に開かれた福祉施設にしていく必要があると思います。

浅川苑である話を聞きました。あそこは、１階が市民に公開されたスペースです。で、痴呆のお年寄りが１階におりてきて、たまたまある会合があって、皆さんが外に出ていった。それについて一緒に出ていっちゃったんですね。職員の人たちは一生懸命捜すわけですが、その方が新井団地、すぐ近くにある団地の中を歩いていた。で、たまたま高幡福祉センターですね、１階にある。あそこで「生き生き体操」に参加をしていた新井団地にお住まいのお年寄りが、様子を見ておかしいなと声をかけて、痴呆の方ですから、なかなか大変だったと思いますが、その中に「浅川苑」という言葉が出てきたので、連絡をして、無事保護されたという話を聞きました。これなども、まさに浅川苑などが、周りの地域の人々に支えられることによって、お年寄りも余り厳しく管理されることなく過ごすことができる状況ができると。そういう意味で、とてもいい話だというふうに私、伺いました。そんな意味でも、ぜひ地域の人々に呼びかける、地域の自治会を通しても働きかけるなどという努力をして、このボランティアに参加する方の実数をもっともっとふやしていく必要がある。これが１点であります。

それから２点目は、これ、たくさんの方が参加しているんですが、介護ボランティアにかかわっている方は、つまり介護労働そのものにかかわっている。これ、ちょっと実態を聞きましたけれども、介助ということですから、何か補助的なお手伝いをしている

ということなんだろうと思いますが、それにしても、介護ボランティアが6名しかいない。それ以外の方は、浅川苑でも、シーツの交換、つめ切り、洗濯物の整理というような仕事、補助的な労働をしている。あとは技術ボランティアだということです。私は、公的な福祉施設というのは、地域の福祉力、介護力を高める上で、責任を負っていると思うんですね。もっとプログラムをちゃんとしっかりつくって、介護労働そのものに市民に参加してもらう。確かに事故などが起こったりしますと恐ろしいですから、そのことを配慮し過ぎて、介護労働そのものには参加していただいていないというのが今の現状のようなんですけれども、ぜひボランティアを受け入れるのは、単に人手が不足している部分を補ってもらうと、都合よく使い回すために受け入れているんじゃなくて、本当に地域に開かれた施設をつくりたいし、地域の介護力を高めるために、この施設を大いに利用してもらいたいんだと、そういう位置づけをしっかりし直して、介護労働本体へのボランティアの参加も緊急のテーマとして検討していただきたい。これは要望しておきます。

とにかくまだまだ十分ではないと思いますが、それぞれの施設で積極的にお手伝いをしたいと言っている方を受け入れて、たくさんの市民の方々が日野市の福祉施設でボランティアとして働いておられる。あるいは福祉事業団の在宅老人ケア事業へたくさんの市民の方々が、A会員、B会員という形で参加をされている。これだけ多くの市民が、サービスを提供する分野で、協力、参加をしているわけですから、それらの市民、また、サービスの提供を受けている市民の声、提案を生かすためにも、先ほどは計画立案に調査活動を含めて市民参加だという話がありましたが、施設の運営に市民を参加させる。そして、その施設の運営に、実際にケア事業などにかかわっている市民の声、サービスを受けている市民の声を反映させるシステムをつくる必要があるんじゃないか。今のところ、それがないですね。

先ほど、みのり会の話が出ました。みのり会というのは全く自主的な組織ですから、みのり会は自主的に運営されています。しかし、みのり会が属している福祉事業団の在宅老人ケア事業が、それじゃあ、運営委員会というのを持っているかというと、そうはなっていません。それから福祉事業団全体が、市民参加型の評議員会のようなものを持っているかというと、まだそれは存在しないんですね。それから浅川苑サービスセンター、栄町サービスセンターについても、運営委員会はまだ組織されていません。計画立案や調査に市民に参加してもらってやる。これは大変積極的だと思います。それから、介護サービスを提供する分野でも、大いに市民に協力、参加してもらう。だとしたら、施設

の運営についても、あるいは福祉事業団のような組織の運営についても、市民がその運営のありようについて、事業の内容について発言ができる、提案ができるシステムをつくるべきだと思いますが、この点について、どのようなお考えをお持ちか。ぜひそうすべきだというふうに思いますけれども、お答えをいただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　浅川苑や栄町サービスセンター等の施設は、一般的には、今申し上げましたように、地域の関心のある方々の協力を得ることが、豊かな活動に結びついてくるということは、お話のとおりだと思います。しかし、これらの施設は、やはり市民が自由に利用する施設とは異なって、特に特別養護老人ホームなどは、入所者の住居施設である、つまり生活の場であるということもございます。外部の方々の運営参加には、果たしてどの程度対応すべきか、どう考えたらよろしいのか、まだわかりません。ただ、運営となると、管理責任の問題だとか、こういうプライバシーの問題だとか、おのずからそこには制約があるんじゃないかなと思います。したがいまして、入所者の、施設の利用者またはその家族等の意見や提案が中心となって、それらを受けとめる市民参加の形態ができれば、支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木美奈子君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。佐瀬昭二郎さん。

○９番（佐瀬昭二郎君）　私が質問の対象にしている組織、施設はいずれも、福祉事業団が委託を受けて、管理をしているところで、老人福祉課が直接責任を負っている場所じゃないですから、言いずらいところがあると思うんですが、考え方の問題としては、ちょっと今のお答えでは、腰を引き過ぎていると言わなければならないと思います。本当にこれから、さまざまな形で福祉の仕事に市民に参加してもらうと。確かにプライバシーの問題だとか、安全管理の問題だとか、いろいろな問題があるわけですけれども、それはむしろ積極的に市民の参加を促す過程で、乗り越えていくテーマだと、課題だというような位置づけが、私は必要なんではないかと思います。ぜひ、施設運営、組織運営の市民参加を新しいテーマとして、そこだけが日野の福祉のシステムの中ですっぽりと抜けている部分なんですが、新しいテーマとして位置づけて、検討を始めていただき

たい。検討を始めるということをお約束いただけるでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　福祉事業団の理事長の立場で……（「当事者がいらっしゃいました」と呼ぶ者あり）しかし、ここは議場ですから、市長の立場でお答えをするのが当然だと思っております。御提案は、いろいろ伺い、また感じるところもございますので、尊重をしながら、機能の目的達成に有効に機能するという立場に立って、配慮いたしたいと思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐瀬昭二郎さん。

○９番（佐瀬昭二郎君）　積極的な御答弁だ、というふうに受けとめさせていただきます。

次に、２点続けて質問しますが、これも何人かの議員の方の質問の中で出てきましたけれども、例えば自主的に痴呆のお年寄りのためのデイケア活動をやっているようなグループがあります。それから、市民が集団をつくって、有料で福祉サービスを提供するという仕事をしているグループもあります。それから、きょうの質問の中にも出てきましたけれども、福祉の組織で、これも有料でサービスを提供する団体が日野に事務所を開設する、というような話もありました。これからの福祉のサービス提供のシステムというのは、あれかこれかというようなことじゃなく、あれもこれもというような視点が必要で、市が直接提供するサービスもあれば、福祉事業団を通して提供されるサービスもあれば、市民の自主的な福祉活動を通じて提供されるサービスもあれば、それをネットワーキングしていくことが物すごく大事だというふうに思うわけですけれども、この点で、障害者福祉の分野では、公的な支援などということがかなり長い年月にわたって行われてきているわけですが、高齢者福祉の分野はまだまだ新しい分野ですから、ぜひ、この面でも、行政がそういう市民的な動きと相互的な連携、教育の環境をつくるとともに、財政的な支援を含めた必要な支援を行う必要が出てきているというふうに思います。どんな方針でおられるのか、この点が１点目。

２点目は、これは校区コミュニティ協議会の構想ともつながってくると思いますが、地域の福祉力を高めていく、そのことが結局、防災力を高めることにもつながるんだということは、だいたい阪神・淡路大震災などの教訓を得て、共通の理解になってきていると思いますが、そういう自治会などを単位とした地域における福祉の発想。中野区あたりには、介護まで含めて自治会が動き出しているなんていうところがあるようですけれども、そこまでいかないにしても、健康に長生きをするためのいろいろなプログラム

を自治会がするなどということは、もう既にやっている自治会たくさんあると思うんですね。そういうような取り組みに対して、やはり支援をしていくというようなこともこれから大きなテーマの一つではないかと思います。その２点についてお答えをいただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　市民による自主的なサービス提供活動、支援等相互協力ということでございます。在宅福祉での市民の自主的活動が内外に展開されて、柔軟な対応が、高齢者だけでなく、障害者、母子世帯などからも喜ばれているということは事実でございます。これからの在宅福祉事業を考えると、対象者は年々ふえてまいりますし、介護もさまざまな形態が求められてきます。そんな中で、地域福祉に積極的に参加し、活動されている方々に深く感謝するわけですが、情報の提供、相互連携、これらを大切にしていかなければなりません。行政からの支援については、現行の条例要綱などと照らし合わせながら、実績を踏まえて、今後対処してまいりたいと思います。

校区コミュニティ活動の中で、つまり自主、自立、自発という活動の中で、この福祉力の向上、活動については、大いに自主性ということの範疇は大切にしながらも、支援をする必要があろうかと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐瀬昭二郎さん。

○９番（佐瀬昭二郎君）　どうもありがとうございました。

高齢者福祉の分野での市民の自主的な動きと、行政がどう関係を持つのかというのは、本当に新しいテーマだと思いますので、これをことし、来年の見直しの中で、その問題をどう考えるか、あるいは既に日野市は補助金を出す規程を持っておりますけれども、高齢者福祉の分野で自主的に取り組まれている市民の動きに対して、どのような年限、どのような内容のことをすると、それが公的支援の対象になるのかというようなことについても、一定の基準が必要だろうと思います。そのあたりの検討も進めていただきたいというふうに要望したいと思います。

最後ですが、この保健福祉計画の中に、保健・福祉・医療の連携を目指してという大きな柱があります。ここでいろいろな構想が書かれているんですが、実際に動き始めているのは、サービス調整チームだけで、例えば本当の意味での保健・福祉・医療の連携のシステムをどうするのかということを検討する保健福祉対策連絡会だとか、保健福祉企画検討会だとかいうようなものはまだ、姿というか、ほとんど何も見えていないという、そういう状況です。

再び引き合いに出して申しわけないんですが、きのうの夏井議員の質問で、大変深刻な高齢者の実態、それに対して、老人福祉課の職員の皆さんが、大変な苦労をして、あらゆる知恵、制度を動員して、その方の生活を支えようと努力している、という話がありました。そして、その話は決して特殊な例ではない、という話がありました。日々、いわば福祉のニーズにこたえて、ああいう仕事をなさっていると。あの仕事をなさりながら、保健・福祉・医療の連携をどうするのかだとか、新しい地域福祉のシステムをどうするのかだとか、あるいはさまざまに起こってくる市民的な動き、公的な動き、それをどうネットワーキングするのかだとかいうようなことを考えるのは、かなり能力がある人が集まっても、日常的な業務をこなしながら、それを考えていくというのは、大変難しいんじゃないかと。この本会議のほかの議員の方の質問をめぐっても、保健所の業務が市に移管されることと絡んで、福祉・健康・保健の部門の組織がえを検討しなければいけないという話が出てきていますが、ほかのまちでは、同じような課題に直面して、福祉部の中に福祉計画課だとか、地域福祉課だとか、あるいは福祉総務課だとかいう、計画を立案し、それを進める。それから部門を超えて、領域を超えて、連絡調整を行うことを専門の業務とする課が設置されている例がふえてきているようなんですが、実情がわかれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　26市の保健福祉の組織形態を見ますと、福祉計画課、地域福祉課、あるいは福祉総務課、これらがあります。今、お話のとおりです。福祉の企画部門が置かれている市は、十二、三の市がございます。健康課が福祉部の中に組織されている市も13市ほどございます。もちろん、企画調整、あるいはこれを担当する課というよりも、一つの組織には違いありませんけれども、担当部の特定の職務権限を持った主幹等が配置されて、その役割を担っているものもございます。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐瀬昭二郎さん。

○9番（佐瀬昭二郎君）　ありがとうございました。

大体半分ぐらいの市が、そういういわば企画調整を専門の業務とする課を持つようになってきていると。ますます今後ふえていくんじゃないかと思んうです。私、このことにこだわるのは、もちろん、保健・福祉・医療の連携というようなことを、これからどうしていこうという大きなテーマもありますが、それと同時に、市民参加の仕組みをどうするのかということもあると思うんですね。政策立案、それから施設の運営、政策の

実行過程、さまざまなレベルで市民参加を促していく。そういうさまざまな参加の形があるし、その中で多様な意見が提案されてくる。そういうものを調整するというのは、なかなか大変なエネルギーを要する仕事で、しかし、そこのところを超えなければ、本当に市民が支える福祉のシステムというのはできていかない。そういう意味では、これから福祉部門、健康課を含めた部門の組織のあり方について検討を始めるということですから、あわせて、この福祉計画課、地域福祉課というのを、そういう課を新設するということをぜひ検討していただきたいと思います。市長に最後にお答えいただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　行政組織は、なるべく単純で、わかりがいい、市民によくわかるようにするのが原則だと思っております。特に地域福祉につきましては、社会福祉協議会に既にお願いをしております。ボランティアのまち宣言から始まって、いわゆるボランティアセンターの実務をひとつ積極的に組織してください、これが本来の社会福祉協議会の仕事だろうと思う、というふうにお願いをいたしております。実務はますます量的、質的にふえる傾向もございますから、能率が上がり、かつまた市民要望に的確にこたえるということを積極的に取り組むことを検討のまた対象にしたい、このように考えております。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐瀬昭二郎さん。

○9番（佐瀬昭二郎君）　私、ボランティアセンターのことについて、きょうは触れるつもりは全くないんですね。きょう、いろいろなボランティアの話だとか、あるいは介護ケアサービスへの市民参加という話をいろいろしましたけれども、きょう話した例は、全部ボランティアセンターと全く関係のない動きです。つまり、もう既に日野市は、ボランティアセンターもある役割を果たしているけれども、そうではないところで、福祉の仕事への市民参加がかなりの勢いで広がってきている。そこのことについてどうするのかという質問をしているわけで、ぜひ、私が最後に言いました、まさにそういうこと、ボランティアをどう考えるのかということを仕事として集中してその問題を前に進める部局を、課をつくっていただきたい。そのことを最後に再びお願いをしまして、この質問をおしまいにしたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって8の2、当面する高齢者福祉の課題についての質問を終わります。

市長から発言の申し入れがありますので、これを許します。

○市長（森田喜美男君）　お疲れのところ、大変恐縮でございます。きょうは、３月29日に当たるわけでありますが、あと２日は、土曜日、日曜日、そういういわゆる行政の休日日に当たりますので、一言お願いがございます。きょうの日付というよりも、３月31日の日付で幹部職員を含む定年退職の方々に異例という形式の行事を行いました。この議場でいつも御指導いただいております前田雅夫助役、任期を満了することになっておりますので、この議場でひとつごあいさつをさせていただきたいというふうに考えております。議長さん、よろしくお計らいをお願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　前田助役、登壇をお願いいたします。

〔助役　登壇〕

○助役（前田雅夫君）　このたびは、大変貴重な時間を、このような私のあいさつに割いていただきまして、本当にありがとうございます。このたびは、たとえ市議会開会中とはいえ、前例のない形でこのように公式な形でごあいさつの場を与えてくださいまして、まことにありがとうございました。

昭和32年１月に日野町役場に入庁いたしまして、幾つかの役職を経て、本市助役の要職を汚させていただきました。微力ではありましたが、市議会議員の皆様を初め、理事者の市長等の御指導・御鞭撻をいただくとともに、幹部職員の支えによりまして、無事任期を満了することになりました。ここに心から御礼を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。少し大げさになるかもしれませんけれども、本市に奉職いたしまして、本日を無事に迎えることができましたことは、本当に充実した心境でございます。

終わりに臨みまして、本市の限りない発展と、御出席の皆様の御健勝を御祈念いたしまして、甚だ簡単ではございますけれども、任期満了のあいさつにかえさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○副議長（鈴木美奈子君）　長い間、御苦労さまでございました。

本日の日程はすべて終わりました。

次回本会議は、４月１日、月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時９分　散会

4月1日　月曜日　（第12日）

平成8年
第1回定例会

日野市議会会議録　（第12号）

4月1日　月曜日　（第12日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	旗野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬　隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	坂口泰雄君
収入役	落合豊君	企画財政部長	野中勝美君
総務部長	大崎茂男君	市民部長	宮本寿君
生活文化部長	小野宗市君	環境部長	中里正市君
都市整備部長	鈴木栄弘君	建設部長	友野豊三郎君
福祉部長	小俣雅義君	病院事務長	高野英男君
教育長	園田匠君	学校教育部長	谷正幸君
生涯学習部長	小澤春童君	企画財政部参事	平井忠君
上下水道部参事	清水啓治君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	加藤侃一郎君	副主幹	濃沼哲夫君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　川久保友子君

議事日程

平成8年4月1日（月）
午前10時開議

日程第1　一般質問
追加日程第1　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件
日程第1及び追加日程第1まで

午前10時33分　開議

○議長（土方尚功君）　おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員27名であります。

日程第１に入る前に、理事者から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。助役。

○助役（坂口泰雄君）　平成８年４月１日付人事発令に伴い、理事者、説明員の変更を申し上げます。

上下水道部参事、清水啓治が、上下水道部部長事務取扱となりましたので、よろしくお願い申し上げます。

また同日付組織改正に伴いまして、社会教育部が生涯学習部に名称変更になりましたので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問９の１、公営住宅法の改悪についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔30番議員　登壇〕

○30番（米沢照男君）　それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

公営住宅法の改悪について。国会に提出された公営住宅法の改悪案は、昨年の住宅宅地審議会の答申、住宅政策は民間、公共住宅あわせて、その市場機能が発揮できるようにするとの方針に基づいて法案化されたものでありますけれども、全国200万戸以上に及ぶ居住者からは、家賃はどうなるのかなど疑問と不安の声が上がっております。当市議会でも国に対する意見書提出を求めた請願が、御承知のように採択をされ「公営住宅の拡充と住宅政策に関する意見書」が採択をされております。現行の公営住宅法は、1946年に制定をされ、我が国の住宅の中核を担ってきたことは周知のとおりであります。問題点もあるとはいえ、比較的低廉な家賃の公営住宅を、住宅に困窮している国民に直接供給してまいりました。

今回の法改悪の問題点の第１は、一般世帯の入居基準を年収500万円程度から450万円程度に引き下げ、基準を厳しくする内容となっています。第２には、勤労者の平均収入を下回る年収450万円程度でも収入超過者とされ、高い家賃が強要されることになります。第３に、家賃は、従来の戸別原価方式から応能応益方式に根本的に変えられることになります。収入が低く、居住水準がよくないところでは一部家賃が下がるところもありますけれども、大都市で総体的に収入が高い世帯ではかなりのところで値上がりする

ことが指摘をされております。第４に、これまで公営住宅は地方自治体が直接建設、管理をしてきましたけれども、民間住宅を買い取ったり、あるいは借り上げたりして公営住宅を確保する制度が新設をされることになります。これは現在でも公営住宅の建設が建てかえ中心で、新規建設が激減している状況に追い討ちをかける結果となるものであります。

こうした問題点が指摘をされている公営住宅法の改悪に対して、森田市長の見解をまず伺いたいと思います。

○議長（土方尚功君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　公営住宅法の改正に関する質問でございます。

御質問にもございましたように、国は今年度、公営住宅法を改正しようとしております。その目的は、法ができてから相当の年数がたち、時代が変わり、特に高齢者等の増大により、住宅政策を見直そうということが一つございます。それに関連いたしまして、いろいろ家賃とか、あるいは補助金制度等も見直していこうというような内容でございます。特に高齢者、身体障害者の入居者の資格基準といいますか、収入基準につきましては一定の弾力的なものを持っていきたいということでございます。

また御質問にもありましたように、入居者の収入基準につきましては、かなり所得を下げまして、低所得者対応というようなことでございます。それから公営住宅を供給する一つの方法といたしまして、民間の住宅を買い取り、あるいは借り上げて戸数をふやしていこうというような見直し、また現在までございます第一種公営住宅、第二種公営住宅を、これを廃止するというような内容。また建てかえ事業のいろいろな条件を緩和するというようなことも含まれておるわけでございますけれども、しかし、その反面、収入基準が圧縮されるということ、あるいは収入の基準超過者に対しては、家賃の増あるいは明け渡し基準がかなり厳しくなっていく。それから民間家賃を適用するというようなこともあります。もう一つ、公営住宅の建設には一種、二種があったわけでございますが、これの補助率が３分の２というような補助率もございましたが、これが２分の１になるというような問題点もございます。したがいまして、これらの法改正に関しましては、質問者の御質問にもございましたように、この議会におきまして「公営住宅の拡充と住宅政策に関する意見書」が採択されまして、関係大臣の方に送付されることになっております。

市の自治体といたしましては、国の法改正でございます。そういうような中でこれを見守るだけでなく、議会の意見書も日野市議会以外にもたくさん出ておろうかと思いま

す。そんなような中で今後の国会での審議を見守っていきたいというふうに思っております。

○議長（土方尚功君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　再質問は市長にいたします。

建設省は、多数の収入超過者の存在が公営住宅入居希望者の入居機会を阻んでいると説明をし、法改正を合理化をしています。しかし、公営住宅入居者が負担能力の範囲内で、住みかえる住宅を提供してこなかった政府の責任を棚上げをし、収入超過者、高額所得者と決めつけ、追い出すやり方を黙認するわけにはまいりません。公営住宅居住者を初め国民の住生活に重大な影響をもたらす公営住宅法の改悪案に対して、全国公営住宅協議会や全国生活と健康を守る会・連合会など諸団体は、民間並み家賃への値上げを初めとする改悪法案を慎重審議し廃案にするよう要求をし、衆参両院の建設委員への要請行動を展開しているところであります。日本共産党は、こうした国民の声にこたえて改悪法案に反対するとともに「住宅は人権」との立場から、住宅政策を個人の自助努力に依存する民間自力建設中心から、公共住宅の大量建設、供給を柱とした国民本位の住宅政策への転換を目指して取り組んでおります。

市長として、国に対して、国民、市民の利益、権利を守る立場から積極的に意見を述べていく必要があると私は思います。この点について、市長からの答弁を求めます。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　すべての政策、施策は、公共の福祉を目的に実施するのが当然でありまして、その間に国民の納得しにくい不公正や、また検討不十分があれば、適切に適応を図っていかなければならないと日ごろ考えております。今日、まだ住宅に満足し、住宅あるいは居住に満足をし得ておられない国民、市民も多数あるわけでございますから、量的に満たすだけの数をなるべく早く保持する努力あるいは自主的に今日の生活、文化に適合できる、そういう質のいい、また居住スペースのある、こういう環境をつくることが文化や生活を発展をさせる大切な要件だと思います。

私も多摩平問題等で学ぶところが多くありますので、住居は人権であるという認識のもとに対策を発足させるべきである、このように考えております。いろいろ工夫いたしまして、市独自ではある程度の事業を消化し得て、将来のまた若い市民の生活環境の保全あるいは高齢者のまた生活拠点となる住宅の問題、これらを整えていきたい重要な施策だというふうに考えております。いろいろ勉強をいたしまして、また日野市が相談相手としてお願いをしております公共住宅審議会等にも意見を徴しながら、適切な対応、

それから国に対する一定の意見の表明、これらのことに取り組んでいきたい、このように考えております。

○議長（土方尚功君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　もう１点伺いたいと思います。

今、市長の答弁で触れられた市営住宅審議会でありますけれども、先日この審議会が開かれまして、現在の市営住宅入居者の状況が資料で示されました。その資料によりますと、収入超過者が236世帯、全体の46％。それから高額所得者が37世帯で全体の７％ということで、今の市営住宅の入居者の約半分が、いわゆる収入超過者ないし高額所得者ということで、つまり言葉は悪いんですが、追い出しの対象に数字的にはなっている、こういうことであります。より低所得者に、あるいは住宅に困窮している市民に市営住宅を提供するということですから、一定の基準を設けて入れかえを促進するということは、管理する側として当然のやむを得ない措置だと思います。この扱いについてはいろいろ意見の分かれるところかと思いますけれども、先ほど私が申し上げたように、公共住宅のいわば大量建設という本来的な課題が棚上げされて、この種の基準をいじることで、明け渡し、入れかえを促進をしていくということだけに目を向けるのはいかがなものか、こういうふうに私は思います。今、地方自治体の財政状況から見て、市営住宅を要求にこたえて積極的に建設していくということは、国や都の補助金との関係から見ても大変な困難が伴うわけであります。

そこで基本的な姿勢として、国に対して、こうした住宅困窮者への住宅を提供していく、そのための大量建設あわせて住みかえる住宅の提供、このことも忘れてはならない重要な課題だと思います。このことを抜きに、基準だけで高額所得者あるいは収入超過者という決めつけ方で明け渡しを迫るというのは、やはり本来の公共住宅のあり方からいって少し筋が外れているのではないかと私は思います。そういう意味合いで先ほど提起した積極的に国に意見を述べていくということも大事ですし、あるいは市民からの積極的な国に向けての運動もあわせて必要なことだろう、こういうふうに思います。

意見も含めての質問になりますけれども、最後、その点も踏まえての市長の答弁を伺いたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　具体的になかなか勉強不足という言い方は私ども適切ではないと思っておりますけれど、行政がきちんとした対応をし切れてない、そこからいろんな矛盾が発生をするということもあるんではなかろうか、このようにも思うわけであり

ます。我々の直接かかわります市営住宅あるいはその量を相当賄っていただくための都営住宅、その上に、上ということじゃないかもしれませんが、国の、国民の住宅政策という役割を持って都市整備公団などが存在をするということであります。

ある程度、なかなか住みかえということは難しいことだとは思っておりますけれど、家族の構成数あるいは所得の一つの能力、これらによってお互いが融通をし合ってうまくそれぞれの条件に適合できるということが一番望ましいわけでありますが、一方、居住権という一つの民法上の権利も存在するわけでありまして、なかなかその調整が難しいという現実があるわけでありまして、市営住宅はなるべく若年層の初期の、何といいましょうか、産業に従事できるそのような立場の人たちに提供しながら、だんだんと家族数あるいは所得などによって余裕のある状況に住みかえていただく、こういうことが一番望ましいわけでありますが、機能的にはなかなかうまくいかない事情があります。市民自治といいましょうか、そういうお互いの理解をし合う能力によって、それらがうまく一つの地域社会のあり方として、多少の機能ができれば幸いだというふうに思っております。

行政部局が直接担当ということは難しいかもしれませんが、そのような調整のできる仕組みができれば、役立つ施策の成果をつくることができるんではなかろうかと思っております。運のいい人、運の悪い人というのを固定的に置いても、これも解決ではないわけでありますので、そのあたりに社会的なまた判断それから常識的な適用の仕方ということを一つ考えていければ幸いだ、このように思って、審議会のこともお願いをした次第であります。

特に、いわゆる高齢化社会になって、所得のない年金生活者というようなお立場の方が当然ふえるわけでありますから、弱者、また福祉対策ということに一番基点を置きながら、能力のある人はひとつ自主的にそれなりのまた居住を求めていただく、こういうことがあってよろしいんではなかろうか、このように思うわけであります。なかなか対応できる仕組みが難しいとは思いますけれど、特に国・政府に対しましては、やっぱり量的、質的に大きな役割を持って、それこそが一番調整のまた手段だということではなかろうかと思います。

民間に経営をする仕事でもありますので、再生産が成り立つという運営上のまた問題もあるわけであります。そのあたりを見越しながら、公共住宅は公共住宅としての役割を務める、特に弱者対策に一番基点を置くということではないかと思っております。

そのような考え方で、ひとつ今後も取り組んでいきたいというような事情であります。

○議長（土方尚功君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　どうもありがとうございました。これをもって、この質問を終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって９の１、公営住宅法の改悪についての質問を終わります。

一般質問９の２、下水道事業進捗に伴う遊休地の活用についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　下水道事業進捗に伴う遊休地の活用について質問をいたします。

御承知のように、下水道事業が年々進捗する中で公共住宅や民間の集合住宅など、これまで使用されてきた下水処理場が閉鎖をされる、あるいは撤去されるということで遊休地が生み出されております。現状、どうなっているか、把握している範囲で結構ですのでお聞きしたいと思います。

それから２点目は、今後の見通しですけれども、下水道処理場の閉鎖ないしは撤去など、今後の下水道事業の進捗に伴って、どの地域にこうした遊休地が見通せるのか、この点もあわせて伺いたいと思います。

とりあえず、まず２点お伺いいたします。

○議長（土方尚功君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず第１点目の現状でございますけれども、主に供用開始している区域が浅川の右岸地域にこういう団地関係が非常に、民間の団地関係が多いということでございます。まず公共の団地でございますけれども、都営住宅でございます。都営住宅につきましては、南平の都営住宅がございます。ここは面積が非常に小さいということで、都営住宅の増戸の中にカウントしていきたいというふうな考え方でございます。それから都営住宅につきましては、この地域が今、遊休という形のものはこの地域だけでございます。これから予測されるのが平山それから新井団地、こういうところが予測される。まだ、こういうところにつきましては具体的な計画、こういうものは持っておりません。それから開発行為でございますけれども、大部分が浅川の右岸地域にございます。そういうことから、現在切りかえが終わっておりますのが、大体６団地ですか――が切りかえが終わっておるということでございます。

この切りかえが終わっております中で、面積的に非常に小さいもの、それからある一定以上の面積があるもの、こういうものがあるわけでございますけれども、これはおのおの開発の時点で、その用地の将来の管理者が決まっております。これに基づいて、基

本的には今後整備されていくだろうというふうに思っておりますけれども、この中で既に日鉱団地等につきましては、これは市にこの用地は帰属されております。寄附されております。その他の用地につきましては、これから開発計画、そういうものも多少あるようでございますけれども、市の指導要綱の中で指導していきたい。基本的にはこの中でもできるだけ緑地なり公共のそういう施設にするような指導はしていきたい、こういう考え方を持っております。

○議長（土方尚功君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　再質問いたします。

一つは、南平都営の建てかえ工事に伴って、これまで平山都営と南平都営が共用という形で下水処理場が設けられてきました。今既に撤去され更地になっていますけれども、今の部長の答弁ですと、この南平都営住宅の建てかえに伴って、今更地になっている旧下水処理場は増戸の対象ということで活用が考えられている、こういうことであります。南平の都営住宅の建設に伴って、もう二十六、七年になるでしょうかね、平山東公園ですかね、大小の二つの公園が東京都によって造成をされて、それが市に寄附をされた経過があります。その後、平山都営の建設に伴って、自治会が要求して地下道がつくられました。つまり二つの団地を挟んで踏切で子供が行き来するのは危険だということで地下道がつくられて、そういう点での安全対策がとられてきました。

私、南平の都営住宅の建設に伴って生み出されたいわゆる遊休地、これは当然市民のために活用するということで、当初この建てかえ計画に伴う市と住宅局との協議の中で、そういうことも当然俎上にのせて話し合いがされたんではないかというふうに期待をしてたわけでありますけれども、今の御答弁ですと、単に増戸ということで考えられているということであります。そうすると、増戸に伴って市に提供される施設なり土地なりは何もないのかという気がするんです。当然、過去のこの種の団地造成には、必ず市に対して保育園をつくるとか、さまざまな、公園をつくるとか、そういう形での見返りがあったんでありますけれども、この今生み出されている旧下水処理場、この遊休地はそういう対象にならないのかどうかですね。もっと積極的に住宅局を相手に交渉すべきではないか、こういうふうに私は思います。その点、まず１点、再質問いたします。

それから２点目の再質問ですが、今の答弁でも明らかにされましたけれども、既に下水道に切りかえられて、それぞれの一団地ごとに設置されてきた下水処理場が撤去されるということで、日鉱住宅の場合には市に寄附をされたという話もありました。今後、下水道事業の進捗に伴ってさらにこういう対象の団地がふえるわけでありますけれども、

そういうことを見越して、もちろん既に活用が決まっているものはやむを得ないとしても、緑地にするとか他の公共用地にするとか、計画的に対応していくべきではないかというふうに思います。その辺のこの種の遊休地の近い将来に向けての活用について一定の方針を持つべきではないか、こう私は思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

以上、２点について再質問いたします。

○議長（土方尚功君）　答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず第１点目の再質問でございますけれども、南平都営につきましては、処理場の跡地の面積が約53平米、53平方メートル、非常に面積的に小さいということが一つございます。したがいまして、この地域に、場所につきましては、地域全体でこれから整備をしていく上で団地の計画の中に全体としては取り込む。それでその中に、団地の中で当然緑地とか、それから公園、こういうものが設定されます。この中で、この中へカウントしていきたいという考え方でございます。

それから民間の方の、第２点目の民間の方の土地利用でございますけれども、この土地利用につきましては、おのおの、この団地が開発された時点で基本的にはこの用地の将来帰属については一応決まっております。ただ、そういう中で日鉱につきましては、たまたまそれがここの団地の管理組合というものが行っていたということで、市の方に寄附をしていただいた。その他につきましては、その処理場の跡地を公園にする、緑地にする、公共の施設にするにしても、その維持といいますか、処理場を取り壊す費用が相当の金額がかかってまいります。こういうこともございまして、市が仮に現状のままですぐ受けるということになりますと相当の費用がかかってくる、こういうことから、今後、各開発のする中で、できるだけそういうふうな公園、緑地を確保、緑地関係、こういうものを確保するような指導をしていきたい。これが今考えている、担当部局としては考えている内容でございます。以上でございます。

○議長（土方尚功君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　さらに質問をいたします。

南平都営のいわゆる増戸計画といいますか、建てかえ計画に伴って、市として都の住宅局にどういう注文をつけてきたのかですね、ちょっと具体的にお伺いしたいと思います。全く何のメリットもないといいますかね、見返りもない状況で建てかえ計画に同意したのかですね。増戸に伴って、市としてどういう注文をつけてきたのかですね。１点伺いたいと思います。

それから、今後生じるあれこれの旧下水処理場の跡地の活用、これは撤去するのに相当費用がかかるということが今指摘されました。当然そうだと思います。そういうあれこれの撤去費用も含めて、いずれにせよ、その処理場は必要なくなるわけですから、遊休地が生じるということです。その撤去費用とその後の土地の活用という両側面はもちろんあるわけですが、いずれにせよ成り行き任せではなくて、行政側がきちんと方針を持って臨むべきではないかというふうに私は思うんですが、その点についてさらに質問いたします。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず第１点目でございますけれども、これは各地区の団地すべてそうでございますけれども、当然ここの団地の建てかえにつきましては福祉関係の施設、これはどこの団地も同じような基準で行っております。これは、それが一つ。それといま一つは、この地域に対する、その団地区域のほかに、あの地域を含めた地域の地区センター、こういうものも要望いたしております。先ほど、この地域の中でこの53平米、全体の団地の増戸計画の中でカウントしていきたいというふうにお話ししましたけれども、その中の団地の中にはこういう施設、集会所それから当然その団地としての集会所もあるわけですけれども、こういうものにも計画をいたしておるということでございます。

それから民間の緑地でございますが、民間の跡地でございますけれども、この下水の切りかえの時点で各土地の所有者、こういう方と説明を、処理場の切りかえにつきましての説明を行っております。それでその中で市としては、将来的にそういう処理場跡地、これは市として基本的には市に寄附をしていただきたいんだというお話はさせていただいております。ただ現実にはなかなかそういう状況に今至ってないというのが実態でございます。それが一つと、いま一つは、後の管理関係ですね、維持・管理関係、処理場まで全部撤去して整備した上で寄附していただければ一番理想なわけですけれども、そういう状況に至ってないというのが実情でございます。したがいまして、今後、その地域の開発が出てきた時点で開発指導要綱の中で十分そういうものを対応していきたいというのが今の考え方でございます。（「市長から……」と呼ぶ者あり）

○議長（土方尚功君）　市長、答弁をお願いします。

○市長（森田喜美男君）　御提案の、いわゆる公共下水道の普及に伴って既存の団地その他の、個人もそうでありますが、いわゆるそれぞれの処理施設が不要になるという現実はもう既に数多く経験いたしました。大体矛盾なく処理をしたというふうに思ってお

りますが、例えば日本信販の場合には、会社が、今の話にあります解体をし宅地として処分をして、その財源を自治会に提供をし、道路も地元が希望される形に拡幅あるいは若干の整備を行った。これはちょっと珍しい例だと思いますが、一つの指導として適切なものであったというふうに思っております。

それから団地団地で、いわゆる管理組合という形あるいは開発業者自身が維持・管理をしてきたという、それぞれのばらばらな状況がございますので、管理組合という居住者側が管理しておるものは、これは既に宅地を購入したお客さん側の財産というふうにみなして、先ほど御答弁しておりますとおり、管理経費がかかるものですから緑地に置き直して管理をするという形で処理をしたものが一つの標準的なやり方だったと思っております。

都営住宅の場合は、いわゆる都に土地の所有権があり管理権、管理権といいますか、管理責任がある、こういうことですから、建てかえなら建てかえの計画の面積の中にそれを使うというのが普通でありますし、都営住宅の場合は皆借家ですから、管理組合的な自治会、こういう立場はございますけれど、処分を買い取り処分で、いわゆる開発団地の処理場の管理の仕方ということとは、おのずから違うわけでありまして、これから対応すべきものが幾つあるかちょっと正確には記憶しておりませんが、日野方式とも言える処理場跡地指導は適切なやり方ではなかっただろうか。後々に一定の公共用地等の役割を残すという意味で役立つ処理だっただろう、こんなふうに思っております。

残っておるものにつきましては、また状況に応じまして適切に処理をするということは言うまでもございません。

○議長（土方尚功君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　都営住宅の場合、それから民間の集合住宅の場合とも、今後、下水道事業の進捗に伴って、主として浅川以南になりますけれども、いわゆる旧来の宅地造成地、この種の遊休地が生じる。これを今、市長の答弁にありました、積極的に市民のための施設に、いわゆる活用していくということで、今後とも計画的にこの事業が進捗できるように一層取り組んでいただきたいということを要望して、この質問を終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって９の２、下水道事業進捗に伴う遊休地の活用についての質問を終わります。

一般質問９の３、震災時に備え旧専用水道の深井戸を活用できないかの通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　先日15日の各紙に「雨水利用の知恵拝借」というような見出しで29の自治体が連絡部会を発足させたということも報道されています。これは主として雨水を利用した関係自治体が集まって連絡会を発足させた、こういうことであります。この記事の中に被災地の神戸市の報告として「震災直後は上下水道が全く使えず、公共施設でトイレなどの水を使えたのは地下水をくみ上げる井戸があった市役所第一庁舎だけだった」という報告が紹介されております。雨水の活用とあわせて、いわゆる深井戸の震災時の活用の一つの例として記事になっておりますけれども、私もそういう立場から二、三お尋ねをしたいわけですけれども、一つは、上水道が普及する以前、集合住宅、これはほとんど専用水道で給水がされてきております。その後、上水道の普及によって市水道に切りかえられました。それまで使われてきた専用水道は、切りかえと同時に閉鎖をされて今日に至っておりますけれども、かつて専用水道として給水に活用されてきたこの深井戸が現在どうなっているのか。恐らく、どこも全部埋め立ててしまったということではないだろうと思います。南平都営の場合は鉄板でふたをして井戸そのものは生きている。現に押しポンプの井戸が市で設置された経過もありますけれども、こうした集合住宅でかつて給水に活用されてきた専用水道のこの深井戸が現状どうなっているのか、この点１点伺いたいと思います。

それから２点目は、企業内の深井戸でありますけれども、例えばコニカ、以前は小西六と言われておりました。30年ほど前は、たしか19本の深井戸が稼働して大量の水がくみ上げられていましたけれども、その後、革新都政になって、地盤沈下対策ということで各企業にも行政的な指導がされて、くみ上げて利用された水をもう一度循環させるということで反復利用に切りかえて、その分だけ井戸を閉鎖してきた経過があります。これは小西六だけではなくて各企業とも同じ対応がされてきたかと思うんです。かつてあった深井戸が現在どうなっているのか。把握していれば、その状況をお答えいただきたいと思います。

それから３点目は、各小中学校の深井戸、一部わき水、自噴の井戸もあるようですけれども、各学校での井戸が今どうなっているのか。これは把握している範囲で結構ですが、お答えいただきたいと思います。

とりあえず３点、お伺いをいたします。

○議長（土方尚功君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。上下水道部参事。

○上下水道部参事（清水啓治君）　１番目の現状につきましてお答え申し上げます。

専用水道につきましては、昭和30年代に宅地造成によりまして、特に多摩丘陵地域に

多くございました。全体では９カ所、造成関係ではございまして、都営住宅を含めましてですが、そのほかに第一豊田荘、豊田の南口に第一豊田荘というのがございますが、そこに１カ所ございました。全体で10カ所ございました。その後、昭和47年の東京都の公害防止条例ができまして、水量あるいは水質等にいろいろ規制ができまして、40年代の後半に逐次切りかえがなされております。それで10カ所のうち１カ所のみ現在残っておりますが、豊田の第一豊田荘の間につきましてもまだ――その他の９カ所につきましては切りかえがなされて、もう既に公営水道になっているということでございます。

それから御質問の中で、その中でちょっと使えるような区域もちょっとお話し申し上げますと、４カ所ばかりは使えるかなというような現状のようでございます。以上でございます。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　御質問の２点目の市内の企業内の深井戸の件でございます。

特に工場に設置する地下水の用水施設につきましては、ただいまちょっと上下水道部参事がお答えいたしましたように、東京都の公害防止条例がございまして、これでかなり規制が厳しくなっております。そしてその工場の深井戸につきましては直接東京都が条例に基づいて規制等の事務を行っておりますので、内容等については、大変申しわけございませんが、私どもの方には資料がございません。

なお、一般的には規制が厳しいものですから、現在ある井戸はなるべく活用していこう。一たん廃止いたしますと、また復活ということはなかなかできないようなことですので、現状の井戸は貴重な財産として使っていこうというようなことでございます。以上でございます。

○議長（土方尚功君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　学校でございますが、小中学校で12校に井戸がございます。深井戸が７校、それから浅井戸が３校、自噴水が２校ということです。それで深井戸のうち水中ポンプは５校ございます。

それから飲める水でございますが、平山小……３校でございます。平山と南平と七生中学校。以上でございます。

○議長（土方尚功君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　先ほど旧専用水道を活用していた団地、10カ所というふうに御報告がされました。これは随分古い資料ですが、昭和45年６月、1970年になりますが、日野市水道第２期拡張基本計画書というものがある。ここに専用水道の状況が報告をさ

れ、これを公水道に切りかえるということで、それぞれ地域が明記されています。今、部長答弁にあった10カ所がそれぞれ対象に入っているんです。今の答弁ですと、このうち使用可能な深井戸は４カ所ということであります。企業内の閉鎖された深井戸がどうなっているかは把握してないということであります。

実際に阪神・淡路大震災、私も直接駆けつけた一人でありますけれども、道路という道路はほとんど、倒壊家屋でほとんど閉鎖の状況です。したがって深井戸を活用するとすれば、なるべく数多く確保しておくということが非常に大事だと思います。維持・管理の問題ももちろんありますけれども、何箇所か特定した場所、つまり計画ですと５カ所でしょうかね、浄水場などによりますが、たった５カ所で給水を行っていくということは、阪神大震災のあの直後の道路事情など考えますと、なかなか計画どおりに給水していくということは大変な課題であります。

先ほども一つ例を挙げました深井戸が、震災直後に大変役に立ったという一つの例が示されましたけれども、これまで閉鎖をされて、しかし、手入れをすれば活用できる深井戸。一つの例は、先ほども触れましたが、南平都営の深井戸、２本あります。これは深さが150メートル。その水脈ですかね、当時の東京都の説明によると、四つの水脈があって、一番下の４層と３層、ここから水をくみ上げるということで飲料水にもちろん適用するということですけれども、南平都営の場合には、毎分600リッター、２本ですから毎分1,200リッターの給水がその深井戸でされていました。現にその深井戸は生きております。その１カ所に三、四年前だったでしょうか、自治会から市に要請をして手押しの井戸をつけてもらいました。公園のすぐわきですので植木等に給水するなど地域住民に活用されてきた経過がありますが、今は建てかえ計画中ですので、人が住んでいませんので放置された状況にあるかと思いますけれども、鉄板などで井戸をふたした状況で閉鎖されている深井戸というのは十分使用可能だというふうに私は思っております。ぜひ、この機会に旧専用水道の深井戸が現状どうなっているのか、活用可能なのかどうか、ひとつ調査をする必要があるのではないか。

それから企業内の閉鎖した深井戸、これの現状と現状把握と災害時にきちんと協定を結んでおいて、その深井戸を活用するということも、あわせてこの可能性を追求していくということが必要ではないかと思います。

学校も今報告がありました現状、これも災害時にきちんと活用するということで計画を立てていく必要があるんではないか、このように思います。

こうした深井戸の活用について、ぜひ積極的に検討していけないかどうかということ

で、市長にお伺いしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　災害時に飲料水を初め、いわゆる生活用水が少なくも間に合う範囲で供給できるという需要を満たすために、地域、いわゆる市内で既存の水源として、深井戸でありますとか、わき水は別といたしまして、要するに水源を災害時の給水に、原水を供給する場所として正確に把握をし、また管理をしておくということは大変重要なことだというふうに考えております。地域防災計画の中にももちろんそういう要件が求められてはおりますが、より具体的に既存の深井戸あるいは企業内の、かつて地下水の大量くみ上げに使われた井戸が今日どういう状況で管理をしてあるかというようなことも調査いたしまして、水資源の確保、地域災害時の水資源の確保という見地から、基本的な調査と、それから維持・管理等について積極的に取り組みを進めるという御指摘だというふうに伺っておりますので、その必要性を認め、防災行政の一環として位置づけていきたい、こう考えております。

○議長（土方尚功君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　最後、一言意見を述べて、この質問を終わりたいと思います。

先ほどもちょっと触れましたが、震災対策用の給水拠点として、日野市の場合は５カ所設定をされております。大坂上、多摩平、三沢、程久保、旭が丘。これももちろん大事な設定でありますけれども、実際の震災地へ行ってみますと、道路がほとんど、あの車が走れないという状況など考えますと、この給水拠点だけ確保しておけばいいということでは絶対ないと私は思います。先ほど申し上げたあれこれの深井戸など活用について、ぜひ鋭意検討を進めていただきたいということを最後に要望して、この質問を終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって９の３、震災時に備え旧専用水道の深井戸を活用できないかの質問を終わります。

一般質問９の４、多摩動物公園の南平門開設についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　多摩動物公園の南平門の開設については、相当以前から議会の場でも質問を通じて要望もし、市としてもそれに向けて努力をする答弁もされてきた経過があるわけですけれども、多摩動物公園を管理する都側としてはなかなか経費その他のこともあって、積極的に対応するということにならなかったわけでありますけれども、日野市としては、そういう可能性を探るということで南平の丘陵公園を整備をし、そし

てあわせて多摩動物公園のフェンスに沿ってハイキングコースをこれまで整備をしてまいりました。そしていつでも東京都が南平門を設置をすれば、市として対応できる準備も整えてきていたわけでありますけれども、実現という点ではまだ見通しが立ってない状況であります。

私ども当市議団も毎年、東京都にあれこれの諸要求を中心に対都交渉を行ってきております。その都度、この要求も東京都にじかにぶつけてきているわけでありますけれども、なかなか期待した回答が得られない状況できております。行政側もそれなりに取り組んできた経過があったかと思いますけれども、ここで「鳥と緑の国際センター」を誘致するということが確定をしました。このことでハイキングコースや、あるいは市が要請してきた南平丘陵公園等との関連で、ますます南平門の開設に向けて一つの条件が整ったように思います。これまでの取り組みがどうだったのかということが１点と、この「鳥と緑の国際センター」の誘致によって、可能性が開けたんではないかというふうに私は思うんですけれども、行政側としてどのように受けとめておられるのか、この点を伺いたいと思います。

○議長（土方尚功君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君）　動物公園の南平門の開設の件でございますが、多摩動物公園沿いのハイキングコースと南平丘陵公園を結ぶ南平口の道につきましては、全長で約2.4キロメートルございます。そのうちの1.9キロメートルは既に整備されております。残りの部分につきましては、東京都が動物公園の拡張区域として新たに用地を取得した分が主なところでございます。

南平門の開設については、御存じのとおり動物園の開園時は年間１万5,000人ほどの利用者がありましたが、その後、３％ぐらいに減少して閉鎖されたという経過がございます。既に廃止されました動物公園の開設時にあったこの南平門については、その後、東京都においては施設の拡充と、また平成９年度末には多摩都市モノレールの開通が予定されております。そんな関係で入場者の利用状況の変化を予測し、この南平門開設についても検討してまいりますということでございます。

それから、このたび日本野鳥の会が動物園北側隣接地に「鳥と緑の国際センター」の建設が行われます。動物園との技術的連携あるいは交流の道が開かれると思います。市といたしましても、この際、開設の実施に向けて会と共同で東京都に積極的に働きかけていきたいと思っております。以上です。

○議長（土方尚功君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　再質問をいたします。

今の答弁、「鳥と緑の国際センター」の設置に伴って、市としても東京都に積極的に働きかけていきたい、こういう答弁でありました。これまで議会の場でも何回か行政側とやりとりされたことがありますけれども、豊田の南口から浅川の堤防に向けて、豊田の第一公園、そして構想されている豊南橋、仮称ですけれども、つり橋の計画、そして、そこから京王線の南平駅を経由して南平の丘陵公園、そして多摩動物公園のフェンスに沿ってのハイキングコース、そしてその隣接地に「鳥と緑の国際センター」が設置されるということで大変夢のある散策路といいますか、そういうことが近い将来に向けて構想されているわけであります。ぜひ、そういう方向で、こうした市民の散策路を実現させていく、そういう観点からこの問題も受けとめていく必要があるというふうに私は思っています。

市長として、今私が申し上げたＪＲ豊田駅南口から多摩動物公園あるいは多摩テックに至るハイキングコース等々ですね、市民の憩いの場としてといいますか、夢のある散策路をコースとして、構想として実現に向けて、こまを進めていくということも行政側として大変大事な課題であろうというふうに私は思います。この点について、今、財政的には大変逼迫している状況でありますので、あれこれの課題を一つずつ実現に向けて取り組んでいるという点では大変な困難が伴うのは承知しているわけでありますけれども、今のこの時点で、市長としてどのように近い将来に向けての構想ですね、具体化しようとされているか、ちょっとこの機会に伺っておきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いわゆる多摩動物公園の南平門、かつては動物園自身の住民サービス、お客さんのサービスとして存在したわけでありまして、この復活は、また日野市内のいろんな、まちの中を豊かにするために必要な施策だというふうに考えております。なかなか連檐しないものですから、まだつながった意識になり得ていませんが、かかわる状況につきましては一つ一つ前進をしておりますので、ひとつ実現のために積極的に動物園当局にお願いをしてみようというふうに今思い立っているところであります。

いわゆる動物沿線と申しましょうか、動物園の交通路に使われております都道でありますけれど、今度、モノレールコースにもなったりするわけですが、動物園にお客さんがなるべく電車でおいでになるか、とにかく車を使わないでおいでいただきたい、このことが非常に日野市としては望みたいところでありました。車の利便ということも、こ

れはとても打ち勝つところが難しいわけでありますが、例えば京王電鉄には電車でおいでください、駐車場はありませんと遠慮なく書いたらどうですかというぐらいに要請はしてみておるわけであります。

南平コースができますと、つまり電車で来て、南平の駅でまた帰りの電車に乗れるということですから、京王電鉄にも比較的いい条件だろうと思っております。それから動物園をワンウエーですが、ごらんになるというには、行き見には十分往復をしなくても果たせるわけであります。時間的にも、あるいは節約ができるかもしれないという多少手前みそ的な理由はそれぞれつくっておるわけであります。今度、ウイングが開設されることによりまして、多少本来のまた考え方にプラスするものができてくるわけでありまして、ちょっと南口の場所がどこへ設定するかが難しい一面がございますが、もう一遍ひとつ、いわゆる一つのプロジェクトとして庁内にもプロジェクトのチームをつくって取り組んで早く実現を図っていきたい、このような意欲を持った次第であります。

いろいろな条件整備を多少しなきゃなりませんし、相手の施設へそれぞれお願いをしなきゃなりませんが、しかし、相まってそれぞれがまた、よりサービスのできる、そういう条件にも十分なり得ると思っておりますので、具体的になりますように積極的にひとつ考え方を進めてみたいと思っておりますので、ちょっとしばらく時間をおかしいただいて、ある時期には議会にもなるべく報告ができる状況に持ち込みたい、このように思っております。

○議長（土方尚功君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　今後の積極的な取り組みを期待して、この質問を終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって９の４、多摩動物公園の南平門開設についての質問を終わります。

一般質問９の５、南部地域の病院建設についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　南部地域の病院建設について質問をいたします。持ち時間が11分ですので、簡潔にやります。

用地の確保について、これまで約２年取り組んでこられました。積極的な取り組みを多としたいと思いますけれども、この用地の確保が現状どこまで進んだのか、ほぼもう確保できたというふうに理解しておりますけれども、手続上ですね、どこまで進捗をし、あと何が残っているのか。契約直前ということなのか、この辺１点伺いたいと思います。

それから２点目は、医師会との折衝ですけれども、これまで医師会の医療センター等、

その可能性について医師会に投げかけてきた経過があるわけですけれども、現状、医師会との折衝はどうなっているのか。そして今後の見通しはどうなのか。この辺、伺いたいと思います。

○議長（土方尚功君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　第１点目の取り組みの状況でございます。

南部地域の病院建設については、用地の確保ということで全農が所有いたします潤徳小学校の西側の土地と、それからさらに日野市と、それから土地開発公社が所有しております高幡土地区画整理事業区域内の土地との交換によって確保しよう、こういうことで手続を進めてまいったわけでございます。この交換に当たりまして、市が提供する土地が二つの街区に分かれている。こういうところから、全農の方では交換後の土地利用の関係上、これを一つの街区にしてほしい、こういう要請もありまして、大変時間がかかりましたけれども、昨年より、このための区画整理事業の変更手続を進めてまいったわけでございます。そして、ここにきまして、この変更に係る都市計画上の手続が来る５月の上旬には完了しまして、追って全農名義の指定換地ができる、こういう見通しが立ったところでございます。したがいまして、ただいま双方の土地交換に伴う評価額の決定、それと面積の確定作業を現在慎重に進めているわけでございます。これによりまして、土地交換契約の締結については、全農からの要請もございまして４月下旬を予定しているところでございます。

それから、あと２点目の医師会との折衝の関係……。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　用地関係は今お聞きのとおり現実として完成に近いという状況であります。

それから、今後のいわゆる土地活用、土地利用でありますが、大きな視野で考えているわけでありまして、今、多摩平では市立病院の建てかえということで300床ということが具体的な問題として進みつつあります。日野市に、いわゆる一般病床がどれだけ必要か。現在の数で計算しますとまだまだ十分ではない。100や200は将来とも欲しいものだということは残るわけであります。しかし、一気にどうこうということもなかなかまいりませんので、当分の間は、いわゆる診療所という機能で役立つように今日野医師会と協議を進めておる。医師会でも真剣に御検討いただいているわけではありますが、土地だけ提供すればということでは、なかなか事が進まないわけでありまして、いろいろな工夫が必要だろうというふうに思っております。

多少長い将来ということを視野に置きながら、ある期間は診療所としての多少レベルの高い機能を持たせた、そういう経営状態をつくる。それからもう一つは、その先々にもなお病床確保の可能性を保持することということが今日の我々の責任だということで取り組んでまいっておる状況でありますので、その将来像をことしは特に地域保健協議会でもきちんとした了解を受けつつ、したがって6回という協議会の開催を計画をしているところであります。将来像について、ある程度の見通しのできる、また市民に紹介のできる、そういう状況まで到達したい、こう考えております。

○議長（土方尚功君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　時間もあれですから、最後、意見を述べて終わりたいと思いますが、御承知のように南部地域に総合病院をつくる会が発足して、足かけ9年が経過しました。大変息の長い住民運動であるわけですが、現在、主として浅川以南の住民を対象に五千数百世帯を対象にアンケート調査を行っております。病院に入院しなきゃならない状況の場合、現在どこの病院を利用しているのか。府中の都立病院なのか八王子の病院なのか、市立病院なのか。それから普通、風邪程度の病気をした場合に、どこにかかっているのかですね、それは家族構成その他、このアンケートの調査が集約できますと、主としてこの南部地域の医療要求の実態が一層明らかにされるかと思います。この9年の経過の中で、高齢化に伴って開業医が廃院をするということもあちこち出てきております。医療の深刻な実態というのはますます深まっているというふうに言えるかと思います。行政として積極的にこうした実態に目を据えて対応していく必要があると思います。

私も病院をつくる会の一役員として今後とも市民とともに実現に向けての運動を進めながら行政側のきちんとした責任ある対応を望みたいというふうに思います。医師会との折衝その他さまざまな行政の対応が求められているわけでありますけれども、ぜひ、もう一度改めてこの地域の医療の実態、要求の実態に目を据えて取り組みを強めていただきたいということを強く要望して、この質問を終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって9の5、南部地域の病院建設についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後零時03分　休憩

午後１時13分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問10の１、公共下水道100％はいつになるのか、計画を明示せよの通告質問者、渡邉馨鴻君の質問を許します。

〔４番議員　登壇〕

○４番（渡邉馨鴻君）　それでは通告に従いまして質問させていただきます。

下水道につきましては毎回の市議会で多くの議員の皆様から質問があり、また市民生活には欠かせない大切な要素として、市民全般から関心の高い、最も関心の高い一つではないかというふうに認識しておるところでございますが、さきの、先日にも詳しい御説明がありましたが、100％になる日はいつなのかということで、もう一度お尋ねしたい。

何か、いつごろの予定であるというようなお話は幾たびか聞くんですけれども、財政の問題もあるのは重々承知しておりますが、その都度、何年ぐらいとか、何年ぐらいに先延びになるとかというようなお話が出るわけで、市民としては非常に不安な毎日が続いているわけであります。その辺のところをもう一度明示していただければありがたい。そしてまた市の広報など使って、本会議で答えられているような事柄について、市の広報など折を見ては市民に伝えていただけたら大変ありがたいんではないかというふうに考えておる次第であります。

今のところ65％というふうに聞いておりますが、年々、毎年の進捗率は約４％。この計算でいくと９年はかかってしまうというような感じがしますが、これに区画整理地内のことを考えますと何年先になるかわからないというのが実態ではないかというふうに思うんですけれども、その辺のところを詳しくお話ししていただけたらと思います。

それからもう１点は、本管が引けても家庭へ引っ込めるのがどんな手順で行われるのか。いろいろ窓口で聞いてみますと、資料がたくさん用意されておりまして、非常に簡単に引けるように思うんですが、よく見てみますと、費用が大変かかるわけですよね。それも貸してはくれる。120万円を限度として貸してはくれるというんですが、３年以内に返せというようなことでありますが、その辺のところも詳しく教えてください。

とりあえず、そこまで２点、お尋ねします。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君の質問についての答弁を求めます。上下水道部参事。

○上下水道部参事（清水啓治君）　御質問にお答えしたいと思います。

今御質問の中にもございましたけれども、平成７年度末の普及率は、人口整備率で65％ちょっとでございます。その内訳でございますけれども、南多摩処理区並びに秋川処理区についてはほぼ100％。残りの真ん中の浅川処理区でございますが、これが51％でございます。これは面積にしてみますと約残りが800ヘクタールございます。この800ヘクタールのうち約40％が市の施行並びに組合施行の都市区画整理の中に入ってございます。それが320ヘクタールになります。それから60％が、いわゆる市の区画整理あるいは組合区画整理以外の場所でございます。480ヘクタールということでございます。過去、ここ何年かの状況を見てみますと、年間、面積にいたしまして約90ヘクタールないし100ヘクタールの整備が進んでおります。したがいまして、今の残りの480ヘクタールを単純に計算しますと約５年という数字が出てきます。それから、これから８年度から５年ということになると平成12年ということになりますので、今までの財政でいただいていますお金でいけば、ほぼ５年で区画整理以外については完了するかなということでございます。

ただ最近、雨等の事業も必要も迫られてやらなきゃいけないという部分が出てきますので、これらの財政もやはり一緒に考えていかなきゃいけないということで多少その辺が狂うかもしれませんけれども、過去の状況でいけばそういう形になるということでございます。

それから区画整理の中でございますが、40％ほどございますが、区画整理が当初の進捗が若干おくれつつありますので、下水道計画は同時施行を原則としてます。しかし、一緒にすぐ使えるようなところがやはり同時施行は好ましいと思うんですけれども、事業が多少ずれるということになると何年も先に利用できるものについては同時施行も考えなきゃいけないかなということで、今後検討しなきゃいけないかなと思っております。

それから、もう一つは市の広報によってのお知らせの話がございました。確かに今特別そういう広報等の利用でＰＲしておりませんけれども、基本計画等がありまして、それらである程度煮詰まりができれば、なるべく近いうちに広報でお知らせができればというふうに考えております。

それから二つ目の排水設備の関係でございますが、御質問にもございましたように、資金につきましては市内の銀行を利用いたしまして貸し付けをしております。御質問のように36回、いわゆる３年払いでということでございますけれども、利子の半分を市が負担をしようということで、毎年、利子が変わるわけですが、昨年は4.5％でスタートしてます。ことしは、きょう現在の利子でいきますと3.2％ということですので、半分

の1.6%、個人負担をしていただこうというふうになっております。

それで手続でございますけれども、指定工事店制度というのを市は利用しておりますので、市の方では供用開始になりますと各家庭あてに供用開始のお知らせをしております。同時に切りかえをお願いしますというＰＲをしております。その中でもＰＲの中で書いてございますけれども、指定工事店の方に依頼をしてくださいと。今の貸し付けを希望する方はそれらの書類を整えて一緒に出してほしい。工事申請が市の方に出されますと、工事施行ということになりますが、その工事施行が終わりますと検査をして正式に供用開始に扱えるということになります。それから料金もいただくという制度にしております。以上でございます。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○４番（渡邉馨鴻君）　区画整理地内を含めて、含めないと約５年で完成するということで、ぜひ市民の皆さんの期待しているところでございますので、わかるところから、なるべく早くＰＲ等していただいて市民生活、市民に安心してもらえるような形をとっていただきたいと、ぜひお願いしたいと思いますが、区画整理地内の同時施行、これは大変、区画整理の問題はいろいろの多くの問題を抱えておりますので、同時施行はなるほど安上がりということでは望ましいんではありますけれども、それができない限り、下水ができないというようなことでは到底市民の納得するところではないわけで、それはそれ、これはこれで、何とか進捗を進めていただきたいというふうに思います。ぜひ、その辺の、市民にわかるような形で具体的にＰＲをしていただきたいと要望しておきます。

それで後段の引き込みにかかわる各家庭の負担でございますが、昨年度は4.5%であった。半分は市が負担しておるんだと、ことしは3.2%である。この今、低金利の時代で３年間固定とはいいながらも、3.2%あるいは4.5%という金利は妥当なのかどうなのか。大変銀行さんにとってはうまい話ではないのか。もう少し積極的に公共事業でもあることですし、銀行さんに交渉していただいて、もう少し軽減を図るべきではないのかというふうに思います。

私も銀行さんにちょっと尋ねてみたんですね。そうしますと、話し合いの次第によっては３年ということではなくて５年あるいは10年ということも当然考えられるという回答をいただいております。市が半分負担するんだといっても、これは市民の税金であります。結局は市民それぞれが負担するわけで、市が２分の１負担するから金利が、それぞれの金利が安くて済むんだということにはならないんではないか。そんなふうに思い

ますが、もう一つは、大体借入金額が40万から50万というお話を聞くんですけれども、なぜ、そんな程度で済むんだろうかということで実態をいろいろ伺ってみますと、一般家庭で３年間でこの金利で40万、50万が借り入れの限度だというんですね。なぜかといいますと、多くの家で既に住宅ローン等で種々の借り入れをしている。その返済をしなきゃならないので多額には借りられない。そんなことがあって下水管がそこまで来ているけれども、浄化槽が使えるうちは浄化槽で放流するんだ、浄化槽を使っていくんだというような家庭が結構あるようです。

調べてみましたら、60％は、65％が使えるように供用開始になっておるのに、実際に切りかえているお宅は81％。約20％のお宅が切りかえをしていない。そういうような具体的な数字も出ているわけですが、そういう、それらのお宅に伺ってみると、やはり今の問題、借り入れが、借り入れの工事費の負担ができないというようなお話を聞いております。もう少し幅を持たせて５年とかあるいは10年とか、借り入れの金額を少し幅を持たせてもらって、個人の負担を軽減する方法が考えられないものだろうか。また敷地延長などで奥まった家になりますと、この費用は莫大なんですね。大概のうちは浄化槽は、浄化槽の上はタイルを張るとか、あるいは車庫にしてあるとか、玄関の出入り口になっているとか、その実態を見ますと、なるほどこれではそう簡単に借り入れして、さあ下水を引き込んでというわけにいかないわいというふうに思うんですが、その辺の融通性を持った対応というものはできないものかどうか、もう一度お尋ねします。

○議長（土方尚功君）　答弁を求めます。上下水道部参事。

○上下水道部参事（清水啓治君）　最初の銀行の関係の利子の問題でございますが、確かにそういう意見も市民の中に時たま出てまいります。プライムレートの関係で毎年動くわけでございますけれども、これらも一つの課題としてもう一度関係部と調整をしてみたいなというふうに思います。

それから二つ目の、いわゆる費用の問題でございますが、なるべく市といたしましては、早期に切りかえをしていただくようにということで、設置に関する要綱というのをつくっております。ここで各市、これはばらばらですけれども、日野市の場合には、私道路も積極的に埋設していこうということで、すべて公費でやろう。戸数も以前は６戸以上というものを、今は４戸以上に基準を緩めてまいりました。そこでかなりのお宅については公費でできているんですけれども、ただいまの問題は敷地延長ということになりますと、敷地延長そのものは個人の土地でございます。したがって道路に面した１メーターの部分までは市の公費で行う事業のうちでございますので、敷地の性格上、やむを

得ない、いわゆる私の土地ということでございますので、やむを得ない状況ではないかというふうに思っております。なるべく費用負担は少なくするということは確かにこれからの切りかえの促進になると思いますが、現時点では最大限かなというふうに私の方は考えております。以上でございます。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○4番（渡邉馨鴻君）　非常に難しい制度、今、制度融資ということで、そう簡単には変更できないということもあるかもしれませんけれども、実態は実態として市民の多くの人は下水道は引いてもらいたい、しかし、お金はかさむ、先立つ物が先立たないというようなことで大変困っているということはぜひ認識していただきたい。下水道を引きますと、今度は下水道料を取られるわけですよね。さらに支出がかさむという実態がある。そういう実態を踏まえていただいて、市民の負担軽減を何とか楽にしてほしい、これが市民の声でありますので、これにぜひ耳を傾けて対応を考えてください。

今まで申し上げましたように、浄化槽の上はタイル張りになっておる、玄関の出入り口になっている。それを壊して浄化槽をとって、また修復して車庫をまた直すというようなことで、その上に毎月の3年間の限度で返していかなきゃいけない、下水道料金は払わなきゃいけない、負担が増すばかりというような現状、これを何とか本当に喜んでもらえるような下水道整備にするためには、先立つ物を先立つような形で便宜を図っていただきたい。くれぐれもその辺のところをお願いしておきたいと思います。

それからもう一つは、この間もどなたかの議員さんがおっしゃっていましたけれども、せっかくの浄化槽、あれ相当長くもちますよね。その浄化槽の有効活用ということは、これはぜひ研究して指導していただきたい。先ほど深井戸の話もありました。水の問題というのは市民生活にとってはかけがえのないものですし、いざというときには大変貴重な、何よりも先になって必要になるものでありますので、その浄化槽の有効活用というものを考えていったときに、この撤去費用も事実上、浮くわけでございますので、その辺のところもぜひ研究して御指導ください。

緑と清流ということで、日野市のシンボルになっている水と非常にかかわりの深い問題、このことをほうっておく手はないというふうに思うんですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。再度お尋ねします。

○議長（土方尚功君）　上下水道部参事。

○上下水道部参事（清水啓治君）　浄化槽の再利用につきましては、確かに市民の方から問い合わせがございます。原則的には完全撤去というのは非常に難しい、いわゆる住

宅の近くにあるということで非常に難しい、技術的にも難しいということで、表面上から近い部分、なるべく近い部分で、大体30センチぐらいのところで、いわゆる壊していくというのが現状でございます。しかし、中には雨水をためて使いたいという、確かに住民の方も、過去、説明会でもございました。使うことについては何ら問題はないんですが、使うまでの、やはり施設といいましょうか、例えば雨水が入るようにする施設、それからくみ上げるようにする施設、それから物が物だけに中が非常に複雑にできておりますので、簡単に使う、再利用ができないんじゃないかなということがあります。それから地下に埋まっているということで、例えば車が上に乗ったりすると、中の物を取り外すということになりますと壊れる可能性もあるということで多少の補強も必要だとかということで、お金をある程度かけないと不可能なのかなということで、ただ、これからはやはり自然に帰す、あるいは上水の水をなるべく使わないということからいけば、何らかしの形を再利用ができるように下水道なんかでも考えなきゃいけないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○４番（渡邉馨鴻君）　その再利用の場合に、その費用の負担は、やはり借り入れができるんでしょうか。そういうことも含めて検討しないと、先ほど来申し上げているように、市民に負担が余計にかかってしまうというようなことになりますので、その辺の何かお考えがありましたらお知らせください。

○議長（土方尚功君）　上下水道部参事。

○上下水道部参事（清水啓治君）　現時点では全く費用のことは考えておりませんが、現在、市内でも雨水の浸透等やっておりますけれども、それらと並行して、やはり今後検討課題とさせていただければと思います。以上でございます。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○４番（渡邉馨鴻君）　それでは、お金にかかわる問題、市民生活にじかに、毎日の生活にじかに響く問題でありますので、市長さんの見解を承りたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　公共下水道は供用がなるべく早いことが望まれるわけでありますし、それから供用のできる地域に整いましたら、なるべく切りかえを早くやっていただく。それが下水道の布設する大きなメリットであります。したがいまして、それぞれにいろんな方策を講じて供用を進め、そしてまた切りかえをお願いをする、こういう状況にございますから、その目的に向かっていろいろ工夫をしていくということは大切

だと思っております。

これまで家庭浄化槽というような形で浄化の方式があったわけでありますが、このこと自体がまだ必ずしも河川の流水を浄化をし得ていない、こういう原因にもなっているわけでありますので、いろいろな浄化槽の後利用ですか、こういうことも雨をためていただくとか、あるいは底を抜いて地下浸透ますに使っていただく、こういうことは可能なはずでありますから、業者にそれらのことをよく指示をいたしまして、一番有効なやり方で御相談に乗るようにというふうに指導していきたいと思います。

それから、いわゆる費用の調達ということでありますので、現実に一番役立つ方法、それらのことをより工夫をいたしまして、せっかく供用できる状況になりましたら、なるべく早く思い切り立って切りかえをしていただく、こういう一つの流れをつくっていく必要があるというふうに考えております。現在でもかなり整っているとは思っておりますが、まだ不十分な点があるとすれば、それらの改善を図っていくということが一つの方法だろう、こんなふうに思っております。御指摘な点は十分検討をしていきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○４番（渡邉馨鴻君）　浄化槽の再利用、そして市民のせっかくできた公共下水道が本当に市民に喜ばれるようにするために費用の負担、浄化槽の有効活用というようなことを、ぜひこれからの施策の中に講じていただきたいものだ。

特に費用につきましては３年――36カ月の間に返せというようなことは、現実問題として非常に難しいんだということを一般市民はあえいでいるわけですから、ただ単に浄化槽の負担金だけではなくて、そのほかに下水道料金がそれにかさむんだということ、それからほかのローンもたくさん抱えているんだということも、くれぐれも頭に置いていただいて、36カ月――３年というようなことではなくて、５年とか、あるいは10年とか、そういうような形でぜひ進めていただきたいものだ。

先ほども申し上げましたけれども、銀行側でもこの3.何％というこの金利は大変おいしい話なんだという言葉を使っております。おいしい話ということを銀行当事者は言っているわけですから、まだまだ交渉の余地は十分ある。半分負担するから個人の金利は安くて済むというような発想ではなくて、もっともっと銀行側に、おいしい話というような言われ方をしないような交渉をぜひ進めていただいて、市民生活がもう少し安心して暮らせるような状況にしていただきたいものだ。経済的な面からも、あるいはある施設、つまり浄化槽の有効利用という面からも、ぜひ考え直していただきたいということ

を申し上げて、この質問を終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって10の１、公共下水道100％はいつになるのか、計画を明示せよの質問を終わります。

一般質問10の２、高齢者世帯（含　独居世帯）の支援の現状について問うの通告質問者、渡邉馨鴻君の質問を許します。

○４番（渡邉馨鴻君）　これはもう書いてあるとおりでありますが、私の調べた範囲では、65歳以上の高齢者、これは約１万7,000人おるということを把握しておりますけれども、その人たちの中で、実際に高齢者のみの世帯はどれぐらいあるのか、あるいは独居世帯はどれくらいあるのかというようなことを、まずお尋ねしたいと思います。

それから通常の支援活動、これも調べてみましたら、これも非常にきめ細かく、緊急時の場合はもちろん普段の食事サービスやら何やら、いろいろやっていただいておるわけですが、必ずしも要望どおりにはいっていないようなふうなんですが、通常の支援活動について簡単にお話しください。

それから一番問題にしたいのは、３番目には、緊急時の支援体制、これが大変心配であります。これもいろいろ伺ってみますと、何かのときにはペンダント式の通報システムがあるんだというようなことを伺っておりますけれども、その普及状況あるいはこれから普及させていく見通し等についてもお尋ねしたいと思います。

以上、３点お尋ねします。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　順番を追ってお答えいたしたいと存じます。

まず高齢者世帯のひとり暮らし世帯数はどのくらいかということでございます。

平成８年１月１日現在の65歳以上の高齢者は、お話のとおり１万7,939人、うち男性が7,875人、女性が１万64人となっております。全人口に占める割合は10％超えまして11.02％となっております。ひとり暮らしの高齢者世帯は、平成７年６月１日現在になりますが、1,745人。これはあくまでも住民基本台帳上の独身者ということで調べたもので、例えば家族と同居していても住民票だけが別になっている単身者扱いという場合もございますので、必ずしも実態を反映しているものとは言えない部分もございます。詳しい実態については調査を、実態調査を平成８年度で予定をしておりますけれども、実態調査をしてみないと、ある程度、統計的なものが出ませんけれども、毎年ひとり暮らし入浴券というものを配付するために調査しているものがございます。これによりますと、ひとり暮らし入浴券というのが配付のための人数定数というのが798人となってお

ります。今後いろんな機関、関係者の協力をいただきながら、より正確な人数を把握していきたいと思います。

次に、通常の支援は何をしているかということでございます。

ひとり暮らし、あるいは高齢者世帯については、高齢者施策のほとんどのものが適用されるわけです。主なものを挙げますとホームヘルパーの派遣あるいは老人福祉電話あるいは老人見舞い電話、友愛訪問、緊急通報システム、今お話しのペンダント方式もその一つです。それからひとり暮らし老人入浴料の助成あるいは老人救助事業、これらが対象となっております。なお、シルバーピアという形で民間借り上げ住宅が4棟で67戸、市営住宅が1棟27戸、都営住宅が2棟で53戸、これらがありまして、ひとり暮らし高齢者が約122人、高齢者世帯のみの世帯24世帯がこれを利用しております。これらの住宅には管理人が常駐して生活リズムシステム――水道が流れっぱなしだとか、あるいは一定期間流れなかったとか、そういうようなことで生活の中の実態がわかる仕組みですけれども、プライバシーを守りながらそういう仕組みができております。こういった種類の緊急通報システムなども設置されております。今後、公営住宅の建てかえの際には、こういうようなシルバーピアの事業というのを重点を置いていきたい、こう思っております。

次に緊急時の支援体制についてでございます。

ひとり暮らしの高齢者の緊急時の対応については、先ほどのサービスや制度で対応できるものについては、それぞれ主管課あるいは消防署、警察署等の関係機関も出動をして対応して事に当たるわけであります。しかし、中には突然倒れて連絡ができないケースも予想されます。ひとり暮らしの方は、いつ、どんなことが起きても他人にわからないという特性面があります。緊急事態を未然に防ぐためにも日常的な気配り、目配りが必要となっております。一方、ひとり暮らしの高齢者の実態はまだ、先ほどのように十分把握しておりません。この解決をまず早急に行いたいと考えております。これまで市のヘルパーが訪問した際に作成する名簿もあり、それを活用しながらいろんな制度あるいは関係機関との有効な連携を図ってまいりたいと思います。これからの地域の介護は、地域の介護力に負うものが非常に多いと思います。各地域での近隣のお年寄りを見守り包んでいけるような関係づくり、これらを課題に取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○議長（土方尚功君）　　渡邉馨鴻君。

○4番（渡邉　馨鴻君）　　今お話の中で、一番大切なことは実態調査だと思うんですね。

これも何人もの議員さんから指摘がありました。この実態がわからなくては計画が立てられないわけですよ。実態調査、現実がわかって初めてその現実にどう対応するかということで、計画がその次に来るものだろうと思うんでありますけれども、何かお年寄り政策、老人対応というようなことになると、何か福祉、福祉というような言葉がやたらに使われるんですけれども、私に言わせると、福祉とは、そういう問題で片づけられることではないだろう。年寄りとは何だということをもう一遍原点に返って考える必要があるんじゃないか。お年寄りというのは、それだけ長い間、我々の社会に対して長い間奉仕してきた最大のボランティアなんですよね。高額の税金を長い間払い続けてきてくださった方、我々がこうやって元気に毎日働けるのも、生きてられるのも、いうなれば年寄りのお陰ということになるんだろうと思うんです。いうなれば、お年寄りというのは、我々にとっては親であり孫であるわけなんで、その子供が、孫が、お年寄りに対して負担をするのは当然のことじゃないかというふうに考えるわけでありますけれども、何せ実態がわからない。人口調査でもって何人いるか、１万何千人いる、１万7,000人というようなことしかわからないで、あと、どこで、どうなっているのか、日野市内で多分そんなことはないと思うんですけれども、あちこちの新聞などで、死んで２カ月も３カ月もたってからようやく発見されたというようなばかげた話が報道されていますけれども、何とか緊急時のすぐ対応できるような形で、実態調査をぜひ進めていただきたい、そのように考えます。実態調査があって初めて我々も、じゃあどうしたらいいのかということがまた思い浮かぶんではないかというふうに思うわけです。

ペンダント式のベル、これもなかなかお金がかかるんだというようなお話を聞きますけれども、今私が申し上げたような観点に立てば、ペンダント方式の費用は一体どれくらいになるかはわかりませんが、決して高いものではないんだろう。そういう通信システムができることによって何かのときにお年寄りの命が救われるというようなことがあるだろうし、あるいは実態がわかれば、またそれに応じて市民ボランティアへの呼びかけも積極的にできるのではないか、そんなふうにも考えます。その辺のところの実態調査、ぜひ進めていただきたい。

今、８年度中というようなお話がありましたけれども、年度末には実態がこうだというようなことが、それぞれのプライバシーを侵さない範囲で結構でございますので、お知らせ願えれば大変ありがたいというように思いますし、ぜひやっていただきたいものと思います。

ただ、その際、お年寄りとは一体何なんだ。お年寄りの心理状態というものを十分考

えて調査に臨んでもらわなきゃならないというように思います。今、民生委員という形で呼ばれておりますけれども、昔はたしか方面委員というような呼び方をしたんじゃないかと思いますが、これ、市長さん、御存じですよね。方面委員でしたよね、たしかね。方面委員という呼び方で、方面委員の世話になるということは、我々の世代、我々というとちょっと年みたいな感じなんですが、昔の世代の人からしますと、方面委員の世話になるということは大変嫌ったものなんですよ。何とか方面委員の世話にならない。仮になったとしても、そのなっていることを、方面委員の世話になっているということをひた隠しに隠している状況です。

現在でも教育扶助と、それから生活保護と、子供に対しては二通りの援助をやっておりますけれども、学校では生活保護を受けている子供はわかりません。これは直接市の方と民生委員さんの方とやりとりがありまして、生活保護を受けている家はどの家かということはわからない仕組みになってつくられています。それから教育扶助だけについては教育委員会を通して、学校を通して行いますのでわかりますが、生活保護に関してはわからないような仕組みで進められているわけですけれども、どうしてもお年寄り、特にお年寄りになりますと、方面委員、今で言う民生委員の世話になるということを大変嫌いますので、いろんな形のものは今申請方式になっておりますけれども、なかなかそれをやらない。そういうようなことがあるということを、ひとつ頭に置いていただきたい。ですからアンケート方式などで往復はがきで調査をやろうとしても答えない、答えたくない。みっともないというようなのが頭にあるわけです。

ひとり暮らしのうちなんかを考えてみますと、子供さんがいるんですよね。ところが、結婚等をしますと、子供の世話になりたくない。子供には迷惑をかけたくない、そういう形で、あえてひとり暮らしを願う、希望するというようなお年寄りが結構たくさんいるんだということも頭に置いてほしい。

もう一つは、いわゆるお年寄りと思われる世代の人たちは、戦前、戦中、戦後のこの激動の何十年かを過ごしてこられた方々なんです。少々のことではまずギブアップしません。弱音を吐きません。いよいよ足腰が立たなくなって、いよいよ倒れる次第になって、そこで初めてギブアップなんですね。そのことをひとつ考え置き願って、申請がないから、アンケートの答えがないから、これは大丈夫なんだろうというような形の調査だけは、ぜひ避けていただきたい。

老人の、年寄りの心理状態を十分考えていただいて、我々の親であり、今日の社会を育ててくれた、長いこと税金を払い続けてくれた、言うなれば恩人でありますので、親

であり、おじいちゃんであり、おばあさんであるわけですから、その辺の意味合いを深く考えていただいて実態調査に臨んでほしいし、特に緊急事態の対応策、これを大至急組み立てていただきたい。万が一にもひとりぼっくり寂しく亡くなってしまうというようなことがないような措置、これはぜひ大至急に組み立てをしていただきたいと思いますが、もう一度、緊急事態の対応策、お尋ねしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　ひとり暮らし、あるいはこういった人たちが人知れず死んでしまうという、そういう記事も新聞等で見たこともございます。これほど寂しいことはございませんし、また社会としての責任はいかんとも説明のしようがないわけです。

そこで施策としてはいろんな形でこういった人たちとの情報が把握できる策というのが当然必要になってくるわけです。一つにはホームヘルパーのような事業を拡大し、また、それぞれのケースワーカーがいろんな実態を把握し、必要なサービスをこれに行っていく、その過程の中で状況がわかる、あるいは、いろんな近隣の方あるいは民生委員を初めとするいろんな機関の方の情報あるいは気配りによって、こういった不測の事態を防ぐ必要があろうかと思います。老人給食配食サービスもまたそのようなことが起こらないように、日常からその家庭の中の状況がわかるような形の一つの策ではないかと思います。いろんなことを総合しながら組み立てを行ってまいりたいと思います。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○4番（渡邉馨鴻君）　ありがとうございます。その給食配食サービス、これは非常に有効な手立てだと思うんですけれども、これは要望に100％こたえられているんでしょうか。そこだけちょっとお尋ねします。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　ある程度、有料制ということがございます。また全部に対応、そのニーズにこたえられているかというと、完全にそうとは言い切れないかもしれません。ただ、いろんな調理ノウハウを持った方たちと連携をしながら工夫をして、少しでも充実する方向で考えたいと思います。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○4番（渡邉馨鴻君）　結構、給食配食サービスについては待機者がおるというようなこと、それから非常に経費がかさむというようなお話も伺っておりますけれども、これは機構上、非常に夢物語になるのかもしれませんが、仕組みがよくわからない素人判断でまことに申しわけありませんけれども、例えば学校の給食設備は大変日野は整ってお

ります。保育園も同じであります。あれらの設備を、地方によっては老人の配食サービスのために活用している地域がたくさんあるように聞くんですが、学校の給食に関していえば、年間182回であります。365日のうち182日。あとの余りは何とか活用できないか、あるいは老人食、保育園食になると非常にどちらも似たような食事になるんじゃないかなと思うんですけれども、保育園でもって、あと10食、学校で10食、配食サービスをやってくれたら何百人という人が助かるわけですけれども、そんなわけにはいかないものでしょうか。

これは市の基本施策にかかわる問題でありますので、なかなか１部１課で対応ということは、なかなか難しいんじゃないかと思いますが、それらも含めて緊急時の老人対応等含めて、市長さんのお話を伺って終わりたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろ地域的発想から御提言をいただいているというふうに承っております。要するに盲点を残さない。情報は完璧に確保できる方針を確率して、ひとり暮らしのお年寄りといえども、亡くなられて２日も気がつかなかったというようなことが一番行政としては恥ずかしいというふうに日ごろ職員には話しておるところであります。

給食方式による情報の確認とか、いろんなことは多少やっているわけでありますが、在宅ケアの人材派遣それから、うまく計画をしていただければ毎日給食という方式が一応確立し得ておりますので、これをより具体的に能率のいい運営を図っていくということが大切だと思っております。

今御提案の、いわゆる公的給食能力、学校の給食事業でありますとか保育園の有給の能率の活用でありますとか、まだまだ残した部分はあるわけでありますが、本来の学校の給食は、学校給食のために整備されておる事業の仕組みでありますし、保育園等においても同様であります。むしろ私は、行政の組織の中から提案することも不可能ではないわけですが、むしろ現場から、そういうこともひとつやれるというぐらいな声が上がってくれば、大変な公務員としてのすぐれた配慮だというふうに言えるんではないかと思っております。今の状況は、まだまだほど遠いという状況でありまして、給食調理の能力を正規な職員ばかりでなければできないというふうな認識のようでありますから、みずからそういう地域サービス、つまり公務員としてのボランティア参加というようなことができる能力もこれから要請をしていきたい、こんなふうに考えております。そういうことになれば、一つの大きな能力としてまた活用ができるんではないか、このように思っ

ております。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○4番（渡邉馨鴻君）　その市長さんの頭の根っこの部分に、どうもちょっとかみ合わない部分があって、せんだっての、どなたでしたっけ、中谷さんの質問のときも、なかなかかみ合わなくて私もがっかりしたんですけれども（「かみ合わなかったの」と呼ぶ者あり）いや、市長さんとの話し合いがかみ合わなくて、市長さんにもう一遍考え直していただかなくちゃいけないと思うのは、学校とか保育園とか幼稚園とかというのは、もうそれはそういう仕切りの枠組みの仕方というのは、これは過去の枠組みであって、もう何年も前にそういった地域の文化施設の複合化ということが既に決められているんですよね。私も何回か前の質問で、学校の複合的な利用ということで申し上げたら、学校設置基準法というのがあるんだということではねつけられたわけですけれども、一番最近の例ですと、平成4年6月でしょうか、閣議決定で生活大国5カ年計画というようなのが出されておりまして、その中で、豊かな学習、文化環境の形成ということで、学校施設等の多機能化を図れというようなことが閣議決定されているわけです。法的に言いますと、そのほかにもいっぱいそういった開かれた学校ということで展開されているわけですよね。だから、もう少しその辺のところをお考え直していただいて、公立学校であるからこそ、そういった地域に開かれた有効利用が図られるんだということをもう一度お考え直し願えないものかなというふうに思います。

後のことにも関連しますので、そのことはそれでやめにしておきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　これをもって10の2、高齢者世帯（含　独居世帯）の支援の現状について問うの質問を終わります。

一般質問10の3、学校施設の「汚い」「暗い」「臭い」「危険」所謂「4K」の改善の見通しはどうなったか、また第1、第3、第5土曜日の市職員の配備はどのようになっているのかの通告質問者、渡邉馨鴻君の質問を許します。

○4番（渡邉馨鴻君）　それでは、たびたび申し上げます学校の「4K」――「汚い」「暗い」「臭い」「危険」――本当に現場を知る者としては言うにたえない問題でありますが、大分理解をしてくださる方もふえてきたようなので、最近ちょっと安心をしているところでございますが、予算の中でも耐震に対する予算措置もとられたりもして理解が深まっていただいたのかなということで喜んでいるところでございますけれども、大規模改修など逐次盛られているわけなんですが、気になりますのは、大規模改修が行われた直後、何年もしないうちに雨漏りがしたとか、どことかが壊れちゃったとかという

話を聞かされるんですが、一体保証期間というのはどうなっているんでしょうか。我々民間の会社であれしますと、大体10年間はいろんな意味での保証はつくんですけれども、公の場合の保証期間というのは一体どうなっているのか、ひとつ伺いたい。

それから、せっかくの大規模改修でございます。先ほどのとも関連しますけれども、大規模改修を行って地域の文化センターとして活用もできる可能性を残すというふうなことで、それに対応するような、毎回例を挙げて失礼ですけれども、市長さんが昔考えられた旭が丘小学校、あれは見事なものですよね。１階から４階まで全部シャッターおろして４教室が自由に市民に開放できる、使える能力を備えています。シャッターおろしちゃいますと経費も別です、階段も別、トイレも別、玄関も別、授業には全く差し支えありません。そういうようなすばらしい施設を持っている日野市なんですが、それ以後の改修等見てみますと、旭が丘小学校新築のときの精神が生かされていないような気がするんですけれども、こういう余裕教室開放というような学校の地域開放が求められている昨今、その大規模改修の中でそのようなことが考慮されているのかどうかということを二つ目にお尋ねします。

それから、もちろん考えていらっしゃるのも承知の上で、あえてお尋ねするわけですが、その学校の汚い、暗い、臭い、これらについての問題についての対応をお尋ねします。

それから四つ目は、これちょっと性質が違っていけないんですが、これは後にしましょう。

とりあえず、その３点、お尋ねします。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　１点目の大規模改造の工事の保証期間でございますが、大規模改造という名称ですが、これは文部省が補助金を対象にするために大規模改造という名称をつけてありますので、一般的には一般の工事という考え方でお答えをしたいと思います。

一般的な工事でございますが、工事は終了したときに検査、完了検査を行います。そのときに市の方では検査する人がいまして、技術屋さんがおりまして、合格を一応して検査を終了する。その引き渡しをしてから、一般の工事については２年ということになっておりますが、電気工事だとか排水、衛生工事とか暖房工事というのは１年ということが一応原則になっております。そういうことで検査をしております。

ただ、先ほど10年というようなお話がございましたが、重大な過失だとかミスがあっ

たときに、それは10年間請求ができるというぐあいになっております。そういうことですが、それからもう一つは、メーカーの保証として防水工事、例えばやるのに何年と、メーカーで一応、保証の期間がうたわれているものもございます。そういうことで期間は、大規模工事だといって特別に何年ということではありません。一般の工事と同じように解釈をしております。

２番目でございます。２番目の、大規模改造に際し、地域開放を念頭に入れた計画を行っているかということでございますが、できるだけそういうふうな考え方でおります。そのやり方でございますけれども、大規模改造事業の中では、基本的な姿勢としては、事業をこれからやるというときに学校と十分打ち合わせをいたします。そして学校の要望とか、そういうものを聞きながら計画を立てるんですが、それとさらに４月１日から生涯学習課となりましたので、生涯学習課、前の社会教育ですが――に学校開放の窓口がございますので、そちらの方と十分打ち合わせをしまして、予算もありますけれども、余裕教室及び特別教室の開放を積極的に考えて改造をするようにいたします。あくまでも予算の範囲でありますが、できるだけやっていくようにしております。そういうことでございます。

３番目でございます。３番目の大規模改造のほかに学校のトイレとか、そういう御質問でございますけれども、これはどういうふうにやったのかということですけれども、小学校ですけれども、1995年――７年度ですが、雨漏りとか危険箇所とか修繕とか、そういうのを含めまして８校を施行いたしました。修繕も含めまして８校でございます。それから小学校のトイレ、照明の改善は７校をいたしました。それからプール、給排水関連を10校の修繕をいたしました。それから中学校ですが、雨漏りとか危険箇所の対応は、営繕工事は３校と、それから――修繕が３校ですから６校ですね、６校、中学校はいたしました。それからトイレと照明、中学校のトイレと照明の修繕ですが、６校をいたしました。それからプール、給排水ですけれども、これは２校いたしました。

こういうことで、７年度におきましては、以上のような形ですが、かなり古くなってますので、順繰りにまたやっていきたいというふうに思っていますが、新年度、８年度はどういうふうにするかということなんですが、主に御指摘がありますような問題もありますけれども、トイレは全部水洗ですので、本当はにおいはしないはずなんですが、大勢の子供たちが使うと、どうしても通過する道が汚れてくるというような、いろんなことがありますので、そういうところも注意しながらトイレを重点的に、重点目標として今年度は直していきたい。それから小プールの循環装置なんかについても、これは計

画を立てて、小プールの方は循環してませんということの指摘がありましたが、その辺のところをことしはその計画をしてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○4番（渡邉馨鴻君）　ありがとうございました。学校は大分変わるなあということで、もう少し教員をやっていたかったなという気分でいっぱいです。ありがとうございました。

今のお話ですと、毎年毎年大規模に学校がきれいによくなっていく。私も皆さんに評判の悪い4Kなんていう言葉はなるたけ使わないような日が来るのを楽しみに待っておりますので、何分ともよろしくお願いいたします。

もう一点の、これも重大な問題なんですが、よく日野市の図書館は人がいて大変よろしいということで、日野市が先鞭をつけたお陰で、他市でもどんどんまねをする。中野区も始めたというようなことで大変よかったなという気持ちなんですけれども、図書館はよかったんですけれども、土曜日に人がいなくなっちゃうんですね。土曜日になりますと教員以外の人は全部いなくなっちゃうということで、一体、ほかの人は土曜日にいなくても学校というところは勤まるのかなということで、いろいろ伺ってみたりしてみたんですが、土曜日に関しては4週8休の建前上、配置できないんだというようなこともちらっと伺ったりしたんですけれども、その後の仕事はだれがやるのかなというと、主として校長、教頭を含めた幹部職員が早朝出勤やってやるんだ。そんなことやったら労働基準法違反じゃないのというような話もするんですけれども、現状、やむを得ないんだということなんですけれども、これは専門的なことになりますので教育長にお尋ねしたらいいと思うんですけれども、管理職は始業前にする仕事って一体どのくらい、どんなことがあるんでしょうか。まず、それからお話、伺いたいと思います。

○議長（土方尚功君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　管理職――校長先生、教頭先生でございますが、まず校長、教頭、早目に学校に行きまして、学校の設備と、それから職員の人事、お休みの先生がいた場合の対応と、いろいろあろうかと思います。また学校によっても違いが若干あろうかと思いますが、まず管理職が心がけなければいけないことは、子供たちが学校へ来て学習できる条件というものがきちっと整っているかどうかということは掌握しなければいけない、こういうことだと思っております。以上でございます。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○4番（渡邉馨鴻君）　そのほかにもありますよね。子供の登校の状況の把握、子供たちがどんな様子で登校してくるのか、そういうようなこと。それから基本的な学校の記録、学校日誌、保健日誌それから警備日誌、これの確認を必ずしなければ、昼間警備でありますので警備日誌を確認しておかないと、前日管理職が帰った後９時までの間に何があったか、あるいは夜間、警備会社が来て、どんな記録を残していくか、その確認もあります。それから一日の行事授業活動等の確認があります。指導案等の確認もあります。それからさらに幹部職員と一日のことについての打ち合わせもやらなくちゃいけません。これは８時半までに全員集合集会が全職員の集会のある前に、これはやらなきゃならないことだろうと思いますが、多くの学校で大体こんなパターンで行われているんだろうと思うんですが、そのほかに土曜日になりますと、門をあけなきゃならない。それから昇降口をあけなきゃならない等々、用務員さん――それから電話の応対もありますよね。電話の応対等があります。――が出てくるんですけれども、その辺のところの対応のために用務員さん、多くの学校は７時半に出勤しております。７時半から３時半まで、朝、一番大変だということで本当に用務員さん、御苦労さんなんですが、７時半には出勤してそれらの用務員としての基本的な仕事をこなしてらっしゃるんですけれども、土曜日に関しては、そのかわりを管理職と一部の職員がやらなきゃならないというような実態があるわけですけれども、そのことについて何か対応策はないものだろうか。

いろいろ勤務時間等、４週８休の問題等があるんだということになると、例えばシルバーセンターから土曜日に限って来てもらう。これは既にほかにも例があると思いますけれども、としてもわずかな費用で済むんではないか。そんな気もしますし、または振りかえ等の処置がとられれば、あるいは市民会館なんかそうですね、市民会館は土曜、日曜は書き入れどきでございますので、土曜、日曜は市民会館はお休みというのは聞いたことがないですよね。ほかにもそういった職場があるんではないか、市の中でもあるんじゃないかと思いますけれども、そういうような形がとれないものかどうか。これは直接担当していらっしゃるのはどこか部署はわからないんですが、そういうような対応ができるかどうか、ちょっと教えていただきたいし、その問題解決のための対応、どのようにお考えになっていらっしゃるのか、その辺のところをひとつ教えてください。

○議長（土方尚功君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　今御指摘の点ですが、1992年11月以降、完全週休二日制が実施されております。ですから、したがいまして第１、第３、第５土曜日の市の勤務体系が、勤務を要しない日というぐあいになって、今のところ、今御指摘があった

ように市の職員は勤務していないわけでございます。そのため、朝の警備の解除だとか、そういうものが結構今おっしゃられたような大変なことはあると思いますが、一応そういう形で今進んでおりますが、緊急でいろんな形が困った状態があれば、学校の相談に応じて対処しているところでございます。

今後、その問題については週休がなくなる、土曜日がなくなるというまで、まだいささか時間があると思いますが、その点を考慮に入れて検討してみたいと思います。以上でございます。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○4番（渡邉馨鴻君）　ともかく、その実態がそうだということを強く認識していただいて、今、学校の相談に応じて対応していただいているということで安心しましたけれども、教員が教員としての本来の仕事ができなくなるような学校であっては困るわけで、土曜日に限って手抜きの教育が行われるというようなことであってはならないと思いますし、かけがえのない子供たちの土曜日。しかも土曜日になりますと子供は疲れてくるんですよね。１週間もたってきまして土曜日の授業効率が非常に悪い。その中で職員の方もばててきてますところへ持ってきて、人手がないということになると、授業効率が非常に悪くなってくるわけなので、ひとつその実態を何とか解決していただきたい、心から願うものであります。

これ以上、一方には図書館には人がいるけれども、土曜日には人がいないというような不規則な学校であってはならないと思いますし、対応を考えていただけるということですので、ぜひそのこと、対応を研究してください。本当ににっちもさっちもいかない学校もあります。ボイラー一つスイッチを入れるにしても、あのボイラーのスイッチ、物すごく怖いんですよね。私も何回かやったことがあるんですけれども、ボイラー室のボタン一つどんと押しますと物すごい大きな音がする。なれていればあれなんでしょうけれども、たまに行って入っただけでも恐ろしい、あの音たるや猛烈な音がするわけで、そういう素人がいじるには余りにもすさまじい設備でありますし、今申し上げた、人のいない土曜日、そのようなことがないように、ひとつ今後の対応をお願いして、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（土方尚功君）　これをもって10の３、学校施設の「汚い」「暗い」「臭い」「危険」所謂「４Ｋ」の改善の見通しはどうなったか、また第１、第３、第５土曜日の市職員の配備はどのようになっているのかの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時26分　休憩

午後２時52分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問11の１、行政水準向上のために徹底した行革を！の通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

〔17番議員　登壇〕

○17番（奥住日出男君）　それでは、議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。

今回のテーマ――行政水準向上のために徹底した行革を！ということで、私ども従来から行革についてはいろいろと指摘をしてまいりましたけれども、当初、今回は質問の要旨として、昨年３月に庁内に要綱ができまして、行財政改革推進本部、これがスタートいたしました。この内容について主に聞こうということで準備をしてまいりましたけれども、３月の28日に行われました私どもの会派の代表である小山議員の一般質問に対する市長の答弁が、昨年11月、行革推進本部がまとめた、いわゆる行革大綱、この内容さらには予算委員会の見解とかなり隔たりがある。こんな感じをいたしましたので指摘をして見解を伺った後、通告に従って質問したいと思います。

市長は、３月28日の質問に対し「今回は目に見える形で行革を推進していきたい、このように思っている」ということをおっしゃられました。予算委員会でも同様なことが発言があったわけでございますけれども「と思っているけれども、職員には公務員気質が抜け切らない、こういうネックがある。特に幹部職員は無気力である。さらに職員組合には意識改革が必要である」と決めつけた答弁がなされました。私はそうは思っておりません。

そこで行革大綱案の内容を読ませていただきますと、これは１ページに「初めに」という項の中でいろいろと書いてありまして、途中から読みますと「最小の経費で最大の効果を上げることを目的に簡素で効率的な行政運営を目指してきましたが、これは日常業務の中において成果を上げています」というように述べております。このことは、とりもなおさず幹部職員を初めとする全職員の努力である、このように感じております。さらには予算委員会の中で、委員の１人が「行革大綱案を一般市民にも示して意見を求

めたらどうか」こういう質問に対して、市長は「このことは民主主義の原点であるけれども、庁内のことは担当部署のトップが一番よく知っている。市民にはよくそのことが伝わっていると思っている。したがって、その必要はない」このように答弁をされました。これも裏を返せば幹部職員の仕事ぶりが市民に評価をされている、こういう裏づけにもなるわけでございます。

一方、職員組合に対する意識改革の必要性の点につきましては、確かに今各階に組合の掲示板に張ってある自治労東京が発行したステッカーがございます。その中の２枚が行革反対のステッカーになっておりますけれども、その内容も行政サービスの低下の行革、リストラ攻撃粉砕、これが１枚。もう１枚は、事業の民間委託、定数削減を許さない、このように印刷をされております。しかしながら、組合の意識改革が必要であるならば、行革大綱案ができた時点で、正式な団交の場で説明をして協力を仰ぐとか、あるいは行財政調査会のメンバーに職員組合の代表にも加わってもらうこと、いろいろと策はあったはずです。こういうことをやらないで意識改革が必要であるということは何か先入観みたいのがあって組合はだめなんだという、アレルギーみたいなものがあるんじゃないかな、こんなふうに感じたわけでございます。

そこで私が感じているだけでは一方的でございますから、過日、組合の三役にお会いしましていろいろと話を聞きました。そうしましたら、行革大綱案は事務局からは届けられた。しかし、何の説明もなかった。さらには行財政調査会については、昭和61年のときには、たしか組合の委員長がメンバーに加わったはずです。したがって、事務局がそのときにメンバーに加わってほしかったらしいという雰囲気はあったそうなんですけれども、結果としては正式な打診はなかったということです。ちなみに八王子市の行政調査会には連合の役員が１人入っております。さらには連合以外の組合代表ということで入っております。その話を私、組合三役といろいろしている中で、組合がスクラップ・アンド・ビルドについてはかなり理解しているなという感じをいたしました。そういう言葉が随所に出てまいりましたので、ちょっと市長が感じているのとは違うんじゃないかな。いずれ行革大綱が作成された後、職員定数等の件で職員組合とは協議がなされるんでしょうけれども、市長は常々「職員の英知を結集して云々」ということを本会議でも発言をされております。今回の大綱案を見ても、この最後の方にですね、行政能力向上と人材育成という項の中で「職員が常に全庁的な視野に立って意欲的に仕事に取り組み、その能力や創意を発揮することができるように、行政運営への職員参加を促進する」というふうに書いてあるんです。今回、市長が目に見える形でもって行革をするんだと

いう大変な意気込みであるならば、なぜこういうことが最初になされてこなかったのか。現在、市の職員数が1,579名、そのうち組合総数は、これは臨時、非常勤、委託先である環境保全、衛生公社も含めますけれども、1,570名おります。90％以上が組合員なんですよ。取り組みいかんでは私は大きな影響が出てくるんじゃないかな、このように懸念の方を大変感じたわけでございます。

本来ならば幹部職員が、やる気がない、無気力だというふうに言われておりますので、代表して何名かの部長に感想を伺いたいというふうに思って、ここに登壇したわけですけれども、とりあえず今、過日の私どもの会派の代表である小山議員に対する質問に対する答弁の内容について、私なりに整理をして指摘をさせていただきました。市長のお考えを冒頭お聞きしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　所信表明の中で当面する主要な行政事項、順番としては、順番というよりも、番号としては後の番号になっておりますけれど、19番、20番という位置づけに、いわゆる日野市で取り組んでおります行財政改革推進本部という形を取っておりますように、非常に大切な自治体としての課題だという認識を持っているということを申し上げたわけであります。そうして今までいろいろ努力はやってまいっておると思っておりますし、それから、一番端的に市民に御理解をいただく一つの指標として、人口が最近ふえてないわけであります。そして行政課題は少なくなるわけはないんですが、それに税収が政府の施策の影響等もありまして、また社会状勢の経済不況のこともありまして、法人市民税はことしは多少は伸びたわけでありますけれど、一般的に市税収入としては税収がふえたという状況は全くないわけであります。むしろ国の施策によって御承知のとおりの１年１年、ここ３年目に当たるわけですが、23億とか24億とかいう金額で現実に税収の減っておる状況があります。これに対しては国の減収補てん債というような一時的な手段によって、借金という形で補うことによって１年１年の予算編成がかろうじてできておる、こういう状況があります。

それから具体的な一つの指標として、経常収支率という手法によりますと、従来一応80％前後の、日野市は80％前後の状況を維持し得て一応健全という幅の中におさまっておったわけでありますが、新しい年度では90数％という異常な指標の数字になっております。したがって、私といたしましては、目に見える行政改革ということになりますと、その経常収支率をもとに戻すということでなければならないと思っております。せめて１％でも正常に復す、そういう努力をしなければならない、こういう課題が一番大きい

と思っております。

したがいまして、ある程度今、市の職員としてそれぞれの役割を持っております職員の数まで、つまり職員定数まで切り込みぐらいな対応が必要ではないだろうかと思っております。そして幸い、幸いにという言い方はよくないかもしれませんが、人を減らすには、減らす場合は、いわゆる欠員の補充をしないという方法が唯一のやり方ということになるわけでありますので、そのことを今回も大きく発言をしてみたわけですが、なかなかそれの実現が難しいということがよくわかりました。そういうことを含めて、私が先般幹部職員の気力云々のことを言ったのは、少々言い過ぎではあったとは思っておりますけれど、お互いが意識をともにしなきゃならないという理解を求めておる状況であります。今まで市政の遂行にともに努力をしてきた立場でありますし、それぞれの能力や人格的には信頼するわけでありますけれど、ひとつ頑張ろうという気持ちを日ごろ伝えておりますので、そのことに対するひとつ、これからの取り組みに大きく気力をともにする、こういう期待をしたいというふうに考えております。

ときどき矛盾することも申し上げておるかもしれませんが、市民に対する説明のできないこと、それから何か特別の理由があってはならないこと、これはもう当然のことでありますので、それらを最も明らかにしながら御理解をいただく努力、そのことを実に期したい、このように願っておる心境を、それぞれの発言の場に申し上げた。

言葉足らずの点もあったと思いますし、私自身の用語の不適さということもあったかもしれませんが、意図する気持ちはそういうことだというふうに御理解をお願いしておきたい。また、そのために目に見えるということも現実に数字で説明できるような状況をつくりたい、こんなふうに考えておるということを内容として我々の心に期しておるということに御理解をお願いしたいと思っております。

説明不十分な点もあるかもしれませんが、一応この点を御理解いただきますようにお答えを申し上げる次第であります。

○議長（土方尚功君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　ありがとうございました。労働組合に対するお考えはいかがですか。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　同じ立場でありますし、仕事をともにする関係でありますから、十分理解を願いたい、このようには考えております。そういうことであります。

○議長（土方尚功君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　市長が過日の答弁は若干行き過ぎがあったかなというような反省の答弁でございますけれども、のめっこいのはいいんですけれども、親が子供をしかるんじゃなくて、上司が部下に対する発言ですから、これはやはり今回ですね、広報の３月１日号までにきちっとこのように載せてますので、多くの市民が期待もしていると思うんです。その冒頭に幹部職員がやる気がないから、こういうことは一市民としても大変私は残念であったと言わざるを得ません。今、市長がそういうことでということでございますので、先へ進めたいと思います。

６点について通告をしてございますけれども、このうちの１点は、過日の予算委員会の中で、ある程度理解ができましたので、５点について質問をいたしたいというふうに思います。

行財政改革推進本部が昨年の６月に設置されまして、11月に大綱案がまとまったというふうに聞いております。予算委員会の席上でその資料をいただいたわけでございますけれども、この中を読ませていただきますと、本部員は各部の部長になっております。教育委員会も含めて。このことからからして、当然各部からいろいろとこれをまとめるに当たっては提言等が出されていると思いますので、１点目としては、各部から何か問題点が提出されたのか。されたのであれば、その内容についてポイントで結構ですから、お聞かせいただきたい。

それから２点目は、問題点が提出されて、それをどのように整理をされたのか。この大綱案の中にどんな形で反映されているのか、それを２点目にお聞きしたいと思います。

それから３点目は、行政コストの低減目標値についてお聞きをしたいと思います。これは大変難しいと思いますけれども、やはりかなり具体的に書かれておりますので、これはぜひお聞きしたい。いわゆる行政改革の最大のねらいというのは、行政コストを下げることにあるわけですね。これは市民に対するサービスを落とすんではない。行政サービスが同じであるならば、少しでも人手がかからない、お金もかからない。いわゆるコストの安い方を選んで、そこで浮いた財源を他の市民サービスに回すという、こういうことでございます。これは市長も３月１日号の広報の中で同じような考え方を述べております。したがって、当然このコストダウン、かなりになると思いますけれども、この中に事務事業の総点検初め改革についてるる書かれておりますので、どの程度のコストダウンになるのか。わかっている範囲でいいですから、その目標値をお聞かせいただきたい。これが３点目。

それから４点目は、行財政調査会に対する諮問事項と答申について、これもお聞きし

たいわけですけれども、過日の予算委員会の中のやりとりで、平成７年度が８回ですか、それから、そうですね、８回やった。それから８年度は３回予定している。６回まではできるけれども、３回予定しているという、都合11回やられるようですけれども、市長が広報で言っているのは、市役所に行革推進本部を設けました、この本部で改革大綱案ができた、この原案を調査会の審査にゆだねて、この夏ごろに大綱として発表するであろう、予定でありますということを書かれております。調査会に出した諮問事項の内容、これはこの原案、いわゆる改革大綱案だけなのか、これ以外にも何かいろいろと資料をつけて出しているのかどうか、これをお聞きしたい。それから答申はいつごろいただけるのか。この時期もお聞かせください。

それから５点目でございます。これは大綱計画ができ上がった時点のことでございますけれども、いわゆる行革推進本部の設置目的、これをずうっと読ませていただきました。これは考えますと、計画の実施が大変重要になってまいります。この本部がまとめた内容では、大綱の達成目標年度は平成12年度となっています。ちょうど2000年となっておりますけれども、第３次基本計画、これはまだできてないんですけれども、この第３次基本計画との整合性は、計画、いわゆる大綱計画とどう図っていくのかですね。大綱計画が出された、それと第３次基本計画はどのように整合性を持っていくのか。これをお聞かせいただきたい。

これは、当然事業実施計画を立案するときには財政計画も人員計画も出されるわけですから、当然、平成12年度にこの大綱の達成目標年度ですから、それまでには人の問題であるとか、お金の問題であるとか、こんなふうにいくんだ、それから基本計画とはこのように整合性を持っていくと当然出されていると思いますので、その計画をお聞かせいただきたい。

なぜ、こういう質問をするかといいますと、去年もそうでした。ことしもそうでした。予算委員会の中で、何か住民要望を出すと、どうしても最終的には、お金がない。いわゆる財政事情がネックになって、すべて住民要望は先送りパターンという、これは定着しつつあります。したがって、私はこの行革の占めるウエートというのは大変重要になってくる、このように考えておりますので、５点目にはその内容についてお答えいただきたいんです。そのお答えを聞いた上で再質問するところは質問して、さらに理解を深めたい、このように思います。

以上５点、よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　行財政改革につきましては、今御質問の中でも御指摘がありましたとおり、平成７年度――1995年の６月に庁内組織を発足をさせました。行財政改革推進本部ということで設置をいたしまして、この中に専門部会を設けまして改革事項の検討を進めてまいったところでございます。その中で各部署から出てまいりました項目、問題点といいますか、検討事項等についてどういう内容であったかということでございますが、多くの問題がありましたけれども、ポイントをということで概略をお話をさせていただきますが、行財政部会におきましては組織の簡素化と住民サービスの迅速化、それから市民要望に即した組織のあり方、こうしたものを中心に検討をしてまいりました。それから人事給与部会におきましては、今回の行政改革の中では最も大きな課題の一つでもあるわけですけれども、定数管理や人事、給与の適正化、それから職員の能力開発等中心に討議を進めてまいりました。それから財政部会では効率的な財政運営を目指すということで、特に補助金等のあり方、それから財源の確保、こうした問題についてを中心に検討を進めてきたところでございます。その他に、個々の具体的な項目は数多くありますけれども、概略、要約をいたしますとこのような内容でございます。

こうした内容をもとにしまして、この整備を進めまして、現在行財政調査会の方に案として出しております大綱の案の中で、大きく三つの項目に集約をして整理をいたしております。

一つには、社会の変化や市民要望に的確に対応できる行政の確立という項目。この中では事務事業の総点検、それから、わかりやすい行政運営それから簡素でわかりやすい行政組織、親切で清潔な市民サービス、能率的な公共施設の管理・運営。こうした大きく五つの項目に集約をしました。

それから財政関係では、健全財政の確立を目指すということで、弾力的な財政運営、補助金等の整備、合理化、財源の確保、受益者負担の適正化の４項目に集約をいたしました。

それから効率的な執行体制を目指すということで、定数管理の適正化、それから人事給与制度の改善、行政能率向上と人材育成。この三つに集約をいたしまして大綱の案として取りまとめをいたしております。

内容につきましては、大綱の案の中で個々の項目については具体的な課題も取り上げて記述をいたしているところでございます。

それから、行財政改革を進める上で、行政コストの低減目標値というのが大変重要で

あるという御指摘をいただきましたが、全くそのとおりだというふうに思っておりまして、私どももこの大綱に沿って最終的に行財政調査会から答申をいただき、実施計画を詰める中では、こうしたコストの低減の目標値について設定をし、計画を具体的なものにしていきたいというふうに考えております。現在の時点では、現在、調査会等にも検討をしていただいておりますし、具体的な今ここで、それぞれの項目について、今の時点で目標値を具体的に数字を挙げてお話しできる状況ではございませんけれども、そうしたことが非常に重要だということで、現在、行財政調査会の検討の中でも、本部の検討の中でも、そうした具体的な数値も挙げて、現在検討を進めておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、行財政調査会に対する諮問事項でございますけれども、行財政調査会には、諮問の内容としましては、本部の方で案として取りまとめました、今まで説明をさせていただきましたこの大綱の案そのものを諮問の本体ということで提出をさせていただいております。それ以外の資料としましては、現在二つの、調査会の方は二つの部会の中でそれぞれ分担をして議論をしていただいておりますけれども、それぞれの分野にわたって行政組織それから補助金の制度それから人事給与関係のすべての分野にわたりまして、かなり膨大な資料を提出をさせていただき、さらにそれぞれ関係の各部から討議内容に沿った説明あるいはヒアリングを受けるために部会の審議の席にそれぞれの主管部課から職員も出席をして説明等をさせていただいて進めておるところでございます。

それから、大綱の今後の実施計画等でございますけれども、まず調査会の方からも答申は6月末をめどに取りまとめをしていただき答申をいただく予定でおります。

続きまして、その答申をもとに7月中をめどに、この1カ月間ですべてでき上がるかどうか大変厳しいところですけれども、できるだけ早く実施計画を策定し、このでき上がった実施計画の進行管理もしてまいらなければなりませんが、最終的な大綱及び実施計画等の内容につきましては広報等により市民にも公表し、さらにその後の進行管理につきましても行財政改革推進本部が行っていくということで考えております。

それから、第3次基本構想に基づく基本計画、実施計画等の作業も、ほぼこの行財政改革の作業と並行して進めていくという時期に当たっておりますが、特に基本計画につきましては、既に第3次基本構想の詰める中で大筋ができ上がっておりますので、それに沿って実施計画を進めていくということになるわけですが、当然、基本計画等につきましては、基本計画に沿った重要な施策をそれぞれ計画項目として挙げているところでございまして、こうした重要計画を進める上でも行財政改革の推進を進めていかなけれ

ばならないということは前提になっておりますので、それらも踏まえて、現在両者の調整を図りながら作業を進めているところでございます。

御指摘がありましたように、各種の住民要望につきまして往々にして財政事情云々ということで、なかなか御要望におこたえできないような事態がままあることは御指摘のとおりでございます。そうした中で、特に大きな当面しております都市整備にかかわる事業あるいは病院建設事業等を踏まえた財政的な裏づけを持った計画ということで進めていかなければならないというように考えておりますので、この実施計画を詰める中でも、そうした財政的な裏づけも持った形で計画を詰めていきたいということで作業をさせていただいているところでございます。

○議長（土方尚功君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　ありがとうございました。今、部長の方から総論的に答弁があったんですけれども、要はこの大綱案をまとめたこの中身というのは、それぞれ各部からいろいろと提言がされたのかどうか、それをもとにこれを作成されたのかどうか。これをもう１点お聞きしたいと思います。再質問でね。

それと、あと行財政調査会からの答申が出てみないことには、というような感じの答弁なんですけれども、要はこの中で、本来なら調査会がなくっても自主的にやっていけばいいわけですから、いろいろ書いてあるわけですよ、この中にですね。例えば事務用品というのは課単位じゃなくて部単位でやるとか、あるいは給食調理員についても前々から議会の中で指摘されたように、パート職員の導入も含めて定数の定員の削減を図る、書いてあるわけでしょう。であるならば、バックデータとして、じゃあこういうことに、こういうことをやることによってどの程度の入りが量れるのかということは当然数字的に出ているんじゃないんですか。そういうのを、ただ出さないで、思いつきにずうっと書いたんですか、これ。ちょっとその辺の答弁が何となく私が聞いていることと、何かずれがあるような感じがいたします。

確かに行政調査会の、行財政調査会ですか、二つの部門でもって部会をつくって今やっている。それは多分これを中心にたたいているんでしょうけれども、それほど細かくこれをやることによってこれだけのコストダウンになるという数字的なものはまだ出ないと思うんですよ。厳しい見通しがあるにしても。ですから、当然その庁内に３部会、今つくった、行政部会と財政部会と人事給与部会、そこでいろいろとたたいて整理された内容でしょうから、こういうことをやることによってコストとして出されるものはこの程度である。サービスというのは、よく市長が言われるように、民間企業がやる行革と、

いわゆる地方自治体がやられる住民サービスという面の行革とはおのずと違うというのはよくわかるんです。わかりますから、ある程度その辺はどんぶり的になるんでしょうけれども、ここでしっかり言っていることは、数字的にも当然データは出せるんではないかなというふうに思うんです。

例えば、電話交換業務を今度民間委託化するというんでしょう。だったら、それはどのくらいのコストダウンになるのかとか。そういうのが全然数字的に出されていないのかどうか。例えば、これは大分古い形できているんですけれども、日野市としては初めてである、いわゆる補助金の期限付のやつ、いわゆるサンセット方式ですね。この導入も、じゃあ、こういうことをやることによってだらだらだらだら補助金つけなくって3年なら3年、5年なら5年で区切ってやる。このサンセット方式を導入することによって、今、補助金がこれだけあるけれども、これはこのくらいに縮小できるとか、当然それは出てくるはずなんですが、その辺はどうなんですか。

以上大きくその2点、もう一度御答弁願います。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　この行財政改革大綱の案の各項目に上がっておりますそれぞれの事項につきましては、先ほど申し上げました内容になるわけでございますけれども、これらはそれぞれ各主管部から、問題点といいますか、改革の対象事項として検討すべき事項というふうにして上がってきたもの、それから事務局サイドといいますか、企画サイドから前回の行財政改革の中で提案になっているものとか、そうしたものから取り出してきて整理をしたものでございまして、それぞれ各部が問題点として意識をしたものを集約をしたものでございます。

それから、それぞれ各事項について大綱の中でもかなり具体的な表現をしている部分もございますし、今御指摘もありました補助金制度等につきましては、全体を見直して考え方を整理していこうというふうなことで進めているところでございまして、個々の項目について数字を挙げた検討がなされていないのはおかしいという御指摘はごもっともでございますけれども、現在、それぞれの事業、事項につきまして検討資料としては人員等の数の問題、それから人件費等も例えば手数等で一人こうした職種で削減といいますか、定数減員ができた場合、どの程度の費用の低減化が図れるかというふうな個々の数字は検討の中で今取り扱っているところでございまして、この大綱全体の中でまだ検討中の部分も多々あるものでございますので、そういう内容として検討は進めておりますけれども、今の時点で、まことに申しわけないんですけれども、金額的に幾らとい

うふうな形で、まだ集約するところまで至っておりませんので、こうした検討を進める中で実施計画等の中で、そうしたものを整理をして公表していきたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　ありがとうございました。私が期待していたこととは全く違うあれで、非常に残念ですけれども、あくまでも提言の内容であって、それを具体的にこうしたらこうだということがまだ出てないということですから、実施計画の中でということでありますので、それは、もうそれでやめます。

これが、推進本部の設置要綱ができたのが３月ですね、去年の３月。それから部会ができたのが６月。大綱案の作成に入ったのが８月、できたのが11月。こういうふうに日程がずうっときているわけでしょう。専門ですから、市長が言われるように、幹部職員は一々行かなくっても何でもその部のことは承知しているんだ、行政のプロであるんだということですから、こういうものを提言したときには、なぜこういう提言があるんだ、いや、これをやることによってこれだけのコストダウンになるんですよということが私は大事なんですよ。それを聞きたかったんですけれども、予算委員会の中で江口議員でしたね、たしか、質問して、その提言のことを、いわゆる提案制度のことで質問がございました。過去に我々もやってたんですけれども、年間７件ぐらいしか出ない。そういうムードがないから、なかなか出ないんだというような答弁でしたけれども、要はもうトップの姿勢ですから、市長が何が何でも目に見える形でやるんだということですから、冒頭にそういうハッパをかけていただいてやれば、プロなんだから、当然そういう数字的なものは簡単に出ると思うんですよ。

例えばですね、この庁舎の電気料というのがあるんですね。これは７年度も８年度も同じ予算ですけれども、庁舎管理経費の中に電気料という項目があります。これが年間3,627万なんですよ、予算が。去年も同じでした。このうちの電灯料金はどのくらいですかとちょっと担当部長のところに行って聞きましたら、ことし２月現在の、２月の実績を持って年間で計算すると約1,000万だというんです。電灯料金で1,000万かかる。今ですね、この庁舎の中の回路がどうなっているかわかりませんけれども、電力調整機というのをどこでもやっているんです、民間企業でもスーパーでも、どこでもやっています。これはもう同じルクスでもってむだ遣いをしないという、そういう調整機なんですけれども、これを設置することによって約１割のコストダウンになるんです。ですから1,000万の電灯料が１割ですから900万で済むという。小さい額ですけれど、やっぱし

長年続けていくことによっていろいろとそこからまた財源が生み出されるという、こういうこともやっている自治体もあるんです。ですから、プロであるならば、そういうことも細かいことですけれども、見つけていただいてやっていただきたい。

さらには、これは日野市じゃないんですけれども、固定資産税業務。職員のいわゆる平均経験年数ですね、日野市の場合には何年で交代するかよくわからないんですけれども、３年なのか５年なのか。今まで3.1年でやっていた。これを、この職員を4.5年に延ばすことによって25％の職員低減になる。減員ですね、職員が25％減員できたという、こういうデータもあるんですよ。ですから、いろんなそれぞれの職場でもって考えることによって、どんな小さなことでもこれを積み上げることによって大きな改善になる。ですから、この間の一般質問で江口議員とのやりとりを聞いてて、相変わらず、やっぱし提案制度というのがただ項目だけが載っている。これだけなんだなと。本当に職員の英知を結集するんであれば、私はそこまでも、どんな小さいことでもいいから提言していただいて、採用するものは採用して、だめなものはだめ、こういうことをやるべきではないのかな。

ここに書かれているコストダウンの件については、今の部長の答弁で、今後の実施計画の中で具体的に進めていきたいということですから、そちらに期待をいたしますけれども、給食調理員のパート化、これに関連する学校の集合、いわゆる統廃合ですね。これを次回の６月議会で私どもの会派の議員が一般質問をする予定になっていますので余り指摘をしませんけれども、小学校の適正な学級規模は、文部省などによると12から18学級である、このように聞いています。去年の７月――５月ですか、いただいた、これは学校教育部からいただいたデータによると、平成10年度には12から18学級の半分である６から９学級が20校中５校になる、さらに12年度には６学級が３校にもなるという、こういう、もうデータがあるわけですね。適正な規模に合わせていくという業務というのは、当然教育委員会の権限ですから、これはなかなか財政の方では難しいんでしょうけれども、やはり予算執行権を持っている市長としては、バランスのとれた市政を展開するということを言うんであれば、やはり教育行政というのも当然視野に入ってくるわけですから、教育委員会のそういう関係者とうまくコミュニケーションを図りながら改革できるものは改革していく。こういうことによって給食調理員の減員にもなるし、いろんな面のコストダウンにもつながる。このことについては過去からもやってきてますし、また次回の議会でやる予定になっていますから、これは提言だけにしておきますけれども、そういったこともひとつ検討していただきたい、こんなふうに思います。

あと民間の委託の問題。これについて１点だけ質問したいんですけれども、この民間委託については何かマニュアルがあるのかどうかですね。こういう場合にはこうするというようなものができているのかどうかをお聞きしたいと思います。

我々、過去から何でもかんでも民間委託しろということは言っておりません。ここにもまとめてありますけれども、いろんな面でいいものはどんどんやろうということでなってますから、市長も職員を削減して少数精鋭主義でやるんだということを言ってます。ですから、むだなものは、むだなものというのはないんでしょうけれども、サービスの中には。私はその民間の予算、なにしろ速やかに対応ができるということですね、いろんな仕事の面で。弾力にすぐれているというか、かなりすぐれた特性を持っているのが民間でございますから、民間委託、いろいろと考えてほしいんですけれども、担当部として民間委託についてのマニュアルが用意されているのかどうかですね。そこだけちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　民間への委託につきましてマニュアルが用意されているかということでございますけれども、民間への委託のためのマニュアルという付加価値なものは現在のところ、用意されている、そういう名称のものは用意はされておりません。

ただ今回の行財政改革等、これまでもそうでございますけれども、これまで行政が直接執行している行政サービスあるいは内部の管理義務等で、特に直接的な公権力の行使を伴わないような事業等については、基本的に、原則的には実施が可能だという視点に立って検討を進めておるところでございます。それはもちろん事業の内容とか費用対効果、市民等への影響等、総合的な判断をして妥当性を考えていかなければならないというふうに思っておりますけれども、原則は公権力の行使を伴わないような事業については可能性があるという視点で現在検討を進めております。

○議長（土方尚功君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　ありがとうございました。冒頭の質問で幹部職員の無気力さ、これについて指摘をいたしました。市長は、ちょっと言い過ぎだったかなという反省の答弁もございました。私どもは幹部職員、日野市の幹部職員はプロとして大変優秀な方ばかりでございますから、どういうものをどうすればいいかということをはっきり承知をしていると思いますので、これ以上の質問はやめにいたしますけれども、１点だけ行革に対する考え方を述べまして終わりにしたいと思いますけれども、当然、市の幹部の

方であれば承知だと思いますけれども、静岡県の榛原郡に金谷町という町がございます。これはもう全国的に行革の町として有名な町でございましたけれども、もう十数年前から行革に取り組んで、かなりの財源を生み出している。

町長さんは４期12年やっておやめになって、現在は違う町長さんがやっているんですけれども、今の町長さんは、私も名前がわからなかったもので向こうの役場に問い合わせて聞きましたら、孕石善朗さんという町長さんなんですが、この方も前任の町長のその行革を受け継いで、この姿勢を受け継いで今日でも張り切ってやっている。具体的にどんなことをやっているんですかと聞きますと、職員が５時の退庁と同時にタイムカードを打って帰るんじゃなくて掃除をまずします。自分の所を机から床から全部きれいにふき掃除ならふき掃除をして、それで帰る。多くの自治体が清掃員というのを雇って掃除をやっているんですけれども、金谷町では職員みずからが掃除をして、確かに人口規模にもよりますけれども、そういった努力をしている。そこの町長さんが言うのは、町の行革は職員の理解と知恵を出し合えば幾らでもできるんだ。要は首長さんのやる気です。こういうふうに言い切っているんですね。

ですから市長が幹部職員をなじるんじゃなくて、おれについてこい、目に見える形でやろうじゃないか。――この一言があれば、私は全職員が一生懸命頑張ってもっともっと働きがいのある職場にもなるだろうし、市民から見て、活力のある庁舎になるんじゃないかな、こんなふうに思います。職員が何もやってないわけじゃない、一生懸命やってます。それがなかなか評価をされないというところに問題があるわけでして、個人個人の能力というのは大変なものがあると私は高い評価をしておりますので、どうぞ市長、目に見える形で行革をやるということですから、こういった行革先進市のあるいは町のことを参考にして、どんなことでもいいですからやっていただいて、入りを量っていただきたい。

このことを要望しまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（土方尚功君）　これをもって11の１、行政水準向上のために徹底した行革を！の質問を終わります。

一般質問12の１、乳幼児医療費助成（１歳、２歳）の所得制限を撤廃せよ。一般質問12の２、「住専処理」に国民の税金をつぎこむ政府に対し、反対する声が大きいが、憲法、地方自治を守る市長の見解を問うの通告質問者、鈴木美奈子より、取り下げの申し出がありますので、これを取り下げます。

一般質問13の１、日野市は「ごみ緊急事態宣言」をせよ！の通告質問者、菅原直志君

の質問を許します。

〔３番議員　登壇〕

○３番（菅原直志君）　通告に従いまして質問させていただきます。無会派の菅原直志です。

先日、日の出第二処分場の建設が着工されたのは皆さんも御存じのことと思います。これは凍結されていた厚生省からの補助金が交付されること、加えて第二処分場予定地のトラフト地の実態調査ができたという判断がきっかけだったかと思います。現在のごみ行政が焼却埋め立ての手法を取っていることを考えると最終処分場の確保が重要な課題であることは当然です。しかし、その埋め立てる処分場が大きな問題を抱えているとすれば、その問題の徹底究明が必要になります。問題になっているのは、第一処分場の汚染疑惑。この件については何度も議会で問題提起してまいりました。間接強制金は、実際には支払われてはおりませんが、額面上の支払いは毎日カウントされています。本日の時点で8,500万円を超えております。一市当たり300万円の税金が支払われている計算になります。行政が裁判所の決定に従わず、公金を支払うという異常事態を改めて認識すべきだと思います。

この裁判についてですが、先日２月21日に地方裁判所八王子支部にて注目すべき判断が下されたので紹介します。ここにその判決の言い渡しのコピーがあります。この中で裁判官は、今までの処分組合の対応を徹底的に批判しております。処分組合のこれまでの対応を不自然、信用できない、明確に語っております。具体的に触れていきます。

一つ目、処分組合は仮処分の審査のときももっぱら協定書の解釈問題や保全の必要に関する主張をしたにとどまり、そもそも電気伝導度の存在についての主張がなかったこと。二つ目、電気伝導度のデータの不存在についての処分組合の主張には全く理由がない。つまり、そんなものはないと言っているだけで、その根拠が示されていない。三つ目、データの記録を一切とっていないという証言は容易に信じることはできない。四つ目、市民が電気伝導度の記録計を目撃したという証言は信用できる。五つ目、第１証人、これは処分組合が立てた証人なんですが、これは着任したばかりで事情を知らないため、全く信用できない。六つ目、電気伝導度のデータのメーターの上にあるプレートは、今回の問題が起こってから以降に取りかえられたものであることが推認できる。七つ目、ＣＯＤの計測はして、電気伝導度の計測はしていないという証言は納得いく説明ではない。八つ目、データ不存在の主張開始の時期が不自然だ。九つ目、処分組合の対応は理解しがたい。処分組合の対応は矛盾している。裁判所はこれだけの判断をしているので

す。

市長は常々この問題について、連帯の責任で対応すると語ってまいりました。しかし、これだけ明確に司法の判断がなされた事件に対して、どのように連帯の責任をとっていくつもりでしょうか。現在の処分組合の理事であり、発言権を持つ市長がだんまりを決め込んでいては何も解決しません。残念に思います。公共の福祉のためには、私たちの子孫にかかわる汚染は見過ごしていいのでしょうか。それは現代人の傲慢さのあらわれだと思います。ごみ処理の過程で発生するダイオキシンは私たち人間の体に蓄積します。そうして、それは母親の母乳から子供たちに高い濃度で伝わっていくのです。さらに、その子孫にも伝わっていく。夢物語のようですが、本当のことなのです。ごみの捨て場がないから仕方がないという意見も聞きます。しかし、その理屈を未来の地球人たちに堂々と話していけるでしょうか。

さて先日、この処分組合へ厚生省が補助金の交付を決定いたしました。そのときに菅厚生大臣から青島都知事へ１通の要請書も手渡されました。こちらにそのファクスがございます。この内容については２点大きくあります。一つ目は、第一処分場も第二処分場も維持・管理を徹底すること。そうして二つ目、汚水問題については関係者の間で意見が、または見解が分かれているので、地域住民や専門家も交えた調査団を構成し、原因の究明をすること。これが２点目です。この文書は東京都のみならず、各自治体にも送付されたと聞いておりますが、日野市には届いておりますでしょうか。また、この合同調査団についての御見解をお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（土方尚功君）　菅原直志君の質問についての答弁を求めます。環境部長。

○環境部長（中里正市君）　市長へというお尋ねでもございますけれども、経過等もございますゆえから、若干私の方から回答させていただきたいと存じます。

今るる裁判結果等につきましてのお話がございました。私ども、これを対しましてと申しましょうか、その後の状況は申し上げる必要があると存じますので、一言申し上げますが、組合といたしましては、２月25日の緊急理事会、翌26日の組合議会に裁判経過を報告し、今後の方向と御相談、協議を経て、３月５日に東京高等裁判所の方へ控訴、上告されております。まさに、ただいまその経過中でございます。なおお話の中の国から東京都等に対する指導の内容は、お話の内容のとおりでございますが、こういう経過のさなかでありますので、谷戸沢処分場の周辺環境への影響等の関係につきまして、かねてから国当局が東京都に対し、合同調査を含めて要請をしていることを承知しております。

したがいまして、これらの対応に関しましては一部事務組合という自治力のゆえ、あるいは公共団体であるというゆえからの信頼関係の確保に向けて、今後、構成市から成る理事会及び組合議会等に諮られて３月22日の例の補助金確定に伴う国からの指導事項等については対応されていくことと存じております。以上でございます。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いわゆる広域処分地管理組合の一構成市である日野市長という立場であります。緊急報告の理事会もときどき招集されますので出席をして一応の経過は承知しております。いわゆる第一処分地あるいは第二処分地、第一処分地から指摘される事項を起こし、それに対する対応の拙劣さといいましょうか、納得いくことができなくて、第二処分地の建設に大きく反対をされる市民要望が存在をするという事情になっているわけであります。その中でまた特に第一処分地の、いわゆる埋め立て能力がだんだん限度に近づいて、次の第二処分地の用意を進めないと多摩地域の異常な状況が発生しかねない。こういう認識のもとに少々無理を強行しながら事業が進められておるという現実は我々にも責任をともにする立場であります。

電気伝導度という、本当に常識的に考えて汚水の、もし汚水漏れがあるとして、そのまた汚染度の科学的な資料として当然必要なメーターでありますから、我々自身もなぜ、ないという答弁になるだろうか、なかなかこれは信用されないなということに多少の、何といいますか、責任感を感じるわけであります。さればといって、またそれらの大きな意味では環境問題を心配をする立場で、その次なる処分地ができないということは物理的に非常に困る現状をつくり出すということが明確なものですから、少々説得力のない行政執行が進められておる、こういう図式になるということは御指摘のとおりであります。

責任のある管理者が管理責任を持たれ、また事務局という、これまた行政責任の伴う組織があって、その組織において状況が遂行されているということでありますので、発生している状況に対しては、もちらん連帯責任を持つという立場ではありますけれど、行政の責任者としては、やっぱり協力をし合って一定の将来に道を開いていかなきゃならないというのが、これが行政判断だというべきだろうと思います。

いわゆる不可を少なくするという環境問題の大きな視点、指摘を一方にはしょいながら、一方には現実問題を何とかして解決をしていかなきゃならない、こういう状況下にあるわけでありますので、私もこれまでの理事会の議会に数回か発言をしたわけでありますが、つまり一番公共性が明確に市民に伝わるのは、厚生省の補助金が交付されると

いうことのはずだと。したがって、厚生省の補助金を得るということを最大限に努力すればいいと。厚生省もまた担当職員組織の権限で予算のあるものを執行しないなんていうことは役人の越権である、言いなさいというふうに激励をした経過があります。

御指摘のとおり、菅厚生大臣と東京都・青島都知事がそれぞれの立場をお互いに尊重し合いながら適切な指導、助言をしておられるということでありますので、それに託する形で、今後の推移に、もちろん監視も大切でありますし、また協力も大切である、このように考えております。御指摘の事柄については、特に訂正をする事項はないと思います。

○議長（土方尚功君）　菅原直志君。

○3番（菅原直志君）　本当はここをもっともっと聞いていきたいんですが、時間との兼ね合いもありますので、きょうやりたいのはその話じゃないので、これはまた別の場でお話ししていきたいと思ってます。

ただ厚生省の補助金が出たからといって公共性が認められたということに、即決するという議論は非常に危険だと思います。そのあたりお話だけはさせていただきます。また、先日、立川の市議会の中で、立川の市長は、この合同の調査団に対して次のようにお話しをされていると聞いております。処分組合に対して臨時の理事会を開くなどしての合同調査団に対する要請をしていく、そのような答弁もありました。そういう具体的な答弁をいただきたかったんですけれども、ぜひ、お考えいただければなと思います。確かに私も、市長は理事会の中では積極的に発言されているということは認識しておりますし、やはり森田市長が、ある意味ではリーダーシップをとっていくことが処分組合の公正な運営に役立っていくと信じておりますので、ぜひお願いいたします。

さて具体的な問題に触れていきます。今現在、日野市内、ごみ収集をしております。このごみを収集して、そして燃やして、そして最終処分場に持っていく。単純にはこのような構図なわけですが、それにかかる費用は年間20億円に達しています。これは小学校を建設するときの土地と、その建設費用、大体同等ぐらいだと聞いております。まさに毎年、学校を一つつくるほどの費用がごみ収集に使われております。このごみ収集にかかる費用と、そのごみの収集量の関係についてお伺いします。

特に時間もないので、可燃ごみに限定していただいても結構ですので、御答弁の方をお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　答弁を求められたときには挙手と職名を述べてください。環境部長。

○環境部長（中里正市君）　　ごみ処理の費用であります。この10年間、昭和61年から、今過ぎ去った年の７年、これは決算ではありませんけれども、例年、清掃費経費は、一般会計予算の5.5%がその平均値でありました。きょうから入った新年度の比率も5.48%という状況であります。

ごみ処理経費につきましては、今議員さんのお話に20億前後ということであります。数字を申し上げるのは何ですが、例えば平成５年、６年度あたり見ますと、例えば５年度では17億円に対して、ごみを集める経費が43%の７億3,000万。それから、いただいているクリーンセンターで処理をする、中間処理までする、それが41.2%、607億前後ですね。それから最終処分場への負担金と運び、運搬のための委託料を足し算して16.7%という、こういった比率でここ３年間は推移しております。したがいまして、一人当たりの経費等につきましても５年度で１万383円、６年度で１万871円とか、トン当たりの処理費につきましても５年度の２万9,957円、６年度の３万794円。３万円というのは全国的な都市における処分、ごみ処理経費の平均値であるように統計資料では承知をしておるところであります。

いずれにしましても、ごみの量の推移は、最近こそ人口増の方は沈静化してまいっておりますけれども、10年前に比べて30%の搬出量は皆様の生活態度、様相によってふえてまいりました。特に可燃ごみにつきましては、日野の場合は市内に3,500カ所の収集箇所を設け、隔日ごと、月、水、金は浅川の北部地区、火、木、土は南地区というふうに区分をして、ここまでの回収能力の条件が整ってまいりました。したがいまして、この回収につきましてはダストボックス方式であるとか、あるいは袋による収集等で、中身が大変困難性の伴う、いわゆる混然と入るダストボックス方式等との隘路もあるんでありますけれども、このことにつきましても今後引き続き検討しながら、費用投下の実が上がるように踏まえてまいりたいと存じます。

○議長（土方尚功君）　　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　　ちょっと私が調べた資料をちょっと見ていただきたいんです。ちょっとグラフにしてまいりました。理事者の方にも見ていただきたいんですけれども、平成２年から６年までですね。これの可燃ごみにかかる収集量です、これを収集量と委託金額で表を出して、グラフを出してみました。そうするとおもしろいことがわかってくるわけです。収集量自体は減少傾向にあります。市内、今リサイクルという意識が高まっているので、この傾向はまだまだ減少傾向にいく可能性が高いと思います。しかし、委託料、委託金額、これはずうっと上昇しています。私、昭和40年代前半からずうっと

数字を追ってみました。するとずうっと右上がりです。ただ昭和30年前後でしょうか、失礼しました。昭和50年前後でしょうか、１度だけトラック運賃の委託料が下がりましたけれど、その後はずうっと上がっています。これは６年度までですけれども、昨年とことしの予算書を確認しても、これは委託金額はずうっと上がり続けているわけです。

さて、私は疑問なんです。これは不燃物についても一緒なんですけれども、その収集量にかかわらず、委託金額だけはずうっと上がり続けているのは、なぜか。そのあたりについて御説明いただきたいと思います。

私の感覚では、委託料の算定に問題があるように思うのですが、そのあたりも御説明いただければと思います。お願いいたします。

○議長（土方尚功君）　環境部長。

○環境部長（中里正市君）　委託料金の算定根拠等でございますけれども、私どもといたしましては、ごみ回収、不燃ごみ、可燃ごみの別はありますが、ともに回収ステーションの場所を初め、ふえてまいっておりますので、あるいは業者のかかわっている方々の車両の交換であるとか、そういった必要経費につきまして年々担当してシビアに見直しの中で算定をしているつもりでございます。

なお細かく資料をもって御説明はちょっと申し上げるのが、申しわけありませんが、できかねるんでありますけれども、特に委託料増につきましては、日野の場合には昭和30年代から始まった市内の回収業者の方々が発展的に組合をつくられ、今日の、連日安定的な回収事業の実績を上げていただいてきてますゆえからでありますけれども、つかみであるとか、そういうような委託料の算出は絶対いたさないように、今後ともシビアな算定でもって委託料の対応には心がけていく所存でございます。

○議長（土方尚功君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　事務的なことだけ確認します。算定の方法はどうなっているんでしょうか。それだけお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　環境部長。

○環境部長（中里正市君）　年々の契約上の、いわば内容がございます、各項目ごとに。それに人件費等多少の自然増的な要素はどうしても加わってこようかと思います。いずれにいたしましても、契約に通ずる細目について、今後ともシビアに計算をして積算を見出したいと思います。

○議長（土方尚功君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　事前に調べたところと、ちょっと話が違っているので、私も今

面食らっているわけなんですけれども、この算定の仕方、詳しく出ないというふうに聞いているんですね。つまり年々の物価上昇率にあわせて委託料の算定をしているというふうに聞いております。あのバブルの時代は前年対比９％上がった時期もあります。これが物価の上昇にあわせての上昇なのか、私は非常に疑問なんです。

平成２年から、この表を見てください。平成２年から平成６年の委託料の上昇率は120％もあるんです。また、これは不燃物に関して言います。この表、このグラフとはまた別なんですが、不燃物に関しては、この委託料が２年から６年にかけて180％、２倍とまでは言いませんけれど、そんなにも上昇しております。この中で特に平成２年から３年にかけては50％も上昇している。これは収集日をふやしたり、また収集トラックをふやしたのが原因ということはわかります。しかし、ふえたのはトラックが６台から８台にふえたということです。50％ふえる理由は、いまひとつ私には理解できないわけです。この算定の仕方をもう少し詳しくお話しできるのならばしていただきたいと思います。そうでなければ、事前に私が聞いております物価上昇高にあわせてやっているのか、そこを確認させてください。

○議長（土方尚功君）　環境部長。

○環境部長（中里正市君）　ときどきの物価上昇率を中心に算定されてきているということが最近の例であることを承知しております。

○議長（土方尚功君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　行政が公平な委託をしていく、または公平な算定の中で業務を行っていく、これは最低限のことだと思います。しかし、今のお話で明らかになったように、これらの委託料は物価上昇率にあわせてやっている。これは今後も私はついていかなければいけない、考えていかなければいけない問題ではないかと思います。物価上昇率にあわせてきたということですが、そうなると、このトラックの運賃の算定に対して基本的な物差しというものがないと言えるのではないでしょうか。運賃を算定する場合には、業者と、そしてまた行政の両方がそれぞれに算定をした運賃を出し合うところから始まるんだと思います。そのような作業はなされているんでしょうか。

またトラック運賃の算定には基準となる運賃のタリフというものがございます。こういうものですね。最新全国貨物自動車営業キロ程度というものがございまして、全国を幾つかのブロックに分けて、それぞれのタリフをつくっているわけですね。こういうものを使って算定していくのが公平な行政ではないかと思います。しかし、それもなされていないかもしれない。そういう算定の仕方を非常に問題視しているのは私だけでしょ

うか。現在のごみ収集にかかる委託は25年ほど前から始まったと聞いておりますが、それ以来、この収集費用の見直しは行われてきているのでしょうか。そこを確認したいと思います。前段で述べた算定基準についての見解の相違もあるかもしれませんので、そこについても御答弁いただければと思います。

この２点、お願いいたします。

○議長（土方尚功君）　環境部長。

○環境部長（中里正市君）　一般に運送業務をなりわいとするような業者を選定するような競争入札のように資料をあてがって、語弊のある言葉で失礼ですけれども、それで参加者を募ってやるような方法でないことで、長い間の担保制を初め市内の状況も日々環境も道路事情も変わっておる中で、安定的な市民生活を根底から支えていただける担保制のもとでの長い間の業者との関係ができてまいっているものと存じております。

いろいろお尋ねを受けましたが、過去の委託料の算定の過程で、どういう改善あるいはアプローチを経て今日の姿になってきたかということは、申しわけありませんが、ただいまのここでは申し上げるほどの資料を、内容を存じておりません。以上でございます。

○議長（土方尚功君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　わかりました。これはまた今後の議会の中でもお話しさせていただきたいと思います。

１点だけお話しさせていただきますと、この委託料が上がっていきましたということは了承できるんですが、わかるんですが、その理由として、例えばステーションがふえてますとか、または車両の交換について更新があるから、減価償却が５年と聞いておりますので、そういうことがあると聞いておりますが、この車両については実際に補助金が出ておりますよね。１台につき300万円ずつ出ておりますので、この委託料の算定基準と車両が更新されることは、またこれは別個に考えていただきたいと思います。

この問題については、また今後時間をとって考えていきたいと思います。非常に疑問が多い事例です。

ちょっと話を変えましょう。ことし、森田市長は行財政改革に乗り出しています。その中でランニングコストの見直しということをうたっております。この委託料の算定そのものが行財政改革の一歩だと思いますが、その点について、どのような御見解をお持ちなのか、簡単で結構ですのでお話しいただければと思います。お願いします。

○議長（土方尚功君）　答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の場合、清掃行政は、どちらかといいますと比較的な安価な方式によって処理費が推移し得ているというふうに承知しております。年々の積算ということに余り詳しい知識はありませんが、その積算にも他市と比較して比較的合理的にできているというふうに聞いて、承知しているわけであります。

どういう意味で質問をしておいでになるか正確にはわかりませんが、なおひとつ我々もそれらのことに、より厳しい視点と、それから目指す認識の上に立って十分検討していきたい、このように考えております。

○議長（土方尚功君）　菅原直志君。

○3番（菅原直志君）　私が問題と感じているところが、いまひとつ伝わってないみたいなんですけれども、委託料の算定をするときには、原理原則にのっとって算定してくださいということなんです。5年間で120%の委託料の上昇があるということは、それなりの理由があるはずなんです。しかし、その理由を幾ら聞いても、物価上昇にあわせて算定しているから、過去20年間朗々と物価上昇という理由のもとに算定をされてきたということでは問題だと思うんです。これこれこういう人件費があるから、このような減価償却があるから、そしてまた運輸省などの指導がこのようになっているから委託料はこの数字になるんです、こういう数字の算定の仕方が何でできなかったかということを聞いているんです。

今後もやりますので、もう一度別の場で議論をさせていただきたいと思います。

さて、話は大きく変わります。谷戸沢のごみも市内のごみも、もう既に待ったなしの状態にきていることは御存じのことと思います。ごみをどうするか。この問題は、この国の経済全体を変えていく要素を含んでいる非常に大きな問題です。自治体レベルでできることは少ないのかもしれません。しかし、考えていかなければいけません。

今回の日の出の問題を客観的に見たとき、私は今までのごみ行政の方向性を変えていく必要があるのではないかと思います。日の出の町に持っていくごみの後始末は行政と市民の責任なんです。各自治体や処分組合がその責任のすべてを負うことはないと思います。そのあたりの感覚がそもそもの間違いだったのではないでしょうか。汚水の疑惑が上がっても、全く情報開示の姿勢を見せなかったのは、もし汚水の事実が公表されたら、三多摩のごみを持っていく場所がなくなってしまう。あしたから三多摩にごみがあふれてしまう。公共の利益を考えたら、とにかく日の出にごみを持っていくのが最優先課題だ、このような根本的な姿勢があります。そして行政がすべてその責任を負おうとしたところが、履き違いがあったのではないか、そのように思うのです。もっと市民と

一緒になって考えていく、そのような時期が来ているのだと思います。そのために情報開示が必要だとずうっと訴えてきたわけです。

よい例があります。広島市の例です。先日、環境部の方には、この広島市環境事業部局の事業概要をお渡ししていたので、広島市が何を考え、実現してきたか、御理解いただいていると思います。それがこの資料です。広島市長は、昭和50年７月に、ごみ非常事態宣言をしております。この宣言の特徴は、ごみ問題を行政だけの責任にあるのではなく、市民や企業にも責任があるとしているところです。細やかな内容には、現在の社会情勢と合わないところはありますが、画期的なのは、市民の皆さん、あなたたちにもごみの問題、責任はあるんですよ、ぜひ自覚してください。そのように強く訴えているところが特徴的な話だと思います。

さて広島市の例を踏まえて、日野市としても今まで以上に市民にその緊急性を訴える時期が来ていると思います。ちょうど広島市も今の日野市と同じような状況にありました。広島ごみ戦争という埋め立て処分場建設問題がきっかけです。埋立地であった中学校の校庭から排ガスが噴出し生徒が何名か倒れました。その事件があったことから、次の埋め立て処分場建設反対の市民運動が起こったのです。ただ広島市とこの日野市、または処分組合の違いは、情報の開示、住民に対する対応という大きな点で違っております。似ている点としては、その緊急性、公害事件の発生、裁判所での係争と似ている点があります。それら二つの点を考えていくと、やはり日野市もごみ緊急事態宣言を発令し、そして市民にどんどんどんどん情報を開示していくことが必要だと思います。市民に、ごみの責任は、あなたたちの責任でもあるんだよということが必要ではないか。そのように思うんです。

さて市長、日野市も「ごみ緊急事態宣言」をしようではありませんか。今、日野市が持っているごみの問題、実際に環境部が抱えて困っていることをすべて市民に公開して、一緒になってごみを考えていったらいいと思うのです。今まで、さまざまなごみに対する情報の提言はありました。しかし、それらの方法というのは、すべて市民の耳に聞こえのいいものばっかりだったんです。リサイクルの推進を初め、すべて前向きの情報ばかりが市民のもとに届き、市民にとって都合の悪いことは伏せられてきたようにも思うのです。ごみ緊急事態宣言は確かに勇気の要ることです。しかし、今しかないと思います。例えば、今度の「広報ひの」のごみ特集の中で、このごみ問題を市長の言葉で訴えてはいかがでしょうか。また具体的な話でいくと、ごみ探偵団またはごみ調査団みたいなものをつくって、それは小学生から大人までさまざまな年齢層に合わせてつくっていっ

ていいと思います。その中で問題となったことを市民にどんどん知らしめていくべきだと思います。今の日本では、ごみイコール資源という考えは浸透してきております。しかし、ごみイコール汚染物質または危険な物を含んでいる、そのような観念というのは非常に薄いんではないかと思うのです。私たちが、または私たちの子孫が考えていかなければいけないのは、ごみは環境を汚すことにもなり得る、ごみイコール汚染物質であるという、そういう考え方を持っていく、そういう勉強も大切だと思うんです。ごみ汚染ブックレットや汚染の教育ビデオ、または汚染についての勉強会をどんどんどんどん開いていく、そのようなことが今必要なのではないか。そのように思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（土方尚功君）　答弁を求めます。環境部長。

○環境部長（中里正市君）　ただいま広島市が昭和50年に宣言をされたお話を伺っています。600平方キロくらいの広域な広さであり、中国山脈を背景に瀬戸内海に面している120万前後の広島市でありますが、やはりお話のように時代的な経過を経て、し尿の海洋投棄はもちろん時代的に合わなくなりました。ごみの海面埋め立ての処理につきましても、環境保全上等から厳しくなりまして、市長も、ただいま議員のお話のように宣言を、行政は後始末をするという時代から、市民にも積極的にお訴えをし、啓発事業等通じて市民、行政の一体的な解決に向けてのよりどころとする宣言であろうかと存じ上げております。

日野市では「美化宣言都市」というのを昭和37年に、町時代でありましたけれども、行い、都下ではこういった宣言のたぐいはほかには存じておりませんが、いずれにしましてもお話のように、御提言のように、啓発こそ大切であります。つまり限りある地球資源に思いをいたさせる、向けられる消費生活態度の情勢であるとか、徹底したごみの分別収集への取り組み、あるいはごみが廃棄物とならない、終わらせないためのリサイクル化へ向けての市民、行政、事業者に至るまでの連携こそが前提にならなくては、このごみ戦争時代は当然対応してまいれないと存じます。

私ども、今いただいている部署につきましては、理事者を初め、常にごみ戦争時代に日野も入っているという、そういった気構えで取り組むようにという理事者からの指示は、もう別として、私ども仕事に当たる所存でございます。

なお啓発運動につきましては若干御紹介申し上げますと、現在、小学校３年生の社会見学の受け入れであるとか、その多くが子供会や自治会などが地域的に取り組まれている例の資源物回収奨励事業への展開であるとか、それから再利用を促進しているリサイ

クルセンター、高齢者事業団にお願いしてますが、これも１年間に6,000品目にも及ぶ再利用の商品販売がされておりますのに対しまする、引き続き、その強化への支援であるとか等々の啓発事業を通じまして、あるいはまた夏休み等におきましては、生徒向けのごみ体験の場を設けて教育、環境教育の足がかりにいたしたいとか、それから市内には幸い、小学生、中学生向けに環境副読本が編さんされ子供らに利用され、その中にも環境問題の中で取り上げをいただいています、そのあたりもさらに内容充実を御当局にもお願いしながら等々の啓発周知事項を図ってまいりたいと思います。

広報につきましても、この１年間で23回取り上げ、見開きの２ページの特集も２回施させていただきました。引き続き御提言に関して事業の取り組みを展開してまいりたいと存じます。

○議長（土方尚功君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　最後に市長にもぜひお伺いしたいんですが、やはり私がずうっと考えている中で、ごみについての市民への啓発活動というのは、再資源または、何というんでしょうかね、リサイクルとか、いいことだからやりましょうという、そういうプラスイメージの話しかないんですよ。ダイオキシンが人間の体にどうなって入っていくのか、またはどうやって発生するのか。そういうところの勉強であったり、ごみというのが燃やされるということがいいことなのか、または反面こういう問題があるというマイナスイメージのところの啓発というのが少ないと思うんですよ。でも、市民はそういうマイナスイメージを初めて知ったときに、ごみに対して真剣になるんです。私はそう思うんです。だからこそ、ごみ緊急事態宣言なわけです。

市長、いかがでしょうか。ごみ緊急事態宣言、早急にできませんでしょうか。御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は、振り返りますと地方自治はまさにごみ問題の市民生活の接点、それから下水問題のこれまたお互いの共同の解決を要する課題ということで、対話集会その他いろいろな場合を通じ、理解といいましょうか、お互いの勉強の経過があったというふうに思っております。そしてまた環境問題に多少関心を進め得たということも、まずごみ問題から発展をしたというふうに考えられるわけであります。今日、基本法あるいは都の基本条例、自治体におきましても、私どもの自治体におきましても減量と再利用に関する条例という、いわゆる制度改正によって行政自身が大きな意識改革をし、そのことをまた市民にも訴えておるという立場であります。

いろんな手法があると思っておりますが、役立つ方法はいろいろな形で展開をまたしなければなりません。かなり今認識深く関心を持ってもらって、ようやくリサイクルにもだんだんとその意味が理解される社会情勢にもなっておるということでございますので、今御提案の緊急宣言は、もう既に行ってあるというぐらいな認識でひとつ御理解もお願いをしたいと思っております。いろいろな努力をしながら市民の御理解に訴える、そうして自分たちの問題として取り組んでいただくことを意識、認識こそ大変大切だと思っておりますので、御提案は大いに意味深く拝聴いたしました。

○議長（土方尚功君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　市役所が出した資料等いろいろ調べて、日野市が出したごみ緊急事態宣言というのがあったかどうか、ちょっと調べてみたいなと思いながら聞いておりましたけれども、（「平成４年に出したんだ」と呼ぶ者あり）今回は、ごみ緊急事態宣言をしなさいというお話だったんですけれども、これは、やはりごみ緊急事態宣言じゃなくてもいいんですよ。ただ、行政がすべての責任を担おうとしたり、または市民に中途半端な情報開示の中で、大変だからとか、こうやったらいいからという、そのようなアプローチの仕方か今問われているんだと思います。

きょうのこの新聞、東京新聞にも、市長、おっしゃっていますよね。これは国と地方自治の関係です。それを私は地方自治体と市民との関係に当てはめて考えていきたいと思うんですけれども、固定資産税を高速道路にかける、課税するというお話の中で、地方自治がますます権威のないものになっているような気がしますというお話をされています。中央の統治の論理が地方自治を抑圧している。ここまで市長はおっしゃっているわけです。しかし、私はそれを今の日野市と市民というところにも当てはめられる構図がある、そのように感じています。そのあたりについては、またそれも今後の議論の中で御説明させていただきたいと思います。

この質問はこれで終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって13の１、日野市は「ごみ緊急事態宣言」をせよ！の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時47分　休憩

午後５時18分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問13の２、ネットワークの活用で市民サービスの充実を！の通告質問者、菅原直志君の質問を許します。

〔３番議員　登壇〕

○３番（菅原直志君）　それでは質問を始めます。

今回は、ネットワークの活用で市民サービスを充実を！と題しました。現在、日野市が行っている市民サービスをもっと充実させていこうという提案です。ぜひ前向きに受けとめていただきたいと思います。

まず今回の提案の基本である、市民サービスとは何かという点について、市長に簡単で結構ですので、御見解をお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（土方尚功君）　菅原直志君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　日ごろ議会でも、しばしばお願いの言葉に用いておりますとおり、自治体という仕組みといいましょうか、自治体行政というのはサービス行政である。行政手段によるサービス行政である。なお強いて言えば、商業サービスとは異質のものであるというふうに御理解をお願いしてまいっております。市民生活を守るという言い方もありますし、それがまた年齢別に、あるいは福祉六法と言われますような、いわゆる福祉の理念によるものもあります。都度都度多少の使い分けはございますが、市民の、いわゆる命と暮らしを守る、そのような表現の仕方に集約できるものだ、このように考えております。

○議長（土方尚功君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　自治体の行政はサービスの行政であるというお話をとらえて質問に入らせていただきます。

やはり市民のニーズにこたえていく、これが市民サービスの一番の基本だと思います。日野市にも昼間は都内で働いているサラリーマンの方がたくさんいらっしゃいます。彼らに対して日野市が満足できるようなサービスの提供をしているかというと、私の中で

は少々疑問が生まれます。現在の市民サービスは、市役所が営業している時間帯に窓口に来れる市民、彼らを対象としたものだけになっていないでしょうか。住民票の交付しかり図書館行政しかり、さまざまな行政サービスも、すべてと言っていいくらい窓口主義の市民サービスでしかない。市内の交通手段が整備されていない今の日野市、市民は頑張らないとそれぞれの窓口に来ることは難しいのです。具体的な例として、サラリーマンの事情を挙げましたが、この問題はサラリーマンだけでなく、市役所に来れない大多数の市民の問題だと思います。

今回は、これらの基本的な姿勢をとらえて、具体的には駅前での住民票の発行のシステムについて、また図書館情報を24時間体制で市民に提供できないかということについて、または、さまざまな行政情報を市民に提供することについて、そして、これらの情報網を使って災害対策の情報の道をつくること、この４点に絞って提案していきます。

時間の方が残り少なくなっておりますので、理事者の方には簡潔な御答弁をお願いいたします。

まず、昨年から提案しております駅前での住民票の交付制度について、その後、市民部で検討していただいておりますので、その経過をお話しいただければと思います。想定される住民票交付制度のその姿、そういったところです。また駅前交付制度を開始するに当たって、自治省や東京都の考えを教えていただければと思います。

そして、その話を受けて市長には、駅前交付制度の実現についての思い、または見解をお伺いできればと思っております。それではお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（宮本　寿君）　昨年12月定例会でも御提案いただきました住民票等の自動交付機の導入の問題の関連というふうに考えております。

従来、自治省はその導入に当たり、設置できる場所を庁舎内に限定しておりましたが、その後、職員が配置されている公共施設であれば設置が可能であるというふうに判断を変えております。したがって、その範囲が広がったことにより、窓口業務における市民サービスの向上に大きな役割が果たせると考えております。

自動交付機の果たす効果としましては、１点目としまして、平日のみならず閉庁日及び夜間における交付サービスが可能となる点でございます。それから２点目としましては、証明書交付のための待ち時間の短縮と窓口混雑の緩和が図れる点でございます。それから３点目としまして、申請手続の簡素化と窓口事務の効率、合理化が図れる、こういうようなことが考えられます。

また課題となる点につきましては、システム開発費それから自動交付機本体にかかる費用等の財政的な問題がございます。それから、そのほかに2点目としまして、現在の住民票を管理しているシステムの運用上の問題ですが、現在の大型汎用コンピューターによる処理方式から分散処理方式の一部導入の必要性が出てくるということが考えられます。それから3点目としましては、設置場所の確保と安全管理の問題、こういった点が問題点として考えられると思います。

いずれにいたしましても、市民サービス向上の観点から、今後、関係部課ともよく協議し検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市長の見解はということが問われておりました。

私は余り新しいメディアについては正確な知識を持ち得ていませんが、多摩平の、いわゆる豊田駅それから京王線の高幡不動駅、このなるべく距離の近い範囲でサービスのできるちょっとした拠点は将来像の中に十分満たし得る、こんなふうに思っております。

○議長（土方尚功君）　菅原直志君。

○3番（菅原直志君）　自治省の見解が随分変わってきたことは朗報だと思います。例えば豊田駅前だったらば公共施設があります。日野でしたら例えば福祉センターみたいなもの、高幡または百草、平山城址公園それぞれの近くに図書館などがありますよね。そういう所でもいける。南平と多摩動物公園、ここの二つが問題だろうと思いますけれども、基本的に職員またはその権限がある者がそばにいれば自動交付機はできるという判断が出ているので、ぜひ前向きに御検討をお願いしたいと思います。

またシステム開発等の問題ですが、これはまた担当の方々と検討させていただきたいと思います。

次ですね、図書館情報の件なんです。今、図書館の情報がどうしても、悲しいかな、図書館があいている時間しかわからないわけですね。これを例えばコンビニエンスストアにあるファクスや、または家庭にあるファクスからその蔵書情報または貸し出し状況、こういうものがわかるようになれば非常にこれは市民サービスが厚く、手厚くなると思うんです。そういう提案です。または先ほどの住民票の交付機を置きますよね、その隣またはその同じ機械でも結構なんですけれども、そういう中に、この図書館情報を24時間、じゃあ夜中をどうするかというと、それは運用面の話なので、理想としては24時間取り入れられる、このようなことができるだろうと思います。

またファクス内に情報を流すわけですから、それと同じような形で例えば今後広がっ

ていくであろうパソコン通信にも転用できる、そのようなお話です。市民が思いついたときに、すぐに情報が引き出せる、これが私が提案している図書館情報システムです。これについての御検討結果をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（小澤春童君）　図書館の情報を24時間ということでございます。またあるいは家庭から、あるいはコンビニからアクセスできないかということでございます。

現在、図書館では蔵書情報はコンピューターの方へ入っております。したがいまして、市民がいつでも蔵書の情報を見られるようにするためには、まだ細部の検討が必要ですが、技術的には可能だろうというふうに考えております。そして現在は、平成９年度に向けまして図書館の管理システム第４期のシステムの変更を検討するように平成８年度で考えております。予算も御承認いただいておるところでございます。その中で、これらの問題については検討をさせていただきたい、そのように考えております。以上でございます。

○議長（土方尚功君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　また、これに絡めて、今度はさまざまな行政施設があります。例えば大成荘、日野山荘、生活・保健センター、東部会館または学校の体育館、空き教室の利用、テニスコートの使用、市民会館など、こういうまず１点目としては、施設の状況です。例えばマイクがあるのか、ないのか。いすが何脚あるのか、または部屋の広さがどのくらいなのか、また使用料金は幾らなのか、こういう情報も同じように各コンビニのファクスや家庭のファクスまたは電話回線を使って情報提供はできないかということ。また、それにプラスして今度は技術的に難しいかもしれないんですが、予約の情報がわかる、または逆に、その窓口から予約できるような、そのようなシステム、こういうものをつくっていきたいのです。

今だと各担当の部署に電話して確認しないと予約の状況がわからないわけですよ。でも、市民とすれば、生活・保健センターでも東部会館でも、どこでも会議室が借りられればいいということが往々にしてあるわけです。それなのに担当の場所が違うから何回も電話したり、また、いつあいているのとか、そういうことになってしまう。しかし、このようなシステムを設けていけば、その情報が一覧としてわかるわけです。５月の何日にこの会場、この時間帯にこういう会場を使いたい、そういう条件づけがあればわかる。また市民がそのような会合を開きたい、またはダンス教室なり何なりしたいと思ったときに、それはやはり庁舎があいている時間、受け付けしている時間外のときが多い

ですよね。例えば土日に集まる。または夜集まる。そういうときに、じゃあちょっとファクスがあるから、そのファクスであいている時間を聞き出そう、調べようとなれば、それだけ市民は相談が早くなるわけです。そのようなシステムをつくりたい。そのような市民サービスをしていきたいと思うのですが、その辺についてどのように考えていらっしゃるかお伺いします。お願いします。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　今、さまざまな行政施設の施設情報とか予約状況を、いつでも見られるようにという御提案でございまして、市の施設の情報をできるだけ容易に市民の方に入手していただけるようにするということは、まさに市民サービスの面からも大変重要なことというふうにとらえております。

現在、それぞれ例として挙げていただいた施設につきましても、予約状況、使用状況等が一部コンピューターに入力され管理されているものもありますし、そうした状態にはなく、従来の方式でやっている状況とか、施設の性格にもよりますし、あるいは予約等につきましても単に予約で済む場合もありますし、重なった場合の抽選の処理をしなければならないとか、そうした手続等もいろいろありまして、それぞれの対応をしているところでございますが、いずれにしましても御提案のような方向で検討していかなければならないというふうに思っておりますし、最近の各種のメディアの発展の状況を見ますと、そうしたものの利用も検討しながら、市民が手軽に市の情報をアクセスできるような体制を整えるよう関係部署とも調整を図って検討を進めていきたいと思っております。

○議長（土方尚功君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　市長にお伺いします。

今の図書館のお話、これは技術的に可能だということがわかりました。また、さまざまな行政情報を市民に24時間提供できるような、そういう市民サービスのお話、これについては今後検討していくというお話をいただきました。

さて市長、そのお話に対して、やっぱり行政の長である市長が旗頭になって推進していくことも必要かと思います。御見解をお伺いいたします。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　それぞれの組織の意見を尊重しながら推進を図っていきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　菅原直志君。

○3番（菅原直志君）　組織の意見を尊重しながらとなると、なかなかこれは難しくなったりするのが常でして、だから市長がどうしたいかを聞きたいわけですよ。一番最初に、市民サービスって何ですかということを聞いたのは、そのためなんです。ぜひもう少し具体的なお話を交えながらお話ししていきますので、一緒に考えていきたいと思います。

これらの今明らかになったのは、住民票の発行システムであったり、または図書館情報の話または行政情報の話、こういうものが日野の市民の方々に、そのときどきに24時間対応で情報が出せる。こういう情報の網なんですよ。情報網というふうに私は名づけたいと思いますけれども、これが実は実は防災のシステムにも役立っていくというお話をさせていただきます。後段については、それについての御見解をいただきたいと思いますけれども、私、昨年、阪神の大震災の後、神戸に飛びました。そのときに感じたことがまずきっかけなんです。

1週間おりましたけれども、行政からの情報が全く入ってこないんです。避難所にいて生活しているときに全く入ってこない。正確な情報が何なのかよくわからない。もう一つ言えば、行政の情報というのはいつも一番最後に入ってくるんですよね。またマスコミの情報というのは全体像の把握ばっかりで、自分たちの、きょうの今の生活に役立つものはほとんどないというのが感想でした。情報のない避難所生活は非常に心細く、また不安定なものでした。確かに行政からの広報は、広報のビラまたはチラシですね、こういう物はあちこちに張り出されておりましたが、毎日毎日変わり行く自分たちの生活の中では、ほんの慰めにしかならなかったのです。自分たちの行動を判断する情報が全くないということは、避難した市民の精神状態を不安定にさせ、無用な摩擦を生んでいました。また避難所の要望を届ける、市役所に届ける情報のルートがなく、病人が出ても食糧が足りなくても、どこに何を訴えたらいいのかわからないのです。仮設トイレにしても市民から見れば、避難所に住んで生活している者たちから見れば、いつの間にかだれかが設置していったという程度のもので、行政と市民の連絡が全くうまくいってなかったのが神戸の現状でした。カセットコンロの配給が少なくても、どこに言えばいいのかわからない。電線が切れて危険な状態になっていても役所まで行かなければ直してくれないんです。疲れた体を押してごった返って役所に行くのは大変なことだと思いました。

さて防災対策に対する私の持論は、情報の整備によってかなり物質的、精神的被害を防げるということです。情報が少ないこと、それが第2、第3の被害を生んでいるかもしれません。私は、これを情報が少ないことによる災害、情報災害と呼んでいます。こ

の情報災害を食いとめることが今回の提案の最終的な目的なのです。

昨年１年間の日野市の防災に対する対応を見てきて非常に残念に思うことがあります。それは全国的な傾向でもあり、日野市だけの問題ではありません。現在の行政の防災対策は、物をそろえることばかりに執着していないかと思うのです。確かに乾パンやアルファ米をそろえることも大切だとは思います。そのほかの備品も必要だと思います。しかし、これらの対策は幾らあっても足りない物、いわゆる掛け捨ての保険みたいなものだと思います。ほかに転用が全く効かないのです。予算が足りなくて、今はこのくらいの備蓄しかできないという議論がまかり通ってしまうのも、このあたりに原因があるようです。防災備蓄で本当に必要なのは食べ物ではありません。阪神大震災のあの大きな被害者の犠牲者の中で、実は実は餓死した人が何人いたでしょうか。新聞報道によりますと１名しか餓死者がいませんでした。その方はアパートから脱出できずに命を落としてしまいました。その方の命を軽く考えるわけではありませんが、あれだけ大きな被害があっても、基本的に餓死する人はいない。そのように考えた方が妥当だと思います。となると、防災備蓄には食べ物は必要ないんです。これは水は別です。その分の予算を物流の対策または情報の整備に当てていくのが私は妥当な行政の判断である、そのように思います。

防災というものに対する感覚を日野市は変えていくべきだと思います。物中心の備蓄から物流や情報を中心に考えた災害対策を考える。そのような時期に今来ています。そもそも平常の行政事務と災害のときの作業を比較したとき、絶対的に変わらない作業があるんです。それは情報を集約して、そして判断して、それを市民に提供していく、この作業だけは絶対的に変わらないものだと思います。行政は常に、また行政じゃなくても、どんな人間でも常に情報をインしてきます。そしてアウトしていくんです。この作業、一連の作業を日野市は毎日毎日行っているわけです。災害のときだって緊急事態だってそうだと思います。情報をインして、そしてアウトする。これが実は日野市にとって、そして市民にとっても非常に大切な作業になる、そのように考えます。ふだんからそのような情報網がつくられていれば、いざ災害のときにそのまま転用できていくんです。

今回提案してきた住民票の交付システム、図書館の情報の問題、行政の情報の問題、これは災害のときに有効なシステムとして動いていきます。新たに予算をかける必要はありません。これらのシステムを設計するときに防災のときのことも考えて設計していけば、それで事足りるんです。

さて、少々説明が長くなってしまいましたが、この提案に対しての御意見をお伺いい

たします。よろしくお願いします。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　災害情報の件でございます。阪神・淡路の例が出されました。阪神・淡路につきましては、たしかそういうような情報が欠落していたということが大きな問題となっていったわけでございます。

当市の災害情報につきましては、関西とは別に、やはり地震の発生が多く見込まれる地域でございますので、かねてより防災情報センターというようなことで考えをまとめまして、これまであそこに建物あるいはそういうような情報機器を整備したわけでございます。その内容は、もちろん御案内のとおりでございますが、どちらかといいますと、防災の関係機関用の情報連絡ということが主体でございます。つまり東京都の防災センターとの連絡それから各避難所とか消防団だとか警察、消防署等の連絡。そういうような連絡ができるような無線を設備しておるわけでございますが、御質問にありましたように、市民がどういうふうに情報が欲しがっており、それをキャッチすることができるかということになりますと、学校とか、あるいは消防団から聞くということではなかなか難しいということはよくわかっておるところでございます。また、現在、無線ということでありますと、言葉での情報の交換になります。それよりも目で見る、目で確認することができる情報があれば、なお結構だというふうに思います。そういう中では御提案のコンピューターを利用する、電子メール的なもの、あるいは掲示板的なもの、それからファクシミリというようなことも情報の手段かというふうに思っております。また御質問にもありましたが、阪神・淡路では壁に張る広報板もかなり有効であったということも聞いております。二つの手段で情報を提供するのがよい方法ではないかというふうに思っておりますが、ただ防災情報だけでネットワークシステムを構築するということは、本来ないにこしたことはない災害のことでございますから、それだけの構築は難しいということの中で、御質問にもございましたように、行政情報サービスとしてのネットワーク、これができておれば防災の情報もそれにのせられるというふうに考えております。したがいまして、そういうようなネットワークづくりをまずしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（土方尚功君）　菅原直志君。

○3番（菅原直志君）　すべて思うように話がどんどん進んでいるのに、少々戸惑いも感じているんですけれども、やはり、いつもこういうときに問題となるのが予算だと思うんですね。どういうとき、どんな提案をしていっても、予算がないからできないんで

す。そういう議論で私も戸惑ってしまいます。しかし、今、市民サービスを考えていったときに、予算を作成するのは、やはり市長権限だというふうにも思います。また理事者たちがどのようにして行財政改革の中で自分たちの自主財源を生んでやっていくか、そういうことにもかかわってくると思います。今回の行財政改革については随分と議論がなされておりますが、その旗振り役である市長、ちょっとお伺いしたいと思います。

今、私は4点についてさまざまな提案をさせていただきました。それについて各部長さんたちは、基本的には理解していただいていると思います。やりたいという思いもひしひしと伝わってきます。市長は、そのあたりをぜひくんでいただいて御答弁いただきたいんですけれども、このような三つのシステム、そして防災情報への転用していく考え、こういうことについて、ぜひ前向きな御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、地域地域の市民の皆さんに協同し連帯を持っていただく、そういう地域コミュニティーの構想を進めつつあります。また今御提案の具体的なお考えもあるわけでありますから、いろいろな要素を最も有効に機能できるように組織にも勉強してもらって、市民に安心をしてもらえる、こういう仕組みに行政サービスを進めていきたいと考えております。

○議長（土方尚功君）　菅原直志君。

○3番（菅原直志君）　私、サラリーマンだったときに、やはり常に思っていたんですね。何で自分たちが働く時間の間にしか市役所はあいてないんだろう。やっぱりそう思っていたんですよ。曲がりなりにも税金を払っている自分たちです。しかし、市役所は自分が会社を休まないと住民票がとれない。会社を休まないと市役所に行けない。そういう事情があるんです。そういうのをぜひちょっと工夫するだけで変わっていくし、変えられるものだ、そのように思っているんですね。それが今回の提案の基本だと思います。市民が今何を求めているのか、そしてまた多様化する今の社会の中で行政も大きく変わる時が来ているんだと思います。

例えば、テニスコートを予約したいという人がいます。しかし、テニスコートを予約するには1度窓口に来て、そしてまた指定された夜に市役所に来て抽選を受けなければいけない。つまり2回市役所に来ないとテニスコートは使えないという現状があるんですね。これでは、その時間に市役所に来れる人しかテニスコートは実は使えないんです。しかし、やはり考えていただきたい。サラリーマンの人とか、そういう方は、品川プリ

ンスホテルのテニスコートとか、やっぱり使わざるを得ないんですよ。日野の多摩平の方が近いんだけれども、向こうの方しか予約できないからなんですよ。でも、それをどんどんどんどん市民サービスという名のもとにいろんな方が使えるようにしていくのが本当の市民サービスだと思います。

最後に、市長からは関係機関といろいろ協議してとかお話をいただいたので少しは安心しているんですが、最後ちょっと防災の話を持っていったのが、ちょっと市長の方には「防災、防災」という、そういう印象になったみたいなんですけれども、私が今回話したのは、それは防災については転用できるという話なんです。その前段として住民票交付のサービスをしましょう、または図書館の蔵書情報をどんどんどんどん市民に提供していこう、そしてまたいろいろな行政の機関、そういうところのサービスの情報を、いつでも市民がとれるようにしていこう、こういう提案だったんです。ぜひ、各部長さんとか担当の方はお話しすると、それこそが市民サービスだという御返事をいただいていますので、市長にはその辺をぜひ御理解いただきまして、今後の行財政改革なり、または毎日の行政の施策の中に組み入れていっていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって13の2、ネットワークの活用で市民サービスの充実を！の質問を終わります。

お諮りいたします。この際、議案第34号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

これより議案第34号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第34号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定。

本議案は、地方税法の一部改正に伴い、日野市市税条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（宮本　寿君）　議案第34号、日野市市税条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

主な内容は、個人市民税に対する改正及び固定資産税、都市計画税の負担調整率に関する改正であります。

それでは新旧対照表によって御説明を申し上げます。

10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。新条例の方で追っていただきたいと思いますが、第30条でございます。個人市民税の均等割の税率を11年ぶりに見直しをして、2,000円から2,500円に引き上げる改正でございます。

16、17ページをお開きいただきたいと思います。付則の方に入りますが、５条の６でございます。個人市民税の所得割の特別減税を平成７年度に引き続き15％相当額、２万円を限度に行うとする改正でございます。

20、21ページをお開きいただきたいと思います。12条の３項でございますが、次ページの13条の４第３項までの改正は、土地の地目ごとに定められております固定資産税の負担調整率を、おのおの引き下げるという改正でございます。

26、27ページをお開きいただきたいと思います。第17条と、30ページの第17条の２につきましては、長期譲渡所得に係る個人の市民税の特例措置を拡充する改正でございます。

かなり飛びますが、36、37ページをお開きいただきたいと思います。第22条から次ページの第29条までにつきましては、都市計画税の各地目ごとへ定められた負担調整率をおのおの引き下げる改正でございます。

説明を省略いたしました改正点につきましては、地方税法それからその他法律の改正に伴う手続の改正及び条文の整備であります。

なお、この改正条文は条例準則に従ったものであります。

それから説明書をお手元の方にお届けしてございますので、参考にしていただければと思います。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議案第34号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後５時59分　散会

4月2日　火曜日　（第13日）

平成8年
第1回定例会

日野市議会会議録　（第13号）

4月2日　火曜日　（第13日）

出席議員　（29名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
16番	天野輝男君	17番	奥住日出男君
18番	橋本文子君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	内田　勲君
22番	馬場繁夫君	23番	夏井明男君
24番	黒川重憲君	25番	福島盛之助君
26番	旗野行雄君	27番	小山良悟君
28番	一ノ瀬　隆君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（1名）

15番　土方尚功君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	坂口泰雄君
収入役	落合豊君	企画財政部長	野中勝美君
総務部長	大崎茂男君	市民部長	宮本寿君
生活文化部長	小野宗市君	環境部長	中里正市君
都市整備部長	鈴木栄弘君	建設部長	友野豊三郎君
福祉部長	小俣雅義君	病院事務長	高野英男君
教育長	園田匠君	学校教育部長	谷正幸君
生涯学習部長	小澤春童君	企画財政部参事	平井忠君
上下水道部参事	清水啓治君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	加藤侃一郎君	副主幹	濃沼哲夫君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　小野口純子君

議事日程

平成8年4月2日（火）

午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時４分　開議

○副議長（鈴木美奈子君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員25名であります。

本日、議長所用のため、私、副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問14の１、地域コミュニティの核である「学校」の諸問題についての通告質問者、沢田研二さんの質問を許します。

〔11番議員登壇〕

○11番（沢田研二君）　それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。テーマにつきましては、今、議長からお話がございましたとおり、地域コミュニティの核である「学校」の諸問題について問うという、こういうテーマでございます。

本題に入ります前に、せんだって一般質問の第１日目だったと思いますが、中谷議員の地域防災に関係した質疑応答のときに、突如としまして市長の方から「コミュニティの核である学校という表現はおかしいんではないか」、こんなニュアンスの言葉が飛んでまいりました。野球で言えば、バッターボックスに立っているバッターの頭とか顔をねらって投げるのはビーンボールと言います。危険球というわけなんですが、それほどの威力はありませんでしたから、そこまでの判定はないかと思いますが、21人の方から、恐らく50項目ぐらいのいろんなテーマが出されている中で、これに気をとめていただいたことを大変ありがたいと思っておりますが、この問題を先に入りますと、本来の論議ができなくなりますので、これは１番目の討議の最後の部分に少しでも時間を設けて、ぜひその辺の真意を伺いたい、あるいは教えをいただきたいというふうに思っておりますので、市長、ひとつ後でよろしくお願いいたします。

本題に戻りますが、この問題につきましては、現状における学校の諸問題というふうになりますと、最初にイメージされてくるのは、だれしもが、まず、いじめの問題ではないかというふうに思います。ほかにも校内暴力あるいは登校拒否の問題、中途退学、教育者の質の問題、それから空き教室利用の件、いろいろ多くのことが浮かんでくるわけでございます。しかし、決して悪い面だけということでは、もちろんございません。また、学校５日制の問題と、それに伴う功罪、これは５日制がいい面もあり、また悪い面もあるというようなことを、いろいろ問題視されているところでございます。

今回、私が問題として取り上げましたのは、今、事例として何点か挙げたことではな

くて、地域コミュニティの核、言いかえますと地域社会の核としての学校にかかわる諸問題について、その実態と対策について伺いたいということでございます。

昨今、いじめを初めとした学校でのさまざまな問題に加えまして、昨年の４月から実施しております月２回の学校週５日制の実施等々から、父兄としまして、また家庭として、また地域といたしましても、学校の問題というのは置き去りにできないというか、あるいは見過ごすわけにはいかない存在にあるのではないかというふうに思います。また一方、学校は地域社会の重要なコミュニティの中心としての位置づけが、より鮮明になりつつあるのではないかというふうにも思います。

とりわけ日野市は、昨年の５月１日より、校庭を遊び場として平日の放課後、だれでもが自由に使用可能というふうになりました。さらに地域コミュニティの核としての役割が一層広まってきているのではないかというふうに思われます。市民要望にいち早くこたえた、校庭を遊び場としての開放というのは、恐らく、地方は別にしまして、都市部としては全国に先駆けたものではないかというふうに思われます。新教育長のタイムリーな決断によるものでありまして、提言をさせていただいた立場からも、この場をかりまして感謝と敬意を表したいと思います。ありがとうございました。

ただ、いろんな開放が学校サイドの理解と協力によって進んでいる中で、その開放を要望してきた父兄の皆さんから、利用者のマナーに関する部分や、行政として学校をサポートすべき範囲等に対しての何点かの疑問なり問題提起をいただいておりますので、その中で特に３点に絞って伺いたいというふうに思います。

内容はそれぞれ異なりますので、混乱を避けるためといいましょうか、よりわかりやすくするために、それぞれ分けて伺いたいと思いますので、議長の裁き、それから御答弁側についても、その旨よろしくお願いしたいと思います。

そこで、１点目でございますが、学校開放に伴うさまざまな問題と対策について、まず伺いたいというふうに思います。

開放にはいろんな開放があります。これは、教室の開放、体育館の開放、あるいは校庭、コートの開放等々があろうかと思います。今回、この場では、教室、それから体育館を除いた部分の開放、すなわち校庭の放課後開放、それから土曜日、日曜日、祝日の開放、それからナイター開放等に伴う実態及び問題点についてということでございます。

そこで、具体的な１点目でございますが、開放に伴う全体像、実情について伺うわけなんですが、その中で生じているいろんな問題点について伺うわけなんですが、特にその全体像とあわせて、貸し出し手続については、どういうふうなことになっているのか。

これは一律なものがあってそれに沿っているのか、あるいはそれぞれの学校に任せているのかということ、そしてそれを実際の貸し出し手続をされているのは、実務をされているのは一体だれがやられているのか、そのあたりでございます。

2点目に、貸し出し中の対応がどうなっているのか。これは、それぞれ放課後開放あるいは休校日の開放、ナイター開放、それぞれ違いがあるのかもしれませんが、もし、それぞれの対応に違いがあれば、その内容についてお伺いをしたいと思います。

3点目に、使用された後のフォローというのは、どういうふうになっているのか。いわゆる使用責任者任せなのか、あるいは何らかのチェックをされているのか、そのあたりについて、最初にお伺いをしたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　沢田研二さんの質問についての答弁を求めます。生涯学習部長。

○生涯学習部長（小澤春童君）　お答えをいたします。

1点目の、校庭開放等の手続についてでございます。校庭開放につきましては、いわゆるスポーツ開放としての位置づけでございます。土、日、祝日、及びナイター開放がございます。一般の校庭開放としましては、小学校におきましては、それぞれの学校に自主管理委員会を設けまして、学校側と、それから地域の体育指導員、そして利用団体者等で組織しております自主管理組織がございます。ここを経まして申し込み等を行い、使用をし、自主的に後始末等も含めて使用管理をしております。

中学校のナイター開放等につきましては、直接、教育委員会の責任で、あらかじめ団体登録をしていただいている中から抽せん等、申し込みをいただきまして、多数の場合には抽せん等で処理をいたしております。

貸し出し中の対応でございますけれども、小学校におきましては、自主管理委員会がそれぞれ対応をしております。

ナイター開放等につきましては、日野の企業公社等に管理人を委託いたしまして、5時から9時まで、終了までですね、一応管理をしていただいているということになります。

そして使用後の対応でございますけれども、管理人がいる場合には、管理人のまずそれぞれの使用団体の後片づけのチェックを自分たちでいたしまして、それから企業公社の管理人が巡回をいたしまして、再度チェックをして終了というような形をとっております。

したがいまして、それぞれの小学校、中学校、あるいはナイター開放等、幾つかのそ

れぞれの目的に応じた施設の開放を行っておりますので、一律ではございません。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　ありがとうございました。

ちょっと再質問させていただきますが、貸し出し手続に関してなんですが、今、小学校、中学校それぞれ違いがあるようなんですが、実際、当日の対応といいましょうか、あるいは休日であれば、その前日ということになるんでしょうが、特に事前に手続がされれば、あと、学校そのものが手を下すということはないということの理解でよろしいのかどうか。

それから、ナイターの場合は企業公社に管理委託をしていますということなんですが、これは具体的にどういう内容をどこまでということで、どういう人がやられているのか。

それから、あとのフォローについては使用責任者任せということなんですが、例えばナイターの場合、企業公社に委託をしている、最後のチェックもしてもらうというようなことなんですが、責任範囲はどこまでということで考えればよろしいんでしょうか。

以上、お願いします。

○副議長（鈴木美奈子君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（小澤春童君）　学校のかかわりにつきましては、学校の、いわゆる学校教育活動以外の部分で、あらかじめ教育委員会の方へ使用時間帯というものが把握されておりますので、その範囲内で教育委員会の責任で抽せんあるいは使用許可を出しております。したがいまして、学校等の直接のかかわりはございません。

ただ、使用申し込みの際に、それぞれのマナーあるいは天候状態によってグラウンドの荒廃等の指導注意は事前に行っているところでございます。

ナイター開放の管理人は、これは１名でございます。５時から９時までということで、ナイターの照明を点灯し、あるいは使用団体が、きちんと申し込みをした使用許可証を所持しているかどうか、そういったところから入りまして、一番最後の照明を消すというところの段階までの管理でございます。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　ありがとうございました。

実は、聞こえてくる声としまして、利用者のマナーによっても違うんだと思うんですが、使用された翌日の朝などに、たばこの吸い殻があったり、空き缶が放ってあったり、

お菓子の袋、いわゆるごみが放置されていたりと、そういうような、かなりひどいときもあるというふうにも伺っております。そういった状態のときに、その掃除は一体だれがやるのかというふうになれば、どうしても使う側の、緊急を要するわけですから、学校の先生、これは校長先生であったり、教頭先生であったり、あるいは学校の環境を気にする先生とか、場合によっては、間に合わない場合には、当日、最初に使う生徒がみんなで並んでごみ拾いをして、それから使う。これは特異な例かもしれませんが、こういうことも現実としてあり得るということのようです。そういう実態は、教育委員会なり、あるいはこの窓口である社会教育部として、このようなことをどの程度、承知されているのかということだと思うんです。

今の最初の答弁を聞きますと、学校にはさほど迷惑をかけないような方法をとっていますよということで聞こえるわけなんですが、実態としてはそういうようなことで非常に困っている部署があるんですよということなんです。これは、きのうの渡邉議員からの質問の中に若干ありましたが、要するに学校の先生は、今いじめの問題ばかりではないんですが、いろいろ先生としての本来の職務というのがあって、それをやってもらわなければならないというのが父兄、市民の願いなわけでございます。しかし、時々といいますか、再三にわたって、そういうごみ拾いなどの姿を見ますと、やはり父兄としてはいろんな意味での疑問も生じますし、また不安も感じるということだと思うんですが、そのあたりの実態に対してのとらえ方、それから、そういう先生の役割等との関係についてはどのように受けとめておられるんでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（小澤春童君）　今、議員さんからの御指摘の、ごみあるいは空き缶、あるいはたばこの吸い殻等の問題につきましては、承知をいたしております。といいますのは、この学校開放に当たりましては、教育委員会と、それから校長会、あるいは教頭会の代表の方で運営協議会を定期的に設置をいたしております。年間に２回ないし３回行います。特に年度初め、あるいは中間、あるいは年度末の段階で、それぞれの実績と反省事項を協議し、対応いたしております。

そういう中で、今のごみ問題、あるいは空き缶、あるいはたばこの吸い殻等の問題も当然、出されてきております。私どもの方では、必ずしもこれは開放の使用団体だけとは言い切れない部分が若干あります。といいますのは、災害時等に備えまして、校庭の門は常に開かれております。したがいまして、これらをすべてを学校開放の使用者に押しつけるということはできないんですが、決してそうではないと言い切れない部分もあ

ります。したがいまして、申し込み等の段階では十分にその点を注意をして、指導をして、使用許可を出すということで、極力指導を行っているところでございます。

また、どうしても学校施設でございます。月曜日の朝一番では、学校の管理をしている校長先生、あるいは体育指導の先生方が当然見回るわけですけれども、現実の問題としては、そういう部分が若干、負担をかけてしまうという場面はあろうかと思います。ただ、学校開放そのものが、私ども行政と、それから学校現場と、使う市民とのお互いの協力でこの制度が成り立っております。学校に負担をかけていいというふうには考えておりません。その部分については、今後、協議会等で十分な対応について、さらに検討し、利用者団体については指導をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　ありがとうございました。

学校のもろもろの開放というのは、市民要望に沿って開放を決め、そしてそれを行政側として指示をして実施をしていくということでございます。しかし困るのは、後の結果責任というのはすべて現場任せということでは非常に困るわけなんですが、今の担当部長の答弁からしますと、それなりに現状、実態も把握しておられるなというふうにも思うんですが、しかし、現実として、やっぱり困っているのは学校現場ということも間違いないわけで、そういうことで私が今回、改めてこの問題を取り上げているわけですから、「こうあるべきと思います。あああるべきと思います」というお話だけではなくて、やはり何らかの具体的な次の前進に向けて、次の対策としてやっていかなければならないなというふうに思うんです。

そこで、例えば運営協議会というものを設置して年に二、三回実施されているという御答弁だったんですが、この中では、そういった現場の苦情なり問題点なりといったようなことまで含めて十分な話し合いができる場となっているのかどうか、その辺をひとつお伺いをしたいというふうに思います。現状は認識していますよといいながらも、先ほども言いましたような、もう一方の実態ということとの兼ね合いで、そういうものは少しずつ改善されているのかどうかということ。

あわせまして、学校の校庭というのは、いわゆる災害時の避難場所でもある。したがって、当然いつでもだれでも入れる状況にしておくことが必要であるということになりますと、必ずしもスポーツ愛好者だけがマナーが悪くて、いろいろやっているということだけでは、どうもなさそうだ。その後に入ってきて、いたずら的なものがあって汚した

りということにも大分かかわりを持っていそうだということも、どうもいろいろ聞いて現実のようでございます。

そうであるならば、これは学校現場ではあるんですが、行政全体として、地域、場所によっても違うのかもしれませんが、特に今現在ひどいところについては、例えば休み明けの日だけでも清掃要員を確保して、朝の１時間ぐらいに、これは早い時間ですから、そういうのがいいのかどうかわかりませんが、シルバー人材センターあたりから１時間ぐらいでも、散歩かたがたといったら怒られるかもしれませんが、ちゃんと契約してグラウンドの目につくものだけでも拾っていただくような清掃要員みたいなものを確保するとか、これは教育委員会云々の話ではなくて、行政全体としての取り組みになると思いますが、そんなことも場合によっては考える必要があるんではないのかというふうに思います。

それから、地域のコミュニティの核という位置づけで、学校がますますそういう存在、位置づけになってきますと、トイレの設置なんかというのも、これまた必要ではないのかというふうに思うんです。せんだってもトイレの使用をめぐって、スポーツ団体ではない通りがかりの青少年といいましょうか、そういう人がトイレを使わせろ、使わせないということが原因で若干の暴行事件もあったとかいう話も聞いているわけです。ですからそういうようなことも――それはちょっと特異な事例かもしれませんが、いずれにしても地域の人が気軽に立ち寄れる、あるいは自然のうちに足が向くという、そういう学校にしていくためには、外部からの人も使えるような、体育館と校庭と兼用できるようなところにトイレを設置していくというようなことも、今あるもろもろの問題、対策の一つにもなろうかというふうに思うんですが、この清掃要員の件、それからトイレの設置の件、それから運営協議会の中身、そのあたりについての再質問をしたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（小澤春童君）　まず、運営協議会でございますけれども、先ほども少し申し上げましたけれども、まず、現状の利用の状況をお互いに報告し合うということでございます。

ただ、運営協議会では、全校の校長、教頭が出てくるわけではございません。代表者でございます。一応、校長会あるいは教頭会で事前に学校開放に伴ういろいろな諸問題について、あらかじめ、とりまとめをいただいた上で席に臨んでいただいております。そういう中で、いろいろな問題点が出てまいります。例えば、ごみ問題だけでなく校庭

の雨の日の使用した場合には校庭が非常に荒らされてしまうというような問題、どこでどういう判断をするかとか、そういったような問題も多々出できております。そして、この問題をどうするかということで、また再度、校長会あるいは教頭へ戻って協議をしていただいて、さらにそれをまたこちらの方へフィードバックしていただく、そして対策を検討していくというような内容の協議会になっております。

なお、週明けに朝の時点で非常に荒らされているという場面では、当然、通報を教育委員会の方へお願いをしたい。それによって体育課の職員が即その実情を現場を視察をして、利用団体等に確認をするというような作業も実際に行われたケースもございます。

清掃人の設置につきましては、今のところそこまでは予算等の関係もありますので、今の段階では極力利用者団体のマナーの問題、後片づけのフォローの問題等を指導し、若干、学校にも協力をいただくというようなところで進んでおりますが、これが大変甚だしくなってまいりますと、そういった管理体制の問題も考慮しなければいけないと思いますけれども、できる限り余り窮屈でなく、開放の制度そのものを育て上げていきたいという気持ちは持っております。

トイレの設置でございますけれども、中学校においては、ほぼトイレ等、あるいはクラブハウス等が整備されておりますけれども、小学校については、まだそこまでは完全に至っておりません。これにつきましては、それぞれ年次計画で行われます体育館等の大規模改修にあわせまして、開放のことも念頭に入れて教育の施設の担当の方と相談をしながら順次進めているというのが実情でございます。そして、この学校開放はあくまでも既存の施設を有効に活用していこうということでございますので、やはりトイレ等についてはまだ不備な点がございますので、今後、年次的に整備をしてまいりたい、そのように考えております。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　ありがとうございました。

いろんな開放に伴っての問題が発生していることも事実のようなんですけれども、だからといって開放が逆戻りというようなことがあっては、せっかくのこの開放が意味がなくなってしまいますので、ぜひそういうことがないように、いろんなそれぞれの立場で努力をして、もっと身近な地域の核としての学校の位置づけを確立していただきたいというふうに思います。

以上で、この問題については……（挙手する者あり）では、せっかくですから市長。

○副議長（鈴木美奈子君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　先日、私の中谷議員さんの質問に対して（「市長、それはちょっと……済みません。せっかくですがもう少し後で質問したいと思いますので」と呼ぶ者あり）

○副議長（鈴木美奈子君）　　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　　それでは、２番目の質問に入らせていただきます。

２番目は、学校に駐在派遣の市職員の職務範囲について問うというものでございます。この質問の趣旨とするところは、公務員の仕事に取り組む姿勢に関するものでございます。役割は全く違いますけれども、今、大蔵省や厚生省のお役人の姿勢に対する国民の不信、怒りというのは、相変わらずのものがあるわけですが、市民にとって一番身近にあるお役人というのは、市の職員ということになります。その職員の姿が、市民が見てどうかというと、残念ながら決してよくは映っていないというのが現実ではないかというふうに思われます。

今回は、その学校に関係する市職員の姿勢についての問題提起をさせていただきます。これは、あくまでも全員がそうだということではなくて、その中のごく一部にそういう現象が見られて、その苦情がやっぱり市民から寄せられている、こういうふうな受けとめをしていただきたいというふうに思います。それから必ずしも、学校ですから、教育関係者だけということでもないということでございます。

具体的に、これまた３点ほど確認をさせていただきたいと思うんですが、学校に派遣されている職員の数、それから、どういった職に何人ぐらいというのか、これは大体掌握しているつもりなんですが、改めてそのあたりを確認させていただきたいと思います。

それから、登校土曜日の職員の勤務実態について。これは、きのうもその一部について渡邉議員の質問の中にもありましたけれども、きのう、事例として挙がった以外にもいろんな職種があって、その勤務実態というのを伺いたいというふうに思います。

３点目には、学校敷地内の整理責任というのはどうなっているのか、ということです。この辺について、以上３点、まず最初に伺いたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　　学校に駐在派遣の市職員の範囲でございますけれども、数でございますが、事務職員が、まずおります。事務職員は、小学校20、中学校16名でございます。

栄養士でございますが、栄養士は、市職、都職、両方おりますが、合わせて14人、

中学校は８でございます。各学校１名ずつということでございます。都職の方は――28のうち半分が都職ということで、半分は市職ということでございます。

給食調理員でございますが、小学校が88、中学校が43、合計131名です。

用務員でございます。用務員が小学校40、中学校が16名でございます。

土曜日の勤務実態でございますけれども、土曜日については、このいずれの職員、都職、市職の事務、栄養士、給食調理員、用務員は出勤しておりません。そういうことでございます。

敷地内の責任は、一応、校長の管理下に基づいてそれぞれの任務によってやるということでございます。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　ありがとうございました。

まず、職員数が、図書の司書が抜けていたような気がするんですが、職員という正確な位置づけではないんですが、これも各学校１名という理解でよろしいわけですよね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、それは結構です――それらを加えますと、今の数字からいきますと300名近い市の職員が学校という場所に派遣されているというか、駐在しているというか、そういうことになるのかなというふうに思います。

それで、特に土曜日の扱いに関することなんですが、市の職員だからということで現実としてはだれも出勤していないということに対して、やはりこれはおかしいんではないのかなという声が、やはり相当ございます。私ども民間のベースでいきますと、どんなところに派遣されていても、派遣先の勤務体系に合わせて勤務をするというのは、これは常識でございます。また、そこでもし労働時間なり労働日数に差が出たときは、それは時間給といいましょうか、お金でそれを処理する、調整するということになっているわけなんですが、ましてや、この市の職員の場合、市の方は土、日、完全休みである。学校に行けば、学校は夏休みとか冬休みとか春休みとか、いろんな休みがあるわけです。そうしますと、そこはそれで完全には休んでいないのかもしれませんが、それに合わせたような状況になっているとすれば、これはもう本当に非常にギャップが大きいのかなという感じがするわけです。このあたりの規定というのは、どういうふうになっているのか。

それから、もう一つ、３点目に伺った敷地内の整備責任、これは責任者そのものは学校長ということになるんでしょうけれども、例えば具体的に草刈りだとか樹木の枝落と

しだとか、それから先ほどの話にもありましたような校庭の一部が非常に汚れるというか、あるいはグラウンドが乱れているとか、そういうような状況があったときの整理責任というか、管理をするのは実際はどういう人がやることになっているのか、その点について再質問させていただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　仕事の内容ですけれども、事務職員は一般的な事務をやるということで、職員の服務とか文書収受とか、庶務全般、学校行事の手伝いということを校長の命によってやっていくということで、主な仕事を持っております。

栄養士は学校の給食に関する基本計画、栄養管理、学校給食指導、衛生管理、物資の管理、調理研究、いろいろございます。専門的な内容でございます。

給食調理員は、給食調理全般、給食備品の管理とか、学校の行事の手伝い、その他あります。

用務員ですが、用務員は学校の環境整備、清掃とか樹木の手入れ、施設管理補助、修繕、暖房器具の点検とか、学校行事の手伝いということでございますが、それぞれの担当が決まっておりますが、この仕事の内容については、用務員じゃなくて、ほかの方が草刈りをやっていただいてもいいんですが、一応、主な仕事以外の仕事も校長先生の指示に従ってお手伝いをいただくことができるわけですが、夏の研修等におきまして、そういうような学校の運営に関することは主たる仕事以外にも手伝うようにというような、そういう研修の内容を毎年やっておりますけれども、一応、自分の責任の範囲で仕事はやっているというのが現状でございます。ですから学校によっても多少違う。それから技術とか、そういうものでございます。汚れの問題ですけれども、汚れについては一般的には見回りをして用務員さんにきれいにしていただくということなんですが、校長先生の指示で、特に汚れているときには月曜日なども十分、ちょっと清掃とかそういうものをやってくれという話で仕事は進められるというふうに私の方は思っておりますけれども、そういうふうにやっていただきたい。校長会等でもそういうお話をしております。そういうことでございます。（「あと、土曜日の勤務は」と呼ぶ者あり）

土曜日なんですが、学校が通常、運営されているときに、学校の支障のないように運営がされるということが原則ですが、週休の問題が起こりまして、1992年からですか、11月以降、勤務を要しない日ということで考えて、学校長の、勤務をすることは基本……勤務を要しない日ということで学校に配属されている市職員の職務範囲を、先ほど申し上げたとおり定めているという内容でございます。大体、東京都の事務職員から始まり

まして市職へと、それから各市の状況なども同じような形でやっているというのが現状でございます。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　勤務関係について、もう一度確認をさせてもらいたいんですが、規定の上でも、また東京都などもその方向でやっているんで、登校土曜日については、市の職員であれば勤務は免除されているということですね。

一方、先ほどもちょっと事例として挙げましたけれども、夏休みとか冬休みとか、そういう今度は市が休みでないときの休みというのも、学校の場合たくさんあるわけです。それはそれでまた、100％じゃないかもしれませんが、休むことも可能ということになるんですか。その辺、ちょっと、もう一度確認させてください。

○副議長（鈴木美奈子君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　休業期間中には一応、全部、勤務形態において、市の、ずっと出てきている。休みということじゃございません。休暇をとることはできるわけですけれども、そういうことでございます。ですから土、日についても学校行事等で市職の勤務を要する場合は校長の命令によって勤務をするということで、そういうのを基本といたしまして今のような状況でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　この論議になりますと、いつも、例えば栄養士だとか給食調理員も含めて、そういう長期休みのときは、ふだんできないことをやっていますとか、いろんな話になるんですが、やはり一般的に見るとその部分については疑問がなかなか正直言ってぬぐい去れないし、見る人が見ると、どうも納得がいかないというのが実態ではないかと思います。また、東京都がやっているから市のサイドもやるのは当然だというのも、いかがなものかというふうに思います。

特に用務員などは、これは間違いなく市の職員ではあるんですけれども、しかし学校のある日の土曜日に全くいなくなってしまうというのは、やっぱりいろんな意味で問題視されますし、また正式な職員ではないんですけれども、学校図書の司書なんかも、やはりいないことによってのいろんな問題もあるということなんで、このあたりについては実態に合わせた対応をぜひするべきではないかというふうに思います。

それで、次のことをまた伺いたいんですが、先ほども説明いただいたように、いろんな形で、およそ300名近い職員が学校現場の方に派遣をされているということになろう

かと思いますが、この人たちに対する業務命令権というのは、だれが行うことになっているのかということでございます。校長なのか、それとも教育委員会なり学校教育部長の責任の範囲で行われているのかどうか、というようなことを伺いたいと思います。

それで、これはもしかしたら特異な例かもしれませんが、現実の話として、用務員あるいは職員と思われる人が、昼間、町中で、表現は悪いかもしれませんが、ぶらぶらしているのを時々見かける地域がある、あったというようなことです。これは明らかに仕事のどこかへ行った、行き帰りの姿ではない形でのぶらぶらです。こういうことを見かけることがあるとか、それから職員の学校関係者に対する態度が極めて横柄であると。これは恐らく市民に対する態度と、やっぱり同じ公務員仲間というか、そういうものとの関係があるのかどうかわかりません。これは駐在している人たちに限らない、いろんな分野の人が、当然、学校との仕事の関係で会う機会があると思うんですが、それらも含めての話なんですが、そういう声も現実としてあります。

それからもっと困るだろうなと思われるのが、これはもう派遣職員なんですが、学校長の言うことをなかなかきかないといいましょうか、学校長の指示に従って動かないといいましょうか、そういう一面も、やはりいろんな場面で見受けられることがある。こういうようなことで、命令権というものはだれなんだ、どこなんだ、ということが明確に徹底されていないためにこういう現象が、これはすべての人ではもちろんないんですが、そういう現象が起きているのかどうか、その命令権について伺いたいというふうに思います。

もう１点、先ほど学校敷地内の管理責任については校長であって、身近なものの管理は用務員がやるんですよと、こういう説明をいただきました。ただ、先生が樹木の枝おろしをしていたり、あるいは雑用的なことをやっていることを時々見かけるというようなことの、やっぱり疑問の声があります。枝落としだとか草刈りだとか草むしりとか、そういったようなことを、さっきの職務範囲の中ではかなり抽象的な表現だったと思うんですが、本来的に考えれば、用務員がその程度のこととはやるべきではないのかと私どもは思うわけなんですが、その辺が実態としてどういうふうに指示されてどうなっているのか、そのことについて再確認をさせていただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　学校のそれぞれの運営についてでございますが、教育委員会から、最終的には教育委員会の責任でございますが、学校長に責任、命令権というのがございまして、学校の運営に関することを校長の職務として、校長に責任という

ことの管理でございます。教育の管理だとか、所属の管理、学校施設の管理、学校事務の管理に関すること、それから職務上及び身分上の監督をすることとか、職務上の委任、命令された事項に関することとか、こういうことは校長先生がやるということですので、今おっしゃられたそういうことは、命令は校長から出されるということでございます。

この辺の問題につきましては、先生と事務職員、それぞれいるわけですので、こういう命令というか、命令という言葉はあれなんですが、仕事をしていただく内容についてのやり方だとか、そういうものについては教育委員会から、いろいろ校長会とか、そういうところに質問に対してもどういう指示、こういうふうにしたらいいんじゃないかということで、一応アドバイスはしますが、すべて校長先生にやっていただいておりますので、そういう対応でございます。

敷地内の管理の樹木の手入れでございますけれども、これはもう当然、用務員の仕事でございます。用務員さんでも、いろいろ非常に技術的なものもございます。樹木の手入れが非常に得意な人も不得意な人もいますけれども、一応、一通りやっていただくということで、学校によってはすばらしくきれいになっているところ、学校によってはすごく大きな木があってなかなかできないというところがございます。ある学校には森がありまして、森が全部、学校の分野に入っているということになれば、その辺も相当の仕事、作業量があるんですが、一応、用務員にやっていただくんですが、高い木については非常に危険でございます。そういうことで公務災害もちょっと起こっておりますので、そういうものは業者にお願いしてやる。今までは別の課のところに依頼したんですが、なかなか対応がし切れなくなりまして、今やっていますが、予算も少し、十分というわけにはいきませんが、できるだけそこのところをコントロールしながら用務員さんも一緒になってやっていただく。場合によっては片づけるなんていうんで応援に行くなんていうこともあると思いますが、そういう形で協力をしないと、校長だけではなかなかできないということもありますので、ケース・バイ・ケースといいますか、そういう形で先生方にも協力してやっていただいているという場所もございます。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　ありがとうございました。

特に樹木の管理だとか、そういったたぐいのことは、学校が本当に平穏無事で余裕があるときに、本当はそれぐらいの余裕を持って校長先生あるいは教頭先生あたりがそういう姿を見ると、ほほ笑ましい話になるのかもしれませんが、今、学校の実態というの

は必ずしもそういう状況にはないというふうに思うんです。むしろそういう姿を見れば見るほど、父兄としては不安がよぎる部分もあります。

それから、例えば樹木の管理の、高いところに先生が、そう身軽じゃなさそうな態度でやっているということは非常に危険も伴いますので、これはぜひ、それなりの予算を確保して、これは学校サイドからどっかに要請をすれば、そこから専門業者なり、だれかが行って管理をするというようなことを、ぜひ徹底していただきたい。聞くところによりますと、一応、昨年度からそういうシステムにはなっているようなんですが、どうしても予算の関係とかということで自分たちが手を下さざるを得ない状況にもあるようでございますので、これは安全管理の面からも徹底をしていただきたいというふうに思います。

業務命令に関しては、もう一度徹底をして、学校全体がうまく回転するように指示をしていただきたいということを要望しておきたいと思います。

それでは、１項目目の三つ目に入らせていただきます。地域の学校への障害児受け入れに伴う体制と対策についてでございます。

この問題は、これまでの１点目、２点目とは全く違う内容のものでございますが、地域の核としての学校ということであればあるほど、同じ地域内にある学校に子供を通わせたいという、その心情というのは、その子が健常者であれ、また障害児であれ、どんな親でもそれは同じではないのかというふうに思います。

しかし、一方、現実の問題としますと、心情としては理解できたとしても、そのことでもろもろの問題が発生しつつある、また発生しているということの現実もありまして、それぞれの立場で大変に困っているという声もあります。それぞれの立場で大変困っているその実態の中で、やはりＰＴＡのお母さんたちが、お母さんに限らないんですが、何とかならないものかといった、純粋に心から心配してのものでありまして、これはもう決して差別的意識や、あるいは門戸を閉ざすだとか排除するとか、そういった視点では全くなく心配の余りの声ということでございまして、このことについて最初にお断りをしながら、この質問をさせていただきたいというふうに思います。

そこで、そのあたりの実態がどうなっているかということを伺いたいわけでございます。その実態を説明いただくにあわせまして、まず最初に２点ほどお伺いしたいんですが、一般論で言いまして、障害児、障害者としての判断基準というんでしょうか、それはどういうようなところで、どういうふうな方法で行われているのか。簡単に言えば、一般校に行ってもいいですよ、あるいは、この子の場合は養護学校でやられた方がより

教育のために、本人のためにいいんじゃないですかとか、そういうような判断をする基準の形、ところ、これがどうなっているか。

もう１点は、そういう判断の結果、障害を持つ人で一般校に通っている人の数、これは小学校、中学校、幾つの学校に何人ぐらいというようなことを、もし差し支えなければその範囲で教えていただきたい。

以上２点、お願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　御質問でございますが、まず判断基準ということでございますけれども、特に就学に相談をするということでございます。これは、年間を通して就学の相談委員会というのを設けておりまして、広報にも載せまして、就学相談を実施していますということで、御相談がある方は来てくださいということで、そういう広報を出します。それによって相談に来られた方について、幼稚園に入る人だとか小学校に入る人だとか、その他の就学の相談というような形で相談を受けます。そういう受けたものの中で、その人たちと十分、両親とも相談をしながら、学校を選んでいくということでございます。

人数でございますが、前年度の相談の件数ですが、相談件数は就園相談が11件、転学とか措置外相談が１件、教育相談が５件ということで、その相談委員会にはそういうことで――失礼しました。就学相談件数は18件でございます。そういうことでございます。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　２点目の方の質問なんですが、実際に障害を持った人が一般校に入っている数というのは、今、相談を受けた人の数はありましたけれども、その数については……。

○副議長（鈴木美奈子君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　現状では、ひばり学級に９名、若草学級13名（「一般校に入っている数です」と呼ぶ者あり）失礼しました。一般校では、今15名程度入っております。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　小学校、中学校で何名ずつかというのは答弁しにくいですか。――それでは結構です。後でまた確認します。もし差し支えなければ、小学校に何名、

中学校に何名というような数字を確認したかったんですが、これはまた別な機会にお伺いします。

いずれにしましても、今18名のそういう、どこからどこが障害かどうかということの見極めも非常に難しいんだというふうに思いますが、それはそれとしまして、受け入れをするということの判断のもとに、今こういうふうに入っているわけなんですが、その受け入れの判断はだれの責任で行うのかということをまず１点。

それと、その場合には、当然いろんな障害の種類、内容によってそれなりの体制づくりをしなければならぬというふうに思うんですが、その体制づくりというのはどういう形で行われるのか。

その２点について伺いたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　就学につきましては、教育委員会で相談をいたしております。そこで、これは専門の相談員、また学校の先生、それから専門のお医者さん、そういった必要に応じてそういう方をチームを組んでいただいて相談をしているわけでございます。

そこで、お子さんの最も教育に適しているんじゃないかというようなところで、例えば養護学校の方がいいんじゃないでしょうかとか、障害はあるけれども普通学級の方で学習してもらった方がいいんじゃないでしょうかというような、一応のことを相談をしまして、出ましたら、ここで親御さんと相談をいたします。親御さんと相談をいたして、親御さんが一番自分の子供を知っているわけですから「そうですねえ、うちの子供はそれじゃ養護学校へ行きましょうか」といって養護学校の方へいらっしゃる御家庭もございますし、「いや、うちの子供はそういうことだけれども普通学級へ行ってみんなと一緒に地元の学校で勉強する方がいいんじゃないか」とお考えの親御さんもいらっしゃいます。何回かの相談を重ねまして、最終的に普通学級の方へ、または市内の身障学級の方へ、または都立の養護学校の方へというように、それぞれが親御さんとの話し合い、相談の上で決めていくというのが実情でございます。

もう一方、議員さんの方からお尋ねがございますように、それじゃ障害を持ったお子さんが一般学級へ来てどうだろうかということで、御父兄の方から議員さんの方にも御相談があったということでございますけれども、そのお子さんの程度によりましてですけれども、障害を持っていらっしゃるといいましても、知的障害でなくて肢体不自由の障害の方もいらっしゃるでしょうし、または非常に情緒的に落ち着かないような障害を

お持ちの方もいらっしゃるでしょうし、一人ひとり障害の程度と、また様子が違ってまいりますので、そのお子さんの状態を見ながら、現在のところは再雇用の先生をお願いして、その障害を持っていらっしゃるお子さんの程度に応じまして援助をしていただいている、こういうようなのが実情でございます。

そういうようなことで、できるだけ教育委員会としては、いわゆる学校の先生方が教育しやすいようにということで、そして一人ひとりのお子さんが、障害を持っているお子さんであろうと、なかろうと、一人ひとりのお子さんが毎日毎日学校で充実した生活を送っていただくということを願って努力をいたしているところでございます。御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　親の心情だとか、あるいは教育サイドとしての理念だとか、そういうことは非常によくわかりますし、私もそうだと思います。

今、最初にお断りしたように、これは決して変な意味での差別だとか、そういうことでは全くなくて、父兄の皆さんからしますと、何とかそういう子が同じクラスにいる場合には、やはり協力できるものなら何か協力したい、あるいは手助けしたい、それからいろんな事情があって学校で受け入れるなら何で学校としてもっと体制を整えないのとか、いろんな声が一方ではあります。いずれにしても、いろんなことがあって学校現場でも相当混乱をしているということも事実なんです。ですから、そういうことに対してやはりそれはそれなりに何らかの体制づくりをしなければいかんのではないかという意味合いでの問題提起で、これはなかなか難しい部分がありますので、これ以上、細かく入りませんけれども、やはり担任の先生にだけ負担を強いるような、結果としてそういう部分も相当あると思うんです。ですから、ぜひやっぱりそういうことをもっともっと真剣に取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後のまとめにしますけれども、仮にいろんな経過があって受け入れたにしても、受け入れた以上は何らかの対策はやっぱり必要だろうというふうに思います。専任とはいかないまでもサポート役をつける方法も一つの方法でしょう。今、そんな事例もありました。それから、これは賛否両論あるようですけれども、専任のクラスを設ける。また実情からして無理ということであるならば、もう一度、十分、親御さんと話をして、より専門の学校に移っていただくということも一つの選択方法かなと。これまでもいろいろお話をされているというふうには聞くんですが、再三言いますが、しかしそのことに

よって相当困っている人がいるというのも現実であるということを伺っております。

いずれにしましても、学校任せ、担任任せでは困りますので、何はともあれ一番大事なことは義務教育を受ける権利を持つ児童生徒に、大人として、それから学校として、また社会として、その子供の将来のために、また生涯のために、どんなところで、どんな方法で、どんな内容で教育を受けさせるかということを第一義に、あるいは最優先課題にして考えてあげることが最も大事ではないかというふうに思います。あえて私が一般校に入れるべきとか、入れるべきではないとかと、そういう論議をする必要は、つもりも全くありませんし、そういう必要はむしろない。その子に一番よい道を考えてあげることで、それが解決するのではないかというふうに思います。そんな視点で、これは結論を出し得ない部分がありますので、そのことを問題提起して、この質問を終わらせていただきます。

そこで、市長、大変お待たせいたしました。先ほどの件で、余り時間もないもんですから、簡潔にまとめていただければと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先日の中谷議員さんの、阪神・淡路大震災からの教訓をどう生かしているかという御質問の中で、私が答弁の中に、沢田議員さんが、きょう一般質問のテーマとしておいでになる地域コミュニティの核である学校、こういうふうに表現されておることにつきまして、多少、失礼な発言に当たることを言ったということを、まことに申しわけないと思って反省をいたしております。

いわゆる学校区という言い方でコミュニティを形成していただくことが、いろんな意味で地域社会の生活に役立つという発想を持ちまして、今の質問にもございましたとおり、確かに学校に大きく依存をしたい。しかしながら、学校は、いわゆる教育のための構造物であり、また教育の現場である。そうしてまた、校長のもとに教職者がおいでになるわけでありまして、いわゆる教育現場にコミュニティを持ち込んで、余り依存度を高くしては、これは学校自身から歓迎されないということだろうと思います。

学校は、構造物としてハードの面の日野市及び日野市民の大切な公共施設ではありますが、教育の現場という、いわゆる教育業務は校長を中心に教育委員会の組織運営のもとに子供たちを教育する、そういうソフトな仕事をしておられるのが、まさにこれが第一義的な目的であります。したがいまして、その遊休機能と申しましょうか、余剰機能と申しましょうか、グラウンドでありますとか、何か地域に複合文化施設の一機能の場として活用をさせてほしい、こういうことがたまたま自治体という立場で、だんだんと

ウエートが重くなるもんですから、学校開放ということを強く期待をしたり、お願いをしたりという状況であります。

しかしながら、学校の教育現場としての機能には余り権限を、またそういう方に拡大をいたしますと、恐らく相当の迷惑はかかってまいります。したがって、設計構造でありますとか、いろんな形で、つまり遊休機能は別の管理のもとに開放するという仕組みをつくらないと、なかなか両立しがたいというふうに日ごろ感じておるわけでありまして、なるべくトイレでありますとか水でありますとか、あるいは開放スペースの間仕切りでありますとか、そういうものを確実に行って、そうして学校の教育現場には迷惑をかけないということを大切な原則として、やっぱり取り組む、こういう分けた考え方が大切だと思うものですから、たまたま災害のことに当たりまして、その学校の構造物に、学校のグラウンドでありますとか、あるいは給水能力でありますとか、あるいは建物としてのいろんな機能について、当然、災害時には大きく依存をするということになることは明らかでありますから、それらのことをはっきりと仕分けをして学校開放をだんだんと明確にしていくということが必要だろうと思っております。

たまたまコミュニティという言葉と、それから――コミュニティというのは地域の共同体というような意味でありますので、校区を子供さんたちがともにするということですから、もう既にその部分ではコミュニティが形成できている。そのコミュニティをもっとつき合いの深いものにして、そうしていろんな形で日常活動に役立つおつき合いをしていただく仕組みをつくる。それが地域の文化活動でありましたり、あるいはごみ減量のリサイクル活動でありましたり、いろんなことで自治体間のおつき合いをしていただこうということが、コミュニティ形成のお願いの意思でございますので、それらのところをなるべく正確に仕分けをしながら進めていかないと、かえって混乱が起きかねない、こんな懸念もございます。

発言に対しまして大変失礼な、途中の私の発言だったと思っておりますので、陳謝をして今後も気をつけたいと思っております。

それから学校の、市から派遣をしておる、いわゆる市職の職員でありますが、これは校長の指揮のもとに、校長のつまり監督権のもとに差し出しておるということでありますので、給食ももちろんそうでありますし、それから用務員としての仕事も当然、校長の指揮によって動くということは当然だと思います。たまたま休み日が、ちぐはぐになっているという、いわゆる土、日のこともありますので、それらのことをもっと整理して、きちんとした管理体系を整えて……人事とともに整えていかなければならないというふ

うに御指摘を伺ったような次第であります。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　ありがとうございました。

市長から、のっけから「ごめんなさい」と言われたんじゃ、ちょっと突っ込みようもないんですが、時間の関係もありますし、要はコミュニティそのもののとらえ方がそう違っていたわけではないと思います。市長は、たまたまコミュニティ、これは簡単に言えば地域社会ということですから、その地域社会の中でも校区という一定の範囲のことで、しかも防災に関係したことで多分、頭がいっぱいであったんだろうと思うんですが、もともとコミュニティ、地域社会というのは、居住地域を同じくする人たちの共同社会であるわけで、簡単に言いますと、コミュニティ・スクールという言葉もあります。これはもうまさに学校を開放して一般の人も参加させるような、そういう場になる。それからコミュニティ・センターという言葉もよく使われます。これは、まさしく公民館とか図書館もコミュニティ・センターの一つであるんですが、学校も、そのコミュニティ・センターの一つであるというのが一般常識だと思うんです。ですから、どちらがどう間違っているとかという話では全くないと思いますが、いずれにしましても、今、市長の考え方もわかりましたので、時間の関係もありますので、もう一つ質問が残っておりますので、そちらに移らせていただきます。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって14の１、地域コミュニティの核である「学校」の諸問題について問うの質問を終わります。

一般質問14の２、旭が丘地域への駐在所もしくは交番設置について、その後の進展状況を問うの通告質問者、沢田研二さんの質問を許します。

○11番（沢田研二君）　この件は非常に古くて、そして新しい問題でございます。これまでも二度にわたりまして請願書が出され、いずれも全会一致、採択をされています。１回目は昭和52年、２回目は、それから15年後の平成４年の12月議会でございます。そのときは7,848名という大勢の要望を添えてのものでございました。また、これら多くの、そして強い住民の声をより知っていただくためにということで地域を代表する自治会長や、また関係する議員ともどもに、日野警察署長が交代するごとに要請行動も行ってきております。たまたま私もその両方に関係をしているということから、その行動にも参加をしているところでございます。そしてまた、行政側もそれなりの御理解と努力をされていると認識をしているわけですが、なかなか前進した方向が見出せておりませ

んでした。また、東京都議会の警察・消防委員会等への理解と協力要請もしてきた経過がございます。

そういった経過の中で、昨年のある時期以降、もろもろの世相に関連をしまして、東京都としましても、より一層治安に肩入れする政策がとられることとなり、旭が丘地域への駐在所もしくは交番の設置につきましても、条件が整えば十分、可能性ありというような状況に変わってきたんではないかと思います。もちろん世相及びその環境の変化もさることながら、行政側の大きな努力、とりわけ森田市長みずからが現在の日野警察署長着任のあいさつのときに、イの一番で旭が丘地域への交番問題の要請を受けたということも、署長から伺っているところでございます。私も機会あるごとに担当部署にお願いやら、また情報交換等々を行わせてきていただいております。ある程度の動きなり推移状況は把握をしているつもりでございます。そしてその状況については、地域の皆さんにも、その都度お伝えしているわけでございますが、何せ要請、要望運動が始まってから20年近くもの歳月、据え置かれてきたという現実もあることから、この際、公式な場で行政側としての現状における明確な考え方及び実態をぜひ確認してほしい、こういうことでございますので、あえて質問として取り上げさせていただいた次第でございます。

ちょうどタイミングよくといいましょうか、たまたまといいましょうか、平成８年３月28日付で東京都議会の議長から、この要請に対しては都議会として採択を決定しましたと、こういう通知もいただいたところでございます。

そこで、余り時間もないもんですから簡潔にお願いしたいんですが、そういう流れを前提にして、設置場所の見通しについてはどういう状況になっているのか。

それからもう１点、設置の時期については、いつごろを目安としているか、計画しているか。

この２点について、お伺いをしたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　沢田研二さんの質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　御質問にございました旭が丘地域への交番あるいは駐在所の設置につきましては、従前から要請してきたところでございますが、東京都においても職員の配置が難しいというふうなことで、これまで特別よい返事をいただいておらなかったわけでございますが、昨年、市の方からも警視総監あてに要望いたしました。そのような中から、また地域の皆さんの強い運動もございまして、警視庁でも前向きに考えていただくようになったわけでございます。そして、交番ということでありますと、

どうしても人の問題でなかなか難しいので、駐在所ならば検討したいというような回答も得られたわけでございます。

御質問にございましたように、東京都で、都議会の方で請願を審査したという中で、これを採択ということになったのは、東京都の警視庁の方の当局が設置について前向きになったというようなことの中で採択されたものと考えます。

それで、現在、日野警察署と具体的な事柄について詰めを行っておるわけでございますが、駐在所となりますと、交番とは違いまして土地の面積が約250平方メートルぐらい必要になるというようなことでございます。この面積の問題。それから場所につきましては、旭が丘地域といいましても広うございますが、その中でも何丁目とか、あるいは道路に面して、あるいは交差点に面してというような希望もございますが、なかなかまだ場所を特定するには至っておりません。ただ、どういう空き地があり、どんなところがよいかというようなことは、事務的に調査はしておる状況でございます。

また、場所がある程度固まりますれば、請願採択の件もございますので、早い時期に実現するのではないかというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　平成８年度、東京都で三多摩地域に関係する警察施設の整備という中では、交番、駐在所、全部で23カ所の新築、改築等が行われております。交番の改築が12カ所、それから駐在所の新築、改築が11カ所と、こういうようなことで、条件整備が整えば、かなり積極的に東京都としても対応していただけるというのは、もうこの平成８年度の予算実態からも明らかでございます。この中でも、交番の改築23カ所のうちの３カ所が八王子なんです。ですから日野あたりもぜひそういう意味では、きちっとした条件整備をすれば相当可能性があるというふうに思います。

それから土地の特定なんですが、まだできていないということですが、いろいろな方面に当たっていただいていることも事実でございまして、その中で特に旭が丘の五丁目で、かなり警察の目から見ても非常に有力な土地候補がございます。これは、ただ250平米ぐらいあればいいということなんですが、その場所は250坪ぐらいの広い土地ということもありまして、なかなか、売る側は今までは全くその気がなかったけれども、たまたまある事情で手放してもいいよと。しかし切り売りではなくて一括でというようなこと、これは平井参事は十分、御承知の話でございますが、こういったところを、やっぱり土地というのは出たときのタイミングとか、いろんなものを見ていかないと、後で

改めてそう思っても、その土地がなくなってしまうということもあり得ますので、この土地の取得についてぜひ御検討いただきたいわけでございますが、そのあたりについての見通しはいかがでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　警視庁当局といろいろ協議をする課題がございますので、複数の形で条件を、どれが一番適当かということの相談をして、そうして順序を決めて積極的に取り組みたいと思っております。議会が終わりましたら、早速、行動に移して現実を早く図りたい、こんなふうに思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　ありがとうございます。

この土地は、旭が丘の中央公園から歩いても一、二分という大変便利な場所でございます。一つには、旭が丘もテニスコートあり、グラウンドあり、また大きな公園ということで非常に人の集まる場所でございます。しかし、駐車場が全くないということから、土曜日、日曜日は特になんですが、周辺がいつも車、違法駐車で埋まっているという現実がありますので、非常に財政が厳しい時期ではありますけれども、そういう方面からの活用も一方では、そっくり買えば十分可能性がある。また、旭が丘地域への図書館も従来から強い要望として出ております。そういう観点からも、この土地は十分、将来、活用できる見込みがある。

あわせまして、東京都の方でも独身者の寮のようなものを日野の中に適当な土地があれば取得してという、そんな話も一面ではあるやに伺っております。もし、場合によっては、実際に駐在所として必要な土地面積は50坪程度かと思いますが、仮に250坪のうちの50坪はそちらの方に使って残りは別な目的に使うというようなこともありますので、土地開発公社の起動力を有効活用して事前に取得をしておくということも十分、一つの策として考えられるんではないかというふうに思うんですが、今、市長の方から、議会が終わり次第またいろんな方策を講じてみたいということのようでございますので、再確認はいたしませんけれども、ぜひそんなことも含めて積極的な御検討をお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって14の２、旭が丘地域への駐在所もしくは交番設置について、その後の進展状況を問うの質問を終わります。

一般質問15の１、西豊田駅誘致事業は一意専心の取組をの通告質問者、佐藤洋二さん

の質問を許します。

〔２番議員登壇〕

○２番（佐藤洋二君）　それでは、西豊田駅誘致事業は一意専心の取組を、このテーマで一般質問をさせていただきます。

このテーマにつきましては、これまで企画財政部を中心に歴代の企画財政部長あるいは参事が、真剣に取り組まれてきております。そういった意味では敬意を表しますけれども、今、新たな任務としまして、平井参事が、この参事という仕事に就いております。ぜひ西豊田が一日も早く開業できるように真剣な取り組みをお願いしまして、早速、一般質問に入らせていただきます。

豊田駅と八王子駅との駅間4.3キロに、もう一つの駅、つまり仮称西豊田駅を誘致してほしいという要望が、地元の方、関係者から出され、既に23年、市が具体的に動き出し11年が経過をしました。御承知のとおり、この新駅誘致事業は、これまで地元の皆さんの強い要望にもかかわらず、凍りついたように遅々として進んでおりませんでした。その理由は、沿線の開発利益をもたらせ、地域社会を活性化させ、住民の福祉向上を側面から支えて公共の福祉の実現を目的として活動してきた鉄道、すなわち国鉄を1987年に国鉄経営危機問題の抜本的な解決策であるとのふれ込みで、民営、分割という誤った手法により国鉄を解体させ、企業性だけを強く追求する経営母体、株式会社ＪＲになってしまったということと、もう一つは、執行当局の新駅誘致事業に対し大きな投資をするという決意そのものに判断能力が欠如していた。これまでの経過の中で、この二つが挙げられると思います。

私は、国鉄出身の議員ですから、この問題に興味がありまして、新駅誘致事業に伴う一般質問、今回を含めまして５回させていただきました。また、交通対策特別委員長の任にあった平成３年２月には、委員会の皆様と御一緒にＪＲの地域本社へ陳情行動を行い、要望書を提出してまいりました。

私の５回の一般質問の中で、とりわけ昨年９月定例会では、西豊田駅誘致などＪＲへの請願事項の一日も早い実現に向けて、こういう表題で一般質問をさせていただき、その中で、西豊田駅誘致をメーンに、これまでのＪＲへの市の取り組みと到達について、さまざまな視点、角度から質問をさせていただきました。請願事項が大きいということにも関係あると思いますが、結局何一つ満足のできるものを見出せずに一般質問を終わらずを得ず、残念ながら市のこれまでの取り組みの弱さだけが露呈されました。西豊田駅新駅誘致事業が進捗しない理由を先ほど大別し、２点述べましたが、こうした市の取

り組みの弱さ、こういうことも進捗できなかった大きな理由の一つに挙げられるものと思います。

私は、この９月定例会で新駅事業の市対応について、大変厳しい指摘をさせていただきました。と同時に、六つの提言もさせていただきました。その提言の成果かどうかわかりませんが、あの定例会から４カ月たった２月の予算説明の折、新駅誘致事業に新たな展望が開けたという行政側の一方的でしたが、お話を伺うことができました。平成８年度所信表明の中に、当面する主要な行政課題の11番目に「西豊田駅誘致事業に新たな構想」と記述されておりますので、そのことについて５点にわたり質問をいたします。

まず最初に、西豊田駅誘致事業の新たな構想について、お尋ねをいたします。

ＪＲの西豊田駅に対する考え方は「ＪＲは今日の経済情勢を背景とし、設置については社内的にはその進展はないが市の設置への熱意は理解できるので、西豊田駅の抱えている質的採算上の問題について今後も意見交換をしていきたい」こういうことであります。これは、昨年12月議会での企画財政部参事の本会議場での答弁であります。このようなＪＲの方針が１カ月ちょっとの間で、先ほども述べましたが、大きく変化をし新たな展望が開けたそうでありますが、新駅誘致へ向けて大きく踏み出したその内容と、それを踏まえての日野市の新たな構想について、お尋ねをいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さんの質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　私から、ごくあらましのところをお答えをして、担当参事がもう少し詳しいことをお話しすることによって、答弁とさせていただきたいと思います。

いろいろ活躍をしていただいておることはありがたいわけでありますが、なにか簡単な施設というようなことが比較的容易に推移をしたり実現できたりという課題では、私は到底あり得ないと思っております。たまたま西平山区画整理事業の中で、今日、公共用地として駅前広場をとっておかなければ、将来、永久に駅などを見込むことは不可能だという判断に立ちまして、区画整理事業にお願いをし、公共的な広場ということで公共減歩によって約2,000平米の広場を予定をし、換地作業が進みつつある、こういう状況であります。

したがいまして、スケールの大きい、しかも相当な年月をかける、この意気込みでなければ容易な期待は難しいということは、もう基本的な認識でなければならないと思っております。ですから人によりましては、できるはずがないというふうにおっしゃる方もありますし、しかし、つくらなきゃならないという決意があれば必ず実現をできる、こういう意気込みで取り組むことが必要だというふうに日ごろ感じておるわけでありま

す。

今までいろいろないきさつがございましたし、いわゆる国鉄がＪＲという形に変化をし、今度またＪＲの事業は責任者の、我々の応対の中で投資をするということの、まだ到底、内部決定がされていない状況だなということは感じておったわけであります。そして企業になったわけですから、将来に対して何か事業が送致できるかどうか、つまり土地をどれぐらいあっせんしていただけますかというような話もありました。したがって、所望されるならば、できるだけそれに近いスケールの土地も用意することは不可能ではありませんと、こういうことで推察できるとおりの内容であります。

幹部がかわられて、私も、あいさつという気持ちと正月の礼を申し上げるために、年初のころに出向いたわけですが、かなり具体的な話が出てきたということであります。

具体的に申しますと、三つの条件だと言っておられました。技術的に工事が可能であるということ、それから将来の採算が十分見通せること、それに加えて、これが初めて聞いた部分なんですが、所要する経費は全部地元で負担をしていただくこと、こういうことでありまして、具体的なというのは、まさにそのとおりでありまして、当然といえば当然であり、また応対といたしましては、ではそれらをクリアすれば可能性は十分開けるということですねと、そういう設問に対しまして「そのように御理解をしていただいて結構です」と、こういうことですから、実現性は見通せるということと、そのクリアする手段というのが、どういうふうにすれば可能であるかということであります。

前の議長さんのころに、ひとつ全員協議会をお願いをして議会にそのことを早速報告をし、新しいスタートをひとつ構想したい、このように申し上げておりましたが、議会も間近いことだからということで、今日まだ議会には直接説明を申し上げる機会を得ておりません。きょう、少しばかりですから、事情を御理解いただきたい、こんなふうに思っております。

これから取り組みといたしましては、行政の立場で推進本部を設けたい。将来は公社という程度の組織にして、つまり金づくりをしなきゃならない、こういうことがございますので、新たな構想というのは、そういうことに取り組もう、こういうことだというふうに御承知をいただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　今、市長の方から考え方を伺いました。参事の方でもしあれば、参事の方から話を伺いますけれども、この一般質問は、ほぼ50分ぐらいで終わりたいといふうに思っておりますので、もし同じようなことであれば結構です。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　今、市長の方から、去る２月９日にＪＲに訪問したときの状況が話されたわけでございますけれども、私の方からは特にコメントするような内容はございませんので、市長のおっしゃっております内容で今後進めていきたい、かように思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　この問題をやる前に、参事とも何度となく打ち合わせをさせていただきました。ＪＲから新駅設置の基本的な条件として三つが出てきた。今、市長から言われたように、技術的に施工が可能であること、二つ目に、将来の経営に見通しが立つこと、それから三つ目に、建設事業費は地元全額負担であること、この提示を受け、新たな発想と決意をもって庁内に促進事業本部を設置、また地元に促進協議会を結成していただき、より確実な運動を展開していく、これが日野市の言う西豊田駅誘致事業の新たな構想ということであります。

しかし、現在の３点の提示を山が動いたごとく理解をし、庁舎内外に組織をつくることが、本当に新しい構想なのでしょうか。大変失礼なことですが、私から見ると、これまでのいろいろな経過からしまして、新しい構想どころか遅きに失した構想と言わざるを得ません。また、提示された３点中の２点は、わかり切っていたことなのに何を今ごろという気持ちです。さらには、これだけの提示を受けるのに何と時間のかかってしまったことだと、疑問がわくだけであります。問題は、基本的には何も変わっていません。

ＪＲからの提示された３点中の２点、つまり技術的に施工が可能であること、それから全額地元負担は、これまでの経過の中で見えていた内容であります。技術的に云々については、国鉄から引き継いだＪＲの世界一の技術をもってすれば全く問題なく、問題点は技術云々よりも、むしろ局線等に駅舎をつくることによる建設費の負担であったわけであります。

また、全額地元負担については、ＪＲの経営方針から、施策駅と請願駅の建設負担費ははっきりと区別されており、請願駅への投資は全く考えていません。ですからＪＲ哲学からすれば、全額地元負担は当たり前なこと、初めっからの既定方針なのであります。

ただ理解できないのは、これまで一貫して採算を強くしてきたＪＲが、日野市の変化が全くない中で、これまでの方針を変え、将来に経営の見通しが立つ考えに転じたことであります。八王子の宇津貫駅は、開業後の開発人口を２万3,000人と計算をされています。西豊田の駅の場合は、公団、公社等の誘致は今のところ望めません。ですから私

は、この計画が砂上の楼閣にならねばと祈るばかりであります。そんな気持ちを抱きながら再質問を２点させていただきます。

再質問の第１点目は、まさに採算の問題についてであります。ＪＲは、これまで日野市の提出しました採算の資料に対し、輸送による採算面を強く指摘をしてまいりました。そのことで昨年９月定例会での私と参事の一般質問のやりとりに、私が「今後どういう主張をもって採算性についてのプラス材料をＪＲに持っていくんですか」こういう質問をしました。参事は「非常に難しい要素を抱えているわけで（中略）区画整理等の駅前の区域を他の公団、公社などを誘致することによって人口増をふやす、こういった手法を考えなければならない」このような答弁をしています。日野市の情勢がそのときと具体的に変化していない状況下で、また２月９日、力村地域本社社長に提出しました要望書にも、それを補完させる文言はどこにもありません。日野市にとって有利なプラス材料がない中で、ＪＲが新駅開業をどういう判断をされたのか、１点目、お伺いいたします。

次に、二つの組織についての質問をいたします。

私は、先ほど遅きに失した構想と発言をしました。私は、６年前の第１回定例会で「西豊田駅開業という目的で一致できますすべての団体、組織に、市は積極的に呼びかける中で大願成就を一日も早くなし遂げたいものです」の発言、それから組織結成の提言もさせていただきました。その後も交通対策特別委員会を含め、専門プロジェクトの編成を主張してまいりました。しかし、提言、主張はなかなか取り上げていただけず、６年が経過した今回、やっと重い腰を上げられ、その趣旨の組織をつくることになりました。問題を提言をし７年目になりますが、本来、この組織は新駅をつくれるという前提で予備調査報告書を作成、提出したわけでありますから、その時点から設置して取り組まねばならない問題であったと私は考えております。御回答の、庁内に設置しました「西豊田駅促進事業本部」と、地元に結成しようとしております「西豊田駅誘致促進協議会」の中身について教えていただきたいと思います。

以上、２点の質問をいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　お答え申し上げます。

まず第１点目の採算性の問題でございます。さきの２月９日にＪＲに訪問した際、三つの点が問題提起というか、基本的条件として回答がなされたわけでございます。その中で二つ目に、将来の経営見通しがあること、こういうことでございます。

この点につきましては、担当部長でございます山本企画部長の考え方としましては、いわゆる採算面については当初の経営上から一番重要視される、こういうことでございます。したがって、今までの日野市の予備調査報告書、そういったものを踏まえた中で検討していきますと大変難しい要素がある、こういう話もしてございました。それはなぜかというと、いわゆる西豊田駅を囲む駅勢圏が狭いんじゃないだろうか、こういうことでございます。御承知のとおり、八王子の宇津貫駅につきましては、約２倍の広さがあるわけです。500ヘクタールぐらい宇津貫駅の場合にはございます。それに比べまして、うちの場合には約300ヘクタールというような中で、これからどういった形で新しい乗降客を確保するか、こういうことでございます。

ただ、そういった点がございますけれども、こういったことを前提として、事業化の協議に先立ちまして、そういった問題を取り上げて協議をしていきたい、こういうことでございました。これが１点目の内容でございます。

２点目の協議会等の関係でございます。庁内の推進本部、これはまさに先ほど市長が答えたとおりの内容でございまして、やはりこういった基本的な３条件をそれぞれ、これから庁内的に論議をいたしまして、やはり総合的に調整してそれを検討していかなければならない。そういったことを目的としまして、この推進事業本部を設置しよう、こういうことでございます。一応、案的なものについては、もう既にできておるわけでございます。これから協議し、その方向づけをしていくわけでございます。

それと、地元の促進協議会については、いわゆるこの事業を行うに当たりまして、推進と、さらには財政的な受け皿を目的とした法的な組織、法的団体と申し上げますか、法的団体に準ずるような組織をつくっていかなければなりません。そのために市民団体あるいは自治会、そしてさらには企業、それから事業所、そういった範疇の方たちと手を携えて、これから誘致に向けて積極的に進めていく、こういうことでございます。

いずれにしましても、それぞれこの駅ができることによりまして反射的利益もお受けする方もいらっしゃるし、この協議会の目的とする使命は、やはりこの事業にかかる建設事業費の全額負担、これらがテーマとなっていくことと思います。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　再質問の再質問で申しわけないんですけれども、ちょっとわからないところがありますので、再度、質問させていただきます。

先ほど市長は、３点の問題を地元がクリア云々というお話をされました。例えば、建

設費を地元で全額負担、これは地元の問題ですから、わかります。しかし、１点、２点目の、最初の技術力云々というのは、これはＪＲがクリアしなければならない問題なんです。それから将来にわたり採算が云々という問題も、これもＪＲがクリアしなければならない問題というふうに考えておりますが、そういう中で、全く今、日野市がこれまでの経過の中で有利な条件がないわけです。その中で、ＪＲの方で、いわゆる採算の問題について了解したということなんですが、これから双方がそれぞれ協議していくということなんですが、どうもその辺がうまく理解できませんので、もう一度、簡潔に採算性の問題について説明をしていただきたいと思います。

もう１点は、地元に協議会を設置しますけれども、これはいつごろ具体的に呼びかけをしていいくのか。既に新しい構想ということで庁内の中で論議されているわけでありますから、地元の方々にもいち早くお話をされて、そしてその準備を固めていかなければならない時期に来ていると思いますが、その２点についてお願いします。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　お答えします。

第１点目の採算性の問題、確かにＪＲ側として、この駅を開設する以上は将来的にそれだけの採算性が合うような新しい乗降客を確保することによって経営を安定化していく、こういうことになるわけでございます。しかし、その安定化させるについては、やはり地元でもそれに協力しなければ設置することができないわけでございますから、これからの話し合いの中では、ＪＲの方で提示される問題、それをお互いに話し合った中で方向性を見出していく、こういうことになるんではないだろうかと私は思います。

２点目の組織の問題、これについては、庁内的に事業の推進本部ができ次第、地元の方についても新たに呼びかけを行っていきたい。その場合には、やはり地元からの突き上げといいますか、声を大事にするために、できるだけ地元の方の中から委員等をまず選んでいただいて、それから市の方でもかかっていく、こんなふうな方向で持っていきたい、かように思っております。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　この問題だけで議論はできません。また何点か質問したいことがございます。

今の参事の説明では、どうも理解ができません。また改めて質問させていただきたいと思っています。

そこで、質問の２点目に入りたいと思いますが、駅舎建設に伴う資金の負担費についての質問をさせていただきます。

今、横浜線の相原駅と片倉駅、4.3キロ間、ちょうど豊田と八王子間と同じ距離ですが、新駅の仮称宇津貫駅を建設中であります。この駅舎の概要は、駅の本屋は橋上駅と呼ばれるもので、構造は1,300平米。それからホームは日野駅と同じ形で１面２線形。それからホームの延長は国電８両を停車させるために必要な長さ、約170メートル。そしてホームの幅員が８メートル。また、エスカレーター、エレベーター、それぞれ２基ずつ設置され、総工費約29億5,000万が投じられまして、来年春の開業予定で工事が着々と進んでおります。

注目したいのは、この駅の資金の負担費であります。この駅は、八王子ニュータウン新駅設置協議会の、いわゆる請願駅であります。このため、ＪＲからの出資は全くありません。したがって、総工事費の約30億は全額設置協議会で、つまり地元で負担することになります。しかし、この地元負担の地元の中に八王子市は入っておりません。その理由は、鉄道整備基金の負担金に対して自治省の指導と、法律地方財政再建促進特別措置法、これがありまして、当分の間、寄付金が規制をされているからであります。したがって、八王子市を除く地元の公団、企業、高校、大学などなどの全額出資による新駅ということになります。

日野市の西豊田駅の場合は、このような八王子のように全額地元出資による新駅になるのか、あるいは可能性として、余り期待はできませんけれども、法律の先ほどの特別措置法、これのただし書き的なものを活用しまして自治大臣の承認を事前に得て出資する新駅になるのか、この負担費について、お伺いをいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　２点目の駅舎建設費に伴う資金負担費についてということでございます。

ＪＲでは、新駅設置にかかる事業費の負担については、施策駅と請願駅と、こういうふうに二つに区分して、その取り扱いをしてございます。

このうち施策駅については、ＪＲが整備計画に基づき経営的な面から設置するものであります。その場合の費用は、基本的に会社が全額負担すると書いてございます。

もう一方の請願駅については、地元がＪＲに要望することから、その費用は地元全額負担との方針を定めて今日に至ってございます。

このＪＲへの費用負担について、これは地方自治体が資金を出す場合には、先ほど議

員さんから御指摘があったとおり、地方財政再建促進特別措置法の制約がございまして、非常に慎重に取り組まなければならないものでございます。したがって、この建設費用の確保に当たっては、先ほども話に出ましたとおり新たに結成される促進協議会を通じて多くの市民あるいは企業、事業所等からの寄付金をもって充てることが最大の目標となるものと思います。

しかし、この費用が多額になるため大変難渋するところでございますが、過去の多くの自治体はこの事態を経験しまして、大変苦労した、こういうことがわかってございます。したがって、その対応が求められるところでございますけれども、先ほど申し上げました法律でございますが、昭和62年４月に国鉄が民営化されて現在のＪＲが発足したときに改正はされましたけれども、寄付金等の制限の対象からは、民間になったことによって除外されたわけですけれども、実態としては新会社の株式を一般的に公開したとはいえ、大半を国が占めちゃっているわけでございます。そんなこともあって、国鉄改革法案の中において審議の過程で付帯決議として制限が盛り込まれて、自治体からの寄付行為等の禁止は継続されている、こういうことでございます。それが先ほど言いました法律の本旨でございます。

しかし、その法律の中でも、24条２項ということになりますけれども、後段部分に先ほど議員さんが言いました、ただし書きということがあるわけでございますが、これは一定の場合で、あらかじめ自治大臣の承認を得たものは除きますよ、こういうような規定になっているわけでございます。

この適用の取り扱う基準については、昭和62年３月３日付の自治省通達では、地域の利便性の向上あるいは分断解消、こういったことを一定の要件を前提として新駅の設置、あるいは自由通路等に伴って駅舎の橋上化の費用、これについて自治大臣の承認を得ることによって地方公共団体が寄付金または補助金を支出することができますよということで、例外規定を設けてあるわけでございますけれども、現在の自治省での考え方といいますか、この適用については、地方財政の実情から、その許可が大変厳しいというふうに聞いてございます。

したがって、八王子の宇津貫の例が出ましたけれども、自治省の方としましては、いわゆるＪＲは民営化されたわけでございますから、自分で採算性を考えながら営業財産をつくるのは当然であります。過大な負担を伴う請願駅については、その建設費の一部をＪＲが負担すべきじゃないか、こういう見解を示したそうでございます。したがって、こういったことで時間もかかることでございますので、やむを得ず八王子としましては

取り下げをした、こういうことでございます。これは既に新駅の設置協議会とＪＲとの間で全額負担を前提に、その話をもう既に進めておったわけでございますので、早期実現の時間的観点から、そうせざるを得なかったようでもあります。

したがって、西豊田駅にかかる資金負担問題については、これからＪＲとの協議によって、その事業方針の方向性が見えてくれば一応、自治省との事前協議を行いまして、市の費用支出について例外適用が認められるかどうかを打診する必要もある、こういうふうに思っております。現在のところ、市の負担金支出について確定的なことをここで申し上げる段階に至っておりませんので、御質問の負担方式の選択については、この事業を推進する上でも重要な問題と理解しております。そこで、今後、十分その調査研究をして最善の方法を見出していきたい、かように思っております。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　早速、再質問に入りますけれども、この駅舎建設に伴う資金負担費について、宇津貫の場合は、当初、公団で30億のうちの60％、それから八王子市が30％、地元の学校とか企業、こういった人たちが10％、こういう数字で負担費が決められたそうであります。しかし、新駅が開発に伴う駅、またＪＲが民間ということなどなどの理由で、自治省の指導により八王子市の出資が見送られ、八王子市の出資の30％は公団と地元にそれぞれ振り分けられました。

そこで、建設負担費についての具体的な質問に入りますけれども、今、私が述べました宇津貫のケースについては御承知と思いますけれども、確認がされているかどうか、これが１点目。

それから、先ほど参事の方で、いわゆる地方財政再建促進特別措置法が改正された、こういうお話をされました。どこがどのように改正されたのか、その条文の中身について御披瀝をしていただきたい。

それから、法改正により、自治大臣の承認により地方公共団体の寄付金または補助金は例外として認めることがある、こういうふうな御回答ですが、間違いなく例外が適用されるのか、もう一度お伺いします。

それから４点目には、新たに結成される予定の誘致促進協議会に対しての財政的支援のお願いについての質問をします。

これまでの経過から、新駅建設費用につきましては、日野市ＪＲの出資によるものと理解していた市民団体、自治会、企業を除く事業所にとって、この話は青天のへきれき

と思います。関係団体の理解が、果たしてこれからの経過の中で得られるのかどうか、大変難しい問題だと思います。どのような方法をもって地元の方々を説得に行くのか、この点について質問をいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　申し上げましたとおり、すべてこれからの課題であります。幸いに佐藤議員さんのようなＪＲの中に詳しいお立場の方がおいでになるということは日野市も大変有利だと思っておりますので、いろんな意味で御指導もいただき、また御意見もいただきたい、こんなふうには思っておりますけれど、これからのことはまだ未知数ということで、ひとつ今日の報告でとめ置きをさせていただきたいと思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　お答えします。

４点ばかりありました。簡単にお答え申し上げます。

最初に、負担費の比率について確認されているかどうか、こういうことでございます。確認いたしました。その結果、議員さんの御指摘された率については、現在の職員としては「存じておりません」、こういう回答でございました。

２点目の、どこが改正されたかということでございます。地方財政再建促進特別措置法、これは24条第２項の、指定された国あるいは公団等がこの中に国鉄が入っていたわけでございます。それが削除されまして、そして清算事業団が入ってきた。したがって、ＪＲというのは民間の鉄道になったわけですから、これからは省かれた条文になってしまったわけでございます。そういったことで、先ほど申し上げましたとおり国会の審議の過程で、地方財政を圧迫するということの中で、この法律、現行の法律です、改正後の法律の中の、以下公団等という、この中にＪＲ６社については該当すると、こういうことでございます。

それから例外規定の適用、先ほどもちょっと御説明申し上げましたけれども、非常に難しい条件がございます。これは施行令で定められている「原因者負担による」ということが出てきます、例外規定を適用を受けようとする場合には。その中には、地方公共団体の施行する工事により必要が生じた行為であること、それから必要に生じた限度において負担するものであること、というような原因者負担によってまず定め、そして地方公共団体を利すると認められるかどうかという判断も出てきます。この場合には、たまたま土地区画整理事業が一体となり、駅そのものの軌道敷へ入ってございませんけれ

ども、隣接して土地区画整理事業が行われているわけですから、その地方公共団体の基本構想、あるいは基本計画等に位置づけられた土地区画整理事業と一体となって行われる場合とか、そういったことが提示されてございまして、あとさらに、費用の寄付の原則が決まっております。その費用の原則というのは、新駅設置後、５年間の平均の年間収支計画における新規増加収益が新規増加費用に満たない場合に寄付を行うものとするんですよと、こういうことでございます。だから採算が合わない場合です。

しかし、これを適用するとなると、運輸省関係の指導において、認可の時点で、採算が合わない駅については認可しませんよ、こういったこともできます。したがって、これをどういうふうにクリアしていくかはこれからの課題でありまして、いろいろと精査した中でやっていかなければならない、このように思っております。

４点目でございますけれども、新たに結成される協議会の件でございます。私の方で先ほども申し上げましたとおり、推進本部ができて、その中でいろいろと話し合って地元に対するアプローチの仕方、それ等についても今後、検討していきたい、このように思っております。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　法律が変わったというところは、旧法でいきますと、日本国有鉄道公社が入っていたんです。それが新法の方ではなくなって、日本国有鉄道清算事業団と、こうなりました。同時に、ＪＲということは精神的には何も書いてないんです。いわゆる鉄道整備基金、これはだめですよと、こう言っているんですよね。ですから、法律が変わったことは確かなんです。だけれど参事の考えていらっしゃる法律改正とは違うんです。

それで、法律が改正されても、いずれにしろ地方公共団体がＪＲの建設費を一部でも持ってはいけない、こうなっています。参事のおっしゃり方は、通達でそれができるんです、こういうお話です。しかし（「施行令です」と呼ぶ者あり）施行令ですか。ところが、それでも当分の間、まだまだ地方公共団体は鉄道整備基金にお金を出してはいけないというのが、いわゆる自治省の指導なんです、指導。ですから八王子の宇津貫の駅の場合は、旧国鉄からの引き継がれた案件でありますけれども、自治省の指導によってできなくなったんでしょうか。これ、もう一度、調べ直していただきたいんです。

もう時間も余りないので、まだ二、三点質問がありますので先に飛びますけれども、駅舎の関係について、ちょっと質問をしたいと思います。

これまで駅舎につきましては、４点ほどその工事が挙げられてきました。今回、技術的に施工が可能というお話も出てまいりました。したがって……なにか、首をひねっていらっしゃいますけれども、駅舎の建設が技術的に施工というのは、ＪＲでは言われているんでしょう。そこをお願いします。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　技術的に可能とは言っておりません、今までの過程では。技術的問題がありますんで、それらを検討していきますよと、こういうことですから。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　先日の夏井議員じゃありませんけれども、打ち合わせと違いますね。私たちが聞いているのは、ＪＲから３点の提示を受けた。その１点目が、技術的に施工が可能であること、こう言っていらっしゃいます。先ほど市長もそうおっしゃいました。二つ目が、将来の経営に見通しがあること、３点目が、建設費の全額地元負担、こういうお話です。違うんですか。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　基本的に考え方というか、よく、これ条件、三つの基本的条件が出てきたわけです。駅を設置するためには技術的に可能であること、という条件を出してきているわけです。できるようでなきゃだめですよ、ということです。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　いや、でも言葉の表現でしょうか。私は参事のおっしゃっている「技術的に施工が可能であること」ということは、直線であろうと、いずれであろうと、そこに駅舎がつくれる、こういう判断をしたんです。市長もそういう立場の中でお話をしていただいたと思うんです。違うんですか。……結構です。これはもう一度詰めます。

いずれにしましても、新しい構想という段階に入ったのでありますから、市としてもそろそろ駅舎の位置を特定して、そしてその準備を進めていく必要がある、こう思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　駅舎の特定ということでございます。駅舎の位置の特定というのは、まだこれからＪＲと協議を進めて、先ほども問題になっております技術的な問題をクリアーしてくれば、その場所が定まってくるわけでございます。

今言えることは、日野市で昭和63年に提出しました予備調査報告書、それと、さらに元年の３月に出した、いわゆる追加資料で示された位置について、ＪＲとしても平成２年９月ですか、組織改正があって、従前の東京圏運行本部から東京地域本社総務部企画室と、こういう形になってきて、それ以降、その提出された書類について内部的には一応話題として提出された資料をもとに、この駅を、もしやるとなれば豊田駅より西方約1.7キロの地点を中心に東西の豊田方面あるいは八王子方面の曲線上、あるいは半弧曲線上、これらについて社内的に技術的な問題を検討していて、さらにこれに対する運行時の保安あるいは保守管理、これを原則論、いわゆる駅というものは直線でつくるんですよという原則論にとって議論がされておったということが実情のようでございます。したがって、この位置の特定については、今後の協議を経てその方向性が定まってくるんではないだろうか、こういうふうに思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　私は、冒頭の中でお話ししましたけれども、これまでの国鉄の技術がそのままＪＲに引き取られました。御存じのように国鉄の技術は日本一というよりは世界一なんです。これまでＳ字なり、そういった曲線に駅をつくること云々で言われてきました。それは本音は、そういったところに駅舎をつくることによって建設費がかさむことをＪＲが懸念したんです。ああいう難しいところに駅をつくるなんていうことは、今のＪＲの各線区の駅を見れば、決してできないことじゃないんです。問題は、安全がカーブによって確保できるか、できないか、それだけなんです。

先を急ぎます。それで、埼京線という線があります。北赤羽という駅があるんですが、これ、御存じですか。もし知っておられれば、この北赤羽駅がどんな駅であるか、ちょっと御説明していただきたいんですが。――打ち合わせの段階で「私は今回は非常に勉強した」こういうお話がありましたので、それまでも勉強されたと思いまして質問したんですが、この駅は橋の上に駅があるんです。普通、駅は地上につくられたり、あるいは線路の上につくられる橋上駅、これが一般的なんです。ところが埼京線の北赤羽という駅は、川の上に鉄橋があり、その上に駅があるんです。

何を言いたいかというと、例えば曲線でＳ字型で駅舎をつくることが無理であれば、浅川のあの鉄橋の上に駅舎をつくることも、これは一つの案として考えられます。特に建設費の問題から見れば、あるいは採算上の問題から見れば、非常に有利な話だと思うんです。これはぜひ検討課題の中に入れていただきたいというふうに思っております。

なにか、３点提示されたうちの最初の問題が私の認識と参事のおっしゃっていること

の食い違いがあるということで、ちょっと歯車が狂ってしまったんですが、いずれにしましても、これまで企画財政部を中心としまして新駅設置に向けて大変な努力をされてきたと思うんです。そういった努力をこれからも続けていかなければ、この駅は完成できないんです。

さっき市長もおっしゃっていましたけれども、簡単な施設でない、時間をかけてやっていくんです、こういうお話、まさにそのとおりなんです。ただ、そういう基本的なスタンスがある中で、議員との話の中で意思疎通がされていない、これではちょっとうまくないと思うんです。ぜひ、首をひねっていらっしゃいますけれども、私は打ち合わせの段階では、三つの問題点はＪＲから明示された、そういうふうに聞きました。しかし、そうでないということがここで初めてわかりまして、また次の一般質問の中でこの問題については抗議かたがた追及したいと思います。

非常に時間を費やしてしまいまして申しわけございません。まだ質問があるんですけれども、次の一般質問の項目もありまして、時間をとっておかなきゃなりませんので、この問題につきましては、これで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって15の１、西豊田駅誘致事業は一意専心の取組をの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木美奈子君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時25分　休憩

午後１時34分　再開

○副議長（鈴木美奈子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問15の２、日野市は岩手県沢内村の福祉を学べ！敬老見舞品等の全廃で思うことの通告質問者、佐藤洋二さんの質問を許します。

〔２番議員登壇〕

○２番（佐藤洋二君）　それでは、午前中に続きまして一般質問をさせていただきます。

平成８年度、1996年度予算が３月27日の本会議で修正可決されました。このことにより敬老見舞品、施設入所者等夏冬期見舞品贈呈は全廃され、福祉の一部が切り捨てられました。今定例会は予算案を先議し一般質問を後にするということで、一般質問の趣旨

が予算に反映できない議会でした。したがいまして、この一般質問は福祉切り捨てに対する抗議の一般質問といたします。

昨年、市民クラブの皆さん、無会派の皆さん７名で、秋田県と岩手県の２市１村を行政視察してまいりました。秋田県横手市の保健センター、岩手県北上市の公園行政を視察、もう１カ所の視察市、１村は、日本一の健康村で有名な岩手県沢内村の、福祉と医療と保健の連携についてでありました。今、全国で沢内の福祉、医療、保健が高く評価されております。そのゆえんは、村民の生命と健康を守ることを行政の基本理念と位置づけ、昭和30年代に入り雪と貧乏と病気の三悪追放をスローガンに、生命尊重の行政を展開、とりわけ昭和30年代の半ばから取り組んできています保健活動は、村立沢内病院と健康管理課がその中心核となり、保健活動、健診、治療、リハビリに至る包括医療体制の確立を目指し、今も時代の要請に応じ、さまざまな活動が展開され、さらに急速に進行する高齢化社会に対応すべく福祉サイドとの連携の強化に務めているところであります。

その沢内の福祉と医療、そして保健を、常々視察してみたいと思っていた私に、昨年３月、定例議会での理美容券の所得制限導入という福祉の後退、切り捨てが、沢内村への視察を一層拍車をかけ、前述しました市民クラブ、無会派の方に御無理を申し上げ、視察日程に入れていただき、今回実現ができたわけであります。

沢内村は岩手県の南西部、奥羽山脈の分水嶺を境としまして、西に秋田県と接するところに位置する高原性の盆地で、東北民謡「沢内甚句」に出てくるように、お米の出どころであります。世帯数は、わずか1,100、人口も4,400人。そのうち60歳以上の方々が1,450人で、沢内の全人口の33％に当たり、65歳以上の人は20％を超えるという大変高齢化の進んだ過疎の村であります。また、年間予算はわずか28億6,000万円。ちなみに、日野市の96年度一般会計予算が451億でありますから、その６％ちょっとにすぎないという、財源も大変乏しい東北の小さな自治体であります。

その財源の大変乏しい地方の自治体が、どのような取り組みで長寿日本一、福祉と医療、保健の沢内になったのか、大変、興味深く研修に臨みました。研修に出席された住民福祉課長より「生命を大切にする沢内村」と題した説明をしていただきました。岩手県沢内村、今でこそ福祉の沢内で全国に名をとどろかせている自治体ですが、ここに至るまでには大変な苦労があったそうであります。かつて沢内村は雪と病気と貧困にあえいでいました。平年、２メートルを超える豪雪が経済活動と活性化を阻害し、貧困の原因になる。貧困がゆえに、病気にかかっても病院に行くことができない。その病気がさ

らに貧困を増すという悪循環が続いたそうであります。

そこで、沢内では、まず雪という自然との問題に取り組みます。これを解決して日本一の健康村への第一歩は、まさに雪との闘いであったわけであります。その雪との闘いで培われたたくましい村民性は、激動する社会にあって、医療、福祉、保健の村、また治雪、活雪、新雪の村をつくり上げる原動力となっています。雪に勝った沢内は、次に病気の問題を解決する取り組みを始めます。1960年、65歳以上のお年寄りに医療費の10割給付を始めます。もちろんこの医療費10割給付は、国の施策に先駆けたもので、さらにこの制度は、翌昭和36年から60歳以上と乳児にその対象を拡大します。つまり社会的に弱者といわれている乳児とお年寄りが医者にかかる場合、治療費を一切支払わなくともよいという制度になったのであります。

そして昭和37年、1962年には、乳児死亡率ゼロの金字塔を樹立します。命を守ると訴え続けてきたこの間、村立病院の先生を招聘するのに、過疎、雪国、低報酬等の悪条件のため医師の来手もなく、またせっかく来ても３カ月ぐらいでやめてしまったり、さらには制度継続のための資金調達など、沢内の生命行政は多難な歴史背景を持ちながら困難をみずから乗り越え、地方自治の精神を貫き、住民の支持もあって、その後、母子家庭、寡婦、精神障害者、重度心身障害者などなどにも拡大され、今もこの施策は継続されています。

また、働き盛りの人たちの健康を守る立場から行われておる総合成人病健診は、成人病の早期発見に大きな成果を挙げています。

まだまだたくさんの事例を研修してきましたが、時間の関係で申し上げることができないことが大変残念であります。住民福祉課長の、だれはばかることのない「生命を大事にする沢内村」と題した研修は、１時間とちょっとぐらいでしたでしょうか。予算的にも恵まれない地方の小さな自治体が、施策を導入するために雪と闘う。途中幾つかの困難にぶち当たる。研修を受けている間、何度、感動、感銘したことでしょう。沢内の福祉、医療、保健の総合的な取り組みは、まさに研修のテーマどおりであり、お年寄りの皆さんが、次の世代を担う乳幼児、子供たちが、そして働き盛りの大人たちが、健康で安らかな生活を送ることを行政の最大の責務と考えている方だと痛感をしました。

研修を終えた後、会議室の壁に掲げられている額の１枚に「住民の命を守るために、私は命をかけよう」と書かれた色紙に気づきました。役職が書かれていませんでしたので、住民福祉課長に伺ったところ、沢内の福祉の体系をつくり上げた前村長の書であることを知りました。惜しまれながら２期目半ばで他界されたそうです。この19字の文字

に、雪と病気と貧困と闘う沢内の指導者の信念があらわれており、胸を打たれました。現村長も就任当時より、命の尊重に対する行政の継承、発展に努力されており、すばらしい指導者であった故深沢村長の精神を原点とし、人生80年代を迎えても元気で人生を全うできる村の政治でなければならない、これを信条として福祉を進めているそうであります。

さて、昨年３月議会で、日野市はいつも身だしなみを清潔にして日々を楽しく過ごしていただくことを目的とし、1974年、昭和49年より実施してきました福祉の一環である理美容券に、いわゆる所得制限の導入を意図しました。この福祉切り捨て攻撃は、幸いにしまして委員会、本会議で良識ある議員の反対で否決され、福祉の切り捨てはされずに済みました。しかし、あのとき私は、この理美容券のことを橋頭堡とし、市長はこれからなし崩し的に福祉の切り捨てを行ってくるのではないかと、一抹の不安を抱かずにおられませんでした。その不安が、不幸にも的中をしてしまいました。２月12日の予算案説明の折、敬老見舞品と施設入所者等の夏冬期見舞品が全廃という形であらわれてきました。大変残念なことであります。そのことで、５点の質問を通告しておりましたけれども、時間の関係で２点に絞ってさせていただきます。

１点目は、釈迦に説法だったかもしれませんが、昨年10月の会派視察の研修したことをベースに、岩手県湯田郡沢内村の福祉と医療と保健についてを発言をさせていただきました。くどいようですが、生命尊重の基本原則と、自分の健康は自分で守るという住民の自覚と認識により、沢内村は全国的に知られる包括医療体制を構築しました。健康づくりの基本を予防に置き、日夜、各種の健診や保健衛生思想の普及に努めています。なかんずく、総合成人病健診は、成人病の早期発見に大きな成果を挙げています。また、60歳以上の方が33％を超え、65歳以上の方が20％を超える沢内では、在宅福祉、生きがい対策などなどを、関係機関と連携しながら展開しています。こうした沢内の医療、福祉、保健について日野市はどう評価されるか、お伺いいたします。

質問の２点目、23区及び他市町村の動向についてお伺いをいたします。例えば敬老祝金品、見舞金品の贈呈について、23区と27市３町２村について私は調べてみました。平成３年度の実績では、今、名前を出しました23区、27市などなどでは、すべての自治体で支給がされています。そこで、これらの区、市等でこの制度を廃止した、またこれから廃止しようとする自治体について、お示しをいただきたいと思います。

時間がありませんので、簡潔にお答えをしていただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さんの質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　質問の第１点でございます。岩手県の沢内村の医療、保健、福祉については、その先進性が全国的に知られており、特に乳児医療あるいは老人医療の活動等の行政は、日本をリードするものと伺っております。

昭和32年に第18代の村長として就任された深沢村長が、就任以来、生命の尊重は政治の基本であるという、そういう考え方のもとに沢内村の基本的な行政課題を、先ほどのお話にありました豪雪、貧困、多病の克服において、冬期の除雪あるいは地域医療の充実など、その根本的な解決に当たって、以後、歴代の村長が継続発展的に施策を広げてきたと承っております。これらの施策の背景には、住民の命と暮らしを守ること、生命と自然とは一体などの政治理念があり、住民に学ぶという一貫した姿勢があったとされております。

通告の中にもございました包括保健医療体制、これは健康増進、予防、健診、医療、リハビリ、この５項目を内容としておって、命を守るための体制という位置づけをして、文字どおり保健、福祉、医療の一致を具体化したものと受けとめております。特に社会教育の重視、住民の連携の中で、健康教育、この中には若妻学級を初め、いろんな社会教育のジャンルを使いながら徹底的な健康教育、そして衣食住にかかわるすべての分野にかかわるいろんな生活指導なんかも含むわけですけれども、住宅改良も含みます。予防健診等にも力を注いでおります。結果として命と暮らしを守り、そのことが住民の幸せにつながったことが高い評価を受けているものと理解をしております。

次に、23区、他市町村等の見舞品等の廃止の動きでございます。23区及び他市の状況でありますが、先般、東京都の敬老金が平成10年以降、廃止予定とのことから、記念品等につきましても、各区市で検討を始めております。23区につきましては、都下27市と異なり、東京都の敬老金に上乗せして区単独の敬老金を贈呈するところは10区、そのかわりに記念品につきましては、ほとんどの区が実施しております。しかし、年齢的にはほとんどが77歳、88歳、99歳などの節目に品物の贈呈を行っており、日野市のように70歳以上の高齢者に贈呈しているのは３区――中央、新宿、江戸川となっております。

また、27市の状況でありますが、記念品を65歳から贈呈している市が３市――府中、東村山、福生。このうち２市が見直し、または廃止の方向で検討中であります。70歳以上の贈呈は、日野市を含め３市ですが、これは日野、多摩、稲城。そのうち１市は74歳までで、以後、85、90などの節目の贈呈となっております。また、75歳以上の贈呈は８市。うち１市が平成８年度に廃止、その他３市が一部廃止または見直しの検討をしております。

記念品の贈呈を行っていない市は２市――田無、武蔵村山でございます。現在までのところ敬老金品を現行どおり贈呈する市は12市となっております。

施設入居者、入所者への夏冬期見舞金品については、老人ホーム関係では23区のうち３区が実施しており、27市では日野市のみが実施しております。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　簡潔に御回答していただきまして、ありがとうございました。特に、沢内村の福祉は日本をリードするものである、こういうふうなコメントをいただきまして、もう十分満足しております。市長からもいろいろとコメントをいただきたいんですが、時間がございませんので私の意見を述べて、この一般質問は終わりたいと思います。

二、三年前までは、日野市は福祉の日野、森田市長は福祉の森田ということで、全国で注目され、日野市の福祉を学ぶ自治体が数多く出現をしました。こうした全国の流れの中で、国の施策に先駆けた福祉が全国的に広まり、国がその施策、制度を取り入れざるを得なくなりました。それだけ日野市が果たしてきた役割が大きかったわけであり、福祉の日野を私は誇りにしてきました。そうした日野市の果たしてきた役割の中で、今、東京23区、27市の福祉は、日野に追いつき、追い越しました。と同時に、日野市の福祉に対する役割は、昨年、ことしの福祉一部切り捨ての市長方針により終わりを告げたと思います。

ところで、日野市が毎年発行している日野市事務報告書、この中に「他市市町村議会議員行政調査台帳」の項があります。昭和60年から平成４年までの８年間の統計を見ますと、日野市への行政視察の主なテーマは、福祉がほぼ４割に達しておりました。一昨年は２割８歩５厘、昨年は２割５歩６厘と下落していました。これは偶然なケースだったかもしれませんが、日野の福祉に対する期待度に変化があったということに、参考になります。

さて、東京都が75歳以上の老人に年5,000円を一律支給してきた敬老金が廃止されることが決まりました。しかし、当初97年度としていた支給打ちきりの時期については、別に規則で定めるということで、先送りの可能性が高いと報道されています。同じ廃止でも、東京都のようなこういう方法もあります。十分な配慮、考慮、意見聴取もせずに、猶予期間も置かずに短兵急に結論を出すことはいがかなものかと感じているところであります。

ここに、府中市議会の会議録がございます。この中に、決算の特別委員会の中で委員が「東京都と本市は高齢者に敬老金を支給している。都は来年度、支給中止の方針を打ち出している。高齢者は大変心配しているが、東京都市長会は都に対し何か要望しているか」こういう質問がありました。これに対し企画課長は「市長会では敬老金の支出中止は余りにも唐突なので都に見直しを要求している」こういうふうなことが書かれています。

要するに、市長会として東京都の敬老金廃止は余りにも唐突なので見直しをしてほしい、ということなのです。当然、森田市長もこの市長会のメンバーでございますから、都知事に廃止しようとするのに猶予期間を置いてほしいという要請をしているわけであります。まさに正義と民主主義の源のようなことを、この市長会でおっしゃっております。しかし、御自分の提案されるものには、そのことについて一切触れておりません。全くつじつまの合わぬ理論と実践の伴わないものであると言わざるを得ません。財政の乏しい村政の中で、村民の圧倒的な支持を得、福祉の向上に力を尽くす岩手県沢内村、できれば市長に恥を忍んで沢内の福祉を学んできたいただきたい。こういう気持ちでいっぱいであります。

私の意見を申し述べて、この一般質問を終わらせていただきます。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって15の２、日野市は岩手県沢内村の福祉を学べ！敬老見舞品等の全廃で思うことの質問を終わります。

一般質問15の３、定住外国人への参政権付与について再度問うの通告質問者、佐藤洋二さんの質問を許します。

○２番（佐藤洋二君）　残り11分ということでございますので、趣旨を述べ、質問の途中でチャイムが鳴る可能性もありますけれども、お許しをいただきたいと思います。

定住外国人の皆さんが望んでいることは、地域住民として住んでいる普通地方公共団体の参政権を得ること、そしてこの権利の行使を可能にする立法措置を日本国が直ちに講ずることであります。

その望んでいる要望の根拠として、まず定住性があります。定住外国人は特殊な歴史的経緯の手段として日本国に住むようになった人、及びその子孫であり、居住する地域社会の定住外国籍市民であって、普通地方公共団体の住民であること。次に、定住者のその多くが、日本で出生した特別永住資格者や一般永住資格者であり、永年にわたって日本人とともに学び、交流し、日本社会で就職し、家庭を持ち、地域にあっては、その構成員として地域社会に貢献していること、また住民税、所得税など各種の納税義務を

日本人と同等に履行している納税者でもあります。

根拠の２点目は、普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権、被選挙権を憲法上、保障されているということであります。それは、選挙権、被選挙権は、憲法上保障された基本的人権であり、まず何よりも憲法第13条の幸福追求の権利に基礎づけられています。この幸福追求の権利は、政治決定に参画し自己の意思を表明する権利、すなわち政治過程に積極的に参加する権利をおのずから含んでいます。また、参政権は納税者への権利を具体化するために不可欠な基本的人権であり、憲法30条は、国民は法律の定めるところにより納税の義務を負う、と定めています。この納税の義務負担者は、日本国籍を有する者のみならず、日本社会に居住するすべてのものであります。

３点目は、日本国が批准している国際人権規約、Ｂ規約に照らし、選挙権、被選挙権が保障されていることであります。同規約第25条は、すべての市民は、第２条、人権実現の義務に規定するいかなる差別もなく、かつ不合理な制限なしに次のことを行う権利及び機会を有するとして、直接に、または自由に選んだ代表者を通じて政治に参与することを規定しています。

根拠の４点目は、地方自治法第10条１項において、住民の意義につき市町村の区域内に住所を有するものは当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とすると規定し、同上第２項で、住民は法律の定めるところによりその属する普通公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負うと規定し、地方自治の本旨に基づく住民としての権利、義務の平等を明らかにしています。

さて、昨年、95年２月28日、定住外国人の参政権に対し、選挙権を是認する判決が最高裁で出されました。本文要旨は、永住者等であって、その居住する区域の地方公共団体と特段に密接な関係を持つに至ったと認められるものについて、選挙権を付与する措置を講じることが憲法上、禁止されているものではないというもので、この判決の意味は、これまで定住外国人に選挙権を与えることに否定的であったり反対だった政府、政党、各級議員や自治体などは、憲法上の問題がないことを最高裁が明示したことにより、永住外国人に選挙権を付与することに対する合理的な反対ができなくなったこと、永住外国籍市民に参政権を付与する論議が一層本格化し制度実現への気運が盛り上がり、地方議会での意見書の採択に弾みが出てくるのではないでしょうか。

そこで、質問をさせていただきたいと思います。

質問の第１点は、昨年の６月定例会で私の一般質問「戦後50年、不戦の誓いも新たに」の表題中、質問要旨、外国人登録した在日、在市人に参政権をの中で、市長は「法律が

施行され次第、早速にやりたい」と回答されました。また、ことし２月のプレス発表で「地方から動きを起こしたい」と発言されました。参政権付与について、市長のおっしゃる地方から動きを起こすという、具体的にどのようなことなのか、お尋ねをしたいと思います。

質問の２、定住外国人が求めている参政権は、冒頭の発言の中でも触れましたが、普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権と、並びに被選挙権を得ることであります。市がこれから進める取り組みはどういう参政権なのか、お尋ねをしたいと思います。

質問の３、定住の条件について質問をします。定住外国人とは、地方自治の本旨に基づき地方公共団体の住民としてともに生きる外国人で、合法的に日本に継続し５年以上居住する外国人と理解しますが、その解釈でよろしいでしょうか。

質問４、外国人登録者数は全国で約135万4,000おります。日野市には1,306人、そのうち20歳以上の永住者は296人であります。立法化された場合、永住、定住条件が整えば、すべての外国籍を持つ方々に選挙権を付与するおつもりでしょうか、お伺いします。

最後に、付与の目安についてお尋ねします。95年２月、定住外国人に対する参政権についての憲法上、禁止されていないという判断が最高裁で出されました。この問題に対する各自治体の意見書採択の状況は、1993年、わずか16件、次の1994年は182件、そして1995年には一気に790件に及び、今、全国で988自治体で意見書が採択され、流れが大きく変化しています。参政権の付与の時期をどの辺に置かれているかについての質問をいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さんの質問についての答弁を求めます。あと３分ですので、よろしくお願いいたします。市長。

○市長（森田喜美男君）　そういう情報を承知した後ですが、選挙管理委員会事務局長に指示をして、正しいその作業を進めるようにということを行いました。だんだん追求してみますと、やっぱり法律の整備が必要だということがわかってきたわけでありますが、どういう法律が整備されれば可能になるかということにつきましては、まだ我々の勉強不足のところがあります。

したがいまして、この間もどなたかにお答えいたしましたとおり、日野市の名前をもって自治省なりに提言を行って、国の法整備について急いでもらうように要請をしたい、こう考えております。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　市長がこの問題で一生懸命に動いているということは、新聞の

発表などで十分に理解しております。ぜひこれからも市長にこの問題について積極的に動いていただきたい、こう思っております。

いずれにしましても、最高裁での一定の判断がなされました。選挙権を与えるか否かは国策によるものと考えておりますが、定住外国人への選挙権の付与については、日野市の、また市長の御努力が近い将来報われますように、さらに一層の市長の御努力をお願いしたいと思っておりますけれども、本来ならば地方から動きを起こしたいという具体的な事柄についてお聞きしたかったんですが、時間の許す範囲で、その問題について触れていただけますか。どのように具体的に動いているかというのを。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　まず、選挙権の人名簿があるわけでありますから、その対象者の人名簿をつくり、いつでも行動できる、こういう状態を準備しておきたいと思っております。

それから、法整備というのは何をもって法整備というのか、ちょっとまだ勉強不足でありますが、こういう状況にある中で、自治省あるいは国政当局がこれを放置しているという怠慢は、これは国民としても大いに意見があってよろしいんではないかと思っております。議会でも意見書が議決されておりますし、私どもも自治体の長として行動を起こしていきたいと思っていますが、その行動というのは、やっぱり文書でも出し、あるいは新聞等に発表をして、国民の意思の存するところを明確にしていくことであろうと思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　もう１点伺いますけれども、これまでの経過の中で、法整備というのは公職選挙法と、それからもう一つ、地方自治法を改正すればこの問題が解決できる、このように理解しておりますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　それだけでいいかどうかが、ちょっとわかりかねますが、そのことは当然、必要だというふうに思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。（チャイム）発言時間が終了しましたので、発言を中止してください。

これをもって15の３、定住外国人への参政権付与について再度問うの質問を終わります。

一般質問16の１、余裕教室を子ども達のために有効利用せよの通告質問者、執印真智

子さんの質問を許します。

〔14番議員登壇〕

○14番（執印真智子君）　それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

近年の児童生徒の減少により生じる余裕教室の活用につきましては、他の議員の方々からも質問が出され、一部、地域解放という形で活用が進んでおります。南平小学校、第五小学校に続き、今年度もさらに地域解放を進める予算が通ったところです。これは市民の税金で、市民のために建てられた学校が、より広く市民に活用され、より深く市民に愛される場所になるために重要なことだと認識しております。それを踏まえた上で、余裕教室の活用をいま一度、子供たちの目でとらえ直してみようと考えました。

私の回りには、子育て中の友人や子育てを経験した友人が多くいまして、そのほとんどが日野市立の小・中学校に子供たちを通わせていますし、通わせてきました。保護者として学校に行く機会があるのですが、どうも空き教室、市民には余裕教室というよりも空き教室という感じが強いので、あえてこのように言いますけれども、空き教室が多いようだ、それをどのように使っているのか調べたいということで、手分けして学校に聞き取りをいたしました。小学校９校、中学校４校への聞き取りですし、すべて網羅できなかったこと、また学校によっては、保護者にそのようなことはお答えできませんという、つれない回答もあったということで、1996年度の使用状況はまだ出ないかと思いますので、1995年度分で結構ですので、余裕教室活用状況を、まずお教えください。これが１点目の質問です。

２点目の質問は、余裕教室利用と地域解放の基本的な考え方をお尋ねいたします。空き教室、余裕教室というと、地域解放がまず頭に浮かぶのですが、子供たちの学ぶ場としての学校と、本来、市民の税金で建て地域解放されるべき市民のものとしての学校を、市としてはどのように整理していらっしゃるのでしょうか。

以上、２点についてお伺いをいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　執印真智子さんの質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　１点目の余裕教室の数でございます。利用状況でございます。学校の普通教室の増減でございますが、これは４月の段階で学級編成でいろいろ変わりますけれども、1995年、昨年の５月１日の教室の状況を発表したいと思いますけれども、全保有教室は440教室で、その中の余裕教室158教室でございます。中学校でございますけれども、中学校におきましては、187教室のうち60教室が余裕教室となっ

ております。

この余裕教室でございますが、主に今、学校の教育活動の中に使われております。特別教室とか、あるいは多目的教室とか、ランチルームとか、学習教室とか、教材室とか、そういうことでございます。中学校も同じような形で使われております。

第１点目のものはそういうことなんですが、第２点目の、余裕教室の利用と地域解放の考え方でございます。これは、学校の施設の活用目的は、第一としては、やはり義務教育のためにゆとりのある教育ということで、学習活動の質的向上とか、そういうもののために学習指導をするための余裕教室の使用というものを考えております。あと、そういうことのほかに、残ったものというわけではありませんが、それをバランスを見ながら今度は生涯学習部の方の活用に、第二義的にはそういうことを目指して、先ほど御説明がありましたような解放の施設ということに利用できるように考えております。

ですから余裕教室だけでなしに、実際の問題としては使っている音楽室とか、そういうものも解放の対象にはしております。

以上で、２点でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　執印真智子さん。

○14番（執印真智子君）　ありがとうございました。

今のお答えの中で、余裕教室の利用の状況、それから、まず子供たちの学習活動の質的向上に余裕教室を使っていこうということが答えられたんですけれども、子供たちのために余裕教室を活用しようという考え方は、まずそのとおりだというふうに考えております。

再質問に入りますけれども、先ほど申し上げましたように、保護者で話し合ったときに出た話題、またそれをもとに子供たちにも聞き取りをしましたところ、更衣室がないということでした。学校によっては、子供たちは階段の踊り場を使って体育時などの着がえを行っているということです。子供たちも、特に高学年になりますとプライバシーの問題も出てまいりますし、やはり更衣室をつくるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

２点目なんですけれども、子供たちのために余裕教室を使うということを前提に、先ほどの子育て中の友人や子育てを経験した友人から、実は一番多く出てきた意見というのが、学校の中に地域のお年寄りとの触れ合いの場をつくりたいということでした。近ごろはボランティアをすると点数がふえて高校入試に有利というようなボランティアもあるようですが、どうも感心しません。日常的に触れ合うことで心が育っていくような

場の確保が必要かと思います。余裕教室を使っての高齢者との触れ合いについて、どのようにお考えでしょうか。

また、折しも東京都は1996年度予算の中で、余裕教室活用整備補助を打ち出しております。区市町村が小・中学校などの余裕教室を活用して在宅福祉サービスを実施する場合に、そのための施設改修費、初年度備品の整備を補助するというもので、補助基本額が2,000万円ということです。こうなりますと、一時転用というよりは恒久転用となるかと思いますので、また新たな問題も出てくるかとは思いますが、教育部門としては、このような事業の受け入れについてはどのようにお考えでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　余裕教室を更衣室にということでございますが、児童生徒の生活交流スペースの内容といたしまして、ラウンジとかランチルームとか、それから更衣室がその中に――部室とか更衣室が含まれるわけですけれども、現在のところ中学校で３校ばかり部活用として普通教室を一時転用して、更衣室としておりますけれども、まだ現在では、それほど多く小・中学校全体としては児童生徒の更衣室を準備しているというところまでいっておりません。今後、更衣室の整備については、各学校の余裕教室とか、それの推移を見ながら学校と協議をしてまいりたいというふうに思っております。

その２点目の、余裕教室を利用した高齢者と子供たちとの交流についてでございますが、学校の行事といたしましての触れ合いの現状ですけれども、老人と一緒に給食をするという、前にちょっと私も議会でお話ししたかと思うんですが、ある学校で１年に１回、地域の年寄りを呼んでランチルームで高学年――５年、６年だったと思いますが、高学年とお年寄りを事前に招待をして地域のお話をしたり、それから子供たちがそのお話にお礼をしたりしながら食事を一緒に、おいしい食事をありがとうございましたということで、老人を招いてやっている学校があります。そういうような学校が、同じような形じゃありませんが、地元との触れ合いとかいろいろありますけれども、そういう学校が小学校では４校ぐらいございます。そういうふうな現状でございます。

今、この年寄りとの触れ合いという新しい経験が子供たちの教育にとってはすごく参考になりまして、こういう問題は機会あるごとにやれればいいなというふうに思っておりますが、教育の現場で起きますと、そういう番組を組めるという問題もありますので、１年に１回程度で今のところはやっております。

恒久転用ができるほどの余裕教室が見込まれるようなことになったときには、またそ

れは老人福祉というか、老人が主体になる事業としてそういうことをやることに対しては、我々もそれは賛成をしていかなきゃいけないと思いますが、とりあえず教育の立場としてできることを各学校でそれぞれの地域に合わせた形で、各学校一つずつでもやれたらいいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　執印真智子さん。

○14番（執印真智子君）　ありがとうございます。

今、東京都の予算については特にお答えがなかったんですけれども、福祉局の予算ということですので、福祉の方で、こういうものについては取り入れていきたいというふうに考えているのかどうかを、お尋ねしたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　余裕教室の活用について、文部省と厚生省との合意がなって、在宅福祉の分野での活用が図れる可能性があるというニュースは、大変福祉部としても施策を展開する上で、よい情報であると受けとめております。今後、まだ具体的な活用には検討すべき事項もたくさんあると思いますが、教育委員会の協力をいただけるということでありますので、そういう中で補助金の活用も含めて具体策を、今後、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　執印真智子さん。

○14番（執印真智子君）　ありがとうございました。

更衣室の件につきましては、学校の方と協議をしたいということですので、ぜひこれは積極的に進めていっていただきたいというふうに思います。大体、今、更衣室がないものですから、体の大きくなった、特に大きくなった女の子の親なんかが先生に申し出て、先生が理解してくれれば更衣室ができるというような、そういうような状況になっていますので、プライバシーが守られる権利というのと、その性が大切にされる権利というのは、同格の権利として保障されるべきものだというふうに考えますので、ぜひ積極的な協議を学校とお願いしたいと思います。

それから、今、地域の中で学校を使ってお年寄りとの触れ合いということなんですが、やはり地域で住んでいる者の目からすると、非常に学校というのにもっとなじんでいきたいというか、もっと大事にしたいという、そういう気持ちのあらわれが、学校の中でお年寄りと子供たちが触れ合う場ができたらいいなというところにつながっているんだ

というふうに思います。

神戸では、神戸高倉台学校公園という発想で、学校が地域に開かれているところがあるそうです。日野の小学校を見ますと、学校の塀に「学校長の許可なく立ち入ることを禁じます」と書かれているところが、まだあります。それを見るたびに、学校内に立ち入らずにどうやって校長に許可をとればいいのだろうというふうに、いつも面食らうわけですが、せめて「御用のある方は校長室までおいでください」というぐらい、それぐらいのことは書けないものだろうかというふうに、いつも感じております。

余裕教室の使用状況を調べましたときに、保護者にはそのようなことは答えられないというお返事をされた学校も幾つかありまして、学校は子供たちや地域のものではなくて校長先生のものかなと、思わず考えた保護者もいたようです。校長先生がそうならざるを得ない状況も含め、保護者が教育にもっと口を出すべきときが来ているというふうに考えています。子供たちの人権が大切にされるとともに、地域に開かれていく学校のありようを、余裕教室の活用を含めて今後とも進めていただきたいと思いますが、教育長からお考えがあれば、保護者が教育に口を出すということも含めて、お答えをいただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　学校教育ということで、学校の方は校長を初め先生方の協力のもと、一生懸命お子様の教育に鋭意、努力をしているわけでございます。ところが、教育を進める前提としては、いわゆる保護者の方の協力がなければいけませんし、また、地域の方々の支援もなければいけないと思います。学校だけで教育の成果を高めていくということは、現在のこういう社会の中では大変困難でございます。そういった意味で、保護者の方々、地域の方々とともどもに協力をして、学校教育を推進していくということが大事かと、こう考えております。

また、学校の教育活動の中で、地域の方々との結びつきを深めていく、その中で、人生の先達であります御老人の方とともに食事をしながら生活の知恵なり、また生活の移りかわりなりを子供たちが学習するということは、大きな意義を持っているものと認識しているわけでございます。そういったことで、また学校の方にもそういうことの重要性というものをよく話をしながら、学校の一つの教育活動の計画の中にできるだけ取り入れてもらうように、お願いと話し合いを進めてまいりたい、こう思っております。よろしくお願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　執印真智子さん。

○14番（執印真智子君）　ありがとうございました。

教育長以下、大変御努力をいただいているというふうには思いますけれども、現場に参りますとまだまだ親が学校と話し合うということが、なかなか難しい状況というものがありますので、ぜひこの辺は心にしっかりととめていただいて、今後とも余裕教室を子供たちのために有効活用するとともに、いい形で地域に開かれたものにしていっていただきたいということをお願いいたしまして、この質問を終わります。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって16の１、余裕教室を子ども達のために有効利用せよの質問を終わります。

一般質問16の２、就学時健康診断のあり方を問うの通告質問者、執印真智子さんの質問を許します。

○14番（執印真智子君）　ことしも、もうすぐ小学校の入学式が行われます。子供たちは喜びと緊張感を胸に学校の門をくぐり、新しい先生や新しい友達と出会います。そして保護者もまた喜びと緊張感を胸に、子供を学校に送り出します。４月は、だれもが希望と喜びに満ちた時期です。しかし、その中で、地域の学校に行きたくとも行けなかった子供たちと保護者、そして後ろ髪を引かれる思いで別の学校に行く子供たちと保護者がいることを忘れてはならないと考えます。

昭和54年に養護学校の設置義務化が実施され、その前は就学猶予で自宅にいたり、普通学級で受け入れられてきた、本来、特殊学級に行く必要がなかった子供たちまでが、養護学校や特殊学級に行かざるを得なくなりました。この義務化というのは、養護学校や特殊学級に行かなければならないという子供の義務ではなく、設置の義務ということだと考えますが、現実的には子供たちの差別化を進めることになってしまったと認識をしております。

1993年には国連で統合教育が原則と決められるなど、時代は障害者を隔離するのではなく、ともに生きる方向へと動いています。

また、1994年には、日本でも、子供の権利条約が批准され、障害による差別の禁止がはっきりとうたわれています。

また一方、いわゆる健常児と呼ばれ、普通学級に通う子供たちに目を向けますと、いじめ、不登校など、ハッピーな気持ちで学校時代が送れなくなっている状況が久しく続いています。これらの状況を考えるとき、すべての子供がともに生き、みんなが違う存在であるということを学び合う権利を、まず子供たち自身が奪われているのではないかと考えざるを得ません。今回は、その大もととなっている就学時健康診断の問題を質問

いたします。

まず１点目は、就学時健康診断における上級生の子供たちの手伝いについてです。本来、教育委員会が行うべき仕事を、委託費を出して学校現場に実施させているわけですので、子供たちに就学時健康診断の手伝いをさせるのは、不当な労働を子供たちに強いていると考えます。この件については予算委員会で、1995年度、手伝いをさせている学校が６校減ったと伺いました。学校との話し合いの状況も含め、現状をお教えください。

２点目は、就学時健康診断の検査項目と、その目的について確認をいたします。

学校保健法第４条には、市は第22条第１項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべきもので、当該市町村の区域内に住所を有する者の就学に当たって、その健康診断を行わなければならない、また学校保健法の施行規則第１条10項に、知能についても検査することが書かれていますが、日野市でも、この施行規則に基づき就学時健康診断が実施されているということで、いいでしょうか。

目的については、学校保健法第５条に「市町村の教育委員会は前条の健康診断（就学時健康診断）の結果に基づき治療を勧告し、保健上、必要な助言を行い、及び学校教育法第22条第１項に規定する義務の猶予もしくは免除、または盲学校、聾学校、もしくは養護学校への就学に関し指導を行うなど適切な処置をとらなければならない」とあります。この法律には、就学措置が目的と書かれているわけですが、目的は、それでいいでしょうか。

３点目は、障害児の発見、振り分けに反対の意見を持ち、就学時健康診断を受けなかった子供と保護者は、昨年何組あったのか。また、その方たちへの対応はどのようにされたかをお伺いいたします。

４点目は、就学時健康診断は必ず子供の属する学校で受けなければならないのかをお伺いいたします。昨年10月15日付の広報に載った就学時健康診断のお知らせを読みますと、就学時健康診断日程表として、各20校の名前と電話番号、日程が載っております。「指定健診日に受診できない場合は事前に会場校に御連絡ください」と書かれております。この書き方ですと、連絡をとってくれば当日、都合の悪い人への対応は教えてやるというふうにもとれますし、また、就学相談が７月から行われていて、既に行くべき学校が決められている子供も行かなければならないのかと感じさせるなど、不親切で、しかも高圧的であると感じられます。指定日に受けられない人にはどのような対応が用意してあるのでしょうか。さらに、就学時健康診断があたかも学校行事であるかのような印象を、これでは与えてしまいます。これらの問題も含め、就学時健康診断を子供の属

する学校で受けなければならないのかを、お答えください。

以上、４点について、まずお答えをお願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　執印真智子さんの質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　就学時健康診断の上級生の子供たちの手伝いの実態ということでございます。前回もまたこういう、昨年ですか、質問もございました。現在、就学時の健康診断の実施方法については、子供についても見直しを行いながら実施をしているところでございます。平成７年度で、上級生が何らかの形で就学健康診断にかかわった学校は、約半数でございます。その内容は、会場の準備、受診児童の誘導、各健診室での受け付け等でございます。今後も、この辺の問題を考えて、引き続き話し合って前進というか、そういうような形で見直しをしていきたいというふうに考えております。

２点目でございます。就学時の健康診断の検査項目の目的は何か、就学措置か、という質問でございますが、就学時の健康診断でございますが、就学予定者に対してあらかじめ健康診断をして、就学予定者の体の状況を把握し、適正な就学についての指導を行う、教育の円滑な実施に資するというような目的でございますが、具体的な内容は、学校教育における子供の健康の様子について把握をするということでございます。まず第一は、そういうことでございます。学校へ上がったときに元気よく通えるということが、まず第一でございます。

２番目は、病気があった場合に、入学時までにできるだけ治して、虫歯があれば虫歯を治療しておくとか、最近は虫歯は余りなくなりました。昔はみんな黒い歯の人が多かったんですが、そういうことは１歳６カ月とか３歳児健診でしっかりやっておりますので、今はないんですが、ほかに治るようなものをしっかりと治しておいていただく、健康な状態で入学するようにしていただくことです。

３番目は、体に障害があるお子さんについてどのような学校が望ましいかという、その問題でございますが、これは先ほどありましたような相談の場所もあります。保護者と十分話し合いをしながら、これを決めていくことです。

それから、今の１、２、３点のことの内容によって、今後、入学した後、義務教育が円滑に実施できるようにということが目的でございます。

２の３の就学時健康診断を受けない本人または保護者への対応の問題点でございます。

就学時の健康診断は、就学を予定している者に対して、あらかじめ先に健康診断を行っ

て体の状態を把握してよりよい就学を行うというふうに、そういう形で受診を進めているわけですけれども、先ほども学校に、ちょっと、前にお話ししたとおりでございます。もし健診を受けない人が、何らかの障害を持ったお子さんがいた場合に、入学前に保護者とか学校とか教育委員会で十分に話し合いができなかった場合、物理的なことも含めて、当該学校へ受け入れ体制の整備がおくれていることもあります。そういう中で、これは、このお子さん……保護者への対応でございますが、保護者と十分連絡をとるということと、そういうことをしながら保護者の御理解と、それからお子さんの行くべきところ、お子さんがしっかりと「ここがいい」というようなところを指導するように、就学を受けられない人の、そういう話をできるだけ詰めてしてまいる所存でおります。そういうふうにしております。そういうことでございます。それで実際には決めていただくわけですけれども、そのまま受けないでというわけにいきませんので、よく相談をして教育委員会で決めるということでございます。

２の４でございますが、就学時健康診断は必ずしも子供の属する学区で受けなければならないかということですが、基本的には当該の学校で受けるというようにお願いしてあります。何らかの事情で、風邪を引いちゃったとか、そういうことでその日に受けられないという場合には、別の場所でありますので、そういう一覧表もできておりまして、案内がちょっと不親切だというお話もありましたけれども、受けられるようなほかの未実施の学校を案内して、受診をしていただく。各学校での健診が終了した後に、整理日をまた１日設けてありますので、あわせて案内をしております。案内の仕方については、そういう声があるということは遺憾に思っていますので、今後そういうことのないような形で十分配慮をしたいというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　執印真智子さん。

○14番（執印真智子君）　ありがとうございました。

昨年、子供の手伝いについては約半々ということでしたけれど、まだ11校が子供たちの手伝いをやめさせていないということで、これについては、例えば自分がお世話をした子がたまたま障害があって、その子が地域の学校に、自分の学校に来なかったというときに、そういう子は学校に来られないんだなということを、地域の学校には通えないんだなということを、子供にはしっかりと教えると思うんですけれども、そういう子供たちとどうやって地域の中で暮らしていくかということを教えることにはならないので、これまで教育的配慮という言葉でやってきたんだと思いますけれども、これは大変問題

があることだというふうに思っているんです。もう少し、このとらえ方を変えていただきまして、これは教育委員会の仕事で、学校行事ではないということをまず明確に保護者にもしていくことが必要だと思います。これまで学校の時間を使ってやるもんですから、子供たちは早くほかの学年の子は帰って、大体５年生とか、次の年６年生になる子が手伝っているわけですけれども、その時間にやるということも問題がある。これだけ週休２日制も進みまして、子供たちの時間が相当厳しくなっている中で、こういう形でやっているわけですけれども、まずは保護者に対して、これは教育委員会がなすべき仕事であって、学校行事ではないんだということを明確にしていっていただきたいんですが、それをお伺いいたします。

２点目の質問については、いろいろ述べていただきまして、私、目的と、それから項目について「これでいいですか」というふうにお聞きをしたわけですけれども、それでいいですというふうな答えではありませんでしたけれども、お話の内容の中から、目的――教育委員会でどこの学校に行くか決めるというようなお話もありましたので、就学措置が目的というふうに受けとめていいのかというふうに思います。

また、いろんなお話の中で、子供たちの健康の様子の把握であるとか、元気よく通えるということがあったんですけれども、これは以前、何かのときに申し上げたかもしれませんけれども、健康というのは、その人が自分の体とうまくつき合って、それでその人らしく生きていくのが健康であって、なにか病気をしていたら健康じゃないというような、そういうとらえ方そのものは、もういけないんじゃないかというふうに思っているんです。そこのところももう少し考え直していただかないと、元気よく通えるの、その「元気よく」が、だれから見たものなのか、それから義務教育が円滑に進むということについても、だれの目から見たときに円滑なのかということなんだと思うんです。その辺が、子供が自分の、例えば、いわゆる障害があるというふうに言われていても、自分が健康と自分のからだとつき合いながら近くの学校に通えるということが、その子供から見たときに円滑に義務教育に行けるということだと思いますので、この辺のとらえ方が、何というんでしょうか、学校を管理する側からの義務教育の円滑というふうに私にはちょっと聞こえましたので、その辺は、ちょっと指摘をしておきたいと思います。

それから、今いろいろなお話の中で、これまで地域の学校で就学時健康診断をするについては、新入児が学校になれるようにという説明も受けてきたわけですけれども、それは隠れみのであって本来の目的ではない。今お話にありましたように、目的については就学措置ということですから、それもはっきり説明をしていくことが必要でしょうし、

今の形で就学時健康相談を受けた学校へ入れない子供への、この健康診断の必要性というのをどういうふうに説明していくのかというのをお聞きしたいと思います。

3点目の、受けなかったお子さん、また子供さんについての対応なんですけれども、今、学校教育が円滑にいくように、障害のあるお子さんが、もしいれば、話し合いをしながら決めていくということではあったんですけれども、ことし、突然自宅を訪問するというような、そういうような対応があったようで、それは全くプライバシーの侵害に当たるというふうに思うんです。そういう対応というのは絶対やめていただきたい。(「そのとおり」と呼ぶ者あり)これについては、ちょっとほかに言いようがないぐらい、ひどい対応だったなというふうに思っているわけですけれども、これもいろいろ聞き取りましたけれども、どうも最初に電話をかけましたとか、そういうお話はありましたけれども、御本人はいつもおうちにいらっしゃる方なもんですから、そんなことはあり得ないということで、双方話は食い違っているわけですけれども、しかし、たまたまその子が一番上の子だったもんですから、そういう対応になりましたけれども、これが恐らく上の子が学校に行っているとか幼稚園に行っているとかということであれば、こういう対応にはならなかった。そういう意味で、非常によく情報を集めているんだろうなということは感じましたけれども、今回こういう対応がありましたので、それについてどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

今、いろいろな中で重ねてお話をしてきましたけれども、就学時健康診断を単なる健康診断だというふうに説明をしたり、その学校でやっていけるかどうか見るいい機会だというふうに説明したり、親に対しては措置という部分を非常にカムフラージュしてきたという印象を持っています。就学時健康診断の目的を正しく市民に伝えるために、もっと情報公開を進めるべきだといふうに考えていますが、いかがでしょうか。

例えば、情報の内容については、通知や広報に検査項目や目的を入れる。それから、通知や広報に強制ではない旨を明記する。それから、通知や広報に予備日や個別受診もできる旨を入れる。これは先ほどお話ししましたように、保護者のところに連絡が来るときには、もしくは広報で知らせるときには、この学校区の子供はその日にしか行けないような、そういうふうになっているわけです。でも実際には整理日もあるということですから、ほかの健診とか、それから予防接種とかであれば、そういうふうにもう少しおおらかに書いてあるのに、これだけは、まるでそこに行かないとそこの学校に行けないんじゃないかというふうに親に思わせかねないような、そういうような書き方になっておりますので、これについては、世田谷の案内と広報なんですけれども――日野市は

今言いましたように、20校書いてありまして、日にちと電話番号が書いてある。それから注意、①受診時は大人の方がつき沿って来校ください。②指定健診日に受診できない場合は事前に会場校に御連絡ください。③国立または私立の小学校に入学予定の場合は早目に入学承諾書を学務課へ提出してください、というふうになっておりますが、世田谷の広報は「来年４月に小学校へ入学するお子さんの健康診断を行います。楽しい学校生活を送るためには健康が最も大切です。病気を発見し早期に治療を受けて入学に備えること、また身心に障害のあるお子さんについてはどのような学校が望ましいか、保護者の意見を尊重しながら就学相談を行うことを目的として実施するものです。この健康診断は強制ではありませんが、実施目的を御理解の上、漏れなく受診されるようお願いします」このように書いてありまして、この部分は日野市は「就学時健康診断を次のとおり行います。対象児の保護者には既に通知書を発送しています。まだ届いていない場合は市教育委員会学務課まで御連絡ください」、これしか書いてないんですけれども。

それから健康診断の内容についてもきちっと触れてあります。平成７年度入学予定者全員を対象に内科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科の健診と簡単な知能検査を行います――ちゃんと知能検査を行うということを書いてあるわけです。日野の場合は、その辺の書き方が全くされていない。

それから健康診断の実施時期、10月27日から11月29日の期間に区立の各小学校で行います。日時、会場は後日お送りする就学時健康診断の御案内に記入してあります――というふうになっていて、その御案内の方には、ちゃんと、健診を当日受けられなかった方ということで「11月29日までは他校でも受診できますが、まず受診予定の学校に相談してください」ということも書かれているんです。

日野の場合は、その案内を見てもそういうことが書かれてありませんで、保護者によっては双方勤めているとか、ほかに連れていってくれる大人がないとかという場合もありますから、全くこれだけのお知らせでは非常に不親切だというふうに思えるんですが、そのあたりもお聞かせいただきたいと思います。

もう一度、整理をします。

就学時健康診断は教育委員会の仕事であって学校行事ではないことを明らかにするべきだと思いますが、いかがですか。

就学時健康診断を受けた学校へ入れない子供への、この健康診断の必要性をどのように説明するのですか。

プライバシーの侵害に当たるような対応はやめてもらいたいと思いますが、いかがで

すか。

就学時健康診断の目的を正しく市民に伝えるため、情報公開を進めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　就学時健康診断を学校の行事でないことを明らかにすべきではないかということでございますが、就学時の健康診断の実施については、先ほど条文のとおり学校保健法で教育委員会が行うというふうになっております。しかし、実施に当たっては学校の協力のもとに行われております。各学校において教育的な意義とか、そういう配慮、考慮して、教育課程外の行事として行っています。就学時の健康診断の保護者の方々への通知の中で、本健診の目的や内容の理解が容易にできるように考えています。

2番目の就学時の健康診断を受けた学校へ入れない児童に対しての必要性でございますが、この就学時の健康診断は就学予定者に対してあらかじめ健康診断を行って就学予定者の身心の状況を把握するということが、学校側、教育委員会側が必要なことでございます。保健上、適正な就学についての指導をして義務教育の円滑な実施を行うということでございます。就学時の健康診断をもって、就学予定校や入学の可否が決定するものということではございません。そういう内容でやっております。先ほどちょっとありましたけれども、元気の問題もありましたけれど、元気というのは、ふだんすぐ治るような病気や、そういうものを事前には治しておくというのが一つ、治しておいていただきたいというのが、一つ目的としてあります。そういうことで元気というようなことは使いましたけれども、障害のある方でも非常に元気でやっておりますので、そういう意味ではなくて、要するにそういう簡単な治療ができるものはあらかじめ治しておいていただきたいという意味でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

突然、訪問するという問題でございますが、これがもしそうだとすれば、やはりそれは問題がありますので、担当者の方とも十分、内容を聞きながら、突然何も連絡をしないでそこへ訪問するなんていうことは恐らくないと思うんですが、あったというお話ですので、事実を、確認をもう一回してみたいというふうに思っております。

就学時健康診断の目的を市民への情報公開をどう考えるかということでございます。今、他市の状況についてお話をいただきましたが、広報の書き方にいろいろ御注意をいただきましたが、受ける立場において、その内容については市民にお知らせするわけで

すけれども、親切にわかりやすく内容を書く、今後、診断の目的や内容、保護者の方が十分理解できるように表現を考えてまいりたい、というふうに思います。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　執印真智子さん。

○14番（執印真智子君）　ありがとうございました。

まず、就学時健康診断が教育委員会の仕事であり学校行事でないことを明確にしてほしいということについてのお答えなんですけれども、今のお答えですと、就学時健康診断が教育委員会の仕事であるということの説明であって、明記をしてほしいということについてのお答えになっていないので、これはきちっと、はっきり親にも子供にもわかるように知らせていってもらいたいんです。親の方は、これはもう学校から来ますと、やらなければならないもの、学校行事かなと。いろいろ言われてきておりますので、これに行かないと学校に入れてもらえないのかなとか、自分の子供が学校になじめないんじゃないかというふうに、そういう形で心配をしているわけです。これはあくまでも教育委員会の義務であって、親に対しては強制でないということは、はっきりしていかないといけないというふうに考えています。もう一度、そこをお答えください。

就学時健康診断を受けた学校へ入れない子供への、この必要性をどういうふうに説明するのかというのは、なにかお答えいただいても私、ちょっとよく……どういうふうに説明をしていただいたのか、よくわからないんですけれども、つまり、もう少し、その子供とか保護者の目でとらえ直していかないと、そこの地域の学校に行っていろいろ身体検査をしたり、それから何かいろんなものを見せられて、これは鳥ですかとか何とか、そういうのがあるんですかね、知能検査があって、それで結局、地域の学校に行けないという、そのことをしっかり学校を管理する側からではなくて、生きている子供とか保護者の目でとらえ直していかないと、学校から見たときに効率はいいかもしれないけれども、非常に人間的でない対応になっているのではないかということを感じているので、その必要性をどういうふうに説明するのかというふうに聞かれること自体がすごく難しいんだろうなというふうに思いますけれども、もう一度、今、質問したようなところから御返事をいただければというふうに思います。

先ほどの、突然自宅を訪問したというようなことも、これはさっきから言っているように、ここはちょっと食い違っているところだと思うんですけれども、就学時健康診断は強制ではないんですよね。やらなくちゃならないのは教育委員会の義務ですから、強制ではないはずなんですけれども、こういう形で、自分はこれをやりたくないという保

護者、子供の自覚がどこまでかというのは子供と話をして、行かないという親ももちろんいますし、いろんな親がいると思いますけれども、そういう権利もきちっと認めていかないといけないんじゃないか。それを何が何でも、その子がどういう子か確認するために行くぞというような、そういうふうに見える対応というのは、まことにおかしいということです。

広報の書き方です。これについても、表現を考えたいということで、ちゃんとこれぐらいのものについては検討するとか何とか、考えるとかではなくて、通告してから１カ月たっていますので、ちゃんとしたお答えをいただきたいというところが本当のところなんですけれども、先ほどの世田谷の、これは就学時健康診断から入学までの案内というので、これはかなり詳しく就学時健康診断の内容ですね、それから就学通知書、こういうものについてもかなり詳しく載せられているんです。それから就学通知書については、これは「就学通知書は児童が入学する小学校、入学式の日時などをお知らせする通知書です。なお、就学通知書は就学時健康診断受診の有無にかかわらずお送りします」こういうふうに保護者への案内の中に既に書かれているんですけれども、このごろ日野は多少改まったようですけれども、健診を受けない人には待っても待っても通知書が来ないというような、そういう時代もあったようで、そこからさらに、このごろはそれは直ったようですけれども、さらに一歩進んで、きちっとここまで書いていくということだって、世田谷がやっているわけですから、日野だってやれると思うんですよ。もう一度その辺をお答えいただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　何点か再質問がございました。この就学時健康診断は教育委員会が法的にいって、先ほど議員さんが読み上げられたように法的にいって教育委員会が責任を持って行うものでございます。そういったようなことが明記されていないので、学校行事ということで受け取る方が、そういうぐあいに受け取れるような文章じゃないかという御指摘でございます。これは教育委員会で責任を持って行うものだということで明確にしてまいりたい、こう考えております。

また、就学時健康診断を受診して、子供がそこの学校へ入れないということについてでございますけれども、これにつきましては、恐らく就学時健康診断をして、いろいろな相談をした結果、別の学校へいらっしゃるお子さんの事例かと、こう思います。そういうような相談の過程の中で、やはり親御さんの理解もしていかなければいけないんですけれども、御指摘のように、お子さんがそこの学校に行きますと、何々小学校の校門

をくぐりますと、私はここの学校へ行けるんだなという期待を持つということは、多分に考えられます。そういった意味で、そういうお子さんについての方法等も、もうちょっと検討してみる必要があるということを、今、強く感じているところでございます。

また、就学時健康診断の保護者への通知、または広報ひのへの書き方等につきまして、今、世田谷の事例を引いて御指摘がございました。やはりもっと紙面をいただいて親切といいますか、内容がよく読み手に伝わるように改めていく必要のあることを痛感いたしております。今、世田谷の事例等も見せていただきましたが、少し教育委員会の事務局内部で検討をしてみたい、こう考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　執印真智子さん。

○14番（執印真智子君）　ありがとうございました。

今、広報のスペースもいただいて、もうちょっと詳しく書きたいというお話があったので、担当の方で検討をしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　広報搭載につきましては、それぞれ主管課の申し出によって対応いたしますので、そのような内容で御提案いだければよろしいかというふうに思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　執印真智子さん。

○14番（執印真智子君）　どうもありがとうございました。

そういうお答えもいただきましたので、これは必要なスペースをいただいて、きちっと事実を市民に伝えていっていただきたいというふうに思います。

それから、就学時健康診断を受けた学校へ入れない子供への対応ということなんですけれども、これはもう本当に、なぜ今の学校にそういう子供が入れないかということを十分考えた上で、ともに同じ地域の中で育つということを大事にしていっていただきたいというふうに、心からお願いをします。そういう子供に対して、学校に来ないで、例えば相談をして同じ地域の小学校の門をくぐらなかったからいいだろうということではないもんですから、その辺は十分に御理解をいただきたいというふうに思います。年を取りましたらば、だれもが障害者になる可能性を持っているというか、だれもが障害者になると言い切っても過言ではないというふうに思っています。障害児を分ける発想というのは、年を取って障害が出たときに、自分自身が差別される価値観とか構造を営々とつくり上げているようなものだというふうに考えております。地域の学校に障害を抱

える子供を行かせている親が「何かあったときに、この子がどういう障害を抱えているのか、この子が何を言いたいのか、この子が何を欲しているのか、日々の触れ合いの中で理解してくれるお友達が学校区にたくさんいることが何よりの安心だ」といっていたのが印象に残りました。

しかし、こう願っている親に何時間もかけて、そろそろ特殊学級にかわったらどうですか、というふうに勧めるのが今の学校です。ある外国のある学校では、クラスに一緒に学んでいる障害児が授業に飽きて落ち着きがなくなっていくと、クラスの子がみんなで歌を歌って落ち着かせてやるということを読みました。聞きかじりの話ではありますけれども、ここで育つ仲間に対しての人の思いというのはすごいというふうに感じます。こういうことをやっぱり大事にしていかないと、阪神・淡路大震災のときに人と人が助け合うことの大切さというのを、みんな感じたはずです。学校は避難所になっていますけれども、もしもの場合は障害者も障害児も妊婦もおじいさんも、みんなが集まっていきます。ただ集まっても、いわゆるハンディーを抱えた人とどのようにコンタクトすればいいのか、地域の人がだれも知らなければ、コミュニティとしては成り立たないのではないでしょうか。国の法律との関係で、就学時健康診断をすぐやめることが市レベルではできないにしても、せめて情報は正しく伝え、健診を受けない権利も保障していただきたい。そして、きれいな言葉でくるんで子供たちに差別の道を手伝わせるような就健の手伝いは、やめさせていただきたいというふうに思います。

その上で、地域の学校へ行きたいと望む子供と保護者には、その道が開けるように十分に対応をお願いしたいと思います。

最後に、ニュースステーションという番組で紹介されました、子供の権利条約の前文を紹介して、この質問を終わります。

差別に苦しみ悔し涙を流している子供がいます。あきらめろと大人に言われた子供がいます。立ち上がろうとし、打ちのめされ、絶望した子供たち、学校に押しつぶされそうな子供たち、子供は人間です。この約束は、そのことを認めるところから始まります。人間だから差別を受けない。人間だから権利を持っている――教育長以下、学校の皆さんの、教育関係の皆さんの御努力をお願いして、この質問を終わります。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって16の２、就学時健康診断のあり方を問うの質問を終わります。

一般質問16の３、環境行政をどう進めるのかの通告質問者、執印真智子さんの質問を許します。

○14番（執印真智子君）　それでは、質問させていただきます。

通告の中では、組織のあり方、審議会についても触れておりますが、一般会計予算の中で質問をしておりますので、この質問については省かせていただきます。

今回は、直接請求による環境基本条例が日野市からの検討課題に基づき修正になった部分の今後の展開について、また環境基本条例が制定されたことによって新たな条例の必要性も出てきておりますので、その将来展望について、お伺いをいたします。

まず１点目ですが、オンブズマン制度の導入について伺います。日野市の検討課題の中では、原案６条、市民の申し出に対する説明の中で、環境保全についてだけでなくオンブズマン制度のようなものとして考えるものである、と書かれています。その後の95年６月の総務委員会の審議で、環境調査会をめぐるやりとりの中でも、当時の小林総務部長が内田議員のオンブズマン制度の質問に対し「これは川崎市がそうなんですけれども、そういう制度を勉強していって取り入れるなら付属機関としての正式な、いわゆる地方自治法第138条の４の３項に基づく付属機関とするというのが川崎市のやり方だそうでございますので、そういう形でやっていくことを勉強していきたいと思います」また、続けての時期的な質問に対しては「今、直接請求で出されています環境条例等の絡みで、そんなに長い年月をかけるつもりはございませんから、そういう形で勉強させてもらいたいと思い、お答えしたわけなんですけれども」と答えられています。

その後、後任の大崎総務部長が９月の総務委員会の中で「今後いろいろな市の監査制度あるいは市民相談、そういうようなことも含めまして、本市といたしましても前任が検討ということでございますので、今後も検討、勉強、研究をさせていただきたいというふうに思っております」と、お答えになっています。

半年が経過し、条例も４月から施行されるのですが、オンブズマンについてはどのような動きがされてきたのかを、まずお伺いいたします。

２点目は、規則がここで示されてきましたが、その内容の御説明をお願いいたします。

３点目は、環境影響評価条例についてお伺いをいたします。この件につきましては、環境基本条例が提案されたときの本会議で坂口助役が「環境基本条例が可決した折には審議会を設けて環境影響評価条例をつくっていきたい」と、お答えになっていらっしゃいます。今後、環境審議会がスタートするのですが、環境影響評価条例はどのような形で検討を進めていくのかを、お伺いいたします。

以上３点です。よろしくお願いします。

○副議長（鈴木美奈子君）　執印真智子さんの質問についての答弁を求めます。総務部

長。

○総務部長（大崎茂男君）　御質問の第１点目でございますが、オンブズマン制度の導入ということでございます。お話の中にもありましたように、これまでのやりとりの中で、総務部長が研究課題としたいということで答弁してきておるところでございます。特に環境基本条例にかかわってのオンブズマン制度が話題になったわけでございますけれども、前任の総務部長は、川崎市で導入されましたオンブズマン制度を十分勉強し、今後、導入できるかどうか検討したいという内容でございました。

私も、その後、引き続きましてそういうような勉強もさせていただきました。オンブズマン制度につきましては、御案内のとおり外国から伝わってきた制度でございます。これを川崎市が導入したということで一時、話題になったわけでございますが、特に川崎市では行政の中での一連の不祥事、特にリクルート疑惑に対する不祥事があって、市民からもかなり強い要望があり、請願も出て、それによってつくったというようなことも勉強いたしました。また、その川崎市がつくったことの影響かどうかわかりませんが、全国で幾つかの自治体で取り入れたりしてございます。

私の研究といいますか、調査した中では、大体の生い立ちが、その行政を監視するといいますか、あるいは苦情を処理をするという中では、その自治体で大体疑惑なりが発生しているところが多いようでございます。だから事件発生型の設置が多いように思っております。一般的には現行のチェック機能でございます監査委員制度、あるいは議会議員さんのチェック、情報公開制度、これは現在、提案しております行政手続法の公正、透明性、あるいは市の市政方針としての開かれた行政というような中で、公明正大に行政を遂行していくという中で、どうしても必要かどうかというような点について、まだ結論は出ておらないところでございます。現行のチェック機関あるいは機能についてのあり方、それを補完する意味でのオンブズマン制度だとは思いますが、現在このオンブズマン制度につきましては、その位置づけ、あるいはまた、その制度を導入いたしますとかなりの人員とか予算とか、そういうようなものも伴います。そういうようなものもございますので、もうしばらく検討、研究させていただきたいというように思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　２点目の環境基本条例の施行規則についての説明をという点につきまして、簡単に御説明を申し上げます。

環境基本条例の施行のための規則の制定をいたしまして、資料として議会にもお届け

をさせていただいておるところでございます。規則全体にわたりますと、個々の細かい規定もございますけれども、概略を申し上げますと、条例の第12条第２項に関係します環境調整会議等のことについて、第７条で規定をしております。

８条では、条例の第20条にかかわる大規模事業者の定義をいたしております。

第10条では、開発事業等につきまして、当分の間……条例第10条では、条例21条の１項に規定する環境に影響を及ぼすおそれのある事業を規則で定めることになっているわけでございますけれども、これを当分の間、日野市住みよいまちづくり指導要綱第３条及び第４条に定めるものとする、という規定をいたしております。

第４章では、日野市環境審議会にかかわる規定をいたしておりまして、第11条で、条例第23条第５項に規定する環境審議会の委員の構成を定めております。

条例の同上第１項では、市民の委任につきましては人数まで規定をされておりますので、それ以下の各号の構成につきまして、定めをしているところでございます。

この規則につきましては、付則で、平成８年４月１日から施行をするということ、ただし第８条及び第９条の規定は平成８年10月１日から施行をするということ、それから条例の第21条第２項から第６項まで、及び条例第22条の施行に当たって必要な事項については、第10条第２項に別に定めるまでの間まちづくり指導要綱による、という規定をしているところでございます。

それから規則に関しましては、もう一つ、日野市の環境基本条例そのものの――順序が逆になりましたけれども、施行期日を定める規則を定めておりまして、日野市環境基本条例の施行期日は平成８年４月１日とする。ただし条例第20条の規定は平成８年10月１日から施行するという規定をいたしております。

ちょっと雑駁になりましたけれども、一応、各主要な項目について、それぞれ規則で定めさせていただいたということについて、お話をさせていただきました。

次に、いわゆる環境アセスメントにかかわる件でございますけれども、これは環境基本条例の中で、第13条で「市長は市が実施する事業のうち環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものについて環境の保全等に適正な配慮がなされるように、その事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずるものとする」という規定がございます。この規定に基づきまして、今後、環境アセスメントをどういう形で進めているかということの検討を必要としているところでございまして、これまで条例の審議の中で、審議会等が条例の施行に伴って設けられ、その中でも議論をしていただいてということで、助役の方から答弁をさせていただいておるところでございますが、ま

だ、これから基本条例の施行に本格的に取り組むということで、審議会等もまだ設けられておらないところでございまして、条例の第13条については、必要な措置を講ずるというふうに定められておりますので、これらの事業については、今後、具体的な評価のための手法、どういう形でやるかというのは詰めていかなければならないというふうに考えております。

これは、この13条をもととして、実際の手続をどう定めるかということになろうかと思いますけれども、現在の時点では基本条例そのものの施行について、基本となる部分が、環境基本条例を初め、その他、これから取り組むという状況の中ですので、アセスメントの取り扱いについて、まだ確たる結論に至っていないという時点でございますので、まことに恐縮なんですけれども、今後そうしたものもあわせて検討を進め、方向性を定めていきたいというふうに思っております。

いずれにしましても、13条の規定の中で必要な措置を講ずるというふうに定められている対応については、市として取り組んでいくという所存であります。

○副議長（鈴木美奈子君）　執印真智子さん。

○14番（執印真智子君）　ありがとうございました。

オンブズマンについては、実際に総務委員会でお答えされているよりは、ちょっと後退した答弁のように私には聞こえたんですけれども、当然、この市の環境基本条例案の検討課題という、この市の資料の中で、オンブズマン制度のようなものとして考えるものであるという、そういうふうにきちっと書かれているわけですから、まるでこれから検討するというようなお答え、それから例えば疑惑があった市でつくられているものだという、そういうお答えというのは、ちょっとおかしいんじゃないかなということを感じました。これは、もう一回きちっと検討を進めていただきたいというふうに思います。

今、疑惑があった市からというような、そういうお答えでしたけれども、川崎はそうなんですけれども、中野では福祉オンブズマン、それから鴻巣市、諫早市、新潟市、それから沖縄県、宮城県が今検討中だということで、オンブズマン制度が出てきております。決してその疑惑があったところだけということではなくて、もっと市民が簡単にというか、簡易にアクセスできる方法として見直しがされてきているんです。そこはもうちょっと、きちっと認識をしていただきたいというふうに思います。

それからちょっとこれは後にしますけれども、規則について、今いろいろ御説明いただきまして、私も当然、読んだわけですが、第３条の申し出のところ、これは申し出に関する事項というのは広くて、よいというふうに考えます。

それから、これだけちょっとお聞かせいただきたいんですけれども、大規模事業者です、これが延べ床面積5,000平方メートル以上というふうになっておりまして、リサイクル条例では3,000平方メートルになっておりますので、どういう検討をされたのか、それとの整合性というのは必要ないのかどうかということを、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　オンブズマン制度の件でございます。認識がちょっと違うというようなお言葉でございます。川崎については疑惑とうようなこともございました。それから、お話にありました中野区の福祉オンブズマンといいますか、福祉の苦情処理委員会という委員会でございますけれども、これにつきましても、福祉についてのいろいろな疑問、疑惑といいますか、疑問が多いというようなことから、福祉協議会の方でその制度をつくるべきではないかというようなことで、苦情処理委員会ができたというような内容で、必ずしも不祥事ばかりとは限りませんが、それぞれ何かその自治体で問題があって発生しているのが多いんではないかというふうに理解しておるところでございます。

最近の例でいきますと、公設のオンブズマン制度ではなく、町田、それから立川、調布などは、一般の市民の団体が、ある保育園の問題、あるいは官官接待といいますか、あるいはカラ出張というような疑惑について、そういうようなオンブズマン制度を設けて、情報公開制度の中でいろいろ調査していこうというような、民間、一般の制度もできております。これもやはり、それぞれ市民がある一定の事件に対して関心が強かったというふうに理解するところでございます。

私が消極的だとおっしゃられるところは、このオンブズマン制度がこれまでの監査委員制度――監査委員制度も、これまでは財務会計だけの監査でございましたけれども、平成３年４月２日の地方自治法改正によりまして、一般行政事務も監査できることになっております。それから議会の皆様方もいろいろチェックできるというようなことで、私どもの市で公設のオンブズマン制度が果たして必要かどうかという点も、まだ十分解決していないところでございます。結論に至っていないところでございますので、継続して研究させていただきたいという御答弁にさせていただきました。

なお、中野の例もございますように、特例オンブズマンといいますか、特殊オンブズマンといいますか、環境なら環境に限ってのオンブズマンということも考えられるわけでございます。今回の環境基本条例について、やはりその中でオンブズマン制度という

ことで限っての、また検討もしてみたいというふうに思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　環境基本条例施行規則の第８条の、大規模事業者の定義の件でございます。これにつきましては、条例の第20条で「大規模事業者で規則で定める者は環境配慮指針に沿って当該事業所が行う事業に関する環境配慮の方針を作成するよう努めなければならない」というのが第１項でして、第２項で「大規模事業者は規則で定めるところにより市が求めるときに当該事業所の環境に配慮した事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない」という条項にかかわり、規則で大規模事業者の定義をいたしているところでございます。

この第20条の趣旨からしまして、環境配慮指針に沿ってその方針を作成するように努めるということ、それから市が求めるところに応じて環境に配慮した事項を記載した報告書を提出するというふうなことでかかわってくるところでございます。

この対象をどういう形で定義をするかということになりますけれども、質問の中でお話のございました廃棄物の処理と再利用に関する条例の第19条第１項に基づきます同規則の第９条で、いわゆる大規模建築物の所有者ということになるわけですけれども、ここでは大規模建築物というものを定義をする形で、3,000平米というふうに定めていることがございます。この点につきましては、一つの参考といいますか、一定の考え方として参考になる部分だというふうに考えます。

今回、この大規模事業者の定義に関しましては、当然、規則の中でも、先ほど言いました第20条の第２項の求めをする場合の該当はどういうものかという定義をしておりまして、逆に、この定義でどういうふうにするかということから、この大規模事業者というのは範囲がある程度考えられるんではないかというふうにも思います。その点では、今回、第９条で、この報告書の提出を求める場合として、当該事業所における事業活動に伴い環境への負荷を大規模にまたは長期間にわたって与え、または与えるおそれがある場合、それから当該事業所の事業活動に基づく土地の形質の変更、木竹の伐採等により自然環境を著しく変化させ、またはそのおそれがある場合というふうに、一応規定をいたしております。

いずれの内容にしましても、数字を当てはめてきちっと客観的に出せるという表現ではないわけでございますけれども、いずれにしましても、条例の趣旨あるいは環境配慮指針に沿ってということから言いますと、かなり大きな影響を想定した定義だというふうに考えまして、ここでは大規模事業者の範囲をいろいろ検討したわけですけれども、

検討の仕方として、何を指標にするかということの問題が一つあります。そうした意味では、廃棄物の関係と同様に、建物の延べ床面積が一つの指標にはなるだろうということで、その点から検討をいたしまして、かなり大きな規模で、しかも廃棄物の場合は、廃棄物にかかわる部分だけということで限られた範囲といいますか、絞られているわけですけれども、環境問題につきましては、かなり包括的な内容を含んでいるということもあり、先ほど申し上げました報告書の要請等の観点からしても、かなり大規模であり、かなり影響が大きいというふうに考えまして、5,000平米を目安として、それ以上の事業者を対象とするという定義をいたしたところでございます。5,000平米というのは、今申し上げましたとおり確たる、これを上下すると影響がどうというふうに、もちろん申し上げられるものではありませんけれども、廃棄物の関係よりはもう少し包括的な内容でとらえているということもありまして、それに対応できる規模の事業者ということで、5,000平米を指標として定義をさせていただいたものでございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　執印真智子さん。

○14番（執印真智子君）　その規則に関して5,000平米ということについては、御説明が、環境というものの方が包括的になるだろうからリサイクル条例の3,000平米よりは少し大きくしてあるという、そういう御説明なのかと思うんですけれども、それだけ包括的で影響が大きくなるから余計にきちっと規則というのをつくっておかなくちゃいけないんじゃないかというふうに思うわけですけれども、どういう、3,000で切ったときと5,000にしたときと、どれぐらいの施設が適用に――5,000にしたときに適用にならないのかというような、そういうようなところは出ているんですか。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　3,000である場合と5,000である場合、対象がどう変化するかということにつきましては、これは建物の延べ床面積で指標といたしているものでございますので、当然そこの対象となる施設については把握ができるものでございまして、私どももそうした中身の把握もいたしております。

5,000平米以上での規定ということになりますと、市内には民間、公共合わせて64件ほどの対象施設がございます。

それから3,000から5,000までの間には15件の対象ということで、２割ほどの増減があるというふうに考えます。

○副議長（鈴木美奈子君）　執印真智子さん。

○14番（執印真智子君）　そうしますと、一番、市のたくさんある公共施設というのは、

学校なんかがその一番多い部分なのかと思うんですけれども、これですべての学校というのは、ここに適用になっていくんですか。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　今申し上げました対象の施設の64件のうち、数の上では約半数近くが学校関係でございます。学校がすべて入るかということになりますと、施設の面積で言いますと、小・中学校で３校が建物の面積で言えば5,000平米を未満ということで、対象にならない案件がございます。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　執印真智子さん。

○14番（執印真智子君）　ありがとうございました。

これは規則の部分ですから、また検討ということになるのかと思いますけれども、リサイクル条例との整合性をきちっととって、例えば学校で適用になるところと、ならないところが出てくるというような、そういうことがないようにしていった方がいいのじゃないかなというふうに感じますので、ぜひまた検討していっていただきたいというふうに思います。

オンブズマンについては、先ほど総務部長さんから監査委員というような話も出てきまして、確かにそのように広がったということも知っているんですけれども、実際に、ではそれがきちっと行われているかということになりますと、なかなかやり切れていないというのが現実だというふうに、この間、聞き取りをいたしました。

それから監査委員というのは２人ですからね、オンブズマンの一番大事なところというのは、市民が簡易にアクセスできるということと、お金がかからない、それから例えば先ほど、開かれた行政相談ですか、そういうものもありましたけれども、行政相談は相談を受け付けるだけで、それがどういうふうに処理をされて、その問題がどういうふうに解決されたかというのが見えにくい。オンブズマンの重要性というのは、だれか１人の人が言っていったことで、その仕組みが変わるとか、それから制度が変わるって、そういうことが大事なところだというふうに思うんです。ですから、もちろん監査委員の仕事の監査の内容というのが広がったにしても、それでオンブズマンの役割を果たすことはできないというふうに思います。

それからまた、議会という御指摘も先ほどありましたけれども、もちろん議員もそういう役割というのは持っておりますけれども、しかし議会というのは、もう少し立法府としての仕事を進めていくべきではないかなということは、常々感じております。です

から今のように、たまたま議員を知っていればこうなるというようなことではなくて、だれもがアクセスしやすい、そういうものが必要になってきているんです。

それと、介護保険の導入が始まりますと、それに対してやはりオンブズマンの必要性というのはさらに高くなるのではないかというふうに、今、言われております。また、市民の、市民オンブズマンというのが各地でできておりますけれども、もちろんああいう仕組みも重要だというふうに思いますが、市がオンブズマンの役割をきちっと位置づけをして、そして報酬もきちっと払って、その人に権限を持たせて、勧告権とか、それから自分が自発的に市の問題について調査をしていくという、そういう項目を入れている市もありますので、そういうものをきちっと入れていくことによって、今、もちろん市は問題なく一生懸命にどの方も真面目にこのお仕事に取り組んでいられるというふうには、もちろん感じておりますけれども、しかし、そういうものはやっぱり市民が判断するものであって、だからつくらなくていいんです、というふうにはおっしゃってはいませんけれども、そういうものではないかというふうに考えております。

それと、ここの、先ほども言いましたけれども、検討課題にきちっとこういうふうに入れてあるわけですから、今おっしゃったぐらいの答えは、検討して入れてあるべきものだというふうに思いますので、そのことについては、これから積極的に検討をしていただくということをお願いしたいというふうに思います。

環境アセスについては、東京都が平成７年11月に中間まとめを出しています。その中で、新たな環境配慮制度のあり方を出しています。その中でも、地球環境問題に対応する新たな環境影響評価の必要性を述べています。

逗子市は、逗子市の良好な都市環境をつくる条例を平成４年につくっています。環境影響評価にかかる指針を策定しています。

真鶴町は、真鶴町まちづくり条例をつくっています。美の原則、美の基準というのもつくっておりますので、これは今後の検討になると思いますので、市の独自性を生かした条例というのを市民の声を聞きながら一緒につくってほしいというふうに思います。

オンブズマンにつきましては、こんな答えではちょっと、正直、満足できませんので、またこれだけの質問をさせていただきたいというふうに思いますが、どうしても市がやらないということであれば、また違った方法で市民は考えていきますが、いい形でオンブズマン制度をつくっていきたいというふうに心から願っておりますので、さらなる検討をお願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって16の３、環境行政をどう進めるのかの質問を

終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木美奈子君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時38分　休憩

午後３時58分　再開

○副議長（鈴木美奈子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問17の１、市財政の将来展望について問う――政府に自治体財源確立をせまれ市民が主人公の効率的行財政をの通告質問者、竹ノ上武俊さんの質問を許します。

〔29番議員登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君）　一般質問を行わせていただきます。

21世紀に向けて、地方自治の発展が人類共通の課題になるのではないかと、今、言われております。日野市が果たすその中での役割、革新市政が果たす役割というのは、大変大きいと思います。この日野市議会で活動をしているということは、大変やりがいのあることでございます。

地方自治法が施行されまして、約50年間、今、この節目のときに、行政も財政も、いわゆる行政改革についても、原点を振り返って考えるべきではないか、そういうふうに私は考えました。多少、説明が多くなるかもしれませんが、地方自治の歴史について一言申し上げてみたいと思います。

戦前の地方自治はどうであったか。地方制度はあったけれども地方自治は完全に否定をされていた、そう言うことができると思います。明治憲法には、地方自治という規定も言葉も一言もなかったわけでございます。天皇と軍隊と政府の出先機関になり切っているというのが、戦前の地方制度ではなかったでしょうか。

市長は、どういうふうに選ばれていたか。市会が――市議会のことです――市会が推薦をする、内務大臣がこれを受け取って天皇に上奏をする、裁可が出る、そして市長が決まる、こういうやり方でございました。

市議会議員はどうであったか。確かに選挙で選ぶという方法が始まっておりました。しかし、市議会議員の資格が男子であること、戸主であること、納税額が相当高くなければいけないこと、居住期間が長くなければいけないこと、こういうことで、一握りの人の選挙によって選ばれる、こういう状態でありました。

市議会の自主自立の力も極めて弱い。内務大臣が市議会を解散をする権限を持っている、また、市長に対しても内務大臣と知事が解散権を握っている、こういう形でございましたので、結局、結果として国民を縛りつけて侵略戦争へ引き出していくという、そういう地方制度であったといってよいと思います。

1947年４月17日制定、同５月３日、憲法と同時に施行された現在の地方自治法でございます。戦後の地方自治は、御存じのとおり憲法によって保障をされました。第８章第92条では、地方自治の本旨がうたわれ、法律によって地方自治は運営されることが、憲法によって保障されたわけでございます。政令や省令などで勝手に地方自治を動かしてはいけない、そういうことが明らかにされました。

また、93条におきまして、直接選挙が市長にも適用されることになったわけでございます。当時の内務官僚は、この第93条ができることに猛烈な反対をしたそうでございますが、国際世論、日本国民の世論によって、直接選挙が行われることになったわけでございます。94条では、条例の制定権が保障をされました。95条では、住民投票によって重要な一地域に限る特別法は決める、国会が勝手に決めてはいけない、そういうことまでも憲法によって保障をされたわけでございます。

この地方自治の本旨というのは、これも皆さん御存じのとおりでございます。住民の権利を拡充すること、地方公共団体の自主性、自立性を確立すること、行政の公正さを確保すること、そういったことが公文書などでも明確にされているわけでございます。

しかし、制定後、100回以上にわたる改悪が行われました。今、沖縄県で問題になっている公用地暫定使用法――暫定というのは実際は強制という言葉に置きかえてよいと思います――これらは沖縄県の県民にかかわることであり、沖縄県民の投票によって決めるべきでございましたけれども、通称、沖縄国会におきまして、沖縄県民に相談なしに、ナシのつぶてで国会で決まった法律でございます。そして代執行を可能とするという、この改悪もなされました。また、直接請求の運動についても、税金等については、することができないという、その範囲を狭めるという改悪もなされたわけでございます。

23区の区長公選についても、廃止されました。後にまた住民の運動で復活をいたしました。

地方議会についても、定数の削減をすることができるようになった。以前は、市議会等は年６回以上、開くことが決められておりましたが、これが４回以上に改悪されたわけでございます。また、教育長の公選制も廃止になりました。提案権についても、市議会では、当初は１人で議案を伴う発案権がございましたけれども、これも８分の１以上

ということに改悪をされたわけでございます。

また、1969年には、地方自治体に基本構想というものを義務づけて、政府によって支配する、そういう体制を押しつけてきたわけでございます。基本構想には、もともとそういう発想があるということを、我々地方自治体で活動するものは自覚しておくことが必要ではないでしょうか。こういう改悪は、日本の経済高度成長、開発優先の政策によって、すべてそれに関連してなされてきたものでございます。

しかし、憲法の制定、そして地方自治法の施行、この中にうたわれている大きな精神、その背骨は曲がらずに現在も姿勢を正した形で残っております。我々が憲法によって保障をされた、この地方自治の本旨あるいは住民参加の権限を大いに生かして、地方自治をますます一層充実させていく、そういうことが50年目の節目に当たって、非常に重要になってきているのではないかというふうに考える次第でございます。

こういう法的な地方自治への制限に加えまして、財政による自治権の侵害も猛烈になってきております。現在の財政状況の厳しさ、これは結局は政府による、そういう流れの中での結果になっているというふうに思います。

自治省は、最初は地方自治体に対して、助言、勧告をするということすらもできなかったわけでございますけれども、こういうことができるように法律の体系が変更になってきました。そして1981年に出てきたのが、行革国会と呼ばれたときの臨調第１次答申を受けての行革大綱であったわけでございます。1981年９月の国会でございました。これは、国政に関するものでございますけれども、この行革大綱の中身は、結局、地方自治についても大きな圧迫を与えるものとなったわけでございます。当時、今同様に、汚職腐敗がいろいろとございました。そういう中で、国民がむだや不正のない簡素で効率的な行政を求める国民の期待、これを逆用いたしまして、このいわゆる臨調行革路線というものを国民に押しつけてまいったわけであります。

このときの行革大綱の基本的な性格は、第１に、福祉、教育の切り捨て、補助金のカットでありました。

第２は、予算削減といいながら、大企業に対しては手厚い助成、恩典の数々を手をつけずに温存し、さらに伸ばしていくという、増額していくという方向でありました。

第３は、レーガン政権でございましたが、やはりアメリカの指示に従って、大軍拡路線の推進という立場は、聖域扱いをされたわけでございます。そして当時のロッキード疑獄、鉄建公団、ＫＤＤの汚職など、こういうことから深刻な教訓は何一つ生かさず、審議会は、以後ともに財界主導の形でつくりまして、この路線を国民にも地方自治体に

も押しつけてきた。それが今日、日野市でも市議会でいろいろと論議をされている行政改革の大綱、そういうところに及んできているというふうに見なければいけない、というふうに思うわけでございます。

市の、日野市行財政改革大綱の案というものを見ますと、まさに1981年のときの政府の方針をそのまま日野市に持ち込んだかの感がしないでもありません。もちろん革新市政だからといって住民参加が活発であるからといいましても、全国の政治状況、力関係の中の日野市でございますので、民生費のカットということもあり得ると思います。賃上げの抑制ということもあり得ると思います。あるいは、人員削減まではしなくとも、一つの部署から他の部署に人員を動かして合理化を図る、そういうこともあり得るかもしれません。また、民営化あるいはパート化ということも、万やむを得ずせざるを得ないかもしれません。しかし、そういうことをやるときに、本当に市民参加でやるのか、市の職員と十分に話し合ってやるのかどうかという姿勢が、この大綱の案文の中にはあるのかどうかという疑問を感じている次第でございます。

そしてまた、最も欠けているものは何か。今、戦前、戦後の歴史をひもとくまでもなく、地方自治体に対する法的あるいは財政的な制限が強化、押しつけられてきているときに、この中央政府に向かって、あるいは関連する部分では東京都に向かって物を言わなければ市民の暮らしが守れない。それが今の大問題ではないでしょうか。しかし、この大綱の案文の中には、そういう行を残念ながら見つけることができないわけでございます。

また、もう一つの欠落部分は、公共事業の見直し、入札とか契約とか単価の問題などに触れて、何らかの改革をしようということも載っていないのも不十分な点だというふうに思います。後ほど、そういうことなどについて質問をいたしますので、回答をお願いをいたしたいと思います。

冒頭に申し上げましたように、21世紀に向けて特に日本で地方自治の発展が国の歴史を左右するような、そういう課題になってきている。今、日本じゅうを揺るがしている沖縄県の大田知事を中心とする県民の活動が、その、よき一例であります。さきには、核廃絶の問題について、政府と反対の立場、核抑止論を否定した長崎市長や広島市長の発言や行動も、中央政府を動かす一つの世論づくりとなりました。

森田市長のことが最近、テレビ、新聞、週刊誌になぜ載るのか。私は、この沖縄、長崎、広島に続いて4番目のやっぱり画期的な大きな意義のある地方自治体の使命、これを森田市長が今進んでいるのではないか。高速道に対する課税の問題でございます。森

田市長がこういう立場に到達するには、いろいろの森田市長も含め日野市民のこの二十数年にわたる革新市政の運動が、そのバックボーンになっているのは当然だと思います。もちろん日本共産党市議団も課税のあり方について、さまざまな住民の皆さんの運動とともに、市政の発展のために尽くしてまいりました。大企業法人市民税の税率を最高限に引き上げるときの市議会内外の運動は、大変思い出深い大きな運動でございました。東電やＮＴＴの電柱に対する課税、あるいは軌道敷などに対する課税など、さまざまな形で日野市独自の自主財源を生み出すための運動がなされ、高速道課税などももちろん話題の一つになってきていたわけでございます。こういう運動が、さらに一層これからは必要なときに入っている。

そういうことで、私は本日のこの質問を提出をいたしたわけでございます。その中身については、予算委員会等でも既に質疑がなされ、私も参加いたしまして行いました。また、予算案に対する討論等においても、いろいろの意見の表明がなされてきたわけでございます。そういうことで、本日は確認するような意味の質問に絞りまして、このテーマを進めていきたいというふうに思います。

今、日野市の財政の減収の実態というのは非常に大きなものがございます。全国的にも地方税の減税による減収、その地方自治体に与える減収の総額は、１兆6,425億円にもなっているわけでございます。日野市も年間二十数億円に上る減収がありますが、これを政府は借金で自分で穴埋めしろということで、１円の補てんもしてくれない。こういう態度であり、本当に許せない問題でございます。地方自治が市民の暮らしを守る、福祉や教育を守る、営業を守る、そういうことで戦後50年、大きな蓄積をしてまいりました。ですから地方自治体の財政危機、これは同時に住民生活の危機に直結するものであり、財政危機は住民生活の危機というふうに位置づけなければいけないと思います。ですから市民にとっても大問題であります。

こういうときに、私たちは沖縄県民の闘い、あるいは住専問題に対する国民の怒りの運動、また最近では薬害エイズに対する若い青年らを中心とする本当に大きな国民の運動、邦基という言葉を使ってもいいのではないかと思うほどの国民の運動が起こっており、また国民がより一層立ち上がるべきときであります。地方自治体の財政危機についても、私はそういう意味で沖縄、住専、薬害エイズに続いて大問題として、これから先は闘いの山場にしていかなければいけない、そのくらいの位置づけが必要ではないかというふうに思います。

ただ、地方財政の内容について、国民、市民は、その危機的状況の実態を余り現在は

つかんでおりません。この実態をつかんだときに、地方自治体、住民の運動は、より一層盛り上がってくるのではないかというふうに思うわけでございます。今、国民の世論の状況はどうか。もう去年から打って変わって変化をなしてきております。日米安保条約、廃棄した方がよい－55.4%に３月はなってまいりました。沖縄の基地は撤去すべきである－84.3%になってきたわけでございます。住専に税金を使うなは、89%になってきたわけでございます。このことは、繰り返し国民の中で確かめ合って頑張っていかなければいけない変化ではないでしょうか。

これは、政党の政治にもあらわれております。それは、京都市長選挙で日本共産党推薦が50%近い得票を取って、与党連合がほんのわずかしか、しのぐことができなかった。あるいは岐阜県の最近の参議院補欠選挙も、日本共産党が３倍かの得票をしたということにも、一例として、国民の動きとして証明された姿、そういうふうに確認してもいいというふうに思うわけでございます。

それでは、具体的な質問を４点にわたって行います。４点とも関連をしておりますので、別段、分けて答弁をしていただかなくても結構でございます。

１番目は、予算委員会で明らかになりましたが、本会議においてももう一度、確認をいたしたい。この11年間で国庫支出金の削減によって日野市が痛められたという、この金額はどのくらいになるか、減税の影響額は、この３年間で日野市はどのくらいになっているか、一般財源化に伴う影響額、これはどのくらいになっているか、その額を示していただきたいと思います。

２点目は、入りを量る最大の問題でございますが、今後、日野市当局が率先して研究、挑戦してもらいたい問題として、現在、日野市が考えていらっしゃることをお答えいただきたいと思います。これは、一貫して言われております超過負担の解消がいまだ行われていないことでございます。この点については、どういう対応をなされているのか。

次に、地方財政を政府が押さえつけるために起債制限という許可制度がございます。これは当時の世論がありまして、大臣、知事が許可をするわけでございますけれども、当分の間、許可制にするということになっているわけであります。しかし、これは憲法の立場、地方自治法の立場からいけば、幾ら借金するかは、貸し借り当事者の自由であって、政府や都道府県がそれを制約したり、そのことを通じて市の人件費や政策にまで介入するということは許されません。この起債制限の条項は撤廃することが必要ではないか、そういうことに対してはどうかということでございます。

次に、補助金のカットということが、第１問でも申し上げましたとおり、だんだんと

ふえてまいりました。この点についてはどういうふうに対応されているのか、黙っているのか、補助金完全復活を目指していらっしゃるのか、お答えいただきたいと思います。

そして起債制限と関連がありますが、減収債という形で、減収補てんという形で、今度の減税による影響額の解決を政府は押しつけておりますけれども、この元利返済については、一時または半永久的に棚上げをするぐらいの問題であると思います。全額地方自治体の負担である年間１兆6,425億円、全額を政府が負担すべき性格の、政策による地方自治体の減収でございます。そういう性格でございますので、この点についても強く上に当たっていかなければいけないのではないか、そういうふうに思うわけであります。

もう一つは、基準財政需要額の算定の基準の改善、再検討、こういうものを不交付団体の日野市にも交付税がおりてくるように、そういうふうにする策を何とか考えなければいけないのではないか、その辺についてはどういうふうに努力をされているのか。

最後は、国政の問題になりますけれども、これも地方自治体に関連が出てまいります。地方の財源不足、今の危機的な財政状況に悪乗りをして、地方消費税を新設しようとしてきているわけでございます。資本主義の最悪の大悪税といわれている消費税を廃止するしかありません。地方消費税まで創設するなどはとんでもないことでありますが、そういうことに関連しても、お考えがあればお答えいただきたいと思います。

第３点目は、課税権の問題でございます。これはさきに板垣議員も幾つかの場所で要望をし、また市長も実行の方向で頑張っている高速道課税がございます。もともと地方自治法は、第138条第２項におきまして、みずからの判断と責任で行政は執行をする、こういうふうに明確に規定をされております。このことは、国とか外部の団体によって干渉を受けることはしなくていい、干渉があれば排除していいんだということを、明確に地方自治法で規定をしているわけであります。

また、149条の９項におきましては、市長の権限が明確にされております。地方税の賦課徴収権でございます。この149条については、概括列挙主義ということで、おおむね９項目について市長はいろんなことをやっていいぞということが規定をされているわけでございます。おおむねということは、いろいろのことを柔軟に対策して地方自治の本旨に基づいてやりなさいということであると思います。議会の権限については、ところが制限列挙ということで、地方議会の権限についてはさまざまな制限がされております。しかし、さすがに憲法が地方自治の本旨を規定しているために、長の権限については概括列挙主義という形で、縦横無尽にこういう権限を使って市民のために働くことが

できるわけであります。そういう点から、もう一度、高速道課税については年度途中であってもさまざまなことを工夫して課税通知を行う、そういうことをしていただきたい。また、ほかにもさまざまな形でこういう権限を使って、庶民を苦しめる権限の執行でなければ、それを行使していただきたい。そういう立場で、第3点、御回答をお願いいたします。

最後の4点目は、行政改革を進める立場についてでございます。まず、みずからを律しなければいけません。議会も予算委員会のお菓子が、3時のおやつが、ことしから出なくなりました。また、代表者会議などで（「お茶菓子なんて細かいことを言わずに、でかいことをやれ」と呼ぶ者あり）うん、まず一方からね。――そして、さらに議会もいろいろ変革をしてきておりますけれども、代表者会議等でさらに改善できるところを改善していこうという話し合いが進んでいるというふうに聞いておりますので、その点を大いに強めていっていただきたい。

私は、この行政改革大綱の立場、これがこのまま行きますと、政府の思うとおりの方向で、結局、市民に犠牲が押しつけられる、そういうふうに思うわけでございます。これをそのままやったのが東京の鈴木都知事でございました。御存じのように、東京都は真っ先に老人医療費の無料化を廃止したりして、どんどんこの方向で括弧づきの行政改革をやってまいりました。そして、東京都版の地方行革大綱という、昨年暮れ発表されました行財政懇談会の答申、これは御存じのように結婚相談所の廃止、公害の測定項目の削減、理容学校の移管、洋裁学校の廃止、敬老金の廃止、付き添い看護料の削減、勤労福祉会館の廃止、第三セクターに移管、水産試験場の縮小、オフィスビルのごみの排出指導職員の削減、浄化槽清掃作業経費の住民負担軽減措置の廃止、私立幼稚園保護者負担金軽減、盲・聾・養護学校の給食などの民間委託、東京交響楽団への運営費補助の見直し、し尿収集処理の有料化、使用料、手数料、68種類の値上げ、こういうふうに進んでいってしまうわけで、東京版が日野版になってしまうおそれがあるわけでございます。

もともと行政改革については、立場がはっきりしなければ市民に犠牲が押しつけられること、あるいは職員に犠牲が一方的に押しつけられるという方向に走らざるを得ない、そういうことでございますので、必要な行政改革を進めなければなりませんが、その目のつけどころ、これが肝心でございます。そして市民に犠牲を強いるときには、まず市民に徹底をして理解を得て行うことが必要ではないでしょうか。また、市の職員に合理化を要請するときには、何回でも話し合って納得を得て行う、必要なことは行わなけれ

ばなりません。しかし、それは話し合いによってやっていかなければいけない。そういう立場が今後の日野市の行政改革の方向ではないか、こういうふうに思います。行政改革の、ですから、この大綱の中に載っている項目が大変でございます。私立幼稚園保護者等補助金の見直し、老人理美容事業に所得制限の導入、敬老金制度の見直し、こういったことが、るる書かれてございます。使用料については、3年ごと、4年ごとの値上げ、あるいは市民会館の使用料の再検討、こういうことがどんどん進んでいきます。こういうことについて、私は必要かどうかは市民が決めるぐらいの気持ちで運用をしなければならない、そういう重大なテーマであると思います。一方的に一部の形によって決めるということは、非常に納得がいかないわけでございます。

また、例えば、最近この議会でも質疑などが行われました。私は、先日、ある市民にこういう話を聞きました。「日野の市長は冷たい。65歳まで働けるのに、30人以上いるのに、働ける場を探してくれない。そのための書類に印鑑を押さないそうだ。そういうことだそうですね」と、市民の方がおっしゃったのでございます。その言葉はどこから出たのかと推測するに、定年者の今、送別会が行われておりますが、そこに出席した市民の方々がそういうふうに受けとめて疑問を持たれる。私は、そういうことであってはいけないと思います。やはり65歳まで仕事を保障するということは必要なことでありますけれども、それができない場合もある。当然です。そういうことがある場合には、その該当者に対して、やはり1年前から、あるいは半年前から、事前にそういう事態を話し合う。そういうことによって納得しないまでも、そういう不満を市民に言いふらすというようなことがない。幾ら口どめしても言う人がいらっしゃるかもしれませんけれども、理想としては、そういうことを話し合っていくことが私は必要ではないかと思います。一事が万事でございますので、そういう点で市民に対しても職員に対しても十分な話し合いによって（「話がおかしいよ。支離滅裂だ」と呼ぶ者あり）市民に必要な正しい意味の行財政改革を進める、そういう立場が必要であるというふうに思うわけでございます。その立場をもってすれば、あるいは行政改革が理想的な方向で進んで、今の状況の中で納得がいくかもしれません。あるいはまた、老人への見舞品の問題についても、中谷議員などが予算委員会あるいは本会議で述べましたように、やり方を変える、あるいは実行する前にアンケートをとる、そういったことなどをすることによって、あるいは理解を得られることがあるかもしれません。そういうことが行政改革大綱の中の中心にならなければならないというふうに思うわけでございます。

したがいまして、第4点目の質問は、行政改革を進める立場のあり方ですね、そうい

うことについて考え方をお聞かせいただきたい。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　竹ノ上武俊さんの質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　それでは、まず第１点目の減収の実態についてでございます。国庫補助金の減額は、60年度以降行われているわけでございますけれども、平成８年度当初予算計上までの間で試算をしてまいりますと、約67億8,000万円という金額になっております。それから、減税による減収額、正確な減収額というのは、はかりかねるわけですけれども、減税補てん債の額で一応試算をいたしまして、３年間で67億円という金額になっております。それから、いわゆる国庫支出金の一般財源化ということの影響額でございますけれども、これにつきましては、衛生費で平成７年度の額で見ますと、約1,000万円。それから国民健康保険の関係では、これも制度そのものがなくなった形で処理されておりますので、あくまでも試算ということになるわけですけれども、平成７年度の試算で１億2,300万円程度という金額になっております。それから、消費税の導入に関する影響額としましては、平成元年度以降のほぼ８年間の影響になるわけですけれども、差し引き試算で平均、年間６億円の影響を受けておりますので、48億円の影響というふうに考えられます。影響額の主なものといいますか、主要なものはそのような額になっているところでございます。

それから国庫補助金といいますか、補助金のみならず、いわゆる国庫支出金と支出金等にかかわる部分で超過負担の問題というのがございます。これは超過負担には、いわゆる規模による差とか単価による差、そうした負担がいろいろあるわけですけれども、国や都の示す各事業に対する基準単価というものと、実際の事業を市民に向けて行政を進めるために、ある程度市の判断として、この程度しなければならないだろうという事業を進めますと、やはり単価等あるいは規模等について、差が出てまいります。そうしたことで超過負担というものは生じてくるわけでございますけれども、これらにつきましては、それぞれ補助金等の制度の中で各主管課も、それぞれ事業主管課がそうしたものを取り扱っているわけでございますけれども、そうしたそれぞれ分野ごとの各市の担当課長会とか、そうした組織もありますし、もちろんそれは市長会につながっているわけですけれども、そうしたものを通じて、これは毎年、制度の改正、要望等を出しておりますし、それから財政当局としましても財政研究会等、これも市長会等の組織の一部でございますけれども、そうしたものの中で毎年、超過負担のみならず御質問の中にご

ざいました補助金のカットのことについてもそうですし、減収補てん債の特に地方交付税の不交付団体に対する措置等については、毎年、強い要望を出して対応をお願いをしてまいっているところでございます。

残念ながら、特に減税補てん債等の措置については、これまで都を通じての国の説明は、これまでも何度か申し上げておりますとおり、平成９年度以降の抜本的な税制改革の中で地方財源の確保をする。その中で、この償還金についても賄えるような財源を確保するという言い方で説明を受けるということにすぎないといいますか、そういう内容でございまして、その９年度以降の税制改革によって地方財源がどのように確保されるかということにつきましては、特に市町村レベルの問題については、いろいろ報道等に一部出てはまいりますけれども、確たるものは現在においても示されていないという状況でございます。

それから地方交付税の算定で、当市は不交付団体ということで、いわゆる基準財政需要額と基準財政収入額の差が、差し引き収入額の方が多いという計算になるわけでございます。全国的に見まして、この不交付団体というのは大都市の周辺といいますか、そうしたところにあるわけでして、比較的全国的なレベルで比較をすれば基準財政収入額、特に税源、そうしたものを計算する際に、一般の地方に比べて多いということになるんだろうというふうに思います。

しかしながら、需要額の算定につきましては、これは全国一律の計算といいますか、一律といってもすべて同じという意味ではございません。もちろん地域、地域によって地域の特性とか、そうしたものを加味されて法制がされているわけでございますけれども、いわゆる大都市における需要といいますか、そうしたものについて、特段の補正の項目がないといいますか、それは都道府県レベルで言えば東京都自身もそうであるわけですけれども、首都が存在する大都市であるという非常に特殊な財政需要を抱えているわけでございますけれども、そうした衛星都市である当市も、深く都心の大都市としての都のかかわりを持っているわけでございますけれども、そうした行政需要といいますか、そうしたものについては必ずしも補正がされるような項目がないというふうなことが、特に大都市周辺で不交付団体でありながら大変財政が厳しい状況に追い込まれているのではないかというふうに思われます。これらにつきましても、東京都自身も国の方に、もう大変古い時代からそうしたことについての改善を要望しておりますし、私どもも地方交付税等に関する要望等の調べ、それらについてもこうした基準についての要望を常々、都を通じ行っているところでございます。

地方消費税の創設市という問題につきましては、先ほどちょっと触れました９年度以降の地方財政の――税制の改革の中で出てきているところでございまして、これらにつきましても、先ほど言いました市町村への税源の補てんの一環というふうな形で説明をされているところでございまして、私どももこのこと自体は、地方消費税そのものの是非という問題はともかくとしまして、地方財源の確保について９年度以降一定の、特に都道府県と市町村との財源の配分については、適切な配分がされるように要望をしてきているところでございます。

課税権の問題につきましては、これは御指摘のとおり地方自治体の権限というものはあるわけでございますけれども、必ずしも制度上の権限が現実にそのとおり執行できるかということには、なかなかいかない事情もあるわけですけれども、いわゆる財政自主権といいますか、これは全般に、課税権だけじゃなくて今まで述べた全体にかかわることですけれども、財政自主権の確立というのは都道府県レベルでも市町村レベルでも課題になっておりまして、地方制度の改革等の議論が進められる中でも、これらの問題については取り上げられているところでございます。

その中で、ちょっと順番があれでしたけれども、いわゆる起債の制限の問題につきましても、これも本当に当分の間が何十年にもわたっているという意味では、確かに変則であるというふうに考えられます。これも地方財政制度の改革とか、あるいは地方分権の中でも具体的に課題として取り上げられておるところでございますけれども、やはり本来の地方自治の制度から言えば、こうした形での制限というのは好ましい問題ではないというふうに思います。これらにつきましても、東京都を初め国に対しては長年にわたって改善を要望をしているところでございます。

行財政改革を進める上での立場について基本的にどう考えるかということと、行財政改革の中で今言われたような地方財政の問題についての項目が触れられていないという御指摘がございました。確かに今回の大綱の案の中では、特に内部で取り組むべき内容として検討を進め、それぞれの項目を挙げておりまして、これまで申し上げましたような地方財政上の問題というのは当然ございまして、調査会の中でもそうした状況についてお話もし、委員の方からも課題として議論が出ておりますので、最終的な大綱をまとめる段階では、そうした問題についても何らかの形で触れ、重要な問題として考えていくべきだという指摘が調査会からもなされるんではないかというふうに思っております。

行財政改革を進める上での立場の問題がございますけれども、もちろんどういう立場にあるにいたしましても、市政全般が市民のための行政を進めるということを基本に考

えておりまして、行財政改革におきましても市民サービスをより効率的に行いたいということを旨としております。そうした中で、一部には既存の制度とか、そうしたものを改革する際に、現実に行われているサービスの削減というふうな問題も起きてまいります。それらにつきましては、大変難しい問題もあるかと思いますけれども、削減の部分だけではなくて、特に新たな福祉関係の行政需要に対応するために、平成８年度においても他の分野ではなかなか新しい事業を設定できない中で、幾つかの新規の事業、新しい制度を設けて取り組むということを進めておりますし、そうした中で、大変申しわけないといえば申しわけないんですけれども、とにかく余り効率的でないといいますか、そうしたものにつきましては、この際、ほかの、より重要なといいますか、緊急度の高い事業に振り向けさせていただきたいということ、あるいは、これもなかなか難しい問題でありますけれども、所得制限等につきましては、こうした財政状況の中ということもありますけれども、やはり、より行政の施策を必要とする方々のための施策を進めるという意味で、申しわけはないんですけれども、生活状況の許される範囲の方には一定の御理解をいただいて、そうしたことを進めさせていただかなければ、なかなか対応ができないということで、お願いをする部分がございます。

そうした意味で、立場といいますか、行政改革を進めるスタンスとしましては、やはり基本的には市民に対する行政をより向上させるという観点から行っていくということを基本にいたしております。

それから、使用料、手数料等につきましても、定期的に見直しして上げるんだという言い方になってしまうわけですけれども、これもそれぞれ負担の公平という観点から、やはり長期間放置をするということは逆に不公平を増すということにもなりますので、そうした意味で、適切な処置をとっていくという観点で行っておるつもりでございますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木美奈子君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

竹ノ上武俊さん。

○29番（竹ノ上武俊君）　御回答ありがとうございました。

一部、不満なところはございますけれども、非常にまじめに自主財源の確保について

担当部長として考えていらっしゃる、また努力もされているというふうに受けとめました。さらに一層やる気を出していただきまして、この市長が高速道課税をしたような、こういう、いろいろユニークなことを市長よりも先に部長さんや課長さんや係長さんが、いろいろ研究をして、いろいろの提案をする。そういうことでこの日野市政を活気あるものにしていくという点で、さらに一層の御努力を期待したいと思います。

それから、先ほどちょっと定年後の生活、就職について申し上げましたけれども、これらについても、やっぱりこれから定年でやめる人が多くなります。59歳あたりになりましたら、やっぱり今までの長年の専門家としての権限を生かして、どういう、例えばボランティア的な仕事をやりたいとか、できるとか、こういう仕事を生み出したらどうかとかいうふうに、やっぱり市役所全体で新しい仕事を生み出して、そしてみんなで論議をして生活を守っていく、定年後のですね、そういうことを努力していただければ、私はそういうことが望ましいなという気持ちも持っておりますので、今後、該当される方に私の気持ちとしてお伝えをしておきたいと思います。

最後に、課税権のことも含めて、市長にお聞きいたします。

４月１日の東京新聞、これ、全国版になるんでしょうか、大きくまた森田市長が出ました。「高速道路に固定資産税　森田喜美男日野市長、地方自治の権威大切にしたい」と、なかなかいいんですよね、見出しも。私もこの記事については、インタビューされた方、また答弁された森田喜美男市長、納得のいく１問１答、インタビュー記事として受けとめました。

ただ、森田市長が「以前は革新市長会に130人ほどが加わっていた。今では残党は僕ぐらい」とおっしゃっているのは、謙遜すぎるというふうに思うんです。これも１例ですけれども、日本共産党が単独政党としては与党の市町村が、全国にこの２年間ほどで49自治体にふえてまいりました。また、大田知事が県民を守って印鑑をつかない、この行為に対しては、東京都知事を初め全国130人の首長が賛同をし、激励の手紙などを送っているわけでございます。残党１人ではなく、非常に頼もしい、今、全国的状況が展開をしつつございます。そういう意味で、私は、この高速道課税のことについても、もっともっと、電話が来ないのではなくて、こっちから何かプレイして、呼びかけて何かそういう行動を起こすようなことを、もちろん市長ですから考えていらっしゃると思いますけれども、そういう前向きの形でやられたらどうかと思います。

産経新聞にこの記事が載りましたら、私どもの同僚の議員ですけれども、長野県からすっ飛んできまして「中央高速で来た。全資料をください。私のところも中央高速が通っ

ておりまして財源不足だ」というんで、私ども早速資料をお渡しして、また車でお帰りになりましたが、そういう例もあるように、市長にも会っていければと思ったんですが、お忙しいときだったのでお会いはできなかったかと思いますけれども、そういう形で全国に、本当にマスコミが取り上げるように好意的な支援というような立場から、この話は広がっているわけでございます。そういうことで、私の質問全体についても構いませんけれども、一言、御答弁をいただきたい。

なおまた、市民が今のやりとりの中身について知りませんので、こういう財政の実態、減収の実情、こういうものをぜひ日野市広報等で、大きな枠で市民に知らせて、市民の理解も得るというふうにすべきではないか、そういうふうに思いますので、予算、決算をそのまま羅列するのではなくて、今の地方自治体の困難な側面、これについて、やっぱり市民にわかるようなＰＲ、これも必要だと思いますので、そういうことにも触れて御答弁いただければと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　浅学非才ではありますが、日本国憲法を、私の人生の前半は、いわゆる旧憲法、天皇制憲法であります。それから後半は新しい民主主義の憲法であります。どちらがいい、悪いという比較ではなくて、人類は将来、解放されるという可能性が新憲法には大変希望を持たせて、明るい未来を展望させているということを、つくづく感じるわけであります。かつての旧憲法当時、いわゆる軍国主義と、それから個人的には立身出世主義、そういう仕組みで世の中を支配していた意識があったものですから、それを信じて、そうして国民の義務を果たしていたら、ついに戦争に仕向けられていったという実情を、私の体験において、戦後憲法によって身にしみて反省をし、理解をし、将来に対する明るい展望が生まれた、こういう意識でおります。

とりわけ地方自治という制度は、従来の統治という原理から自治という原理を市民自身に提供する形で、その将来の可能性を大きく理論的に示すことができた。ただ、法律的にまだ大変未整備でありますし、中央集権はやっぱり旧態依然として統治の論理を一つの大きなよりどころとして、自治をかなり粗末にし、無視をしてきた。ちょうど今、例えば、といっては失礼でありますが、沖縄県大田知事が、いわゆる機関委任事務ですね、それをうまく活用をして、そうして自治権を最も明確に主張をされたのが、いわゆる署名の拒否であった。学者ですから、さすがに論理的に多分その可能性を十分、追求されたでありましょうし、そのことが自治という立場を非常に明確に国民に具体的な形で見せられたということではなかろうかと思っております。

民主主義は、これからますます発展するでありましょうが、自治の論理こそ、つまり地方自治体こそ一番また国民のよりどころとして、将来に可能性を残す一番大きなシステムだというふうに言えると思っておりますので、私は地方自治は可能性の宝庫と、このような言い方をしている状況でございます。

課税自主権、中央道に対します、いわゆる固定資産税の課税ということは、たまたま十数年前になると思いますけれど、当時の自治体間で、つまり高速道路通過都市自治体協議会というのがありました。その協議会に日野市も一会員として参加をしておりまして、そうして、いわゆる課税権が一応行使されていない理由は、将来、無料という見通しをもって天下の公道になる、その理論で課税権を制限をするといいましょうか、あるいは免除をする一つの理由があった。これは建設省と自治省との協議の結論として、いわゆる行政指導という形で一応納得させられた。したがって、それを信じて我々は課税自主権を遠慮をしておった。それが昨年の審議会の答申によって、将来とも管理費はすべて有料な手段によって賄う、したがって、無料化されることがないということが明確に指摘されたわけでありますので、過去の経験のある自治体の長として、当然、課税権が復活した、あるいは免税にしている根拠がなくなったという判断に立ちまして、多少、発言の材料に使ったということであります。

かくのごとく本来の自治権というものは、自治体側の大きな力の結束と、それから住民自身の自治体に対する一つの大きな支えがあれば、国といいましょうか、いわゆる中央の統治の論理に対して見事に対抗することができる。そうしてまた、統治と自治とのこの論理は、切磋琢磨することによってますます国民、市民の福祉をつくり出すことができる。争い合うんではなくて、切磋琢磨していろいろ勉強し合うという意味でありますから、私は一番統治といいますか、国が治まる手段として望ましい仕組みだろうと、このように信頼をしておるわけであります。

したがいまして、これから自治に対する日本国憲法の示しております、いわゆる自治の本旨をどのようにお互いが学び合い、また政策化し、そして協調の中で発展の論拠としていくかということが大切でもあるし、また、それをしなければ発展はないといってもいいんではないかと思います。そういう見合いに立ちまして、初めに申し上げましたとおり浅学非才ではありますが、そのようなことに大変関心を持ち、また全国にそういう同志が生まれてくることを期待をしておる、こういう心境でございます。

かつて、いわゆる革新市長会はかなり国に対して口のきける立場でありました。私どもが一番例として華々しい成果だと思いましたのは、いわゆる超過負担に対する国に大

きな反省をしてもらった。いわゆる保育園をつくる場合に、その２分の１は国が負担をするという、本来の制度があったのを、超過負担という形でほとんど自治体に負担をさせた。それを是正させるぐらいの運動をやった。自治省に、当時の革新自治体、横浜市長の飛鳥田さんでしたが、自治省の構内に拡声機をつけたたくさんの自動車で乗り込んで、街頭ならぬ自治省の構内で自治大臣に直に問いかけた、座り込みを行った。座り込みはいいマナーだとは思いませんが、そういう主張ができた。こういう記憶といいますか、あるものですから、そのことを常に思い出したりしております。

また、横浜市は、いわゆる自治権を用いて、かつては相模原の米軍補給廠から修理を終わって出てくる戦車を、市道は使わせないというぐらいな気概を持って阻止をしたと、こういう大変学ぶべき経験もありました。これからもそういう姿勢を持って大きく自治権を主張するとともに、平和のために、また民族の交流のために頑張っていきたいと思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　竹ノ上武俊さん。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。ともに頑張りたいという気持ちでございます。

自治法の民主的改正、あるいは財界、アメリカ寄りの財政金融、税制、こういうものを国民本意に切りかえていく、あるいは軍事費や大企業本意の予算編成の仕方を国民本意に切りかえていく、こういうことも含めまして運動をしていくことを私も誓いまして、この件の質問は終わりたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって17の１、市財政の将来展望について問う――政府に自治体財源確立をせまれ市民が主人公の効率的行財政をの質問を終わります。

一般質問17の２、多摩動物園通りの桜並木の今後についての通告質問者、竹ノ上武俊さんの質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君）　それでは、２点目の質問を行います。

サクラは、古来、花の王様、花王と称せられ我が国の花として、古くは花といえばサクラを指したと広辞苑に書いてございます。サクラガイ、これも花貝といっているんですが、古くはそういう名前でした。今、サクラガイ、こういうふうにきれいなものという意味からも、日本国民の特に親しむ花でございます。

今回、多摩動物園通りのサクラ並木、サクラ227本がざっくり枝を切り落とされまして、移植となりました。余りに唐突であったために、びっくりしたわけでございます。と申しますのも、私が1989年12月定例議会におきまして、この件で質問をいたしました。

その前にも、この通りの緑の保存について質問いたしておりますが、宮沢議員も私より２回ほど前の定例会で、このテーマで質問をされております。非常に高い関心を持っていたものですので、再度、取り上げたわけでございます。そのときの質問のときに（「同じ時期だよ」「同時だよ」と呼ぶ者あり）――（「時間がないわよ」と呼ぶ者あり）後ろから、時間がないと。

当時、都市整備部長が私の願いを聞いて、東京都に保存するようにお願いをしております。「します」と言ったわけです。私の要望は、サクラ並木の保存について、市民や専門家の意見も聞け、市民参加で保存するような方向で東京都と話し合いをするように、そういう趣旨で質問をいたしました。それで、部長もそれを認めて答弁をいたしました。通告には、助役に聞くつもりでございましたが、任期満了でいらっしゃいませんので、後継者の都市整備部長に質問することになるかと思います。この現象を見まして、市民の方々から私の家にも10件以上の問い合わせが（「後継者が決まっているの」と呼ぶ者あり）都市整備部長としての後継者ですよ。前も都市整備部長ですから。ほかのことは言っていませんよ。憶測は御無用です。――市民は、やっぱり唐突である。私の家にも質問があり、また訴えもありまして10件、10人以上の方からそういうことがございました。市民の皆さんは、非常に無残な姿で見るに忍びなかったという方もいらっしゃいます。また、モノレール会社の説明会では、サクラの枝を切り落とす格好を見て、近くの小学校の子が泣いていたという方もいらっしゃいます。市民のほとんどの声は、残してほしい、またそのままで再現してほしい、こういう要望が現状でございます。

私は、このサクラの保存、当時、都市整備部長が、サクラの木の移植は難しいんだと言っておりました。しかし、調べてみますと市内でも、米沢議員が住んでいらっしゃる平山公社の住宅では、あの庭内にあったサクラを浅川沿いに移植して、100％移植に成功しているわけです。専門家に聞きますと、１年前に根切りをしておく。そうしてその後からちょこっと出た新しい根を保存しながら移植しますと、100％伸びるというんです。ところが、東京のやり方は、工事も唐突でありますが、移植の仕方も、すぐ根切りをしてクレーンで持っていくというやり方なんですよね。これが早く私も気づけばよかったんですが、まだ移植は先であるかというようなこともあって、不覚をとった状況で、今後、移植したものが本当に100％育つかどうか、不安になっております。現状は、そういうことでございます。

私の質問は、第１点は、本当に東京都に事前にいろいろ話し合いをしてくれていたのか、あるいは東京都からは１年前ぐらいに説明があったのかどうか、その辺の経過につ

いて簡潔に御説明いただきたい。市役所にも、市民相談のところだけで４件問い合わせがあったそうでございます。ある市民の方で、家に来た電話の人は、市役所に聞いたら建設部だとかおっしゃっていましたが「東京都にはお願いしておりません」という返事だった、そういうことなんだよ、という電話があったわけなんです。長い経過ですので、前の都市整備部長時代にはしたけれども最近はしないという、市の担当者の答弁だったかもしれません。その間の経過をお願いいたします。

そして、今後についてでございます。今後は、ひとつ市民参加で、保存したいという市民がおります。このサクラの復活、こういうことに最善を尽くしていただきたい。再移植ということは、また困難かもしれません。しかし、これも専門家が前もって前もって細心の注意で行えば、再移植も可能になるに違いありません。あるいは、もちろんサクラに対する待望は強いわけでございます。日野市の職員でも、27年間あそこで通勤しているというんです。ことしは、27年目を楽しみにしていたと。ところが切られちゃって残念です、という職員の人もいたんです。そのぐらいでございますので、やっぱりサクラがいいわけです。これを何とか復活をしてほしい、そういう方向で努力をしていただきたい。古木が移植できなければ、新しい苗木でもいいわけですけれども、強力にひとつ東京都に要請をしていただきたい。

それから、もう非常に市民が質問が多いわけです。関心も高いわけです。日野市の広報にも載らなかったということですので、サクラ並木の今後について、問い合わせに答える形で、日野市広報でひとつ載せていただければ助かるというふうに思います。花見どきにはちょっと間に合いません。二日ぐらい前から日野市もちらほら花が出てまいりました。今、最も関心が高い時期でございますので、何らかの形で市民にもいきさつを知らせて安心を与えていただきたい。そのように願います。

２点目についても簡潔に答弁をお願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　竹ノ上武俊さんの質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず第１点目の、都との話し合いの経過ということでございますけれども、現状を見ていただいておわかりだと思いますけれども、あの地域の中のサクラの状況でございますけれども、環境的には非常に厳しい状況の中で育っております。そういう関係で、サクラの活着率が、あそこの場合は移植して非常に低いんじゃないか、こういう話が東京都からございました。それで、ただ、私の方でその時点でお願いしたのは「伐採はだめだよ。全部移植をしていただきたい」、こういうお願い

をして、基本的には全部移植という形になったということでございます。

そこで、もう長い間あそこで親しまれてきたサクラでございますので、できるだけ移植する場所、こういうところを最大限私どもも考えまして、市内にできるだけ植えるような方法を検討した。それで、万願寺の中、それから野鳥ウィングの（「詳細は結構ですので今後についてお答えください」と呼ぶ者あり）はい。一応そういうことで、全体を移植することにお願いしたということでございます。

それから復活でございますけれども、この道路は東京都のシンボルロードにもなっているわけです。そういうことで、将来的には、この道路ができ上がった後に植栽につきましては、市と十分、東京都も協議をした上で決定していきたいということでございます。したがいまして、この中で住民の意見を聞いて、できるだけそういう意向に沿うような形の方向で進めていきたいというふうに考えております。

広報に経過を説明ということでございますけれども、これもひとつ、検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　竹ノ上武俊さん。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

最後に要望して、質問を終わりたいと思います。

何せ日野市民だけではなく、関連自治会だけではなく、関東一円の人たちが期待をしていたサクラでございます。日野市民の中には、日野市の宝の一つだと、こう表現をしていらっしゃる方もおります。あのサクラ並木のトンネル、またサクラの花が散るときの花吹雪の中を歩いたり、車で走るときの気持ち、また近隣で花見をやっている自治会も以前はございました。そういうものでございますので、他の木を植栽しても、なかなかイメージの復活には難しいし、また公害に強い木を植えるなどというようなことでは、つまらない気もいたします。いろいろ工夫すれば、公害の中でもサクラがいろいろ育つ方法もあるという、植物関係に詳しい方もいらっしゃいます。そういう市民の意見などももとにいたしまして、ことし失望した人たちが、もう一度サクラを数年先に見ることができることによって今の失望が消えると思いますので、その辺で最大限の努力をしていただくことをお願いをいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって17の２、多摩動物園通りの桜並木の今後についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時24分　散会

4月3日　水曜日　（第14日）

平成8年
第1回定例会

日野市議会会議録　（第14号）

4月3日　水曜日　（第14日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	箕野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬　隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	坂口泰雄君
収入役	落合豊君	企画財政部長	野中勝美君
総務部長	大崎茂男君	市民部長	宮本寿君
生活文化部長	小野宗市君	環境部長	中里正市君
都市整備部長	鈴木栄弘君	建設部長	友野豊三郎君
福祉部長	小俣雅義君	病院事務長	高野英男君
教育長	園田匠君	学校教育部長	谷正幸君
生涯学習部長	小澤春童君	上下水道部参事	清水啓治君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	加藤侃一郎君	副主幹	濃沼哲夫君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成8年4月3日（水）
午前10時開議

日程第1　一般質問
（議案上程）
日程第2　議案第31号　日野市助役の選任について
日程第3　議案第32号　日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第4　議案第33号　日野市監査委員の選任について
日程第5　議員提出議案第6号　横田基地をはじめとする米軍基地の撤去・返還を求める意見書

本日の会議に付した事件

日程第１から第５まで

午前10時36分　開議

○議長（土方尚功君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。一般質問18の１、福祉・保健・医療の総合的な運営について問うの通告質問者、吉冨正敏君の質問を許します。

〔５番議員　登壇〕

○５番（吉冨正敏君）　この３月議会も、３月の初旬から始まりまして、市役所の横の桜並木がついに咲き出すというぐらいに長い日にちをかけまして、やっときょう最終日がやってまいりました。我が会派、もう１名、一般質問おりますが、我が会派からこの議会、土方議長が議長に輩出をされました。そして、鈴木さんが副議長にという、土方・鈴木のコンビで、ふなれな部分は若干ございましたが、本日まで大過なく議事進行を進めることができました。この後、重要案件がございますので、この今議会の終了までぜひ頑張っていただきたいと思います。

さて、この議会、私は予算関係は特別委員会の方におりましたので、一般会計の予算委員会の答弁と若干重複等するところがあるかもしれませんが、それから一般質問の方、福祉に関する質問、今回は多数ございました。若干というか、ほとんど重複をしてしまうかもしれません。その部分、ぜひ、最終日の一般質問ということで、皆さんの御了承をお願いしたいと思います。

さて、平成８年度へ向けた市長の所信表明の中で、当面する主要な行政課題が20項目あり、４月１日の「広報ひの」の一面に、所信表明がばーんと載っていまして、その中に20項目、当面する主要な行政課題という欄がございます。その項目の中で、番号からいきまして４．市立病院建替事業の展開、５．福祉保健センターの将来像と保健、医療行政の展望、12．多摩川苑福祉ゾーンの事業化、13．南部地域病院用地の確保、17．日野市福祉事業団の役割・充実、18．地域ボランティア活動の推進と、20項目中６項目、３割ということで、大変大きな課題となっております。そして、同じく主要事業と予算についてという中で、健康福祉の欄ですね、そこに、要約しますと、中央福祉センター・中央公民館に車いす用の昇降機をつける。それから、精神薄弱者の施設としてグループホーム第三こばと寮を建設する。そして、痴呆性高齢者の実態調査を実施する。保育園の１歳児室にエアコンを設置する。市立病院建替事業の基本設計、実施設計に取り組む、という５項目が述べられております。

私の保育園の１歳児室にエアコンをつけていただくという通知はないんですが、多分、

これは公立保育園というふうに解釈をしたいんですが、すみません、市長、公立の場合は、公立とお書きいただかないと、うちの保護者も見ますので、園長先生、１歳児室にエアコン入るんですか、と聞かれて困るものですから、ぜひ公立保育園とお書きいただくようにお願いします。

また、予算の方で、福祉・保健・医療という分け方をした科目は正確にはないんですが、大体それに見合う民生費、衛生費ですか、それを合わせますと、市の予算の40%弱、金額が175億円ぐらいですか、この議会で一般質問多数、福祉の質問があったというのも、予算に占める割合、そして金額からいって、うなずけるということになってきました。今までですと、「建て替えと福祉の吉冨」といって、勝手に自分でスローガンをつくりましてやってきたんですが、ここまで予算比率が高くなってきますと、私がひとり占めはできないということで、大変私としては残念な思いでおります。

福祉・保健・医療の総合政策が、ブームといっては何なんですが、そういう形で日本じゅうに巻き起こっております。この大もとは、例の消費税が導入されたところに始まります。消費税を導入して、厚生省の方で、老人福祉のゴールドプランを計画しました。この計画を実施するに当たり、全国の市町村に老人福祉の保健福祉計画を、その翌年の３月末でに強引につくりなさいということが実施をされました。つくれと言われてつくっちゃったといった方が早いんですが、その保健福祉の計画が大体どこの市町村も、消費税でいっぱいお金が入るという捕らぬタヌキの皮算用といった方がよろしいんでしょうか、予算措置がないものでつくってしまった。そして、それを厚生省が全国から集計しまして、老人福祉のいろんな事業を集計してみましたところ、厚生省の想定をしていた老人福祉の事業規模と全く違う数字が、それこそけたが二つぐらい違う数字があらわれてしまいました。そこで、厚生省の方は泡を食いまして、ゴールドプランを新ゴールドプランに計画変更をした。全国の市町村の方も、夢を盛り込んだ保健計画をつくってきましたので、それを全部厚生省が拾って事業実施をするということになると、物すごく費用がかかります。消費税を当て込んでゴールドプランをやろうといったことが、全国的にひとり歩きを始めた。そこへもってきて、バブルが崩壊をして、税収ががくっと下がる。もちろん、減税もございますので、もっと下がっちゃった。まあ、絵にかいたもちになりつつあると。そして、今さらゴールドプランを引っ込めるわけにいかなくなった厚生省は、政府と話し合いをしまして、各省庁に老人福祉を見越した政策を展開し、全庁挙げて協力をしてやってくれるように新ゴールドプランの実施について頼み込みました。その結果が、今話題になっております公的介護保険の導入、それから建設の方で

は福祉のまちづくり、学校教育の方では余裕教室の福祉利用とか、場当たり的と言っては失礼なんでしょうが、今までの行政では考えつかなかったいろいろな施策が登場するだろう、というふうに私は今後とも思っております。

また、ゴールドプランをぶち上げました厚生省の方も、これからの老人社会を支える次の子供たちの育成をやはりしなければいけないということで、エンゼルプランというものをつくりまして、21世紀の子供たちを育成しようということを実施をしております。そして、同じく各省庁に、子供たちのために省庁協力をお願いしたいということを進めております。中央官庁といいますと、縦割り行政の権化というぐらいに縄張り意識が大変強いというふうに聞いておりますが、それすらも超えるということで、市の財政も悪いそうですが、国の財政はもっと悪いというのが、その証拠だろうというふうに思います。そして、福祉の六法がございまして、そちらの方もここで改正がされまして、今までですと、社会福祉法人とかという公益、非営利団体が福祉をやるという区分に明確にのっておったんですが、改正をされまして、福祉の事業に株式会社等の営利団体が参入していいというように、福祉の法律が改正をされました。なりふり構わぬ福祉事業の展開というふうに理解したらいいんだろうか、というふうに思うんです。

日野市の方も、ここへて来て、新ゴールドプランに対応するために、老人福祉の保健福祉計画を改定する準備を始めるということだそうです。老人福祉の方は、ちょうど年寄りと子供ということで、私のやっている児童福祉とはネガとポジというぐらいに、大体同じような施設並びに経費がかかるということで、私が勝手に推測しますには、老人福祉のサービスを全部やっていきますと、大体50億以上はかかるんじゃないかなと。運営費で50億ぐらい年間かかるだろう、というふうに私は思っています。今、日野市の年間予算が450億、その10%以上が老人福祉の事業運営費に充てられるような市の運営が身近に迫っている。その分、国の補助金、都の補助金、そして自己負担金とかという収入の分も上がってきますから、大体年間で30億か40億ぐらいかなというふうに思いますが、このほかに、老人福祉の施設を整備するお金というのは、土地を買い、建物を建ててということで、もっとすごい数字がかかってきます。私も議会の一般質問で、新ゴールドプランに対応すべく施設の民設民営化を検討すべきだということを、毎回質問してまいった理由も、この運営費が莫大にかかるというところにあるというふうに御理解いただきたいと思います。

今回の一般質問の本題の方へ戻りまして、この議会から、今まで社会教育だったところが、今紙で「生涯学習部長」というふうにかぶっておりますが、名称変更がされまし

た。前に市長は、「生涯教育」というようなお言葉を使っておりましたので、私は余り勉強が優秀な方ではなかったんで、教育という言葉はちょっと、余り好きではないものですから、学習と、自分の能力の範疇で学習するということで、その言葉の方が大変耳ざわりがいいなというふうには思っております。福祉の方も、生涯福祉とか、生涯保障とかいうように、福祉と保健と医療とを統合した新しい名前を出し、そしてそれに対応する組織改革をしていったらどうでしょうか、というのが、今回の私の質問のメーンでございます。

この議会で資料として「新たな高齢者介護制度について」というのをいただきました。老人保健福祉審議会の第２次報告書ということでいただきましたんですが、それの要約をしますと、公的介護保険の導入がすぐそこまで迫っている。ですから、けさもテレビでやっておったんですが、公的介護保険の知名度が大変低いと。何が何だかわからないというのが、テレビのアンケート数字で挙がっておったんですが、公的介護保険が導入された場合、市民にわかりやすいサービスを提供するためにも、名称変更と組織改革が必要になるというふうに私は思っております。また、公的介護保険制度が導入されますと、今実施されている措置制度も廃止されるというううわさもありますし、改正されると。どちらかわかりませんが、本来の生活保護をベースとした福祉という制度になっていくだろうと。で、それ以上のものは公的介護保険で、自費でやるという大きな流れだというふうに私は理解をしております。新しい福祉の制度として、既に児童福祉の方の分野では、健康保険とか厚生年金とかという社会保険の事業主負担で児童手当拠出金というのがございまして、それを財源にして子供の城を経営しております「子供未来財団」というのがあります。そこが児童手当拠出金を財源にして、駅型保育所とか、いろんな新しい制度に対して、直接、補助を現在開始をしております。この近辺ですと、京王八王子の駅前とか、今度、国分寺の駅ビルとかいう中に駅型保育所というのが、事業展開がもう開始をされております。それからこの間、南多摩議員の研修会で行きました多摩ニュータウンのベネッセコーポレーション、あちらも営利の株式会社ですが、駅型保育所を全国チェーン展開という形で展開を始めております。こういう時代が老人福祉についても、もうそこまで来ております。事実、有料老人ホームは始まっておりますが、いただいた資料の中で、公的介護保険制度も、こういった社会保険で、何らかの事業主負担を検討中であるという部分もございます。同じ厚生省ですから、社会保険で事業主負担で何かをやるだろうな、ということは私も想像はしておりますが、今のこの財源のない時代、財源なき地方分権という大きな流れの中から考えますと、自治体の負担だけで公的介護

保険制度をやっていくということは大変無理がある、というふうに私も思っております。保健・福祉・医療の総合的な運営をするために、名称変更や組織改正について、現在市の方では何らかの御検討はなされているかどうか、まずそこから１点お聞きをしていきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　吉冨正敏君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　保健・福祉・医療の総合的な対策とあわせて、新しい制度の移行に伴ってのわかりやすいサービスの提供ができる組織名称変更等の御提案でございます。現在、企画財政部を中心とした組織担当、所管ですけれども、新たにこの保健・福祉・医療の所管部局であります福祉部、生活文化部、あるいは市民部、こういったようなところ等の参加によって、新たな対応を検討中ということでございます。ちょうどそのきっかけは、保健所の市への移管、一部業務の移管に合わせてのものということもございます。また、新しい福祉ニーズの対応もございます。今、そういうようなことで、大きな枠組みとしての総合窓口化、これを検討中でございます。組織名称については、今まで呼びなれた名前だけでわかりにくいのかどうか、そのあたりも含めて今後の検討課題になろうかと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　吉冨正敏君。

○５番（吉冨正敏君）　名称変更とか組織改正ということで、いろいろと複雑な事務が必要ということで、ぜひ市民のわかりやすい名称、そして組織運営ということを目指して、前向きに御検討をお願いしたい思います。サービスの窓口の一本化ということは可能でしょうか、ということで、少しお聞きをしていきたいと思います。

この介護制度の方によりますと、厚生委員会で出雲市に視察に行ったときに、ＩＣカード制度というのがございました。そういうのを導入することが適切であるというような部分が若干ございます。この財政難ですから、ＩＣカード制度を導入すると、莫大な費用がかかります。また、プライバシー等いろんな問題がございます。その辺は公的介護制度が実施されたときには、そういう補助金が何らかの形で入ってくるんだろうと思います。そのとき、ぜひ実施をしていただければというふうに思います。私が言いたいのは、高齢者の福祉・保健・医療に関することで、例えば、いつも中谷さんがおっしゃっております、落川からバスを乗り継いでやっとこさ市役所まで来たよと。おじいちゃんが、おばあちゃんがですね。そして福祉の手続をしようと思って福祉課、老人課へ行ったらば、いや、それは生活・保健センターの健康課だよ。いや、それは今度保健所がなくなった跡の福祉保健センターでやっているから、そっちへ行ってください、と、こう

いう事態が起こると思うんです。現実起こっているんだと思います。そのときに、お年寄りじゃなくても、交通が不便な日野市ですから、あっちへ行け、こっちへ行け、というのは大変困ります。本来の福祉、医療等の業務は、その出先機関がやるのは当然のことでございます。書類の手続とか、相談業務とか、そういうものが本庁の中で１カ所で済むということができないでしょうか。財政難の折、ぜいたくを言わせていただければ、専門の相談の方をそこに配置をされて、福祉・保健・医療の総合サービス窓口というものをつくっていただいて、例えますと、大学病院に行きますと、初診のときに、初診専門のお医者さんがいまして、それと同じように、あなたは、何番の何課へ行って相談をしなさい。それから何番の何課へ行って手続をしてください。最後に何番の何課へ行くと、老人福祉のこういうサービスが受けられます、補助金がもらえますと。単純な作業だと思うんですが、そういった窓口の案内サービスができないでしょうか。もちろん、そこで本当に緊急を要する措置業務というものもやっていただいて、昔ですと福祉事務所があったんですが、今、福祉事務所がなくなりましたので、もちろん、制度も福祉事務所の措置制度でなく、自己負担の公的介護という制度に変わりますので、新しい考えで、総合窓口をできないでしょうか。また、65歳以上の高齢者の方が、日野市に１万8,000人弱ですか、庁内に今、コンピューターのＬＡＮシステムというのがありまして、全部コンピューターがつながるというのがあるそうです。ＩＣカードシステムですと、物すごい費用がかかりますが、今あるＬＡＮシステムを窓口のパソコンにつなぎますと、いろんなデータが管理できる、ケース管理ができるというふうに思います。これは大した費用がかからないと思いますので、そういう部分を実施ができるんじゃないでしょうか。

私の保育園によく、入園させてください、と保育園に直接来る方がいます。そういうときには、保育園は入所をやっていません、手続は本庁でやっていますよ、というふうに説明はするんですが、保育園とか幼稚園とかというのは、大体皆さん、直接行って手続をするものだと思っていますが、ほかのことは大体、本庁へ行って何らかの手続をするものだろうな、というふうに市民の方は思っていると思うんです。しかし、福祉・保健・医療が、サービスが多様化して、手続が複雑になり、いろんなものが、いろんなところで実施されているという部分は、市民の方にまだよくは知られていていないと思います。そのような中で、福祉・保健・医療のサービスの一覧の御案内がある。また、特別養護老人ホームの空き状況や順番待ちの状況が電光ボードでわかるとか、ＩＣカードの費用から比べましたらば、そんなものは安い金額ですから、そういうものがすぐに実

施をできないでしょうか。私の保育園も福祉ですから、そのボードに吹上保育園なんていう欄がありまして、吹上保育園空きありと、順番待ちゼロなんていうことになりますと、うちの保育園はつぶれてしまうんですが、そういうことがないように営業努力は一生懸命やっておるんですが、早い話が、シルバーインフォメーションセンターといいますか、福祉総合ネットワークセンターというような、名前は市長の方でいい名前つけていただくとしまして、そういう意味合いの福祉施設のハードと、それから行政のやっていますソフトの真ん中で、ハートがある福祉・保健・医療の行政をぜひ窓口で展開をしてもらえないだろうかと、そういうお願いでございますが、いかがでしょうか。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　新しいサービスへの対応、制度の変化、今御提案のあった、それをどのように情報を結びつけて、サービスに結びつけるかという、これは今後の課題だと思います。十分検討させていただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　吉冨正敏君。

○5番（吉冨正敏君）　これから公的介護は実施をされるということですから、まだ時間的余裕はございます。ぜひ前向きに御検討いただいて、お金がない、何がない、だからできませんということでなく、ちょっとした組織の動かし方、それから人の配置、ちょっとした備品、そういうものを活用すると、市民に対するサービスがグレードアップするという部分ですので、ぜひ前向きに御検討いただきたいと思います。市長、いかがでしょうか。何かございましたら。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘のことは、大切な検討課題だというふうに思っております。今になれば、幸いにと言うべきだと思いますが、保健所の跡を地元自治体が引き継いで、保健行政を現場として対応できる拠点になると思っております。また、保健行政そのものは福祉にかかわるわけでありますが、今までやってまいりました福祉六法といいますか、法律的な制度によって、老人福祉、それから児童福祉、あわせて社会福祉いうふうな3系列でやっておるわけであります。老人福祉にはまた、老人保健という組織の中のまた組織ということで取り組んでまいっておりますので、今御指摘のような、あっちに行き、こっちに行きということにならないように、わかりよく、しかも制度、仕組みとしても能率の上がる方式を確立することだと思っております。

○議長（土方尚功君）　吉冨正敏君。

○5番（吉冨正敏君）　緑と清流と福祉の森田市長ですから、お金がないから施設がつ

くれないということでなく、サービスのちょっとした気配りというんですか、グレードアップ、ぜひ早急にお願いをしたいというふうに思います。以上で終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって18の１、福祉・保健・医療の総合的な運営について問うの質問を終わります。

一般質問18の２、東豊田地区センターの整備について問うの通告質問者、吉冨正敏君の質問を許します。

○５番（吉冨正敏君）　それでは２番目の、東豊田地区センターの整備について、若干御質問させていただきます。

９月の決算委員会で、地区センターの請願が採択されているが、その後の進展はどうなっているかというような質問を私、させていただきました。今回の市長の所信表明の中に、東豊田地区センターの用地・建物の買収をする、とあります。そして、予算書の中で、約１億円という予算が計上されております。やっと吹上地区の念願であります地区センターが、つくっていただけると、まあ、買っていただけるというんですか、地区の皆様にかわりまして、市長に感謝を申し上げたいと思います。また、機会がなかったものですから、ほかの件も感謝申し上げたいと思うのですが、吹上地区にバス路線を通していただきまして、そして停留所も二つほどつくっていただきました。それからまた、今市役所へ上る坂のところですね、あの大変だった階段が、現在工事中ですが、歩道につけかえていただいたということで、これもまた、地域を代表しまして、市長に感謝申し上げたいというふうに思っております。

まだ、あの吹上の地区には、汚水処理場の跡地の問題とか、多分、日野で最後に下水が来るんじゃないかというようなうわさがあるんですが、上下水道の問題等、大問題は幾つかございます。その中で、一つ地区センターができるということで、大問題が片づきつつあるということで、大変市長には感謝をしております。その件で予算委員会と重複をしていましたらば御容赦願いたいんですが、東豊田地区センターの概要と、そしておおよその使用開始の時期等をお教え願いたいんですが。また、地区センターの買収に伴って、日野市商工会が創立以来３度目の引っ越しをすると。その移転についての概要等をお教えいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（土方尚功君）　吉冨正敏君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　仮称の東豊田地区センターでございますけれど、この件につきましては、予算委員会等でお話もいたしましたけれども、平成８年度末で、現在の商工会館、これは東豊田二丁目34の10に建っておる商工会館でございます。土地が

282平方メートルばかりございます。建物も、昭和48年６月の建設であります。３階建てで、床面積も、１階が車庫、２階・３階が会議室、事務室等になっております。そうした中で、床面積も240平方メートルばかりの３階建ての建物であります。これを平成８年度末で取得しまして、地区センターとして計画をしたい、こういう考えでございます。商工会館の方の建設につきましては、もう既に実施設計も終わったというふうに聞いております。したがって、これから事務手続をしまして、建築確認等を受けて、本年の８月に工事着工、そして来年の１月に完成、こういうような計画にございます。したがいまして、この現在の商工会館は、その移転後買い取りたい、こういう考えでございます。したがって、平成８年度の中で、現建物を地区センターとして使用するにつきまして、地区センターとしての使い勝手等を調査整理しまして、整備費等を平成９年度予算に計上したい。そして、できればその年度の中で開館に持っていきたい、こういう考え方を持っております。地区センターとしての使い勝手でございますけれども、これにつきましても、広く地元の住民の方の意見等も聞いて、使いやすい施設になるように配慮した中で進めていきたい、こういうふうに考えております。

以上です。

○議長（土方尚功君）　吉冨正敏君。

○５番（吉冨正敏君）　日野市商工会の新会館が完成をする。それを待って移転をする。そして、その後に地区センターの改装をして、その後供用開始という御答弁であったと思います。日野市商工会の方は、地域の産業振興発展のために活動しております公益法人で、私もそのメンバーなんでございますが、この超という字をつけた方がいい不景気の中、新会館を建設移転ということで、私ども吹上地域の発展のためにと言った方がいいと思うんですが、移転をしていただけるということで、その新会館の建設のための資金集め等大変今御苦労されている、というふうにお聞きをしております。部長の方も、設計に取りかかり、８月からというようなお話でございました。決算委員会のときも市長にお願いをしたんですが、商工会の移転が失敗しますと、新会館も地区センターも全部宙に浮いてしまいますので、ぜひ商工会に今年度もし補正予算等で追加措置ができるようなことがありましたら、何らかの援助を考えていただければというふうに思います。それは商工会さんが請求することですから、もしそういうことがありましたら、ぜひ御検討願いたいと思います。

地区センターが供用開始になった場合に、管理運営等をどういうふうにされるのか。今、現状では白紙だろうと思いますが、240平米ですから、うちの保育園よりちょっと

小さいですので、建物の大きさからすれば、地区センター専用というものだと思います。そうしますと、あの地区の自治会の方々、管理や運営で、だれがかぎだ、だれが何だということで、がたがた起こると思います。ぜひ、管理面や運用面で、自治会館でトラブルが起きないように、そういうのがあると、本当に使う側は心が痛いんですが、そういうことがないように、運営管理について生活文化部の方でぜひ検討していただいて、よろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって18の２、東豊田地区センターの整備について問うの質問を終わります。

一般質問18の３、多摩平団地の建て替え事業計画について問うの通告質問者、吉冨正敏君の質問を許します。

○５番（吉冨正敏君）　やっとお待ちかねの団地の件にまいりました。お待たせいたしました。多摩平団地の建て替え事業計画についてということで、若干質問をさせていただきたいと思います。

先般、12月議会の一般質問の中で、12月23日に多摩平自治会の住民集会がございます、ということで、ぜひ市長に出席を、という要請をさせていただきました。そのとき、集会に多数の議員諸兄が御参加をいただいた。きょうは会長も来ておりますが、私も自治会の副会長ですので、自治会の役員一同代表いたしまして、出席をいただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。また、市長には公務多忙の中、住民集会に御出席をいただきまして、本当にありがとうございました。

さて、多摩平の建て替え問題は、これまではどちらかというと、住民エゴの反対運動というふうに議会の中でもとらえられておった、というふうに私は感じております。今まで住民関係者として鈴木副議長、そして夏井議員、それから私ということで、３名の議員、団地の副会長ですか、が質問等重ねてまいりました。今回、住民集会に御参加をいただきました議員諸兄の中より、私ども住民関係者以外では、初めて多摩平団地の建て替えについて御質問をいただきました。これも多摩平団地の建て替えに議員諸兄が関心を持たれてきた、というふうに自治会役員一同、感謝をしております。私が「議会の母」というふうに慕っておる前期、私とコンビで厚生委員会の委員長、そして副委員長ということでやってきました橋本議員が、先日の一般質問の中で、12月23日の多摩平団地の住民集会の件、森田市長が団地住民に約束されました四つのお願いについて確認をしていただきました。

重複をいたしますが、再度、四つの約束を御紹介していきたいと思います。一つが、公団の建て替えを承認するには、日野市と公団との基本合意をしていただきたい。そして、基本合意には、市が判こを押す前に、住民の同意をもらいたい。二つ目は、用途変更を市は行ってください。そして、用途変更で住民が不利益を受けないように、市は住民を守ってください。三つ目が、家賃については、公団が建て替えを指定する前に、家賃を公表して、そして住民が家賃を承認した後で、建て替えの指定をする。そして四つ目は、市長は、住民の先頭に立って住民集会に出席いただいて御指導、御鞭撻をいただきたい、という四つの約束でございます。その件について森田市長は、原則として、信頼をしていただきたい。そして住民を裏切るようなことはない、という内容の御答弁をいただきました。実は、自治会の方で早速、そのやりとりを掲載いたしました「自治会ニュース」、3,000戸に全戸配布も終了いたしました。団地住民、市長が四つの約束をしていただけるということで、やっと安心して夜は眠れるというのがまいりました。本当にありがとうございます。森田市長が、その四つの約束について、12月23日の住民集会と、そしてこの本会議における一般質問での約束ということで、２回約束をしていただけたということで、団地住民、そして関係議員３名、市長に御礼を申し上げたいというふうに思っております。

12月23日の多摩平の住民集会には、超党派で、いろんな方がおいでになりました。私の会派は、一人のことは万人のこと、ということで、全員でバックアップはしていただけますので、その人数まで入れますと、日野市議会30人のうちの大半の方が、団地住民のサイドにお立ちいただいて、住民の御支援をしていただける、というふうに私は理解をしております。住民集会の主催者サイドとしては、大変感慨深いものがございます。ほかの団地の建て替えで、市議会を挙げて住民サイドにつくというようなことは前例がないそうですので、大変心強く思っております。ぜひ、議員諸兄の今後ともの御支援をよろしくお願いしたいと思います。

自治会では、12月23日の多摩平団地の住民集会で、市長が四つの約束をしていただきました。これを尊重いたしまして、今までずっと多摩平の用途変更には反対をしてまいりました。ですが、市長の四つの約束を尊重して、２月23日に開催されました日野市の都市計画審議会にあえて反対しない。この約束を守っていただけるのですから、という意見書を提出させていただきました。この意見書は東京都まで行ったというふうに聞いております。この先、建設省まで行くんでしょうか。建設省が認可ですから、多分行くんだと思いますが、そして、多摩平の用途変更の件は先週、東京都の都市計画審議会で

承認され、この５月に告示というんですか、されるそうです。要は決定したというふうに理解しております。

そんな中で、私たち住民は、四つの約束の中で、一つだけ気がかりなものがございます。それは、家賃の問題です。この、私の大好きな脂ぎったおじさんが表紙なんですが、「ＡＥＲＡ」の、朝日新聞発行の雑誌なんですが、１月22日号の25ページに、多摩平の住民集会が特集で掲載されて、真ん中に市長が写っております。真後ろに渡邉先生、私、菅原議員、夏井さん、鈴木さんですか、等並んでいる写真でございます。（「森田美津雄さんもいるよ」と呼ぶ者あり）ちょっと、写真切れていまして、すみません。森田さん、一ノ瀬さん等、多数おりました。そういう雑誌で記事がございます。その記事のちょっとこの辺なんですが、読み上げますと、公団の原田改善計画課長なんですが、「学校や上下水道などは、自治体の意見を無視できない。だが、家賃は調整事項ではない。自治体によっては、全員が戻れる家賃にしろ、といった議会採択がされるが、無視して構わない」といった見解が、この「ＡＥＲＡ」１月22日号の25ページの一番下の方の欄に載っております。まあ、議会軽視とか、云々とかということは別に追及はしませんが、こういう公団の対応等の中で、市長は経験豊富な市長ですから、何らかの対応策をお考えだというふうに私は思っておるんですが、家賃の件、何か今後市長として、日野市としてどういうふうに市民との約束を守っていかれるのか、お聞かせを願いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（土方尚功君）　吉冨正敏君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　多摩平団地の建て替えということで、ここ数年来、いろいろ行政の立場、あるいは住民のお立場、懸念があるわけでありますし、その懸念に対して、なるべく明快な方向づけをしていくということは、日野市の行政のかなりの重い課題だというふうに思っております。

日野市の自治体行政というのは、市民生活をなるべく心配のない形で守っていく。それから自治体自体も、これから積極的にいい地域社会になるための発展を図っていく、こういうことが原則でありますから、当事者である団地の住民の方々に対して、ある程度の見通しがなければ、その懸念が解明できないということもあろうかと思います。自治体の原則に沿いまして、市民生活を守るという、あるいは市民の命と暮らしを守るという、そういう観点から、すべて対策や、また具体的な施策を進めていくということになるわけであります。とりわけ団地に入居されて、一定の年限を経られ、年金生活でありますとか、あるいは高齢者の立場ということで、先行きに向かって、いろいろ御心配

の立場にある。これもまた大切な対応でなければならないということは言うまでもありません。ですから、余り不安をつくり出してという言い方は当たらないかもしれませんが、社会保障とか、社会福祉とか、また今日の民主主義の原則とか、いろいろな原理原則の中で行われる公共事業でありますから、そう心配ばかりをする対象ではない。むしろ当然かくあるべきだという目安があるわけであります。したがいまして、自治体に一任しておいてください。御心配は必ずないようにいたします、というのが当然だと思っております。その要素として、家賃のことも御心配でしょうが、低所得の方に対して、高家賃を適用するということは、これまたできない原理でありますから、一定の方式をもって、低家賃住宅を用意する。そういうことをだんだんと整えながら、事業化していくのがいわゆる計画というものであります。

御質問に計画というふうに書いてありますけれど、具体的な計画はまだほとんどありません。これからの協議の中で、一つひとつ積み上げていくということだろうと思っております。そこで、一口に言えば、やはり自治体行政を信頼して、ひとつ任せておいてください。決して言われているような、弱者に対します、毎日心配で、安心のできないという状態では、これは自治体が信用されていないということでありますから、そうでなくて、ひとつ安心しておいてくださいということを申し上げてきているのが、私の今までの経過だというふうに御理解をいただきたいと思います。

住民集会のまた四つの約束ということを強調されておりますが、私もこれは、極めて当たり前のことを多分申し上げただろうと思っております。そういう立場に立ちまして、世の中に通用する、当たり前のことを人間尊重の立場で遂行していくということは、もう当然だと思っておりますから、そのことをひとつ御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（土方尚功君）　吉冨正敏君。

○5番（吉冨正敏君）　私どもが夜も眠れない、大変悩んでおります家賃の問題、具体的な計画は、今検討中であるが、四つの約束を含め、当然のこととして私はやっていきたい、という要約でよろしいでしょうか。よろしいですか。とりあえず、私の役目は終わりました。

さて、続いて、本年度予算の中で、豊田駅北口周辺整備基本計画策定調査料1,180万円が計上されております。この内容についても若干伺いたいと思います。私ども、団地の住民は、その四つの約束やらということで、あした追い出されるのかなということで、あすのことは全く、もう夢も希望もないという生活をしております。その中で、経験豊

富な森田市長は、私たち団地の住民の未来のために、建て替え後のことを考え、多摩平の整備の基本計画がもう第２次調査にまで入っているということですね。第１次調査のことも含めまして、報告書があればちょうだいをしたいんですが、御説明いただきたいと思います。

また、予算書の中にはその項目が、まちづくり計画経費という形で、「まちづくり」というのがひらがなで書かれております。普通ですと、市町村の「町」とか、街路の「街」とかということで、漢字が多いんですが、ひらがなで予算書に記載されているということは、ハードのまちづくりとソフトのまちづくりという両面をやっていくんでしょうねというふうに字から私は解釈をしたんですが、いずれ団地の住民、それから地元の商店街等の方々の意見を盛り込んだ、ハートの通ったまちづくりということが展開をされると思います。まだ団地がいつ着工するかは決まっておりませんが、一番早い予測ですと、７月ごろに指定があるというのが、私たちの第一の山場なんですが、そのときにもし指定されれば、早く来ると。そういうことはないだろうと思っておりますが、その計画策定に地元住民はいつごろ参加ができるんでしょうか、ということをお聞きをしたいと思います。まあ、未定なら未定で構いません。本当に市の予算をつけて、どこかの企画会社に丸投げで多摩平の基本計画をつくられたんでは、団地を建て替える意味が全くなくなります。幾ら戻り家賃とか、住民の生活の保障を市長がされても、何なの、それ、ということになってしまいます。ぜひ、住民の意見の入るような基本計画をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず、豊田駅の北口周辺基本計画でございますけれども、これは７年度、８年度、２カ年で行うということで、現在進めておるわけでございます。そこで、７年度で行いましたのは、この地域の現況関係、現況調査ですね。それから、これの現況調査をある程度分析をした。これで７年度は終わっております。８年度につきましては、これらに基づきまして、現在計画されております多摩平の建て替え計画、それから、以前からお話ししております処理場の跡地周辺、それから駅周辺ですね。南北デッキを含めた、こういう総合的なこの地域のまちづくりについての市としての計画をつくっていきたい。これは今後、公団とか、そういう話し合いの中でも、この市のつくった基本計画をもとにして進めていきたい、こういう考え方で、こういう調査をしているものでございます。

今御質問の中で、住民参加はいつごろかと、こういうことでございますけれども、こ

れは８年度の中で、これから委託をして、その中で多摩平の住民、それから駅周辺の商店街もございます。こういう地域を含めた形で、住民参加を求めていきたい、こういうふうに考えております。具体的には、まだいつごろということは、今後委託を受ける業者との調整もございます。そういう中で決めていきたい、こういうふうに考えております。

○議長（土方尚功君）　吉冨正敏君。

○５番（吉冨正敏君）　８年度に煮詰めていかれるということですから、またその計画をもとに、公団と建て替えの構想を進めていく、というふうに解釈をしてよろしいんでしょうか。この平成８年度の基本計画２というのが終わらない限りは、多摩平の建て替えの指定はない、というふうに解釈していいですか。いかがですか。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　多摩平の団地の建て替えにつきましては、以前にもお話申し上げてございますけれども、基本的には、何項目かにつきましては、既にある程度話が、基本的な合意はされておるわけです。アッパーで2,000戸の増、それから地域の全体で、全住宅は賃貸住宅にしますよ。それから緑、こういうものはできる限り保存していきますと。それから、そういうことの基本がもう定まっておりますので、こういうふうな基本的なことを含めて、この調査の中に反映していきたい、こういうことでございますので、話し合いそのものにつきましては、これから多摩平の団地の建て替えについての公団との話し合いですけれども、これはこれとして、地元の皆様の意見も聞きながら、十分対応していきたい、こういうふうに考えております。

○議長（土方尚功君）　吉冨正敏君。

○５番（吉冨正敏君）　市の多摩平の整備の計画を進める中で、団地との基本合意をベースに今進めているという御答弁だと思います。市長の方で四つの約束をしていただけ、それが遂行されれば、私ども団地の住民は安心して新団地に行かれるということですので、その未来の多摩平について、市長、何かございましたらお願いをしたいんですが。こういうことを私は考え、豊田駅北口周辺整備計画をゴーさせているんだというものがございましたらお願いしいたと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、いわゆる多摩平団地地域、緑が多くて、大変環境がいいという特色があるわけですから、その状態をなるべく存続していきたい。今部長がお答えしましたとおり、三つの原則というのは、全戸が賃貸住宅であるということ、それか

ら環境をなるべく現在の樹木豊かな姿で設計をされること、日野市の発展に協力をしていただくこと、こういうことでありまして、その協力部分というのは、駅を中心として南北通路の路線上に、ＪＲ中央線の線路の上に今、多摩平側の高さで通路をつくる、デッキをつくるという予定があります。それから、南北から共有できる、ショッピングのできる、あるいはテナントとして地域の店舗も入居できる、また行政の本当の出先的サービスもできる、こういうことが一つあります。駅前が狭いですから、もっと駅前を広くするための何か手段を講じたい。とりわけ多摩平には駐車場が乏しいので、駐車ビルの機能を持つ、何かそういう施策を行う。増戸ということがありますから、増戸はなるべく駅に近い建物で、高層部分に住宅をつくるということだろうと思います。多摩平団地の建て替えは、日野市としては、豊田駅を中心とする市街地再開発のきっかけになる、こういう認識でひとつ協力してください、こういう提案をしてあります。いろいろ公団としての対応の仕方が検討されていると思います。その建て替えという部分と、私ども、少し知り得た事情としては、建て替えという仕事と、それから再開発という仕事、これを住宅公団の機能の中で、二つの系統に分けて仕事に取り組みたい、この程度のことを言っております。

以上です。

○議長（土方尚功君）　吉冨正敏君。

○５番（吉冨正敏君）　35年前に小学校１年生で豊田の駅に来たときに、前も一般質問のときにお話はしたんですが、ぐちゃんこの豊田駅、まあ北口はなかったですかね、あのときは。南口からえっちらほっちら来て、ぐちゃぐちゃの豊田駅の商店街、そして団地の中も舗装されていない砂利道という中で、今の多摩平を築き上げてまいりました。またそれを、緑の環境、それから住民の生活権等保障された中で、新しいまちとして再開発を進めていかれるというような市長のお話です。緑の件は竹ノ上さんでしたか、御質問があったように、いきなり桜の木がなくなっちゃったというのがございます。朝起きたら、多摩平の木が全部引っこ抜かれちゃったということがないように、ぜひ市長の方で、そういう細かい打ち合わせまで、また担当部長の方で進めていっていただきたいと思います。大変すばらしい約束を市長がしていただけていますので、それがむだにならないように、担当部局の方、団地の方と詰めて進めていただきたいと思います。

最後に、もう１点ございまして、12月議会のときに、豊田駅の周辺計画のことで私が質問した中で、新しい市立病院の真南に社教センターが残る、あるというんでは、大変計画上、また日当たり等困るでしょうから、汚水処理場の跡地に移転されたらどうです

か。そして、社教センターの事業の一部として、周辺住民が使用できる葬祭場を経営されたらどうですかという御提案を申し上げたのですが、先日、橋本議員が一般質問の中で、吉冨さんが、汚水処理場の跡地に斎場を誘致したいと言っている、ということがございました。若干、橋本お母さんと吉冨息子と意見の不一致があるというふうに理解をしていただきたいと思います。私は、本格的な日野市の斎場は、企業公社がやったらどうかなというふうに思っております。現状の企業公社は、だれが見ても、ペーパーカンパニーと。これはやはり、何らかの生業を持つべきだろうなと思います。ぜひ、担当部署の方で御検討くださって、本格的な日野市の斎場は、黒川地区では総意ができてございませんので、市長の答弁にありましたように、汚水処理場の跡地に移管して、斎場は白紙であるということで、引き続き、よろしくお願いしたいと思います。

以上をもって、終わりたいと思います。

○議長（土方尚功君）　これをもって18の３、多摩平団地の建て替え事業計画について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時51分　休憩

午後１時４分　再開

○副議長（鈴木美奈子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

一般質問19の１、学校教育につき問うの通告質問者、天野輝男さんの質問を許します。

〔16番議員　登壇〕

○16番（天野輝男君）　議長のお許しを得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

２月18日の読売新聞の朝刊に、本紙の全国世論調査の内容が出されております。その一面の見出しには「学校に不満67％」という記事がありました。この内容は、要するにいじめとか自殺や教師に対する不祥事件が相次ぐ中で、学校教育に対する不満が急激に高まっており、学校や教師に不満感を抱いている人々が６割を超えておるということが、この読売新聞１月末に実施したところの学校教育いじめについての全国世論調査でありました。その中で、学校に不満を感じる人々が、要するに３人に１人に上っておるとい

うことであります。過去、ここ10年間の調査を行っていたわけでありますが、これは2番目に学校に対するところの不信感を抱いたところの調査の内容であります。

この内容を一つひとつ分析していきますと、児童や生徒のことよりも、学校の都合とか、学校のことを優先して考えておるというところの不安が一番多くあるわけです。それらの学校に対するところの不満が、広域にわたって吹き出しているということであります。これらの調査の中で、この始まって間もなく、1986年の調査が73%、学校に対する不満があったのに続いて2番目であります。そして、この不満の対象となっておるものの一番多いのは、やっぱりいじめなんですね。「いじめ」が49%、次に詰め込み教育とか、そういうものがあるわけですが、これは「詰め込み教育」というのは40%、「学校の教師の質」が39%。このような形でこれらの問題を分析してまいりますと、要するに学校の対応のまずさが一番クローズアップされているわけです。学校や教師に不満を持ったことがある人は、ということになりますと、64%の人が「学校や教師に不信感を持っておる」ということが載っているわけです。その具体的な内容は、先ほども申し上げましたけれども、学校の都合や御体面ばかりを優先しておる。それで、相談事に親身に乗らない。児童・生徒の問題をきちんと解決できない、ということであります。最近の教師の質ということについては、「悪くなった」というのが46%、「変わらない」というのが4%あります。「よくなった」というのは4%あるんですね。で、悪くなった原因というのは、「責任感が薄い」ということが60%もあるんです。それはいじめの問題というものが大きくクローズアップされておるんだと思うんですが、このいじめを生む現行教育の問題点については、「情操面の教育が欠けておる」、これが33%です。生徒が本音で学校の先生に相談できない。生徒にストレスがたまり過ぎておるという面もあるわけです。心理面よりの教育とか、指導の充実を求める声が多かったわけです。

そして、このアンケートのことを総括で分析している方が、筑波大学の国分康孝教授で、学校と教師への批判が高まっているこの本調査全体を見たときに、教師よしっかりせよ、と檄を飛ばしかねない。しかし、第一線の教師ばかりを責めない方がよい。自分の責任逃れのために、他の人を袋だたきにするという心理が人間にあるからである。この教授は、自分は大学で教授であり、そしてまた、かつての大学の教授の中には、アカデミズムに侵されたところの指導者がいて、それを受け継いだところの教師が実際、我々の年代にたくさんいるわけですから、こういう人たちが育っておる。そういうところが国民の不信を買う原因なのではないか、ということを言っております。そして、今回の調査の結果、教師の観察力とか、指導力とか、問題解決力とか、傾聴力とか、職業倫理

の意識の乏しさを指摘しておるわけです。やはり教員というのは、人に教えるということ、プロフェッショナルにならなきゃいけないんだ、ということを言っているわけです。例えば、訓練することによって、そういう技術というものは身につくものであるということを言っているわけです。この身につける方法としては、ナースが注射をするのに、訓練をすることによって、上手に注射をすることもできるようになるし、努力をすることによって、そういうものが自然に身につくものである、ということを言っておるわけです。そして、実際の大学で行われているところの教鞭の方法というのは、講師は一方的に話す、そして学生は一方的に受けるという、座学というような、そういう立場の中であるために、教育者として育つということが、今の教育ではあり得ないんだということを、このような形で指摘しているわけです。今は確かに、詰め込め主義ということも、そのとき、指摘しておるんですね。

だけれど、私は、この詰め込み主義というものは、ある程度やはり、この考える力というものは詰め込んで身につけなければ、判断できないわけですね。その詰め込んだことによって、新しく物が判断できるように、私はなると思うんです。だからある程度、この詰め込みというものに対しては、主要概念と主要事実とを分析して結びつけていくなら、私は、こういう勉強の方法もある程度必要なことである、ということを思うわけです。アメリカでもそのような形で、博士号をとるときにおいては、小学校や中学校並みの詰め込みで、それぐらい一生懸命やらなければとれないんですね。そういう中で、やっぱり詰め込みというものも、いい面もあるし、悪い部分もあるかもわからない。しかしながら、その道へ行ったら、ある程度知識的に蓄えておくということが必要なのではないかということを指摘しているわけです。そして、私は今、国民が求めておるところの教師というものに対して、分析しておるんです。今の教師にというのは、そういう中で育ってきているから、人間的魅力が乏しい、また、思いやりとか、情熱がない、熱意が足りないというようなことを指摘しておるわけです。我々が育てられた段階においては、教師というものは聖職者というような期待感が、我々のころにはあったんですね。そういうものが我々以上の年代の人は大体植えついておりますから、そういうところに今の学校教育に対するところの不満が多いのではないかなということを、私も感じておるわけです。今、いろいろと教育指針も出ておりますから、そういう中で、一つひとつ分析して判断していくならば、いい教育ができるようになると思うんです。

私は、一番感動しておることは、クラーク先生が札幌農学校、北大の前身をつくったきには、16名の生徒だったんですね。その中に、かの有名な聖書学者である内村鑑三先

生とか、それから新渡戸稲造さんとか、新島襄もいたわけです。彼らは、特に新渡戸稲造さんがアメリカへ行って帰ってきたときに、本当に困って勉強したいという子には、勉強を教えてやりたいという形の中で、勉強を始めた。勉強を始めて、そこがやがては北大の方に吸収されたのかもわからないけれど、衣食住をともにして、教育をしたわけです、彼らは。そしてその中に、500名以上の教職者が50年間ぐらいの間に出たんですね。こういう立派な教育者が出て、新渡戸稲造さんは、アメリカの大学へ行って、教育大学の教授とかやった方ですけれど、こういう形の中で彼らが築いてくれたところの、特に人間教育というか、人間を尊重するそういうところに、この日本の教育の原点があるんじゃないかなということを今、私は感じておるわけであります。

先ほど言いました国分先生も、教師ばっかり責めたり、それではいけないということを言っておるわけです。そして、こういう世論調査が出たわけですから、むしろ教師は、冗談はいいかげんにしろ、我々はこういう形でもって一生懸命やっているんだということを言うべきだと。このアンケートに対して。我々は、こういうところが大変で、なかなか子供にだけ勉強を教えているということだけで済まないところに問題があるとか、いろいろ教師としての不満があれば、それをやはりぶつけるべきである、このように言っておるわけです。私もそういうふうに思うわけです。そうして私たちも、子供の親として、私の四男坊が、ことし中学を卒業させていただいたものですから、いろいろいたずらをしていたみたいで、私が一番心配したのは、あんまり勉強が好きじゃないもので、それで、学校おまえ、受かるのか、こう言ったんですね。いや、お父ちゃん、大丈夫だよ、とこう言うから、じゃあ、受からなかったらどうするんだ、とこう言っておったんですね。そういうことで、いや、どうにかなるよと。それで、私、柔道の指導者ですから、柔道を教えれば、どうにかなりますもので、柔道やれ、そうすれば、お父さん、学校へ頼むから、とこう言っておったんですが、なかなか私の思うようにならなくて、学校の先生にお世話になって、そして自分が希望していた高校に入ったんですね。(「おめでとう」と呼ぶ者あり)ありがとうございます。そして、その子供が、勉強はできないんだけれど、教室に行って先生と話しするのが好きなみたいなんです。それで、おまえ、どうだ、こうだと言われて、学校の中でクラブとか、いろんなことをしていたみたいなんですね。そういうのを聞いて、この間、卒業の文集が来ましたので、先生方のコメントも載っておりました。それを見ていまして、今、一中の3年生の担任は、若い先生が多かったんですね。やっぱり、若い先生というのは、反省するところは反省しているんですね。いや、私はこういう形で、本当に何も子供たちにしてあげることができなかっ

た。それを今後これからの教職に生かしていきたいとか、そういうコメントが載っているのを見まして、ああ、人間というのはやっぱり、素直じゃなきゃいけないなということを痛切に感じたわけです。自分たちが素直になって反省するところから、新しい道が開けてくるんじゃないかなということを、私は強くそのときに感じたわけであります。

そして、たまたま一番私、悲しく思ったのは、私の子供は結構腕力が強いものですから、私の子供がいるときには、ある子供は守られているんですね。それで、この子は伸び伸びとしておった。それで、柔道もやりたいなんていって、私が柔道も教えておったんです。この子が去年の４月ごろから登校拒否を起こしてしまいまして、この子が学校に行っていないということを聞いたんです。だけれども、お父さんもお母さんも立派な人だから、まあ、大丈夫だろうと思っていたんです。そうしたら、卒業する間際になって、何か私の子供が学校を受かった後だったんですね。いや、お父さん、何々君のところへ行ってきたよ。１回も４月から学校へ来なかったんだよ、ということなんですね。元気にしていたかと言ったら、うん、外へ出ていったけれども、あんまり話しなかったと、こういうわけですね。で、子供同士ですから、あんまり話もしないで、別れてしまった。それで、私、行ったものですから、私もだから、３日ぐらいたってから、おせっかいなことだと思ったんですが、その子のところに行ったんです。そうしたら、その子が余りにも、４月からですから、もう９カ月ぐらいたっておったわけです。その姿を見たときに、余りにも病的な姿になっているので、私も一瞬、言葉が詰まっちゃったですね。そうかといって、私がめそめそしているわけにいきませんから、じゃあ、この子に何を話したらいいかなと思って、言葉を選んでいて、そして言葉を選んで、私は、今まで気がつかなくてごめんね、と言ったんですね。そうしたら、その子が涙をぽろぽろっと流したんです。あっ、これは物を話したらわかってくれると、私、そのとき思ったんです。そして、この子に、いや、こうして毎日家の中にいることもつらかっただろうし、逆に本当に何もできないかもわからないけれども、何か思っていることがあったら、話したらいいよ、と言ったんですね。それでも黙っていたんです。そして、いつまでもこの家の中にいても、もうしょうがないから、もともと頭のいい子ですから、勉強すればすぐいいところの学校でも十分受かる学力がある子ですから、そういう中で私が、少しずつ外へ出て、元気になれよ、とこう言いました。そうしたら、うん、わかった、ということで、あんまり長く話してもいけないと思いまして、またじゃあ、私の子供、同級生の子供を連れてくるから、またそのときに元気に遊ぼうという形で話をしてきたわけです。

この子の一番の動機というのは、おとなしい子なんですね。頭はいいんだけれど、お

となしい子なものですから、チクられてしまって、それがチクられるのがだんだん大きくなってしまって、みんながちょっかい出していじめてしまった、こういうわけなんです。もう学校が嫌いで嫌いでどうしようもなくなっちゃって、親も立派な人なんだけれど、親もどうすることもできない。子供のことを思いつつも、距離を置いて、家の中で待機させていたという現実なわけです。だから、このいじめという部分が、今実に陰湿ないじめ方で、また我々の時代は、いじめられても、はねのける部分があったんですね。弱い子なんてそんなにいじめなかったんです。そして、ちゃんとボスがいて、それがちゃんと調整とっていたんです。そういうものがなくなってしまっているというこういう中で、私は、やはりいじめに対しては、確かに気づかないで、生徒同士が隠してしまっている部分があるから、わからない問題ですけれども、やはり現実にそういう子供が日野市内から出ているということは、私はこれらの問題というものは、もっと大人として真剣に考えてあげなきゃいけないんじゃないかということを感じておるんです。

今、私の友人も、アメリカに24年間いて、日本に帰った指導者なんですけれど、この方が、天野君、今、落ちこぼれとか、自閉症とか、登校拒否の子がたくさんいるから、彼らのために学校をつくれよ、ということを言われておるんです。そして、その友人のところにも、若い、学校の先生をやっていたとか、そういうのがいるものですから、彼らのところに集まってきて、もう家出するとそこへ来て、そこで生活をして、少しずつ立ち直って、社会人になっていっている姿を現実に見るときに、やはりこういう問題は、だれもが我が子のようなつもりで接してあげる。その中で、彼らに、力になれる部分はなってあげなきゃいけないということを感じたわけです。どこの市町村へ視察に行っても、この登校拒否の子とか、いじめの問題は、問題であったようですね。そして日野市の中でも、これはそんなにないかもわからないけれども、私、このいじめの部分が日野市の中でも結構あるんじゃないかなということを感じておるわけです。現在、この日野市の中で、小学校で何名ぐらいの登校拒否の子供がいるのか、中学生で何名ぐらいいるのか、このあたりをちょっと教えていただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　天野輝男さんの質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　登校拒否でございます。小学校で、ちょっと略しましたけれど、年間で50日以上休んでいる児童・生徒で、３月末のは出ておりませんので、昨年の３月末ということで申し上げますと、小学校では17人、中学校では33人ということです。つけ加えますと、今登校拒否の子供は、その前の年が41人から33人、それから

小学校の方では、19人が17人と２名減少して、内部でも努力をしているところです。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　そうしますと、この登校拒否の子供には多分、動機とか、そういうものを当然調べておると思うんですね。このいじめが対象で学校へ来なくなっちゃったという、そういう子供はわかるでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　登校拒否の中にはいろいろあるんですが、いじめが原因で通わないという子供もかなりおります。人数は幾人かということになりますと、これははっきりまだ、この中では統計でわかりませんけれども、全体的には、やはり中学では授業についていけないとか、授業の内容の問題とか、それからいじめの問題とか、いろいろまざっております。そういうことで、今ここで数字が、集計がまだできておりませんが、３月までのをしているところですが、ここでは持っておりませんけれども、この中でもいじめによる登校拒否も含まれております。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　子供に関することですから、原因がわかれば、ある程度問題を、この子供と話をしたりなんかすることによって、解決する道はあると思うんです。

去年の神戸の震災の後、あそこには神戸で調べて、小学生で600人近い、中学生で300人以上の登校拒否の子がいたんですね。中学生というのは、体も大きくなってくるし、みんなが困っている、そういう中で、大体８割以上の子が、水くみをしたり、人のお世話をするようになったと、こういうわけです。小学生は、まだ自我があんまり目覚めてないから、お母さんの周りをちょろちょろしているぐらいだったらしいんですが、中学生は80％以上はボランティアへ出て、作業をしたり、水くんだり、困っている人の世話をしたというんだね。私、それを見て、感激しまして、教育というものは、そんなに、子供にああしろ、こうしろと言わなくても、やるときはやるんだなということを、そのとき感じたんです。そして３カ月たち、４カ月たつうちに、今度は学校へ戻るようになっちゃった。そうしたらまた半分ぐらいの、300名のうち百何名の者が落後したということなんですね。だから、確かに中学生になると、授業についていけない子供がいるということは否めないわけです。そのわからない授業を、じゃあ、どうしたらわかるように教えることができるかということが、私は問題じゃないかと思うんです。このあたりの

ことは、学校任せだけじゃだめなんですよね。親も子供も学校も一体となって、そしてこの子供たちを、どうしたら我が子が立ち直ることができるかということを真剣に考えなくてはならないと思うわけです。日野市の場合には、ことしは中学生の場合には17名ということでありますが、17名といっても、やはりこの子供たちは、やがては社会人となって日本の国を担わなきゃならない子供たちなわけです。そういうことを考えた場合には、この子供たちがしっかり立ち直ることを考えてあげるということが、私たちの役割じゃないかなということを、私はそのとき、強く感じておるわけであります。その子供たちをじゃあ、立ち直らせていくには、教育委員会にも多分、お困りになって相談にきている部分が実際あると思うわけです。そういう問題をやはり専門的に解決してあげるということになると、確かに専門的な知識のある人が必要になってくると思うんです。ということは、心の中に閉じこもっちゃっているわけですから、その心の中にある思いを一つひとつ話をしたりなんかして引き出して、ああ、それはこうしたらどうだとか、そういう対応ができないと、なかなか直らないわけです。だから、そういう中で、そういう専門的な知識は必要であると思いますけれども、やはり子供を、私はおまえを愛しているんだよ、おまえのことを心配しているんだよという、そういう気持ちがあれば、子供というのは、だんだん心をついてくるわけです。そういうことを思うときに、ぜひ、こういう登校拒否とか、登校拒否の原因が、いじめが問題であるということが、１人の子供はわかっているわけですから、そういう中で、学校の先生も、初めのころはよく来てくれたんだそうです。で、子供は、いや、先生、もう僕、学校へ行かないから、先生来ないでくれ、とこう言って、それから先生も疎遠になってしまった。まあ、どうすることもできなかったんだろうと思うんですね。受験生を抱えておるし、それはもう無理もない話だと、こう思うわけです。だから、そういうことを早く教育委員会が聞いた場合には、少なくとも、その子供たちがどうして悩んで、どういう形の中で、そういう殻に閉じこもっているのかということをしっかりと調べながら、その子供が立ち直れるところの努力をしていただきたいということをお願いしておきまして、この質問は終わらせていただきます。

そして今度は、前回質問いたしました国旗掲揚・国歌斉唱のことにつきまして、今回質問をさせていただくことになっておりますので、この件について質問させていただきます。日野市の第三小学校の入学式だったでしょうか、式典で、国旗を持ってどこかに隠れてしまったという先生がいるということを聞いておるわけです。このことについては、東京都の方に当然報告しておると思うんです。東京都の方に報告した中で、このこ

とについて、東京都の中で、何らかの形で今、日野市の方に言ってきていると思うんですが、このあたりのことをちょっと教えていただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　第三小学校のことだと思いますが、教師が国旗掲揚に対して、国旗をどこかに隠したという、こういう今御質問でございますが、３年前の卒業式でございますが、そういう教頭・校長の指示を受けた国旗を掲揚するために式場に入った際、教頭から「日の丸」のついた旗ざおをとったことにより、職務を妨げたということで、任命権者の東京都教育委員会から処分の通知を受けたものです。現在の状況でございますが、不服申し立てがありまして、継続中で、話し合いは済んだようでございますが、今のところまだ、東京都に問い合わせましたが、通知が、その結果が来ておりません。近々のうちに来るというようなことも聞いております。そういうことでございます。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　そうしますと、３年前の出来事が今、東京都でようやくそういう形で結論が出るという形でよろしいんでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　この内容については、処分の内容は、その当時出たものに対して、不服審査の申し出がありまして、人事委員会の中で審議が行われて、昨年の暮れまで行われてきたということでございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　そうしますと、この先生は、問題を起こして、東京都の方にこのことを伝えて、ずっと３年間、今まで三小にいたんでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　そのとおりでございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　これは東京都で結論を出すことですから、この教師の理由もあったでしょうし、時間がもたもたしたということは、やはりこれは違法行為ですから、日野市としても、正確に伝えるところは伝えなきゃならない部分があったと思うんです。その処置はしていると思いますけれども、こういう問題が日野市の中であちらこちらで、こういう部分の問題は実際見られるわけです。それらも小さい芽から摘んでおかないと、

こういう問題は大きくなって、やはり一番苦労するのは、学校を管理している校長や教頭が、いつも催し物があるときには、こういう問題が起こって、すったもんだやっているように聞いておりますから、少なくとも、こういう問題が起こって、入学式とか、卒業式、また運動会とか、学校の催し物をするときには、「日の丸」は日本の国旗である。そして、国歌はやはり斉唱させるべきであると、このように指導要綱に書かれているわけですから、実施していただきたいなということを思います。そして、この先生については、東京都の方の処分が近々出るということを聞いておりますので、こういう契機に、少なくともこういう問題を起こさないようにしていただきたい、ということを申し述べておきます。この最初の件は結構です。

前回、七小の件でも、運動会で問題になったわけです。その七小においては、継続中であるという形の説明を受けていたわけです。そして、ずるいというのか、何というのか、これらの問題を、少し問題意識を大きくしようとして、七小の先生が呼びかけたのではないんだろう、と思うんですね。そのほかの日野市内の学校の教職員が呼びかけて、この文章を出して、この文章を初め、学校で子供たちに持たせていったものだから、子供たちの父兄が、こういうものをおかしいじゃないかといって抗議に行ったら、今度は教室の端の方へ置いて、こういう形で「七小の子どもたちが豊かに育つために、一人一人を大切にする教育を求めて」という、こういう経過報告書を教室の隅に置いといて、それを持っていって、今度はいついつ会議がありますから参加してくださいといって、義理で初めは行っている人たちもいたらしいんです。やはり父兄の中に、実際「日の丸」は国旗だし、ほかにいいものが出てくればいいけれど、今の状態で出てくる様子もないし、これは認めるべきだろうという形の中で、私たちはもう要らないといって、行かない人がぱらぱら出てきてしまったということを聞いておるわけです。そして、この七小の教育を考える会の（仮称）父母世話人という、その世話人か何か知らないけれども、これは日野市内のほかの学校の先生が呼びかけて、七小じゃなくて、社会教育センターでこの１回目の集まりをやったんですね。そのことを教育委員会では御存じなのかどうか。そして、この世話人代表者はだれか、確認とっておるのかどうか、このことを教えていただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　今の質問でございますが、昨年、運動会の当日の「日の丸」についての問題でございます。校長と教職員の間での長期間にわたる話し合いが持たれました。これは、こういうことで、運動会の前日に、保護者数名が校長のもとに

訪れて、国旗掲揚に反対の意を伝えましたという、こういう内容でございますが、この間に話し合いが持たれた間に、そういう集会が開かれたということは聞いております。代表者がどなたであるかということについては、よくわかりませんけれども、文章には代表ということが書いてあるだけで、名称は書いてございませんでした。大体わかっておりますけれども、ちょっと名前がはっきりしませんので、お答えをちょっと控えさせていただきたいと思います。その結果、運動会当日の問題については、特に問題がなく、校長先生のもとで実施され、混乱がなく終わりました。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　混乱がなく終わったということですが、この経過報告書を見ますと、たまげたのは、三小は21年たつんですね。この21年間、１回も要するに屋上のポールに「日の丸」は掲げなかったらしいですね。それを見て、なおたまげまして、実際、そういうことが日野市内の中の義務教育の教育の現場に起こっているという事実を思うときに、少なくとも、このことで校長先生は努力して頑張っていると思いますので、やはりこういうところの問題は、一日も早く教育委員会の方針として、教育指導要領に基づいたところの指導をすべきである、このように思うわけです。そして、今回、これは運動会のことだったんですが、今回の卒業式においては、どういう形で七小が進められたか、御存じでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　「日の丸」については普通のとおり掲げまして、卒業式は終了いたしました。以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　じゃあ、国歌斉唱は、これは多分なかたっのかな。

○副議長（鈴木美奈子君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　それはありませんでした。以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　今、結局、これ、継続中だよね。継続して、今話は進めておる。「日の丸」は認めたと。国歌斉唱の件については、何の説明もまだないんでしょうか。七小については。

○副議長（鈴木美奈子君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　学校運営ですので、校長先生のもとに学校運営をやっ

ております。また、指導要領によって実施しておりますので、学校の先生方と十分話をしながら、その中で卒業式、あるいは入学式をやっていただくということで、そういう話を学校の方には伝えてございます。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　そうしますと、この三小や七小だけじゃなくて、日野市内の小中学校の中でも、七小のように「日の丸」は一度も21年間上がったことがないという学校があるわけですから、日野市内の学校でどこかにやっぱり「日の丸」を、入学式とか式典のときに掲げないところの小中学校はほかにもあるんじゃないかと思うんですが、これはいかがですか。

○副議長（鈴木美奈子君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　７年度の卒業式は、全部の学校で「日の丸」を上げております。以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　そうしますと、じゃあ、全校で小中学校合わせて28校が、この「日の丸」は掲げるようになったと。ただ、この国歌「君が代」を斉唱させたり、演奏したりする学校というのは何校ぐらいあるんでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　国歌の斉唱は、ここで見ますと、11校です。あとは、何らかの方法で、音楽とかやらないところもございます。以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　これ、よく調べておいてください。また次にします。

11校で、音楽等、多分、七小みたいに21年間もやっていないんだから、当然やっていないところもあるでしょうから、こういう問題は、やはりおいおい、日本人であるということを自覚するということが、今の時代、必要だと思うんですね。私は、人間それぞれ、いい面もあるし、悪い面もあるし、そんな、だれもみんな正しいわけじゃありませんから、悪いところはやっぱり改めなきゃいけないし、そして私は、私の友達にいろんなのがいますから、そういう中で子供の教育というものは、どういう教育が一番いいのかなということを、私も影響を受けたりなんかして、友達が外国にいますから、そしてユダヤ人の社会にもいるわけです。

金曜日から土曜日の日没まで、彼らの正統派ユダヤ人というグループは、家族だけで

生活しているんです。だから、隠し事ができないんです。子供が１週間に何かやったというのを、子供の顔を見て、お父さんと話ししたとき、全部告白しちゃうんです。だから、子供の動向はすべて知っている。あの社会ではね。だから、自分がこういうことを勉強したいなんていえば、全面的に応援するし、博物館へ行けば、あそこをほじくればもう、3000年も4000年もの遺跡が出てくるわけです。私も興味本位に、博物館にあるヤダヤ教の聖書のことを、まだ１歳にもならない子供にお父さんが、時計を見ていたら、45分も説明しているんですね。わからない子供に教えて、抱っこして、いろいろ根気よく説明しているんです。それを見て、たまげたんですね。息子にアニトというのがいるから、おまえもそういうふうにして育ったのか、と言ったら、そうだ、と言って、生まれて６カ月のことから大体記憶にあると、こう言うんです。それはやはり、熱意を持って子供たちに語ることによって、子供というのは、どこか何か残っておるんですね。それを感じまして、ああ、この連中が優秀なのはこれなんだなということを、つくづく私、感じたわけです。

そういう中で、私は、日本人である限り、日本人としての教育をしなきゃならない、このように思うんです。そして、先ほど、若い教育者は、確かに変わってきている。我々の年代の人間は、学生運動に一生懸命になって、割と自分が思った就職につけなかったのが教員になったようなのが、私の仲間にいっぱいいますからね。そういう中で、彼らが、そういう社会主義や共産主義の文化に親しんで、こういうものを追求してきましたので、その反動もあると思うんです。そして、我々も、実際この社会主義の中の出来事というのは、いい面しか出てこないから、いい面だけを見ていたから、ああ、中国で橋を普通だったら10年はかかるところを８カ月でつくっちゃったよとか、そういうのを聞くと、本当にそんなばかなことあるのかなと。住宅を、要するにマンションを３年かかるところを８カ月でつくっちゃったよとか、そういうのを聞いたときに、こんなばかなことがあるのかなと思って、中国へ行ってみると、人間の数が違いますから、やっぱりできちゃうんですよね。そういう現実を目でもまた見てきているわけです。そして、特に共産主義のソ連の中の隠された部分も、彼らの国の経済が崩壊してしまったわけですから、そして、その主な一番の原因というのは、彼らは食い物がないから、温暖なところへ出よう出ようとして、アフガニスタンに４年もの間、あそこに侵入したんです。そうしたら、あの中には、山間武力で、ユダヤ人の失われたところの部族がいっぱいいるものだから、だからもう、どこまで潜れば爆撃が届かないというのは知っているから、彼らは最後まで抵抗して、引き揚げざるを得なくなった。その後もソ連の国力ががたっ

と落ちてしまって、現在に至っているわけです。そういう中で、私たちはよく、特にフランス革命とか、またマルクスレーニン主義、こういうものの起こりというのは、ちゃんと分析して持っているわけです、我々ね。それはやはり、一握りのパンが欲しかったんです。そして、その一番圧力を受けていたユダヤ人が、そういう圧政を受けていたために、これからはねのけるために、そういうものを――マルクスだって、あれはユダヤ人です――考え出した。レーニンだって、そういう人間だったわけです。だから、私は、この共産主義とか資本主義がいいというんじゃなくて、日本人として、今後、じゃあどうしなきゃいけないかというものを、しっかりと打ち出していかなきゃいけないと思うんです。そして、特に我々は、私は明治維新のことが一番好きなんですね。この戦前戦後にかけての日本人がした不始末について、こういうものをがんがん言われると、本当に心が暗くなって、今までいたんですね。そうしたら、今、明治維新の出来事とか、戦前戦後にかけたところの日本のとった態度というものを、これを見直そうとする動きが出てきておるんですね。私は彼らの論文を見まして、ああ、やはり、もう悪かったことは悪かったと改めなきゃいけないわけです。改めた中で、じゃあ、日本がどういう形で進んでいくかというものをしっかりと打ち出していかなきゃいけないということを、感じておるわけです。そして、日本にも、国内に問題が、不良債権とか、住専の問題が、いろいろ問題があるでしょう。しかしながら、これらの中で、私たちは日本人として、じゃあ、どういうところを目標に頑張っていくのかということですよね。こういうものを方向づけていかなきゃいけないんじゃないかということを感じております。

私も、この間、私の友人の紹介で、韓国の南揚州というところへ、建設委員会のうちの９名ばかり行きまして、それで私もここで、市長に呼んでいただいておりまして、日野市といろいろとおつき合いをしていきたいと。今は難しいよと。だから民間協力でやろうと。そして、日野市の学校の先生も、困っている人もいるみたいだし、また将来性のある教職員はいっぱいいるから、こういう人たちに施設を提供してくれないかということを私、今言っておるわけです。そして、青少年研修センターとか、教育施設とか、またキャンプ場とか、スキー場とかいろいろ、ソウルの隣町で、今、人口は24万ですが、ここで５年間ぐらいで50万人口、ソウルの人口を移そうとしておりますので、そういう面で、彼らの要するに教育者の民間協力なんかをしながら、やっぱり井の中のカワズでいるのではいけないと。韓国の中にもたくさん優秀な教育者もおるし、そういう交わりを通しながら、少しでも日野市の教育がよくなっていけばいいなということを、私は感じておるわけです。そういう中で、私もだから、何も組合の先生とけんかしようなどと

ちっとも思っていないわけです。だから、そういう部分で、やはり協調するところは協調しながら、そして日野市の教育が少しでも校長や管理職の先生方を中心に、しっかりまとまっていけるように、強くこれらのものを期待しているわけです。

私が、子供が出たところの小学校で、運動会、午前中しかいなかった。午前中見ていたら、11年目で初めて直線コースで走ったものだから、それにすごく違和感を持ったんです。そして、この問題について、校長、それはおかしいじゃないかと言って、この私が12月議会でやったことが職員会議にかけられて、それで校長先生が、皆さんからおしかりを受けたようなことを言われておるんですね。やっぱり、それは、そういうことは、それこそ数が多くて言えば、いじめのような形につながってくると思いますから、そういうことはやってほしくないなということを感じておるわけです。そして、そのときの最終的には、学校の行事、特に運動会とか、こういうもの、運動会につきましては、やはり学校長が最終的に決断をして、責任がかかってくるわけですね。その校長に責任がかかってきますから、この部分を教育委員会としても、学校の中で余り急激に変わったような競技をしたり――変わっていると思わないですか。10年間、グラウンドを走っていたのが、直線で、直線だから、10メートルぐらいしかないんだよ。10メートル行って帰ってくる。そういう中で、ある程度やはり、教育の、特に学校におけるところの運動会、また学芸会、作品展、こういうものを通して、情熱を傾けて子供が自分の作品をつくり上げるというこの経過が、子供たちの心を育てるのに私、大変役に立つと思うんです。そういう形のものがありますので、この学校におけるところの行事、運動会、また学芸会とか、作品展、こういうものに対しては、個々の学校独自に任せていると思うんですが、こういう部分の中で、教育委員会と事前に打ち合わせをしたり、話し合うということがないんでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　運動会の内容でございますが、時代によって内容が変わってくるということもございますが、一般的には、学校の校長先生に対して、教育委員会としては、運営をお任せしているわけですので、教職員とよく話し合いをしながら、しかもそこの保護者というか、子供たちの教育のために、よりよいそういうことを検討して、実施するのが本当だと思います。そういう形で、我々の方は、内容をどんなことをやったらいいかと聞かれた場合には、指導主事が指導するということがございますが、運営全体のことに関しましては、学校長に任せているというところが現状でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　私は、仲田小学校が、私の子供がずっと行っていた関係で、仲田小学校の件は大体わかるんですね。そして、あそこは比較的運動とか、そういうものではよく東京都の教育委員会でしょうか、やっておったりしておって、技術的には子供たちが高度の運動能力を持っていた部分があるんじゃないかなと、このように思うわけです。こういう伝統的な流れを変えてしまった場合には、やはりここに戻すには、それ相応の努力をしないと、なかなか戻らない。そして、一つたがが緩んでしまうと、ずるずる後退してしまう部分がありますので、ましてこれから月に2回、土曜日が休みになってくる。この子供たちの対応も、今後どうしていかなきゃならないかということを、やはり日野市として独自に考えていかなきゃならない部分があるでしょう。そういう中で、運動の好きな子は運動をする。絵が好きな子は絵をかいたり、音楽が好きな子は、その音楽に親しむというような選別をできるような、そういうことが必要になってくるだろうと、このように思います。そのために、ぜひ、各学校にそういう運動会や体育祭、こういう問題はすべて任せてあるという形だけでなくて、そういう問題は、実際見ていて、父兄の私の周りにいた何人かが、やはり私と同じように不平を言っているわけですから、そういう不平がある限り、そういう問題もやはり、子供たちが駆け足を、確かにコーナーを曲がるときには、少しは技術が必要かもわからないけれど、しかしながら、そんなもの、教えたらすぐできないわけはないですから、そういう形の中で、子供たちが自信を持てるように指導していただくということが必要ではないかなということを感じております。ぜひ、そういう面で、私がとやかく言う問題じゃないでしょう。しかしながら、私が見ていて、そのようなところを感じたわけです。そういう面で、ぜひ教育委員会のそういう押しつけじゃなくて、子供たちの運動機能を高めて、そして子供たちが体験学習をして、体験することによって、少しでもたくましい子供に育つことができるならば、これは当然やるべきことだと思いますので、このあたりをぜひ参考にしていただきたい、このように思います。そして、日野市の教育が少しでも、日本の国民の一人として、誇りを持てるような教育になっていくよう強く要望いたしまして、これらの質問を終わらせていただきます。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって19の1、学校教育につき問うの質問を終わります。

一般質問19の2、地区センターにつき問うの通告質問者、天野輝男さんの質問を許します。

○16番（天野輝男君）　この地区センター、9月の定例会に質問させていただきました。

そのときの説明ですと、堀之内のあるところの青年研修所を建て替えをして、そして上田と堀之内の地区センターをつくるという説明を受けたわけであります。そのような説明をしていただいたものですから、ことしの予算に計上してあるのかと思って期待しておりましたら、このことが具体的になってきませんので、このあたりのことがどのような形になっておるのか、まず教えていただきたいと思いますが。

○副議長（鈴木美奈子君）　天野輝男さんの質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　上田地区センターにつきましては、提供していただいておりました土地の返還によりまして、昨年の12月末日をもちまして、廃止となりました。条例の改正の審議に当たりましても、上田地区センターにつきましては、「可及的速やかに地元住民要望を踏まえ、建設を促進すること」と、こういう附帯意見もついております。この件につきましても、強く受けとめております。上田地区センター用地の返還が確実になったところで、上田地域に公共の適地はないかと当たりました。現在まで確保されていないのが現実ではあります。しかし、この経過の中で、市は上田地域の方々の同意を得まして、堀之内青年研修所を地区センターに建て替えをし、川辺堀之内地区と上田地域で一緒に使っていただきたいという計画を持ちました。川辺堀之内地域の青年研修所は、所有管理の建物となっております。川辺堀之内自治会としましては、これまでどおり、自治会としての集会所として自由に使っていきたいと。また、上田地区と同時に使いまして、地区センターとすることについては、同意はできないというような状況にはございます。堀之内青年研修所の土地は、延命寺の所有でありますが、そこに川辺堀之内地区の方々が、お金を出し合って、建物を建てまして、戦前から使っていただいているとのことであります。現在の建物は、木造平家130平方メートルばかりの床面積でありますけれど、これは昭和30年に建てられたものであります。平成４年度には、市内の自治会所有集会所の増改築工事補助金及び修繕補助金交付要綱に基づきまして、改築工事がなされております。いずれにいたしましても、老朽化は激しいと考えられます。市で新しく地区センターとして建て替えることができれば、上田地域の方々にも、また堀之内地域の方々にも、喜んでいただける施設になるものというふうに考えております。したがいまして、今後もこの計画の実現に向けまして、地域の方々の御理解をいただく努力をしていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　そうしますと、延命寺の用地に、この地域の皆さんが、お金を出し合ってつくったと。確かにこれ、老朽化しておるわけです。今の話の中だと、上田地域の住民の皆さんは、そのところにつくってくれればいいですよと、こう言っておるけれど、堀之内の皆さんがそこに来るのを何か快く思っていないように今聞こえたんですよね。そして、その地域の皆さんに今、御理解をしていただけるように努力しておるんだと、こういう説明だったと思うんですが、９月の説明のときには、４月に工事に入るということを、はっきり私、聞いておるんです。だから、その４月に工事に入るための努力はなされなかったのかなと。また、そういう地域の、特にこの堀之内の皆さんの個人的にお金を出した部分が、まあ、みんながお金を出し合ってつくったということですから、確かにその建物に対する所有権は、この人たちにありますので、この人たちがだめだと言っていられるんだと思うんです。そうしますと、４月につくるといったのができないで、延び延びになって、今実際、上田の皆さんの地区センターがなくて、どこかを借りておるんでしょうけれども、この皆さんの要するに、上田地区センターを廃止することに同意したことについては、ほかにこういう形で用意するという形であったから、同意したんだろうと思いますから、このあたりを早急に具体的につくる方法としたら、どういう形だったら、一番早くできるんでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　上田地域に地区センターをという地元の要望によりまして、適地というものを探したわけであります。ないというような中で、上田地域の方々には、その旨お話しして、どういう方法をということについて、今申し上げましたように、青年研修所を地区センターにと、こういうようなお話を申し上げたわけであります。そうした中で、上田地区の方々については、それで結構ですと、こういうような同意を得た中で、市の計画をそこに持っていったわけです。そして、そのお話を今度は川辺堀之内の方にお話を持っていったと、こういう経緯があるわけでございます。そこで、その同意が得られないという状況にございます。そうした中で、特に上田地域の方々の要望によりまして、当面、市民プールの管理棟をプールの閉鎖期間に開放できるようにというような調整を現在、担当課の方と調整をしておるというような状況にもございます。いずれにしましても、同意を得るように努力をしてまいりたいというのが方策であります。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　そうすると、まだ市民プールの事務室ですか、ここを使えるようになっていないわけですよね。そしてあくまでも、この堀之内のお寺の住職と、そして地域の皆さんと同意がとれた場合には、この堀之内の青年研修所のところに、堀之内、上田地区センターをつくるという計画でよろしいんでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　そのとおりでございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　そういう形で私も説明を受けておるわけです。そういう経過でありますので、ぜひ、これらのところに一日も早く地域の皆さんが利用できる施設をつくっていただけることをお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって19の２、地区センターにつき問うの質問を終わります。

一般質問19の３、道路整備につき問う市道・都道・国道の通告質問者、天野輝男さんの質問を許します。

○16番（天野輝男君）　市道で南平の丘陵自然公園の入り口の部分のこの道路を、８年前だったと思うんですが、譲っていただけるということを聞いてから、全然進捗がないんですね。そして、このところを先日見にいきましたら、まだ進んでいないものですから、これらのことを担当課長の方に聞きましたら、これらの道路は、ことしのうちに、どうにか用地も買って、解決がつくという結論を聞いておりますので、このことについては結構です。そういう形で、ぜひ一日も早くこれらの道路が開通して、整備ができることを期待しておりますので、この件の質問は結構です。

都道の件に移ります。この日野３・４・８号線の栄町部分の件であります。この部分はどうしても今、東京都にもお金がない、財源が不足しておりますので、日野市の方に用水の一部を使わせてくれないかという多分、要請があると思うんです。そのときに私も聞いておりますので、やはりこういう財源不足の時期でありますから、用水の一部を使えるような形で協力してあげるべきじゃないかと、このように思うんですが、この部分についてお答え願いたいと思うんですが。

○副議長（鈴木美奈子君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　ただいまの御質問は、要するに栄町四丁目、五丁目の地域かと思います。この地域のうち、ちょうど今の都市計画道路の計画が、今の下関という用水、これと並行して走る部分がございます。この中で約200メートルほどが、こ

の用水が全くその道路の中に取り込まれてしまうと、こういうことで、これの扱いにつきましては、東京都と協議をさせていただきました。それでさらに、地元の了解も得まして、地元の御協力もいただきました。水路として2.3メートルですか、さらに今の道路計画16メートルのほかに、2.3メートル水路用地として買わせていただく、こういうことで話がつきまして、今年度、８年度に東京都がこの地域を含めた事業認可をとっていきたいと、こういう計画になっております。

○副議長（鈴木美奈子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　ちょっといいですか。そうしますと、この用水は生かすわけですよね。用水を買ったということは。

○副議長（鈴木美奈子君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　そのとおりでございます。16メートルの中に当初は、管渠でもって入れるか、いろんな検討をされたわけでございますけれども、御承知のとおり、この水路は非常に地域にとっても、環境的にも必要だということで、この水路部分を、道路以外に確保していただくことになりましたと、こういうことでございます。道路幅員の外に確保することにしましたということでございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　大変ありがとうございました。

そういう形の中で、協力していただければ、この地域の都道３・４・８号線も進捗してくるという形で、道路の整備が進んでくることであります。ぜひ、このように地域の皆さんも期待しておると思いますので、そのような形で具体的にしていただきたいと思います。

それでは、国道について質問させていただきます。神明から堀之内、上田のこの用地でありますが、これは皆さん御存じのように、相武国道事務所で用地費をつけていただき、測量もしていただいて、相武国道事務所単独でこの用地を買ってくれるという形がとれているわけです。そして、これらは、もう既にその用地を買収するということが決定してから５年近くたっていると思うんですね。いまだに進んできませんので、この部分がどうなっているのかということをお聞きしたいわけです。平成９年度に甲州街道のバイパスの橋が多摩川にかかるわけです。そして川崎街道まで延びてくるわけですから、そうしますと、今、この甲州街道の混雑が、この国道があいてくることによって、多少交通渋滞が解消できるものと思いますので、ぜひ、これらのものを具体的にしていただきたいと思うわけですが、この件はどうなっておりましょうか。

○副議長（鈴木美奈子君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　万願寺の都市計画道路３・３・２号線でございますけれども、万願寺の区域界から川崎街道まで、これは買収でございますけれども、約57％買収が既に終わっております。そういう状況で、現在のところはとまっておりますけれども、今議員さんのお話のとおり、多摩川の架橋を今行っております。片側でございますけれども、９年度開通ということで、この開通に対しましては、都市計画道路３・４・８号線、新井橋の通りでございますけれども、これまでが第１期で接続するということになっております。ここまで接続ということになりますと、自動的にその先は万願寺の中である程度道路ができておりますので、都市計画道路の高幡橋の通りまで新しい計画路線に接続するということになってきます。それから先、川崎街道まで約330メートル、この地域は、これからも早く買収するように国に要請をしていきたい。さらに、川崎街道から今この神明までのお話かと思いますけれども、これについては、今のところ、全く動いておりません。これもできるだけ早く買収していくように国の方に働きかけていきたいというふうに考えております。

○副議長（鈴木美奈子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　かつてこの部分につきましては、私どもも、実際関係してやらせていただいたわけです。そして、相武国道事務所の方で直接に用地費、測量費をつけていただいて、単独で買っていただけるというところまできておるわけです。そういう中でも、本来でしたら、とっくにこういう仕事は終わっているわけなんです。それが延びてしまったという理由もあるでしょう。国に予算がないとか、そして問題は、これらが、甲州街道バイパス、今橋をかけている、その道路の進みぐあいによって対応するという経過があるでしょうけれども、やはり買ってくれるという計画が出ているわけですから、ぜひこれらの問題が一日も早く完成して、少しでも日野市の中の交通渋滞が緩和できるよう努力していただくことを要望しまして、終わらせていただきます。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって19の３、道路整備につき問う市道・都道・国道の質問を終わります。

一般質問20の１、日野市の産業振興の方策を問うの通告質問者、土方尚功さんより取り下げの申し出がありましたので、これを取り下げます。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木美奈子君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時30分　休憩

午後２時54分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問21の１、放置自転車対策――条例改正のその後の経過と駐輪場増設の見通しについて問うの通告質問者、田原茂君の質問を許します。

〔12番議員　登壇〕

○12番（田原　茂君）　それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

しんがりということで、精いっぱいやらせていただきたいと思っていますので、よろしくお願いをいたします。最終日でもありますので、なるべく簡潔にと思っているんですが、答弁いかんによっては、ぎりぎりになるかもわかりませんけれども、よろしく御了承のほどお願い申し上げます。

それでは、第１問目、放置自転車の問題でございます。放置自転車の追放を主目的にした改正、自転車法が平成６年６月20日施行され、この施行を機に、各自治体も本腰を入れて、放置自転車対策に乗り出したわけであります。放置自転車対策ということで、私も今まで何回となく、この場をおかりいたしまして、質問をさせていただきました。モラルの問題でもあるので、市として強い姿勢を示していくことも必要ではないか、とも訴えさせていただきました。ただし、その担保として、駐輪場の整備も欠かせない、と訴えさせていただいたわけでございます。日野市といたしましても、ようやく条例改正をし、昨年の10月より撤去料徴収も含めた「新日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例」がスタートしたわけであります。そのような経過も踏まえ、条例改正後の市の取り組みについて、順を追って何点かお伺いいたします。

まず第１点目は、条例改正後の市の取り組みについて、整理作業、一斉撤去の回数や、撤去台数等について教えてください。

２点目は、撤去料徴収についての市民の反応はどうか。いろんな声が届いていると思いますので、または担当課で感じている市民の声というんでしょうか、そんなものを御紹介していただければと思います。

３点目は、駐輪場増設の見通しであります。

以上、３点について御説明をお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　田原茂君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君）　放置自転車対策につきましては、昨年、条例改正をさせ

ていただきまして、10月から施行に入っております。

第１点目の御質問でございますけれども、条例改正後の市の取り組みについてでございますが、条例改正の施行後６カ月が経過いたしてまいりました。その間、10月の１カ月間は利用者へのＰＲに努め、11月から年が明けました１月までの間、自転車利用者の指導に重点を置き、撤去に際し、事前に計画をしてから撤去作業を行うと、段階的に作業を進めてまいりました。２月からは、条例に基づき、通常の撤去に入っておりますが、各駅とも利用者の御理解によって、放置自転車は減少いたしてきております。それから整理作業についてでございますが、各駅の周辺の放置自転車等の指導と駐輪場への誘導、駐輪場内の自転車の整備等を目的に、整理員９名体制でありましたが、４名増員し、13名体制で、朝７時から夕方４時までの間、各駅に配置して、放置防止に努めてまいっております。また、撤去回数と台数についてでございますが、ことしの３月末現在で、日野駅、豊田駅、高幡不動駅の主要駅を中心にし、71回の撤去作業を行い、約4,380台を保管場所へ移動いたしております。

質問２点目の、撤去料徴収についての市民の反応でございますが、条例改正後施行までの約半年間に賜りまして、利用者の御協力を得るために、ＰＲに努めてまいりました。その結果、撤去料の負担についての大方の理解がされていると思っております。それから、３月末までの撤去料の総額でございますが、約600万円で、月平均で120万円となっております。

３点目の、駐輪場増設の見通しでございますけれども、現在、市内の各駅には、市営・民間を合わせて50カ所の駐輪場が利用されております。各駐輪場の利用状況を見ますと、有料駐輪場は全体的に余裕がありますが、無料駐輪場の利用は非常に高く、場所によっては、170％の利用率のところもございます。駅別に見ますと、日野・豊田両駅で不足しており、駐輪場の増設が必要ではないかと思っております。したがいまして、現在、豊田駅南側交番西の市有地を駐輪場として利用していただくための事務を進めており、また、両駅周辺の歩道部分を利用して、パーキングポストの設置につきましても、東京都を初め、関係機関と実現に向けて調整をいたしておるところでございます。

以上です。

○議長（土方尚功君）　　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　　どうもありがとうございました。

市の取り組みということで、大変な努力をされているということが、お話を伺って、感じているわけでございます。現に私たちも、駅等を通るたびに、日に日に放置自転車

が減っているなというのも目にしているところで、本当に市の御苦労というものを可といたしすわけでございますけれども、以上の御説明の中を通しまして、再質問をさせていただきます。

先ほど説明の中でもありましたけれども、２月から条例に基づいて、通常の撤去をしているということでございました。これは従来のような、事前の警告をして撤去ということでなくして、まさしく市の強い姿勢を示すということで、即撤去ということを今度は言い始めたということだと思います。そんなことで、現在までに4,380台、２月末では3,700台ということで、結構台数が撤去されているということが、先ほどの台数でもわかるわけでございますけれども、ここでやっぱり若干心配なのは、この保管場所が大丈夫かということでございます。今までの平均をいたしますと、各駅で月５回ぐらいの勢いで撤去をしているということだろうと思うんです。そんなことで、引き取りの件はちょっとお話なかったんですが、私が聞いた話だと、３月末で400台近くは引き取りに来ているということでありますが、残りの分がまだ――まだというか、ずっと残る可能性もあるということで、今後のこの撤去料の徴収という状況というものが、この制度が定着すれば、当然放置自転車を撤去することもなくなってくるということが理想的なパターンであり、それを目指してはいると思うんですが、それまでに、やはり今後も多少というか、ある程度というか、撤去の台数も引き続き、あるのかなということを思います。そんなことで、この保管場所について現在、高速道路下の保管場所に持っていってると思うんですね。それ以降について、最終的にはリサイクル化ということでの、リサイクルセンター等に持っていくということもあるんでしょうけれども、または全く使えそうもないと廃棄されるということでしょうけれども、それまでの自転車の流れですね、恐らく保管場所については、移動してという流れがあると思うんです。その辺の自転車の撤去されてからの流れというのはどうなっているのか。

それから、いわゆる今回の条例では、２カ月で処分するということになっていると思うんです。ところで、遺失物法というんでしょうか、法律で遺失物の関係では、６カ月という取り決めもあるわけです。その辺の遺失物との関係、遺失物法というんでしょうか、それとの関係で、どういうふうにクリアをしているのか。当然、上位の法律ですから、それに従わなければいけないとは思うんですが、それについてのクリアをどういうふうに流れの中でしているのか、そういうところも教えていただきたいと思います。これは再質問の１点目であります。

２点目は、撤去料徴収ということでのお話がございまして、おおむね理解は得られて

いるというような御説明がありました。おおむねということで、私も可とはいたしますけれども、そちらにも当然、苦情というものもあると思うんです。私どものところにも、結構苦情が来ております。当然のこととして、やはり撤去料をとるんだったら、保管場所、駐輪場もつくれという、その後、そういうきついことをするんだったら、当然、駐輪場も市の責任としてつくれということが、当然言われるわけですよね。そんなことがあったりとか、あるいは、私はすごく切実ということで、障害者の方の、やむにやまれず追認するとか、あるいはいろんな形で、障害者の方に対しての配慮がなされていないのではないかということを感じるんです。そんな形での苦情もあるわけですから、その辺の障害者に対する配慮というのをどういうふうに今考えておられるのか。全然条文の中にはないわけですけれども、具体的にどういう今お考えでいるのか。障害者に対する配慮ということについてはどうお考えなのかということを、2点目としてお伺いいたします。

3点目は、先ほどお話がありました、豊田駅南側の駐輪場ということでの御説明でございましたが、これは本来は、田中病院の裏側が予定されているというふうに私どもは聞いておったわけですが、ここで違った場所ということで提示をされているんだと思うんです。そんなことで、広さもかなり田中病院の裏側というのはあったわけですから、それに期待をしておったわけですけれども、それがだめになったということだと思うんです。その変更になった理由というのは何があったんでしょうか。また、現在新しく予定されたその交番の西側というんですか、これについての具体的な規模とか、あるいは駐輪台数を何台予定しているのかとか、いつごろから利用できるのかということを踏まえて、教えていただきたいと思います。

それから最後に、歩道部分にパーキングポストを設けているという方式を考えられたということで御説明があり、私も前から聞いていたわけですけれども、この方式というのは、非常に画期的というか、苦肉の策というか、現状では、有効な駐輪場としての場所がないし、土地もないということでは、法にこういった形でもし可能であるならば設けていくということも、やはり一つの行政の施策としては、成り立つというか、考えていった上での方策だと思うんですが、そういった意味では評価いたしますけれども、都道ということで、当然東京都の許可が必要なわけであります。都と協議をしているということでのお話もありましたが、現在どこら辺まで協議は進んでいるのか。また、歩道ということで、当然地元商店会というんでしょうか、特に豊田駅の北口からの両サイドを予定していると思うんですけれども、その辺の地元商店会との話し合いというのはで

きているのかどうか。また、その設置していこうという区間は、どの辺のところまでを考えていらっしゃるのか、そして何台ぐらい予定しているのかというようなところを含めて、４点目としての再質問ということで教えていただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君）　１点目の、撤去保管についての流れでございますけれども、各駅から撤去いたしました自転車等は、中央高速道路の橋架下、日野新町１の４の１ですか、こちらに保管場所として移動してから２カ月間は、こちらで保管しております。その後、高幡橋の高架下の置き場に移動いたしまして、保管場所が狭いものでありますので、できるだけ高速道路下をあけまして、高幡の方へ持っていっております。高幡橋下の場所につきましては、約４カ月間保管をいたしまして、その後、リサイクルの処分を行っていく、そのような流れになっております。したがいまして、条例によります２カ月間は中央高速道路高架下で保管いたし、所有者の引き渡しに努めておりますが、所有者の不明な自転車等につきましては、遺失物法に基づきまして、所有権が移動する６カ月間を待って処分をする、このようになっております。

それから２点目の、撤去料の徴収で、身体障害者等に対しての特別な配慮でございますけれども、放置自転車対策の中で、体の不自由な方の配慮について、かねてから対策を講ずるよう御指摘も受けております。現在、障害の程度、等級や登録方法などについて検討を進めており、できるだけ早い時期に結論を出したいと思っております。

それから３点目の、豊田駅南側の件でございますけれども、豊田駅南側の駐輪場は当初、田中病院の裏側を予定いたしてまいったわけでございますけれども、田中病院の裏の市有地は、450台収容の施設を予定しておりましたが、隣接地のところに、心臓疾患の方がおりまして、入退院を繰り返していると、そのような状況がありますので、その方の御意見を尊重して変更いたした、このような次第でございます。

それから、現在の整備を予定しています交番の西についてでございますけれども、面積にいたしましては164平米、収容台数については150台ということで、使用はできるだけ早くということで、早ければ５月に予定ができるかと思っております。

それから４点目でございますけれども、パーキングポストの歩道設置でございますが、歩道上に設置するということが可能かどうか、ということで、東京都と協議を進め、その結果、可能である、ということで現在に至っております。設置箇所については、スクランブル交差点から北へ400メートルぐらいの、北へ400台程度を予定しております。時期につきましては、まだ地元商店会等の御意見を伺っておりませんので、できるだけ早

い時期に設置についての調整をしていきたい、かように思っています。

以上です。

○議長（土方尚功君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　ありがとうございました。

保管場所につきましては、そういう流れだということで、わかりました。担当課長にもお話を伺ったところ、いっぱいになることはない、というふうに言っておりましたけれども、以前にもたしか、保管場所がいっぱいになって、撤去できないというような時期があったというふうに記憶しております。やはりそのようなことが起きますと、あ、市の姿勢というものはこんなものなのかということで、中断なんかいたしますと、以前もそうだったんですけれど、せっかく勢いよくスタートしても、中途半端でもし終わるというか、中途半端な形で撤去できないというようなことになりますと、本当に市の姿勢というのはこんなものかというふうに、軽くまた甘く見られるというんでしょうか、これはかなりモラルの問題ですから、そういう心理戦争というような形のあれもかなりあると思うんですね。やるんだったら徹底して、保管場所はいっぱいだったなんていうことで、弱音を吐くようなことが絶対にないように、徹底してやっていただきたいということをお願いしておきたい。ですから、そういった意味での、保管場所についてはもう今、断定されたわけですから、ないというふうに私はここでお聞きした上で、中途半端で終わることのないよう、徹底してやっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それから、撤去料徴収の件ですが、やはり障害者の方々へは、何らかの配慮が必要ということで、私も以前から一般質問でも要望させていただいたわけでございます。かねて検討中ということでございますので、ぜひ、障害者の方の御意見等も聞きながら納得のできるような、そういった意味での配慮をしっかりお願いをいたしたいというふうに思います。

それから、駐輪場増設の件で、豊田駅南口についてはわかりました。１軒だけそういう意味で承諾を得られなかったということの話もちょっと一部で聞いておりますので、やむ得ないかなということではありますが、やはりこれも含めて、都道の件も含めてなんですが、都道の件もちょっと説明がありましたけれども、今都道の件も含めて考えれば、かなり可能性はある、というふうに東京都の方も言っているということではあります。それで、駐輪場が今、明確なしかるべきところに確保できそうもないということであれば、こういった歩道にもそれなりの障害がないということを判断した上で、設置す

るということも、これは一つの施策としては、一つの市の方針ということでありますけれども、そういうふうに可能性ということで今かなりアドバルーンを上げているわけですよね。前の部長もそうでしたけれども、最初はそういう形でいいんですけれど、やっぱり根回しというのは、日野市の場合どうしても、いろんな事業を行うについても、根回しが非常にできていないわけです。いい意味での根回しがね。すべてアドバルーンは上げるんだけれども、実際にスタートする段階になったら、地元反対でだめですとか、そういうような報告が市議会でも多いわけです。そんなことで、この駐輪場についても、そんな形でやるんだったら、今、そういった形で可能性があるというふうにおっしゃっているわけですけれども、本当に私どもは、そういうことを逐一市民の方々に御報告をするわけです。本当に撤去料もとられて、どうするんだ。日野市は、駐輪場をつくってくれるのか。場所がないからしょうがないじゃないかという、そういう議論も当然、苦情の中であるわけですから、その担保として駐輪場をつくりますということで、こういう話もするわけですよね、私ども。市はこうやって努力していますということで話をしているわけです。それが突然、だめだったなんていうことを言っても、これはやっぱり、ある程度納得いかない部分というのが、市民の方々には当然、いろんな部分で出てきているということはありますので、ぜひ、まだ地元の商店会との話し合いもできていないということでありますので、そういうところをしっかりとやっていっていただいて、本当にそういった意味で可能性があるんだったら、そういった条件をクリアできるように最大の努力をやはりしていっていただきたいということを要望させていただきたいと思います。

それでは、最後にというか、最後は要望があるんですが、ここで市長に全般的な駐輪場の常設というか、またパーキングポストの件も含めて、御所見を伺えれば、伺っておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　やや強権的放置自転車の管理の状況になっておるわけでありますので、一方に市民からごらんになって、矛盾のないように駐輪場をなるべく潤沢に用意をするということに今後とも努力をしていきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　わかりました。先ほどから申し上げているように、本当に期待だけ持たせて、後でぽつんとならないように、市長がもっと先頭に立ってやはりやっていっていただきたいということを強く要望しておきますけれども、それはわかりました。

最後に私の方から要望を一つ申し上げて、終わりにしたいと思います。それは、質問でもちょっと取り上げようかと思ったんですが、現実何も協議されていないということなので、取り上げても意味がないということで、要望にとどめさせていただきましたけれども、それはＪＲとの関係であります。きのうも佐藤議員の方から、ＪＲの西豊田駅の件が出ましたが、本当にＪＲということで、あんまりよく思われていませんね、ＪＲは。協力してくれないと、市に対して、いろんな意味でね。そんなことで、これも一つ要望ということで申し上げたいんですが、やはり自転車法の中でも、きちっと鉄道事業者の責務ということで、明文化されているわけであります。なかなか協力するような姿勢を見せていないのが現実だと思うんです。ＪＲの言い分というのは、改札をしてホームに入ったお客さんだけは責任を持つと、こういうふうな言い方を繰り返して言っているということなんですね。（「それはおかしい」と呼ぶ者あり）明らかにこの放置自転車の人は、ほとんどＪＲの利用者なんですから、いつまでもそんなへ理屈をＪＲに言わせておかないということで、厳しくＪＲに当たっていただきたいということをお願いしておきたいと思うんです。とともに、法的にも、さらに駐輪場設置の義務づけをするような自転車法の改正というものを、担当部局から国にもどんどん上げていっていただきたい。前回の平成６年の改正でも、かなり各自治体の駐輪関係を扱っている担当部課が、一つの組織体となって運動して、ああいう法改正になったと思うんですね。ですから、そういったものをさらに今度、ＪＲのこの義務づけについても、法的に駐輪場設置を義務づけるような、そのぐらいの勢いでの法的な改正を要望していくということも、強く今後上級団体に要望していっていただきたいということを強くお願いをしたいと思います。

ちなみに、これは市議会レベルの話ですが、昭島市議会では３月27日に、「自転車駐輪場設置を義務づけるよう法改正を求める意見書」を全会一致で採択したということであります。そういった意味で、議会でもこういう動きをしている部分もあるんですが、そんな意味で、しっかりとＪＲについては、そういう要望等持っていっていただきたい。また、国にもそういった要望を持っていっていただきたいと思います。ＪＲということで、市民の方からよく言われるのは、例えば豊田駅について言えば、豊田駅の駅舎の屋根部分ですね、あれを駐輪場にすればいいんじゃないかという意見が多いわけです。もう北口なんかは、本当に屋根の部分が、もうそのまま北口の方におりていきますと、ちょうど同じぐらいの高さですから、そのまま移行するという意味で、駐輪するにはもってこいの場所だという、そういう意見が市民の方々は多いわけです。そんなことでの市民

の御要望もありますので、ぜひＪＲへの働きかけを強く要望して、この質問を終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって21の１、放置自転車対策――条例改正のその後の経過と駐輪場増設の見通しについて問うの質問を終わります。

一般質問21の２、日野市として高齢者向けリハビリ事業の整備充実について問うの通告質問者、田原茂君の質問を許します。

○12番（田原　茂君）　それでは２問目に移ります。帝京大学医学部の上田敏教授という先生がいらっしゃいます。リハビリテーション医学が専門だそうですけれども、その方によりますと、日本の寝たきり老人のうち、脳卒中や脊髄損傷などの障害や病状自体が重く、リハビリも限界で、やむなく寝たきりになっている人は二、三割に過ぎず、残りは、寝込みがちになることで、本来使われるべきさまざまな心身機能がさびつき、機能しなくなってきて、徐々に寝たきりになっている、と説明しております。いわばリハビリや介護などが不十分なために起こる、いわゆるつくられた寝たきりが７割から８割を占めると言っているわけであります。厚生省の推計によると、65歳以上で寝たきり状態の人は全国に87万人、内訳としては、在宅32万人、施設や病院に55万人となっており、このまま推移すると、2025年には寝たきり状態の人は230万人に上ると言われております。我が日野市におきましても、在宅で寝たきりの高齢者が300人ぐらいいらっしゃると聞いておりますが、今後のさらなる高齢化社会を考えますと、リハビリや介護などの事業を充実させる中で、冒頭申し上げたような、いわゆるつくられた寝たきりをいかに少なくしていくかが、非常に大事な観点になってくるわけであります。以前は、介護の充実という観点で一般質問をさせていただいたわけでございますが、今回は、以上のような状況も踏まえ、高齢者へのリハビリ事業の充実という観点から質問させていただきます。

それではまず初めに、現在リハビリ事業が行われております浅川苑、栄町サービスセンター、つばさ学園等でのリハビリ事業の現状からお聞きしたいと思います。生活・保健センターでも行われているんですけれども、これは部が違いますので、後ほどまた別の問題でありますので、とりあえず福祉部長の御答弁からお願いしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　田原茂君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　浅川苑、栄町サービスセンター、つばさ学園等でのリハビリ事業の現状について御説明申し上げます。

リハビリ事業は、老人保健法による保健事業の一つとして実施されております。病院

で行われるリハビリが、疾病や障害の治療を目的としているのに対して、サービスセンター等で行うリハビリは、在宅生活での自立性や社会性を取り戻すこと、つまり障害を持ちながらも、生き生きと生活するための知恵や生きがいを身につけるように、スタッフも一緒に考え、利用者同士が集まる場を提供することを大きな目的としております。現在、日野市では、老人保健法に基づくリハビリ事業として、生活・保健センター、浅川苑、栄町、至誠サービス、それぞれのセンターの４カ所、身体障害者福祉法に基づくものが、つばさ学園を入れると総計で５施設ということになっております。

これら各施設の実施状況でありますが、浅川苑での実施状況は、毎週木曜日、職員体制は、理学療法士１人が対応ということになります。登録人員は10名。それから栄町サービスセンターは、毎週水曜日、理学療法士、作業療法士、それぞれ各１名、登録人数は12名。つばさ学園は、月・水・金と週３回、月曜日コース、水曜日コース、木曜日コース、これは理学療法士３人体制で対応する日でありますが、総計で登録人員が72人。同じくつばさ学園の火曜日、これは作業療法士が１人ですが、これは登録人員が20人。同じく火曜日と、それから毎月第１・第３月曜日が、これはＳＴと呼ばれているんですけれども、言語療法士が対応する、各１人ですけれども、コースがございます。これが登録人員12人となっております。待機者は浅川苑、栄町が、それぞれ待機者ゼロ。つばさ学園は、全体で15人が待機の状態でございます。

以上です。

○議長（土方尚功君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　細々とした御説明を含めてありがとうございました。

それでは、現状の御説明を受けて、何点か再質問をさせていただきます。先ほど、栄町サービスセンター、浅川苑サービスセンター、つばさ学園等でのリハビリの実態というか、現状を事細かく、人数も含めて御説明をいただきました。その中で何点か質問いたしますが、第１点目は、まず回数の問題であります。つばさ学園では月・水・金という御説明でありましたが、これは３組に分けているということで、実質通所者は週１回なんですね。月・水・金と週３回やっているんですが、これを３回に分けて、通所している人は週１回ということであります。また、浅川苑も週１回、栄町も週１回ということであります。生活・保健センター等、また立川の至誠ホームの方のデイホームを兼ねたリハビリはあるんですが、特にこの３施設について限って申し上げれば、１回ということで、私も、果たしてこの回数については、１回がいいのか、または３回、４回がいいのかという具体的なものは、専門家ではありませんから、わかりません。しかし、果

たして逆に、この週１回で十分なのか、いいのかというふうな議論になれば、やはりこれは、少し首をかしげたくなるという状態ではないのかなというふうに思うんです。高齢者の方ですから、いろんな意味で、通所の中で、回数をふやすことについての、その訓練の効果と、意欲との関係というのも当然あると思うんですが、少なくとも訓練の効果という意味でいけば、週１回というのは、もう少し考えるべき課題ではないのかなというふうに思うんです。生活・保健センター等も、それほど回数は、多いと言えるほどの回数じゃないと思うので、それも含めてあえて言えば、回数の問題というのをどう考えておられるのか。私としては、やはり週３回とか、ふやしていく努力というのが今後必要になってくるんではないかなと思うんですが、その辺の回数の問題については、今後の取り組みというんでしょうか、というものを教えてください。

第２点目は、各施設の連携というか、ネットワーク化の問題であります。私も、機能訓練事業における各施設の現状ということで、いろいろ書かれた書類を資料としてもらってはいるんですが、これ見ますと、まず申し込み先がばらばらですね。生活文化部健康課が、当然生活・保健センターで行われているリハビリですね。これは老人保健法によっているリハビリと。同じく浅川苑とか栄町も、老人保健法によるリハビリということで、これは福祉部老人福祉課と。つばさ学園は、福祉部の担当でありますが、直接つばさ学園に行ってくださいと、こういうふうな感じになっておりますね。で、至誠デイケアセンターも、これは福祉部老人福祉課で担当していますよと。この申請先だけ見ても、同じリハビリをやるんでも、このつばさ学園は確かに、障害者の関係もあるので、全部ひっくるめてやっていますから、一律ということじゃなくてもいいんですが、ただ、お年寄りがリハビリをするという観点では、一まとめにしていいと思うんです。そんな意味では、お年寄りがリハビリを受けたいといっても、どこへ行っていいのか、ばらばらなんですね。はっきり言ってしまえば。それでもって、この基本的な考え方、方針、目標というものも書いてあるんですが、全く言っていることがまちまちというか、ばらばらなんですね。かといって、じゃあ、内容的に差があるのか、特色があるのかと。例えば生活・保健センターでやっているリハビリと、浅川苑や栄町、つばさ学園でやっているリハビリは、内容的にじゃあ、特色があって、それぞれ内容的に違うのかといったら、私もこの一般質問をする前に、全部施設を訪問して、各担当者にきめ細かく聞いてみましたが、ほとんどやっていることは同じなんですね。それにもかかわらず、基本的な考え方も、方針や目標も全部ばらばら。そんなことですよ。あと利用期限も、６カ月だとか、１年だとか、その都度ばらばらということなんですね。そんなことで、この施設につい

て、まず申請窓口もばらばらですし、そんな意味でのネットワーク化、あるいは連携というものが、当然なされていかなければいけないと思うんです。現状ではそんな中で、窓口一本化もそうですけれど、内容的にも統一したものに私はすべきだと思うんです。そんなことでのこの各施設の連携というものについてのお考えを、当然課題だというふうに受けとめてはいらっしゃると思いますので、今後の取り組みをどういうふうに今考えておられるのかについての再質問でございます。

3点目は、送迎と区割りの問題であります。これを見ましても、先ほど御説明にちょっとなかったのかなと思うんですが、つばさ学園だけが送迎を行っているわけですね。リハビリも兼ねてというか。私は今リハビリについての質問ですから、リハビリの送迎も行っているという意味では、つばさ学園だけがリハビリの送迎を行っているということで、あとは自主通所というんですか、勝手に来てくださいと、こういうふうなやり方で行われているわけであります。私も栄町サービスセンターとかへ行ったときに、担当者はこう言っておりました。リハビリという大きな範疇でいけば、自分で通ってくるということも、リハビリの一つのやり方というか、それもリハビリだというふうに担当の方はおっしゃっておりました。それも私は、一つの考え方ではあると思います。しかし、自分で通えるような人は、これは余り問題ないんです。余りというか、全然問題ないんですよ。問題は、自分で通えないような人、むしろそのような、自分で通えないような人こそが、やっぱり私は、本来のリハビリを必要としている人ではないのかなというふうにも思うんです。ですから、また家族で送り迎えできるような人も、これはいいでしょう。だから、自力で行けない、要するに家族がいないとか、家族が何らかの事情で送迎できないんだというような、そういう人たちに対するリハビリが欠落をしているわけであります。

あえて言えば、つばさ学園で送迎をやっていますから、といってもこれも、ここだけで待機者が15名出ているという、これだけ見ても、やはり先ほど、浅川苑とか栄町では、待機者ゼロという説明がありましたが、これはゼロだからいいという問題じゃないんですね。この裏というのは、夏井議員の質問でも、答弁の中に、160件の相談件数があるんだというお話がありました。その中には多分に、リハビリを受けたいという人もいらっしゃると思うんです。そういった方々が、送迎がないということで、申請自体もあきらめているというか、もうできないんだと思い込んじゃっている人がいるわけです。ですから、待機者がゼロということでの内容というものを考えれば、あきらめている人が結構いるということですよね。送迎ができないということで。そこで送迎ができるつばさ

学園には、集中して待機者もいるということですから、如実にそれをあらわしているわけであります。そんな意味で、この送迎ということを、これもばらばらですから、そういった意味では、送迎というものを考えていくということを考えますと、バスが今、つばさ学園でも３台でやっていて大変だという話でありますから、今すぐバスを買ってということはできないと思うんです。ですから、今行われている栄町とか浅川苑でのデイサービスですね、これについては今、送迎が行われているわけですから、それについての利用という観点で私は今質問したいんですね。

ところが、現状では、区割りができていないわけです。デイサービス等では一応できてはいるんですが、例外があるわけです。例外というか、お年寄りの今までの通っていた云々ということで、例外を許しているということですね。そんなことで、デイサービスそのものも、とんでもないところを回ってきたりとか、あるいはつばさ学園の中でも、三沢とか程久保の方から通っていらっしゃる方もいらっしゃるわけです。１時間半もかけて通っている方もいると言っていましたね。その方は、１時間半もバスに乗っていますと、毎日同じところですから、これ、どこかいいところだったら、いいですよ。１時間半毎日同じところを見て、景色を眺めているというよりも、疲れ切ってですね、もうほとんど施設に来た場合は、疲れ切ってリハビリにならないというようなところまでいっているというか、そういう方もいらっしゃるということですから、これの区割りを私はきちっとまずして、リハビリとデイサービスの全部区割りをきちっとした上で、それでデイホームのサービスのこの送迎というものをうまく利用すれば、私は可能じゃないかなと。現在の人数では、10人とか12人ですから、栄町も浅川苑も。私は十分、今のデイサービスの中で可能じゃないかなというふうに思うんです。現に立川のデイサービスに一緒に行っているリハビリの方は、現にデイサービスに乗っていってるという事実があるわけですね。そんな意味で、この送迎ということで、何も車３台買ってということを言っているわけじゃありません。現状の中で、それを利用できないのかどうか。その利用のために、多少の作業をするための委託がふえるということもあるかもわかりませんが、その辺はある程度、充実という観点でいけば、まあ、やむなしという考えを、そのぐらいの範囲内での裁量というか、中でできないのかどうかということが３点目の、送迎と区割りの問題であります。これが３点目であります。

４点目は、医師との連携であります。浅川苑も、栄町サービスセンターも、つばさ学園も、私が担当者に伺ったところ、ほとんど医師との連携がないということでありました。つばさ学園の担当者など、今まで事故が――事故というんでしょうか、リハビリを

通して倒れたとか、そういった意味での事故が起こらなかったのが不思議なくらいだというふうにもおっしゃっておりました。つばさ学園では、そんなこともあって、昨年から試みとして、医師の意見書等を持ってこさせるというようなことに、これは所長さんの、園長さんの一つの采配というんでしょうか、これはあくまでも例外的な試みとして、やむにやまれずやり始めたというようなお話がありましたが、現実なされていないというか、浅川苑にしても、栄町にしても、それについての、今後の医師との連携についてはどういうふうにお考えになるのかということであります。

以上、４点になりましょうか。再質問お願いいたします。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　順を追ってお答えしたいと思います。

リハビリの週１回は少ないのではないかということでございます。原則として各施設とも、週１回、実施しております。つばさ学園では、週２回、このほかに自主訓練日を設けておりますので、都合週二、三回、通所の機会が与えられる場合もございます。また、健康課が実施しているリハビリは従来、金曜日については、理学療法士が指導していましたが、４月１日からは、第３金曜日を除いて、残りの３日は自主訓練日ということで対応することになっております。回数をふやす必要性、今通告の中にもございましたように、回数がふえる方がよりよいのかもしれません。また、しかし一方で、自主訓練組織の育成ということを通して、各施設で行うリハビリが本来持っている目的、つまり自主性の回復であるとか、あるいは社会性の回復であるとか、そういったものを充実させていく必要があると考えております。回数をふやすということについては、それぞれ理学療法士、あるいは作業療法士、言語療法士、いろんな資格を持っている方がまだまだ少ないわけでして、確保するのには大変苦労しているのが実態でございます。募集広告を出したり、そのようなことをしながら、確保に努めている状況でございます。

次に、各施設間の連携がとれていないのではないか。御指摘のとおり、同じような仕事をしていながら、それぞれの施設ごとに受け付け対応なんかが違う。これは確かに、類似のサービスをする側にとっても、やはり問題意識は持っております。この１年間、各高齢者サービス調整チーム、これは東京都の肝いりでできた各保健・医療・福祉の調整を図ろうというのを目的としてつくった高齢者サービス調整チームというのがございます。専門家も入っています。今後、この申請書の要式等を統一して、健康課が全体の窓口ということになって、保健婦が訪問調査を行うなどして、利用者に適した施設をそれぞれ紹介というか、割り振っていくことになっておりますので、これらのことを通し

て連携を深めていきたいと考えております。

次に、デイサービスの送迎利用についてでございます。送迎を実施しているのは、つばさ学園だけです。これは小型バス２台、ハンディキャブ１台、ほかは自主通所というのが建前、お話のとおりです。デイサービスの送迎をリハビリにも利用するという御意見でございますが、デイサービスのほかに、入浴サービスの送迎もありますし、また配食にも携わっております。これにリハビリの送迎を加えるということは、運行計画がなかなか厳しいものがございます。柔軟な対応によって可能かどうか、検討課題とさせていただきたいと存じます。また、つばさ学園の送迎も、１時間半前後かかるケースといいますか、今通告の中にもございましたが、現実の問題としてございます。これも課題とさせていただきます。区域割りについては、こういった不都合を解消するために必要なことだと思います。現在は、厳密な区割りをしておりませんが、健康課が全体の窓口になって利用施設の調整をしていくということになっております。送迎の問題も絡みますので、引き続き、高齢者サービス調整チームで検討を重ねながら、リハビリ事業全体の充実に向けて、協議しながら努力してまいりたいと思います。

それから４点目で、医師との連携でございます。今まで浅川苑と栄町サービスセンターは医師からの診断書、つばさ学園では意見書、健康課では、以上のほかに、リハビリを行うに当たっての注意事項等を記載したものをいただいていました。このことについても、高齢者サービス調整チームで検討を重ねて、今後、意見書の要式を統一したり、医師との連絡を密にしたりして、連携を深めていくことを、この中で確認しているところです。

以上です。

○議長（土方尚功君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

それでは、御説明を受けて、回数の問題から御説明いただいたわけですが、確かに自主訓練グループというんでしょうか、まさに今後課題なんですけれども、これはまた最後にちょっと触れさせてもらいますけれども、それと含めれば、週に３回とかいう、施設に来る機会を与えられているというお話でありました。しかし、最後にちょっと触れるんですけれども、この自主訓練グループにしても、要は現実にＰＴですか、理学療法士、ＰＴがやっぱり中心的なリハビリの作業士ですよね。ですから、私はこの自主訓練グループにしても、要はＰＴ等の訓練を終えたというんですか、終えるに近いというんでしょうか、訓練をした上での人が初めて私は、自主訓練グループというのができてく

ると思うんです。ですから、今それが十分できていない段階で、自主訓練グループというのは、ちょっと矛盾があるような気がいたします。要はだから、現実にＰＴが来るその施設での訓練を基本的にふやした中で、その中でそれを十分に習得した人が、今度は自主訓練グループに移行していくという、これが一つの理想的な私はパターンだと思うんです。ですから、現状で自主訓練グループというか、に近い形の自主訓練でありますよということでの説明では、ちょっと私は納得できない部分もあります。ですから、回数という問題とは別個に考えて、ＰＴというのをきちっと入れて、週３回やるというような一つの方針というものをやっぱりこれから、まあ、ＰＴは非常に難しいと。人材確保はですね。それで十分に承知はしておるわけでありますが、財政的な云々とかいう話がありましたけれども、お金がないからできないということじゃなくて、これもＰＴがいないからできないという、探すという努力を、そういったものをしかっりと、これはいろんな大学病院の附属で、看護学校で一緒にリハビリ訓練士も育成していくというような動きもあるように聞いておりますので、今後は多少、私は、これはふえてくるんじゃないかなというふうにも思っておりますので、その辺の人材確保も含めて、現実のＰＴが来る施設での訓練をいかに増やしていくのかという観点での取り組みをお願いをしたいというふうに思います。

それから、あと窓口の一本化ということで、現実はもう、健康課で一本化していくんだという方向を煮詰めているというお話がございました。遅きに失したかなという感じもしないでもないんですけれども、そういうことでやっていかれるということでありますので、見守っていきたいとは思っておりますけれども、やはり、施設のあり方も一緒になって考えていっていただきたいと思うんです。先ほど部長からもお話があったとおり、各施設で同じことをやっていながら、方針や何やら全部ばらばらであります。これは吉冨議員も午前中、話をしておったとおり、組織変更というんでしょうか、保健と福祉の連携という意味での組織の変更というか、そういった意味での問題にもなろうかと思うんですが、それは私は触れませんけれども、そういったものも含めて、あと施設の特色というものを、要は私、二つあると思うんですよ、考え方としては。各施設でそれぞれ特色を持たせて、この症状はこの施設、この症状はこの施設、そういうふうに振り分けていくというのも、各施設で特色を持たせていくというのも、一つの方式ではあると思うんです。もう一つは、各施設全く平等にして、それで各地域に全く区割りをして、全く同じ内容ですから、不平不満もないわけですね。そんな中で、各地域に密着型でやっていくという、この二通りしかないと思うんです。現状は非常に中途半端ですね。どっ

ちつかずというような感じです。ですから、できれば私としては、今後の高齢化社会のこういった施設というのは、地域密着型が中心だと思いますので、やはり地域密着型ということを念頭に置いた上での、平等に、また同じ内容で、できれば送迎なんかも平等に行えるような、そんな施設にしていっていただきたいんです。そんなことを踏まえての要望としてさせていただきますが、そういうふうな形でやっていっていただきたいというふうに要望をしておきます。

それで、最後のこの医師との連携ですよね。これについては、絶対私は必要だと思うんです。１回診断書をもらえばいいという、そういう問題ではないと思うんです。たまたま幸いにも健康課がこれから中心的なキーステーションになっていくというお話ですから、当然医師とも連携しやすくなるというふうにも思っておりますので、もうこれは待ったなしの一つの取り組みとして、ぜひとも早急にやっていただきたいということをお願いして、福祉部長への質問はこれで終わります。

次は生活文化部についての質問に移るわけですが、それでは、健康課で今、いわゆる訪問リハビリですね、訪問リハビリが行われていると思うんですが、それについての現況からまず御説明いただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　理学療法士、そしてまた作業療法士等の訪問指導事業についてであります。老人保健法に基づきまして、日野市訪問指導事業実施要綱というような要綱を持っております。その中の一つの事業といたしまして、平成２年８月から、理学療法士などの訪問指導を実施しております。対象者は、40歳以上の市民で、寝たきりの状態にある方、またこれに準ずる状態にある方、または痴呆性高齢者で、保健婦等の訪問指導の中で機能訓練が必要であるというような方が対象でございます。現在は、理学療法士１名を賃金雇用いたしまして、毎週水曜日と、月１回の第３金曜日のそれぞれ午後に訪問をいたしまして、機能訓練方法に関する指導、日常生活動作の訓練を指導内容といたしまして実施しております。対象者につきましては、平成７年度末で50人でございます。これを年齢別に見ますと、40歳から64歳の方お二人、65歳から69歳の方お二人、70歳以上の方が46人でございます。現在は、理学療法士のみの訪問指導でありますけれど、その中で作業的な指導、相談も受け、助言を行っているということであります。

以上です。

○議長（土方尚功君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　　ありがとうございました。

毎週水曜日と、月１回の第３金曜日の月２回訪問リハビリが行われていると、こういう御説明がございます。また、訪問件数も、70歳以上で、男女合わせて46人ですか、65歳から69歳で、男女１名ずつですか、いただいた資料によりますと。男女で１名ずつというような説明でございました。それから65歳から69歳で、１名ずつというのはちょっと気にかかるところですが、いずれにいたしましても、在宅の寝たきりの高齢者が、冒頭申し上げたとおり、日野市でも300人近くいらっしゃるという面からいたしますと、この訪問リハビリも、まだまだこれからの課題かなというふうに言わざるを得ないわけでありますが、ここで保健・福祉・医療の理想的な一体的運営で寝たきり老人を３分の１まで減らしたことで有名な広島県御調町という、皆さんも御存じだと思うんですが、その広島県の御調町での取り組みを若干紹介いたしますけれども、御調町での特徴は、何といっても、出前医療がその特徴であります。訪問看護であり、訪問リハビリであります。高齢者が病院を退院したら、直ちに医療スタッフと保健婦とケースワーカー等が、今後の方針を話し合い、ホームヘルパーの派遣が必要なのか、訪問看護婦が必要なのか、訪問リハビリが必要なのか、必要な場合、週何回が適当なのかということを、迅速的確に方針を決定し、絶対寝たきりにさせないということを信条にやっているということであります。御調町の病院長も言っておりますが、退院後３カ月の家庭での過ごし方、あるいは寝かせきりになってから３カ月間の対応の仕方で、寝たきりがつくられか否かが決まってしまうと言っても過言ではない、と話しております。早期リハビリが極めて重要だと言っておるわけであります。このように御調町では、家庭でのリハビリを重視し、「始めよう、ベッドの上から訓練を」を合い言葉に、訪問リハビリを活発に展開しているそうであります。日野市でも、訪問看護ステーションもできて、訪問看護事業もこれから充実していくと思いますが、それにあわせて、訪問看護婦とＰＴが同行訪問するというような、そういった事業展開にしていく必要があるのではないかと思っているわけでありますが、このような訪問リハビリの発展的充実という観点についてどうお考えか、教えてください。

○議長（土方尚功君）　　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　　御質問のとおり、高齢化社会によりまして、ますます事業増が想定をされます。この事業につきましては、より一層の事業拡大をしていきたいというふうに考えております。これには事業にどうしても必要なマンパワー、理学療法士、また保健婦であります。これが全国的にも不足しておるというような状況にござ

います。こうした専門職の力がなくして、この事業というのは非常に難しさがあろうというふうに思っております。今後、ますますマンパワーの確保を考えていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（土方尚功君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　ありがとうございました。

今後、マンパワーの確保に最大の努力をしていきたいという、かなり前向きの御答弁だったというふうに受けとめております。ぜひその方向で取り組みをお願いしたいというふうに思っているところであります。自宅でも手すりをつけたり、取っ手をつけたり、ちょっとした工夫で幾らでもリハビリはできると思います。そんな意味から、ちょっとした助言と訓練指導、これがあるかどうかで、それができるかできないかということになってくるわけでありますので、そんな意味でも、家庭での簡単にリハビリができる、このような体制ができるような訪問リハビリの活発な事業展開というものを、日常的に訪問リハビリを行えるような、そんな事業展開をお願いをしておきたいと思います。

次に、老人保健施設、いわゆる中間施設というんですか、の設置計画とその内容、どのような老健施設を考えておられるのかを教えていただけますか。

○議長（土方尚功君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　老人保健施設でありますけれど、これは昭和61年の老人保健法の改正によりまして創設されました施設であります。老人保健施設は、要介護高齢者に対しまして、医療ケアと生活サービス、これをあわせ提供することによりまして、高齢者の自立を支援し、その家庭復帰を目指す施設であります。この果たすべき役割というのは、老人保健施設の対象者は、病状が安定期にあり、入院治療をする必要がないが、リハビリテーション、看護、介護等を中心とした医療ケアを必要とする寝たきり高齢者等であります。この保健施設は、こうした寝たきり高齢者等の心身の状況に応じまして、入所サービスと、そして在宅サービスを提供する施設であります。この開設につきましては、この施設を開設できるものというのが、医療法人、社会福祉法人、地方公共団体等で、知事の許可が必要というものであります。

それから、利用料につきましては、食費、おやつ代、日用品費、教養娯楽費等の費用、これは利用者が自己負担ということになっております。この入所者の基本利用料につきましては、１カ月約６万7,000円程度でございます。

それから、この施設が東京都内で平成８年の３月現在で25施設、設置されております。

2,258床であります。区部には８カ所、多摩地区には17カ所でございます。この経営主体は、25の中で医療法人が20カ所、社会福祉法人が４カ所、それから地方公共団体、区立が１カ所、台東区であります。こんな状況にございます。

それから、この設置計画についてでありますけれど、東京都では2000年、平成12年でありますけれど、65歳以上の人口が183万人になると推計をしております。老人保健施設の整備目標は１万4,560床となっております。これは125人に１床の割合であります。当市におきましては、平成６年に策定をいたしました日野市保健福祉計画の中で2000年、平成12年にこの人口が２万2,664人、高齢化率では12.9％になると推計をしております。100人に１床の割合といたしまして、整備目標は227床としております。この施設の整備促進についてでありますけれど、事業計画前期、これは平成６年から８年であります。これで調査検討。事業計画後期、平成９年から12年であります。の中で、促進と、こういうような位置づけをしているところでございます。

以上です。

○議長（土方尚功君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　どうも細々としたところまで含めてありがとうございました。内容については、よくわかりました。問題は、この設置時期の問題と、その計画についてでございますが、確かに日野市保健福祉計画の中に、平成９年から12年、これは事業計画後期に227床確保と出ているわけであります。また、その前段の事業計画前期、平成６年から８年で調査検討と書かれているわけでありますが、この227床確保に向けて、具体的に今どのような検討がなされているのかどうか、それはどうでしょうか。

○議長（土方尚功君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　市では、今後の整備促進につきましての方針を持っております。この内容につきましては、今お話ししましたように、必要ベッド数は227床と、こういうことでありますが、地域割りでございます。これは厚生省で、当分の間、当該施設ごとに80床から100床程度としまして、整備するものということであります。当市に当てはめますと、二つの施設ないしは三つの施設が考えられます。市内のどの地域に設置するかは、利用者の利便性、また当該施設にふさわしい環境を考えなければなりません。また、運営方法につきましては、民営を基本としておりますが、同一地域での複数の施設が競合するようなことは避けるべきでございます。こうしたことを基本に、地形や交通網、高齢者の地域別人口、こうしたことを勘案しまして、設置場所といいますか、地域を、浅川を境に南北に分けまして、施設は高齢者人口が６対４で、浅川北側

が多い、こうしたこと、そうした中で、多摩川苑の福祉ゾーン基本計画がございます。その中で、この当該施設が含まれております。そうした中で、浅川北側に多摩川苑福祉ゾーンの中の施設を含め２カ所、それから浅川南側に１カ所の、合計３カ所を考えているところであります。

以上です。

○議長（土方尚功君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　今、３カ所で老健施設をつくっていきたいという御説明だったと思います。３カ所でという話は初めて聞くわけでありますが、多摩川苑の福祉ゾーンの中に一つということは以前から聞いておりましたけれども、そのほかに、浅川を挟んで南北に一つずつと、こういうようなお話でありました。先ほど説明の中にも、民営を基本としているというようなお話でありましたが、そこまでおっしゃられると、こっちも聞きたくなるんですが、では公設民営なのかどうか、民設民営なのかどうかという、その辺のところの論議はされているんでしょうか。また、多摩川苑福祉ゾーンを除いて南北で一つずつというお話でありましたが、計画としては、当然そのような形に、人口比率というんでしょうか、または先ほどお話があったように、80床から100床程度を一つのものとしてやっていくということであれば、そうなるんでしょうが、具体的にどこをどういうふうに計画しているのかというところはどうなんでしょうか。これは市長に聞いた方がいいんでしょうか。現実、民設民営なのかどうかということを踏まえて、場所はどこなのかということまで今考えているのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　まだ未決定と言わなきゃなりませんが、考えられますのは、全農の土地を確保するということになっておりますので、当然予定地に候補として持つことはできると思います。それから多摩平の建て替えもあるわけでありますから、なるべく民設民営の形で、不自由のない展開を図っていきたい、こう考えております。

○議長（土方尚功君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　民設民営という市長の今の御発言ですが、建物を建てるにしても、土地はじゃあ、全農とか、多摩平の建て替えということであれば、全農であれば、当然日野市が確保するわけですから、土地を提供するということなんですね。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そういう機会を考えてという今の検討の範囲でありますので、余り確定的なことまでを申し上げる段階ではございません。

○議長（土方尚功君）　　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　　そんなに煮詰まっていないんだなと、こういう印象でありますけれども、いずれにしても、計画としてはいいとは思うんですが、計画倒れにならないように、もっともっと詰めていく必要が当然あると思いますのでね。ただ、３カ所ということを今明確におっしゃられたので、そういうところをしっかりと私も受けとめさせていただいて、今後の事業展開をひとつその都度にしっかりと伺いながら、確認をしていきたいというふうに思います。

それでは最後になりますけれども、生活・保健センターで今行われておりますリハビリ事業についての、先ほどもちょっと触れましたけれども、自主訓練グループの育成について、私は幾つか聞いているんですけれども、例えば江戸川区の小岩保健所というところでは、これは担当者も見に行って、非常に感動されたというお話も聞いておりますけれども、非常に理想的な形でのリハビリ事業が展開されていると。そして、本当に訓練をきちっとした人が、訓練の自主グループをつくって、いろんな形で、施設を利用しながら、本当に理想的な形での活動をされているというお話を伺っているわけであります。当然先ほど、自主訓練グループという言葉も出てきているんで、日野市の担当課としても、その辺のお考えはあると思いますので、その辺の自主訓練グループの育成について今、どういうふうにお考えになっているのか、これを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　　生活・保健センターで実施しておりますリハビリ事業の中では、機能訓練というのを、火曜日コース、そして金曜日コースと、この二つに分けて実施しております。火曜日コースにつきましては、心身機能の重度・中度レベルの機能訓練者であります。それから金曜日コースにつきましては、心身機能の軽度レベルの機能訓練者であります。これが自主グループへの移行コースという位置づけをしております。心身の機能の低下しております者が、機能訓練を実施していく中で、継続実施の適宜につきまして、定期的に判定会議というものを持っております。この判定会議は、整形外科医師、内科医師、理学療法士、作業療法士、言語療法士、保健婦等で、継続実施の適宜について審議をしておりますけれど、担当医の診察結果を踏まえまして、機能の状況、自主活動の可能な対象者を決定しまして、今申し上げました金曜日コース、自主グループの方にこれを、つくしの会というふうな自主グループでありますけれど、そちらの方に移行可能なものを選定しておると、こういうことであります。

このつくしの会でありますけれど、これは江戸川区の例が今紹介されましたけれど、こうしたものを参考とした中で、できた会であります。心身機能の軽度レベルの機能訓練者が、自分たちで自主的に活動し、日常生活に自立し、社会的な交流ができるよう、自分たちで病気への意識を変革していくことを目的に行っている会であります。今後もこのつくしの会、自主グループを活性化するために、自主グループ介護支援を積極的に行っていくことがこれからも一番大事なことであるというふうに考えておるところであります。

以上です。

○議長（土方尚功君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

最後の自主訓練グループにつきましても、取り組みを既にしているというようなお話でございました。それから、先ほどもお話が出ました江戸川区の小岩のこの訓練グループなども、非常に参考になるかなと思いますので、そんなものを目指しながら、ぜひこの施設の有効利用も含めて、これは浅川苑ですか、行ったときに、担当者も言っておりましたけれども、私も見せていただきましたが、非常に200万とか、300万とか、ちょっとした箱でも、上り下りに使う箱なんですよね。足の訓練で使う。これも単なる箱なんですけれども、それも60万、70万するという、どれとってみても、特殊な機器ということで、何百万というものが結構多いという中で、その担当者も言っていましたが、それが週１回しか使われないと、非常にこれは宝の持ちぐされですね、というようなことを、担当者みずからもおっしゃっていたわけですが、そんなことを踏まえて、施設の有効活用ということも考えて、そんな自主訓練グループも活発に活動していけるような、そんな体制をしっかりとつくっていっていただく中で、寝たきり老人ゼロを目指して、さらなるリハビリ事業の充実を要望して、この質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（土方尚功君）　これをもって21の２、日野市として高齢者向けリハビリ事業の整備充実について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時12分　休憩

午後４時38分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第31号、日野市助役の選任の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第31号、日野市助役の選任について、提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市助役の選任について、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

恐れ入りますが、空欄に、住所、東京都日野市南平七丁目一番地の17。氏名、鈴木栄弘。生年月日、昭和11年４月13日と御記入くださいますよう、お願いいたします。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　お諮りいたします。本件については質疑、意見を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって本件について採決いたします。本件を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議案第31号、日野市助役の選任の件は、これに同意することに決しました。

ただいま助役に選任同意されました鈴木栄弘氏のあいさつを求めます。

〔鈴木栄弘氏　登壇〕

○助役選任同意者（鈴木栄弘君）　ただいま助役選任同意をいただきまして、ありがとうございました。改めて責任の重大さを痛感いたしておるところでございます。これからも市政発展のため、特にまちづくりの面で、微力ではございますが、全力をもって取り組んでまいる覚悟でございます。どうか、議員の皆さん方の温かい御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（土方尚功君）　これより議案第32号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第32号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任につ

いて、提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第３項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

恐れ入りますが、空欄に、住所、東京都日野市高幡159番地。氏名、市川資信。生年月日、昭和７年６月14日と御記入くださるよう、お願いいたします。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　お諮りいたします。本件については質疑、意見を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって本件について採決いたします。本件を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議案第32号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任の件は、これに同意することに決しました。

これより議案第33号、日野市監査委員の選任の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第33号、日野市監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市監査委員の選任について、地方自治法第196条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　本件については、一ノ瀬隆君の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により退席していただきます。

〔28番議員　退席〕

○議長（土方尚功君）　本件については質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって本件について採決いたします。一ノ瀬隆君を日野市監査委員に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって一ノ瀬隆君を同意すること

に決しました。

一ノ瀬隆君の除斥を解きます。

〔28番議員　着席〕

よって議案第33第号、日野市監査委員の選任の件は、これに同意することに決しました。

これより議員提出議案第６号、横田基地をはじめとする米軍基地の撤去・返還を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○30番（米沢照男君）　議員提出議案第６号、横田基地をはじめとする米軍基地の撤去・返還を求める意見書であります。

文案については、お手元に配付してあります。ぜひ、御同意をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（土方尚功君）　挙手多数であります。よって議員提出議案第６号、横田基地をはじめとする米軍基地の撤去・返還を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって平成８年第１回日野市議会定例会を閉会いたします。

午後４時46分　閉会

地方自治法第123条第2項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長	福　島　盛之助
日野市議会議長	土　方　尚　功
署名議員	板　垣　正　男
署名議員	鈴　木　美奈子